

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
機 械 編		機 械 編		
1章	一般共通事項	1章	一般共通事項	
2章	衛生器具設備工事	2章	衛生器具設備工事	
3章	給水設備工事	3章	給水設備工事	
4章	排水・通気設備工事	4章	排水・通気設備工事	
5章	給湯設備工事	5章	給湯設備工事	
6章	消火設備工事	6章	消火設備工事	
7章	ガス設備工事	7章	ガス設備工事	
8章	さく井設備工事	8章	さく井設備工事	
9章	浄化槽設備工事	9章	浄化槽設備工事	
10章	暖冷房設備工事	10章	暖冷房設備工事	
11章	換気設備工事	11章	換気設備工事	
12章	共通工事（塗装及び防露・保温工事）	12章	共通工事（塗装、 <a href="#">防錆</a> 及び防露・保温工事）	記載の追加
13章	エレベーター設備工事	13章	エレベーター設備工事	
14章	機械式駐車装置設備工事	14章	機械式駐車装置設備工事	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
1. 1. 1 適用範囲	1章 一般共通事項 1節 一般事項 機械編に定める仕様は、機械設備の工事に適用するものとし、機械設備工事に関連する他工事の仕様は、それぞれ、該当する編による。	1. 1. 1 適用範囲	1章 一般共通事項 1節 一般事項 機械編に定める仕様は、機械設備の工事に適用するものとし、機械設備工事に関連する他工事の仕様は、それぞれ、該当する編による。	該当する箇所それぞれに記載されているため、一般事項として記載し、それぞれの記載を削除。
1. 1. 2 関連工事との取合い	機械編に定める工事と建築工事又は電気設備工事等とが別契約の場合、取合い工事の区分は、建築編 1.1.3 及び特記による。	1. 1. 2 関連工事との取合い	機械編に定める工事と建築工事又は電気設備工事等とが別契約の場合、取合い工事の区分は、建築編 1.1.3 及び特記による。	
1. 1. 3 機材	1 本編に使用する機材は、総則編 1.5.1 及び 1.5.2 によるものとする。 2 機器類の取扱説明書等の作成及び整理については、監督員の指示による。 なお、主要機器類には、機器名称、機器番号、製造所名、製造年月、性能等を記した銘板を <u>取付ける</u> 。	1. 1. 3 機材	1 本編に使用する機材は、総則編 1.5.1 及び 1.5.2 によるものとする。 2 機器類の取扱説明書等の作成及び整理については、監督員の指示による。 なお、主要機器類には、機器名称、機器番号、製造所名、製造年月、性能等を記した銘板を <u>取り付ける</u> 。 <u>3 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合するものとする。</u> <u>なお、耐寒性能の適用は、特記による。</u>	
1. 1. 4 機材の試験	機材の試験は総則編 1.5.2 及び 1.5.3 によるほか、次による。 1 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S 等の法規又は規格に定めのある場合は、それによる。 2 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。	1. 1. 4 機材の試験	機材の試験は総則編 1.5.2 及び 1.5.3 によるほか、次による。 1 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S 等の法規又は規格に定めのある場合は、それによる。 2 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。	
1. 1. 5 製作図面の提出	使用する機器等については、必要に応じて、あらかじめ製作図面を作成し、監督員に提出する。 機材の仕上げ部分に係る色彩については、特記するものを除き、監督員と協議する。	1. 1. 5 製作図面の提出	使用する機器等については、必要に応じて、あらかじめ製作図面を作成し、監督員に提出する。 機材の仕上げ部分に係る色彩については、特記するものを除き、監督員と協議する。	
1. 1. 6 完成図その他	総則編 1.8.4 によるほか、次のものを監督員に提出する。ただし、2 を提出する場合は、特記による。 1 機器取扱い説明書 住戸内 <u>取付け</u> 機器の取扱い説明書を各住戸に備えること。 2 保守指導書（共用部分） 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項を記載したものとする。ただし、住戸内機器は除く。 3 機器性能試験成績書	1. 1. 6 完成図その他	総則編 1.8.4 によるほか、次のものを監督員に提出する。ただし、2 を提出する場合は、特記による。 1 機器取扱い説明書 住戸内 <u>取り付け</u> 機器の取扱い説明書を各住戸に備えること。 2 保守指導書（共用部分） 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項を記載したものとする。ただし、住戸内機器は除く。 3 機器性能試験成績書	
1. 1. 7 施工計画書	1 工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書及び実施工程表を作成し、監督員に提出する。	1. 1. 7 施工計画書	1 工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書及び実施工程表を作成し、監督員に提出する。	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
1. 1. 8 施 工	2 工種別に機器、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。  本仕様書に定めのない施工方法等については、建築基準法、施行令、国土交通省告示、技術基準及び空気調和・衛生工学会施工基準等の定めるところによる。	1. 1. 8 施 工	2 工種別に機器、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。  本仕様書に定めのない施工方法等については、建築基準法、施行令、国土交通省告示、技術基準及び空気調和・衛生工学会施工基準等の定めによる。	修文（営）
1. 1. 9 避 雷 設 備 と の 隔 離	高さ 20m を超える建築物の陸屋根に設置する鉄管類及び水槽等の露出する金属体は、避雷設備の棟上げ導体又は避雷導線から 1.5m 以上離して設置することとし、やむを得ず 1.5m 以内に設置する場合は、その金属体に接地工事が施せる構造とする。	1. 1. 9 避 雷 設 備 と の 隔 離	高さ 20m を超える建築物の陸屋根に設置する鉄管類及び水槽等の露出する金属体は、避雷設備の棟上げ導体又は避雷導線から 1.5m 以上離して設置することとし、やむを得ず 1.5m 以内に設置する場合は、その金属体に接地工事が施せる構造とする。	
1. 1. 10 配 管 等 の 識 別	機械室（ポンプ室を含む）、及び必要に応じてパイプシャフト内の配管及びダクトには、流れ方向・配管種別等を示す識別を表示する。配管の識別は、原則として JIS Z 9102（配管系の識別表示）によるものとし、識別方法及び色あいは監督員の指示による。	1. 1. 10 配 管 等 の 識 別	機械室（ポンプ室を含む）、及び必要に応じてパイプシャフト内の配管及びダクトには、流れ方向・配管種別等を示す識別を表示する。配管の識別は、原則として JIS Z 9102（配管系の識別表示）によるものとし、識別方法及び色あいは監督員の指示による。	
1. 1. 11 既 設 施 設 の 改 造	建替工事等で既設施設（屋外配管を含む）の改造等を行う場合は、施工方法等について、関連部署と事前に協議を行う。	1. 1. 11 既 設 施 設 の 改 造	建替工事等で既設施設（屋外配管を含む）の改造等を行う場合は、施工方法等について、関連部署と事前に協議を行う。	
1. 1. 12 試 験 及 び 記 録	1 工事の施工に際し、試験を行った場合は、総則編1.8.1の当該事項による。 2 試験等に用いる測定器は計量法第71条の規定により合格とされた機器を用いて行うこと。 3 試験項目は、次による。ただし、詳細は各章の当該事項による。 (1) 2章 衛生器具設備工事 2.3.2 通水試験 (2) 3章 給水設備工事 (イ) 3.3.7の1 水圧試験 (ロ) 3.3.7の2 水槽の試験 (ハ) 3.3.7の3 通水試験 (ニ) 3.3.7の6 ポンプの試験 (ホ) 3.3.7の7 電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力の測定試験 (ヘ) 3.3.7の8 塩素滅菌装置の試験 (ト) 3.3.7の9 ポンプ機器類の騒音測定 (チ) 3.3.8 水質試験 (3) 4章 排水・通気設備工事 (イ) 4.3.7の1 満水・通水・導通試験 (ロ) 4.3.7の2 排水ポンプ吐出管の水圧試験	1. 1. 12 試 験 及 び 記 録	1 工事の施工に際し、試験を行った場合は、総則編1.8.1の当該事項による。 2 試験等に用いる測定器は計量法第71条の規定により合格とされた機器を用いて行うこと。 3 試験項目は、次による。ただし、詳細は各章の当該事項による。 (1) 2章 衛生器具設備工事 2.3.2 通水試験 (2) 3章 給水設備工事 (イ) 3.3.7の1 水圧試験 (ロ) 3.3.7の2 水槽の試験 (ハ) 3.3.7の3 通水試験 (ニ) 3.3.7の6 ポンプの試験 (ホ) 3.3.7の7 電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力の測定試験 (ヘ) 3.3.7の8 塩素滅菌装置の試験 (ト) 3.3.7の9 ポンプ機器類の騒音測定 (チ) 3.3.8 水質試験 (3) 4章 排水・通気設備工事 (イ) 4.3.7の1 満水・通水・導通試験 (ロ) 4.3.7の2 排水ポンプ吐出管の水圧試験	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(ハ) 4.3.7の3 ポンプの試験</p> <p>(ニ) 4.3.7の4 洗濯機用防水パンの水張り試験</p> <p>(4) 5章 給湯設備工事</p> <p>(イ) 5.3.5 水圧試験</p> <p>(ロ) 5.3.5の1 通湯試験及び機器作動試験</p> <p>(ハ) 5.3.5の2 浴槽の湯張り試験</p> <p>(ニ) 5.3.5の3 追焚配管の水圧試験</p> <p>(5) 6章 消火設備工事</p> <p>(イ) 6.3.5の1 水圧試験</p> <p>(ロ) 6.3.5の2(2) ポンプ本体の水圧試験</p> <p>(6) 7章 ガス設備工事</p> <p>(イ) 7.2.16 試験，検査</p> <p>(ロ) 7.3.11 試験，検査</p> <p>(7) 8章 さく井設備工事</p> <p>(イ) 8.2.8 揚水試験</p> <p>(ロ) 8.2.9 水質試験</p> <p>(8) 9章 浄化槽設備工事</p> <p>(イ) 9.2.36の1 槽の水張り試験</p> <p>(ロ) 9.2.36の2 配管の試験</p> <p>(ハ) 9.2.36の3 各機器の単独作動試験</p> <p>(ニ) 9.2.36の4 通水・総合運転試験</p> <p>(9) 10章 暖冷房設備工事</p> <p>(イ) 10.3.10の1 暖房配管の水圧試験</p> <p>(ロ) 10.3.10の2 冷媒配管の気密試験</p> <p>(ハ) 10.3.11 総合調整</p> <p>(10) 11章 換気設備工事</p> <p>11.3.4 運転試験及び換気風量測定</p> <p>(11) 13章 エレベーター設備工事</p> <p>(イ) 13.2.5 試験・検査</p> <p>(ロ) 13.3.13 試験・検査</p> <p>4 記録提出項目は、次による。ただし、詳細は各章の当該事項による。</p> <p>(1) 3章 給水設備工事</p> <p>(イ) 3.3.1の18(4)(ハ) さや管ヘッダー工法における押し引きの確認</p> <p>(ロ) 3.3.3の1(2) ねじ切りのねじの精度の確認</p> <p>(ハ) 3.3.3の7(3) 水道用ポリエチレン管のナットの締付けトルク管理の確認</p> <p>(ニ) 3.3.3の9(6) 架橋ポリエチレン管のナットの締付けトルク管理の確認</p> <p>(ホ) 3.3.3の10(7) ポリブテン管のナットの締付けトルク管理の確認</p> <p>(ヘ) 3.3.4の6 配管の固定・支持の状況，支持間隔の確認</p>	<p>(ハ) 4.3.7の3 ポンプの試験</p> <p>(ニ) 4.3.7の4 洗濯機用防水パンの水張り試験</p> <p>(4) 5章 給湯設備工事</p> <p>(イ) 5.3.5 水圧試験</p> <p>(ロ) 5.3.5の1 通湯試験及び機器作動試験</p> <p>(ハ) 5.3.5の2 浴槽の湯張り試験</p> <p>(ニ) 5.3.5の3 追焚配管の水圧試験</p> <p>(5) 6章 消火設備工事</p> <p>(イ) 6.3.5の1 水圧試験</p> <p>(ロ) 6.3.5の2(2) ポンプ本体の水圧試験</p> <p>(6) 7章 ガス設備工事</p> <p>(イ) 7.2.16 試験，検査</p> <p>(ロ) 7.3.11 試験，検査</p> <p>(7) 8章 さく井設備工事</p> <p>(イ) 8.2.8 揚水試験</p> <p>(ロ) 8.2.9 水質試験</p> <p>(8) 9章 浄化槽設備工事</p> <p>(イ) 9.2.36の1 槽の水張り試験</p> <p>(ロ) 9.2.36の2 配管の試験</p> <p>(ハ) 9.2.36の3 各機器の単独作動試験</p> <p>(ニ) 9.2.36の4 通水・総合運転試験</p> <p>(9) 10章 暖冷房設備工事</p> <p>(イ) 10.3.10の1 暖房配管の水圧試験・<b>空気圧試験</b></p> <p>(ロ) 10.3.10の2 冷媒配管の気密試験</p> <p>(ハ) 10.3.11 総合調整</p> <p>(10) 11章 換気設備工事</p> <p>11.3.4 運転試験及び換気風量測定</p> <p>(11) 13章 エレベーター設備工事</p> <p>(イ) 13.2.5 試験・検査</p> <p>(ロ) 13.3.13 試験・検査</p> <p>4 記録提出項目は、次による。ただし、詳細は各章の当該事項による。</p> <p>(1) 3章 給水設備工事</p> <p>(イ) 3.3.1の18(4)(ハ) さや管ヘッダー工法における押し引きの確認</p> <p>(ロ) 3.3.3の1(2) ねじ切りのねじの精度の確認</p> <p>(ハ) 3.3.3の7(3) 水道用ポリエチレン管のナットの締付けトルク管理の確認</p> <p>(ニ) 3.3.3の9(6) 架橋ポリエチレン管のナットの締付けトルク管理の確認</p> <p>(ホ) 3.3.3の10(7) ポリブテン管のナットの締付けトルク管理の確認</p> <p>(ヘ) 3.3.4の6 配管の固定・支持の状況，支持間隔の確認</p>	<p>改定理由</p> <p>当仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(ト) 3.3.7の1 水圧試験</p> <p>(ヲ) 3.3.7の3 通水試験</p> <p>(リ) 3.3.7の6 ポンプの試験</p> <p>(ヌ) 3.3.7の7 電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力の測定試験</p> <p>(ヘ) 3.3.7の9 ポンプ機器類の騒音測定</p> <p>(ホ) 3.3.7の10 戸別給水用減圧弁の2次側圧力調整</p> <p>(ト) 3.3.8 水質試験</p> <p>(2) 4章 排水・通気設備工事</p> <p>(イ) 4.3.2 勾配の確認</p> <p>(ロ) 4.3.5の3 配管の支持・固定状況の確認</p> <p>(ハ) 4.3.7の1 満水・通水・導通試験</p> <p>(ニ) 4.3.7の2 排水ポンプ吐出管の水圧試験</p> <p>(ホ) 4.3.7の3 ポンプの試験</p> <p>(ヘ) 4.3.7の4 洗濯機用防水パンの水張り試験</p> <p>(3) 5章 給湯設備工事</p> <p>(イ) 5.3.3の1 配管の支持・固定状況の確認</p> <p>(ロ) 5.3.5 水圧試験</p> <p>(ハ) 5.3.5の1 通湯試験及び機器作動試験</p> <p>(ニ) 5.3.5の2 浴槽の湯張り試験</p> <p>(ホ) 5.3.5の3 追焚配管の水圧試験</p> <p>(4) 6章 消火設備工事</p> <p>6.3.5の1 水圧試験</p> <p>(5) 7章 ガス設備工事</p> <p>(イ) 7.2.16 試験，検査</p> <p>(ロ) 7.3.11 試験，検査</p> <p>(6) 8章 さく井設備工事</p> <p>(イ) 8.2.8 揚水試験</p> <p>(ロ) 8.2.9 水質試験</p> <p>(7) 9章 浄化槽設備工事</p> <p>(イ) 9.2.36の4 通水・総合運転試験</p> <p>(ロ) 9.3.2 機能試験</p> <p>(8) 10章 暖冷房設備工事</p> <p>(イ) 10.3.3 配管の支持・固定状況の確認</p> <p>(ロ) 10.3.10の1 暖房配管の水圧試験</p> <p>(ハ) 10.3.10の2 冷媒配管の気密試験</p> <p>(ニ) 10.3.11 総合調整</p> <p>(9) 11章 換気設備工事</p> <p>(イ) 11.3.2の4 ダクトの勾配・支持・固定状況の確認</p>	<p>(ト) 3.3.7の1 水圧試験</p> <p>(ヲ) 3.3.7の3 通水試験</p> <p>(リ) 3.3.7の6 ポンプの試験</p> <p>(ヌ) 3.3.7の7 電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力の測定試験</p> <p>(ヘ) 3.3.7の9 ポンプ機器類の騒音測定</p> <p>(ホ) 3.3.7の10 戸別給水用減圧弁の2次側圧力調整</p> <p>(ト) 3.3.8 水質試験</p> <p>(2) 4章 排水・通気設備工事</p> <p>(イ) 4.3.2 勾配の確認</p> <p>(ロ) 4.3.5の3 配管の支持・固定状況の確認</p> <p>(ハ) 4.3.7の1 満水・通水・導通試験</p> <p>(ニ) 4.3.7の2 排水ポンプ吐出管の水圧試験</p> <p>(ホ) 4.3.7の3 ポンプの試験</p> <p>(ヘ) 4.3.7の4 洗濯機用防水パンの水張り試験</p> <p>(3) 5章 給湯設備工事</p> <p>(イ) 5.3.3の1 配管の支持・固定状況の確認</p> <p>(ロ) 5.3.5 水圧試験</p> <p>(ハ) 5.3.5の1 通湯試験及び機器作動試験</p> <p>(ニ) 5.3.5の2 浴槽の湯張り試験</p> <p>(ホ) 5.3.5の3 追焚配管の水圧試験</p> <p>(4) 6章 消火設備工事</p> <p>6.3.5の1 水圧試験</p> <p>(5) 7章 ガス設備工事</p> <p>(イ) 7.2.16 試験，検査</p> <p>(ロ) 7.3.11 試験，検査</p> <p>(6) 8章 さく井設備工事</p> <p>(イ) 8.2.8 揚水試験</p> <p>(ロ) 8.2.9 水質試験</p> <p>(7) 9章 浄化槽設備工事</p> <p>(イ) 9.2.36の4 通水・総合運転試験</p> <p>(ロ) 9.3.2 機能試験</p> <p>(8) 10章 暖冷房設備工事</p> <p>(イ) 10.3.3 配管の支持・固定状況の確認</p> <p>(ロ) 10.3.10の1 暖房配管の水圧試験・<u>空気圧試験</u></p> <p>(ハ) 10.3.10の2 冷媒配管の気密試験</p> <p>(ニ) 10.3.11 総合調整</p> <p>(9) 11章 換気設備工事</p> <p>(ハ) 11.3.2の4 ダクトの勾配・支持・固定状況の確認</p>	<p>改定理由</p> <p>当繕仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(ロ) 11.3.4 換気風量測定</p> <p>(10) 12章 共通工事(塗装及び防露・保温工事)</p> <p>12.3.4の20 コンクリート・シンダー埋込み及び土中埋設管の防食施工状況の確認</p> <p>(11) 13章 エレベーター設備工事</p> <p>(イ) 13.2.5 試験・検査</p> <p>(ロ) 13.3.13 試験・検査</p>	<p>(ニ) 11.3.4 換気風量測定</p> <p>(10) 12章 共通工事(塗装及び防露・保温工事)</p> <p>12.3.4の20 コンクリート・シンダー埋込み及び土中埋設管の防食施工状況の確認</p> <p>(11) 13章 エレベーター設備工事</p> <p>(イ) 13.2.5 試験・検査</p> <p>(ロ) 13.3.13 試験・検査</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																																												
2. 1. 1 適用範囲	<p><b>2章 衛生器具設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章は、衛生器具設備について適用する。</p> <p>2 この章で規定する器具のうち、水道事業者等の規定がある場合は、それによる。</p>	2. 1. 1 適用範囲	<p><b>2章 衛生器具設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章は、衛生器具設備について適用する。</p> <p>2 この章で規定する器具のうち、水道事業者等の規定がある場合は、それによる。</p>																																																																																																													
	<p><b>2. 2. 1 器具及び材料</b></p> <p>1 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>別に定める「機材の品質・性能基準」</u>による。</p> <p>2 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛かり部は、ニッケルクロムめっき仕上げ（JIS H 8617（ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき）による2級以上）又は樹脂製とする。</p> <p>衛生器具の区分及び種類は、2.2.1表によるものとし、適用は特記による。</p> <p><b>2.2.1表 衛生器具の区分及び種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">洋風便器</td> <td>洋風洗落とし便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク密結洗落とし便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク密結サイホン便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風洗落とし節水Ⅰ型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン節水Ⅰ型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク密結洗落とし節水Ⅰ型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク密結サイホン節水Ⅰ型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク密結洗落とし節水Ⅱ型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク密結サイホン節水Ⅱ型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">和風大便器</td> <td>和風洗出し床上給水大便器（並形又はフランジ形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和風洗出し床上給水両用便器（並形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>節水形和風洗出し床上給水節水Ⅰ形大便器（並形又はフランジ形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>節水形和風洗出し床上給水両用節水Ⅰ形便器（並形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温水洗淨便座</td> <td>シート形 便器一体形</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗面器</td> <td>平付洗面器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平付洗面器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">手洗器</td> <td>平付洗面器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平付洗面器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隅付洗面器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隅付洗面器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯水混合水栓</td> <td>台所用</td> <td>シングルレバー式 2ハンドル式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一時止水付とする</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		種 類	備 考	洋風便器	洋風洗落とし便器		洋風サイホン便器		洋風タンク密結洗落とし便器		洋風タンク密結サイホン便器		洋風洗落とし節水Ⅰ型便器		洋風サイホン節水Ⅰ型便器		洋風タンク密結洗落とし節水Ⅰ型便器		洋風タンク密結サイホン節水Ⅰ型便器		洋風タンク密結洗落とし節水Ⅱ型便器		洋風タンク密結サイホン節水Ⅱ型便器		和風大便器	和風洗出し床上給水大便器（並形又はフランジ形）		和風洗出し床上給水両用便器（並形）		節水形和風洗出し床上給水節水Ⅰ形大便器（並形又はフランジ形）		節水形和風洗出し床上給水両用節水Ⅰ形便器（並形）		温水洗淨便座	シート形 便器一体形		洗面器	平付洗面器（大型）		平付洗面器（小型）		手洗器	平付洗面器（大型）		平付洗面器（小型）		隅付洗面器（大型）		隅付洗面器（小型）		湯水混合水栓	台所用	シングルレバー式 2ハンドル式		一時止水付とする	<p><b>2. 2. 1 器具及び材料</b></p> <p>1 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準</u>による。<u>ただし、総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準に規定がない衛生陶器は、総則編 1.5.2 の 2(1)に示す基準（JIS A 5207）による。</u></p> <p>2 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛かり部は、ニッケルクロムめっき仕上げ（JIS H 8617（ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき）による2級以上）又は樹脂製とする。</p> <p>衛生器具の区分及び種類は、2.2.1表によるものとし、適用は特記による。</p> <p><b>2.2.1表 衛生器具の区分及び種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">洋風便器</td> <td>洋風洗落とし節水Ⅰ形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン節水Ⅰ形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン節水Ⅱ形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風洗落とし便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">和風大便器</td> <td>和風洗出し床上給水節水Ⅰ形大便器（差込形又はフランジ形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和風洗出し床上給水両用節水Ⅰ形便器（差込形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和風洗出し床上給水大便器（差込形又はフランジ形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和風洗出し床上給水両用便器（差込形）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房便座</td> <td>シート形 便器一体形</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗面器</td> <td>平付洗面器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平付洗面器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">手洗器</td> <td>平付手洗器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平付手洗器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隅付手洗器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隅付手洗器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯水混合水栓</td> <td>台所用</td> <td>シングルレバー式 2ハンドル式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 類	備 考	洋風便器	洋風洗落とし節水Ⅰ形便器		洋風サイホン節水Ⅰ形便器		洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器		洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器		洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ形便器		洋風タンク式サイホン節水Ⅱ形便器		洋風洗落とし便器		洋風サイホン便器		洋風タンク式洗落とし便器		洋風タンク式サイホン便器		和風大便器	和風洗出し床上給水節水Ⅰ形大便器（差込形又はフランジ形）		和風洗出し床上給水両用節水Ⅰ形便器（差込形）		和風洗出し床上給水大便器（差込形又はフランジ形）		和風洗出し床上給水両用便器（差込形）		暖房便座	シート形 便器一体形		洗面器	平付洗面器（大型）		平付洗面器（小型）		手洗器	平付手洗器（大型）		平付手洗器（小型）		隅付手洗器（大型）		隅付手洗器（小型）		湯水混合水栓	台所用	シングルレバー式 2ハンドル式
区 分	種 類	備 考																																																																																																														
洋風便器	洋風洗落とし便器																																																																																																															
	洋風サイホン便器																																																																																																															
	洋風タンク密結洗落とし便器																																																																																																															
	洋風タンク密結サイホン便器																																																																																																															
	洋風洗落とし節水Ⅰ型便器																																																																																																															
	洋風サイホン節水Ⅰ型便器																																																																																																															
	洋風タンク密結洗落とし節水Ⅰ型便器																																																																																																															
	洋風タンク密結サイホン節水Ⅰ型便器																																																																																																															
	洋風タンク密結洗落とし節水Ⅱ型便器																																																																																																															
	洋風タンク密結サイホン節水Ⅱ型便器																																																																																																															
和風大便器	和風洗出し床上給水大便器（並形又はフランジ形）																																																																																																															
	和風洗出し床上給水両用便器（並形）																																																																																																															
	節水形和風洗出し床上給水節水Ⅰ形大便器（並形又はフランジ形）																																																																																																															
	節水形和風洗出し床上給水両用節水Ⅰ形便器（並形）																																																																																																															
温水洗淨便座	シート形 便器一体形																																																																																																															
洗面器	平付洗面器（大型）																																																																																																															
	平付洗面器（小型）																																																																																																															
手洗器	平付洗面器（大型）																																																																																																															
	平付洗面器（小型）																																																																																																															
	隅付洗面器（大型）																																																																																																															
	隅付洗面器（小型）																																																																																																															
湯水混合水栓	台所用	シングルレバー式 2ハンドル式																																																																																																														
		一時止水付とする																																																																																																														
区 分	種 類	備 考																																																																																																														
洋風便器	洋風洗落とし節水Ⅰ形便器																																																																																																															
	洋風サイホン節水Ⅰ形便器																																																																																																															
	洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器																																																																																																															
	洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器																																																																																																															
	洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ形便器																																																																																																															
	洋風タンク式サイホン節水Ⅱ形便器																																																																																																															
	洋風洗落とし便器																																																																																																															
	洋風サイホン便器																																																																																																															
	洋風タンク式洗落とし便器																																																																																																															
	洋風タンク式サイホン便器																																																																																																															
和風大便器	和風洗出し床上給水節水Ⅰ形大便器（差込形又はフランジ形）																																																																																																															
	和風洗出し床上給水両用節水Ⅰ形便器（差込形）																																																																																																															
	和風洗出し床上給水大便器（差込形又はフランジ形）																																																																																																															
	和風洗出し床上給水両用便器（差込形）																																																																																																															
暖房便座	シート形 便器一体形																																																																																																															
洗面器	平付洗面器（大型）																																																																																																															
	平付洗面器（小型）																																																																																																															
手洗器	平付手洗器（大型）																																																																																																															
	平付手洗器（小型）																																																																																																															
	隅付手洗器（大型）																																																																																																															
	隅付手洗器（小型）																																																																																																															
湯水混合水栓	台所用	シングルレバー式 2ハンドル式																																																																																																														

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
	洗面所用	シングルレバー式		洗面所用	シングルレバー式		(実態に合わせて見直し)	
		2ハンドル式			2ハンドル式			
	洗面所用 洗髪機能付	シングルレバー式		洗面所用 洗髪機能付	シングルレバー式			湯水混合水栓・浴室用 ミキシング式を削除 (実態に合わせて見直し)
		サーモスタット式			サーモスタット式			
浴室用	2ハンドル式	一時止水付とする	浴室用	2ハンドル式				
	ミキシング式	シャワーの有無		サーモスタット式	シャワーの有無			
	サーモスタット式	シャワーの有無		2ハンドル式	シャワー及び一時止水付とする			
洗面化粧 ユニット	化粧台型*1	一般型		洗面化粧 ユニット	化粧台型*1	一般型		
		洗髪型				洗髪型		
	カウンター型*2	一般型		カウンター型*2	一般型			
		洗髪型			洗髪型			
(注) *1…洗面化粧台(洗面器の付いた台で収納部を一体とするもの)を基本とし、これに化粧キャビネット等を組み合わせるもの。 *2…洗面化粧カウンター(洗面器の付いた天板)を基本とし、これに化粧キャビネット等を組み合わせるもの。				(注) *1…洗面化粧台(洗面器の付いた台で収納部を一体とするもの)を基本とし、これに化粧キャビネット等を組合せるもの。 *2…洗面化粧カウンター(洗面器の付いた天板)を基本とし、これに化粧キャビネット等を組合せるもの。				
3 給水栓は、JIS B 2061（給水栓）によるものとするほか、各給水栓の当該事項による。ただし、接水耐圧部を金属製とする場合は、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）によるCAC406又は同等の耐食性を有するものとする。また、JISに規定されていない給水栓は、構造、材料及び構成する主要部品の形状、寸法等が当該JISに準ずるものとする。				3 給水栓は、JIS B 2061（給水栓）によるものとするほか、各給水栓の当該事項による。ただし、接水耐圧部を金属製とする場合は、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）によるCAC406又は同等の耐食性を有するものとする。また、JISに規定されていない給水栓は、構造、材料及び構成する主要部品の形状、寸法等が当該JISに準ずるものとする。				
4 小便器用節水装置、身体障害者用の便器及び洗面器、トラップ付きストール小便器、トラップ着脱式ストール小便器並びに洗浄用防露式のロータンクは、次による。				4 小便器用節水装置、身体障害者用の便器及び洗面器、トラップ付きストール小便器、トラップ着脱式ストール小便器並びに洗浄用防露式のロータンクは、次による。				
(1) 小便器用節水装置（小便器組み込み型も可とする）は、小便器洗浄水を節水するため、JIS B 2061（給水栓）による電気開閉式とし、自動的に洗浄する装置とする。形式は、小便器一体型又は小便器分離型とし、特記による。				(1) 小便器用節水装置（小便器組み込み型も可とする）は、小便器洗浄水を節水するため、JIS B 2061（給水栓）による電気開閉式とし、自動的に洗浄する装置とする。形式は、小便器一体型又は小便器分離型とし、特記による。				
(2) 身体障害者用の便器及び洗面器 主として車いす又は松葉杖を使用する身体障害者の用に供することを目的に作られた便器及び洗面器で、形状及び寸法がその目的にかなったものとする。				(2) 身体障害者用の便器及び洗面器 主として車いす又は松葉杖を使用する身体障害者の用に供することを目的に作られた便器及び洗面器で、形状及び寸法がその目的にかなったものとする。				
(3) トラップ付きストール小便器 ストール小便器内にトラップを設けた小便器とする。				(3) トラップ付きストール小便器 ストール小便器内にトラップを設けた小便器とする。				
(4) トラップ着脱式ストール小便器 ストール小便器内に着脱式トラップを設けた小便器とする。				(4) トラップ着脱式ストール小便器 ストール小便器内に着脱式トラップを設けた小便器とする。				
(5) 洗浄用防露式ロータンク タンク表面の結露防止のため、タンク内面に断熱の措置を施したものである。断熱材の仕様は、製造者の標準仕様とする。				(5) 洗浄用防露式ロータンク タンク表面の結露防止のため、タンク内面に断熱の措置を施したものである。断熱材の仕様は、製造者の標準仕様とする。				
5 衛生陶器及び洗面化粧ユニットの付属品は、次による。				5 衛生陶器及び洗面化粧ユニットの付属品は、次による。				
(1) 洋風大便器（床下排水形）				(1) 洋風大便器（床下排水形）				
(イ) 大便器スパッド（タンク密結便器の場合を除く）				(イ) 大便器スパッド（タンク密結便器の場合を除く）				
(ロ) 大便器床フランジ				(ロ) 大便器床フランジ				



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(イ) 合成樹脂製便座</p> <p>(ロ) 合成樹脂製紙巻き器</p> <p>(ハ) 13mm 給水管又はフレキシブル管付き密結ロータンク（タンク密結便器の場合） 内部金具は逆流防止形のもの</p> <p>(2) 洋風大便器（床上排水形）</p> <p>(イ) 大便器スパッド（タンク密結便器の場合を除く）</p> <p>(ロ) 接続排水管及び接続用パッキン又は大便器壁フランジ</p> <p>(ハ) 合成樹脂製便座</p> <p>(ニ) 合成樹脂製紙巻き器</p> <p>(ホ) 13mm 給水管又はフレキシブル管付き密結ロータンク（タンク密結便器の場合） 内部金具は逆流防止形のもの</p> <p>(3) 和風大便器</p> <p>(イ) 大便器スパッド</p> <p>(ロ) フランジ金物（フランジ形の場合）</p> <p>(ハ) 合成樹脂製紙巻き器</p> <p>(4) 小便器</p> <p>(イ) 小便器スパッド</p> <p>(ロ) 小便器壁フランジ（壁掛式の場合）</p> <p>(ハ) ストール小便器排水金具（ストール式の場合）</p> <p>(5) 洗面器</p> <p>(イ) 13mm 付属水栓（給水栓又は湯水混合水栓）</p> <p>(ロ) 13mm 給水管付き止水栓又は 13mm 給水管</p> <p>(ハ) 洗面器トラップ</p> <p>(ニ) バックハンガー</p> <p>(6) 掃除用流し</p> <p>(イ) 20mm 送り座付き横水栓</p> <p>(ロ) S形又はP形掃除流しトラップ</p> <p>(ハ) 掃除流しトラップ接続金具</p> <p>(ニ) 鎖付き共栓</p> <p>(ホ) バックハンガー</p> <p>(ハ) リムカバー</p> <p>(7) 便器洗浄用ロータンク</p> <p>(イ) ロータンク用内部金具（逆流防止形のもの）</p> <p>(ロ) 13mm 給水管付き止水栓</p> <p>(ハ) 洗浄管</p> <p>(8) 洗面化粧ユニット</p>	<p>(イ) 合成樹脂製便座</p> <p>(ロ) 合成樹脂製紙巻き器</p> <p>(ハ) 13mm 給水管又はフレキシブル管付き密結ロータンク（タンク密結便器の場合） 内部金具は逆流防止形のもの</p> <p>(2) 洋風大便器（床上排水形）</p> <p>(イ) 大便器スパッド（タンク密結便器の場合を除く）</p> <p>(ロ) 接続排水管及び接続用パッキン又は大便器壁フランジ</p> <p>(ハ) 合成樹脂製便座</p> <p>(ニ) 合成樹脂製紙巻き器</p> <p>(ホ) 13mm 給水管又はフレキシブル管付き密結ロータンク（タンク密結便器の場合） 内部金具は逆流防止形のもの</p> <p>(3) 和風大便器</p> <p>(イ) 大便器スパッド</p> <p>(ロ) フランジ金物（フランジ形の場合）</p> <p>(ハ) 合成樹脂製紙巻き器</p> <p>(4) 小便器</p> <p>(イ) 小便器スパッド</p> <p>(ロ) 小便器壁フランジ（壁掛式の場合）</p> <p>(ハ) ストール小便器排水金具（ストール式の場合）</p> <p>(5) 洗面器</p> <p>(イ) 13mm 付属水栓（給水栓又は湯水混合水栓）</p> <p>(ロ) 13mm 給水管付き止水栓又は 13mm 給水管</p> <p>(ハ) 洗面器トラップ</p> <p>(ニ) バックハンガー</p> <p>(6) 掃除用流し</p> <p>(イ) 13mm 又は 20mm 送り座付き横水栓</p> <p>(ロ) S形又はP形掃除流しトラップ</p> <p>(ハ) 掃除流しトラップ接続金具</p> <p>(ニ) 鎖付き共栓（<u>ゴム製</u>）</p> <p>(ホ) バックハンガー</p> <p>(ハ) リムカバー</p> <p>(7) 便器洗浄用ロータンク</p> <p>(イ) ロータンク用内部金具（逆流防止形のもの）</p> <p>(ロ) 13mm 給水管付き止水栓</p> <p>(ハ) 洗浄管</p> <p>(8) 洗面化粧ユニット</p>	<p>節水に配慮して追加</p> <p>材質の明確化</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(イ) 湯水混合水栓(洗髪型はシャワー付きとする)</p> <p>(ロ) 排水管(原則として固定式とする)</p> <p>(ハ) 排水トラップ</p> <p>(ニ) 鏡, 照明, コンセント等の有無は特記による</p> <p>6 洗浄弁</p> <p>(1) 大便器洗浄弁は JIS B 2061 (給水栓) とし, バキュームブレーカー付きとする。なお, 操作方式は手動式又は電気開閉式とし, 特記による。</p> <p>(イ) 手動式 ハンドル式は, 節水に有効なノンホールディングの機構を有するものとする。 身体障害者用のものは, 特記がない場合は, レバー式操作弁とする。</p> <p>(ロ) 電気開閉式 洗浄機構は, センサー式又はタッチスイッチ式とし, 特記による。</p> <p>(2) 小便器洗浄弁は, JIS B 2061 (給水栓) とし, 操作方式は押しボタン式又は電気開閉式とし, 特記による。</p> <p>7 洗浄管及び給水管 露出する洗浄管及び給水管の材質は特記による。 なお, 特記がなければ金属製 (最小肉厚は 0.6mm) とする。</p> <p>8 湯水混合水栓</p> <p>(1) JIS B 2061 (給水栓) によるほか, 次による。</p> <p>(2) シングルレバー式水栓は, 水撃緩衝機能付きを標準とする。</p> <p>(3) 2ハンドル式水栓の給水側のこまは, 原則として節水こまとする。</p> <p>9 単水栓</p> <p>(1) JIS B 2061 (給水栓) によるものとし, 原則として節水こまとする。 <u>なお, 水撃緩衝機能付きとする場合は, 特記による。</u></p> <p>(2) 洗濯機用水栓は, 緊急止水機能付きとする。</p> <p>10 自動水栓 自動水栓は, JIS B 2061 (給水栓) によるものとし, 次の装置, 付属品から構成される。 なお, 電源供給方法及び手動スイッチの有無は, 特記による。</p> <p>(1) 感知センサー…………… 1 組</p> <p>(2) 吐水口…………… 1 組</p> <p>(3) 開閉弁…………… 1 組</p> <p>(4) 制御盤装置…………… 1 組 (AC 仕様の場合は電源コードを含む)</p> <p>(5) 乾電池 (必要な場合) …… 1 組</p> <p>11 <u>温水洗浄式便座</u></p>	<p>(イ) 湯水混合水栓(洗髪型はシャワー付きとする)</p> <p>(ロ) 排水管(原則として固定式とする)</p> <p>(ハ) 排水トラップ</p> <p>(ニ) 鏡, 照明, コンセント等の有無は特記による</p> <p>6 洗浄弁</p> <p>(1) 大便器洗浄弁は JIS B 2061 (給水栓) とし, バキュームブレーカー付きとする。なお, 操作方式は手動式又は電気開閉式とし, 特記による。</p> <p>(イ) 手動式 ハンドル式は, 節水に有効なノンホールディングの機構を有するものとする。 身体障害者用のものは, 特記がない場合は, レバー式操作弁とする。</p> <p>(ロ) 電気開閉式 洗浄機構は, センサー式又はタッチスイッチ式とし, 特記による。</p> <p>(2) 小便器洗浄弁は, JIS B 2061 (給水栓) とし, 操作方式は押しボタン式又は電気開閉式とし, 特記による。</p> <p>7 洗浄管及び給水管 露出する洗浄管及び給水管の材質は特記による。 なお, 特記がなければ金属製 (最小肉厚は 0.6mm) とする。</p> <p>8 湯水混合水栓</p> <p>(1) JIS B 2061 (給水栓) によるほか, 次による。</p> <p>(2) シングルレバー式水栓は, 水撃緩衝性能を有するものとする。</p> <p>(3) 2ハンドル式水栓の給水側のこまは, 原則として節水こまとする。</p> <p>9 単水栓</p> <p>(1) JIS B 2061 (給水栓) によるものとし, 原則として節水こまとする。</p> <p>(2) 洗濯機用水栓は, 緊急止水機能付きとする。 <u>なお, 水撃緩衝機能付きとする場合は, 特記による。</u></p> <p>10 自動水栓 自動水栓は, JIS B 2061 (給水栓) によるものとし, 次の装置, 付属品から構成される。 なお, 電源供給方法及び手動スイッチの有無は, 特記による。</p> <p>(1) 感知センサー…………… 1 組</p> <p>(2) 吐水口…………… 1 組</p> <p>(3) 開閉弁…………… 1 組</p> <p>(4) 制御盤装置…………… 1 組 (AC 仕様の場合は電源コードを含む)</p> <p>(5) 乾電池 (必要な場合) …… 1 組</p> <p>11 <u>暖房便座</u></p>	<p></p> <p>実態に合わせて見直し</p> <p>削除</p> <p>水撃緩衝機能付きとする単水栓は洗濯機用とし, 特記対応とした。</p> <p>修文</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
2. 3. 1 器具の取 付け及び 接続	<p>暖房便座は、JIS A 4422（温水洗浄式便座）によるものとし、特記により次の付加機能を設ける。</p> <p>(1) 温水洗浄機能（給水方式は水道直結給水方式とし、加熱方式（貯湯式又は瞬間式）は特記による。）</p> <p>(2) 温風乾燥機能</p> <p>(3) 脱臭機能</p> <p>(4) リモコン</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 器具をコンクリート壁又はコンクリートブロック壁に取付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグとする。</p> <p>なお、コンクリートブロック壁の場合は、取付け面に補強を施す。</p> <p>(2) 器具を木造壁等に取付ける場合は、木ビス（ステンレス製）とする。</p> <p>(3) 陶器に給排水金具類を接続する場合には、耐食性パッキン等挿入し、締め付ける。</p> <p>2 洋風便器</p> <p>(1) 床下排水型の場合は、ゴム製又は合成樹脂製接続媒介継手を床面に固定したのち、便器を据付け固定する。</p> <p>(2) 床上排水型の場合は、段付きゴム製パッキン便器排水口に差し込み、段付きゴム製パッキンが片寄らないように便器用接続管を差し込む。</p> <p>(3) ロータンクと陶製蓋とは、ズレ・ガタツキのないようにする。</p> <p>3 和風大便器</p> <p>(1) 和風大便器をコンクリート床面に設置する場合は、支えブロック等を用い、位置及び高さの調整を行い、据付ける。</p> <p>なお、便器は、コンクリート及びモルタルと接触する部分にアスファルト等の緩衝材（厚さ3mm以上）を設けたものを用い、陶器の破損を防止する。また、防水床設置の場合は、便器のリム部分に設けたアスファルト緩衝材まで防水層（建築工事）を立ち上げ、密着させる。</p> <p>(2) 防火区画のスラブ面に設置する和風大便器は、建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号ハの規定に適合した耐火カバー（ガラス繊維等で強化したセメント製）等で覆い、防火上、支障のないようにする。</p> <p>(3) 便器と排水管との接続は、上記2の(1)に準ずる。</p> <p>なお、便器と接続する排水管の端部は、<u>つり</u>金物で確実に支持し、排水管等の荷重が直接便器にかからないようにする。</p> <p>4 小便器</p> <p>(1) 壁掛小便器、壁掛ストール小便器、トラップ付きストール小便器及びトラッ</p>	2. 3. 1 器具の取 付け及び 接続	<p>暖房便座は、JIS A 4422（温水洗浄式便座）によるものとし、特記により次の付加機能を設ける。</p> <p>(1) 温水洗浄機能（給水方式は水道直結給水方式とし、加熱方式（貯湯式又は瞬間式）は特記による。）</p> <p>(2) 温風乾燥機能</p> <p>(3) 脱臭機能</p> <p>(4) リモコン</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 器具をコンクリート壁又はコンクリートブロック壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグとする。</p> <p>なお、コンクリートブロック壁の場合は、取付け面に補強を施す。</p> <p>(2) 器具を木造壁等に取り付ける場合は、木ビス（ステンレス製）とする。</p> <p>(3) 陶器に給排水金具類を接続する場合には、耐食性パッキン等挿入し、締め付ける。</p> <p>2 洋風便器</p> <p>(1) 床下排水型の場合は、ゴム製又は合成樹脂製接続媒介継手を床面に固定したのち、便器を据付け固定する。</p> <p>(2) 床上排水型の場合は、段付きゴム製パッキン便器排水口に差し込み、段付きゴム製パッキンが片寄らないように便器用接続管を差し込む。</p> <p>(3) ロータンクと陶製ふたとは、ズレ・ガタツキのないようにする。</p> <p>3 和風大便器</p> <p>(1) 和風大便器をコンクリート床面に設置する場合は、支えブロック等を用い、位置及び高さの調整を行い、据付ける。</p> <p>なお、便器は、コンクリート及びモルタルと接触する部分にアスファルト等の緩衝材（厚さ3mm以上）を設けたものを用い、陶器の破損を防止する。また、防水床設置の場合は、便器のリム部分に設けたアスファルト緩衝材まで防水層（建築工事）を立ち上げ、密着させる。</p> <p>(2) 防火区画のスラブ面に設置する和風大便器は、建築基準法施行令第129条の2の5第1項第7号ハの規定に適合した耐火カバー（ガラス繊維等で強化したセメント製）等で覆い、防火上、支障のないようにする。</p> <p>(3) 便器と排水管との接続は、上記2の(1)に準ずる。</p> <p>なお、便器と接続する排水管の端部は、<u>吊り</u>金物で確実に支持し、排水管等の荷重が直接便器にかからないようにする。</p> <p>4 小便器</p> <p>(1) 壁掛小便器、壁掛ストール小便器、トラップ付きストール小便器及びトラッ</p>	<p>修文</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																																														
<p>プ着脱式ストール小便器と排水管との接合は、排水管が硬質塩化ビニル管の場合は、ゴム製又は合成樹脂製接続媒継手とする。</p> <p>(2) 小便器取付けには、排水管端を受口形に展口してパテ盛りする方法を用いてはならない。</p> <p>5 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗面器の取付けは、原則としてバックハンガーによるものとし、洗面化粧ユニット等の場合は、固定金具により壁に固定する。 なお、トラップと硬質塩化ビニル管の接続は、排水用アダプターを用いる。</p> <p>6 掃除用流し (1) トラップと排水管の接続は、上記2の(1)に準じて取付ける。 (2) バックハンガー及び器具排水金具との接続等は、上記5による。 <u>なお、排水金具のゴム栓（鎖付）の取付けは、特記による。</u></p> <p>7 洗浄用タンク 所定の位置に堅固に、かつ、上面が水平になるように固定する。小便器又は大便器の露出洗浄管は、壁又は床に堅固に固定する。</p> <p>8 器具の取付け高さ 器具の取付け高さは、2.3.1表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>2.3.1 表 器具の取付け高さ</b> <span style="float: right;">単位(mm)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">器具名称</th> <th style="width: 15%;">取付け高さ</th> <th style="width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器 (壁掛形 壁掛ストール)</td> <td>530 又は 570</td> <td>床面より前縁上端まで (低リップタイプは 350)</td> </tr> <tr> <td>洗面器</td> <td>750</td> <td>床面より前縁上端まで</td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td>800</td> <td>床面より前縁上端まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鏡</td> <td>一般用</td> <td>1,400～1,500 床面より鏡中心まで</td> </tr> <tr> <td>浴室洗い場用</td> <td>1,100 床面より鏡上端まで</td> </tr> <tr> <td>化粧棚</td> <td>1,050</td> <td>床面より棚上面まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">水栓</td> <td>流し</td> <td>300 流し底面より吐水口まで</td> </tr> <tr> <td>浴槽</td> <td>150 浴槽縁より吐水口まで</td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td>150 前縁上端より吐水口まで</td> </tr> <tr> <td>浴室洗い場</td> <td>450 床面より配管壁取出口まで</td> </tr> <tr> <td>洗濯機用</td> <td>1,200 <u>床面</u>より吐水口まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>各器具は、通水試験完了後、必要な水量調節等を行う。</p> <p>2.3.2 試験, 検査</p>	器具名称	取付け高さ	備考	小便器 (壁掛形 壁掛ストール)	530 又は 570	床面より前縁上端まで (低リップタイプは 350)	洗面器	750	床面より前縁上端まで	手洗器	800	床面より前縁上端まで	鏡	一般用	1,400～1,500 床面より鏡中心まで	浴室洗い場用	1,100 床面より鏡上端まで	化粧棚	1,050	床面より棚上面まで	水栓	流し	300 流し底面より吐水口まで	浴槽	150 浴槽縁より吐水口まで	手洗器	150 前縁上端より吐水口まで	浴室洗い場	450 床面より配管壁取出口まで	洗濯機用	1,200 <u>床面</u> より吐水口まで	<p>プ着脱式ストール小便器と排水管との接合は、排水管が硬質塩化ビニル管の場合は、ゴム製又は合成樹脂製接続媒継手とする。</p> <p>(2) 小便器取り付けには、排水管端を受口形に展口してパテ盛りする方法を用いてはならない。</p> <p>5 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗面器の取り付けは、原則としてバックハンガーによるものとし、洗面化粧ユニット等の場合は、固定金具により壁に固定する。 なお、トラップと硬質塩化ビニル管の接続は、排水用アダプターを用いる。</p> <p>6 掃除用流し (1) トラップと排水管の接続は、上記2の(1)に準じて取り付ける。 (2) バックハンガー及び器具排水金具との接続等は、上記5による。</p> <p>7 洗浄用タンク 所定の位置に堅固に、かつ、上面が水平になるように固定する。小便器又は大便器の露出洗浄管は、壁又は床に堅固に固定する。</p> <p>8 器具の取り付け高さ 器具の取り付け高さは、2.3.1表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>2.3.1 表 器具の取り付け高さ</b> <span style="float: right;">単位(mm)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">器具名称</th> <th style="width: 15%;">取り付け高さ</th> <th style="width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器 (壁掛形 壁掛ストール)</td> <td>530 又は 570</td> <td>床面より前縁上端まで (低リップタイプは 350)</td> </tr> <tr> <td>洗面器</td> <td>750</td> <td>床面より前縁上端まで</td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td>800</td> <td>床面より前縁上端まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鏡</td> <td>一般用</td> <td>1,400～1,500 床面より鏡中心まで</td> </tr> <tr> <td>浴室洗い場用</td> <td>1,100 床面より鏡上端まで</td> </tr> <tr> <td>化粧棚</td> <td>1,050</td> <td>床面より棚上面まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">水栓</td> <td>流し</td> <td>300 流し底面より吐水口まで</td> </tr> <tr> <td>浴槽</td> <td>150 浴槽縁より吐水口まで</td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td>150 前縁上端より吐水口まで</td> </tr> <tr> <td>浴室洗い場</td> <td>450 床面より配管壁取出口まで</td> </tr> <tr> <td>洗濯機用</td> <td>1,200 <u>設置底面</u>より吐水口まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>各器具は、通水試験完了後、必要な水量調節等を行う。</p> <p>2.3.2 試験, 検査</p>	器具名称	取り付け高さ	備考	小便器 (壁掛形 壁掛ストール)	530 又は 570	床面より前縁上端まで (低リップタイプは 350)	洗面器	750	床面より前縁上端まで	手洗器	800	床面より前縁上端まで	鏡	一般用	1,400～1,500 床面より鏡中心まで	浴室洗い場用	1,100 床面より鏡上端まで	化粧棚	1,050	床面より棚上面まで	水栓	流し	300 流し底面より吐水口まで	浴槽	150 浴槽縁より吐水口まで	手洗器	150 前縁上端より吐水口まで	浴室洗い場	450 床面より配管壁取出口まで	洗濯機用	1,200 <u>設置底面</u> より吐水口まで	<p>2.2.1-5(6)で付属品としてあるため削除</p> <p>洗濯機パンを嵩上げしている場合があるため、表現の見直し。</p>
器具名称	取付け高さ	備考																																																														
小便器 (壁掛形 壁掛ストール)	530 又は 570	床面より前縁上端まで (低リップタイプは 350)																																																														
洗面器	750	床面より前縁上端まで																																																														
手洗器	800	床面より前縁上端まで																																																														
鏡	一般用	1,400～1,500 床面より鏡中心まで																																																														
	浴室洗い場用	1,100 床面より鏡上端まで																																																														
化粧棚	1,050	床面より棚上面まで																																																														
水栓	流し	300 流し底面より吐水口まで																																																														
	浴槽	150 浴槽縁より吐水口まで																																																														
	手洗器	150 前縁上端より吐水口まで																																																														
	浴室洗い場	450 床面より配管壁取出口まで																																																														
	洗濯機用	1,200 <u>床面</u> より吐水口まで																																																														
器具名称	取り付け高さ	備考																																																														
小便器 (壁掛形 壁掛ストール)	530 又は 570	床面より前縁上端まで (低リップタイプは 350)																																																														
洗面器	750	床面より前縁上端まで																																																														
手洗器	800	床面より前縁上端まで																																																														
鏡	一般用	1,400～1,500 床面より鏡中心まで																																																														
	浴室洗い場用	1,100 床面より鏡上端まで																																																														
化粧棚	1,050	床面より棚上面まで																																																														
水栓	流し	300 流し底面より吐水口まで																																																														
	浴槽	150 浴槽縁より吐水口まで																																																														
	手洗器	150 前縁上端より吐水口まで																																																														
	浴室洗い場	450 床面より配管壁取出口まで																																																														
	洗濯機用	1,200 <u>設置底面</u> より吐水口まで																																																														

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																								
3.1.1 適用範囲	<p><b>3章 給水設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章は、給水設備について適用する。</p> <p>2 この章で規定する機器、器具、材料及び配管工法のうち、水道事業者等の規定がある場合は、それによる。</p>	3.1.1 適用範囲	<p><b>3章 給水設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章は、給水設備について適用する。</p> <p>2 この章で規定する機器、器具、材料及び配管工法のうち、水道事業者等の規定がある場合は、それによる。</p>																																																																																									
	<p><b>2節 機器、器具及び材料</b></p> <p>給水設備に使用する管類の規格は、3.2.1表によるものとし、管材は特記による。</p>		<p><b>2節 機器、器具及び材料</b></p> <p>給水設備に使用する管類の規格は、3.2.1表によるものとし、管材は特記による。</p>																																																																																									
3.2.1 管類	<p><b>3.2.1表 管類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼称</th> <th colspan="3">規格</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">塩ビライニング鋼管</td> <td>JWWA K 116</td> <td>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>SGP-VA SGP-VB SGP-VD</td> </tr> <tr> <td>WSP 011</td> <td>フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポリ粉体ライニング鋼管</td> <td>JWWA K 132</td> <td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td> <td>SGP-PA SGP-PB SGP-PD</td> </tr> <tr> <td>WSP 039</td> <td>フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td> <td>SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ステンレス鋼管</td> <td>JIS G 3459</td> <td>配管用ステンレス鋼管</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3448</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 115</td> <td>水道用ステンレス鋼管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 119</td> <td>水道用波状ステンレス鋼管</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">铸铁管</td> <td>JIS G 5526</td> <td>ダクタイル铸铁管</td> <td rowspan="2">3種管</td> </tr> <tr> <td>JIS G 5527</td> <td>ダクタイル铸铁異形管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 113</td> <td>水道用ダクタイル铸铁管</td> <td rowspan="2">3種管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 114</td> <td>水道用ダクタイル铸铁異形管</td> </tr> </tbody> </table>	呼称	規格			番号	名称	備考	塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD	ポリ粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD	ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管		JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	JWWA G 115	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 119	水道用波状ステンレス鋼管	铸铁管	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管	3種管	JIS G 5527	ダクタイル铸铁異形管	JWWA G 113	水道用ダクタイル铸铁管	3種管	JWWA G 114	水道用ダクタイル铸铁異形管	<p><b>3.2.1表 管類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼称</th> <th colspan="3">規格</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">塩ビライニング鋼管</td> <td>JWWA K 116</td> <td>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>SGP-VA SGP-VB SGP-VD</td> </tr> <tr> <td>WSP 011</td> <td>フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポリ粉体ライニング鋼管</td> <td>JWWA K 132</td> <td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td> <td>SGP-PA SGP-PB SGP-PD</td> </tr> <tr> <td>WSP 039</td> <td>フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td> <td>SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ステンレス鋼管</td> <td>JIS G 3459</td> <td>配管用ステンレス鋼管</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3448</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 115</td> <td>水道用ステンレス鋼管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 119</td> <td>水道用波状ステンレス鋼管</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">铸铁管</td> <td>JIS G 5526</td> <td>ダクタイル铸铁管</td> <td rowspan="2">1種管又は3種管</td> </tr> <tr> <td>JIS G 5527</td> <td>ダクタイル铸铁異形管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 113</td> <td>水道用ダクタイル铸铁管</td> <td rowspan="2">1種管又は3種管</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 114</td> <td>水道用ダクタイル铸铁異形管</td> </tr> <tr> <td><a href="#">JWWA G 120</a></td> <td>水道用GX形ダクタイル铸铁管</td> <td rowspan="2">1種管又はS種管</td> </tr> <tr> <td><a href="#">JWWA G 121</a></td> <td>水道用GX形ダクタイル铸铁異形管</td> </tr> </tbody> </table>	呼称	規格			番号	名称	備考	塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD	ポリ粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD	ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管		JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	JWWA G 115	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 119	水道用波状ステンレス鋼管	铸铁管	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管	1種管又は3種管	JIS G 5527	ダクタイル铸铁異形管	JWWA G 113	水道用ダクタイル铸铁管	1種管又は3種管	JWWA G 114	水道用ダクタイル铸铁異形管	<a href="#">JWWA G 120</a>	水道用GX形ダクタイル铸铁管	1種管又はS種管	<a href="#">JWWA G 121</a>	水道用GX形ダクタイル铸铁異形管	<p>規格名称と整合</p> <p>切管加工する場合を考慮して1種管を追加し、異形管に種類は無いため適用範囲を修正</p> <p>GX形ダクタイル铸铁管を新規追加</p>
呼称	規格																																																																																											
	番号	名称	備考																																																																																									
塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD																																																																																									
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD																																																																																									
ポリ粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD																																																																																									
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD																																																																																									
ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管																																																																																										
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管																																																																																										
	JWWA G 115	水道用ステンレス鋼管																																																																																										
	JWWA G 119	水道用波状ステンレス鋼管																																																																																										
铸铁管	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管	3種管																																																																																									
	JIS G 5527	ダクタイル铸铁異形管																																																																																										
	JWWA G 113	水道用ダクタイル铸铁管	3種管																																																																																									
	JWWA G 114	水道用ダクタイル铸铁異形管																																																																																										
呼称	規格																																																																																											
	番号	名称	備考																																																																																									
塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD																																																																																									
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA SGP-FVB SGP-FVD																																																																																									
ポリ粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD																																																																																									
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA SGP-FPB SGP-FPD																																																																																									
ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管																																																																																										
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管																																																																																										
	JWWA G 115	水道用ステンレス鋼管																																																																																										
	JWWA G 119	水道用波状ステンレス鋼管																																																																																										
铸铁管	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管	1種管又は3種管																																																																																									
	JIS G 5527	ダクタイル铸铁異形管																																																																																										
	JWWA G 113	水道用ダクタイル铸铁管	1種管又は3種管																																																																																									
	JWWA G 114	水道用ダクタイル铸铁異形管																																																																																										
	<a href="#">JWWA G 120</a>	水道用GX形ダクタイル铸铁管	1種管又はS種管																																																																																									
	<a href="#">JWWA G 121</a>	水道用GX形ダクタイル铸铁異形管																																																																																										

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
(つづき)				(つづき)				
3.2.1 表管類の規格				3.2.1 表管類の規格				
呼称	規格			呼称	規格			
	番号	名称	備考		番号	名称	備考	
銅管	JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	材質は JIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）の C1220T で、寸法及びその許容差等は、JISH3300 の表 10(2)配管用銅管の寸法 L タイプ及び M タイプによる。	JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	材質は JIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）の C1220T で、寸法及びその許容差等は、JISH3300 の表 10(2)配管用銅管の寸法 L タイプ及び M タイプによる。		
	JWWA H 101	水道用銅管	C1220	JWWA H 101	水道用銅管	C1220		
	—	被覆銅管	住戸用配管 材質は JIS H 3330（外面被覆銅管）・JWWA H 101（水道用銅管）の C1220T-OL で、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300 の表 10(2)配管用銅管の寸法 L タイプ及び M タイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ 2.6mm 以上に押し出し被覆したもの又は塩化ビニルを厚さ 1.6mm 以上に押し出し被覆したもの。	住戸用配管 材質は JIS H 3330（外面被覆銅管）・JWWA H 101（水道用銅管）の C1220T-OL で、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300 の表 10(2)配管用銅管の寸法 L タイプ及び M タイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ 2.6mm 以上に押し出し被覆したもの又は塩化ビニルを厚さ 1.6mm 以上に押し出し被覆したもの。	—	被覆銅管		住戸用配管 材質は JIS H 3330（外面被覆銅管）・JWWA H 101（水道用銅管）の C1220T-OL で、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300 の表 10(2)配管用銅管の寸法 L タイプ及び M タイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ 2.6mm 以上に押し出し被覆したもの又は塩化ビニルを厚さ 1.6mm 以上に押し出し被覆したもの。
硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	VP 又は HIVP	JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	VP 又は HIVP	JWWA 規格改正による（営）	
	JWWA K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管		JWWA K 129	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP（Ⅰ形又はⅡ形） VP（Ⅰ形又はⅡ形）		
	JWWA K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管						
ポリエチレン管	JIS K 6762	水道用ポリエチレン二層管		JIS K 6762	水道用ポリエチレン二層管	材質は PE50	材質の規定を追加 記載順序の入れ替え  新規追加	
	JWWA K 144	水道配水用ポリエチレン管		JWWA K 144	水道配水用ポリエチレン管			
	PWA 001	水道配水用ポリエチレン管		PTC K 03	水道配水用ポリエチレン管			
				PWA 001	水道配水用ポリエチレン管	材質は PE100		
	PTC K 03	水道配水用ポリエチレン管		PWA 005	給水用高密度ポリエチレン管			
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	架橋ポリエチレン管		架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	架橋ポリエチレン管		
	JIS K 6787	水道用架橋ポリエチレン管		JIS K 6787	水道用架橋ポリエチレン管	水道用架橋ポリエチレン管		
ポリブテン管	JIS K 6778	ポリブテン管		ポリブテン管	JIS K 6778	ポリブテン管		
	JIS K 6792	水道用ポリブテン管		JIS K 6792	水道用ポリブテン管	水道用ポリブテン管		
(注) 規格にない硬質塩化ビニル管は、JIS 及び JWWA に準ずるものとする。				(注) <u>1 規格にない硬質塩化ビニル管は、JIS 及び JWWA に準ずるものとする。</u> <u>2 規格にない水道配水用ポリエチレン管は、JWWA に準ずるものとする。</u> <u>3 水道用ダクタイル鋳鉄管のうち、切管に押し口加工を施し接合する場合は、1 種管を使用するものとする。</u>				
								水道用ダクタイル鋳鉄管を切管加工する場合の規定を追加

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由																																																																																																																																														
3.2.2 継手類	1 給水設備に使用する継手類の規格は、3.2.2表によるものとし、種類は特記による。	3.2.2表 継手類の規格		1 給水設備に使用する継手類の規格は、3.2.2表によるものとし、種類は特記による。	3.2.2表 継手類の規格		規格名称と整合  亜鉛めっきを施すものを明確にした（営）  JWWA規格改正による（営）  材質の規定を追加 記載順序の入れ替え 新規追加																																																																																																																																															
	3.2.2表 継手類の規格	3.2.2表 継手類の規格	3.2.2表 継手類の規格	3.2.2表 継手類の規格																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>番号</th> <th>規格名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">塩ビパイプ 管及び ポリエチレン 管継手</td> <td>JWWA K 150</td> <td>水道用ライニング鋼管用管端防食形継手</td> <td rowspan="6">—</td> </tr> <tr> <td>JPF MP 003</td> <td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手</td> </tr> <tr> <td>JPF MP 008</td> <td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ</td> </tr> <tr> <td>JPF NP 001</td> <td>管端防食管継手用パイプニップル</td> </tr> <tr> <td>WSP 011</td> <td>フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>(エルボ、チーズ、レジューサー)</td> </tr> <tr> <td>WSP 039</td> <td>フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">ステンレス 鋼管継手</td> <td>SAS 322</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準</td> <td rowspan="7">—</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2312</td> <td>配管用鋼製突合せ溶接式管継手</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2313</td> <td>配管用鋼板製突合せ溶接式管継手</td> </tr> <tr> <td>SAS 363</td> <td>管端つば出しステンレス鋼管継手</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2309</td> <td>一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手</td> </tr> <tr> <td>SAS 361</td> <td>ハウジング形管継手</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 116</td> <td>水道用ステンレス鋼管継手</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2220</td> <td>鋼製管フランジ</td> <td rowspan="2">遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したものの</td> </tr> <tr> <td>JPF SP 001</td> <td>配管用ステンレス鋼製スタブエンド</td> </tr> <tr> <td>鋼管継手</td> <td>JIS B 2220</td> <td>鋼製管フランジ</td> <td>亜鉛めっきを施したものの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">銅管継手</td> <td>JIS H 3401</td> <td>銅及び銅合金の管継手</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>JWWA H 102</td> <td>水道用銅管継手</td> </tr> <tr> <td>JCDA 0001</td> <td>銅及び銅合金の管継手</td> </tr> <tr> <td>JCDA 0002</td> <td>銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">硬質塩化ビニル管 継手</td> <td>JIS K 6743</td> <td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td rowspan="3">TS 又は HITS</td> </tr> <tr> <td>JWWA K 128</td> <td>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手</td> </tr> <tr> <td>JWWA K 130</td> <td>水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架橋ポリエチレン 管継手</td> <td>JIS K 6770</td> <td>架橋ポリエチレン管継手</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>JIS K 6788</td> <td>水道用架橋ポリエチレン管継手</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポリブテン 管継手</td> <td>JIS K 6779</td> <td>ポリブテン管継手</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>JIS K 6793</td> <td>水道用ポリブテン管継手</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 規格にない硬質塩化ビニル管継手は、JIS 及び JWWA に準ずるものとする。</p>	呼称	番号	規格名称	備考	塩ビパイプ 管及び ポリエチレン 管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	—	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	(エルボ、チーズ、レジューサー)	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	同上	ステンレス 鋼管継手	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	—	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	SAS 361	ハウジング形管継手	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したものの	JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド	鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	—	JWWA H 102	水道用銅管継手	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準	硬質塩化ビニル管 継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	TS 又は HITS	JWWA K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	JWWA K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	架橋ポリエチレン 管継手	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手	—	JIS K 6788	水道用架橋ポリエチレン管継手	ポリブテン 管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手	—	JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手	<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>番号</th> <th>規格名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">塩ビパイプ 管及び ポリエチレン 管継手</td> <td>JWWA K 150</td> <td>水道用ライニング鋼管用管端防食形継手</td> <td rowspan="6">—</td> </tr> <tr> <td>JPF MP 003</td> <td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手</td> </tr> <tr> <td>JPF MP 008</td> <td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ</td> </tr> <tr> <td>JPF NP 001</td> <td>管端防食管継手用パイプニップル</td> </tr> <tr> <td>WSP 011</td> <td>フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>(エルボ、チーズ、レジューサー)</td> </tr> <tr> <td>WSP 039</td> <td>フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">ステンレス 鋼管継手</td> <td>SAS 322</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準</td> <td rowspan="7">—</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2312</td> <td>配管用鋼製突合せ溶接式管継手</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2313</td> <td>配管用鋼板製突合せ溶接式管継手</td> </tr> <tr> <td>SAS 363</td> <td>管端つば出しステンレス鋼管継手</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2309</td> <td>一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手</td> </tr> <tr> <td>SAS 361</td> <td>ハウジング形管継手</td> </tr> <tr> <td>JWWA G 116</td> <td>水道用ステンレス鋼管継手</td> </tr> <tr> <td>JIS B 2220</td> <td>鋼製管フランジ</td> <td rowspan="2">遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したものの</td> </tr> <tr> <td>JPF SP 001</td> <td>配管用ステンレス鋼製スタブエンド</td> </tr> <tr> <td>鋼管継手</td> <td>JIS B 2220</td> <td>鋼製管フランジ</td> <td>亜鉛めっきを施したものの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">銅管継手</td> <td>JIS H 3401</td> <td>銅及び銅合金の管継手</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>JWWA H 102</td> <td>水道用銅管継手</td> </tr> <tr> <td>JCDA 0001</td> <td>銅及び銅合金の管継手</td> </tr> <tr> <td>JCDA 0002</td> <td>銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬質塩化ビニル管 継手</td> <td>JIS K 6743</td> <td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td rowspan="2">TS 又は HITS</td> </tr> <tr> <td>JWWA K 130</td> <td>水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架橋ポリエチレン 管継手</td> <td>JWWA B 116</td> <td>水道用ポリエチレン管金属継手</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>JWWA K 145</td> <td>水道配水用ポリエチレン管継手</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポリブテン 管継手</td> <td>JIS K 6779</td> <td>ポリブテン管継手</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>JIS K 6793</td> <td>水道用ポリブテン管継手</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 規格にない硬質塩化ビニル管は、JIS 及び JWWA に準ずるものとする。 2 規格にない水道配水用ポリエチレン管は、JWWA に準ずるものとする。</p>	呼称	番号	規格名称	備考	塩ビパイプ 管及び ポリエチレン 管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	—	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	(エルボ、チーズ、レジューサー)	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	同上	ステンレス 鋼管継手	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	—	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	SAS 361	ハウジング形管継手	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したものの	JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド	鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	—	JWWA H 102	水道用銅管継手	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準	硬質塩化ビニル管 継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	TS 又は HITS	JWWA K 130	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手	架橋ポリエチレン 管継手	JWWA B 116	水道用ポリエチレン管金属継手	—	JWWA K 145	水道配水用ポリエチレン管継手	ポリブテン 管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手	—	JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手
呼称	番号	規格名称	備考																																																																																																																																																			
塩ビパイプ 管及び ポリエチレン 管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	—																																																																																																																																																			
	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手																																																																																																																																																				
	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ																																																																																																																																																				
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル																																																																																																																																																				
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管		(エルボ、チーズ、レジューサー)																																																																																																																																																		
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管		同上																																																																																																																																																		
ステンレス 鋼管継手	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	—																																																																																																																																																			
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																				
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																				
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手																																																																																																																																																				
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																				
	SAS 361	ハウジング形管継手																																																																																																																																																				
	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手																																																																																																																																																				
JIS B 2220	鋼製管フランジ	遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																				
JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド																																																																																																																																																					
鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																			
銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	—																																																																																																																																																			
	JWWA H 102	水道用銅管継手																																																																																																																																																				
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手																																																																																																																																																				
	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準																																																																																																																																																				
硬質塩化ビニル管 継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	TS 又は HITS																																																																																																																																																			
	JWWA K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																				
	JWWA K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																				
架橋ポリエチレン 管継手	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手	—																																																																																																																																																			
	JIS K 6788	水道用架橋ポリエチレン管継手																																																																																																																																																				
ポリブテン 管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手	—																																																																																																																																																			
	JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手																																																																																																																																																				
呼称	番号	規格名称	備考																																																																																																																																																			
塩ビパイプ 管及び ポリエチレン 管継手	JWWA K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	—																																																																																																																																																			
	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手																																																																																																																																																				
	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ																																																																																																																																																				
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル																																																																																																																																																				
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管		(エルボ、チーズ、レジューサー)																																																																																																																																																		
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管		同上																																																																																																																																																		
ステンレス 鋼管継手	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	—																																																																																																																																																			
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																				
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																				
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手																																																																																																																																																				
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																				
	SAS 361	ハウジング形管継手																																																																																																																																																				
	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手																																																																																																																																																				
JIS B 2220	鋼製管フランジ	遊合形の場合は、亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																				
JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド																																																																																																																																																					
鋼管継手	JIS B 2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																			
銅管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	—																																																																																																																																																			
	JWWA H 102	水道用銅管継手																																																																																																																																																				
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手																																																																																																																																																				
	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準																																																																																																																																																				
硬質塩化ビニル管 継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	TS 又は HITS																																																																																																																																																			
	JWWA K 130	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																																																																				
架橋ポリエチレン 管継手	JWWA B 116	水道用ポリエチレン管金属継手	—																																																																																																																																																			
	JWWA K 145	水道配水用ポリエチレン管継手																																																																																																																																																				
ポリブテン 管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手	—																																																																																																																																																			
	JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手																																																																																																																																																				
2 防振継手	(1) ペローズ形 鋼製フランジ付きで、ペローズは、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及	2 防振継手	(1) ペローズ形 鋼製フランジ付きで、ペローズは、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及																																																																																																																																																			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>び鋼帯)による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316L とする。本継手は、溶接を用いずにベローズとフランジを組み込んだものとし、十分な可とう性、耐熱性、耐圧強度（最高使用圧力の 1.5 倍以上）及び防振効果（補強材を挿入した合成ゴム製の防振継手と同等）を有するものとする。</p> <p>② 合成ゴム製 鋼製又は鋳鉄製のフランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製又は 3 山ベローズ形のポリテトラフルオロエチレン樹脂製のものとし、十分な可とう性、耐熱性及び耐圧強度を有するものとする。</p> <p>3 変位吸収(可とう)継手 変位吸収(可とう)継手は SHASE-S 006(金属製変位吸収管継手)、SHASE-S 007(メカニカル形変位吸収管継手)、SHASE-S 008(ゴム製変位吸収管継手)による。 なお、金属製継手の接液部は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316 L とする。</p> <p>4 絶縁継手 (1) マクロセル防止用絶縁継手は、継手の絶縁部有効長さが 500mm かつ呼び径の 10 倍以上とする。 (2) 異種金属接触防止用絶縁継手の絶縁性能は、JPF MP 003 (水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手)の規定による。</p> <p>5 給水伸縮継手 給水用伸縮継手は管軸方向に対する伸縮を吸収するもので、鋼管用及びステンレス鋼管用は JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手)によるフランジ形とし、ベローズ及び接液部は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304 L 又は SUS 316 L とする。本継手は、管の伸縮に対して作動が円滑で漏れないものとし、複式の継手は十分な強度をもつ固定台付きのものとする。銅管用は、保護外筒を有するベローズ形とし、ベローズ及び接液部は JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304 L 又は SUS 316 L で、管接続部は前記 3.2.2 表の銅管継手に準じたものとし、管の伸縮に対して漏れないものとする。</p> <p>3. 2. 3 一般用弁及び栓 1 一般用弁類は、3.2.3 表による。ただし、給水管に使用する 65A 以上の仕切弁及び逆止弁で、ねずみ鋳鉄弁を使用する場合は、ライニング弁とする。 ライニング弁のライニングは、JIS B 2031 (ねずみ鋳鉄弁)によるナイロン 11 又はナイロン 12 による加熱流動浸漬粉体ライニングを施したもので、塗膜は、ピンホール皆無のものとする。</p>	<p>び鋼帯)による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316L とする。本継手は、溶接を用いずにベローズとフランジを組み込んだものとし、十分な可とう性、耐熱性、耐圧強度（最高使用圧力の 1.5 倍以上）及び防振効果（補強材を挿入した合成ゴム製の防振継手と同等）を有するものとする。</p> <p>② 合成ゴム製 鋼製又は鋳鉄製のフランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製又は 3 山ベローズ形のポリテトラフルオロエチレン樹脂製のものとし、十分な可とう性、耐熱性、耐圧強度（最高使用圧力の 1.5 倍以上）及び防振効果を有するものとする。</p> <p>3 変位吸収(可とう)継手 変位吸収(可とう)継手は SHASE-S 006(金属製変位吸収管継手)、SHASE-S 007(メカニカル形変位吸収管継手)、SHASE-S 008(ゴム製変位吸収管継手)による。 なお、金属製継手の接液部は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316 L とする。</p> <p>4 絶縁継手 (1) マクロセル防止用絶縁継手は、継手の絶縁部有効長さが 500mm かつ呼び径の 10 倍以上とする。 (2) 異種金属接触防止用絶縁継手の絶縁性能は、JPF MP 003 (水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手)の規定による。</p> <p>5 給水伸縮継手 給水用伸縮継手は管軸方向に対する伸縮を吸収するもので、鋼管用及びステンレス鋼管用は JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手)によるフランジ形とし、ベローズ及び接液部は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304 L 又は SUS 316 L とする。本継手は、管の伸縮に対して作動が円滑で漏れないものとし、複式の継手は十分な強度をもつ固定台付きのものとする。銅管用は、保護外筒を有するベローズ形とし、ベローズ及び接液部は JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304 L 又は SUS 316 L で、管接続部は前記 3.2.2 表の銅管継手に準じたものとし、管の伸縮に対して漏れないものとする。</p> <p>3. 2. 3 一般用弁及び栓 1 一般用弁類は、3.2.3 表による。ただし、給水管に使用する 65A 以上の仕切弁及び逆止弁で、ねずみ鋳鉄弁を使用する場合は、ライニング弁とする。 ライニング弁のライニングは、JIS B 2031 (ねずみ鋳鉄弁)によるナイロン 11 又はナイロン 12 による加熱流動浸漬粉体ライニングを施したもので、塗膜は、ピンホール皆無のものとする。</p>	<p>ベローズ形と整合（営）</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由	
<b>3.2.3 表 弁及び栓の規格</b>				<b>3.2.3 表 弁及び栓の規格</b>					
呼称	寸法 区分	規格		呼称	寸法 区分	規格		削除（規格廃止 JV5 に統合）	
		番号	名称			番号	名称		
仕切弁	呼び径 50 以下	JIS B 2011	青銅弁	仕切弁	呼び径 50 以下	JIS B 2011	青銅弁		
		JV 5	管端防食ねじ込み形弁			JV 5	管端防食ねじ込み形弁		
		JV 5-3	管端防食ねじ込み形弁の構造、形状寸法及び表示						
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁		
		SAS 358	一般配管用ステンレス鋼弁			SAS 358	一般配管用ステンレス鋼弁		
	呼び径 65 以上	JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁（5K フランジ形外ねじ仕切弁）	仕切弁	呼び径 65 以上	JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁（5K フランジ形外ねじ仕切弁）		
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁		
		SAS 358	一般配管用ステンレス鋼弁			SAS 358	一般配管用ステンレス鋼弁		
		—	鋳鉄弁（10K フランジ形ボール弁）			—	鋳鉄弁（10K フランジ形ボール弁）		
		—	JIS B 2032			ウェハー形ゴムシートバタフライ弁	—		JIS B 2032
逆止弁	呼び径 50 以下	JIS B 2011	青銅弁（10K ねじ込みスイング逆止め弁）	逆止弁	呼び径 50 以下	JIS B 2011	青銅弁（10K ねじ込みスイング逆止め弁）		名称を修文（當繕と整合）
		JV 5	管端防食ねじ込み形弁			JV 5	管端防食ねじ込み形弁		
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁		
		JWWA B 129	水道用逆流防止弁			JWWA B 129	水道用逆流防止弁		
		—	衝撃吸収式逆止め弁			—	衝撃吸収式逆止弁		
	呼び径 65 以上	JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁（10K フランジ形スイング逆止め弁）	逆止弁	呼び径 65 以上	JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁（10K フランジ形スイング逆止め弁）		
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁		
		—	衝撃吸収式逆止め弁			—	衝撃吸収式逆止弁		
		—	10K・20K ウェハー形逆止め弁			—	10K・20K ウェハー形逆止め弁		
		—	JIS B 2062			水道用仕切弁	—		
制水弁	—	JWWA B 138	水道用バタフライ弁	制水弁	—	JWWA B 138	水道用バタフライ弁		
		JWWA B 125	水道用合成樹脂（耐衝撃性硬質塩化ビニル）製ソフトシール仕切弁			JWWA B 125	水道用合成樹脂（耐衝撃性硬質塩化ビニル）製ソフトシール仕切弁		
		JWWA B 120	水道用ソフトシール仕切弁			JWWA B 120	水道用ソフトシール仕切弁		
		JWWA B 122	水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁			JWWA B 122	水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁		
		—	JIS B 2062			水道用仕切弁	—	JIS B 2062	
分水栓	青銅製とし、JWWA B 107（水道用分水栓）、JWWA B 117（水道用サドル付分水栓）又は水道事業者の規定によるもの	分水栓	青銅製とし、JWWA B 107（水道用分水栓）、JWWA B 117（水道用サドル付分水栓）又は水道事業者の規定によるもの						
止水栓	青銅製とし、JWWA B 108（水道用止水栓）水道事業者の規定によるもの又は第三者認証機関の認証登録品とする	止水栓	青銅製とし、JWWA B 108（水道用止水栓）水道事業者の規定によるもの又は第三者認証機関の認証登録品とする						
(注) 1 ねずみ鋳鉄弁（JIS10K 形）の弁座は、ねじ込みとする。 2 青銅弁の弁棒は、耐脱亜鉛材料とする。 3 銅管用の仕切弁は、管接続部を 3.2.2 表に示す管の差込み継手としてもよい。 4 バタフライ弁の弁体はステンレス鋼製とし、ギア式とする。 5 水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁は、水道用エポキシ樹脂粉塗装又は、水道用液状エポキシ樹脂塗装を施したものであること。 6 規格にない弁類は、厚生労働省令で定める給水装置の構造及び材質に関する省令に適合すると認められたものであること。 7 衝撃吸収式逆止め弁は、特記がなければ 50A 未満のポンプ下流に設置されるものを除きバイパス弁付とし、本体は鋳鋼製又はダクタイトル鋳鉄製で、				(注) 1 ねずみ鋳鉄弁（JIS10K 形）の弁座は、ねじ込みとする。 2 青銅弁の弁棒は、耐脱亜鉛材料とする。 3 銅管用の仕切弁は、管接続部を 3.2.2 表に示す管の差込み継手としてもよい。 4 バタフライ弁の弁体はステンレス鋼製とし、ギア式とする。 5 水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁は、水道用エポキシ樹脂粉塗装又は、水道用液状エポキシ樹脂塗装を施したものであること。 6 規格にない弁類は、厚生労働省令で定める給水装置の構造及び材質に関する省令に適合すると認められたものであること。 7 衝撃吸収式逆止弁は、特記がなければ 50A 未満のポンプ下流に設置されるものを除きバイパス弁付とし、本体はステンレス製、鋳鋼製又はダクタイトル鋳鉄製で、弁体はステンレス製、鋳鉄製又は青銅製による製品で、衝				修文	

	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
3. 2. 4 定水位弁	<p>弁体は鋳鉄製又は青銅製による製品で、衝撃圧を確実に吸収する機能を有するもの。また、本体内面及び弁体の鋳鉄部分は耐食処理を施した製品とする。</p> <p>2 仕切弁(ポンプに付属するものを含む)は、特記がなければ JIS 10K とする。</p> <p>3 土中埋設の弁で呼び径 75A 以上のものは、水道用仕切弁、水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁、水道用ソフトシール仕切弁及び水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁とし、使用区分は、特記による。</p> <p>4 塩ビライニング鋼管及びポリ粉体ライニング鋼管に取り付ける一般用弁類は、鋳鉄製の弁はライニング弁とし、ねじ込み式の弁は、JV5（管端防食ねじ込み形弁）の給水用とする。</p> <p>1 ボールタップ 機器の付属品を除くボールタップは、要部を青銅製又はステンレス鋼製、ボールは銅板ろう付け加工、ステンレス製又は合成樹脂製とし、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく、作動の確実なもので、呼び径 50 以下はねじ込み形、呼び径 65 以上はフランジ形とし、呼び径 20 以下は単式又は複式とし、呼び径 25 以上は複式とする。 なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の規定するものとする。</p> <p>2 定水位調整弁 ボールタップの開閉及び電磁弁の開閉により作動する差圧式構造のもので、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく、作動の確実なもので、1 次側流入口及びパイロット部流入口に各々ストレーナーを内蔵したものとし、最高圧力に耐えるものとする。 なお、呼び径 50 以下のものは青銅製のねじ込み形とし、呼び径 65 以上のものについては、<u>弁箱が鋳鉄製又は青銅製で、要部が青銅製のフランジ接続形とし、弁箱が鋳鉄製のものについては、JWWA K 115（水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法）によるエポキシ樹脂被覆を施したものとす。</u></p> <p><u>3 厚生省令の性能基準（浸出性能、耐圧性能、耐寒性能（寒冷地仕様の場合）、水撃限界性能、耐久性能）に適合するものとする。</u></p>	<p>弁圧を確実に吸収する機能を有するもの。また、本体内面及び弁体の鋳鉄部分は耐食処理を施した製品とする。</p> <p>2 仕切弁(ポンプに付属するものを含む)は、特記がなければ JIS 10K とする。</p> <p>3 土中埋設の弁で呼び径 75A 以上のものは、水道用仕切弁、水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁、水道用ソフトシール仕切弁及び水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁とし、使用区分は、特記による。</p> <p>4 塩ビライニング鋼管及びポリ粉体ライニング鋼管に取り付ける一般用弁類は、鋳鉄製の弁はライニング弁とし、ねじ込み式の弁は、JV5（管端防食ねじ込み形弁）の給水用とする。</p> <p>3. 2. 4 定水位弁</p> <p>1 ボールタップ 機器の付属品を除くボールタップは、要部を青銅製又はステンレス鋼製、ボールは銅板ろう付け加工、ステンレス製又は合成樹脂製とし、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく、作動の確実なもので、呼び径 50 以下はねじ込み形、呼び径 65 以上はフランジ形とし、呼び径 20 以下は単式又は複式とし、呼び径 25 以上は複式とする。 なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の規定するものとする。</p> <p>2 定水位調整弁 ボールタップの開閉及び電磁弁の開閉により作動する差圧式構造のもので、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく、作動の確実なもので、1 次側流入口及びパイロット部流入口に各々ストレーナーを内蔵したものとし、最高圧力に耐えるものとする。 なお、呼び径 50 以下は青銅製ねじ込み形、呼び径 65 以上 100 以下は本体青銅製とし、接続部はフランジ形とする。</p>	<p>SUS 製を追加</p> <p>営繕仕様書改定による</p> <p>1 章に記載したため削除</p>
3. 2. 5 電磁弁	<p>電磁弁は、JIS B 8471（水用電磁弁）による製品とし、直動形でコイル部が交換可能な構造とする。</p>	<p>電磁弁は、JIS B 8471（水用電磁弁）による製品とし、直動形でコイル部が交換可能な構造とする。</p>	
3. 2. 6 減圧弁	<p>1 SHASE-S 106（減圧弁）又は JIS B 8410（水道用減圧弁）に準ずるもので、弁箱及び要部は、青銅製、ステンレス鋼製又は鋳鉄製とし、鋳鉄製のものについては、弁箱内面に耐食処理を施した製品とする。</p> <p>2 戸別給水用減圧弁 (1) 直動形の低騒音タイプを標準とし、ストレーナーを内蔵したもので、本体は</p>	<p>3. 2. 6 減圧弁</p> <p>1 SHASE-S 106（減圧弁）又は JIS B 8410（水道用減圧弁）に準ずるもので、弁箱及び要部は、青銅製、ステンレス鋼製又は鋳鉄製とし、鋳鉄製のものについては、弁箱内面に耐食処理を施した製品とする。</p> <p>2 戸別給水用減圧弁 (1) 直動形の低騒音タイプを標準とし、ストレーナーを内蔵したもので、本体は</p>	

	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
	<p>青銅製又はステンレス鋼製とする。</p> <p><u>(2) 厚生省令の性能基準（浸出性能、耐圧性能、耐寒性能（寒冷地仕様の場合）、水撃限界性能（止水機構付の場合）、逆流防止性能（逆止機構付の場合）、耐久性能）に適合するものとする。</u></p> <p><u>(3) 減圧弁は、1次側圧力1.0MPa以下、流量0.5L/min～50L/minにて、オフセットが0.06MPa以下で、作動が安定し、良好な減圧性能を有する製品とする。</u></p> <p><u>(4) 騒音特性は、1次側圧力0.6MPa、2次側圧力0.2MPa、流量20L/min～40L/minにおいて55dB(A)以下のものとする。</u></p>	<p>青銅製又はステンレス鋼製とする。</p> <p><u>(2) 減圧弁は、1次側圧力1.0MPa以下、流量0.5L/min～50L/minにて、オフセットが0.06MPa以下で、作動が安定し、良好な減圧性能を有する製品とする。</u></p> <p><u>(3) 騒音特性は、1次側圧力0.6MPa、2次側圧力0.2MPa、流量20L/min～40L/minにおいて55dB(A)以下のものとする。</u></p>	<p>1章に記載したため削除</p>
<p>3. 2. 7 自動空気 抜弁</p>	<p><u>1 自動的に空気を排除する機能を持つフロート式とし、弁箱は青銅製又はステンレス鋼製、フロートはステンレス鋼製又は合成樹脂製で、最高使用圧力に耐えるものとする。</u></p> <p><u>2 厚生省令の性能基準（浸出性能、耐圧性能、耐寒性能（寒冷地仕様の場合）、耐久性能）に適合するものとする。</u></p>	<p>自動的に空気を排除する機能を持つフロート式とし、弁箱は青銅製又はステンレス鋼製、フロートはステンレス鋼製又は合成樹脂製で、最高使用圧力に耐えるものとする。</p>	<p>1章に記載したため削除</p>
<p>3. 2. 8 吸排気弁</p>	<p><u>1 自動的に空気を排除する機能を持つフロート式機構と急速多量吸気を行う誘導弁体等の機構を併せ持つものとし、本体は青銅製又はステンレス製、フロートはステンレス鋼製又は合成樹脂製で、最高使用圧力に耐える作動の確実なものとする。</u></p> <p><u>2 厚生省令の性能基準（浸出性能、耐圧性能、耐寒性能（寒冷地仕様の場合）、耐久性能）に適合するものとする。</u></p>	<p><u>正圧時には自動的に空気を排除する機能をもち、逆サイホンによる負圧発生時には吸気による負圧破壊の機能をもつフロート式とし、弁箱は青銅製（鉛フリー）又はステンレス製、フロート及び遊動弁体は合成樹脂製とし、最高使用圧力に耐えるものとする。</u></p>	<p>営繕仕様書に新規追加のため内容を整合（営）</p>
<p>3. 2. 9 逃し弁</p>	<p>水用の逃し弁とし、JIS B 8414（温水機器用逃し弁）によるものとする。</p>	<p>水用の逃し弁とし、JIS B 8414（温水機器用逃し弁）によるものとする。</p>	<p>1章に記載したため削除</p>
<p>3. 2. 10 ストレー ナー</p>	<p>1 呼び径50以下は、鋳鉄製、ステンレス鋼製又は青銅製のY形ねじ込み式とし、呼び径65以上は鋳鉄製又はステンレス鋼製のY形又はU形でフランジ式とし、ステンレス鋼製のものはJV 8・2（一般配管用ステンレス鋼弁ストレーナー）の呼び圧力10Kによる。</p> <p>なお、掃除口用プラグ及びスクリーンは、ステンレス鋼製又は黄銅製で、網目は使用目的に対応した大きさのものとし、十分な有効面積を有するものとする。また、電磁弁、電動弁及び自力弁の前に設ける場合のストレーナーは、80メッシュ以上とする。</p> <p>2 塩ビライニング鋼管又はポリ粉体ライニング鋼管に取り付ける鋳鉄製ストレーナーは、3.2.3の1に規定するライニングを施したものとする。また、ねじ込み式のストレーナーは、JV 5（管端防食ねじ込み形弁）の給水用による。</p>	<p>1 呼び径50以下は、鋳鉄製、ステンレス鋼製又は青銅製のY形ねじ込み式とし、呼び径65以上は鋳鉄製又はステンレス鋼製のY形又はU形でフランジ式とし、ステンレス鋼製のものはJV 8・2（一般配管用ステンレス鋼弁ストレーナー）の呼び圧力10Kによる。</p> <p>なお、掃除口用プラグ及びスクリーンは、ステンレス鋼製又は黄銅製で、網目は使用目的に対応した大きさのものとし、十分な有効面積を有するものとする。また、電磁弁、電動弁及び自力弁の前に設ける場合のストレーナーは、80メッシュ以上とする。</p> <p>2 塩ビライニング鋼管又はポリ粉体ライニング鋼管に取り付ける鋳鉄製ストレーナーは、3.2.3の1に規定するライニングを施したものとする。また、ねじ込み式のストレーナーは、JV 5（管端防食ねじ込み形弁）の給水用による。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
3. 2. 11 計器その他	<p>1 水道メーター 水道メーターは、計量法の規定に基づく検定合格品（呼び径 25mm 以下のものについては、その型式が承認されているもの）とする。 なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の規定するものとする。</p> <p>2 圧力計，連成計及び水高計 (1) 圧力計及び連成計は、JIS B 7505-1（アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計）によるものとし、コック付とするほか、次による。 (イ) 蒸気用は、サイホン管付きとする。 (ロ) 水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能型とする。 (ハ) 目盛には使用圧力を示す赤針を付け、最高目盛は使用圧力の1.5～3倍、連成計の真空側目盛は0.1MPaとする。 (2) 水高計の水高の目盛は、最高水高の1.5倍程度とする。目盛板の外径は、ポンプ廻りにおいては75mm以上、その他は100mm以上とする。</p> <p>3 電極 電極は、特記がなければ次による。 電極保持器及び電極棒からなり、電極保持器は合成樹脂製で、電極棒はステンレス棒鋼とし、必要により電極棒間の間隔を保持するスペーサーを取付ける。</p>	3. 2. 11 計器その他	<p>1 水道メーター 水道メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に定める検定合格品（呼び径 25mm 以下のものについては、その型式が承認されているもの）とする。 なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の規定するものとする。</p> <p>2 圧力計，連成計及び水高計 (1) 圧力計及び連成計は、JIS B 7505-1（アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計）によるものとし、コック付とするほか、次による。 (イ) 蒸気用は、サイホン管付きとする。 (ロ) 水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能形とする。 (ハ) 目盛には使用圧力を示す赤針を付け、最高目盛は使用圧力の1.5～3倍、連成計の真空側目盛は0.1MPaとする。 (2) 水高計の水高の目盛は、最高水高の1.5倍程度とする。目盛板の外径は、ポンプ廻りにおいては75mm以上、その他は100mm以上とする。</p> <p>3 電極 電極は、特記がなければ次による。 電極保持器及び電極棒からなり、電極保持器は合成樹脂製で、電極棒はステンレス棒鋼とし、必要により電極棒間の間隔を保持するスペーサーを取り付ける。</p>	<p>修正（管繕仕様書と整合）</p> <p>修正</p>
	<p>3. 2. 12 铸铁製ふた、ボックスその他</p> <p>1 一般事項 (1) 铸铁製品の材質は、JIS G 5501（ねずみ铸铁品）によるFC 200又はJIS G 5502（球状黒鉛铸铁品）によるFCD 500-7とする。 (2) 铸铁製品は、樹脂塗装、水溶性合成樹脂焼付け塗装又はエポキシ樹脂塗装のいずれかによる。</p> <p>2 弁ます (1) 鉄蓋 鉄蓋はJWWA B 132（水道用円形鉄蓋）又はJWWA K 147（水道用止水栓きょう）による。 (2) ボックス JWWA B 132（水道用円形鉄蓋）に使用するボックスは、JWWA K 148（水道用レジンコンクリート製ボックス）とする。</p> <p>3 水道メーターボックス コンクリート造で、外部見え掛かり部及び内部はモルタル塗り仕上げとし、鎖付き铸铁製ふた付きのものとする。（JCW 105（量水器柵ふた）による） ただし、水道メーターの呼び径 40mm 以下の場合、铸铁製又は合成樹脂製箱を用いてもよい。</p> <p>4 弁きょう 弁きょうはJWWA B 110（水道用ねじ式弁篋）、JCW 104（弁きょう）による。</p> <p>5 水栓柱</p>		<p>3. 2. 12 铸铁製ふた、ボックスその他</p> <p>1 一般事項 (1) 铸铁製品の材質は、JIS G 5501（ねずみ铸铁品）によるFC 200又はJIS G 5502（球状黒鉛铸铁品）によるFCD 500-7とする。 (2) 铸铁製品は、樹脂塗装、水溶性合成樹脂焼付け塗装又はエポキシ樹脂塗装のいずれかによる。</p> <p>2 弁ます (1) 鉄ふた 鉄ふたはJWWA B 132（水道用円形鉄蓋）又はJWWA K 147（水道用止水栓篋）による。 (2) ボックス JWWA B 132（水道用円形鉄蓋）に使用するボックスは、JWWA K 148（水道用レジンコンクリート製ボックス）とする。</p> <p>3 水道メーターボックス コンクリート造で、外部見え掛かり部及び内部はモルタル塗り仕上げとし、鎖付き铸铁製ふた付きのものとする。（JCW 105（量水器柵ふた）による） ただし、水道メーターの呼び径 40mm 以下の場合、铸铁製又は合成樹脂製箱を用いてもよい。</p> <p>4 弁きょう 弁きょうはJWWA B 110（水道用ねじ式弁篋）、JCW 104（弁きょう）による。</p> <p>5 水栓柱</p>	<p>規格名称と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由					
3. 2. 13 雑材料	<p>水栓柱の材質は、特記による。</p> <p>6 壁埋込形散水栓ボックス</p> <p>壁埋込形散水栓ボックスは、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製（SUS304）とし、ふたに散水栓の文字を記載したものとする。</p> <p>1 配管支持材は、管類から発生する振動を伝播させないよう防振ゴム等が組み込まれたもので、支持金物及び固定金物の材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）又は合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）、ステンレス鋼製（SUS 304）とし、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する構造とする。また、インサート金物は、SHASE-S 009（建築設備用インサート）によるもので、管支持における十分な強度を有するものを選定する。配管支持金物類で、亜鉛めっきされた鋼材を現場等で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。</p> <p>なお、管支持材に組み込む防振ゴムは、JIS K 6386（防振ゴムのゴム材料）によるクロロプレングム（硬度 50～55）とする。</p> <p>2 管座金（シーリングプレート）は、黄鋼製ニッケルクロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とし、室内の仕上りと調和するものを選定する。</p> <p>3 スリーブは、建築編 20 章 3 節によるほか、特記がなければ次による。</p> <p>(1) スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものにあつては保温厚さを含む。）より 40mm 程度大きなものとする。</p> <p>(2) 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。</p> <p>(3) 柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分は、紙製仮枠としてもよい。</p> <p>紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に仮枠を必ず取り除く。</p> <p>4 シーリング材は、<u>建築編 9 章 6 節による。</u></p>	3. 2. 13 雑材料	<p>水栓柱の材質は、特記による。</p> <p>6 壁埋込形散水栓ボックス</p> <p>壁埋込形散水栓ボックスは、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板製（SUS304）とし、ふたに散水栓の文字を記載したものとする。</p> <p>1 配管支持材は、管類から発生する振動を伝播させないよう防振ゴム等が組み込まれたもので、支持金物及び固定金物の材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）又は合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）、ステンレス鋼製（SUS 304）とし、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する構造とする。また、インサート金物は、SHASE-S 009（建築設備用インサート）によるもので、管支持における十分な強度を有するものを選定する。配管支持金物類で、亜鉛めっきされた鋼材を現場等で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。</p> <p>なお、管支持材に組み込む防振ゴムは、JIS K 6386（防振ゴムのゴム材料）によるクロロプレングム（硬度 50～55）とする。</p> <p>2 管座金（シーリングプレート）は、黄鋼製ニッケルクロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とし、室内の仕上りと調和するものを選定する。</p> <p>3 スリーブは、建築編 20 章 3 節によるほか、特記がなければ次による。</p> <p>(1) スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものにあつては保温厚さを含む。）より 40mm 程度大きなものとする。</p> <p>(2) 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。</p> <p>(3) 柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分は、紙製仮枠としてもよい。</p> <p>紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に仮枠を必ず取り除く。</p> <p>4 シーリング材は、<u>JIS A 5758（建築用シーリング材）による主成分を變成シリコン系の 1 成分形のものとする。</u></p>	<p>水密を要する部分を「外壁の地中部分」と限定（営）</p> <p>シーリング材を JIS によるものとして見直し（営）</p>					
	<p>3. 2. 14 接合材料</p> <p>接合材料は、3.2.4 表による。</p> <p><b>3.2.4 表 接合材料</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじ接合材</td> <td> <p>1 テープシール材は、JIS K 6885（シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ））によるものとし、飲料水配管に使用する場合は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p>2 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適した成分のものとする。</p> <p>3 防食用ペーストシール剤は、JWWA K 146（水道用液状シール剤）によるものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		名称		仕様	ねじ接合材	<p>1 テープシール材は、JIS K 6885（シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ））によるものとし、飲料水配管に使用する場合は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p>2 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適した成分のものとする。</p> <p>3 防食用ペーストシール剤は、JWWA K 146（水道用液状シール剤）によるものとする。</p>	<p>3. 2. 14 接合材料</p> <p>接合材料は、3.2.4 表による。</p> <p><b>3.2.4 表 接合材料</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじ接合材</td> <td> <p>1 テープシール材は、JIS K 6885（シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ））によるものとし、飲料水配管に使用する場合は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p>2 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適した成分のものとする。</p> <p>3 防食用ペーストシール剤は、JWWA K 146（水道用液状シール剤）によるものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称
名称	仕様								
ねじ接合材	<p>1 テープシール材は、JIS K 6885（シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ））によるものとし、飲料水配管に使用する場合は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p>2 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適した成分のものとする。</p> <p>3 防食用ペーストシール剤は、JWWA K 146（水道用液状シール剤）によるものとする。</p>								
名称	仕様								
ねじ接合材	<p>1 テープシール材は、JIS K 6885（シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ））によるものとし、飲料水配管に使用する場合は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p>2 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適した成分のものとする。</p> <p>3 防食用ペーストシール剤は、JWWA K 146（水道用液状シール剤）によるものとする。</p>								

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
ガスケット	ジョイントシート（無機繊維及び有機合成繊維を主成分とし、充てん材・バインダーを加えたもの。）、ポリテトラフルオロエチレン等、それぞれ水質、水圧、温度等に適応する耐久性のあるものとする。 なお、ステンレス鋼管のガスケットは、水に接して塩素イオンを溶出ししないものとする。	ガスケット	ジョイントシート（無機繊維及び有機合成繊維を主成分とし、充てん材・バインダーを加えたもの。）、ポリテトラフルオロエチレン等、それぞれ水質、水圧、温度等に適応する耐久性のあるものとする。 なお、ステンレス鋼管のガスケットは、水に接して塩素イオンを溶出ししないものとする。	JIS用語と整合（営）
はんだ（軟ろう）	呼び径 32A 以下 JIS Z 3282（はんだ—化学成分及び形状）による Sn96.5Ag3.5A とし、 <u>融点</u> 221℃のものとする。	はんだ（軟ろう）	呼び径 32A 以下 JIS Z 3282（はんだ—化学成分及び形状）による Sn96.5Ag3.5A とし、 <u>液相線温度（融点）</u> 221℃のものとする。	
ろう（硬ろう）	呼び径 40A 以上 JIS Z 3261（銀ろう）のうちカドミウムを含有しないもの及び JIS Z 3264（りん銅ろう）によるものとする。	ろう（硬ろう）	呼び径 40A 以上 JIS Z 3261（銀ろう）のうちカドミウムを含有しないもの及び JIS Z 3264（りん銅ろう）によるものとする。	
ビニル管用接着剤	JWWA S 101（水道用硬質塩化ビニル管の接着剤）によるものとする。	ビニル管用接着剤	JWWA S 101（水道用硬質塩化ビニル管の接着剤）によるものとする。	
溶接棒	ステンレス鋼管用の溶接棒は、JIS Z 3321（溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯）によるものとする。	溶接棒	ステンレス鋼管用の溶接棒は、JIS Z 3321（溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯）によるものとする。	
3. 2. 15 給水システム	1 高置水槽方式給水システム 使用するポンプ、電動機は、次による。 (1) 揚水ポンプ (イ) 本項によるほか、JIS B 8313（小形渦巻ポンプ）、JIS B 8319（小形多段遠心ポンプ）及び JIS B 8322（両吸込渦巻ポンプ）による。ケーシングの材料は、JIS G 5501（ねずみ鉄品）の FC200 以上、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS 304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）の SCS 13、羽根車の材質は JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の CAC406（鉛減量化材料及び鉛除去表面処理を含む）又は JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS 304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）の SCS 13 によるもの、主軸の材質は JIS G 4303（ステンレス鋼棒）の SUS 304、SUS 403、SUS 420J1 若しくは SUS 420J2 又はスリーブ使用のものに限り JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）の S30C 以上によるものとする。ケーシングの材料、鋳鉄製の場合には、接液部にナイロンコーティングを施したものとする。また、運転状況において運転が円滑であって、流体に油類の混入しない構造とする。 軸封は、パッキン又はメカニカルシールによるものと し、メカニカルシールの摺動部は超硬合金又はセラミックとカーボンの組合せとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。 本機には、次の付属品を備える。ただし、 <u>床上式受水槽で吸込み側に押込み圧力を有する場合は、(iii)、(vi) 及び (ix) を</u> 、自吸式の場合は、(iii) 及び (vi) を付属品から除く。 <u>(i) 仕切弁</u> <u>(a) 床上式受水槽の場合…………… 2個</u>	3. 2. 15 給水システム	1 高置水槽方式給水システム 使用するポンプ、電動機は、次による。 (1) 揚水ポンプ (イ) 本項によるほか、JIS B 8313（小形渦巻ポンプ）、JIS B 8319（小形多段遠心ポンプ）及び JIS B 8322（両吸込渦巻ポンプ）による。ケーシングの材料は、JIS G 5501（ねずみ鉄品）の FC200 以上、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS 304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）の SCS 13、羽根車の材質は JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の CAC406（鉛除去表面処理されたもの）、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS 304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）の SCS 13 によるもの、主軸の材質は JIS G 4303（ステンレス鋼棒）の SUS 304、SUS 403、SUS 420J1 若しくは SUS 420J2 又はスリーブ使用のものに限り JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）の S30C 以上によるものとする。ケーシングの材料、鋳鉄製の場合には、接液部にナイロンコーティングを施したものとする。また、運転状況において運転が円滑であって、流体に油類の混入しない構造とする。 軸封は、パッキン又はメカニカルシールによるものとする。メカニカルシールの摺動部は、 <u>超硬合金、セラミック又はカーボンを組合せたものとする</u> 。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。 本機には、次の付属品を備える。ただし、 <u>吸込側に押込み圧力を有する場合は、(i)、(ii) 及び (iii) を</u> 、自吸式の場合は、 <u>(i) 及び (ii) を</u> 付属品から除く。 <u>(i) フート弁（呼び径は、特記による）…………… 1個</u>	鉛が含有していないものに限定（営）  実態に合わせて見直し（営） 付属品を當舖仕様書と整合

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																																						
<p>(b) 床下式受水槽の場合…………… 1個</p> <p>(i) 逆止弁（特記がなければ衝撃吸収式）…………… 1個</p> <p>(ii) フート弁…………… 1個</p> <p>ストレーナー付きで、床上から鎖等により弁の操作が可能な構造とし、本体はステンレス製、青銅製又は合成樹脂製、操作作用の鎖はステンレス製とする。</p> <p>(iii) 防振継手</p> <p>(a) 床上式受水槽の場合…………… 2個</p> <p>(b) 床下式受水槽の場合…………… 1個</p> <p>(v) 圧力計（コック付き*又は連成計（コック付き）*）…………… 1個</p> <p>*…3.2.11の2によるものとする。</p> <p>(vi) 呼び水じょうご（コック付き）又は呼水栓…………… 1組</p> <p>(vii) 空気抜きコック（必要のある場合）…………… 1個</p> <p>(viii) ドレン抜きコック…………… 一式</p> <p>(ix) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製）…………… 1組</p> <p>(x) 軸継手保護カバー（鋼板製）…………… 1組</p> <p>(xi) 基礎ボルト…………… 1式</p> <p>(xii) 銘板（記載内容は1.1.3の2による）</p> <p>(2) 電動機（一般用電動機）</p> <p>(イ) 電動機は、JIS C 4034-1（回転電気機械－第1部：定格及び特性）、JIS C 4034-5（回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類）、JIS C 4034-6（回転電気機械－第6部：冷却方式による分類）によるものとする。</p> <p>(ロ) 誘導電動機の電圧による区分及び規格は、原則として、3.2.5表による。</p> <p><b>3.2.5 表 誘導電動機の区分及び規格</b></p> <table border="1" data-bbox="230 1094 882 1246"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電動機</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100V、200V 単相誘導電動機</td> <td>JIS C 4203</td> <td>一般用単相誘導電動機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200V 三相誘導電動機</td> <td>JIS C 4210</td> <td>一般用低圧三相かご形誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>JIS C 4212</td> <td>高効率低圧三相かご形誘導電動機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 誘導電動機の設置場所及び用途による保護規格は、3.2.6表による。</p> <p><b>3.2.6 表 誘導電動機の保護方式</b></p> <table border="1" data-bbox="230 1401 920 1490"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所及び用途</th> <th colspan="2">保護方式</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外</td> <td>IP44</td> <td>全閉防まつ形</td> <td>屋外形</td> </tr> <tr> <td>屋 多湿箇所</td> <td>IP44</td> <td>全閉防まつ形</td> <td>浴室、厨房等</td> </tr> </tbody> </table>	電動機	規格		番号	名称	100V、200V 単相誘導電動機	JIS C 4203	一般用単相誘導電動機	200V 三相誘導電動機	JIS C 4210	一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4212	高効率低圧三相かご形誘導電動機	設置場所及び用途	保護方式		備考	記号	名称	屋外	IP44	全閉防まつ形	屋外形	屋 多湿箇所	IP44	全閉防まつ形	浴室、厨房等	<p>ストレーナー付きで、床上から鎖等により弁の操作が可能な構造とし、本体はステンレス製、青銅製又は合成樹脂製、操作作用の鎖はステンレス製とする。</p> <p>(i) 呼び水じょうご（コック又はバルブ付き）又は呼水栓…………… 1組</p> <p>(ii) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製）…………… 1組</p> <p>(iii) 圧力計、連成計…………… 各1個</p> <p>(iv) 呼び水じょうご（コック付き）又は呼水栓…………… 1組</p> <p>(v) 空気抜きコック又はバルブ（必要のある場合）…………… 1個</p> <p>(vi) ドレン抜きコック又はバルブ…………… 一式</p> <p>(vii) 軸継手保護カバー（鋼板製）…………… 1組</p> <p>(viii) 銘板…………… 一式</p> <p>(2) 電動機（一般用電動機）</p> <p>(イ) 電動機は、JIS C 4034-1（回転電気機械－第1部：定格及び特性）、JIS C 4034-5（回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類）、JIS C 4034-6（回転電気機械－第6部：冷却方式による分類）によるものとする。</p> <p>(ロ) 誘導電動機の電圧による区分及び規格は、原則として、3.2.5表による。</p> <p><b>3.2.5 表 誘導電動機の区分及び規格</b></p> <table border="1" data-bbox="1068 1094 1720 1246"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電動機</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100V、200V 単相誘導電動機</td> <td>JIS C 4203</td> <td>一般用単相誘導電動機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200V 三相誘導電動機</td> <td>JIS C 4210</td> <td>一般用低圧三相かご形誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>JIS C 4212</td> <td>高効率低圧三相かご形誘導電動機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 誘導電動機の設置場所及び用途による保護規格は、3.2.6表による。</p> <p><b>3.2.6 表 誘導電動機の保護方式</b></p> <table border="1" data-bbox="1068 1401 1758 1490"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所及び用途</th> <th colspan="2">保護方式</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外</td> <td>IP44</td> <td>全閉防まつ形</td> <td>屋外形</td> </tr> <tr> <td>屋 多湿箇所</td> <td>IP44</td> <td>全閉防まつ形</td> <td>浴室、厨房等</td> </tr> </tbody> </table>	電動機	規格		番号	名称	100V、200V 単相誘導電動機	JIS C 4203	一般用単相誘導電動機	200V 三相誘導電動機	JIS C 4210	一般用低圧三相かご形誘導電動機	JIS C 4212	高効率低圧三相かご形誘導電動機	設置場所及び用途	保護方式		備考	記号	名称	屋外	IP44	全閉防まつ形	屋外形	屋 多湿箇所	IP44	全閉防まつ形	浴室、厨房等	
電動機		規格																																																						
	番号	名称																																																						
100V、200V 単相誘導電動機	JIS C 4203	一般用単相誘導電動機																																																						
200V 三相誘導電動機	JIS C 4210	一般用低圧三相かご形誘導電動機																																																						
	JIS C 4212	高効率低圧三相かご形誘導電動機																																																						
設置場所及び用途	保護方式		備考																																																					
	記号	名称																																																						
屋外	IP44	全閉防まつ形	屋外形																																																					
屋 多湿箇所	IP44	全閉防まつ形	浴室、厨房等																																																					
電動機	規格																																																							
	番号	名称																																																						
100V、200V 単相誘導電動機	JIS C 4203	一般用単相誘導電動機																																																						
200V 三相誘導電動機	JIS C 4210	一般用低圧三相かご形誘導電動機																																																						
	JIS C 4212	高効率低圧三相かご形誘導電動機																																																						
設置場所及び用途	保護方式		備考																																																					
	記号	名称																																																						
屋外	IP44	全閉防まつ形	屋外形																																																					
屋 多湿箇所	IP44	全閉防まつ形	浴室、厨房等																																																					

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版					公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）					改定理由																		
内	その他	IP22	防滴保護形	一般室、機械室等	内	その他	IP22	防滴保護形	一般室、機械室等																			
爆発性ガスのある箇所	IPE44	全閉防爆形	特記のある場合	爆発性ガスのある箇所	IPE44	全閉防爆形	特記のある場合																					
<p>(注) 屋外に設置された電動機で防水上有効な構造のケーシングに納められた場合は、防滴保護形としてもよい。</p> <p>(c) 200V 三相誘導電動機の始動方式は、原則として、3.2.7表による。</p> <p><b>3.2.7表 200V 三相誘導電動機の始動方式</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力</th> <th>始動方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11kW未満</td> <td>直入始動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11kW以上</td> <td>始動装置による始動</td> <td>電動機の出力1kWあたりの入力 4.8kVA未満のものは始動装置は不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 始動装置とは、スターデルタ、順次直入、パートワインディング等で、電動機の始動時の入力を、その電動機の出力1kWあたり4.8kVA未満にするものをいう。                  2 ユニット等複数台の電動機を使用する機器の電動機の出力は、同時に運転する電動機の合計出力とする。                  なお、入力は、最終段の電動機の始動終了までに最大となる値とする。                  3 機器に制御盤及び操作盤が付属しない場合の電動機で、出力が11kW以上のものはスターデルタ始動器の使用できる構造とする。</p>					電動機出力	始動方式	備考	11kW未満	直入始動		11kW以上	始動装置による始動	電動機の出力1kWあたりの入力 4.8kVA未満のものは始動装置は不要	<p>(注) 屋外に設置された電動機で防水上有効な構造のケーシングに納められた場合は、防滴保護形としてもよい。</p> <p>(c) 200V 三相誘導電動機の始動方式は、原則として、3.2.7表による。</p> <p><b>3.2.7表 200V 三相誘導電動機の始動方式</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力</th> <th>始動方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11kW未満</td> <td>直入始動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11kW以上</td> <td>始動装置による始動</td> <td>電動機の出力1kWあたりの入力 4.8kVA未満のものは始動装置は不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 始動装置とは、スターデルタ、順次直入、パートワインディング等で、電動機の始動時の入力を、その電動機の出力1kWあたり4.8kVA未満にするものをいう。                  2 ユニット等複数台の電動機を使用する機器の電動機の出力は、同時に運転する電動機の合計出力とする。                  なお、入力は、最終段の電動機の始動終了までに最大となる値とする。                  3 機器に制御盤及び操作盤が付属しない場合の電動機で、出力が11kW以上のものはスターデルタ始動器の使用できる構造とする。</p>					電動機出力	始動方式	備考	11kW未満	直入始動		11kW以上	始動装置による始動	電動機の出力1kWあたりの入力 4.8kVA未満のものは始動装置は不要	
電動機出力	始動方式	備考																										
11kW未満	直入始動																											
11kW以上	始動装置による始動	電動機の出力1kWあたりの入力 4.8kVA未満のものは始動装置は不要																										
電動機出力	始動方式	備考																										
11kW未満	直入始動																											
11kW以上	始動装置による始動	電動機の出力1kWあたりの入力 4.8kVA未満のものは始動装置は不要																										
<p>2 加圧式給水システム</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>加圧式給水システムは、ポンプ運転等により常時管内水に圧力を加えて各住戸へ直接給水する方式とし、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>別に定める「機材の品質・性能基準」</u>による。</p> <p>なお、設置においては、水道事業者の規定による。</p> <p>(2) 制御方式</p> <p>給水圧力の制御方式は次による。</p> <p>(i) ポンプ回転数制御方式</p> <p>ポンプ駆動用の電動機に変速電動機等を用いてポンプの回転数を制御することにより、ポンプ吐出圧力又は推定末端圧力を一定に保つ方式で、そのポンプ駆動用変速電動機は3.2.8表による。</p> <p>ポンプ型式は、陸上ポンプ又は水中ポンプとする。</p> <p>(ii) 圧力水槽制御方式</p> <p>定速ポンプの運転制御により、圧力水槽の内部圧力を一定範囲に保つ方式のもので、<u>受水槽用圧力水槽</u>は第2種圧力容器構造規格に適合するものとし、自動空気補給装置を備える。</p>					<p>2 加圧式給水システム</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>加圧式給水システムは、ポンプ運転等により常時管内水に圧力を加えて各住戸へ直接給水する方式とし、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準</u>による。</p> <p>なお、設置においては、水道事業者の規定による。</p> <p>(2) 制御方式</p> <p>給水圧力の制御方式は次による。</p> <p>(i) ポンプ回転数制御方式</p> <p>ポンプ駆動用の電動機に変速電動機等を用いてポンプの回転数を制御することにより、ポンプ吐出圧力又は推定末端圧力を一定に保つ方式で、そのポンプ駆動用変速電動機は3.2.8表による。</p> <p>ポンプ型式は、陸上ポンプ又は水中ポンプとする。</p> <p>(ii) 圧力水槽制御方式</p> <p>定速ポンプの運転制御により、圧力水槽の内部圧力を一定範囲に保つ方式のもので、圧力水槽は<u>労働安全衛生法</u>の第2種圧力容器構造規格に適合するものとし、自動空気補給装置を備える。</p>					総則編の改定による																		
										修文																		



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版					公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）					改定理由																														
<p><b>3.2.8 表 ポンプ駆動用変速電動機の仕様</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回転数制御方式</th> <th>名称</th> <th>定格の種類</th> <th>絶縁の種類</th> <th>JIS C 4004 による外被等の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周波数制御</td> <td>三相かご型誘導電動機又は三相交流無整流子電動機</td> <td>連続定格</td> <td>E種以上</td> <td>防滴保護形</td> </tr> <tr> <td>その他これ以外の方法でこれらと同等の圧力制御機能をもつもの</td> <td>三相かご型誘導電動機</td> <td>連続定格</td> <td>E種以上</td> <td>防滴保護形</td> </tr> </tbody> </table>					回転数制御方式	名称	定格の種類	絶縁の種類	JIS C 4004 による外被等の分類	周波数制御	三相かご型誘導電動機又は三相交流無整流子電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形	その他これ以外の方法でこれらと同等の圧力制御機能をもつもの	三相かご型誘導電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形	<p><b>3.2.8 表 ポンプ駆動用変速電動機の仕様</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制御方式</th> <th>名称</th> <th>定格の種類</th> <th>絶縁の種類</th> <th>JIS C 4034-5 による外被等の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回転速度制御</td> <td>三相かご形誘導電動機又は直流無整流子電動機</td> <td>連続定格</td> <td>E種以上</td> <td>防滴保護形又は全閉防沫形</td> </tr> <tr> <td>その他これ以外の方法でこれらと同等の圧力制御機能をもつもの</td> <td>三相かご形誘導電動機</td> <td>連続定格</td> <td>E種以上</td> <td>防滴保護形又は全閉防沫形</td> </tr> </tbody> </table>					制御方式	名称	定格の種類	絶縁の種類	JIS C 4034-5 による外被等の分類	回転速度制御	三相かご形誘導電動機又は直流無整流子電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形又は全閉防沫形	その他これ以外の方法でこれらと同等の圧力制御機能をもつもの	三相かご形誘導電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形又は全閉防沫形	<p>JIS規格の改正 規格用語と整合 無整流子電動機は、直流電動機のため見直し。 直流電動機の多くは全閉防沫形であるため。</p> <p>営繕仕様書に新規追加されたため、内容を営繕と整合 ただし、名称は「直結増圧給水システム」とし、ポンプ及び逆流防止装置は1つが故障しても定格流量を満たすものとした。</p>
回転数制御方式	名称	定格の種類	絶縁の種類	JIS C 4004 による外被等の分類																																				
周波数制御	三相かご型誘導電動機又は三相交流無整流子電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形																																				
その他これ以外の方法でこれらと同等の圧力制御機能をもつもの	三相かご型誘導電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形																																				
制御方式	名称	定格の種類	絶縁の種類	JIS C 4034-5 による外被等の分類																																				
回転速度制御	三相かご形誘導電動機又は直流無整流子電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形又は全閉防沫形																																				
その他これ以外の方法でこれらと同等の圧力制御機能をもつもの	三相かご形誘導電動機	連続定格	E種以上	防滴保護形又は全閉防沫形																																				
<p>3 直結増圧給水システム</p> <p><u>(1) 一般事項</u></p> <p>直結増圧給水方式は、配水管から引き込まれた給水管に、給水管内の配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水小管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方式とする。</p> <p>なお、設置においては、水道事業者の規定による。</p> <p><u>(2) ポンプユニット</u></p> <p>ユニットは、2台以上のポンプで構成し、1台が故障しても定格流量を満たすものとし、JWWA B 130（水道用直結加圧形ポンプユニット）によるほか製造者の標準仕様とする。</p> <p><u>(3) 制御方式</u></p> <p>直結増圧給水方式のポンプ駆動用変速電動機の仕様は、3.2.8表による。</p>					<p>3 直結増圧給水システム</p> <p><u>(1) 直結増圧給水システムは、本項及びJWWA B 130（水道用直結加圧形ポンプユニット）によるほか、水道事業者の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(2) ポンプユニットは、ポンプ（2台以上）、圧力発信器、制御盤、圧力タンク、電動機、バルブ類、逆流防止装置等から構成されるものとする。</u></p> <p>なお、ポンプは1台が故障しても定格流量を満たすものとし、逆流防止装置は2組設け、保守点検において断水しないものとする。</p> <p><u>(3) 制御方式は、圧力発信器等からの信号により回転速度制御を行い、末端圧力が一定となる吐出圧力を制御する末端圧力推定制御とする。また、停電時に配水管の圧力により、直圧給水が出来る構造とする。</u></p> <p><u>(4) 運転方式は、自動交互運転又は自動交互・並列運転とし、ポンプの切替は小水量停止時に自動的に行われるものとする。また、ローテーション機能を備えたものとする。</u></p> <p><u>(5) ポンプは主軸と電動機を直結した電動機直動形とし、電動機は製造者の標準仕様とする。</u></p> <p><u>(6) ケーシングの材質は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び綱帯）の SUS304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）の SCS13 とする。</u></p> <p><u>(7) 羽根車の材質は、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）の CAC406（鉛除去表面処理されたもの）、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び綱帯）の SUS304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）の SCS13 とする。</u></p> <p><u>(8) 主軸の材質は、JIS G 4303（ステンレス綱棒）の SUS304、SUS403、SUS420J1 又は SUS420J2 とする。</u></p> <p><u>(9) 圧力発信器は、圧力を受圧エレメントで検出し、電気信号を発信するものとする。</u></p> <p><u>(10) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。</u></p> <p><u>(11) 圧力タンクは、隔膜式とし、タンク本体は鋼板製で、接液部の防錆は樹脂粉体コーティング、樹脂ライニング、樹脂シート貼り等とし、衛生上無害なものとする。</u></p> <p><u>(12) 逆流防止装置は、JWWA B129（水道用逆流防止弁）又は JWWA B134（水</u></p>																																			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3. 2. 16 塩素滅菌装置</p> <p>1 薬液注入ポンプは、ダイヤフラムポンプに電動機を直結して一体としたもので、正確に薬液注入量の調節ができるものとし、薬液の漏れ等のない構造のものとする。</p> <p>2 薬液注入ポンプには、次の付属品を備える。</p> <p>(1) pH及び残留塩素検定器……………1組</p> <p>(2) 薬品 DPD 試薬(緩衝液)350mL(35mL×10本) …… 1箱 DPD 試薬(発色剤)500包 ……………1箱 BTB 試薬 100Ml ……………1本</p> <p>(3) 薬液次亜塩素酸ソーダ 6%水溶液（18L 缶） ……1缶</p> <p>3. 2. 17 付属工具 その他</p> <p>1 ポンプ付属工具 次の付属工具一式をセットした工具箱を各ポンプ室ごとに備える。ただし、直結増圧給水方式の場合は特記がなければ不要とする。</p> <p>(1) スパナ（大・小）……………各1個</p> <p>(2) 組スパナ……………1個</p> <p>(3) モンキースパナ……………1個</p> <p>(4) ドライバー（+・-）（大・小）各1個</p> <p>(5) その他特に必要な工具</p> <p>2 屋外埋設の水道仕切弁には、開栓器（1個）を備える。</p> <p>3. 2. 18 制御盤及び操作盤</p> <p>1 機器に付属される制御及び操作盤は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「電気用品安全法」の定めによるものとし、製造者の標準仕様とする。</p> <p>なお、特記により、次の各項を適用する。</p> <p>(1) 過負荷及び欠相保護装置は、<u>電動機ごとに設ける。過負荷及び欠相保護装置とは、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるものとする。</u></p>	<p>3. 2. 16 塩素滅菌装置</p> <p>1 薬液注入ポンプは、ダイヤフラムポンプに電動機を直結して一体としたもので、正確に薬液注入量の調節ができるものとし、薬液の漏れ等のない構造のものとする。</p> <p>2 薬液注入ポンプには、次の付属品を備える。</p> <p>(1) pH及び残留塩素検定器……………1組</p> <p>(2) 薬品 DPD 試薬(緩衝液)350mL(35mL×10本) …… 1箱 DPD 試薬(発色剤)500包 ……………1箱 BTB 試薬 100Ml ……………1本</p> <p>(3) 薬液次亜塩素酸ソーダ 6%水溶液（18L 缶） ……1缶</p> <p>3. 2. 17 付属工具 その他</p> <p>1 ポンプ付属工具 次の付属工具一式をセットした工具箱を各ポンプ室ごとに備える。ただし、直結増圧給水方式の場合は特記がなければ不要とする。</p> <p>(1) スパナ（大・小）……………各1個</p> <p>(2) 組スパナ……………1個</p> <p>(3) モンキースパナ……………1個</p> <p>(4) ドライバー（+・-）（大・小）各1個</p> <p>(5) その他特に必要な工具</p> <p>2 屋外埋設の水道仕切弁には、開栓器（1個）を備える。</p> <p>3. 2. 18 制御盤及び操作盤</p> <p>1 機器に付属される制御及び操作盤は、電気事業法（<u>昭和39年法律第170号</u>）、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（<u>平成9年通商産業省令第52号</u>）及び電気用品安全法（<u>昭和36年法律第234号</u>）の定めによるものとし、製造者の標準仕様とする。</p> <p>なお、特記により、次の各項を適用する。</p> <p>(1) 過負荷及び欠相保護装置は、<u>過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるものとし、電動機ごとに設ける。</u></p> <p><u>なお、1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニットすべての電動機</u></p>	<p>改定理由</p> <p>当繕仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(2) 電流計は、延長目盛電流計（赤指針付）とし、電動機ごとに設ける。          なお、1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）の場合は、一括で設けてもよい。</p> <p>(3) 進相コンデンサの容量は、200V 電動機については、電力会社の電気供給規程により選定するものとし、400V 及び高圧電動機については、定格出力時における改善後の力率を、90%以上となるように選定する。</p> <p>(4) 表示灯等は、特記により設ける。</p> <p>なお、運転及び停止表示灯は、電動機ごとに設けるものとし、保護継電器の動作表示は、各保護継電器ごとに設ける。</p> <p>(5) 接点及び端子は、特記により設ける。</p> <p>2 可変電圧可変周波数制御（インバーター制御）による運転制御を行う場合の制御及び操作盤は、上記1によるほか、次による。          なお、本項は、特記がある場合に適用するものとする。</p> <p>(1) <u>コンバーター部及びインバーター部には、過電圧過電流等の異常が発生した場合に電動機を停止させるための保護回路を設ける。また、異常周波数での運転を防止するため、脱調防止機能を有するものとする。</u></p> <p>(2) <u>高周波等による他の機器への障害を防止するため、高周波低減用リアクトル、騒音低減用リアクトル及び電波ノイズ対策用フィルタ又は同等の性能を有するものを設ける。</u></p>	<p><u>を停止することができる場合は、欠相保護装置を電動機ごとに設けなくてもよい。</u></p> <p>(2) 電流計は、<u>機械式</u>（延長目盛電流計（赤指針付））<u>又は電子式（デジタル表示等）</u>とし、電動機ごとに設ける。          なお、1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）の場合は、一括で設けてもよい。</p> <p>(3) 進相コンデンサ<u>二</u>の容量は、200V 電動機については、電力会社の電気供給規程により選定するものとし、400V 及び高圧電動機については、定格出力時における改善後の力率を、90%以上となるように選定する。</p> <p>(4) 表示等は、特記により設ける<u>ものとし、表示の光源は、原則として発光ダイオードとし、電源表示は、NECA4102（工業用LED球）によるものとする。</u></p> <p>なお、運転及び停止表示は、電動機ごとに設けるものとし、保護継電器の動作表示は、保護継電器ごとに設ける。</p> <p>(5) 接点及び端子は、特記により設ける。</p> <p><u>(6) 制御及び操作盤の図面ホルダに、単線接続図等を具備する。</u></p> <p><u>(7) 機器に付属する制御及び操作盤の回路は、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第237条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。</u></p> <p><u>(8) 制御及び操作盤はドアを閉じた状態で、充電部が露出してはならない。</u>  <u>なお、ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施したものとする。ただし、電気用品安全法の適用を受ける機器の盤は除く。</u></p> <p>2 可変電圧可変周波数制御（インバーター制御）による運転制御を行う場合の制御及び操作盤は、上記1によるほか、次による。          なお、本項は、特記がある場合に適用するものとする。</p> <p>(1) <u>上記1のうち過負荷及び欠相保護装置、電流計並びに進相コンデンサーは、不要とする。</u></p> <p>(2) <u>インバーター回路に使用する継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。</u></p> <p>(3) <u>インバーター回路は、次による。</u></p> <p>(i) <u>制御方式は、ストール防止機能を備えたものとする。</u></p> <p>(ii) <u>整流器の入力側の力率は、電動機の定格出力時において85%以上とする。</u></p> <p>(iv) <u>盤外への高周波ノイズ対策用として、入力側にノイズフィルタを備えたものとする。</u></p> <p>(v) <u>瞬時停電に対する自動回復運転機能を備えたものとする。</u></p> <p>(vi) <u>電動機の負荷特性に追わせた加減速時間に調整されたものとする。</u></p> <p>(v) <u>回路内に過電流、過電圧等が発生した場合に作動する保護制御機能を備えたものとする。</u></p>	<p>改定理由</p> <p>営繕仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3. 2. 19 水槽</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 飲料水を貯蔵する受水槽及び高置（高架）水槽は、建築基準法施行令第129条の2の4・2の5並びに同条に基づく告示の定めによるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「<u>機材の品質・性能基準</u>」による。</p> <p>(2) 材質（FRP製、鋼板製、ステンレス鋼板製）、型式（一体型、パネル型）、形状（球形、円筒形、角形）、本体の構造（単板、複合板）は、特記による。</p> <p>(3) 水槽本体は、地震力及び地震力によって生じる液面揺動によって損傷を起さない強度を有するものとする。</p> <p>なお、設計用水平震度は、特記によるものとし、設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2の値とする。</p> <p>2 FRP製一体型水槽の場合は、次による。</p> <p>(1) 水槽に使用する材質は、不飽和ポリエステル樹脂とガラス繊維とを用いて作られたガラス繊維強化ポリエステル（以下「FRP」という。）とする。</p> <p>(2) 水槽の製造に用いる不飽和ポリエステル樹脂は、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）に規定するUP-G等耐水性、耐候性の優れたもので、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えるものであってはならない。ガラス繊維は、JIS R 3411～3417に規定する無アルカリ性のもの及びこれらを原料として加工したものとする。複合板の心材に用いる合成樹脂発泡体は、圧縮強さ274kPa以上（保温のみの目的を除く）で独立気泡のものとする。充てん材料及び着色材料を使用する場合には、その品質及び使用量が、製品の品質及び水質に悪影響を与えるものであってはならない。</p> <p>(3) 水槽は、水槽内の照度率が0.1%以下となるような遮光性を有するものとする。</p> <p>試験方法は、JIS A 4110（ガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽）による。また、複合板構造の側板と底板は、厚さ15mm以上の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体相当以上の断熱性を有するものとする。</p> <p>(4) 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管及び通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、次の付属品を備える。</p> <p>なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径50以下のボルトタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</p> <p>(イ) 鋼製架台（溶融亜鉛めっき仕上げ2種35）…一式</p>	<p>3. 2. 19 水槽</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 飲料水を貯蔵する受水槽及び高置（高架）水槽は、建築基準法施行令第129条の2の4・2の5並びに同条に基づく告示の定めによるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2の2(3)に示す基準</u>による。</p> <p>(2) 材質（FRP製、鋼板製、ステンレス鋼板製）、型式（一体型、パネル型）、形状（球形、円筒形、角形）、本体の構造（単板、複合板）は、特記による。</p> <p>(3) 水槽本体は、地震力及び地震力によって生じる液面揺動によって損傷を起さない強度を有するものとする。</p> <p>なお、設計用水平震度は、特記によるものとし、設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2の値とする。</p> <p><u>(4) 水槽に接続する変位吸収継手は、SHASE-S 008（ゴム製変位吸収管継手）のペローズ形管継手とし、気相部と接する部分については、耐塩素性を有するものとする。</u></p> <p>2 FRP製一体型水槽の場合は、次による。</p> <p>(1) 水槽に使用する材質は、不飽和ポリエステル樹脂とガラス繊維とを用いて作られたガラス繊維強化ポリエステル（以下「FRP」という。）とする。</p> <p>(2) 水槽の製造に用いる不飽和ポリエステル樹脂は、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）に規定するUP-G等耐水性、耐候性の優れたもので、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えるものであってはならない。ガラス繊維は、JIS R 3411～3417に規定する無アルカリ性のもの及びこれらを原料として加工したものとする。複合板の心材に用いる合成樹脂発泡体は、圧縮強さ274kPa以上（保温のみの目的を除く）で独立気泡のものとする。充てん材料及び着色材料を使用する場合には、その品質及び使用量が、製品の品質及び水質に悪影響を与えるものであってはならない。</p> <p>(3) 水槽は、水槽内の照度率が0.1%以下となるような遮光性を有するものとする。</p> <p>試験方法は、JIS A 4110（ガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽）による。また、複合板構造の側板と底板は、厚さ15mm以上の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体相当以上の断熱性を有するものとする。</p> <p>(4) 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管及び通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、次の付属品を備える。</p> <p>なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径50以下のボルトタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</p> <p>(イ) 鋼製架台（溶融亜鉛めっき仕上げ2種35）…一式</p>	<p>総則編の改定による</p> <p>2 FRP製一体型水槽から移動し、耐塩素性を有するものとして見直し。</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(ロ) ボールタップ用防波板又は電極棒用防波筒…一式</p> <p>(ハ) マンホール <u>(大きさ直径 600mm 以上の円が内接することができるもの、二重蓋又は密閉式、施錠式)</u> …一式</p> <p>(ニ) はしご（水槽内は合成樹脂製又はステンレス製、水槽外は<u>アルミ製又はステンレス製</u>）…一式</p> <p>(ホ) 通気口（合成樹脂防虫網付き）…一式</p> <p>(ヘ) アンカーボルト（ステンレス鋼製又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上 2 種 35）…一式</p> <p>(ト) 銘板（容量、耐震強度、製造業者又はその略号、製造年月又はその略号（工場出荷時とする））…一式</p> <p><u>(5) 水槽に接続する変位吸収継手は、SHASE-S 008（ゴム製変位吸収管継手）のペローズ形管継手とする。</u></p> <p>3 FRP 製パネル型水槽は、前記 FRP 製一体型水槽によるほか、次による。</p> <p>(1) パネル水槽は、FRP で成形したパネル（以下「単板パネル」という。）をボルト締結により組立てた単板型パネル水槽、又は単板パネルと合成樹脂発泡体を組合せたパネル（以下「複合板パネル」という。）をボルト締結により組立てた複合板型パネル水槽（サンドイッチ構造のものを含む。）とする。</p> <p>(2) 複合板型パネルは、部品取付部、補強材、ボルト等の接合部及びパネルフランジ周辺部を除いて、厚さ 15mm の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体と同等以上の断熱性を有するものとする。</p> <p>(3) 二槽式水槽の中仕切板は、一方の水槽を空にした場合にあっても特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とし、単板パネルとする。</p> <p>(4) 水槽の組立て等に使用するボルト、ナットの使用区分は次のとおりとし、材料は下記のもの又は同等品とする。</p> <p>(イ) 水槽の外部に使用するボルト及びナットは、ステンレス鋼製ボルト（SUS 304 等）又は鋼製ボルトとする。鋼製ボルトは棒鋼（SS400 等）に溶融亜鉛めっき仕上げ 2 種 35 を施したものとし、塗装は不要とする。</p> <p>(ロ) 水槽内部に使用する材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとする。</p> <p>(5) パネルの接合に使用するシール材料は、水質に悪影響を与えないものとし、合成樹脂又は品質が JIS K 6353（水道用ゴム）に適合する合成ゴム製とする。</p> <p>(6) 補強方式は、外部補強方式、内部補強方式又はこれらの組合せ方式とする。内部補強は、側板と底板を筋かい状に金属で締結する構造、側板と側板を並行又は筋かい状に金属で締結する構造又はこれらを組合せた構造とし、その底板</p>	<p>(ロ) ボールタップ用防波板又は電極棒用防波筒…一式</p> <p>(ハ) マンホール <u>(タンク本体と同一の材質で施錠式とし、二重ふた又は密閉式とする。また、大きさは直径 600mm 以上の円が内接することができるもの。)</u> …一式</p> <p>(ニ) はしご（水槽内は合成樹脂製又はステンレス製、水槽外は<u>鋼製（溶融亜鉛めっき仕上げ（2 種 35））、ステンレス鋼製又は FRP 製</u>）…一式</p> <p>(ホ) 通気口（合成樹脂防虫網付き）…一式</p> <p>(ヘ) アンカーボルト（ステンレス鋼製又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上 2 種 35）…一式</p> <p>(ト) 銘板（容量、耐震強度、製造業者又はその略号、製造年月又はその略号（工場出荷時とする））…一式</p> <p>3 FRP 製パネル型水槽は、前記 FRP 製一体型水槽によるほか、次による。</p> <p>(1) パネル水槽は、FRP で成形したパネル（以下「単板パネル」という。）をボルト締結により組立てた単板型パネル水槽、又は単板パネルと合成樹脂発泡体を組合せたパネル（以下「複合板パネル」という。）をボルト締結により組立てた複合板型パネル水槽（サンドイッチ構造のものを含む。）とする。</p> <p>(2) 複合板型パネルは、部品取付部、補強材、ボルト等の接合部及びパネルフランジ周辺部を除いて、厚さ 15mm の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体と同等以上の断熱性を有するものとする。</p> <p>(3) 二槽式水槽の中仕切板は、一方の水槽を空にした場合にあっても特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とし、単板パネルとする。</p> <p>(4) 水槽の組立て等に使用するボルト、ナットの使用区分は次のとおりとし、材料は下記のもの又は同等品とする。</p> <p>(イ) 水槽の外部に使用するボルト及びナットは、ステンレス鋼製ボルト（SUS 304 等）又は鋼製ボルトとする。鋼製ボルトは棒鋼（SS400 等）に溶融亜鉛めっき仕上げ 2 種 35 を施したものとし、塗装は不要とする。</p> <p>(ロ) 水槽内部に使用する材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとする。</p> <p>(5) パネルの接合に使用するシール材料は、水質に悪影響を与えないものとし、合成樹脂又は品質が JIS K 6353（水道用ゴム）に適合する合成ゴム製とする。</p> <p>(6) 補強方式は、外部補強方式、内部補強方式又はこれらの組合せ方式とする。内部補強は、側板と底板を筋かい状に金属で締結する構造、側板と側板を並行又は筋かい状に金属で締結する構造又はこれらを組合せた構造とし、その底板</p>	<p>改定理由</p> <p>修文（営）</p> <p>営繕仕様書と整合</p> <p>1 一般事項へ移動</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>接合部は架台と直結する構造とする。</p> <p>(7) ボルト、ナット以外の金属材料及びその使用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 水槽の外部に使用する材料は鋼製で、溶融亜鉛めっき仕上げ2種 35 を施したものとし、塗装は不要とする。</p> <p>(ロ) 水槽内部に使用する材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ0.3mm以上）等の防護材で覆ったものとする。</p> <p>4 鋼板製一体型水槽の場合は、次による。</p> <p>(1) 本体は、鋼板製で、水槽内外面の防錆処理は12.2.4によるエポキシ樹脂ライニング（<u>屋外設置の場合は耐候性の優れた外面に塗り塗装を施す</u>）とし、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p><u>②</u> 水槽底板は、水槽内の水を完全に排水するために必要な成形を施したものである。</p> <p><u>③</u> 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、前記FRP製一体型水槽による付属品を備える。</p> <p>なお、接続口及び取付座はフランジ形とする。</p> <p><u>④</u> <u>水槽に接続する変位吸収継手は、SHASE-S 008（ゴム製変位吸収管継手）のペローズ形管継手とする。</u></p> <p>5 ステンレス鋼板製<u>一体型水槽</u>の場合は、次による。</p> <p>(1) ステンレス鋼板製<u>一体型水槽</u>は、ステンレス鋼板（気相部（溢水面下150mmまで）はSUS 329J4L以上の耐食性を有する鋼種とし、液相部はSUS 304、SUS 316又はSUS 444）で成形したパネルを製造者工場（現場にて製作する場合は「日本ステンレスタンク工業会」ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）現地組立基準書による）でTIG溶接により組み立てたものとする。</p> <p>なお、溶接を行う者は、JIS Z 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に基づく<u>（社）</u>日本溶接協会のTIG溶接の資格を有する者とする。</p>	<p>接合部は架台と直結する構造とする。</p> <p>(7) ボルト、ナット以外の金属材料及びその使用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 水槽の外部に使用する材料は鋼製で、溶融亜鉛めっき仕上げ2種 35 を施したものとし、塗装は不要とする。</p> <p>(ロ) 水槽内部に使用する材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ0.3mm以上）等の防護材で覆ったものとする。</p> <p>4 鋼板製一体型水槽の場合は、次による。</p> <p>(1) 本体は、鋼板製とし、水槽内面の防錆は12.2.4によるエポキシ樹脂ライニングによるものとし、水質に悪影響を与えないものとする。</p> <p><u>②</u> <u>水槽外面の防錆は、12.2.4によるエポキシ樹脂ライニングの当該事項によるほか、次による。</u></p> <p><u>(イ) 金属面の防錆前処理は、JIS Z 0313（素地調整用プラスト処理面の試験及び評価方法）による「目視による洗浄度の評価」の除錆度の評価 Sa2 以上とする。</u></p> <p><u>(ロ) 水槽外面に施すエポキシ樹脂ライニングの皮膜厚さは、0.2mm 以上とする。</u></p> <p><u>③</u> 水槽底板は、水槽内の水を完全に排水するために必要な成形を施したものである。</p> <p><u>④</u> <u>水槽は、底板下に底板リブと本体ベース板で構成され、本体に架台が組込まれた構造とする。</u></p> <p><u>⑤</u> 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、前記FRP製一体型水槽による付属品（<u>鋼製架台を除く</u>）を備える。</p> <p>なお、接続口及び取付座はフランジ形とする。<u>ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径50以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</u></p> <p>5 ステンレス鋼板製<u>パネル型水槽（溶接組立形）</u>の場合は、次による。</p> <p>(1) ステンレス鋼板製<u>パネル型水槽（溶接組立形）</u>は、ステンレス鋼板（気相部（溢水面下150mmまで）はSUS 329J4L以上の耐食性を有する鋼種とし、液相部はSUS 304、SUS 316又はSUS 444）で成形したパネルを製造者工場（現場にて製作する場合は「日本ステンレスタンク工業会」ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）現地組立基準書による）でTIG溶接により組み立てたものとする。</p> <p>なお、溶接を行う者は、JIS Z 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に基づく<u>（一社）</u>日本溶接協会のTIG溶接の資格を有する</p>	<p>改定理由</p> <p>当繕仕様書と整合</p> <p>当繕仕様書と整合</p> <p>本体に架台が組込まれた構造のため削除</p> <p>当繕仕様書と整合</p> <p>1 一般事項へ移動</p> <p>当繕仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(2) 水槽底板は、プレス成形を施したものとす。</p> <p>(3) 水槽内部に使用する材料は、本体と同じ材料又は本体と同等以上の耐食性を有する材料とする。</p> <p>(4) 水槽外部に保温を設ける場合は、特記による。保温及び外装は、水槽用として成形したポリスチレンフォーム保温材（保温厚さ 25mm 以上）にアルミニウム板（板厚 0.8mm 以上）の外装を施したものとす。なお、屋外に設置する場合はステンレス鋼板としてもよい。ただし、ふたの部分は除く。</p> <p>(5) 二槽式水槽の中仕切板は、一方の水槽を空にした場合にあっても特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とする。</p> <p>(6) 補強方式は、内部補強方式とし、側板と底板を筋かい状に金属で接合する構造、側板と側板を並行又は筋かい状に金属で接合する構造とする。</p> <p>(7) 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、前記 FRP 製一体型水槽に示す付属品を備える。          なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径 50 以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</p> <p><u>(8) 水槽に接続する変位吸収継手は、SHASE-S 008（ゴム製変位吸収管継手）のペローズ形管継手とする。</u></p> <p>6 ステンレス鋼板製パネル型水槽（ボルト組立型）の場合は、次による。</p> <p>(1) ステンレス鋼板製パネル型水槽は、プレス成形したステンレス鋼板をボルト締結により <u>組合わせ</u>た水槽とし、気相部（溢水面下 150mm まで）は SUS 329J4L 以上の耐食性を有する鋼種とし、液相部は SUS 304、SUS 316 又は SUS 444 とする。</p> <p>(2) 水槽内部に使用する金属材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとす。</p> <p>(3) 水槽外部に使用する金属材料は、SUS 304 以上の耐食性を有するステンレス鋼製又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ 2 種 35 を施したものとす。</p> <p>(4) 二槽式水槽の中仕切板は、一方の水槽を空にした場合にあっても特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とする。</p> <p>(5) 補強方式は、外部補強方式、内部補強方式又はこれらの <u>組合わせ</u>方式とする。内部補強は、側板と底板を筋かい状に金属で締結する構造、側板と側板を並行に金属で締結する構造又はこれらを <u>組合寄せ</u>た構造とし、その底部接合部を架台と直結する構造とする。</p> <p>(6) 水槽の組立等に使用するボルト、ナットの使用区分は次のとおりとし、材料は次のもの又は同等品とする。</p> <p>(イ) 水槽の外部はステンレス鋼（SUS 304）又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ</p>	<p>者とする。</p> <p>(2) 水槽底板は、プレス成形を施したものとす。</p> <p>(3) 水槽内部に使用する材料は、本体と同じ材料又は本体と同等以上の耐食性を有する材料とする。</p> <p>(4) 水槽外部に保温を設ける場合は、特記による。保温及び外装は、水槽用として成形したポリスチレンフォーム保温材（保温厚さ 25mm 以上）にアルミニウム板（板厚 0.8mm 以上）の外装を施したものとす。なお、屋外に設置する場合はステンレス鋼板としてもよい。ただし、ふたの部分は除く。</p> <p>(5) 二槽式水槽の中仕切板は、一方の水槽を空にした場合にあっても特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とする。</p> <p>(6) 補強方式は、内部補強方式とし、側板と底板を筋かい状に金属で接合する構造、側板と側板を並行又は筋かい状に金属で接合する構造とする。</p> <p>(7) 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、前記 FRP 製一体型水槽に示す付属品を備える。          なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径 50 以下のボールタップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</p> <p>6 ステンレス鋼板製パネル型水槽（ボルト組立型）の場合は、次による。</p> <p>(1) ステンレス鋼板製パネル型水槽（<u>ボルト組立型</u>）は、プレス成形したステンレス鋼板をボルト締結により <u>組合寄せ</u>た水槽とし、気相部（溢水面下 150mm まで）は SUS 329J4L 以上の耐食性を有する鋼種とし、液相部は SUS 304、SUS 316 又は SUS 444 とする。</p> <p>(2) 水槽内部に使用する金属材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ 0.3mm 以上）等の防護材で覆ったものとす。</p> <p>(3) 水槽外部に使用する金属材料は、SUS 304 以上の耐食性を有するステンレス鋼製又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ 2 種 35 を施したものとす。</p> <p>(4) 二槽式水槽の中仕切板は、一方の水槽を空にした場合にあっても特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさない強度を有する構造とする。</p> <p>(5) 補強方式は、外部補強方式、内部補強方式又はこれらの <u>組合寄せ</u>方式とする。内部補強は、側板と底板を筋かい状に金属で締結する構造、側板と側板を並行に金属で締結する構造又はこれらを <u>組合寄せ</u>た構造とし、その底部接合部を架台と直結する構造とする。</p> <p>(6) 水槽の組立等に使用するボルト、ナットの使用区分は次のとおりとし、材料は次のもの又は同等品とする。</p> <p>(イ) 水槽の外部はステンレス鋼（SUS 304）又は鋼製で溶融亜鉛めっき仕上げ</p>	<p>1 一般事項へ移動</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>2種35を施したものとする。</p> <p>(ロ) 水槽内部に使用する材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ0.3mm以上）等の防護材で覆ったものとする。</p> <p>(7) パネルの接合に使用するシール材は、水質に悪影響を与えないものとし、合成樹脂製又は品質がJIS K 6353（水道用ゴム）に適合する合成ゴム製とする。</p> <p>(8) 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、前記FRP製一体型水槽に示す付属品を備える。</p> <p>なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径50以下のボルトアップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</p> <p><u>9) 水槽に接続する変位吸収継手は、SHASE-S 008（ゴム製変位吸収管継手）のペローズ形管継手とする。</u></p> <p>7 緊急遮断弁装置</p> <p>緊急遮断弁装置は、次によるものとし、適用は特記による。</p> <p>(1) 遮断弁、地震感知器等から構成され、地震感知器からの感知信号により、遮断弁を閉じ確実に水を遮断する構造とする。</p> <p>(2) 接液部は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合するものとする。</p> <p>(3) 遮断弁の駆動方式は電気式又は機械式とし、適用は特記による。</p> <p>(4) 地震感知器は、電子式又は機械式とし振動の加速度が2.0m/s<sup>2</sup>(200gal)以上の場合に作動するものとする。また、人為的な振動を与えずに作動を試験できる点検装置、作動表示装置を備えるものとする。</p> <p>(5) 電気式の場合は、制御盤に地震感知器及びバックアップ電源を内蔵したものとし、次のものを備えるほか、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(イ) 電源表示灯、地震感知器及び操作弁作動表示灯</p> <p>(ロ) 手動操作スイッチ（復帰スイッチ共）</p> <p>(ハ) 外部出力端子付き</p> <p>8 ボルトアップ付属配管等の水槽内金属配管材料は、耐食を考慮した材料とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>3.3.1 配管工法</p> <p>1 建築物引込み部には給水管の変位を防止するため、3.2.2の3による変位吸収（可とう）継手を取付けるものとし、設置箇所は特記による。</p> <p>2 屋外給水管の管材料が鋼管又は鋳鉄管の場合は、建築物の引込み部に3.2.2の4(1)による給水用絶縁継手を取付けるものとし、設置箇所は特記による。</p>	<p>2種35を施したものとする。</p> <p>(ロ) 水槽内部に使用する材料は、ステンレス鋼（SUS 304）製とする。また、気相部は合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング（被覆厚さ0.3mm以上）等の防護材で覆ったものとする。</p> <p>(7) パネルの接合に使用するシール材は、水質に悪影響を与えないものとし、合成樹脂製又は品質がJIS K 6353（水道用ゴム）に適合する合成ゴム製とする。</p> <p>(8) 水槽には、揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設け、前記FRP製一体型水槽に示す付属品を備える。</p> <p>なお、接続口及び取付座は、フランジ形とする。ただし、合成樹脂、青銅等腐食及び強度を考慮した材料による通気管、呼び径50以下のボルトアップ接続口並びに電極取付座はフランジ形としなくてもよい。</p> <p>7 緊急遮断弁装置</p> <p>緊急遮断弁装置は、次によるものとし、適用は特記による。</p> <p>(1) 遮断弁、地震感知器及び制御盤（機械式は除く）から構成され、地震感知器からの感知信号により、遮断弁を閉じ確実に水を遮断する構造とする。</p> <p>(2) 接液部は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合するものとする。</p> <p>(3) 遮断弁の駆動方式は電気式又は機械式とし、適用は特記による。</p> <p>(4) 地震感知器は、電子式又は機械式とし振動の加速度が2.0m/s<sup>2</sup>(200gal)以上の場合に作動するものとする。また、人為的な振動を与えずに作動を試験できる点検装置、作動表示装置を備えるものとする。</p> <p>(5) 電気式の場合は、制御盤に地震感知器及びバックアップ電源を内蔵したものとし、次のものを備えるほか、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(イ) 電源表示灯、地震感知器及び操作弁作動表示灯</p> <p>(ロ) 手動操作スイッチ（復帰スイッチ共）</p> <p>(ハ) 外部出力端子付き</p> <p>8 ボルトアップ付属配管等の水槽内金属配管材料は、耐食を考慮した材料とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>3.3.1 配管工法</p> <p>1 建築物引込み部には給水管の変位を防止するため、3.2.2の3による変位吸収（可とう）継手を取り付けるものとし、設置箇所は特記による。</p> <p>2 屋外給水管の管材料が鋼管又は鋳鉄管の場合は、建築物の引込み部に3.2.2の4(1)による給水用絶縁継手を取り付けるものとし、設置箇所は特記による。</p>	<p>改定理由</p> <p>1 一般事項へ移動</p> <p>内容の明確化（営）</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3 配管の施工に先立ち、ほかの設備配管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を決定する。建築物内の場合、工事の進捗に伴い、<u>つり</u>金物、支持金物の取付け及びスリーブの埋込みを行う。管貫通部のはつりは、原則として行ってはならない。</p> <p>なお、紙製の仮枠を使用した部分は、配管施工前に必ず仮枠を取外し、外壁及び関係法令に基づき必要な箇所（防火区画貫通部等）については、配管施工後にモルタル等で充てんする。</p> <p>4 屋内配管は、直接躯体に振動が伝播しない方法で取付ける。また、見え掛かり部は、必要に応じ管座金（シーリングプレート）の取付け又は適切なシーリング材の充てんを行う。</p> <p>なお、シーリング材は、建築編9章6節による。</p> <p>5 スラブ転がし配管は、躯体に接触させないよう支持固定するとともに、支持金物間で躯体と接触するおそれのある部分には、防振ゴムを当て、振動の伝播を防止する。</p> <p>6 スラブ転がし配管等の鋼管が、他の金属管（被覆した鋼管及び被覆銅管を除く）と接触する部分には、巻長さ150mm以上について防食テープ巻きを施す。</p> <p>7 主管より分岐する場合は、クロス継手を使用せず必ずT継手を使用するが、1つのT継手で相対する2方向への分岐に使用してはならない。</p> <p>8 配管中には、空気だまりが生じないように配管することを原則とするが、やむを得ず生じる空気だまりには、空気抜き弁を設ける。</p> <p>9 配管中に生じる泥だまりには、排泥弁を設けるものとし、その大きさは、管の呼び径が25までは同径、管の呼び径が25を超えるものについては呼び径25とする。</p> <p>10 <u>外壁の地中部分等水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、管とスリーブとの隙間はシーリング材によりシーリングし、水密を確保し、かつ、躯体と絶縁する。</u></p> <p>11 建築基準法施行令第112条第15項に規定する耐火構造等の防火区画等を貫通する管は、その隙間をモルタル、ロックウール保温材又は<u>財</u>日本建築センター等の第三者機関による防災性能に関する評価を受けた耐火熱膨張材で埋める。</p> <p>12 埋設本管の分岐、曲がり部等の衝撃防護措置は、特記による。</p> <p>13 給水管と排水管と平行して埋設する場合には、原則として、両配管の水平実間隔を500mm以上とし、かつ、給水管は排水管の上方に埋設するものとする。また、両配管が交差する場合もこれに準じる。</p> <p>14 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取替え修理を行うこととし、コーキング修理は、行ってはならない。</p> <p>15 配管において、ベンダー等による曲げ加工は行わないこととする。また、施工</p>	<p>3 配管の施工に先立ち、ほかの設備配管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を決定する。建築物内の場合、工事の進捗に伴い、<u>吊り</u>金物、支持金物の取り付け及びスリーブの埋込みを行う。管貫通部のはつりは、原則として行ってはならない。</p> <p>なお、紙製の仮枠を使用した部分は、配管施工前に必ず仮枠を取外し、外壁及び関係法令に基づき必要な箇所（防火区画貫通部等）については、配管施工後にモルタル等で充てんする。</p> <p>4 屋内配管は、直接躯体に振動が伝播しない方法で取り付ける。また、見え掛かり部は、必要に応じ管座金（シーリングプレート）の取り付け又は適切なシーリング材の充てんを行う。</p> <p>なお、シーリング材は、建築編9章6節による。</p> <p>5 スラブ転がし配管は、躯体に接触させないよう支持固定するとともに、支持金物間で躯体と接触するおそれのある部分には、防振ゴムを当て、振動の伝播を防止する。</p> <p>6 スラブ転がし配管等の鋼管が、他の金属管（被覆した鋼管及び被覆銅管を除く）と接触する部分には、巻長さ150mm以上について防食テープ巻きを施す。</p> <p>7 主管より分岐する場合は、クロス継手を使用せず必ずT継手を使用するが、1つのT継手で相対する2方向への分岐に使用してはならない。</p> <p>8 配管中には、空気だまりが生じないように配管することを原則とするが、やむを得ず生じる空気だまりには、空気抜き弁を設ける。</p> <p>9 配管中に生じる泥だまりには、排泥弁を設けるものとし、その大きさは、管の呼び径が25までは同径、管の呼び径が25を超えるものについては呼び径25とする。</p> <p>10 <u>外壁を貫通する配管とスリーブとの隙間は、バックアップ材等を充てんし、シーリング材によりシーリングし、水密を確保する。</u></p> <p>11 <u>外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、配管はスリーブと触れないように施工する。</u></p> <p>12 建築基準法施行令第112条第15項に規定する耐火構造等の防火区画等を貫通する管は、その隙間をモルタル、ロックウール保温材又は<u>(一財)</u>日本建築センター等の第三者機関による防災性能に関する評価を受けた耐火熱膨張材で埋める。</p> <p>13 埋設本管の分岐、曲がり部等の衝撃防護措置は、特記による。</p> <p>14 給水管と排水管と平行して埋設する場合には、原則として、両配管の水平実間隔を500mm以上とし、かつ、給水管は排水管の上方に埋設するものとする。また、両配管が交差する場合もこれに準じる。</p> <p>15 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取替え修理を行うこととし、コーキング修理は、行ってはならない。</p> <p>16 配管において、ベンダー等による曲げ加工は行わないこととする。また、施工</p>	<p>管を躯体と絶縁する規定を修文（営）</p> <p>管を躯体と絶縁する規定を修文（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																														
<p>中の配管開口部は、異物が入らないようプラグ止め等を施す。</p> <p>16 管を土中埋設する場合は、管及び被覆樹脂を痛めぬよう、掘削土の良質土で埋め戻す。再生砂等で埋め戻す場合は、特記による。</p> <p>17 管を埋め戻す場合は、地盤面（GL）から約 150mm 程度の深さに埋設表示用 <u>アルミ又はビニル等のテープ</u>を埋設する。</p> <p>18 さや管ヘッダー配管システムは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「<u>機材の品質・性能基準</u>」による。</p> <p>(1) 樹脂管（内管）とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径は、3.3.1 表による。</p> <p><b>3.3.1 表 樹脂管とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分 類</th> <th rowspan="2">樹脂管</th> <th rowspan="2">さや管</th> <th colspan="2">最小曲げ半径（mm）</th> </tr> <tr> <th>水平部</th> <th>立上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">架橋ポリエチレン管 ポリブテン管</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>200</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>22</td> <td>250</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>28</td> <td>500</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>36</td> <td>500</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 防火区画貫通部は、<u>財</u>日本消防設備安全センターによる消防防災用設備等性能評定品及び<u>財</u>日本建築センター等の第三者機関による防災性能評定認可部材を使用する。</p> <p>(3) さや管の交差は、原則として行わない。やむを得ず交差させる場合は、交差部をゆるやかな曲げとし、支持固定は交差部の上部からそれぞれ 40cm 程度とする。</p> <p>(4) さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は、木工事完了後とする。ただし、下記事項を遵守して施工する場合は、さや管と樹脂管の同時施工をしてもよい。</p> <p>(イ) 配管施工時、樹脂管は系統毎に 20cm 程度の余長をとる。</p> <p>(ロ) 木工事完了後、水栓接続前に内管 10cm の押し引きを 2 回行う。</p> <p>(ハ) 1 系統の配管延長は 10m 以内とし、曲がり数は 3.3.2 表による。</p> <p><b>3.3.2 表 さや管と樹脂管を同時施工する場合の曲げ箇所数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹脂管 サイズ</th> <th colspan="3">曲げ箇所数</th> </tr> <tr> <th>水平部</th> <th>立上部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> <td>5 以下</td> </tr> </tbody> </table>		分 類	樹脂管	さや管	最小曲げ半径（mm）		水平部	立上部	架橋ポリエチレン管 ポリブテン管	10	22	200	150	13	22	250	200	16	28	500	350	20	36	500	450	樹脂管 サイズ	曲げ箇所数			水平部	立上部	計	10	4 以下	2 以下	6 以下	13	4 以下	2 以下	6 以下	16	4 以下	2 以下	6 以下	20	3 以下	2 以下	5 以下	<p>中の配管開口部は、異物が入らないようプラグ止め等を施す。</p> <p>17 管を土中埋設する場合は、管及び被覆樹脂を痛めぬよう、掘削土の良質土で埋め戻す。再生砂等で埋め戻す場合は、特記による。</p> <p>18 管を埋め戻す場合は、地盤面（GL）から約 150mm 程度の深さに埋設表示用 <u>アルミテープ又はポリエチレンテープ</u>等を埋設する。</p> <p>19 さや管ヘッダー配管システムは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準</u>による。</p> <p>(1) 樹脂管（内管）とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径は、3.3.1 表による。</p> <p><b>3.3.1 表 樹脂管とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分 類</th> <th rowspan="2">樹脂管</th> <th rowspan="2">さや管</th> <th colspan="2">最小曲げ半径（mm）</th> </tr> <tr> <th>水平部</th> <th>立上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">架橋ポリエチレン管 ポリブテン管</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>200</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>22</td> <td>250</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>28</td> <td>500</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>36</td> <td>500</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 防火区画貫通部は、<u>(一財)</u>日本消防設備安全センターによる消防防災用設備等性能評定品及び<u>(一財)</u>日本建築センター等の第三者機関による防災性能評定認可部材を使用する。</p> <p>(3) さや管の交差は、原則として行わない。やむを得ず交差させる場合は、交差部をゆるやかな曲げとし、支持固定は交差部の上部からそれぞれ 40cm 程度とする。</p> <p>(4) さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は、木工事完了後とする。ただし、下記事項を遵守して施工する場合は、さや管と樹脂管の同時施工をしてもよい。</p> <p>(イ) 配管施工時、樹脂管は系統毎に 20cm 程度の余長をとる。</p> <p>(ロ) 木工事完了後、水栓接続前に内管 10cm の押し引きを 2 回行う。</p> <p>(ハ) 1 系統の配管延長は 10m 以内とし、曲がり数は 3.3.2 表による。</p> <p><b>3.3.2 表 さや管と樹脂管を同時施工する場合の曲げ箇所数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹脂管 サイズ</th> <th colspan="3">曲げ箇所数</th> </tr> <tr> <th>水平部</th> <th>立上部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> <td>5 以下</td> </tr> </tbody> </table>		分 類	樹脂管	さや管	最小曲げ半径（mm）		水平部	立上部	架橋ポリエチレン管 ポリブテン管	10	22	200	150	13	22	250	200	16	28	500	350	20	36	500	450	樹脂管 サイズ	曲げ箇所数			水平部	立上部	計	10	4 以下	2 以下	6 以下	13	4 以下	2 以下	6 以下	16	4 以下	2 以下	6 以下	20	3 以下	2 以下	5 以下	<p>明確化（営）</p> <p>総則編の改定による</p>
分 類	樹脂管				さや管	最小曲げ半径（mm）																																																																																												
		水平部	立上部																																																																																															
架橋ポリエチレン管 ポリブテン管	10	22	200	150																																																																																														
	13	22	250	200																																																																																														
	16	28	500	350																																																																																														
	20	36	500	450																																																																																														
樹脂管 サイズ	曲げ箇所数																																																																																																	
	水平部	立上部	計																																																																																															
10	4 以下	2 以下	6 以下																																																																																															
13	4 以下	2 以下	6 以下																																																																																															
16	4 以下	2 以下	6 以下																																																																																															
20	3 以下	2 以下	5 以下																																																																																															
分 類	樹脂管	さや管	最小曲げ半径（mm）																																																																																															
			水平部	立上部																																																																																														
架橋ポリエチレン管 ポリブテン管	10	22	200	150																																																																																														
	13	22	250	200																																																																																														
	16	28	500	350																																																																																														
	20	36	500	450																																																																																														
樹脂管 サイズ	曲げ箇所数																																																																																																	
	水平部	立上部	計																																																																																															
10	4 以下	2 以下	6 以下																																																																																															
13	4 以下	2 以下	6 以下																																																																																															
16	4 以下	2 以下	6 以下																																																																																															
20	3 以下	2 以下	5 以下																																																																																															

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																								
<p>(c) 水栓の立ち上がり部には、配管サポートを原則使用する。</p> <p>(d) 水圧試験は、器具接続完了かつ木工事完了後に行う。</p> <p>(e) 全戸、全系統についての押し引きを確認したチェックリストを作成し、監督員に提出する。</p> <p>(5) さや管の支持には、防振ゴム等は不要とする。ただし、ヘッダー部分については3.3.1の4による。</p> <p>(6) ヘッダー部に各給水箇所への行き先表示を行う。</p> <p>(7) 特記がなければ、樹脂管には消音テープ巻きを行わない。</p> <p>(8) 配管完了後の他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を与えないよう、要所に配管表示シールを貼る等、配管防護措置を施す。</p> <p>(9) さや管内で樹脂管が水撃等で動かないように、樹脂管をさや管内部に接触が強くなるように押し込んで配管する。</p> <p>(10) ヘッダー及び各水栓等接続の樹脂管の露出部分は、遮熱キャップまたは遮熱管を取り付ける。</p> <p>19 機械室又はポンプ室直上部に住戸のある場合で、ポンプに直結する管類及び水槽流入管等の支持は、原則として床面より行う。</p> <p>20 屋内配管で天井、床、壁等の躯体を貫通する部分は、防火区画上、支障のない方法で管の振動を伝播させないよう固定支持する。</p> <p>21 機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる異種金属（ステンレス鋼と鋼、砲金と鋼、銅と鋼）で機器・配管・ボルト等の接続を行う場合は3.2.2の4(2)に定める絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。</p> <p>22 屋外の主要埋設管路の主たる曲がり部分、分岐部分及び弁ボックスには、標示柱を設ける。</p> <p>なお、舗装面に標示を行う場合は、耐食アルミ製埋込型標示板又はステンレス製標示ピンとする。また、通路部分に設置する場合は、通路表面より上部に出ないように設置する。</p> <p>23 勾配</p> <p>給水管の横走り配管で上向き給水は先上がり、下向き給水は先下がりとし、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適切な勾配をとる。</p> <p>24 給水立て管の頂部に吸排気弁を設置する場合は、圧力下排気を円滑に行えるものとし、急速吸気性能については、3.3.3表に示す給水立て管口径と必要吸気量との関係を満足するように必要な個数を設置する。</p> <p><b>3.3.3表 給水立て管口径と必要吸気量（弁差圧2.9kPa時）</b></p> <table border="1" data-bbox="228 1332 741 1412"> <thead> <tr> <th>立て管口径 (mm)</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸気量 (ℓ/sec)</td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>4.0</td> <td>7.0</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table>	立て管口径 (mm)	20	25	30	40	50	吸気量 (ℓ/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0	<p>(c) 水栓の立ち上がり部には、配管サポートを原則使用する。</p> <p>(d) 水圧試験は、器具接続完了かつ木工事完了後に行う。</p> <p>(e) 全戸、全系統についての押し引きを確認したチェックリストを作成し、監督員に提出する。</p> <p>(5) さや管の支持には、防振ゴム等は不要とする。ただし、ヘッダー部分については3.3.1の4による。</p> <p>(6) ヘッダー部に各給水箇所への行き先表示を行う。</p> <p>(7) 特記がなければ、樹脂管には消音テープ巻きを行わない。</p> <p>(8) 配管完了後の他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を与えないよう、要所に配管表示シールを貼る等、配管防護措置を施す。</p> <p>(9) さや管内で樹脂管が水撃等で動かないように、樹脂管をさや管内部に接触が強くなるように押し込んで配管する。</p> <p>(10) ヘッダー及び各水栓等接続の樹脂管の露出部分は、遮熱キャップまたは遮熱管を取り付ける。</p> <p>20 機械室又はポンプ室直上部に住戸のある場合で、ポンプに直結する管類及び水槽流入管等の支持は、原則として床面より行う。</p> <p>21 屋内配管で天井、床、壁等の躯体を貫通する部分は、防火区画上、支障のない方法で管の振動を伝播させないよう固定支持する。</p> <p>22 機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる異種金属（ステンレス鋼と鋼、砲金と鋼、銅と鋼）で機器・配管・ボルト等の接続を行う場合は3.2.2の4(2)に定める絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。</p> <p>23 屋外の主要埋設管路の主たる曲がり部分、分岐部分及び弁ボックスには、標示柱を設ける。</p> <p>なお、舗装面に標示を行う場合は、耐食アルミ製埋込型標示板又はステンレス製標示ピンとする。また、通路部分に設置する場合は、通路表面より上部に出ないように設置する。</p> <p>24 勾配</p> <p>給水管の横走り配管で上向き給水は先上がり、下向き給水は先下がりとし、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適切な勾配をとる。</p> <p>25 給水立て管の頂部に吸排気弁を設置する場合は、圧力下排気を円滑に行えるものとし、急速吸気性能については、3.3.3表に示す給水立て管口径と必要吸気量との関係を満足するように必要な個数を設置する。</p> <p><b>3.3.3表 給水立て管口径と必要吸気量（弁差圧2.9kPa時）</b></p> <table border="1" data-bbox="1066 1332 1579 1412"> <thead> <tr> <th>立て管口径 (mm)</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸気量 (ℓ/sec)</td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>4.0</td> <td>7.0</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table>	立て管口径 (mm)	20	25	30	40	50	吸気量 (ℓ/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0	
立て管口径 (mm)	20	25	30	40	50																					
吸気量 (ℓ/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0																					
立て管口径 (mm)	20	25	30	40	50																					
吸気量 (ℓ/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0																					

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3.3.2 埋設深さ 管の地中埋設深さは、敷地内車両経路では管の上端より600mm以上、それ以外では、呼び径32以下は300mm、呼び径40以上65以下は450mm、呼び径75以上は600mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。</p> <p>3.3.3 管の接合</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 管は管の径を縮めることのない工具で、管軸に対し直角に切断する（パイプカッター類は使用してはならない。ただし、ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブテン管及び銅管は、この限りではない。）。切り口は、管内外面にめくれ、ささくれ等のないように、パイプリーマ等で平滑に仕上げる。特に耐食被膜を施した耐食鋼管の切断は、のこ切盤（帯のこ盤又はねじ切機搭載形自動丸のこ機等）を使用し、被膜の変質及びはく離のないように考慮する。</p> <p>(2) 鋼管類のねじりに使用するねじり盤は、原則として、自動切上げダイヘッド付ねじり盤を使用する。また、ねじり方式は、ねじ加工刃物(チェーザ)固定方式とする。ただし、呼び径100A以上は、ならい方式でもよい。 なお、ねじの精度を30個以内ごとに1個以上確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>(3) ねじり用切削油は、JWWAK 137（水道用ねじり油剤）に準じたものとし、衛生上無害な水溶性のものとする。</p> <p>(4) 管は、接合する前に、切りくず、ごみ等を十分除去し、管の内部に異物のないことを確かめてから接合する。</p> <p>(5) フランジ接合の場合は、適正厚さのガスケットを介し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締め付ける。</p> <p>(6) 外面被覆鋼管のねじ接合は、<u>工具及び専用部品</u>を用いて行う。</p> <p>(7) 配管材料のイオン化傾向が大きく異なる異種金属の接続を行う場合は、3.2.2の4(2)に定める絶縁継手を使用し絶縁を行うものとし、使用箇所は特記による。</p> <p>2 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管</p> <p>(1) 原則として、呼び径80以下はねじ接合、呼び径100はねじ接合又はフランジ接合、呼び径125以上はフランジ接合とする。</p> <p>(2) 切断したライニング鋼管の面取りは、次によるものとし、<u>切断面内面樹脂の各継手形式ごとに適切に行う。</u> <u>(イ) 切削ねじの場合は、スクレーパー等の面取り工具を用いるものとする。</u> <u>(ロ) 転造ねじの場合は、ねじ加工機に組込まれた専用リーマを用いて面取りを行い、バリを取る場合は、スクレーパー等を使用してもよい。</u></p> <p>(3) ねじ接合の場合の接合用ねじは、JIS B 0203（管用テーパねじ）による管用テーパおねじとし、接合にはねじ接合材を使用する。接合材は、防食用ペース</p>	<p>3.3.2 埋設深さ 管の地中埋設深さは、敷地内車両経路では管の上端より600mm以上、それ以外では、呼び径32以下は300mm、呼び径40以上65以下は450mm、呼び径75以上は600mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。</p> <p>3.3.3 管の接合</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 管は管の径を縮めることのない工具で、管軸に対し直角に切断する（パイプカッター類は使用してはならない。ただし、ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブテン管及び銅管は、この限りではない。）。切り口は、管内外面にめくれ、ささくれ等のないように、パイプリーマ等で平滑に仕上げる。特に耐食被膜を施した耐食鋼管の切断は、のこ切盤（帯のこ盤又はねじ切機搭載形自動丸のこ機等）を使用し、被膜の変質及びはく離のないように考慮する。</p> <p>(2) 鋼管類のねじりに使用するねじり盤は、原則として、自動切上げダイヘッド付ねじり盤を使用する。また、ねじり方式は、ねじ加工刃物(チェーザ)固定方式とする。ただし、呼び径100A以上は、ならい方式でもよい。 なお、ねじの精度を30個以内ごとに1個以上確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>(3) ねじり用切削油は、JWWAK 137（水道用ねじり油剤）に準じたものとし、衛生上無害な水溶性のものとする。</p> <p>(4) 管は、接合する前に、切りくず、ごみ等を十分除去し、管の内部に異物のないことを確かめてから接合する。</p> <p>(5) フランジ接合の場合は、適正厚さのガスケットを介し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締め付ける。</p> <p>(6) 外面被覆鋼管のねじ接合は、<u>専用の工具及び部品</u>を用いて行う。</p> <p>(7) 配管材料のイオン化傾向が大きく異なる異種金属の接続を行う場合は、3.2.2の4(2)に定める絶縁継手を使用し絶縁を行うものとし、使用箇所は特記による。 <u>なお、絶縁継手と接続する弁類に管端防食弁を使用してはならない。</u> <u>(8) 給水装置に該当する場合は、すべて水道事業者の定める接合方法による。</u></p> <p>2 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管</p> <p>(1) 原則として、呼び径80以下はねじ接合、呼び径100はねじ接合又はフランジ接合、呼び径125以上はフランジ接合とする。</p> <p>(2) 切断したライニング鋼管は、<u>スクレーパー等の面取り工具を用いて切断面内面樹脂の各継手形式ごとの適切な面取りを行う。</u></p> <p>(3) ねじ接合の場合の接合用ねじは、JIS B 0203（管用テーパねじ）による管用テーパおねじとし、接合にはねじ接合材を使用する。接合材は、防食用ペース</p>	<p>改定理由</p> <p>修文</p> <p>誤接合の防止 給水装置に該当する場合は追加。</p> <p>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管に転造ねじは適用できないため。</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>トシール剤とし、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を除去し、おねじ部に適量塗布する。</p> <p>なお、<u>ねじ部の露出部は、錆止めペイントを施す。</u></p> <p>(4) 管端防食管継手は再使用してはならない。</p> <p>(5) 外面樹脂被覆を施した管端防食継手の場合は、切削ねじとし(3)による。ただし、継手の外面樹脂部と管の隙間及びねじ込み後の残りねじ部を、ブチルゴム系コーキングテープ又はゴムリングで完全に密封する。また、密封後コーキングテープ又はゴムリング露出部は、プラスチックテープ <u>1回巻き</u>とする。</p> <p>なお、ゴムリングの場合は、管材との接合が終了した後で、ゴムリング装着が容易に確認できるものとする。</p> <p>(6) フランジ接合の場合は、WSP 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）によるフランジ付き管（直管及び継手）を使用する。</p> <p>(7) 水栓等の器具接続には、器具側のねじ規格に合った器具接続用管端防食管継手を使用する。また、ねじ部にはテープシール材を適回数巻きしてから適正トルクでねじ込む。</p> <p>3 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</p> <p>(1) 接合は、ねじ接合とし、上記水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管のねじ接合に準ずる。</p> <p>(2) ポリ粉体鋼管に転造ねじ接合を行う場合の管端防食管継手の保護は、次による。</p> <p>(イ) ねじ込み前に、転造ねじ部の管の内径は、継手製造者が規定する最小内径以上であることを確認する。</p> <p>(ロ) 継手製造者の規定によりねじ込みを行い、締めすぎによる管端コアの破損に注意する。</p> <p>4 ステンレス鋼管</p> <p>(1) 呼び径 60Su 以下は SAS322（一般配管用ステンレス鋼管継手性能基準）を満足した継手により接合し、呼び径 75Su 以上は溶接接合、<u>フランジ接合又はハウジング継手接合とする。</u></p> <p>(2) <u>フランジ接合の場合は、管にフランジ接続用アダプター（スタブエンド SUS 304）を TIG 溶接し、ガスケットを介し鋼製フランジ及び鋼製ボルトナットにより接合する。</u></p> <p><u>フランジは、JIS B 2220（鋼製管フランジ）とし、遊合形の場合は、JIS B 2220（鋼製管フランジ）に亜鉛めっきを施したものとす。ガスケットは、ジョイントシートをポリテトラフルオロエチレンではさみ込んだものとす。</u></p> <p>(3) 溶接接合は、管内にアルゴンガスを充填させてから、TIG 溶接により行う。また、SUS304、SUS316 等のオーステナイト系ステンレス鋼を溶接する場合は、窒素ガスとしても良い。</p>	<p>トシール剤とし、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を除去し、おねじ部に適量塗布する。</p> <p>なお、<u>継手接続後のねじ部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。</u></p> <p>(4) 管端防食管継手は再使用してはならない。</p> <p>(5) 外面樹脂被覆を施した管端防食継手の場合は、切削ねじとし(3)による。ただし、継手の外面樹脂部と管の隙間及びねじ込み後の残りねじ部を、ブチルゴム系コーキングテープ又はゴムリングで完全に密封する。また、密封後コーキングテープ又はゴムリング露出部は、プラスチックテープ <u>2回巻き</u>とする。</p> <p>なお、ゴムリングの場合は、管材との接合が終了した後で、ゴムリング装着が容易に確認できるものとする。</p> <p>(6) フランジ接合の場合は、WSP 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）によるフランジ付き管（直管及び継手）を使用する。</p> <p>(7) 水栓等の器具接続には、器具側のねじ規格に合った器具接続用管端防食管継手を使用する。また、ねじ部にはテープシール材を適回数巻きしてから適正トルクでねじ込む。</p> <p>3 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</p> <p>(1) 接合は、ねじ接合とし、上記水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管のねじ接合に準ずる。<u>ただし、呼び径 50 以下の水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管は、転造ねじ接合としてもよい。</u></p> <p>(2) ポリ粉体鋼管に転造ねじ接合を行う場合の管端防食管継手の保護は、次による。</p> <p>(イ) ねじ込み前に、転造ねじ部の管の内径は、継手製造者が規定する最小内径以上であることを確認する。</p> <p>(ロ) 継手製造者の規定によりねじ込みを行い、締めすぎによる管端コアの破損に注意する。</p> <p>4 ステンレス鋼管</p> <p>(1) 呼び径 60Su 以下は、SAS322（一般配管用ステンレス鋼管の継手性能基準）を満足した継手により接合する。<u>また、呼び径 75Su 以上は、溶接接合、ハウジング形管継手による接合又はフランジ接合とする。</u></p> <p>(2) <u>フランジは、JIS B 2220（鋼製管フランジ）による溶接式又は遊合形とする。</u></p> <p><u>なお、接合方法は、管にフランジ接続用アダプター（スタブエンド SUS 304）を TIG 溶接し、ガスケットを介し鋼製フランジ及び鋼製ボルトナットにより接合する。</u></p> <p><u>ガスケットは、ジョイントシートをポリテトラフルオロエチレンではさみ込んだものとす。</u></p> <p>(3) 溶接接合は、管内にアルゴンガスを充填させてから、TIG 溶接により行う。また、SUS304、SUS316 等のオーステナイト系ステンレス鋼を溶接する場合は、窒素ガスとしてもよい。</p>	<p>12.1.2 表（注）3 と整合</p> <p>他の防食処理と整合（営）</p> <p>転造ねじを呼び径 50 以下のポリ粉体鋼管に限定</p> <p>規格名称と整合 営繕仕様書と整合</p> <p>営繕仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(4) 溶接作業は、原則として工場で行う。<u>また、現場溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は監督員の立会いを受けて行う。</u></p> <p>(5) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p> <p>(6) 締付け接合型継手による接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p> <p>(7) ハウジング形管継手は、SAS361（ハウジング形管継手）に規定するロールドグループ形又はリング形とする。</p> <p>(8) 呼び径 25Su 以下の配管は、専用工具を用いて曲げ加工をすることができるが、曲げ半径は、管径の4倍以上とする。</p> <p>(9) 鋼管との接続は、絶縁フランジ接合、絶縁ユニオン接合とする。</p> <p>(10) 配管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、ゴム製又は合成樹脂製の絶縁テープ等を介して取付ける。</p> <p>(11) 管端つば出しステンレス製鋼管継手は、SAS363（管端つば出しステンレス鋼管継手）<u>に規定し、管端部をつば出し加工してルーズフランジ接合により使用され、スタブエンドと同じ用途に用いられる。</u></p> <p>5 水道用ダクタイル鋳鉄管</p> <p>(1) メカニカル接合の場合は、受口部の底に差口端部が接触するまで差込み、あらかじめ差口端近くにはめ込んだゴム輪を、受口と差口との間にねじれが生じないように挿入のうえ、押輪で押さえ、ボルト、ナットで周囲均等に締め付けてゴム輪を管体に密着させる。</p> <p>(2) 差込み接合の場合は、あらかじめゴム輪をゴム輪のバルブ部が奥になるように受口内面の突起部に正確にはめ込み、フォーク又はジャッキ等により差口部に設けられた表示線が、受口端面に位置するまで差口を差込む。 なお、管の挿入に使用する滑材は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとし、必ず専用滑材を用いる。</p> <p>(3) フランジ接合の場合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトにて均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類、ヤーン等の挿入により配管を調節してはならない。</p> <p>6 硬質塩化ビニル管</p> <p>(1) 給水管の接合は、接着接合又はゴム輪接合とし、次による。特記がなければ、接着接合とし、給水装置に該当する場合は、全て水道事業者の定める接合方法による。</p> <p>(イ) 接着接合の場合は、受口内面及び差込外面の油脂分等を除去した後、差込外面の標準差込長さの位置に標線を付ける。次に、受口内面及び差込外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、速やかに差込口を受口へ挿入し、口径が75mm 以上の場合はパイプ挿入機の使用を標準とし、標線位置まで差込み、</p>	<p>(4) 溶接作業は、原則として、工場で行う。<u>ただし、現場溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督員の立会いを受けて行う。</u></p> <p>(5) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p> <p>(6) 締付け接合型継手による接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p> <p>(7) ハウジング形管継手は、SAS361（ハウジング形管継手）に規定するロールドグループ形又はリング形とする。</p> <p>(8) 呼び径 25Su 以下の配管は、専用工具を用いて曲げ加工をすることができるが、曲げ半径は、管径の4倍以上とする。</p> <p>(9) 鋼管との接続は、絶縁フランジ接合、絶縁ユニオン接合とする。</p> <p>(10) 配管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、ゴム製又は合成樹脂製の絶縁テープ等を介して取り付ける。</p> <p>(11) 管端つば出しステンレス製鋼管継手は、SAS363（管端つば出しステンレス鋼管継手）<u>の規定により工場加工されたものとし、ルーズフランジ接合とする。</u></p> <p>5 水道用ダクタイル鋳鉄管</p> <p>(1) メカニカル接合の場合は、受口部の底に差口端部が接触するまで差込み、あらかじめ差口端近くにはめ込んだゴム輪を、受口と差口との間にねじれが生じないように挿入のうえ、押輪で押さえ、ボルト、ナットで周囲均等に締め付けてゴム輪を管体に密着させる。</p> <p>(2) 差込み接合の場合は、あらかじめゴム輪をゴム輪のバルブ部が奥になるように受口内面の突起部に正確にはめ込み、フォーク又はジャッキ等により差口部に設けられた表示線が、受口端面に位置するまで差口を差込む。 なお、管の挿入に使用する滑材は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとし、必ず専用滑材を用いる。</p> <p>(3) フランジ接合の場合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトにて均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類、ヤーン等の挿入により配管を調節してはならない。</p> <p>6 硬質塩化ビニル管</p> <p>(1) 給水管の接合は、接着接合又はゴム輪接合とし、次による。特記がなければ、接着接合とし、給水装置に該当する場合は、全て水道事業者の定める接合方法による。</p> <p>(イ) 接着接合の場合は、受口内面及び差込外面の油脂分等を除去した後、差込外面の標準差込長さの位置に標線を付ける。次に、受口内面及び差込外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、速やかに差込口を受口へ挿入し、口径が75mm 以上の場合はパイプ挿入機の使用を標準とし、標線位置まで差込み、</p>	<p>修文</p> <p>営繕仕様書と整合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>そのまましばらく保持する。</p> <p>(ロ) ゴム輪接合の場合は、ゴム輪受口内面及び差込外面のゴミ等を除去した後、差込外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、ゴム輪及び差込外面に専用の潤滑剤を塗布し、口径が75mm以上の場合はパイプ挿入機の使用を標準とし、管軸位置まで挿入する。</p> <p>(2) ゴム輪接合の場合の管、継手及び離脱防止金具は、同一製造者のものとする。</p> <p>7 ポリエチレン管</p> <p>(1) <u>水道用ポリエチレン管は、JWWA B 116（水道用ポリエチレン管金属継手）によるメカニカル接合を標準とする。</u></p> <p>(2) 水道配水用ポリエチレン管は、<u>JWWA K 145（水道配水用ポリエチレン管継手）</u>の「付属書（参考）水道配水用ポリエチレン管継手と管の接合方法」に示す接合方法を標準とする。</p> <p>(3) <u>水道用ポリエチレン管のメカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</u></p> <p>8 銅管</p> <p>(1) 銅管の施工は、次によるほか、5.3.1及び5.3.2の当該事項による。</p> <p>(2) 管の接合は、差込接合とし、取外しの必要のある箇所には原則として呼び径30（2形では32A）以下は銅製ユニオン継手、呼び径40（2形では40A）以上はフランジ継手を使用する。</p> <p>(3) 軟質銅管を曲げ加工する場合は、パイプベンダー又はスプリングベンダーで行うものとする。</p> <p>9 架橋ポリエチレン管</p> <p>(1) 呼び径25以下の配管に適用する。</p> <p>(2) 管の接合方法は、電気融着接合又はメカニカル接合とする。 なお、接合方法は特記による。</p> <p>(3) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いて管軸に対して直角に行う。</p> <p>(4) 電気融着接合は、次による。</p> <p>(イ) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、管を継手受口の奥まで確実に挿入し、管の継手受口端部にマーキングする。 なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。</p> <p>(ロ) 継手に通電後、継手インジケータの隆起、マーキングのずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう3分以上養生後、ターミナルピンを切断する。</p> <p>(5) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p>	<p>そのまましばらく保持する。</p> <p>(ロ) ゴム輪接合の場合は、ゴム輪受口内面及び差込外面のゴミ等を除去した後、差込外面の標準差込み長さの位置に標線を付ける。次に、ゴム輪及び差込外面に専用の潤滑剤を塗布し、口径が75mm以上の場合はパイプ挿入機の使用を標準とし、管軸位置まで挿入する。</p> <p>(2) ゴム輪接合の場合の管、継手及び離脱防止金具は、同一製造者のものとする。</p> <p>7 ポリエチレン管</p> <p>(1) <u>水道用ポリエチレン二層管（JIS K 6762）は、水道用ポリエチレン管金属継手（JWWA B 116）によるメカニカル接合を標準とする。</u> <u>なお、メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</u></p> <p>(2) 水道配水用ポリエチレン管（<u>JWWA K 144, PTC K 03, PWA001</u>）及び<u>給水用高密度ポリエチレン管（PWA005）</u>は、<u>水道配水用ポリエチレン管継手（JWWA K 145）</u>の「付属書（参考）水道配水用ポリエチレン管継手と管の接合方法」に示す接合方法を標準とし、<u>記録を監督員に提出する。</u></p> <p>8 銅管</p> <p>(1) 銅管の施工は、次によるほか、5.3.1及び5.3.2の当該事項による。</p> <p>(2) 管の接合は、差込接合とし、取外しの必要のある箇所には原則として呼び径30（2形では32A）以下は銅製ユニオン継手、呼び径40（2形では40A）以上はフランジ継手を使用する。</p> <p>(3) 軟質銅管を曲げ加工する場合は、パイプベンダー又はスプリングベンダーで行うものとする。</p> <p>9 架橋ポリエチレン管</p> <p>(1) 呼び径25以下の配管に適用する。</p> <p>(2) 管の接合方法は、電気融着接合又はメカニカル接合とする。 なお、接合方法は特記による。</p> <p>(3) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いて管軸に対して直角に行う。</p> <p>(4) 電気融着接合は、次による。</p> <p>(イ) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、管を継手受口の奥まで確実に挿入し、管の継手受口端部にマーキングする。 なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。</p> <p>(ロ) 継手に通電後、継手インジケータの隆起、マーキングのずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう3分以上養生後、ターミナルピンを切断する。</p> <p>(5) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p>	<p>二層管（JIS K 6762）の接合方法であることを明記し、旧(3)と結合。</p> <p>適用の明確化 給水用高密度ポリエチレン管（PWA005）の新規追加。</p> <p>(1)と結合</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(6) メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</p> <p>10 ポリブテン管</p> <p>(1) 呼び径 25 以下の配管に適用する。</p> <p>(2) 管の接合方法は、熱融着接合、電気融着接合又はメカニカル接合とする。 なお、接合方法は特記による。</p> <p>(3) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いて管軸に対して直角に行う。</p> <p>(4) 熱融着接合は、次による。</p> <p>(イ) 管端部外面、継手内面をアセトン又はアルコールで清掃後、加熱用ヒーターフェースに継手、管の順に挿入後呼び径ごとに定められた時間加熱する。 なお、挿入前に加熱用ヒーターフェースの温度が製造者の標準仕様であることを確認する。</p> <p>(ロ) 融着後、接続部に無理な力がかからないよう3分以上放冷し、30分以上養生する。</p> <p>(5) 電気融着接合は、次による。</p> <p>(イ) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、挿入長さ（標線）を管表面に記入し、確実に継手に挿入する。 なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。</p> <p>(ロ) 継手に通電後、継手インジケーターの隆起、標線のずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう3分以上放冷し30分以上養生する。</p> <p>(6) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p> <p>(7) メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</p> <p>3.3.4 <u>つり</u>及び支持</p> <p>1 横走り配管の<u>つり</u>及び支持等は、<u>つり</u>金物による<u>つり</u>及び形鋼振止め支持とし、3.3.4表を標準とする。 なお、1階床下、トレンチ内配管での、<u>つり</u>金物及び支持金物は、12.1.4による防錆処理を施したもの又はステンレス製を使用する。</p>	<p>(6) メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</p> <p><u>(7) 管の劣化する恐れがある溶剤、油性マーキング、調合ペイント、軟質塩化ビニル（ビニルテープ等）など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部を除去してから施工する。</u></p> <p>10 ポリブテン管</p> <p>(1) 呼び径 25 以下の配管に適用する。</p> <p>(2) 管の接合方法は、熱融着接合、電気融着接合又はメカニカル接合とする。 なお、接合方法は特記による。</p> <p>(3) 管の切断は、樹脂管専用カッターを用いて管軸に対して直角に行う。</p> <p>(4) 熱融着接合は、次による。</p> <p>(イ) 管端部外面、継手内面をアセトン又はアルコールで清掃後、加熱用ヒーターフェースに継手、管の順に挿入後呼び径ごとに定められた時間加熱する。 なお、挿入前に加熱用ヒーターフェースの温度が製造者の標準仕様であることを確認する。</p> <p>(ロ) 融着後、接続部に無理な力がかからないよう3分以上放冷し、30分以上養生する。</p> <p>(5) 電気融着接合は、次による。</p> <p>(イ) 管接続部分の外表面を、専用のスクレーパーを用いて切削し、挿入長さ（標線）を管表面に記入し、確実に継手に挿入する。 なお、やすり、サンドペーパーで、外表面を切削してはならない。</p> <p>(ロ) 継手に通電後、継手インジケーターの隆起、標線のずれがないことを確認し、接続部に無理な力がかからないよう3分以上放冷し30分以上養生する。</p> <p>(6) メカニカル接合は、継手形式ごとに製造者が規定する施工標準に従い接合する。</p> <p>(7) メカニカル接合におけるナットは、工具により適正トルクで締付けを行うものとし、記録を監督員に提出する。</p> <p><u>(8) 管の劣化する恐れがある溶剤、調合ペイント、軟質塩化ビニル（ビニルテープ等）など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部を除去してから施工する。</u></p> <p>3.3.4 <u>吊り</u>及び支持</p> <p>1 横走り配管の<u>吊り</u>及び支持等は、<u>吊り</u>金物による<u>吊り</u>及び形鋼振れ止め支持とし、3.3.4表を標準とする<u>ほか、形鋼振れ止め支持を行う横走り主管の末端部に振れ止め支持を行う。</u> なお、1階床下、トレンチ内配管での、<u>吊り</u>金物及び支持金物は、12.1.4による防錆処理を施したもの又はステンレス製を使用する。</p>	<p>施工上の注意事項を追加（営）</p> <p>施工上の注意事項を追加（営）</p> <p>東日本大震災を踏まえて、配管の振れ止めの規定を追加して見直し（営）</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版													
<b>3.3.4 表 横走り管のつり及び振れ止め支持間隔</b>													
分類	呼び径												
	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250
つり金物によるつり	鋼管及びステンレス鋼管	2.0m 以下						3.0m 以下					
	ビニル管及びポリエチレン管	1.0m 以下						2.0m 以下					
	銅管	1.0m 以下						2.0m 以下					
	铸铁管	2.0m 以下											
形鋼振れ止め支持	鋼管、铸铁管及びステンレス鋼管	—						8.0m 以下			12m 以下		
	ビニル管、ポリエチレン管及びポリブテン管	—	6.0m 以下			8.0m 以下			12m 以下				
	銅管	—	6.0m 以下			8.0m 以下			12m 以下				
	ポリブテン管	0.6m 以下	0.7m 以下			1.0m 以下	1.3m 以下	1.6m 以下	—				
(注) 1 鋼管及びステンレス鋼管の横走り管のつり用ボルトの径は、配管呼び径 100 以下は M10 又は呼び径 9、呼び径 125 以上 200 以下は呼称 M12 又は呼び径 12、呼び径 250 以上は呼称 M16 又は呼び径 16 とする。ただし、つり荷重によりつり用ボルトの径を選定してもよい。 2 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手（ハウジング形管継手等）を使用する場合は、3.3.4 表のほかその直近でつる。また、曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。 3 ハウジング形管継手で接合されている呼び径 100 以上の配管は、つり材長さが 400mm 以下の場合、つり材に曲げ応力が生じないように、つり用ボルトに替えてアイボルト、鎖等を使用してつる。 4 鋼管、铸铁管及びステンレス鋼管の配管呼び径 50 以下、ビニル管、ポリエチレン管、ポリブテン管及び銅管の配管呼び径 20 以下の管の形鋼振れ止め支持は不要とし、必要な場合の支持間隔は、特記による。													
2 スラブ上転がし配管の支持間隔は、3.3.4 表を標準とし、曲がり部及び分岐箇所は必要に応じて支持する。 3 パイプシャフト内の立て管及び外壁露出配管の立て管の支持は、3.3.5 表による。 なお、床貫通配管の振れ止め支持の箇所は床上を標準とする。													
<b>3.3.5 表 立て管の固定及び振れ止め支持間隔</b>													
固定	鋼管及びステンレス鋼管	最下階の床又は最上階の床											
形鋼振れ止め支持	鋼管及びステンレス鋼管	各階 1 箇所											
	ビニル管	各階 1 箇所											
(注) 1 呼び径 80 以下の配管の固定は、不要としてもよい。 2 鋼管及びステンレス鋼管で、床貫通等により振れが防止されている場合													

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）													
<b>3.3.4 表 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔</b>													
分類	呼び径												
	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250
吊り金物による吊り	鋼管及びステンレス鋼管	2.0m 以下						3.0m 以下					
	ビニル管及びポリエチレン管	1.0m 以下						2.0m 以下					
	銅管	1.0m 以下						2.0m 以下					
	铸铁管	2.0m 以下											
形鋼振れ止め支持	鋼管、铸铁管及びステンレス鋼管	—						8.0m 以下			12m 以下		
	ビニル管、ポリエチレン管及びポリブテン管	—	6.0m 以下			8.0m 以下			12m 以下				
	銅管	—	6.0m 以下			8.0m 以下			12m 以下				
	ポリブテン管	0.6m 以下	0.7m 以下			1.0m 以下	1.3m 以下	1.6m 以下	—				
(注) 1 鋼管及びステンレス鋼管の横走り管の吊り用ボルトの径は、配管呼び径 100 以下は M10 又は呼び径 9、呼び径 125 以上 200 以下は呼称 M12 又は呼び径 12、呼び径 250 以上は呼称 M16 又は呼び径 16 とする。ただし、吊り荷重により吊り用ボルトの径を選定してもよい。 2 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手（ハウジング形管継手等）を使用する場合は、3.3.4 表のほかその直近でつる。また、曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。 3 ハウジング形管継手で接合されている呼び径 100 以上の配管は、吊り材長さが 400mm 以下の場合、吊り材に曲げ応力が生じないように、吊り用ボルトに替えてアイボルト、鎖等を使用してつる。 4 鋼管、铸铁管及びステンレス鋼管の配管呼び径 50 以下、ビニル管、ポリエチレン管、ポリブテン管及び銅管の配管呼び径 20 以下の管の形鋼振れ止め支持は不要とし、必要な場合の支持間隔は、特記による。													
2 スラブ上転がし配管の支持間隔は、3.3.4 表を標準とし、曲がり部及び分岐箇所は必要に応じて支持する。 3 パイプシャフト内の立て管及び外壁露出配管の立て管の支持は、3.3.5 表による。 なお、床貫通配管の振れ止め支持の箇所は床上を標準とする。													
<b>3.3.5 表 立て管の固定及び振れ止め支持間隔</b>													
固定	鋼管及びステンレス鋼管	最下階の床又は最上階の床											
形鋼振れ止め支持	鋼管及びステンレス鋼管	各階 1 箇所											
	ビニル管	各階 1 箇所											
(注) 1 呼び径 80 以下の配管の固定は、不要としてもよい。 2 鋼管及びステンレス鋼管で、床貫通等により振れが防止されている場合													

	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3.3.5 機器の据付け</p>	<p>は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としてもよい。 3 上記のほか、パイプシャフト内に設置される仕切弁の直近は支持する。曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。</p> <p>4 給水铸铁管の横走り管は1.6m以内に1箇所、異形管と異形管を接続する場合は、異形管1本につき1箇所支持する。</p> <p>5 さや管ヘッダー配管システムのさや管の支持間隔は1m以内とし、曲がり部は両端を支持する。また、曲げ半径が300R以上の場合は、曲がり部の両端および中央部を支持する。</p> <p>6 固定・支持の状況、支持間隔を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>7 ステンレス鋼管及び銅管の支持固定に鋼製又は铸铁製の金物を使用する場合は、合成樹脂を被覆した支持固定金物を用いるか、ゴムシート若しくは合成樹脂の絶縁テープ等を介して取付ける。 なお、合成樹脂が破損しないように、締め付けること。</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 基礎は、機器運転時の全体荷重に耐えられる床又は地盤上に築造する。</p> <p>(2) 基礎は、標準基礎又は防振基礎とし、適用は特記による。</p> <p>(i) 標準基礎は、次による。</p> <p>(i) コンクリート基礎とし、コンクリート打設後10日間以内に荷重をかけてはならない。表面は、金ゴテ押さえ又はモルタル塗りとし、据付け面を水平に仕上げたものとする。</p> <p>(ii) コンクリート工事は建築編6章による。</p> <p>(iii) 基礎の大きさ、高さ等は、特記によるものとする。</p> <p>(iv) 防振基礎は、標準基礎にストッパーを設けて、防振架台（製造者標準仕様）を間接的に固定するものとし、ストッパーは、水平方向及び鉛直方向の地震力に耐えるもので、ストッパーと防振架台との間隔は、機器運転時に接触しない程度とする。また、地震時に接触するストッパーの面には、緩衝材を取付ける。</p> <p>(3) 鋼製架台は、機器の静荷重及び動荷重を基礎に完全に伝えるもので、建築基準法施行令第90条及び第92条並びに第129条の2の4によるものとし、材料は、(社)日本建築学会鋼構造設計規準に規定されたもの又は同等以上のものとする。</p> <p>(4) 機器は、地震力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう、十分な強度を有するアンカーボルト等で、強固に固定する。 なお、地震力は、耐震施工としての設計用震度が特記されている場合を除き、次による。 設計用水平震度は、3.3.6表による。</p>	<p>は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としてもよい。 3 上記のほか、パイプシャフト内に設置される仕切弁の直近は支持する。曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。</p> <p>4 給水铸铁管の横走り管は1.6m以内に1箇所、異形管と異形管を接続する場合は、異形管1本につき1箇所支持する。</p> <p>5 さや管ヘッダー配管システムのさや管の支持間隔は1m以内とし、曲がり部は両端を支持する。また、曲げ半径が300R以上の場合は、曲がり部の両端及び中央部を支持する。</p> <p>6 固定・支持の状況、支持間隔を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>7 ステンレス鋼管及び銅管の支持固定に鋼製又は铸铁製の金物を使用する場合は、合成樹脂を被覆した支持固定金物を用いるか、ゴムシート若しくは合成樹脂の絶縁テープ等を介して取り付ける。 なお、合成樹脂が破損しないように、締め付けること。</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 基礎は、機器運転時の全体荷重に耐えられる床又は地盤上に築造する。</p> <p>(2) 基礎は、標準基礎又は防振基礎とし、適用は特記による。</p> <p>(i) 標準基礎は、次による。</p> <p>(i) コンクリート基礎とし、コンクリート打設後10日間以内に荷重をかけてはならない。表面は、金ゴテ押さえ又はモルタル塗りとし、据付け面を水平に仕上げたものとする。</p> <p>(ii) コンクリート工事は建築編6章による。</p> <p>(iii) 基礎の大きさ、高さ等は、特記によるものとする。</p> <p>(iv) 防振基礎は、標準基礎にストッパーを設けて、防振架台（製造者標準仕様）を間接的に固定するものとし、ストッパーは、水平方向及び鉛直方向の地震力に耐えるもので、ストッパーと防振架台との間隔は、機器運転時に接触しない程度とする。また、地震時に接触するストッパーの面には、緩衝材を取付ける。</p> <p>(3) 鋼製架台は、機器の静荷重及び動荷重を基礎に完全に伝えるもので、建築基準法施行令第90条及び第92条並びに第129条の2の4によるものとし、材料は、(一社)日本建築学会鋼構造設計規準に規定されたもの又は同等以上のものとする。</p> <p>(4) 機器は、地震力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう、十分な強度を有するアンカーボルト等で、強固に固定する。 なお、地震力は、耐震施工としての設計用震度が特記されている場合を除き、次による。 設計用水平震度は、3.3.6表によるものとし、設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2の値とする。</p>	<p>設計用鉛直震度の規定を追加</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																								
<p><b>3.3.6 表 設計用水平震度</b></p> <table border="1" data-bbox="228 245 862 419"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>タンク以外の機器</th> <th>タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階 屋上及び塔屋</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>0.4 (0.6)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1. 上層階とは、2～6階建の建物においては最上階、7～9階建の建物においては上層2階、10～12階建の建物においては上層3階、13階以上の建物においては上層4階のことをいう。                  2. 中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう。                  3. ( )内の数値は、防振支持の機器の場合を示す。                  4. 設置場所の区分は、機器を支持している床部分による。床又は壁に支持される機器は当該階による。天井面より支持（上階床より支持）される機器は、支持部材取付床の階（当該階の上階）による。</p> <p>(5) 機器廻り配管は、機器へ荷重が掛からないように固定及び支持を行う。</p> <p>2 ポンプ</p> <p>(1) ポンプの基礎は、特記がなければ標準基礎とする。                  (2) 防振基礎における防振ゴムの特性及び個数は、機器の回転速度及び浮かし基礎を含むポンプの運転時重量並びに振動絶縁効率を考慮して決定する。                  なお、振動絶縁効率は95%以上とする。</p> <p>(3) 基礎上の機器と配管の接続は、防振継手を使用する。</p> <p>3 水槽</p> <p>(1) 水槽は、満水時の重量又は地震その他の衝撃に対しても十分耐えるコンクリート又は鋼製台脚の上に安全堅固に設置する。鋼製台脚は、コンクリート基礎上にボルトにより固定する。                  (2) 水槽回りの配管は、その重量が直接水槽本体にかからぬように支持する。</p> <p>3.3.6 配管の識別その他</p> <p>1 ポンプ室、機械室等には、施工業者名、完成年月日、水槽容量（有効）、使用機器の品名、製造者名、製造年月日、形式、型番、性能等のほか、操作用配管系統図板（プラスチック製）を取付けるほか、ポンプ室には屋外配管竣工図を備える。また、室内配管の流れ方向を示す識別を表示する。                  なお、その位置、色等は、監督員と協議する。                  2 水道メーター及び住戸用バルブには、わかりやすい位置に、該当する住戸番号等の表示を行う。</p>	設置場所	タンク以外の機器	タンク	上層階 屋上及び塔屋	1.0 (1.5)	1.0	中間階	0.6 (1.0)	0.6	1階及び地下階	0.4 (0.6)	0.6	<p><b>3.3.6 表 設計用水平震度</b></p> <table border="1" data-bbox="1066 245 1700 419"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>タンク以外の機器</th> <th>タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階 屋上及び塔屋</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>0.4 (0.6)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1. 上層階とは、2～6階建の建物においては最上階、7～9階建の建物においては上層2階、10～12階建の建物においては上層3階、13階以上の建物においては上層4階のことをいう。                  2. 中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう。                  3. ( )内の数値は、防振支持の機器の場合を示す。                  4. 設置場所の区分は、機器を支持している床部分による。床又は壁に支持される機器は当該階による。天井面より支持（上階床より支持）される機器は、支持部材取付床の階（当該階の上階）による。</p> <p>(5) 機器廻り配管は、機器へ荷重が掛からないように固定及び支持を行う。</p> <p>2 ポンプ</p> <p>(1) ポンプの基礎は、特記がなければ標準基礎とする。                  (2) 防振基礎における防振材の個数及び取付位置は、運転荷重、回転数、防振材の振動絶縁効率により決定する。                  なお、防振材及び振動絶縁効率は特記による。特記がなければ、振動絶縁効率は95%以上とする。                  (3) 基礎上の機器と配管の接続は、防振継手を使用する。                  (4) <u>キャビネット型の直結増圧給水ポンプユニットで、ユニット内部で防振措置が施してあるものについては、標準基礎とする。</u></p> <p>3 水槽</p> <p>(1) 水槽は、満水時の重量又は地震その他の衝撃に対しても十分耐えるコンクリート又は鋼製台脚の上に安全堅固に設置する。鋼製台脚は、コンクリート基礎上にボルトにより固定する。                  (2) 水槽回りの配管は、その重量が直接水槽本体にかからぬように支持する。</p> <p>3.3.6 配管の識別その他</p> <p>1 ポンプ室、機械室等には、施工業者名、完成年月日、水槽容量（有効）、使用機器の品名、製造者名、製造年月日、形式、型番、性能等のほか、操作用配管系統図板（プラスチック製）を取り付けるほか、ポンプ室には屋外配管竣工図を備える。また、室内配管の流れ方向を示す識別を表示する。                  なお、その位置、色等は、監督員と協議する。                  2 水道メーター及び住戸用バルブには、わかりやすい位置に、該当する住戸番号等の表示を行う。</p>	設置場所	タンク以外の機器	タンク	上層階 屋上及び塔屋	1.0 (1.5)	1.0	中間階	0.6 (1.0)	0.6	1階及び地下階	0.4 (0.6)	0.6	<p>改定理由</p> <p>営繕仕様書と整合</p> <p>防振基礎にすると製品が不安定になるため注意事項として追加。</p>
設置場所	タンク以外の機器	タンク																								
上層階 屋上及び塔屋	1.0 (1.5)	1.0																								
中間階	0.6 (1.0)	0.6																								
1階及び地下階	0.4 (0.6)	0.6																								
設置場所	タンク以外の機器	タンク																								
上層階 屋上及び塔屋	1.0 (1.5)	1.0																								
中間階	0.6 (1.0)	0.6																								
1階及び地下階	0.4 (0.6)	0.6																								

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由												
<p>3.3.7 試験、消毒</p> <p>3 埋設される管は、他の埋設配管と識別可能なようにする。</p> <p>4 管を埋め戻す場合の識別については、3.3.1の17による。</p> <p>1 水圧試験は、監督員の立会いのもとに、次により実施し、記録を監督員に提出する</p> <p>(1) 配管完了後の水圧試験は、隠ぺい、埋戻し及び被覆施工前に実施する。保持時間は60分以上とし、漏水のないこととする。</p> <p>なお、水圧試験の圧力値は次による。</p> <p>(イ) 給水装置に該当する場合……………1.75MPa</p> <p>ただし、水道事業者の試験圧力の規定がある場合は、その圧力値とする。</p> <p>(ロ) ポンプに直結する配管……………1.75MPa</p> <p>ただし、当該ポンプの全揚程の2倍に相当する圧力が1.75MPaを超える場合は、その圧力値とする。</p> <p>(ハ) <u>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管・1MPa</u></p> <p>(ニ) (イ)・(ロ)及び(ハ)以外の配管……………1MPa</p> <p>(ホ) <u>水道配水用ポリエチレン管の水圧試験方法は特記による。</u></p> <p>(2) 器具取付け後の住戸内給水管（水道メーター以降）の水圧試験は、圧力値0.75MPaにて実施する。保持時間は60分以上とし、漏水のないこととする。ただし、さや管ヘッダー配管システムにおける樹脂管の水圧試験は、<u>3.3.7表</u>及び<u>3.3.8表</u>による。</p>	<p>3.3.7 試験、消毒</p> <p>3 埋設される管は、他の埋設配管と識別可能なようにする。</p> <p>4 管を埋め戻す場合の識別については、3.3.1の17による。</p> <p>1 水圧試験は、監督員の立会いのもとに、次により実施し、記録を監督員に提出する</p> <p>(1) 配管完了後の水圧試験は、隠ぺい、埋戻し及び被覆施工前に実施する。保持時間は60分以上とし、漏水のないこととする。</p> <p>なお、水圧試験の圧力値は次による。</p> <p>(イ) 給水装置に該当する場合……………1.75MPa</p> <p>ただし、水道事業者の試験圧力の規定がある場合は、その圧力値とする。</p> <p>(ロ) ポンプに直結する配管……………1.75MPa</p> <p>ただし、当該ポンプの全揚程の2倍に相当する圧力が1.75MPaを超える場合は、その圧力値とする。</p> <p>(ハ) (イ)及び(ロ)以外の配管……………1MPa</p> <p>(ニ) <u>水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験は3.3.7表及び3.3.8表による。</u></p> <p><u>3.3.7表 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 885 1570 943"> <thead> <tr> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0*</td> <td>0.7以上</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1.75MPaを1分間加圧後減圧する。</u></p> <p><u>継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後、上記の圧力以下の場合、当初圧力を下げないで再加圧し、3.3.8表に基づき再試験する。</u></p> <p><u>3.3.8表 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧再試験</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 1150 1570 1208"> <thead> <tr> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0*</td> <td>0.8以上</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1.75MPaを1分間加圧後減圧する。</u></p> <p><u>不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査し、漏れ系統は取替えることとし、再び水圧試験を行う。</u></p> <p>(2) 器具取付け後の住戸内給水管（水道メーター以降）の水圧試験は、圧力値0.75MPaにて実施する。保持時間は60分以上とし、漏水のないこととする。ただし、さや管ヘッダー配管システムにおける樹脂管の水圧試験は、<u>3.3.9表</u>及び<u>3.3.10表</u>による。</p>	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	1.0*	0.7以上	合格	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	1.0*	0.8以上	合格	<p>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管の圧力値は、(イ)(ロ)(ハ)に含めることで見直し。</p> <p>水道配水用ポリエチレン管の水圧試験方法を追加</p>
初圧 MPa	60分後 MPa	判定												
1.0*	0.7以上	合格												
初圧 MPa	60分後 MPa	判定												
1.0*	0.8以上	合格												

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																																
<p><b>3.3.7表 さや管ヘッダー配管の水圧試験</b></p> <table border="1" data-bbox="257 231 734 335"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>0.75</td> <td>0.45以上</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>0.75</td> <td>0.55以上</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>(PE：架橋ポリエチレン管 PB：ポリブテン管)</p> <p>継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後.上記の圧力以下の場合、当初圧力を下げないで再加圧し、3.3.8表に基づき再試験する。</p> <p><b>3.3.8表 さや管ヘッダー配管システムの水圧再試験</b></p> <table border="1" data-bbox="257 510 734 614"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>0.75</td> <td>0.55以上</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>0.75</td> <td>0.65以上</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査し、漏れ系統は引抜き、取替えることとし、再び水圧試験を行う。</p> <p>2 水槽の試験は、次による。 水槽類は、すべて満水試験を行い、満水状態で12時間以上放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。</p> <p>3 通水試験 通水試験は、水栓等器具取付け後に各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。この場合、器具にごみ等による目詰りが生じないよう留意する。屋外給水管は、管内の泥吐きを完全に行う。また、その試験成績書を監督員に提出する。</p> <p>4 水槽類の清掃・消毒は、次により行う。 水槽は、据付け後、清掃及び水洗いを行う。飲料用水槽の場合は、さらに次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。</p> <p>5 配管内の消毒は、配管完了後通水試験時を利用して管内の洗浄を十分行い、飲料水配管の場合は、さらに端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う。</p> <p>6 ポンプの試験は、JIS B 8301（遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプの試験及び検査方法）及びJIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）により行い、試験成績書を監督員に提出する。 ポンプ本体の水圧試験値は、最高吐出圧力（運転範囲における最高全揚程＋最高押込み圧力）の1.5倍の圧力（ただし、最低0.4MPa）で、保持時間は3分間とする。</p> <p>7 電動機は、絶縁抵抗及び絶縁耐力の測定試験を行うものとし、試験成績書を監督員に提出する。</p>	管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	0.75	0.45以上	合格	PB	0.75	0.55以上	合格	管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	0.75	0.55以上	合格	PB	0.75	0.65以上	合格	<p><b>3.3.9表 さや管ヘッダー配管の水圧試験</b></p> <table border="1" data-bbox="1086 231 1563 335"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>0.75</td> <td>0.45以上</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>0.75</td> <td>0.55以上</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>(PE：架橋ポリエチレン管 PB：ポリブテン管)</p> <p>継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後.上記の圧力以下の場合、当初圧力を下げないで再加圧し、3.3.10表に基づき再試験する。</p> <p><b>3.3.10表 さや管ヘッダー配管システムの水圧再試験</b></p> <table border="1" data-bbox="1086 510 1563 614"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>0.75</td> <td>0.55以上</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>0.75</td> <td>0.65以上</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査し、漏れ系統は引抜き、取替えることとし、再び水圧試験を行う。</p> <p>2 水槽の試験は、次による。 水槽類は、すべて満水試験を行い、満水状態で12時間以上放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。</p> <p>3 通水試験 通水試験は、水栓等器具取り付け後に各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。この場合、器具にごみ等による目詰りが生じないよう留意する。屋外給水管は、管内の泥吐きを完全に行う。また、その試験成績書を監督員に提出する。</p> <p>4 水槽類の清掃・消毒は、次により行う。 水槽は、据付け後、清掃及び水洗いを行う。飲料用水槽の場合は、さらに次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。</p> <p>5 配管内の消毒は、配管完了後通水試験時を利用して管内の洗浄を十分行い、飲料水配管の場合は、さらに端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う。</p> <p>6 ポンプの試験は、JIS B 8301（遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプの試験及び検査方法）及びJIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）により行い、試験成績書を監督員に提出する。 ポンプ本体の水圧試験（直結増圧給水ポンプユニットを除く）は、最高吐出圧力（運転範囲における最高全揚程＋最高押込み圧力）の1.5倍の圧力（ただし、最低0.4MPa）で、保持時間は3分間とする。 <b>直結増圧給水ポンプユニット本体の水圧試験は1.75MPaで、保持時間は1分間とする。なお、水道事業者の規定がある場合は、水道事業者の規定による。</b></p> <p>7 電動機は、絶縁抵抗及び絶縁耐力の測定試験を行うものとし、試験成績書を監督員に提出する。</p>	管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	0.75	0.45以上	合格	PB	0.75	0.55以上	合格	管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	0.75	0.55以上	合格	PB	0.75	0.65以上	合格	<p>直結増圧給水ポンプユニットの試験を追加（営）</p>
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																															
PE	0.75	0.45以上	合格																																															
PB	0.75	0.55以上	合格																																															
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																															
PE	0.75	0.55以上	合格																																															
PB	0.75	0.65以上	合格																																															
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																															
PE	0.75	0.45以上	合格																																															
PB	0.75	0.55以上	合格																																															
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																															
PE	0.75	0.55以上	合格																																															
PB	0.75	0.65以上	合格																																															

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
<p>3.3.8 水質試験</p>	<p>8 塩素滅菌装置の試験は、注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で行い、異常の有無を検査する。</p> <p>9 ポンプ機器類の騒音測定を機器据付け後に行う。測定場所は特記によるが、特記がなければポンプ室内、ポンプ室出入口付近及び直近住戸とする。 なお、測定結果書を監督員に提出する。</p> <p>10 戸別給水用減圧弁は、2次側が規定の圧力に調整されているか測定し、記録を監督員に提出する。</p> <p>水質試験については、水道法第4条の規定による。 なお、試験項目は、特記による。ただし、公立の保健所又は厚生労働大臣認定の試験機関に依頼するものとし試験成績書を監督員に提出する。また、採水場所は監督員の指示による。</p>	<p>3.3.8 水質試験</p>	<p>8 塩素滅菌装置の試験は、注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で行い、異常の有無を検査する。</p> <p>9 ポンプ機器類の騒音測定を機器据付け後に行う。測定場所は特記によるが、特記がなければポンプ室内、ポンプ室出入口付近及び直近住戸とする。 なお、測定結果書を監督員に提出する。</p> <p>10 戸別給水用減圧弁は、2次側が規定の圧力に調整されているか測定し、記録を監督員に提出する。</p> <p>水質試験については、水道法第4条の規定による。 なお、試験項目は、特記による。ただし、公立の保健所又は厚生労働大臣認定の試験機関に依頼するものとし試験成績書を監督員に提出する。また、採水場所は監督員の指示による。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
4. 1. 1 適用範囲	4章 排水・通気設備工事			4. 1. 1 適用範囲	4章 排水・通気設備工事			
	1節 一般事項				1節 一般事項			
4. 2. 1 管類	1 この章は、排水設備及び通気設備について適用する。			4. 2. 1 管類	1 この章は、排水設備及び通気設備について適用する。			
	2 敷地内に埋設する排水管は、下水道法及びその他関係条例に従って施工する。				2 敷地内に埋する排水管は、下水道法及びその他関係条例に従って施工する。			
	3 この章に規定のないものは、建築編22章の当該事項による。				3 この章に規定のないものは、建築編22章の当該事項による。			
	2節 機器、器具及び材料				2節 機器、器具及び材料			
	排水・通気設備に使用する管類の規格は、4.2.1表によるものとし、管材は特記による。				排水・通気設備に使用する管類の規格は、4.2.1表によるものとし、管材は特記による。			
	4.2.1表 管類の規格				4.2.1表 管類の規格			
	呼称	規格		備考	呼称	規格		備考
		番号	名称			番号	名称	
	鋼管	JIS G3452	配管用炭素鋼管	白管	鋼管	JIS G3452	配管用炭素鋼管	白管
	排水用塩 ビライニ ング鋼管	WSP 042	排水用硬質塩化ビニル ライニング鋼管	—	排水用塩 ビライニ ング鋼管	WSP 042	排水用硬質塩化ビニル ライニング鋼管	—
	コーティ ング鋼管	WSP 032	排水用ノントールエポ キシ塗装鋼管	—	コーティ ング鋼管	WSP 032	排水用ノントールエポ キシ塗装鋼管	—
	鋳鉄管	JIS G5525	排水用鋳鉄管	<a href="#">メカニカル形1種管</a> 差込み形 RJ 管(立て管専 用)	鋳鉄管	JIS G5525	排水用鋳鉄管	差込み形 RJ 管(立て管専 用)
	硬質塩化 ビニル管	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内用	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内用	
JIS K9798		リサイクル硬質ポリ塩 化ビニル発泡三層管 (RF-VP)	JIS K9798		リサイクル硬質ポリ塩 化ビニル発泡三層管 (RF-VP)			
JIS K6741		硬質ポリ塩化ビニル管 (VP, VU)	屋外埋設用	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP, VU)			
AS58		排水用リサイクル硬質 ポリ塩化ビニル管 (REP-VU)		AS58	排水用リサイクル硬質 ポリ塩化ビニル管 (REP-VU)			
JIS K9797		リサイクル硬質ポリ塩 化ビニル三層管(RS-VU)		JIS K9797	リサイクル硬質ポリ塩 化ビニル三層管(RS-VU)			
JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニ ル管		JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニ ル管				
AS62	下水道用リサイクル三 層硬質塩化ビニル管 (RS)		AS62	下水道用リサイクル三 層硬質塩化ビニル管 (RS)				
耐火二層 管	—	排水用耐火二層管	JIS K6741 (硬質ポリ塩化 ビニル管 (VP)) 又は、JIS K 9798 (リサイクル硬質 ポリ塩化ビニル発泡三層 管 (RF-VP)) 規格品に繊 維モルタルで被覆したも ので国土交通大臣認定の もの。	耐火二層 管	—	排水用耐火二層管	JIS K6741 (硬質ポリ塩化 ビニル管 (VP)) 又は、JIS K 9798 (リサイクル硬質 ポリ塩化ビニル発泡三層 管 (RF-VP)) 規格品に繊 維モルタルで被覆したも ので国土交通大臣認定の もの。	
コンクリ ート管	JIS A 5371	無筋コンクリート管	外圧管 1種のB形	コンクリ ート管	JIS A 5371	無筋コンクリート管	外圧管 1種のB形	
	JIS A 5372	鉄筋コンクリート管		コンクリ ート管	JIS A 5372	鉄筋コンクリート管		

鋳鉄管メカニカル形1種管を削除  
(製造中止による)

高温水排水用として追加

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																													
4.2.2 継手類	<p>(注) 1  鑄鉄管の塗料は、使用上有害な成分を含まないもので乾燥後は、水に溶けず、かつ悪臭がなく、寒暑によって異常をきたさないものとする。</p> <p>2  硬質ポリ塩化ビニル管は、カラー管とする。ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。</p> <p>3  JIS にない排水用鑄鉄管は、JIS 規格に準じたものとする。</p> <p>4  規格にない寸法のコンクリート管は、材料、製造方法、試験等が JIS A 5372（鉄筋コンクリート管）に準じたものとする。</p> <p>排水・通気設備に使用する管の継手類の規格は、4.2.2 表によるものとし、種類は特記による。</p> <p><b>4.2.2 表 継手類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼称</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排水鋼管用可とう継手</td> <td>JPF MDJ 002</td> <td>排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)</td> <td>本継手はコーティング鋼管及び塩化ビニルライニング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形</td> </tr> <tr> <td>JPF MDJ 003</td> <td>圧送排水鋼管用可とう継手</td> <td>コーティング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">硬質塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K6739</td> <td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>屋内用</td> </tr> <tr> <td>AS38</td> <td>屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手</td> <td rowspan="2">屋外埋設用</td> </tr> <tr> <td>JSWAS K-1</td> <td>下水道用硬質塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>異種管継手</td> <td>—</td> <td>媒介継手類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火二層管継手</td> <td>—</td> <td>耐火二層管継手</td> <td>JIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>排水ヘッダー</td> <td>—</td> <td>排水ヘッダー</td> <td>本品の材質は、JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）による FC150 で、塗装はエポキシ樹脂ライニングと同等以上の塗装を施したものとする。</td> </tr> <tr> <td>排水用特殊継手</td> <td>—</td> <td>排水用特殊継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1  規格にない形状、寸法のねじ込み式排水管継手は、品質、管の許容差、試験等が JIS B2303（ねじ込み式排水管継手）に準じたものとする。</p> <p>2  通気管の継手には、JIS B2301（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）を使用してもよい。</p> <p>3  鑄鉄管の継手については、JIS G 5525（排水用鑄鉄管）による。</p> <p>3.2.3 による。</p>	呼称	規格		備考	番号	名称	排水鋼管用可とう継手	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	本継手はコーティング鋼管及び塩化ビニルライニング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形	JPF MDJ 003	圧送排水鋼管用可とう継手	コーティング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形	硬質塩化ビニル管継手	JIS K6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	屋内用	AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手	屋外埋設用	JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管	異種管継手	—	媒介継手類		耐火二層管継手	—	耐火二層管継手	JIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。	排水ヘッダー	—	排水ヘッダー	本品の材質は、JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）による FC150 で、塗装はエポキシ樹脂ライニングと同等以上の塗装を施したものとする。	排水用特殊継手	—	排水用特殊継手		<p>(注) 1  鑄鉄管の塗料は、使用上有害な成分を含まないもので乾燥後は、水に溶けず、かつ悪臭がなく、寒暑によって異常をきたさないものとする。</p> <p>2  硬質ポリ塩化ビニル管は、カラー管とする。ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。</p> <p>3  JIS にない排水用鑄鉄管は、JIS 規格に準じたものとする。</p> <p>4  規格にない寸法のコンクリート管は、材料、製造方法、試験等が JIS A 5372（鉄筋コンクリート管）に準じたものとする。</p> <p>排水・通気設備に使用する管の継手類の規格は、4.2.2 表によるものとし、種類は特記による。</p> <p><b>4.2.2 表 継手類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼称</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排水鋼管用可とう継手</td> <td>JPF MDJ 002</td> <td>排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)</td> <td>本継手はコーティング鋼管及び塩化ビニルライニング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形</td> </tr> <tr> <td>JPF MDJ 003</td> <td>圧送排水鋼管用可とう継手</td> <td>コーティング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">硬質塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K6739</td> <td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td rowspan="2">屋内用</td> </tr> <tr> <td><a href="#">JIS K6777</a></td> <td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手 <b>耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手</b></td> </tr> <tr> <td>AS38</td> <td>屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手</td> <td rowspan="2">屋外埋設用</td> </tr> <tr> <td>JSWAS K-1</td> <td>下水道用硬質塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>異種管継手</td> <td>—</td> <td>媒介継手類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火二層管継手</td> <td>—</td> <td>耐火二層管継手</td> <td>JIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>排水ヘッダー</td> <td>—</td> <td>排水ヘッダー</td> <td>本品の材質は、JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）による FC150 で、塗装はエポキシ樹脂ライニングと同等以上の塗装を施したものとする。</td> </tr> <tr> <td>排水用特殊継手</td> <td>—</td> <td>排水用特殊継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1  規格にない形状、寸法のねじ込み式排水管継手は、品質、管の許容差、試験等が JIS B2303（ねじ込み式排水管継手）に準じたものとする。</p> <p>2  通気管の継手には、JIS B2301（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）を使用してもよい。</p> <p>3  鑄鉄管の継手については、JIS G 5525（排水用鑄鉄管）による。</p> <p>3.2.3 による。</p>	呼称	規格		備考	番号	名称	排水鋼管用可とう継手	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	本継手はコーティング鋼管及び塩化ビニルライニング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形	JPF MDJ 003	圧送排水鋼管用可とう継手	コーティング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形	硬質塩化ビニル管継手	JIS K6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	屋内用	<a href="#">JIS K6777</a>	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手 <b>耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手</b>	AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手	屋外埋設用	JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管	異種管継手	—	媒介継手類		耐火二層管継手	—	耐火二層管継手	JIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。	排水ヘッダー	—	排水ヘッダー	本品の材質は、JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）による FC150 で、塗装はエポキシ樹脂ライニングと同等以上の塗装を施したものとする。	排水用特殊継手	—	排水用特殊継手		<p>高温水排水用として追加</p>
	呼称		規格			備考																																																																											
		番号	名称																																																																														
	排水鋼管用可とう継手	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	本継手はコーティング鋼管及び塩化ビニルライニング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形																																																																													
		JPF MDJ 003	圧送排水鋼管用可とう継手	コーティング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形																																																																													
	硬質塩化ビニル管継手	JIS K6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	屋内用																																																																													
		AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手	屋外埋設用																																																																													
		JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管																																																																														
	異種管継手	—	媒介継手類																																																																														
	耐火二層管継手	—	耐火二層管継手	JIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。																																																																													
排水ヘッダー	—	排水ヘッダー	本品の材質は、JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）による FC150 で、塗装はエポキシ樹脂ライニングと同等以上の塗装を施したものとする。																																																																														
排水用特殊継手	—	排水用特殊継手																																																																															
呼称	規格		備考																																																																														
	番号	名称																																																																															
排水鋼管用可とう継手	JPF MDJ 002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	本継手はコーティング鋼管及び塩化ビニルライニング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形																																																																														
	JPF MDJ 003	圧送排水鋼管用可とう継手	コーティング鋼管に使用。ロックパッキン形・クッションパッキン形																																																																														
硬質塩化ビニル管継手	JIS K6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	屋内用																																																																														
	<a href="#">JIS K6777</a>	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手 <b>耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手</b>																																																																															
	AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手	屋外埋設用																																																																														
JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管																																																																																
異種管継手	—	媒介継手類																																																																															
耐火二層管継手	—	耐火二層管継手	JIS K6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。																																																																														
排水ヘッダー	—	排水ヘッダー	本品の材質は、JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）による FC150 で、塗装はエポキシ樹脂ライニングと同等以上の塗装を施したものとする。																																																																														
排水用特殊継手	—	排水用特殊継手																																																																															
4.2.3 弁類	<p>(注) 1  規格にない形状、寸法のねじ込み式排水管継手は、品質、管の許容差、試験等が JIS B2303（ねじ込み式排水管継手）に準じたものとする。</p> <p>2  通気管の継手には、JIS B2301（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）を使用してもよい。</p> <p>3  鑄鉄管の継手については、JIS G 5525（排水用鑄鉄管）による。</p> <p>3.2.3 による。</p>	<p>(注) 1  規格にない形状、寸法のねじ込み式排水管継手は、品質、管の許容差、試験等が JIS B2303（ねじ込み式排水管継手）に準じたものとする。</p> <p>2  通気管の継手には、JIS B2301（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）を使用してもよい。</p> <p>3  鑄鉄管の継手については、JIS G 5525（排水用鑄鉄管）による。</p> <p>3.2.3 による。</p>																																																																															



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
<p>4. 2. 4 排水器具</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) トラップの封水深さは、50mm 以上 100mm 以下とし、ストレーナー排水孔及びトラップ内部の有効面積は、トラップに接続する排水管の断面積以上とする。</p> <p>(2) 材質は、铸铁製品にあつては JIS G5501（ねずみ铸铁品）による FC150 以上とし、黄銅铸件製品にあつては JIS H5120（銅及び銅合金铸件）に<u>それぞれ適合するものとし</u>、樹脂製品にあつては、耐熱樹脂製（ABS 樹脂等）とする。</p> <p>(3) 铸铁製品の塗装は、樹脂塗料又は水溶性合成樹脂焼付け塗装とする。</p> <p>(4) 排水金具のめっき部は、JIS H8617（ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき）によるニッケルクロムめっきの2級以上とする。</p> <p>2 床排水トラップ</p> <p>床排水トラップは JCW 201（床排水トラップ）によるものとし、防水層を施す床に取付けるものは、防水受けつば形とする。</p> <p>3 洗濯機用防水パン</p> <p>洗濯機用防水パンは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>別に定める「機材の品質・性能基準」</u>による。</p> <p>(1) 本体の材質は、熱硬化性プラスチック（FRP 等）、熱可塑性プラスチック（ABS、ポリプロピレン等）又は再生プラスチック（ポリエチレン等）とし、排水トラップの材質は、ABS 樹脂又は铸铁製とする。</p> <p>(2) 裏面補強材として合板等を用いる場合は、その見え掛り部分を FRP、ポリエステル樹脂等の耐久性のある材料で被覆する。</p> <p>(3) 排水トラップ及び洗濯機用排水ホース固定金具付きのものとし、排水トラップ側の防水パン立上り部に、耐水ラベル、ステッカー等で次の表示を行う。</p> <p>(イ) 製造所（略号でも可）製品番号及び製造年月日</p> <p>(ロ) 使用者の取扱い注意事項</p> <p>4 洗濯機用排水トラップ</p> <p>本体は铸铁製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とし、ストレーナーは黄銅製ニッケルクロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とする。また、非防水の木床等に設けるトラップのストレーナーは泡の出ない形状とする。</p> <p>5 床上掃除口</p> <p>掃除口は、JCW 203（床上掃除口）によるものとし、防水層を施す床に取付けるものは防水受けつば形とする。</p> <p>6 床下掃除口</p> <p>床下掃除口は、JIS B 2303（ねじ込み式排水管継手）を使用した場合は、黄銅製ねじ込み形とし、JPF MDJ 002（排水鋼管用可とう継手）を使用した場合は、</p>	<p>4. 2. 4 排水器具</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) トラップの封水深さは、50mm 以上 100mm 以下とし、ストレーナー排水孔及びトラップ内部の有効面積は、トラップに接続する排水管の断面積以上とする。</p> <p>(2) 材質は、铸铁製品にあつては JIS G5501（ねずみ铸铁品）による FC150 以上とし、黄銅铸件製品にあつては JIS H5120（銅及び銅合金铸件）による黄銅铸件 2 種又は 3 種、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）による SUS304 又は JIS G 5121（ステンレス鋼铸件品）による SCS13 とする。また、樹脂製品にあつては、耐熱樹脂製（ABS 樹脂等）とする。</p> <p>(3) 铸铁製品の塗装は、樹脂塗料又は水溶性合成樹脂焼付け塗装とする。</p> <p>(4) 排水金具のめっき部は、JIS H8617（ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき）によるニッケルクロムめっきの2級以上とする。</p> <p>2 床排水トラップ</p> <p>床排水トラップは JCW 201（床排水トラップ）によるものとし、防水層を施す床に取り付けるものは、防水受けつば形とする。</p> <p>3 洗濯機用防水パン</p> <p>洗濯機用防水パンは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準</u>による。</p> <p>(1) 本体の材質は、熱硬化性プラスチック（FRP 等）、熱可塑性プラスチック（ABS、ポリプロピレン等）又は再生プラスチック（ポリエチレン等）とし、排水トラップの材質は、ABS 樹脂又は铸铁製とする。</p> <p>(2) 裏面補強材として合板等を用いる場合は、その見え掛り部分を FRP、ポリエステル樹脂等の耐久性のある材料で被覆する。</p> <p>(3) 排水トラップ及び洗濯機用排水ホース固定金具付きのものとし、排水トラップ側の防水パン立上り部に、耐水ラベル、ステッカー等で次の表示を行う。</p> <p>(イ) 製造所（略号でも可）製品番号及び製造年月日</p> <p>(ロ) 使用者の取扱い注意事項</p> <p>4 洗濯機用排水トラップ</p> <p>本体は铸铁製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とし、ストレーナーは黄銅製ニッケルクロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とする。また、非防水の木床等に設けるトラップのストレーナーは泡の出ない形状とする。</p> <p>5 床上掃除口</p> <p>掃除口は、JCW 203（床上掃除口）によるものとし、防水層を施す床に取り付けるものは防水受けつば形とする。</p> <p>6 床下掃除口</p> <p>床下掃除口は、JIS B 2303（ねじ込み式排水管継手）を使用した場合は、黄銅製ねじ込み形とし、JPF MDJ 002（排水鋼管用可とう継手）を使用した場合は、</p>	<p>ステンレス製の追加（営）</p> <p>総則編の改定による</p>		

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>CO 栓とする。</p> <p>7 排水金物 排水金物は、JCW 204（排水金物）による。</p> <p>8 流し用トラップ 流し用トラップの本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とし、ストレーナーは黄銅製ニッケルクロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とする。</p> <p>桝及びふたは、次によるほか、特記による。</p> <p>1 ため桝</p> <p>(1) コンクリート桝 コンクリート桝は、鉄筋コンクリート造で、外部見え掛かり部はモルタル塗り仕上げとし、ふた付きとする。 なお、コンクリート部は、<u>工場製品としてよい。</u></p> <p>(2) プラスチック桝 プラスチック桝は、JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）<u>、</u> <u>JSWAS K-8（下水道用ポリプロピレン製ます）</u>、JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）による。</p> <p>2 インパート桝</p> <p>(1) コンクリート桝 コンクリート桝は、鉄筋コンクリート造で、外部見え掛かり部はモルタル塗り仕上げとし、底部には、管径に適応したインパートを設け、ふた付きとする。 なお、コンクリート部は、<u>工場製品としてよい。</u></p> <p>(2) プラスチック桝 プラスチック桝は、JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）<u>、</u> <u>JSWAS K-8（下水道用ポリプロピレン製ます）</u>、JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）による。</p> <p>3 桝用ふた</p> <p>(1) 鋳鉄製桝用ふたの材質及び仕上げは、3.2.12の1による。</p> <p>(2) 鋳鉄製防臭ふた 鋳鉄製とし、所要の封水深さを備えた水封防臭式で、外圧に対して十分な強度を有するものとし、鎖付きとする。（SHASE-S 209による。）</p> <p>(3) 鋳鉄製格子ふた 鋳鉄製とし、所要の厚さを有し、鎖付きとする。（SHASE-S 209による。）</p> <p>(4) コンクリートふた</p>	<p>CO 栓とする。</p> <p>7 排水金物 排水金物は、JCW 204（排水金物）による。</p> <p>8 流し用トラップ 流し用トラップの本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とし、ストレーナーは黄銅製ニッケルクロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とする。</p> <p><u>9 通気金具</u> <u>通気金具は、JCW 205（通気金具）による。</u> <u>なお、特記がなければ、見え掛かり部がねずみ鋳鉄製の場合の防錆処理は、溶融亜鉛めっきとする。</u></p> <p>桝及びふたは、次によるほか、特記による。</p> <p>1 ため桝</p> <p>(1) コンクリート桝 コンクリート桝は、鉄筋コンクリート造で、外部見え掛かり部はモルタル塗り仕上げとし、ふた付きとする。 なお、コンクリート部は工場製品としてよい。</p> <p>(2) プラスチック桝 プラスチック桝は、JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）<u>又は</u> JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）による。</p> <p>2 インパート桝</p> <p>(1) コンクリート桝 コンクリート桝は、鉄筋コンクリート造で、外部見え掛かり部はモルタル塗り仕上げとし、底部には、管径に適応したインパートを設け、ふた付きとする。 なお、コンクリート部は工場製品としてよい。</p> <p>(2) プラスチック桝 プラスチック桝は、JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）<u>又は</u> JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護ふた）による。</p> <p>3 桝用ふた</p> <p>(1) 鋳鉄製桝用ふたの材質及び仕上げは、3.2.12の1による。</p> <p>(2) 鋳鉄製防臭ふた 鋳鉄製とし、所要の封水深さを備えた水封防臭式で、外圧に対して十分な強度を有するものとし、鎖付きとする。（SHASE-S 209による。）</p> <p>(3) 鋳鉄製格子ふた 鋳鉄製とし、所要の厚さを有し、鎖付きとする。（SHASE-S 209による。）</p> <p>(4) コンクリートふた</p>	<p>追加（営）</p> <p>営繕仕様書の改定による。</p> <p>営繕仕様書の改定による。</p>

	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>4. 2. 6 ポンプ</p>	<p>鉄線入りコンクリートふたとし、所要の厚さを有するものとする。</p> <p>(5) 化粧マンホールふた 床化粧マンホールふた及びインターロッキングブロック用化粧マンホールふたは鋳鉄製のふた及び枠で構成されたものとし、形状、寸法、材質、荷重試験は、SHASE-S 209 によるものとする。</p> <p>汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（水中ポンプ）は次による。</p> <p>1 本項によるほか、汚物用を除き、JIS B 8325（設備排水用水中モーターポンプ）による。</p> <p>2 本体は、ケーシング、主軸（鉛直方向）、羽根車等によって構成される遠心ポンプを、水中形三相誘導電動機を軸継手を介して接続した軸継手駆動形又は主軸と電動機を直結した電動機直結形とする。</p> <p>3 ケーシングの材質は、JIS G 5501（ねずみ鉄品）の FC150 以上、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）の CAC 406、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS304、JIS G 5121（ステンレス鋼铸件）の SCS13 又は合成樹脂製（汚物用は除く。）とする。</p> <p>4 羽根車の材質は、JIS G 5501（ねずみ鉄品）の FC150 以上、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）の CAC406、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS304、JIS G 5121（ステンレス鋼铸件）の SCS13 又は合成樹脂製（汚物用は除く。）とする。</p> <p>5 主軸の材質は、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）の SUS403、SUS304 又は SUS420J2 とし、スラスト軸受は電動機に内蔵され、電動機回転部の質量及びポンプ部のスラスト荷重を支持するのに支障をきたさない材料及び構造とし、耐食性を有するものとする。</p> <p>6 水中形三相誘導電動機は、油封式又は乾式とする。ただし、油封装置はポンプ側と電動機側に二重のメカニカルシールを設け、ポンプ側メカニカルシールの摺動部は超合金製又は炭化ケイ素製とする。</p> <p>7 塗装は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>8 汚物用水中モーターポンプは、電動機の極数は、特記がなければ、4 極又は 6 極とする。</p> <p>9 雑排水、汚物用水中モーターポンプは、ひも状固形物及び次に示す大きさの球形固形物を容易に排出し得る構造とする。</p> <p>(1) 雑排水水中モーターポンプにあっては、直径 20mm (2) 汚物用水中モーターポンプにあっては、直径 53mm</p>	<p>鉄線入りコンクリートふたとし、所要の厚さを有するものとする。</p> <p>(5) 化粧マンホールふた 床化粧マンホールふた及びインターロッキングブロック用化粧マンホールふたは鋳鉄製のふた及び枠で構成されたものとし、形状、寸法、材質、荷重試験は、SHASE-S 209 によるものとする。</p> <p>汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（水中ポンプ）は次による。</p> <p>1 本項によるほか、汚物用を除き、JIS B 8325（設備排水用水中モーターポンプ）による。</p> <p>2 本体は、ケーシング、主軸（鉛直方向）、羽根車等によって構成される遠心ポンプを、水中形三相誘導電動機を軸継手を介して接続した軸継手駆動形又は主軸と電動機を直結した電動機直結形とする。</p> <p>3 ケーシングの材質は、JIS G 5501（ねずみ鉄品）の FC150 以上、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）の CAC 406、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS304、JIS G 5121（ステンレス鋼铸件）の SCS13 又は合成樹脂製（汚物用は除く。）とする。</p> <p><u>なお、合成樹脂製とする場合の適用は、特記による。</u></p> <p>4 羽根車の材質は、JIS G 5501（ねずみ鉄品）の FC150 以上、JIS H 5120（銅及び銅合金铸件）の CAC406、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS304、JIS G 5121（ステンレス鋼铸件）の SCS13 又は合成樹脂製（汚物用は除く。）とする。</p> <p><u>なお、合成樹脂製とする場合の適用は、特記による。</u></p> <p>5 主軸の材質は、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）の SUS403、SUS304 又は SUS420J2 とし、スラスト軸受は電動機に内蔵され、電動機回転部の質量及びポンプ部のスラスト荷重を支持するのに支障をきたさない材料及び構造とし、耐食性を有するものとする。</p> <p>6 水中形三相誘導電動機は、油封式又は乾式とし、適用は特記による。ただし、乾式とした場合、油封装置はポンプ側と電動機側に二重のメカニカルシールを設け、ポンプ側メカニカルシールの摺動部は超合金製又は炭化ケイ素製とする。</p> <p>7 塗装は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>8 汚物用水中モーターポンプは、電動機の極数は、特記がなければ、4 極又は 6 極とする。</p> <p>9 雑排水及び汚物用水中モーターポンプは、ひも状固形物及び次に示す大きさの球形固形物を容易に排出できる構造とする。</p> <p>(1) 雑排水水中モーターポンプにあっては、直径 20mm (2) 汚物用水中モーターポンプにあっては、直径 53mm</p> <p><u>10 着脱装置は、本体、ガイドレール（ステンレス製）、固定金物等からなるものとし、適用は特記による。</u></p>	<p>改定理由</p> <p>適用を特記として見直し（営）</p> <p>適用を特記として見直し（営）</p> <p>適用を特記として見直し（営） 営繕仕様書と整合</p> <p>着脱装置を追加（営繕仕様書と整合）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>10 汚水、雑排水、汚物用水中モーターポンプには、次の付属品を備える。</p> <p>(1) ストレーナー（汚物用水中モーターポンプには不要） 1組</p> <p>(2) 仕切弁（図示ある場合のみとし、特記がなければJIS 5K） 1組</p> <p>(3) 水中ケーブル（長さは、特記による）…………… 一式</p> <p>(4) 銘板…………… 一式</p> <p>(5) ステンレス製鎖…………… 一式</p>		<p>11 汚水、雑排水、汚物用水中モーターポンプには、次の付属品を備える。</p> <p>(1) ストレーナー（特記による。ただし、汚物用水中モーターポンプには不要。）…………… 1組</p> <p>(2) 仕切弁（図示ある場合のみとし、特記がなければJIS 5K） 1組</p> <p>(3) 水中ケーブル（長さは、特記による）…………… 一式</p> <p>(4) ステンレス製鎖…………… 一式</p> <p>(5) 銘板…………… 一式</p>	<p>特記として見直し（営）</p> <p>順序入替</p>
4. 2. 7 電 動 機	3.2.15 の 1(2)による。	4. 2. 7 電 動 機	3.2.15 の 1(2)による。	
4. 2. 8 付 属 工 具 そ の 他	3.2.17 による。	4. 2. 8 付 属 工 具 そ の 他	3.2.17 による。	
4. 2. 9 計 器 其 の 他	3.2.11 によるほか以下による。	4. 2. 9 計 器 其 の 他	3.2.11 によるほか以下による。	
	<p>1 レベルスイッチ</p> <p>レベルスイッチは、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びリレーからなり、作動の確実なものとする。ただし、必要に応じ係留用の重錘付きロープ又はステンレス管を設ける。</p>		<p>1 レベルスイッチ</p> <p>レベルスイッチは、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びリレーからなり、作動の確実なものとする。ただし、必要に応じ係留用の重錘付きロープ又はステンレス管を設ける。</p>	
4. 2. 10 雑 材 料	<p>1 配管支持金物及び固定金物の材料は、JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）又は合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）、ステンレス製（SUS 304）とし、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する構造とする。また、インサート金物はSHASE-S 009（建築設備用インサート）によるもので、管支持における十分な強度を有するものを選定する。配管支持金物類で、亜鉛めっきされた鋼材を現場等で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。</p> <p>2 管座金（シーリングプレート）はステンレス鋼製又は合成樹脂製とし、室内の仕上がりと同調するものを選定する。</p> <p>3 シーリング材</p> <p>シーリング材は、建築編 9 章 6 節による。</p>	4. 2. 10 雑 材 料	<p>1 配管支持金物及び固定金物の材料は、JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）又は合成樹脂製（ABS・ポリプロピレン）、ステンレス製（SUS 304）とし、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する構造とする。また、インサート金物はSHASE-S 009（建築設備用インサート）によるもので、管支持における十分な強度を有するものを選定する。配管支持金物類で、亜鉛めっきされた鋼材を現場等で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。</p> <p>2 管座金（シーリングプレート）はステンレス鋼製又は合成樹脂製とし、室内の仕上がりと同調するものを選定する。</p> <p>3 シーリング材</p> <p>シーリング材は、建築編 9 章 6 節による。</p>	
4. 2. 11 接 合 材 料	3.2.14 によるほか、ビニル管用接着剤はJWWAS101（水道用硬質塩化ビニル管の接着剤）又は硬質ポリ塩化ビニル管専用の接着剤とする。	4. 2. 11 接 合 材 料	3.2.14 によるほか、ビニル管用接着剤はJWWAS101（水道用硬質塩化ビニル管の接着剤）又は硬質ポリ塩化ビニル管専用の接着剤とする。	
4. 2. 12 デ ィ ス ポ ー ザ ー 排 水 処 理 シ ス テ ム	<p>1 住戸内台所流しに設置されたディスポーザーで粉砕された生ごみ及び台所排水をトラップ及び排水管を介し、排水処理槽へ流入させ、浄化処理し処理水を公共下水道へ放流するシステムとする。</p> <p>2 建築基準法施行令第129条の2の5の規定によるものと同等以上の性能を有し、かつ、安全上及び衛生上支障のない構造として、「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)」（社）日本下水道協会）の認定品を使用すること。</p>	4. 2. 12 デ ィ ス ポ ー ザ ー 排 水 処 理 シ ス テ ム	<p>1 住戸内台所流しに設置されたディスポーザーで粉砕された生ごみ及び台所排水をトラップ及び排水管を介し、排水処理槽へ流入させ、浄化処理し処理水を公共下水道へ放流するシステムとする。</p> <p>2 建築基準法施行令第129条の2の5の規定によるものと同等以上の性能を有し、かつ、安全上及び衛生上支障のない構造として、「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)」（公社）日本下水道協会）の認定品を使用すること。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
4. 3. 1 配管工法	<p>3 ディスポーザー部は操作上安全なものとし、騒音及び振動に対して配慮された構造とする。</p> <p>なお、投入方式及び粉碎方式は特記による。</p> <p>4 専用の排水管については、認定メーカーの基準に適合するものであること。</p> <p>5 排水処理槽の容量及び処理方法は認定メーカーの基準によるものとし、材質は特記による。</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>配管工法は、次によるほか、3.3.1及び建築編22.3.3の当該事項による。</p> <p>1 排水横主管及び横枝管等が水平合流する場合は、必ず45°以内の鋭角をもって水平に近く合流させ、铸铁管の場合はY管又は90°Y管を、鋼管及び硬質塩化ビニル管の場合は45°又は90°大曲がりY管を使用する。</p> <p>2 排水横枝管が立て管に合流する箇所は、铸铁管の場合は排水T管、鋼管及び硬質塩化ビニル管の場合は90°Y管を使用する。</p> <p>なお、排水立て管の下部曲がり管、排水横主管及び排水横枝管の水平曲がり管は、大曲がり管を使用する。</p> <p>3 次のものからの排水（オーバーフロー管を含む）は、間接排水とする。</p> <p>(1) 水槽、貯湯槽その他これに類する各種槽類</p> <p>(2) 各種ポンプ装置その他同種機器</p> <p>(3) 消火栓系統その他これに類する系統のドレン管</p> <p>(4) 吸排気弁その同種機器のドレン管</p> <p>4 間接排水管は、水受器その他のあふれ縁より、その排水管径の2倍以上の空間を保持して開口する。空間により水が飛散する支障がある場合は、それに適応した防護方法を講ずる。</p> <p>5 通気管は、排水横枝管等より垂直ないし垂直線に対し45°以内の角度で取り出し、水平に取り出してはならない。</p> <p>6 各階の通気管を通気立て管に連結する場合は、その階の最高位置の器具のあふれ縁より150mm以上高いところで連結する。通気立て管を伸頂通気管に連結する場合もこれに準ずる。</p> <p>7 通気管を大気中に開放する箇所には、通気口又はベンチレーターを取付ける。</p> <p>8 排水立て管の掃除口は、掃除口兼用満水試験継手を使用することができる。</p> <p>9 排水用塩ビライニング鋼管及び排水用ノントールエポキシ塗装鋼管は、のこぎり盤により切断し、被覆材のはく離、変質を生じないよう、切口を平滑に仕上げる。</p>	<p>と。</p> <p>3 ディスポーザー部は操作上安全なものとし、騒音及び振動に対して配慮された構造とする。</p> <p>なお、投入方式及び粉碎方式は特記による。</p> <p>4 専用の排水管については、認定メーカーの基準に適合するものであること。</p> <p>5 排水処理槽の容量及び処理方法は認定メーカーの基準によるものとし、材質は特記による。</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>配管工法は、次によるほか、3.3.1及び建築編22.3.3の当該事項による。</p> <p>1 排水横主管及び横枝管等が水平合流する場合は、必ず45°以内の鋭角をもって水平に近く合流させ、铸铁管の場合はY管又は90°Y管を、鋼管及び硬質塩化ビニル管の場合は45°又は90°大曲がりY管を使用する。</p> <p>2 排水横枝管が立て管に合流する箇所は、铸铁管の場合は排水T管、鋼管及び硬質塩化ビニル管の場合は90°Y管を使用する。</p> <p>なお、排水立て管の下部曲がり管、排水横主管及び排水横枝管の水平曲がり管は、大曲がり管を使用する。</p> <p>3 次のものからの排水（オーバーフロー管を含む）は、間接排水とする。</p> <p>(1) 水槽、貯湯槽その他これに類する各種槽類</p> <p>(2) 各種ポンプ装置その他同種機器</p> <p>(3) 消火栓系統その他これに類する系統のドレン管</p> <p>(4) 吸排気弁その同種機器のドレン管</p> <p>4 間接排水管は、水受器その他のあふれ縁より、その排水管径の2倍以上の空間を保持して開口する。空間により水が飛散する支障がある場合は、それに適応した防護方法を講ずる。</p> <p>5 通気管は、排水横枝管等より垂直ないし垂直線に対し45°以内の角度で取り出し、水平に取り出してはならない。</p> <p>6 各階の通気管を通気立て管に連結する場合は、その階の最高位置の器具のあふれ縁より150mm以上高いところで連結する。通気立て管を伸頂通気管に連結する場合もこれに準ずる。</p> <p>7 通気管を大気中に開放する箇所には、通気口又はベンチレーターを取り付ける。</p> <p>8 排水立て管の掃除口は、掃除口兼用満水試験継手を使用することができる。</p> <p>9 排水用塩ビライニング鋼管及び排水用ノントールエポキシ塗装鋼管は、のこぎり盤により切断し、被覆材のはく離、変質を生じないよう、切口を平滑に仕上げる。</p>	
	4. 3. 2 勾配	<p>屋内横走り排水管の勾配は、原則として呼び径65以下は最小1/50、呼び径75以上は最小1/100とする。通気管は、すべてその立て管に向かって上り勾配をとり、</p>	<p>4. 3. 2 勾配</p> <p>屋内横走り排水管の勾配は、原則として呼び径65以下は最小1/50、呼び径75以上は最小1/100とする。通気管は、すべてその立て管に向かって上り勾配をとり、</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにする。</p> <p>なお、ディスポーザー用排水横枝管については、原則として最小 1/50 とする。また、配管完了後、全系統の勾配を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>1 排水ヘッダー</p> <p>(1) 排水ヘッダーは、排水横枝管の緩勾配に対応した十分な排水性能を有するとともに、共用部から排水器具トラップ直近まで清掃が可能な掃除口を各排水系統別に有する構造とする。又、管内清掃が可能な空間を確保すること。</p> <p>(2) 排水ヘッダーの横枝管接続口には、接続する排水器具名及び器具までの距離をヘッダー部に貼り付けるか近傍に表示すること。</p> <p>(3) 排水横枝管の最小勾配は 1/100 とする。</p> <p>(4) 排水立て管に直接接続される大便器系統の排水横枝管については、パイプスペース内の横枝管に掃除口を設置する。ただし、掃除口付きの排水用特殊継手で管内清掃に支障のない空間が確保されている場合は、横枝管の掃除口は不要とする。</p> <p>(5) 排水横枝管は、管の伸縮による影響を考慮して支持固定すること。</p> <p>4. 3. 3 管の接合</p> <p>1 一般事項 管の接合は、次によるほか、3.3.3の当該事項による。</p> <p>2 鋼管、排水用塩ビライニング鋼管、及びコーティング鋼管</p> <p>(1) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手との接合は、3.3.3の1の当該事項による。</p> <p>(2) 排水鋼管用可とう継手（MD ジョイント）との接合は、管端を直角に切断し内外面の面取りを行い、ゴムパッキン当たり面は変化や傷等がないことを確認し、フランジ、ロックパッキン（あるいはクッションパッキン）の順序で部品を挿入した管端を継手本体にはめ込み、ボルト、ナットを周囲均等に適正なトルクで締め付ける。</p> <p>なお、ロックパッキンを使用する場合は、継手との接合に際し、管の先端と継手本体の差込み段差との間は、必要により、管の熱伸縮を緩和する隙間を設ける。また、管の端部には、JPF MP 006（ハウジング形管継手）に規定する耐塩水噴霧試験に適合した防錆塗料により、十分な防錆処理を行う。</p> <p>(3) コーティング鋼管の接合の場合、管の外装を除去した部分は、接合後、エポキシ樹脂塗料を塗布するか、又は防食テープにより補修を完全に行うものとする。また、管端の処理は、3.3.3の2の当該事項に準ずる。</p> <p>(4) 立て管には、水溶性のスペーサー等挿入し、配管する。ただし、クッションパッキン付の継手を使用する場合は隙間を設けなくてもよい。</p> <p>3 鋳鉄管</p> <p>(1) メカニカル形接合 受口部の底に差口端部が接触するまで差し込み、あらかじめ差口端近くにはめ込んだゴム輪を受口と差口との隙間にねじれがないように挿入のうえ、押輪</p>	<p>いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにする。</p> <p>なお、ディスポーザー用排水横枝管については、原則として最小 1/50 とする。また、配管完了後、全系統の勾配を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>1 排水ヘッダー</p> <p>(1) 排水ヘッダーは、排水横枝管の緩勾配に対応した十分な排水性能を有するとともに、共用部から排水器具トラップ直近まで清掃が可能な掃除口を各排水系統別に有する構造とする。又、管内清掃が可能な空間を確保すること。</p> <p>(2) 排水ヘッダーの横枝管接続口には、接続する排水器具名及び器具までの距離をヘッダー部に貼り付けるか近傍に表示すること。</p> <p>(3) 排水横枝管の最小勾配は 1/100 とする。</p> <p>(4) 排水立て管に直接接続される大便器系統の排水横枝管については、パイプスペース内の横枝管に掃除口を設置する。ただし、掃除口付きの排水用特殊継手で管内清掃に支障のない空間が確保されている場合は、横枝管の掃除口は不要とする。</p> <p>(5) 排水横枝管は、管の伸縮による影響を考慮して支持固定すること。</p> <p>4. 3. 3 管の接合</p> <p>1 一般事項 管の接合は、次によるほか、3.3.3の当該事項による。</p> <p>2 鋼管、排水用塩ビライニング鋼管、及びコーティング鋼管</p> <p>(1) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手との接合は、3.3.3の1の当該事項による。</p> <p>(2) 排水鋼管用可とう継手（MD ジョイント）との接合は、管端を直角に切断し内外面の面取りを行い、ゴムパッキン当たり面は変化や傷等がないことを確認し、フランジ、ロックパッキン（あるいはクッションパッキン）の順序で部品を挿入した管端を継手本体にはめ込み、ボルト、ナットを周囲均等に適正なトルクで締め付ける。</p> <p>なお、ロックパッキンを使用する場合は、継手との接合に際し、管の先端と継手本体の差込み段差との間は、必要により、管の熱伸縮を緩和する隙間を設ける。また、管の端部には、JPF MP 006（ハウジング形管継手）に規定する耐塩水噴霧試験に適合した防錆塗料により、十分な防錆処理を行う。</p> <p>(3) コーティング鋼管の接合の場合、管の外装を除去した部分は、接合後、エポキシ樹脂塗料を塗布するか、又は防食テープにより補修を完全に行うものとする。また、管端の処理は、3.3.3の2の当該事項に準ずる。</p> <p>(4) 立て管には、水溶性のスペーサー等挿入し、配管する。ただし、クッションパッキン付の継手を使用する場合は隙間を設けなくてもよい。</p> <p>3 鋳鉄管</p> <p>(1) メカニカル形接合 受口部の底に差口端部が接触するまで差し込み、あらかじめ差口端近くにはめ込んだゴム輪を受口と差口との隙間にねじれがないように挿入のうえ、押輪</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>で押さえ、ボルト及びナットで周囲均等に適切なトルクで締め付けて、ゴム輪を管体に密着させる。</p> <p>(2) 差込み形接合</p> <p>(イ) 差込み形 <b>RJ</b> 管は、立て管（上向き受口）にのみ使用する。</p> <p>(ロ) 管の接合は、受口部に取付けたゴムリングの内面突起部及び差口に専用のシール性滑剤を塗布後、差口が受口底部に突き当たるまで挿入する。</p> <p>4 硬質塩化ビニル管</p> <p>(1) 接着接合による接合とし、管内に流れの障害となる段違いを生じないように接続する。</p> <p>(2) 管の口径が <b>75mm</b> 以上の場合は、標準としてパイプ挿入機を用いた管接合とする。また、ビニル製差込みソケットを使用する場合は、所定の寸法に差し込み、ゴムリングのねじれ及び差込部の曲がりのないようにする。</p> <p>5 コンクリート管</p> <p>(1) 原則としてソケット接合とし、カラー接合する場合は、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(2) ソケット接合は、ゴム輪をスピゴット端部所定の位置にねじれ等が生じないように挿着し、差込機により受口部の底にスピゴット端部が接触するまで差し込む。</p> <p>なお、滑剤は、ゴム輪に有害なものを使用してはならない。</p> <p>(3) カラー接合は、カラー中央部において両管端を密着させ、周囲隙間に片寄りのないように定置した後、固練りモルタルを打ち込む。この際、管内に流れ出たセメント水等は除去する。現場の都合により管の一端に、カラーをモルタルで接合して受口形にしておく場合は、その管端より約 <b>10mm</b> 残してモルタルを打ち込む。</p> <p>6 耐火二層管</p> <p>(1) 配管後の直管と管継手の接合部は、目地付継手を使用した場合を除き、専用の目地処理材にて処理を行う。</p> <p>(2) 立て管には、各階一箇所、床スラブに近い位置に伸縮継手を設置する。</p> <p>4. 3. 4 異種管の接合</p> <p>1 鋼管と铸铁管 鋼管の管末にメカニカル形铸铁管を接合する場合は、鋼管用ゴム輪で直接接合する。</p> <p>2 硬質塩化ビニル管と鋼管 ビニル管と鋼管の接合は、差込み継手又は排水鋼管用可とう継手を使用する。 なお、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管と鋼管を接合する場合は、排水鋼管用可とう継手のクッションパッキンタイプを使用して接合する。</p> <p>3 ビニル管と铸铁管 ビニル管とメカニカル形铸铁管の接合は、ビニル管用ゴムを用い、直接接合す</p>	<p>で押さえ、ボルト及びナットで周囲均等に適切なトルクで締め付けて、ゴム輪を管体に密着させる。</p> <p>(2) 差込み形接合</p> <p>(イ) 差込み形 <b>RJ</b> 管は、立て管（上向き受口）にのみ使用する。</p> <p>(ロ) 管の接合は、受口部に取付けたゴムリングの内面突起部及び差口に専用のシール性滑剤を塗布後、差口が受口底部に突き当たるまで挿入する。</p> <p>4 硬質塩化ビニル管</p> <p>(1) 接着接合による接合とし、管内に流れの障害となる段違いを生じないように接続する。</p> <p>(2) 管の口径が <b>75mm</b> 以上の場合は、標準としてパイプ挿入機を用いた管接合とする。また、ビニル製差込みソケットを使用する場合は、所定の寸法に差し込み、ゴムリングのねじれ及び差込部の曲がりのないようにする。</p> <p>5 コンクリート管</p> <p>(1) 原則としてソケット接合とし、カラー接合する場合は、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(2) ソケット接合は、ゴム輪をスピゴット端部所定の位置にねじれ等が生じないように挿着し、差込機により受口部の底にスピゴット端部が接触するまで差し込む。</p> <p>なお、滑剤は、ゴム輪に有害なものを使用してはならない。</p> <p>(3) カラー接合は、カラー中央部において両管端を密着させ、周囲隙間に片寄りのないように定置した後、固練りモルタルを打ち込む。この際、管内に流れ出たセメント水等は除去する。現場の都合により管の一端に、カラーをモルタルで接合して受口形にしておく場合は、その管端より約 <b>10mm</b> 残してモルタルを打ち込む。</p> <p>6 耐火二層管</p> <p>(1) 配管後の直管と管継手の接合部は、目地付継手を使用した場合を除き、専用の目地処理材にて処理を行う。</p> <p>(2) 立て管には、各階一箇所、床スラブに近い位置に伸縮継手を設置する。</p> <p>4. 3. 4 異種管の接合</p> <p>1 鋼管と铸铁管 鋼管の管末にメカニカル形铸铁管を接合する場合は、鋼管用ゴム輪で直接接合する。</p> <p>2 硬質塩化ビニル管と鋼管 ビニル管と鋼管の接合は、差込み継手又は排水鋼管用可とう継手を使用する。 なお、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管と鋼管を接合する場合は、排水鋼管用可とう継手のクッションパッキンタイプを使用して接合する。</p> <p>3 ビニル管と铸铁管 ビニル管とメカニカル形铸铁管の接合は、ビニル管用ゴムを用い、直接接合す</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																																																																																																																																
<p>る。</p> <p>4 排水用特殊継手との接合</p> <p>(1) 排水用特殊継手と横枝管の接合は、差込管の面取りを行った後、排水用特殊継手受口のゴム輪面及び差込管外面のゴミ等を十分に除去する。</p> <p>(2) 排水用特殊継手と排水ヘッダーの接続は、受口のゴム輪面及び排水ヘッダー外面のゴミ等を十分に除去する。</p> <p>(3) 差込管外面に受口深さをマーキングにて確認し、十分に挿入する。</p> <p>(4) 排水用特殊継手と立て管の接合は、差込管双方にシーラントを塗布した後接合し、受口部のゴム輪を一緒に押し込まないよう注意する。</p> <p>(5) 接合時は、止水性を確保するため十分に挿入できているか、マーキングにて確認を行う。</p> <p>4. 3. 5 <u>つり</u>及び支持</p> <p>1 横走り配管の<u>つり</u>及び支持間隔は、4.3.1表によるほか、3.3.4の当該事項による。スラブ転がし配管の支持間隔は4.3.1表を標準とし、曲部及び分岐箇所は必要に応じて支持する。</p> <p>4.3.1表 横走り管の<u>つり</u>及び振れ止め支持間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">呼び径</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>32</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>65</th> <th>80</th> <th>100</th> <th>125</th> <th>150</th> <th>200</th> <th>250</th> <th>300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分類</td> <td>鋼管</td> <td colspan="9">2.0m以下</td> <td colspan="6">3.0m以下</td> </tr> <tr> <td><u>つり</u>金物による</td> <td colspan="9">1.0m以下</td> <td colspan="6">2.0m以下</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管</td> <td colspan="9">1.0m以下</td> <td colspan="6">2.0m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">形鋼振れ止め支持</td> <td>鋼管及び</td> <td colspan="6">-</td> <td colspan="3">8.0m以下</td> <td colspan="6">12m以下</td> </tr> <tr> <td>ビニル管及び耐火二層管</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="3">6.0m以下</td> <td colspan="3">8.0m以下</td> <td colspan="6">12m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 鋼管の横走り管の<u>つり</u>用ボルトの径は、配管呼び径100以下は呼称M10又は呼び径9、呼び径125以上200以下は呼称M12又は呼び径12、呼び径250以上は呼称M16又は呼び径16とする。ただし、<u>つり</u>荷重により<u>つり</u>用ボルトの径を選定してもよい。</p> <p>2 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手（排水鋼管用可とう継手等）を使用する場合は、4.3.1表のほかその直近でつる。また、曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。</p> <p>3 鋼管及び铸铁管の配管呼び径50以下、ビニル管の呼び径20以下の管の形鋼振れ止め支持は不要とし、必要な支持の間隔は、特記による。</p> <p>4 排水用铸铁管異形管が相接続する場合は異形管2本につき1箇所支持する。</p> <p>5 耐火二層管は、管継手の近傍を支持する。</p>	呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	分類	鋼管	2.0m以下									3.0m以下						<u>つり</u> 金物による	1.0m以下									2.0m以下						耐火二層管	1.0m以下									2.0m以下						形鋼振れ止め支持	鋼管及び	-						8.0m以下			12m以下						ビニル管及び耐火二層管	-		6.0m以下			8.0m以下			12m以下						<p>る。</p> <p>4 排水用特殊継手との接合</p> <p>(1) 排水用特殊継手と横枝管の接合は、差込管の面取りを行った後、排水用特殊継手受口のゴム輪面及び差込管外面のゴミ等を十分に除去する。</p> <p>(2) 排水用特殊継手と排水ヘッダーの接続は、受口のゴム輪面及び排水ヘッダー外面のゴミ等を十分に除去する。</p> <p>(3) 差込管外面に受口深さをマーキングにて確認し、十分に挿入する。</p> <p>(4) 排水用特殊継手と立て管の接合は、差込管双方にシーラントを塗布した後接合し、受口部のゴム輪を一緒に押し込まないよう注意する。</p> <p>(5) 接合時は、止水性を確保するため十分に挿入できているか、マーキングにて確認を行う。</p> <p>4. 3. 5 <u>吊り</u>及び支持</p> <p>1 横走り配管の<u>吊り</u>及び支持間隔は、4.3.1表によるほか、3.3.4の当該事項による。スラブ転がし配管の支持間隔は4.3.1表を標準とし、曲部及び分岐箇所は必要に応じて支持する。</p> <p>4.3.1表 横走り管の<u>吊り</u>及び振れ止め支持間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">呼び径</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>32</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>65</th> <th>80</th> <th>100</th> <th>125</th> <th>150</th> <th>200</th> <th>250</th> <th>300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分類</td> <td>鋼管</td> <td colspan="9">2.0m以下</td> <td colspan="6">3.0m以下</td> </tr> <tr> <td><u>吊り</u>金物による</td> <td colspan="9">1.0m以下</td> <td colspan="6">2.0m以下</td> </tr> <tr> <td>耐火二層管</td> <td colspan="9">1.0m以下</td> <td colspan="6">2.0m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">形鋼振れ止め支持</td> <td>鋼管及び</td> <td colspan="6">-</td> <td colspan="3">8.0m以下</td> <td colspan="6">12m以下</td> </tr> <tr> <td>ビニル管及び耐火二層管</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="3">6.0m以下</td> <td colspan="3">8.0m以下</td> <td colspan="6">12m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 鋼管の横走り管の<u>吊り</u>用ボルトの径は、配管呼び径100以下は呼称M10又は呼び径9、呼び径125以上200以下は呼称M12又は呼び径12、呼び径250以上は呼称M16又は呼び径16とする。ただし、<u>吊り</u>荷重により<u>吊り</u>用ボルトの径を選定してもよい。</p> <p>2 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手（排水鋼管用可とう継手等）を使用する場合は、4.3.1表のほかその直近でつる。また、曲部及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。</p> <p>3 鋼管及び铸铁管の配管呼び径50以下、ビニル管の呼び径20以下の管の形鋼振れ止め支持は不要とし、必要な支持の間隔は、特記による。</p> <p>4 排水用铸铁管異形管が相接続する場合は異形管2本につき1箇所支持する。</p> <p>5 耐火二層管は、管継手の近傍を支持する。</p>	呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	分類	鋼管	2.0m以下									3.0m以下						<u>吊り</u> 金物による	1.0m以下									2.0m以下						耐火二層管	1.0m以下									2.0m以下						形鋼振れ止め支持	鋼管及び	-						8.0m以下			12m以下						ビニル管及び耐火二層管	-		6.0m以下			8.0m以下			12m以下						
呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300																																																																																																																																																																																					
分類	鋼管	2.0m以下									3.0m以下																																																																																																																																																																																									
	<u>つり</u> 金物による	1.0m以下									2.0m以下																																																																																																																																																																																									
	耐火二層管	1.0m以下									2.0m以下																																																																																																																																																																																									
形鋼振れ止め支持	鋼管及び	-						8.0m以下			12m以下																																																																																																																																																																																									
	ビニル管及び耐火二層管	-		6.0m以下			8.0m以下			12m以下																																																																																																																																																																																										
呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300																																																																																																																																																																																					
分類	鋼管	2.0m以下									3.0m以下																																																																																																																																																																																									
	<u>吊り</u> 金物による	1.0m以下									2.0m以下																																																																																																																																																																																									
	耐火二層管	1.0m以下									2.0m以下																																																																																																																																																																																									
形鋼振れ止め支持	鋼管及び	-						8.0m以下			12m以下																																																																																																																																																																																									
	ビニル管及び耐火二層管	-		6.0m以下			8.0m以下			12m以下																																																																																																																																																																																										



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																						
4. 3. 6 機器の据付け	2 排水立て管の支持間隔は、4.3.2表による。	4. 3. 6 機器の据付け	2 排水立て管の支持間隔は、4.3.2表による。																							
	<p><b>4.3.2 表 立て管の固定及び振れ止め支持間隔</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">固定</td> <td>鋼管</td> <td>最下階の床又は最上階の床</td> </tr> <tr> <td>铸铁管</td> <td>最下階の床</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">形鋼振れ止め支持</td> <td>鋼管</td> <td>各階1箇所</td> </tr> <tr> <td>铸铁管</td> <td>各階1箇所</td> </tr> <tr> <td>ビニル管及び耐火二層管</td> <td>各階1箇所</td> </tr> </table> <p>(注) 1 床貫通配管の振れ止め支持の箇所は床貫通部分を標準とする。                  2 鋼管で、床貫通等により振れが防止されている場合は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としてもよい。                  3 排水用铸铁管は各階ごとに支持するが、ゴムリング接合の場合は、直管及び異形管を合わせて2本ごとに1箇所支持する。                  4 硬質塩化ビニル管は各階1箇所支持する。ただし、露出部は2箇所以上とする。                  5 掃除口付近は支持金物等により支持する。</p>		固定		鋼管	最下階の床又は最上階の床	铸铁管	最下階の床	形鋼振れ止め支持	鋼管	各階1箇所	铸铁管	各階1箇所	ビニル管及び耐火二層管	各階1箇所	<p><b>4.3.2 表 立て管の固定及び振れ止め支持間隔</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">固定</td> <td>鋼管</td> <td>最下階の床又は最上階の床</td> </tr> <tr> <td>铸铁管</td> <td>最下階の床</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">形鋼振れ止め支持</td> <td>鋼管</td> <td>各階1箇所</td> </tr> <tr> <td>铸铁管</td> <td>各階1箇所</td> </tr> <tr> <td>ビニル管及び耐火二層管</td> <td>各階1箇所</td> </tr> </table> <p>(注) 1 床貫通配管の振れ止め支持の箇所は床貫通部分を標準とする。                  2 鋼管で、床貫通等により振れが防止されている場合は、形鋼振れ止め支持を3階ごとに1箇所としてもよい。                  3 排水用铸铁管は各階ごとに支持するが、ゴムリング接合の場合は、直管及び異形管を合わせて2本ごとに1箇所支持する。                  4 硬質塩化ビニル管は各階1箇所支持する。ただし、露出部は2箇所以上とする。                  5 掃除口付近は支持金物等により支持する。</p>	固定	鋼管	最下階の床又は最上階の床	铸铁管	最下階の床	形鋼振れ止め支持	鋼管	各階1箇所	铸铁管	各階1箇所
固定	鋼管	最下階の床又は最上階の床																								
	铸铁管	最下階の床																								
形鋼振れ止め支持	鋼管	各階1箇所																								
	铸铁管	各階1箇所																								
	ビニル管及び耐火二層管	各階1箇所																								
固定	鋼管	最下階の床又は最上階の床																								
	铸铁管	最下階の床																								
形鋼振れ止め支持	鋼管	各階1箇所																								
	铸铁管	各階1箇所																								
	ビニル管及び耐火二層管	各階1箇所																								
3 固定・支持の状況、支持間隔を確認し、記録を監督員に提出する。	3 固定・支持の状況、支持間隔を確認し、記録を監督員に提出する。																									
4. 3. 7 試験、検査	1 一般事項 機器の据付けは、次によるほか、3.3.5の当該事項による。	4. 3. 7 試験、検査	1 一般事項 機器の据付けは、次によるほか、3.3.5の当該事項による。																							
	2 水中ポンプ ポンプは、吸込みピットに水平になるように据付ける。 水中ケーブルは、被覆を損傷しないように吐出管に取付け、吐出管の床貫通部隙間は完全にモルタルを充てんする。		2 水中ポンプ (1) ポンプは、吸込みピットに水平になるように据付ける。 (2) 水中ケーブルは、余長を束ね被覆が損傷しないようにケーブルフックに取り付ける。また、吐出管の床貫通部等の隙間はモルタルを充てんする。																							
	3 ディスポーザー排水処理システム (1) ディスポーザー本体には、騒音、振動対策を施すこと。  (2) ディスポーザー排水処理システムにおける排水処理槽の施工は、第9章による。 (3) ディスポーザー排水処理システムにおけるポンプ、送風機、機械攪拌装置には、騒音、振動対策を施すこと。		3 ディスポーザー排水処理システム (1) ディスポーザー本体には、騒音、振動対策を施すこととし、直近の排水管に掃除口を設ける。  (2) ディスポーザー排水処理システムにおける排水処理槽の施工は、第9章による。 (3) ディスポーザー排水処理システムにおけるポンプ、送風機、機械攪拌装置には、騒音、振動対策を施すこと。																							
	1 屋内排水管は、配管工事完了後の被覆施工前、各枝管と衛生器具連絡管その他の開口部を閉じ、管の最高部まで満水し、1時間以上そのまま放置して満水試験を行い、漏水のないこと。器具取付け完了後、監督員立会いのもとに導通試験を行い、詰まりのないこと。その際、防水継手と通気管端部の接続部の確認を確実にすること。 なお、高層建築物の満水試験は実施可能階まで段階に分けて行うことができる。また、満水・通水・導通試験の結果を記録し、監督員に提出する。		1 屋内排水管は、配管工事完了後の被覆施工前、各枝管と衛生器具連絡管その他の開口部を閉じ、管の最高部まで満水し、1時間以上そのまま放置して満水試験を行い、漏水のないこと。器具取り付け完了後、監督員立会いのもとに導通試験を行い、詰まりのないこと。その際、防水継手と通気管端部の接続部の確認を確実にすること。 なお、高層建築物の満水試験は実施可能階まで段階に分けて行うことができる。また、満水・通水・導通試験の結果を記録し、監督員に提出する。																							
	2 排水ポンプ吐出管の水圧試験は、3.3.7の1の当該事項による。		2 排水ポンプ吐出管の水圧試験は、3.3.7の1の当該事項による。																							

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3 ポンプの試験は、3.3.7の6による。ただし、汚水・雑排水・汚物用水中モーターポンプ本体の水圧試験値は、最高吐出圧力（運転範囲における最高全陽程+最高押込圧力）の1.5倍の圧力（ただし、最低0.4MPa）で保持時間は3分間とする。</p> <p>4 洗濯機用防水パンは、水張り試験を行い、パンと目皿締め付部分から漏水がないことを確認し、記録を監督員に提出する。</p>	<p>3 ポンプの試験は、3.3.7の6による。ただし、汚水・雑排水・汚物用水中モーターポンプ本体の水圧試験値は、最高吐出圧力（運転範囲における最高全陽程+最高押込圧力）の1.5倍の圧力（ただし、最低0.4MPa）で保持時間は3分間とする。</p> <p>4 洗濯機用防水パンは、水張り試験を行い、パンと目皿締め付部分から漏水がないことを確認し、記録を監督員に提出する。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版			公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）			改定理由	
5. 1. 1 適用範囲	<b>5章 給湯設備工事</b>		5. 1. 1 適用範囲	<b>5章 給湯設備工事</b>			
	<b>1節 一般事項</b>			<b>1節 一般事項</b>			
	1 この章は、給湯設備について適用する。			1 この章は、給湯設備について適用する。			
	2 この章で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者等の規程がある場合はそれによる。			2 この章で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者等の規程がある場合はそれによる。			
	<b>2節 機器、器具及び材料</b>			<b>2節 機器、器具及び材料</b>			
	給湯設備に使用する管類の規格は、5.2.1表によるものとし、管材は特記による。			給湯設備に使用する管類の規格は、5.2.1表によるものとし、管材は特記による。			
	<b>5.2.1表 管類の規格</b>			<b>5.2.1表 管類の規格</b>			
	銅管	材質は、JIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）のC1220Tで、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300の表9(2)配管用銅管の寸法L及びMタイプによる。		銅管	材質は、JIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）のC1220Tで、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300の表9(2)配管用銅管の寸法L及びMタイプによる。		規格名称と整合
	被覆銅管	材質は、JIS H 3330（外面被覆銅管）・JWWA H 101（水道用銅管）のC1220Tで、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300の表9(2)配管用銅管の寸法Lタイプ及びMタイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ2.6mm以上に押し出し被覆したもの又は塩化ビニルを厚さ1.6mm以上に押し出し被覆したもの。		被覆銅管	材質は、JIS H 3330（外面被覆銅管）・JWWA H 101（水道用銅管）のC1220Tで、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300の表9(2)配管用銅管の寸法Lタイプ及びMタイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ2.6mm以上に押し出し被覆したもの又は塩化ビニルを厚さ1.6mm以上に押し出し被覆したもの。		
	ライニング銅管	JWWA K 140 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管		ライニング銅管	JWWA K 140 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管		
ステンレス鋼管	JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 一般配管用ステンレス鋼管 JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管	ステンレス鋼管	JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 一般配管用ステンレス鋼管 JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管				
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769 架橋ポリエチレン管 JIS K 6787 水道用架橋ポリエチレン管	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769 架橋ポリエチレン管 JIS K 6787 水道用架橋ポリエチレン管				
ポリブテン管	JIS K 6778 ポリブテン管 JIS K 6792 水道用ポリブテン管	ポリブテン管	JIS K 6778 ポリブテン管 JIS K 6792 水道用ポリブテン管				
(注) 1 ライニング銅管を使用する場合の水温は、85℃以下とする。 2 架橋ポリエチレン管を使用する場合の水温は95℃以下とし、ポリブテン管の場合は90℃以下とする。		(注) 1 ライニング銅管を使用する場合の水温は、85℃以下とする。 2 架橋ポリエチレン管を使用する場合の水温は95℃以下とし、ポリブテン管の場合は90℃以下とする。					
5. 2. 1 管類	<b>5.2.2表 継手類の規格</b>		5. 2. 1 管類	<b>5.2.2表 継手類の規格</b>			
	給湯設備に使用する継手類の規格は、5.2.2表によるものとし、種類は特記による。			給湯設備に使用する継手類の規格は、5.2.2表によるものとし、種類は特記による。			
	<b>5.2.2表 継手類の規格</b>			<b>5.2.2表 継手類の規格</b>			
	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手		JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手		
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手		JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手		
	JWWA K141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管用管端防食形継手		JWWA K141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管用管端防食形継手		
	JPF MP 005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管用ねじ込み式管端防食管継手		JPF MP 005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管用ねじ込み式管端防食管継手		

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版			公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）			改定理由	
5. 2. 3 弁 類	JPF MP 011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式 管端防食管フランジ		JPF MP 011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式 管端防食管フランジ		
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	HVA	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	HVA	
	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準		SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準		
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手		JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手		
	JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手		JWWA G 116	水道用ステンレス鋼管継手		
	JIS K 6788	水道用架橋ポリエチレン管継手		JIS K 6788	水道用架橋ポリエチレン管継手		
	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手		JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手		
	JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手		JIS K 6793	水道用ポリブテン管継手		
	JIS K 6779	ポリブテン管継手		JIS K 6779	ポリブテン管継手		
	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準		JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準		
	JWWA H 102	水道用銅管継手		JWWA H 102	水道用銅管継手		
	JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド		JPF SP 001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド		
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手		SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手		
	給湯設備に使用する弁類の規格は、5.2.3表によるものとし、種類は特記による。			給湯設備に使用する弁類の規格は、5.2.3表によるものとし、種類は特記による。		規格名称と整合	
	<b>5.2.3表 弁類の規格</b>			<b>5.2.3表 弁類の規格</b>			
	材 料	規 格 称		材 料	規 格 称		
弁 類		番 号	名 称		番 号		名 称
		JV5	管端防食ねじ込み形弁		JV5		管端防食ねじ込み形弁
		JIS B 2011	青銅弁		JIS B 2011		青銅弁
		JIS B 2031	ねずみ铸铁弁		JIS B 2031		ねずみ铸铁弁
		JIS B 8414	温水機器用逃し弁		JIS B 8414		温水機器用逃し弁
		—	自動空気抜弁		—		自動空気抜弁
		JV8-1	一般配管用ステンレス鋼弁		JV8-1		一般配管用ステンレス鋼弁
	SAS 358	一般配管用ステンレス鋼弁		SAS 358	一般配管用ステンレス鋼弁		
	(注) 1 自動空気抜弁は3.2.7の規定による製品とする。 2 銅管用の青銅弁等は、5.2.2表の差込み継手の形状によるソルダ一形のものでよい。 3 銅管と接続する仕切弁は青銅等の耐脱亜鉛材料による弁棒とし、その他の材質及び形状等はJISによる。			(注) 1 自動空気抜弁は3.2.7の規定による製品とする。 2 銅管用の青銅弁等は、5.2.2表の差込み継手の形状によるソルダ一形のものでよい。 3 銅管と接続する仕切弁は青銅等の耐脱亜鉛材料による弁棒とし、その他の材質及び形状等はJISによる。			
5. 2. 4 給 湯 栓	給湯栓は、次によるほか、2.2.1の当該事項による。 (1) パッキン類は、耐熱性のものを使用する。 (2) ハンドルは、合成樹脂製とする。			給湯栓は、次によるほか、2.2.1の当該事項による。 (1) パッキン類は、耐熱性のものを使用する。 (2) ハンドルは、合成樹脂製とする。			
5. 2. 5 雑 材 料	3.2.13による。			3.2.13による。			
5. 2. 6 接 合 材 料	1 はんだ、ろう 呼び径32以下の銅管用接合材は、JIS Z 3282（はんだー化学成分及び形状）のSn・Ag合金（融点221℃のもの）によるはんだ、JIS Z 3264（りん銅ろう）又はJIS Z 3261（銀ろう）によるろうとし、呼び径40A以上はろうとする。			1 はんだ、ろう 呼び径32以下の銅管用接合材は、JIS Z 3282（はんだー化学成分及び形状）のSn・Ag合金（融点221℃のもの）によるはんだ、JIS Z 3264（りん銅ろう）又はJIS Z 3261（銀ろう）によるろうとし、呼び径40A以上はろうとする。			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
5. 2. 7 浴槽	<p>2 <u>ねじ接合材</u></p> <p>3.2.4 表の当該事項による。ただし、使用する防食用ペーストシール剤は、<b>JWWA K 142</b>（水道用耐熱性液状シール剤）に規定する水道用シール剤とする。</p> <p>1 浴槽は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<b>JIS A 5532</b>（浴槽）及び別に定める「<u>機材の品質・性能基準</u>」による。</p> <p>2 浴槽は保温材付きとし、保温材に用いる主材料は、ウレタン、ポリエチレン、ポリスチレンの発泡体とする。ただし、十分な保温性能を有する場合は、保温材付きとしなくてもよい。</p> <p>3 浴槽は、一方エプロン（脱着式）付きを標準とする。</p> <p>4 浴槽には、製造工場名、ホーロー加工工場名を明記した標紙を張り付ける。</p> <p>5 浴槽には、次の付属品を備える。</p> <p>(1) 合成樹脂製<b>組合せ</b>ふた（製品安全協会（SG）認定品又はこれと同等以上のもの）……………1組</p> <p>(2) 排水栓（鎖付きとし、鎖はステンレス鋼製とする）……………1組</p> <p>(3) レベル調整用ライナー……………1組</p> <p>(4) 固定金物（FRP製又はステンレス製で床置きの場合）…1組</p>	5. 2. 7 浴槽	<p>2 <u>ねじ接合材</u></p> <p>3.2.4 表の当該事項による。ただし、使用する防食用ペーストシール剤は、<b>JWWA K 142</b>（水道用耐熱性液状シール剤）に規定する水道用シール剤とする。</p> <p>1 浴槽は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<b>JIS A 5532</b>（浴槽）及び総則編 1.5.2 の2(3)に示す基準による。</p> <p>2 浴槽は保温材付きとし、保温材に用いる主材料は、ウレタン、ポリエチレン、ポリスチレンの発泡体とする。ただし、十分な保温性能を有する場合は、保温材付きとしなくてもよい。</p> <p>3 浴槽は、一方エプロン（脱着式）付きを標準とする。</p> <p>4 浴槽には、製造工場名、ホーロー加工工場名を明記した標紙を張り付ける。</p> <p>5 浴槽には、次の付属品を備える。</p> <p>(1) 合成樹脂製<b>組合せ</b>ふた（製品安全協会（SG）認定品又はこれと同等以上のもの）……………1組</p> <p>(2) 排水栓（鎖付きとし、鎖はステンレス鋼製とする）……………1組</p> <p>(3) レベル調整用ライナー……………1組</p> <p>(4) 固定金物（FRP製又はステンレス製で床置きの場合）…1組</p>	総則編の改定による
	5. 2. 8 給湯器ユニット及びガス湯沸器		<p>1 <u>一般事項</u></p> <p>給湯器ユニット及びガス湯沸器は、<u>（財）</u>日本ガス機器検査協会が行う検査及び関連法規に適合するとともに、第三者認証機関で給水装置の認証を取得したものととする。</p> <p>2 給湯器ユニット</p> <p>(1) 給湯器ユニットは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「<u>機材の品質・性能基準</u>」による。</p> <p>(2) <u>給湯器ユニットは、追焚機能を有し、密閉燃焼型（屋外型を含む）とする。また、潜熱回収型（給湯の熱効率90%以上（基準総発熱量）を標準とする。</u></p> <p><u>（3）</u> 給湯回路は、湯温、湯量に応じ能力を自動調整できるガス比例制御方式で、水量リニア制御機構付きを標準とする。</p> <p><u>（4）</u> 屋外に設置する熱源器は、凍結防止装置付とする。</p> <p>3 給湯器ユニット以外のガス湯沸器は、<b>JIS S 2109</b>（家庭用ガス温水機器）によ</p>	5. 2. 8 給湯器ユニット及びガス湯沸器

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																	
5. 2. 9 電気温水器	<p>る。</p> <p>電気温水器（家庭用）は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>別に定める「機材の品質・性能基準」</u>によるもので、主熱源は深夜電力等とする。本体及びその付属品は、「小型ボイラー及び小型压力容器構造規格」（昭和50年労働省告示第84号）の定めによるほか、JIS C 9219（貯湯式電気温水器）の構造基準によるもので、厚生省令の基準に適合するものとする。</p> <p>1 電気温水器の種類（通電方式、補助ヒーター内蔵及びドレンパン付き等）及び容量は、特記による。</p> <p>2 屋外設置の電気温水器は、防雨型とし、屋内設置はドレンパン付きとする。</p> <p>3 <u>非常時に中の湯水を取り出すことができる機能を持つものとする。</u></p> <p>4 <u>足元は、アンカーボルト及び<u>缶体支持金具</u>で固定すること。</u></p> <p>5 <u>電気温水器の付属品は、5.2.5表を標準とする。</u></p> <p><b>5.2.5表 電気温水器の付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逃し弁（水用）</td> <td>2個</td> <td>JIS B 8414による製品</td> </tr> <tr> <td>減圧弁（逆止め機構付）</td> <td>1個</td> <td>JIS B 8410による製品</td> </tr> <tr> <td>自動空気抜弁</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絶縁パイプ（耐熱樹脂製）</td> <td>2本</td> <td>給水管用及び給湯管用</td> </tr> <tr> <td>防食電極</td> <td>1組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>1個</td> <td>JIS B 2011による製品</td> </tr> <tr> <td>ストレーナー</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホッパー</td> <td>1個</td> <td>逃し弁の機能保護用</td> </tr> <tr> <td>缶体支持金具</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動温度調節器</td> <td>1組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 防食電極は、貯湯槽の材質を高耐食性ステンレス（SUS 444）とした製品の場合、不要とする。</p> <p>2 ストレーナーは、減圧弁に内蔵したものでもよい。</p> <p>3 缶体支持金具は、脚部支持用3組、壁支持用1組を標準とする。</p> <p>4 外部電源方式の電気防食に流電陽極方式を併用する場合は、犠牲陽極材を付属する。</p>	名称	数量	備考	逃し弁（水用）	2個	JIS B 8414による製品	減圧弁（逆止め機構付）	1個	JIS B 8410による製品	自動空気抜弁	1個		絶縁パイプ（耐熱樹脂製）	2本	給水管用及び給湯管用	防食電極	1組		仕切弁	1個	JIS B 2011による製品	ストレーナー	1個		ホッパー	1個	逃し弁の機能保護用	缶体支持金具	一式		自動温度調節器	1組		5. 2. 9 電気温水器	<p>る。</p> <p>電気温水器（家庭用）は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2 の2(3)に示す基準</u>によるもので、主熱源は深夜電力等とする。本体及びその付属品は、「小型ボイラー及び小型压力容器構造規格」（昭和50年労働省告示第84号）の定めによるほか、JIS C 9219（貯湯式電気温水器）の構造基準によるもので、厚生省令の基準に適合するものとする。</p> <p>1 <u>本体は、<u>温水器本体、発熱体、温度調節器、加熱防止器、制御盤（製造者の標準仕様）</u>、アース端子等を備えたものとする。</u></p> <p>2 電気温水器の種類（通電方式、補助ヒーター内蔵及びドレンパン付き等）及び容量は、特記による。</p> <p>3 屋外設置の電気温水器は、防雨型とし、屋内設置はドレンパン付きとする。</p> <p>4 <u>温水器本体は、アンカーボルト及び<u>取付金具</u>で固定すること。</u></p> <p>5 <u>付属品は、次による。</u></p> <p>(1) リモコン（配線共） 一式</p> <p>(2) 取付金具 一式</p> <p>(3) 銘板 一式</p>	<p>総則編の改定による</p> <p>追加（當舖仕様書と整合）</p> <p>本体水抜き栓を使用することで対応可能なため削除。</p> <p>付属品の表は、機種により内蔵されている場合があり、「機材の品質・性能基準」で規定されているため削除。</p>
名称	数量	備考																																			
逃し弁（水用）	2個	JIS B 8414による製品																																			
減圧弁（逆止め機構付）	1個	JIS B 8410による製品																																			
自動空気抜弁	1個																																				
絶縁パイプ（耐熱樹脂製）	2本	給水管用及び給湯管用																																			
防食電極	1組																																				
仕切弁	1個	JIS B 2011による製品																																			
ストレーナー	1個																																				
ホッパー	1個	逃し弁の機能保護用																																			
缶体支持金具	一式																																				
自動温度調節器	1組																																				
5. 2. 10 ヒートポンプ給湯機	<p>1 ヒートポンプ給湯機は、本項によるほか、<u>JRA 4050</u>（家庭用ヒートポンプ給湯機）に適合するものとする。</p> <p>2 本体は、ヒートポンプユニット、貯湯ユニット（<u>屋外形で先止式</u>）、制御装置及びユニット間配管（保温含む）からなる分離型とし、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 冷媒は、二酸化炭素（CO2）又はヒドロフルオロカーボン（HFC）を用いたものとする。</p> <p>4 貯湯タンクの構造は、密閉型とする。</p> <p>5 貯湯タンクの材質は、ステンレス製とし、貯湯タンクの容量は特記による。</p> <p>6 付属品は、次による。</p>	5. 2. 10 ヒートポンプ給湯機	<p>1 ヒートポンプ給湯機は、本項によるほか、<u>JIS C 9220</u>（家庭用ヒートポンプ給湯機）に適合するものとし、<u>品質及び性能は、特記がなければ、総則編 1.5.2 の2(3)に示す基準による。</u></p> <p>2 本体は、ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、制御装置及びユニット間配管（保温含む）からなる分離型とし、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 冷媒は、二酸化炭素（CO2）又はヒドロフルオロカーボン（HFC）を用いたものとする。</p> <p>4 貯湯タンクの構造は、密閉型とする。</p> <p>5 貯湯タンクの材質は、ステンレス<u>鋼板</u>製とし、貯湯タンクの容量は特記による。</p> <p>6 付属品は、次による。</p>	<p>JIS が制定されたため見直し 「機材の品質・性能基準」に規定を追加</p> <p>屋内形もあるため削除</p> <p>當舖と整合</p>																																	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																								
5. 2. 11 風呂がま	(1) リモコン（配線共） 一式	(1) リモコン（配線共） 一式	5. 2. 11 風呂がま	総則編の改定による																								
	(2) 取付金具 一式	(2) 取付金具 一式																										
	(3) 銘板 一式	(3) 銘板 一式																										
	1 住宅で使用する風呂がまは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「 <u>機材の品質・性能基準</u> 」による。	1 住宅で使用する風呂がまは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、 <u>総則編 1.5.2 の 2(3) に示す基準</u> による。																										
	2 風呂がまは、密閉燃焼型又は屋外設置型とし、その区分、給排気方式の種類は <u>5.2.6 表</u> により、適用は特記による。	2 風呂がまは、密閉燃焼型又は屋外設置型とし、その区分、給排気方式の種類は <u>5.2.4 表</u> により、適用は特記による。																										
	<u>5.2.6 表</u> 風呂がまの区分	<u>5.2.4 表</u> 風呂がまの区分																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給排気方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>BF</td> <td>JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）による（自然給排気方式）</td> </tr> <tr> <td>II 型</td> <td>BF(DP)式</td> <td>BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないもの</td> </tr> <tr> <td>III 型</td> <td>BF(DP)式</td> <td>BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給排気方式	備考	I 型	BF	JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）による（自然給排気方式）	II 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないもの	III 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給排気方式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>BF</td> <td>JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）による（自然給排気方式）</td> </tr> <tr> <td>II 型</td> <td>BF(DP)式</td> <td>BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないもの</td> </tr> <tr> <td>III 型</td> <td>BF(DP)式</td> <td>BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給排気方式	備考	I 型	BF	JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）による（自然給排気方式）	II 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないもの	III 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつもの		
区分	給排気方式	備考																										
I 型	BF	JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）による（自然給排気方式）																										
II 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないもの																										
III 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつもの																										
区分	給排気方式	備考																										
I 型	BF	JIS S 2091（家庭用燃焼機器用語）による（自然給排気方式）																										
II 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないもの																										
III 型	BF(DP)式	BF 式で給排気管を立ち上げたもので、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつもの																										
	3 付属品 風呂がま…循環パイプ なお、樹脂製防水パンに設置する風呂がまは、遮熱板及び樹脂脚を取付ける。	3 付属品 風呂がま…循環パイプ なお、樹脂製防水パンに設置する風呂がまは、遮熱板及び樹脂脚を取り付ける。																										
5. 2. 12 住戸セントラル給湯方式	住戸セントラル給湯・暖冷房システムは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「 <u>機材の品質・性能基準</u> 」による。 熱源機 2 次側の給湯配管材は、5.2.1 及び 5.2.2 による。	住戸セントラル給湯・暖冷房システムは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、 <u>総則編 1.5.2 の 2(3) に示す基準</u> による。 熱源機 2 次側の給湯配管材は、5.2.1 及び 5.2.2 による。		総則編の改定による																								
5. 2. 13 住棟セントラル給湯システム	<u>住棟セントラル給湯・暖房システムは、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「機材の品質・性能基準」による。</u> 熱源機 2 次側の給湯配管材は、5.2.1 及び 5.2.2 による。	<u>住棟セントラル給湯システムは、特記による。</u>		個別システム（住戸セントラル）が一般的になっており、公共住宅で新規採用事例が少ないため、特記対応とした。																								
5. 2. 14 太陽熱利用給湯システム	1 太陽熱利用給湯システムは、 <u>集熱部、貯湯部及び補助熱源を組込んだものとし、JIS A 4111（住宅用太陽熱利用温水器）による。</u> 2 <u>太陽熱集熱器は本項によるほか、JIS A 4112（太陽集熱器）による。</u> (1) 形式は、平板形又は真空ガラス管形とし、特記による。 (2) 本体は、集熱体、ケーシング、断熱材、反射体等を備えたものとする。 (3) 集熱部は、アルミニウム、ステンレス鋼板又は亜鉛処理鋼板等の材質を用い、腐食しにくく、熱交換に適した形状で変形しない構造とする。 (4) ケーシングは、亜鉛めっき鋼板、アルミニウム、ステンレス鋼板又は合成樹脂等の材質で製作され、平板形は底部に断熱性能を有したものとする。 (5) <u>集熱性能は、JIS A 1425（太陽集熱器の集熱性能試験方法）による。</u>	太陽熱利用給湯システムは、 <u>次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、総則編 1.5.2 の 2(3) に示す基準による。</u> 1 <u>太陽熱集熱器</u> (1) 形式は、平板形又は真空ガラス管形とし、 <u>適用は特記による。</u> (2) 本体は、集熱体、ケーシング、断熱材、反射体等を備えたものとする。 (3) 集熱部は、アルミニウム、ステンレス鋼板又は亜鉛処理鋼板等の材質を用い、腐食しにくく、熱交換に適した形状で変形しない構造とする。 (4) ケーシングは、亜鉛めっき鋼板、アルミニウム、ステンレス鋼板又は合成樹脂等の材質で製作され、平板形は底部に断熱性能を有したものとする。 (5) <u>太陽熱集熱器は、建築基準法施行令第 87 条に定める風圧力に耐えるものとする。</u>		「機材の品質・性能基準」に規定を追加したため JIS を削除。  JIS を削除 耐風圧の追加（営）																								
				修文																								

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
<p>5. 2. 15 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム</p>	<p>3 補助熱源機として使用する給湯器ユニット等は、太陽熱温水器より供給される高温水に対して、ガスを点火させない安全機能を有するとともに、通水部は通水抵抗が小さく、耐熱性に配慮された製品とする。</p> <p>4 機器本体の強度については、想定される各種の荷重、外力等に対し安全上支障のないものとする。</p> <p>5 機器本体又はシステムにおいては、凍結防止に対し操作を必要としない方法で、十分に耐久性のある耐凍結機能を有すること。</p> <p>6 機器は、部品の交換、補修が容易に行えるよう配慮されていること。また、貯湯部、集熱部においては、容易に清掃が行える構造とする。</p> <p>家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、<u>都市ガス</u>から取出す水素を燃料とした燃料電池を用いた発電装置と熱回収装置等との組合せにより、熱と電気を同時に生成するもので、これらの有効な運転に必要な制御装置その他の付属機器を含み、燃料電池ユニットと貯湯槽ユニットで構成されるものとし、<u>製造者の標準仕様とするほか、特記による。</u></p>	<p>5. 2. 15 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム</p>	<p>2 補助熱源機として使用する給湯器ユニット等は、太陽熱温水器より供給される高温水に対して、ガスを点火させない安全機能を有するとともに、通水部は通水抵抗が小さく、耐熱性に配慮された製品とする。</p> <p>3 機器本体の強度については、想定される各種の荷重、外力等に対し安全上支障のないものとする。</p> <p>4 機器本体又はシステムにおいては、凍結防止に対し操作を必要としない方法で、十分に耐久性のある耐凍結機能を有すること。</p> <p>5 機器は、部品の交換、補修が容易に行えるよう配慮されていること。また、貯湯部、集熱部においては、容易に清掃が行える構造とする。</p> <p>家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、<u>都市ガス</u>、<u>LP ガス</u>又は<u>灯油</u>から取出す水素を燃料とした燃料電池を用いた発電装置と熱回収装置等との組合せにより、熱と電気を同時に生成するもので、これらの有効な運転に必要な制御装置その他の付属機器を含み、燃料電池ユニットと貯湯槽ユニットで構成されるものとし、<u>品質及び性能は、特記がなければ、総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準による。</u></p>	<p>LP ガス、灯油を追加</p> <p>「機材の品質・性能基準」に規定を追加</p>
<p>5. 3. 1 配管工法</p>	<p><b>3 節 施 工</b></p> <p>配管工法は、次によるほか、3.3.1の当該事項による。</p> <p>1 配管に当たっては、管の伸縮を妨げないようにし、勾配を保たせ、逆勾配空気だまり等、温水の流れを阻害するおそれのある配管をしてはならない。</p> <p>なお、住棟セントラル給湯で温水循環方式において、上向き循環の場合は給湯主管は先上がり、還湯管は先下がりとする。下向き循環の場合は、給湯、還湯両主管とも先下がり勾配とし、重力循環式の場合は 1/150、強制循環式の場合は 1/200 の勾配を標準とする。被覆銅管の立上り部分は、ほかの部材と直接接触させないこと。</p> <p>2 配管は、伸縮を考慮し適当な箇所に固定金物で堅固に取付ける。また、銅管は直管部の長さを 4m 以内とし、4m を超える場合は曲がり部をとる。</p> <p>3 銅管を鋼製金物で支持する場合は、ゴム等で管の保護を行う。</p> <p>4 被覆銅管の曲がり部は曲げ加工とし、パイプベンダー等の治具を使用して行うこと。また被覆銅管をコンクリートに埋め込み配管する場合は、発泡保温材によるクッション巻き加工を行う。</p> <p>5 被覆銅管の最小曲げ半径は、呼び径 15 のとき 100mm 以上、呼び径 20 のときは 150mm 以上とし、曲がり部分は発泡保温材によるクッション材にて保護する。</p> <p>6 被覆銅管の被覆材の除去、切断は、銅管を傷つけないよう外面被覆材に適した専用の工具を使用する。</p> <p>7 配管完了後の他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を配管に与えぬよう、要所に</p>	<p>5. 3. 1 配管工法</p>	<p><b>3 節 施 工</b></p> <p>配管工法は、次によるほか、3.3.1の当該事項による。</p> <p>1 配管に当たっては、管の伸縮を妨げないようにし、勾配を保たせ、逆勾配空気だまり等、温水の流れを阻害するおそれのある配管をしてはならない。</p> <p>なお、住棟セントラル給湯で温水循環方式において、上向き循環の場合は給湯主管は先上がり、還湯管は先下がりとする。下向き循環の場合は、給湯、還湯両主管とも先下がり勾配とし、重力循環式の場合は 1/150、強制循環式の場合は 1/200 の勾配を標準とする。被覆銅管の立上り部分は、ほかの部材と直接接触させないこと。</p> <p>2 配管は、伸縮を考慮し適当な箇所に固定金物で堅固に取り付ける。また、銅管は直管部の長さを 4m 以内とし、4m を超える場合は曲がり部をとる。</p> <p>3 銅管を鋼製金物で支持する場合は、ゴム等で管の保護を行う。</p> <p>4 被覆銅管の曲がり部は曲げ加工とし、パイプベンダー等の治具を使用して行うこと。また被覆銅管をコンクリートに埋め込み配管する場合は、発泡保温材によるクッション巻き加工を行う。</p> <p>5 被覆銅管の最小曲げ半径は、呼び径 15 のとき 100mm 以上、呼び径 20 のときは 150mm 以上とし、曲がり部分は発泡保温材によるクッション材にて保護する。</p> <p>6 被覆銅管の被覆材の除去、切断は、銅管を傷つけないよう外面被覆材に適した専用の工具を使用する。</p> <p>7 配管完了後の他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を配管に与えぬよう、要所に</p>	



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																							
5. 3. 2 管の接合	<p>配管表示シールを張る等、管防護の処置を施す。</p> <p>8 呼び径 50 以上の横走り管をブラケット等で支持する場合は、ローラー金物を使用する。</p> <p>9 さや管ヘッダー配管工法は、3.3.1による。</p> <p>10 給湯配管は、原則として、他の配管の上越しをしない。また、他の配管及び建材等との直接の接触をさけること。接触がある場合は、緩衝材を使用し、絶縁を図ること。</p> <p>11 追焚配管は、次によるものとする。</p> <p>(1) 追焚配管の延長は、機器の製造者の規定による。</p> <p>(2) 曲がり部は両端を固定し、立上り部は手前 300mm1ヶ所固定とする。</p> <p>(3) <u>フロアダブターより下り勾配の配管で、トラップの出来る配管とする。</u></p> <p>(4) 樹脂管露出部は、全て遮熱管を被せる。</p>	5. 3. 2 管の接合	<p>配管表示シールを張る等、管防護の処置を施す。</p> <p>8 呼び径 50 以上の横走り管をブラケット等で支持する場合は、ローラー金物を使用する。</p> <p>9 さや管ヘッダー配管工法は、3.3.1による。</p> <p>10 給湯配管は、原則として、他の配管の上越しをしない。また、他の配管及び建材等との直接の接触をさけること。接触がある場合は、緩衝材を使用し、絶縁を図ること。</p> <p>11 追焚配管は、次によるものとする。</p> <p>(1) 追焚配管の延長は、機器の製造者の規定による。</p> <p>(2) 曲がり部は両端を固定し、立上り部は手前 300mm1ヶ所固定とする。</p> <p>(3) 樹脂管露出部は、全て遮熱管を被せる。</p>	削除（現在は特に制約がないため）																							
	<p>1 管の接合は、下記によるほか、3.3.3の当該事項に準ずる。</p> <p>2 銅管の接合は、差込接合とし、取り外しの必要のある箇所には、呼び径 32 以下は銅製ユニオン継手、呼び径 40 以上はフランジ継手を使用する。差込接合は、管の外面及び継手の内面を十分に清掃したのち、管を継手に正しく差し込み、適温に加熱して呼び径 32 以下はんだ又はろう、呼び径 40 以上はろうを流し込む。 なお、直近に弁等がある場合には、高温による変形を起こさないように養生して行う。 メカニカル接合は呼び径 25 以下とし、監督員の承諾を受け、JCDA 0002（配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準）を満足した継手により接合する。</p> <p>3 銅管と鋼管あるいはステンレス鋼管と鋼管を接続する場合には、絶縁継手を用いる。</p> <p>4 耐熱性塩化ビニルライニング鋼管の接合は、3.3.3の2による。ただし、防食シール材は、建築編 9.1.4 によるほか、JWWA K 142（水道用耐熱シール剤）に規定する水道用シール剤を使用する。</p> <p>5 架橋ポリエチレン管の接合はメカニカル接合又は電気融着接合とする。</p> <p>6 ポリブテン管の接合はメカニカル接合、電気融着接合又は熱融着接合とする。</p>		<p>1 管の接合は、下記によるほか、3.3.3の当該事項に準ずる。</p> <p>2 銅管の接合は、差込接合とし、取り外しの必要のある箇所には、呼び径 32 以下は銅製ユニオン継手、呼び径 40 以上はフランジ継手を使用する。差込接合は、管の外面及び継手の内面を十分に清掃したのち、管を継手に正しく差し込み、適温に加熱して呼び径 32 以下はんだ又はろう、呼び径 40 以上はろうを流し込む。 なお、直近に弁等がある場合には、高温による変形を起こさないように養生して行う。 メカニカル接合は呼び径 25 以下とし、監督員の承諾を受け、JCDA 0002（配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準）を満足した継手により接合する。</p> <p>3 銅管と鋼管あるいはステンレス鋼管と鋼管を接続する場合には、絶縁継手を用いる。</p> <p>4 耐熱性塩化ビニルライニング鋼管の接合は、3.3.3の2による。ただし、防食シール材は、建築編 9.1.4 によるほか、JWWA K 142（水道用耐熱シール剤）に規定する水道用シール剤を使用する。</p> <p>5 架橋ポリエチレン管の接合はメカニカル接合又は電気融着接合とする。</p> <p>6 ポリブテン管の接合はメカニカル接合、電気融着接合又は熱融着接合とする。</p>																								
5. 3. 3 <u>つり</u> 及び支持	<p>1 銅管の横走り管における支持間隔は、<u>つり</u>の場合は3.3.4表、床支持の場合は5.3.1表によるものとし、立て管は各階1箇所支持する。また、配管の支持・固定状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p style="text-align: center;"><b>5.3.1表 横走り管の支持間隔</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (A)</th> <th>20 以下</th> <th>25~40</th> <th>50</th> <th>65~80</th> <th>100 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支持間隔 (m)</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	20 以下	25~40	50	65~80	100 以上	支持間隔 (m)	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	5. 3. 3 <u>吊り</u> 及び支持	<p>1 銅管の横走り管における支持間隔は、<u>吊り</u>の場合は3.3.4表、床支持の場合は5.3.1表によるものとし、立て管は各階1箇所支持する。また、配管の支持・固定状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p style="text-align: center;"><b>5.3.1表 横走り管の支持間隔</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (A)</th> <th>20 以下</th> <th>25~40</th> <th>50</th> <th>65~80</th> <th>100 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支持間隔 (m)</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	20 以下	25~40	50	65~80	100 以上	支持間隔 (m)	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0
呼び径 (A)	20 以下	25~40	50	65~80	100 以上																						
支持間隔 (m)	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0																						
呼び径 (A)	20 以下	25~40	50	65~80	100 以上																						
支持間隔 (m)	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0																						

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
5. 3. 4 機器の据 付け	<p>2 曲がり部、分岐部は支持を行う。分岐部における支持は、分岐部より 300mm 以上離れた位置にて行うことを標準とする。</p> <p>3 さや管ヘッダー配管のさや管の支持間隔は、3.3.4 の 5 による。</p>	5. 3. 4 機器の据 付け	<p>2 曲がり部、分岐部は支持を行う。分岐部における支持は、分岐部より 300mm 以上離れた位置にて行うことを標準とする。</p> <p>3 さや管ヘッダー配管のさや管の支持間隔は、3.3.4 の 5 による。</p>	<p>大規模地震による給湯設備の転倒防止対策に関して、告示の改正（平成 24 年国土交通省告示第 1447 号）が行われたため追加。</p>
	<p>1 ガス機器の設置については、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<a href="#">経済産業省・全国消防長会</a>、<a href="#">財</a>日本ガス機器検査協会発行）、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律によるほか、各地方自治体の規定による。</p> <p>2 <a href="#">屋外設置型給湯器は</a>、3.3.5 の 1 に準じて据え付ける。</p> <p>3 <a href="#">置台形のガス湯沸器は</a>、地震動等により容易に転倒しないよう固定金物を用いて、床又は壁に堅固に取付ける。</p> <p>4 壁掛け形のガス湯沸器は、2.3.1 の 1 に準じて取付け、取付け面が可燃性の場合、背部に耐熱板（アルミニウム板で縁取りした 3.2mm 以上の耐火ボード）を設ける。</p> <p>5 風呂がまは、水平に取付ける。</p> <p>6 風呂がまの給排気トップ等の設置は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<a href="#">経済産業省・全国消防長会</a>、<a href="#">財</a>日本ガス機器検査協会発行）によるほか、各地方自治体の定めがある場合は、それによる。</p> <p>なお、FRP 製浴槽の場合は、転倒防止のため、固定金具（ステンレス製）で壁に堅固に取付ける。</p> <p>7 給湯器ユニットの取付けは、防振ゴム等により躯体への振動の伝播を防止する。ALC 板に取付ける場合は、機器荷重を ALC 板に負担させることなく行い、方法は特記による。</p> <p>8 <a href="#">機器の建築物への取付けについては</a>、<a href="#">建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 によるものとし</a>、<a href="#">安全上支障のないものとする</a>。</p> <p>9 機器に付属する逃し弁、空気抜き弁、減圧弁等で排水が必要な場合は間接排水とする。</p> <p>10 保温は、次によるほか、12.3.4 による。</p> <p>被覆銅管の継手には継手カバー（保温材付き）を使用し、外周はビニルテープ巻きとする。</p>		<p>1 <a href="#">給湯機器の設置については</a>、「<a href="#">建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件</a>」（平成 12 年建設省告示第 1388 号）の定めにより、<a href="#">設置場所</a>、<a href="#">固定部位</a>、<a href="#">満水時の質量及び機器のアスペクト比等</a>に応じて規定された、<a href="#">アンカーボルト等の種類及び本数による転倒防止措置を行う</a>。</p> <p>2 ガス機器の設置については、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<a href="#">(一財)</a>日本ガス機器検査協会）、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律によるほか、各地方自治体の規定による。</p> <p>3 <a href="#">機器の建築物への取付けについては</a>、<a href="#">建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 によるものとし</a>、3.3.5 の 1 に準じて据え付ける。</p> <p>4 壁掛け形のガス湯沸器は、2.3.1 の 1 に準じて取り付け、取り付け面が可燃性の場合、背部に耐熱板（アルミニウム板で縁取りした 3.2mm 以上の耐火ボード）を設ける。</p> <p>5 風呂がまは、水平に取り付ける。</p> <p>6 風呂がまの給排気トップ等の設置は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<a href="#">(一財)</a>日本ガス機器検査協会）によるほか、各地方自治体の定めがある場合は、それによる。</p> <p>なお、FRP 製浴槽の場合は、転倒防止のため、固定金具（ステンレス製）で壁に堅固に取り付ける。</p> <p>7 給湯器ユニットの取り付けは、防振ゴム等により躯体への振動の伝播を防止する。ALC 板に取り付ける場合は、機器荷重を ALC 板に負担させることなく行い、方法は特記による。</p> <p>8 機器に付属する逃し弁、空気抜き弁、減圧弁等で排水が必要な場合は間接排水とする。</p> <p>9 保温は、次によるほか、12.3.4 による。</p> <p>被覆銅管の継手には継手カバー（保温材付き）を使用し、外周はビニルテープ巻きとする。</p>	
5. 3. 5 試験、検査	<p>試験、検査は、次によるほか、3.3.7 の当該事項による。</p> <p>1 通湯試験及び機器作動試験は、原則として監督員立会のもとに通常の使用状態で行い、機器及びシステムが正常に作動し、配管及び接続部に漏れのないこと</p>	5. 3. 5 試験、検査	<p>試験、検査は、次によるほか、3.3.7 の当該事項による。</p> <p>1 通湯試験及び機器作動試験は、原則として監督員立会のもとに通常の使用状態で行い、機器及びシステムが正常に作動し、配管及び接続部に漏れのないこと</p>	<p>3 に移動</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																								
<p>を確認し、その結果を監督員に提出する。</p> <p>2 浴槽は、据付け完了後、湯張り試験を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことを確認し、その試験成績表を監督員に提出する。</p> <p>3 追焚配管は配管完了後、水圧試験を 0.15MPa で実施し、その試験成績表を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持間隔は 30 分以上とする。</p> <p>4 銅管の水圧試験は、5.3.2 表による。</p> <p><b>5.3.2 表 銅管配管の水圧試験</b></p> <table border="1" data-bbox="230 472 835 560"> <thead> <tr> <th colspan="2">1.配管完了～木工事完了</th> <th colspan="2">2.機器の動作試験時</th> </tr> <tr> <th>試験水圧</th> <th>加圧時間</th> <th>試験水圧</th> <th>加圧時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1MPa</td> <td>常時</td> <td>0.75MPa</td> <td>10 分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機器の動作試験時水圧試験は、60℃以上の温水で各水栓より 10 分以上通湯後、直ちに常温水で行う。</p> <p>5 さや管ヘッダー工法による樹脂管の試験圧力等は、3.3.7 による。</p>	1.配管完了～木工事完了		2.機器の動作試験時		試験水圧	加圧時間	試験水圧	加圧時間	1MPa	常時	0.75MPa	10 分以上	<p>を確認し、その結果を監督員に提出する。</p> <p>2 浴槽は、据付け完了後、湯張り試験を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことを確認し、その試験成績表を監督員に提出する。</p> <p>3 追焚配管は配管完了後、水圧試験を 0.15MPa で実施し、その試験成績表を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持時間は 30 分以上とする。</p> <p>4 銅管の水圧試験は、5.3.2 表による。</p> <p><b>5.3.2 表 銅管配管の水圧試験</b></p> <table border="1" data-bbox="1068 472 1673 560"> <thead> <tr> <th colspan="2">1.配管完了～木工事完了</th> <th colspan="2">2.機器の動作試験時</th> </tr> <tr> <th>試験水圧</th> <th>加圧時間</th> <th>試験水圧</th> <th>加圧時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1MPa</td> <td>常時</td> <td>0.75MPa</td> <td>10 分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機器の動作試験時水圧試験は、60℃以上の温水で各水栓より 10 分以上通湯後、直ちに常温水で行う。</p> <p>5 さや管ヘッダー工法による樹脂管の試験圧力等は、3.3.7 による。</p>	1.配管完了～木工事完了		2.機器の動作試験時		試験水圧	加圧時間	試験水圧	加圧時間	1MPa	常時	0.75MPa	10 分以上	<p>改定理由</p> <p>修文</p>
1.配管完了～木工事完了		2.機器の動作試験時																								
試験水圧	加圧時間	試験水圧	加圧時間																							
1MPa	常時	0.75MPa	10 分以上																							
1.配管完了～木工事完了		2.機器の動作試験時																								
試験水圧	加圧時間	試験水圧	加圧時間																							
1MPa	常時	0.75MPa	10 分以上																							

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																	
6. 1. 1 適用範囲	<p><b>6章 消火設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 消火設備工事は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）並びに各地方公共団体の火災予防条例等によるほか、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（総務省令第40号、平成17.3.25）及び告示基準の定めによる。</p> <p>2 消防機器で、自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格及び消防庁長官が定める基準のあるものは、それぞれの規格及び基準による。</p> <p>なお、消防用機械器具等は、消防法で定める表示を付したものとす。</p>	6. 1. 1 適用範囲	<p><b>6章 消火設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 消火設備工事は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）並びに各地方公共団体の火災予防条例等によるほか、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（総務省令第40号、平成17.3.25）及び告示基準の定めによる。</p> <p>2 消防機器で、自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格及び消防庁長官が定める基準のあるものは、それぞれの規格及び基準による。</p> <p>なお、消防用機械器具等は、消防法で定める表示を付したものとす。</p>																																																		
	<p><b>2節 機器、器具及び材料</b></p> <p>消火設備に使用する管類の規格は、6.2.1表によるものとし、管材は特記による。</p>		<p><b>2節 機器、器具及び材料</b></p> <p>消火設備に使用する管類の規格は、6.2.1表によるものとし、管材は特記による。</p>																																																		
6. 2. 1 管類	<p><b>6.2.1表 管類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">管類</td> <td>JIS G 3452</td> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td rowspan="2">白管 白管 Sch40 以上</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3454</td> <td>圧力配管用炭素鋼鋼管</td> </tr> <tr> <td>WSP 041</td> <td>消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管</td> </tr> <tr> <td>JIS G 5526</td> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td rowspan="3">3種管</td> </tr> <tr> <td>JIS G 5527</td> <td>ダクタイル鋳鉄異形管</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>合成樹脂管</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3448</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3459</td> <td>配管用ステンレス鋼管</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料	規 格		備 考	番 号	名 称	管類	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管 白管 Sch40 以上	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	JIS G 5526	ダクタイル鋳鉄管	3種管	JIS G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管	—	合成樹脂管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管		JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管		<p><b>6.2.1表 管類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">管類</td> <td>JIS G 3452</td> <td>配管用炭素鋼鋼管</td> <td rowspan="2">白管 白管 Sch40 以上</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3454</td> <td>圧力配管用炭素鋼鋼管</td> </tr> <tr> <td>WSP 041</td> <td>消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>合成樹脂管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3448</td> <td>一般配管用ステンレス鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3459</td> <td>配管用ステンレス鋼鋼管</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料	規 格		備 考	番 号	名 称	管類	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管 白管 Sch40 以上	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	—	合成樹脂管		JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管		JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管		<p>ダクタイル鋳鉄管を削除 (当仕様書と整合)</p> <p>規格名称と整合</p>
	材料		規 格			備 考																																															
番 号		名 称																																																			
管類	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管 白管 Sch40 以上																																																		
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管																																																			
	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管																																																			
	JIS G 5526	ダクタイル鋳鉄管	3種管																																																		
	JIS G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管																																																			
	—	合成樹脂管																																																			
JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管																																																				
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管																																																				
材料	規 格		備 考																																																		
	番 号	名 称																																																			
管類	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管 白管 Sch40 以上																																																		
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管																																																			
	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管																																																			
	—	合成樹脂管																																																			
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管																																																			
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管																																																			
<p>(注) 1 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管、<u>ダクタイル鋳鉄管及び同異形管</u>は埋設配管用とする。</p> <p>2 建築物内配管は、特記がなければ配管用炭素鋼鋼管とする。</p> <p>3 最高使用圧力が1.0MPaを超える場合は、圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する。</p> <p>4 配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径100以下は鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は継目無鋼管とする。</p> <p>5 圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、耐溝状腐食電鍍鋼管、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は継目無鋼管とする。</p> <p>6 共同住宅用スプリンクラー設備に使用する合成樹脂管は「合成樹脂製の管及び管継手の基準」(平成13年消防庁告示第19号)による。</p>	<p>(注) 1 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管は埋設配管用とする。</p> <p>2 建築物内配管は、特記がなければ配管用炭素鋼鋼管とする。</p> <p>3 最高使用圧力が1.0MPaを超える場合は、圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する。</p> <p>4 配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径100以下は鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は継目無鋼管とする。</p> <p>5 圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、耐溝状腐食電鍍鋼管、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は継目無鋼管とする。</p> <p>6 共同住宅用スプリンクラー設備に使用する合成樹脂管は「合成樹脂製の管及び管継手の基準」(平成13年消防庁告示第19号)による。</p>																																																				
6. 2. 2 継手類	<p>消火設備に使用する管の継手類の規格は、6.2.2表によるものとし、種類は特記による。</p>	6. 2. 2 継手類	<p>消火設備に使用する管の継手類の規格は、6.2.2表によるものとし、種類は特記による。</p>																																																		

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
6.2.2 表 継手類の規格				6.2.2 表 継手類の規格				
材 料	規 格			備 考	材 料	規 格		
	番 号	名 称				番 号	名 称	
継 手 類	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手		Sch40 以上  亜鉛メッキを施したもの	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手		Sch40 以上  亜鉛メッキを施したもの
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手			JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手		
	<a href="#">JIS K 6779</a>	<a href="#">ポリブテン管継手</a>			—	<a href="#">合成樹脂管継手</a>		
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手			JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手			JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手			JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手		
	JIS B 2220	鋼製管フランジ			JIS B 2220	鋼製管フランジ		
	JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ			JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ		
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手			JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手		
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手			SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手		
	JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手			JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手		
	—	ハウジング形管継手			—	ハウジング形管継手		
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手			JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手		
	JPF NP 003	圧力配管用パイプニップル			JPF NP 003	圧力配管用パイプニップル		
(注) 1 樹脂製継手以外は、溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。 なお、屋外埋設とする外面被覆鋼管の継手においては、継手外面に樹脂被覆を施したものを使用する。 2 最高使用圧力が 1.0MPa を超える場合は、16K 又は Sch40 以上又は JPF MP 004 の継手を使用する。 3 JIS B 2311 で PY 400 のもの及び JIS B 2312 は、JIS 規格品に JPF SP 011（鋼製突合せ溶接式亜鉛めっき管継手）による亜鉛めっきを施したものととする。 4 ハウジング形管継手は、 <a href="#">消防庁告示第 31 号（金属製管継手及びバルブ類の基準）</a> によるものととする。				(注) 1 <a href="#">合成樹脂製継手</a> 以外は、溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。 なお、屋外埋設とする外面被覆鋼管の継手においては、継手外面に樹脂被覆を施したものを使用する。 2 最高使用圧力が 1.0MPa を超える場合は、16K 又は Sch40 以上又は JPF MP 004 の継手を使用する。 3 JIS B 2311 で PY 400 のもの及び JIS B 2312 は、JIS 規格品に JPF SP 011（鋼製突合せ溶接式亜鉛めっき管継手）による亜鉛めっきを施したものととする。 4 ハウジング形管継手は、 <a href="#">「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）</a> によるものととする。 5 <a href="#">共同住宅用スプリンクラー設備に使用する合成樹脂管継手は「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）による。</a>				「6.2.1 表 管類の規格」と整合
6. 2. 3 弁 類	弁類は、3.2.3 によるものとし、消防法令に適合するものとす。			6. 2. 3 弁 類	弁類は、3.2.3 によるものとし、消防法令に適合するものとす。			
6. 2. 4 雑 材 料	雑材料は 4.2.10 による。			6. 2. 4 雑 材 料	雑材料は 4.2.10 による。			
6. 2. 5 接 合 材 料	接合材料は 3.2.14 による。			6. 2. 5 接 合 材 料	接合材料は 3.2.14 による。			
6. 2. 6 消 火 機 器	1	一般事項 消火機器は、消防法、消防庁長官が定める基準等によるものとす。		6. 2. 6 消 火 機 器	1	一般事項 <a href="#">(1)</a> 消火機器は、消防法、消防庁長官が定める基準等によるものとす。 <a href="#">(2)</a> <a href="#">消火栓箱及び格納箱の内面及び露出面の塗装は、メラミン樹脂焼付又は粉体塗装とする。</a> <a href="#">(3)</a> <a href="#">消防法施行規則第 31 条の 4 の規定に基づく登録認定機関の認定の対象となる機材は、当該登録機関の認定品とする。</a> <a href="#">(4)</a> <a href="#">第三者機関による性能評価品の対象となる機材は、当該機関の性能評定品若しくは同等の性能を有するものとす。</a>		修文 追加（6.2.1 表と整合）  管繕仕様書と整合  「認定」「評定」の対象機材については、一般事項で整理（営）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>2 消火ポンプユニット</p> <p>(1) ポンプ，呼水タンク（吸込み側に押込み圧力がない場合），制御盤等から構成され，運転時の騒音，振動が軽微な構造とする。</p> <p>(2) ポンプは，3.2.15の1(1)によるほか，平成9年消防庁告示第8号「加圧送水装置の基準」によるものとし，<a href="#">消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の4の規定に基づく指定</a>認定機関の認定証票が貼付されたものとする。</p> <p><u>なお，付属品は次のとおりとし，吸込み側に押込み圧力がある場合は，(イ)及び(ロ)を除く。</u></p> <p>(イ) 仕切弁…………… 1個</p> <p>(ロ) 逆止弁…………… 1個</p> <p>(ハ) フレキシブルジョイント…………… 1個</p> <p>(ニ) フート弁（青銅製，ステンレス鋼製又は合成樹脂製とし，ストレーナー付きで，床上から鎖等により弁の操作が可能な構造のものとし，操作用の鎖は，ステンレス鋼製とする）…………… 1個</p> <p>(ヒ) 水温上昇防止用逃し装置…………… 1組</p> <p>(ヘ) ポンプ性能試験装置（配管を含む）…………… 1組</p> <p>(ホ) 圧力計…………… 1個</p> <p>(ヘ) 連成計…………… 1個</p> <p>(ト) 空気抜きコック（必要のある場合）…………… 1個</p> <p>(チ) ドレン抜きコック…………… 一式</p> <p>(リ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製）…………… 1組</p> <p>(ニ) 軸継手保護カバー（鋼板製）…………… 1組</p> <p>(リ) 基礎ボルト…………… 一式</p> <p>(ロ) 銘板（記載内容は1.1.3による）…………… 一式</p> <p><u>(3) 電動機は，3.2.15の1(2)の当該事項による。</u></p> <p><u>(4) 制御盤は，漏電警報器を備えたものとするほかは，製造者の標準仕様とする。</u> なお，漏電警報器を外部端子付きとする場合は，特記による。</p>	<p>2 消火ポンプユニット</p> <p>(1) ポンプ，呼水タンク（吸込み側に押込み圧力がない場合），制御盤等から構成され，運転時の騒音，振動が軽微な構造とする。</p> <p>(2) ポンプは，3.2.15の1(1)によるほか，平成9年消防庁告示第8号「加圧送水装置の基準」によるものとし，<a href="#">登録</a>認定機関の認定証票が貼付されたものとする。</p> <p><u>(3) 呼水タンクは，ステンレス製による溶接加工とする。また，タンクの有効容量は，100L以上（フート弁の呼び径が150以下の場合は50L以上）とし，給水管，オーバーフロー管，排水管，逃し管，呼水管等の接続口を設け，ボールタップ及び減水警報用電極又はレベルスイッチを付属する。</u></p> <p><u>(4) 電動機は，3.2.15の1(2)の当該事項による。</u></p> <p><u>(5) 制御盤は，漏電警報器を備えたものとするほかは，製造者の標準仕様とする。</u> なお，漏電警報器を外部端子付きとする場合は，特記による。</p> <p><u>(6) 塗装は，製造者の標準仕様とする。</u></p> <p><u>(7) 付属品は，次による。ただし，吸込み側に押込み圧力がある場合は，(イ)及び(ロ)を除く。</u></p> <p><u>(イ) フート弁（呼び径は特記による）</u> <u>ストレーナー付きで，床上から鎖等により弁の操作が可能な構造のものとし，本体はステンレス製，青銅製又は合成樹脂製，操作用の鎖はステンレス鋼製とする）…………… 1個</u></p> <p><u>(ロ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製）…………… 1組</u></p> <p><u>(ハ) 仕切弁…………… 1個</u></p> <p><u>(ニ) 逆止弁…………… 1個</u></p> <p><u>(ホ) フレキシブルジョイント…………… 1個</u></p> <p><u>(ヘ) 水温上昇防止用逃し装置…………… 1組</u></p> <p><u>(ト) ポンプ性能試験装置（配管を含む）…………… 1組</u></p> <p><u>(チ) 圧力計，連成計…………… 各1個</u></p> <p><u>(リ) 空気抜きコック又はバルブ（必要のある場合）…………… 1個</u></p> <p><u>(ニ) ドレン抜きコック又はバルブ…………… 一式</u></p> <p><u>(ロ) 軸継手保護カバー（鋼板製）…………… 1組</u></p> <p><u>(リ) 起動用圧力タンク100L（スプリングラー用に限定）</u> <u>なお，吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が150以下の場合には，起動用圧力タンクは50L以上とする。…………… 1組</u></p> <p><u>(ロ) 銘板…………… 一式</u></p>	<p>一般事項で整理</p> <p>営繕仕様書と整合</p> <p>記載順序を入れ替え</p> <p>付属品を営繕仕様書と整合</p> <p>記載順序を入れ替え</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																								
<p>(5) 塗装は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 屋内消火栓</p> <p>屋内消火栓は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第3項第1号に規定する屋内消火栓及び同項第2号に規定する屋内消火栓（以下「2号消火栓」という）とする。</p> <p>易操作性1号消火栓は、「1号消火栓の取扱いについて」（平成8年消防予第254号）に適合するものとする。また、2号消火栓は、「2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について」（昭和63年消防予第46号）に適合するものとする。</p> <p>(1) 屋内消火栓開閉弁</p> <p>(i) 消火栓弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）に適合するものとする。</p> <p>(ii) ホース接続部の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第2号）又は「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）の規定に適合するものとする。</p> <p>(iv) 開閉弁の呼称は、40、30又は25とする。</p> <p>(2) 屋内消火栓箱</p> <p>屋内消火栓箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板製溶接加工したもの又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板製溶接加工したもので、扉は片開きとし、<u>丁番及びレバーは黄銅製又はステンレス製とする。レバーは、止め金を兼ねる構造で、盗難防止装置（ゼンマイ式警報）を取付ける。</u></p> <p>消火栓箱には、次に示すホース、ノズル1本及びホース収納装置を備えたものとする。</p> <p>(i) ホース及び結合金具</p> <p>ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）に規定するホースとし、結合金具は、6.2.6の3(1)によるものとし、ホースと結合金具との接続は、使用圧の1.5倍の水圧を加えた場合においても離脱しない方式のものとし、消火栓に使用するホース及び結合金具は次による。</p> <table border="0" data-bbox="302 1209 884 1305"> <tr> <td>(i) 屋内消火栓用</td> <td>呼称40</td> <td>(使用圧0.7MPa)</td> <td>15m2本</td> </tr> <tr> <td>(ii) 易操作性1号消火栓用</td> <td>呼称30又は40</td> <td>(使用圧1.0MPa)</td> <td>30m1本</td> </tr> <tr> <td>(iii) 2号消火栓用</td> <td>呼称25</td> <td>(使用圧1.0MPa)</td> <td>20m1本</td> </tr> </table> <p>(iv) ノズル</p> <p>ノズルは、易操作性1号消火栓及び2号消火栓を除き「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防令第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p>易操作性1号消火栓又は2号消火栓用は、開閉装置付きとする。</p>	(i) 屋内消火栓用	呼称40	(使用圧0.7MPa)	15m2本	(ii) 易操作性1号消火栓用	呼称30又は40	(使用圧1.0MPa)	30m1本	(iii) 2号消火栓用	呼称25	(使用圧1.0MPa)	20m1本	<p>3 屋内消火栓</p> <p>屋内消火栓は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第3項第1号に規定する屋内消火栓及び同項第2号に規定する屋内消火栓（以下「2号消火栓」という）とする。</p> <p>易操作性1号消火栓は、「1号消火栓の取扱いについて」（平成8年消防予第254号）に適合するものとする。また、2号消火栓は、「2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について」（昭和63年消防予第46号）に適合するものとする。</p> <p>(1) 屋内消火栓開閉弁</p> <p>(i) 消火栓弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）に適合するものとする。</p> <p>(ii) ホース接続部の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第2号）又は「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）の規定に適合するものとする。</p> <p>(iv) 開閉弁の呼称は、40、30又は25とする。</p> <p>(2) 屋内消火栓箱</p> <p>屋内消火栓箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板製溶接加工したもの又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板製溶接加工したもので、扉は片開きとする。</p> <p>消火栓箱には、次に示すホース、ノズル1本及びホース収納装置を備えたものとする。</p> <p>(i) ホース及び結合金具</p> <p>ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）に規定するホースとし、結合金具は、6.2.6の3(1)によるものとし、ホースと結合金具との接続は、使用圧の1.5倍の水圧を加えた場合においても離脱しない方式のものとし、消火栓に使用するホース及び結合金具は次による。</p> <table border="0" data-bbox="1131 1209 1713 1305"> <tr> <td>(i) 屋内消火栓用</td> <td>呼称40</td> <td>(使用圧0.7MPa)</td> <td>15m2本</td> </tr> <tr> <td>(ii) 易操作性1号消火栓用</td> <td>呼称30又は40</td> <td>(使用圧1.0MPa)</td> <td>30m1本</td> </tr> <tr> <td>(iii) 2号消火栓用</td> <td>呼称25</td> <td>(使用圧1.0MPa)</td> <td>20m1本</td> </tr> </table> <p>(iv) ノズル</p> <p>ノズルは、易操作性1号消火栓及び2号消火栓を除き「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防令第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p>易操作性1号消火栓又は2号消火栓用は、開閉装置付きとする。</p>	(i) 屋内消火栓用	呼称40	(使用圧0.7MPa)	15m2本	(ii) 易操作性1号消火栓用	呼称30又は40	(使用圧1.0MPa)	30m1本	(iii) 2号消火栓用	呼称25	(使用圧1.0MPa)	20m1本	<p>改定理由</p> <p>丁番、レバー及びゼンマイ式警報を削除（実態に合わせて見直し）</p>
(i) 屋内消火栓用	呼称40	(使用圧0.7MPa)	15m2本																							
(ii) 易操作性1号消火栓用	呼称30又は40	(使用圧1.0MPa)	30m1本																							
(iii) 2号消火栓用	呼称25	(使用圧1.0MPa)	20m1本																							
(i) 屋内消火栓用	呼称40	(使用圧0.7MPa)	15m2本																							
(ii) 易操作性1号消火栓用	呼称30又は40	(使用圧1.0MPa)	30m1本																							
(iii) 2号消火栓用	呼称25	(使用圧1.0MPa)	20m1本																							

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(n) ホース収納装置                      ホース掛けは、くし形回転式又は固定式で青銅製、アルミニウム合金製又はステンレス鋳物製とし、ホースの垂下荷重を支持するに十分な強度を有するものとする。                      屋内消火栓用は、ホース掛けくし型とし、易操作性1号消火栓又は2号消火栓用は、ホースリール式又は折畳み等収納式とする。</p> <p>(c) 起動装置                      易操作性1号消火栓又は2号消火栓の起動装置は、ホースの延長操作又は屋内消火栓等開閉弁の開放等の操作と連動して加圧送水装置を起動する装置とする。</p> <p>4 連結送水管</p> <p>(1) 送水口</p> <p>(f) 送水口は、呼称65の青銅製又はステンレス製（壁埋込み部は鋳鉄製でもよい。）とし、特記による。</p> <p>(g) 型式は、壁埋込型又はスタンド型とし、特記による。</p> <p>(n) ホース接続口は、双口又は単口形とし、特記による。また、逆止弁を備えたふた付きのものとし、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成13年消防庁告示第37号）に適合するもので、<u>消防法施行規則第31条の4の規定に基づく登録認定機関の認定品</u>とする。</p> <p>(c) ホースの結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものとする。</p> <p>(2) 放水口</p> <p>(f) 放水口は、呼称65又は50の青銅製又はステンレス鋳物製で、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）に適合するものとし、<u>消防法施行規則第31条の4の規定に基づく登録認定機関の認定品</u>とする。                      なお、呼称及び材質は、特記による。</p> <p>(g) ホースの結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものとする。</p> <p>(3) 放水口格納箱                      放水口格納箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとする。</p> <p>(4) 放水用器具格納箱</p> <p>(f) 放水用器具格納箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したもので、上記3(2)に準じた構造のものとし、次に示すホース4本、ノズル2本 <u>及び上記3(2)に示すホース収納装置</u>を備えたものとする。</p> <p>(i) ホース                      「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）に規定する呼称65又は50の消防用ゴム引きホース（使用圧1.3MPa）</p>	<p>(n) ホース収納装置                      ホース掛けは、くし形回転式又は固定式で青銅製、アルミニウム合金製又はステンレス鋳物製とし、ホースの垂下荷重を支持するに十分な強度を有するものとする。                      屋内消火栓用は、ホース掛けくし型とし、易操作性1号消火栓又は2号消火栓用は、ホースリール式又は折畳み等収納式とする。</p> <p>(c) 起動装置                      易操作性1号消火栓又は2号消火栓の起動装置は、ホースの延長操作又は屋内消火栓等開閉弁の開放等の操作と連動して加圧送水装置を起動する装置とする。</p> <p>4 連結送水管</p> <p>(1) 送水口</p> <p>(f) 送水口は、呼称65の青銅製又はステンレス製（壁埋込み部は鋳鉄製でもよい。）とし、特記による。</p> <p>(g) 型式は、壁埋込型又はスタンド型とし、特記による。</p> <p>(n) ホース接続口は、双口又は単口形とし、特記による。また、逆止弁を備えたふた付きのものとし、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成13年消防庁告示第37号）に適合するものとする。</p> <p>(c) ホースの結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものとする。</p> <p>(2) 放水口</p> <p>(f) 放水口は、呼称65又は50の青銅製又はステンレス鋳物製で、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）に適合するものとする。                      なお、呼称及び材質は、特記による。</p> <p>(g) ホースの結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものとする。</p> <p>(3) 放水口格納箱                      放水口格納箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとする。</p> <p>(4) 放水用器具格納箱</p> <p>(f) 放水用器具格納箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したもので、上記3(2)に準じた構造のものとし、次に示すホース4本、ノズル2本を備えたものとする。</p> <p>(i) ホース                      「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）に規定する呼称65又は50の消防用ゴム引きホース（使用圧1.3MPa）</p>	<p>一般事項で整理（営）</p> <p>一般事項で整理（営）</p> <p>屋内消火栓の収納装置の参照を取りやめて見直し（営）</p> <p>修文（営）</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>とし、1本の長さは20mとする。</p> <p>(i) ノズル 呼称65又は50の噴霧切替式又はフォグガンとし、放水圧、放水量は消防長又は消防署長の<u>定めるところ</u>による。</p> <p>(ii) 管そう 管そうは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p><u>(イ) 結合金具、ノズル、ホース収納装置の材質等は、上記3(2)の当該事項に準ずる。</u></p> <p>5 採水口 呼称 65 又は 75 の青銅製とし、採水口の結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものを使用する。</p> <p>6 消火器 消火器は、第 3 種粉末消火器（A・B・C 火災用）又は強化液消火器とし、日本消防検定協会の合格証票が貼付されたものとする。</p> <p>7 屋外消火栓</p> <p>(1) 屋外消火栓開閉弁</p> <p>(i) 地上式は、本体を鋳鉄製（要部青銅製）又はステンレス鋳物製の単口形で消防法施行規則「屋外消火栓設備に関する基準の細目」に適合するものとし、ホース結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第2号）に規定する呼称 65 の差込み式差口でふた付きとする。</p> <p>なお、本体の材質は特記による。</p> <p>(ii) 組込式は、呼称 65 の青銅製又はステンレス鋳物製の<u>アングル弁</u>で、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）に<u>適合するものとし、結合金具その他は上記3の当該事項に準ずる。</u></p> <p>(2) <u>屋外消火栓ホース格納箱</u></p> <p>(i) 屋外消火栓<u>ホース格納箱</u>は、厚さ1.6mm以上の鋼板を溶接加工したもの又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したもので、<u>特記がなければ</u>鋼板製の自立形片流れ屋根付きとする。</p> <p>(ii) ホース2本及びノズル1本を備えたものとし、次による<u>ほか、結合金具及びノズルの材質等は、上記3の当該事項に準ずる。</u></p> <p>(i) ホース 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）に規定する呼称65の消防用ゴム引きホース（使用圧0.9MPa）とし、1本の長さは20mとする。</p> <p>(ii) ノズル</p>	<p><u>上</u>) とし、1本の長さは20mとする。</p> <p>(i) ノズル 呼称65又は50の噴霧切替式又はフォグガンとし、放水圧、放水量は消防長又は消防署長の<u>定め</u>による。</p> <p>(ii) 管そう 管そうは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p>5 採水口 呼称 65 又は 75 の青銅製とし、採水口の結合金具は、所轄消防署の結合金具に適合するものを使用する。</p> <p>6 消火器 消火器は、第 3 種粉末消火器（A・B・C 火災用）又は強化液消火器とし、日本消防検定協会の合格証票が貼付されたものとする。</p> <p>7 屋外消火栓</p> <p>(1) 屋外消火栓開閉弁</p> <p>(i) 地上式は、本体を鋳鉄製（要部青銅製）又はステンレス鋳物製の単口形で消防法施行規則「屋外消火栓設備に関する基準の細目」に適合するものとし、ホース結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第2号）に規定する呼称 65 の差込み式差口でふた付きとする。</p> <p>なお、本体の材質は特記による。</p> <p>(ii) 組込式は、呼称 65 の青銅製又はステンレス鋳物製で、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）に<u>準じた差込式とする。</u></p> <p>(2) <u>屋外消火栓箱</u></p> <p>(i) 屋外消火栓箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板を溶接加工したもの又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したものと<u>し、特記がない場合は、</u>鋼板製の自立形片流れ屋根付きとする。</p> <p>(ii) ホース2本及びノズル1本を備えたものとし、次による。</p> <p>(i) ホース 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）に規定する呼称65の消防用ゴム引きホース（使用圧0.9MPa）とし、1本の長さは20mとする。</p> <p>(ii) ノズル</p>	<p>(イ)に記載のため削除（営）</p> <p>営繕仕様書の改定による</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>ノズルは、呼称65（ノズルチップの呼び径19）のものとし、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防消第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p>㊦ 管そう 管そうは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防消第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p><u>(3) 屋外消火栓箱</u> <u>屋外消火栓箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板を溶接加工したもの又は厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板を溶接加工したものとし、特記がなければ鋼板製とし、上記7(2)に示すホース2本、ノズル1本及び上記3に示すホース収納装置を備えたものとする。</u></p> <p>8 移動式粉末消火 移動式粉末消火設備の消火剤は、第3種粉末（ABC）とし、消防法に定める登録認定機関の認定品とする。</p> <p>9 共同住宅用スプリンクラー設備 特記がなければ、「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（消防庁告示第17号，平成18.5.30）に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に適合したものとする。</p> <p>10 不活性ガス消火 不活性ガス消火設備の消火剤は、窒素（JIS K 1107（窒素））の2級に適合するものとする、窒素とアルゴン（JIS K 1105（アルゴン））の2級に適合するものに限る）との容積比が50対50混合物又は窒素とアルゴンと二酸化炭素（JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））の2種又は3種に適合するものとする。）との容積比が52対40対8の混合物とする。 なお、噴射ヘッド、貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、安全装置、手動起動装置、音響警報装置、放出表示灯、非常電源装置及び安全対策等は、特記による。</p> <p>11 泡消火 泡消火設備の消火剤は、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）による水成膜泡消火剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤とする。 なお、泡ヘッド、感知用ヘッド、貯蔵容器、水流検知装置、手動起動装置、一斉開放弁装置及び薬剤混合装置等は、特記による。</p>	<p>ノズルは、呼称65（ノズルチップの呼び径19）のものとし、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防消第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p>㊦ 管そう 管そうは、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年消防消第98号・消防予第197号）に適合するものとする。</p> <p>8 移動式粉末消火 移動式粉末消火設備の消火剤は、第3種粉末（ABC）とし、消防法に定める登録認定機関の認定品とする。</p> <p>9 共同住宅用スプリンクラー設備 特記がなければ、「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（消防庁告示第17号，平成18.5.30）に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に適合したものとする。</p> <p>10 不活性ガス消火 不活性ガス消火設備の消火剤は、窒素（JIS K 1107（窒素））の2級に適合するものとする、窒素とアルゴン（JIS K 1105（アルゴン））の2級に適合するものに限る）との容積比が50対50混合物又は窒素とアルゴンと二酸化炭素（JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））の2種又は3種に適合するものとする。）との容積比が52対40対8の混合物とする。 なお、噴射ヘッド、貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、安全装置、手動起動装置、音響警報装置、放出表示灯、非常電源装置及び安全対策等は、特記による。</p> <p><u>11 ハロゲン化物消火</u> <u>ハロゲン化物消火設備の消火剤は、ドデカフルオロ・2-メチルペンタン-3-オン（FK-5-1-12）とする。</u> <u>なお、噴射ヘッド、貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、安全装置、手動起動装置、音響警報装置、放出表示灯、非常電源装置及び安全対策等は、特記による。</u></p> <p>12 泡消火 泡消火設備の消火剤は、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）による水成膜泡消火剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤とする。 なお、泡ヘッド、感知用ヘッド、貯蔵容器、水流検知装置、手動起動装置、一斉開放弁装置及び薬剤混合装置等は、特記による。</p>	<p>営繕仕様書改定による</p> <p>ハロゲン化物消火を追加（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p><u>12 非常電源装置</u> <u>非常電源装置は、「消防法施行規則」の規定に適合するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>6. 3. 1 配管工法 3.3.1 によるほかは下記による。</p> <p>1 共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>(1) 合成樹脂管を使用する場合は、照明器具や障害物との干渉を避け、他の配管等の交差が生じないように考慮する。 なお、干渉及び交差が生じた場合は、さや管又は接触防止材による養生を施すこと。</p> <p>(2) スリーブ貫通部にはさや管を用い、パイプ表面に損傷を与えないよう配慮する。</p> <p>(3) スプリンクラーヘッドは取付面に対し直角となるように取付けると共に、接続部は堅固に固定すること。</p> <p>6. 3. 2 管の接合 3.3.3 による。</p> <p>6. 3. 3 支持間隔 3.3.4 によるほかは下記による。</p> <p>1 共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>(1) 合成樹脂管を使用する支持金物は、突起のない金具を使用すること。</p> <p>(2) 合成樹脂管の支持間隔は 2m 以内を基準とし、その他必要に応じて支持をとるものとする。</p>	<p><u>13 消火用充水タンク</u></p> <p>(1) <u>消火用充水タンク本体は、鋼板製、ステンレス鋼板（SUS304）製又はFRP製とし、材質は特記による。</u> <u>なお、鋼板製の場合は、内面に12.2.4によるエポキシ樹脂ライニングを施したものとする。</u></p> <p>(2) <u>本体には、給水管、注水管、オーバーフロー管、排水管等の接続口及び点検口（ふた付）、通気口、液面制御装置の取付座を有した構造とする。</u></p> <p>(3) <u>付属品は、次による。</u></p> <p>(イ) <u>鋼製架台（溶融亜鉛めっき仕上げ2種35）・・・一式</u></p> <p>(ロ) <u>はしご（必要な場合）・・・一式</u></p> <p>(ハ) <u>鉛板・・・一式</u></p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>6. 3. 1 配管工法 3.3.1 によるほかは下記による。</p> <p>1 共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>(1) 合成樹脂管を使用する場合は、照明器具や障害物との干渉を避け、他の配管等の交差が生じないように考慮する。 なお、干渉及び交差が生じた場合は、さや管又は接触防止材による養生を施すこと。</p> <p>(2) スリーブ貫通部にはさや管を用い、パイプ表面に損傷を与えないよう配慮する。</p> <p>(3) スプリンクラーヘッドは取付面に対し直角となるように取り付けると共に、接続部は堅固に固定すること。</p> <p>6. 3. 2 管の接合 3.3.3による。</p> <p>6. 3. 3 支持間隔 3.3.4 によるほかは下記による。</p> <p>1 共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>(1) 合成樹脂管を使用する支持金物は、突起のない金具を使用すること。</p> <p>(2) 合成樹脂管の支持間隔は 2m 以内を基準とし、その他必要に応じて支持をとるものとする。</p>	<p>不活性ガス消火・ハロゲン化物消火の構成機材であり、それぞれに記載があるため削除。 消火用充水タンクを追加</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																					
6.3.4 機器の据付け	<p>1 一般事項</p> <p>(1) 消火機器の据付け又は取付けの位置，方法等は，消防法施行規則及び地方公共団体の条例の定めによる。</p> <p>(2) 機器の据付けは，次によるほか，3.3.5の当該事項による。</p> <p>2 屋内消火栓箱及び各種格納箱</p> <p>箱の正面は，壁の仕上がり面に並行して傾きのないよう，また，ゆがみなく戸当たりに十分注意して所定の高さに取付ける。</p> <p>3 消火器の取付けは，所轄消防署の定める基準がある場合は，それに適合する方法による。</p> <p>4 屋外消火栓（地上式）</p> <p>消火栓の重量を支持するに十分なコンクリート基礎を設け，連結する配管に無理な荷重の掛からないように接続する。</p> <p>5 取付け高さ</p> <p>機器類の取付け高さは，6.3.1表による。</p> <p><b>6.3.1表 消火器類の取付け高さ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機器名称</th> <th>取付け高さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">屋内消火栓</td> <td>1.5m 以下</td> <td>床面からの開閉弁の高さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連結送水管</td> <td>送水口</td> <td>0.5m 以上</td> <td>地盤面からの高さ</td> </tr> <tr> <td>放水口</td> <td>1.0m 以下</td> <td>床面からの高さ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消火器</td> <td>1.5m 以下</td> <td>床面からの高さ</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称		取付け高さ	備考	屋内消火栓		1.5m 以下	床面からの開閉弁の高さ	連結送水管	送水口	0.5m 以上	地盤面からの高さ	放水口	1.0m 以下	床面からの高さ	消火器		1.5m 以下	床面からの高さ	<p>6.3.4 機器の据付け</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 消火機器の据付け又は取り付けの位置，方法等は，消防法施行規則及び地方公共団体の条例の定めによる。</p> <p>(2) 機器の据付けは，次によるほか，3.3.5の当該事項による。</p> <p>2 屋内消火栓箱及び各種格納箱</p> <p>箱の正面は，壁の仕上がり面に並行して傾きのないよう，また，ゆがみなく戸当たりに十分注意して所定の高さに取り付ける。</p> <p>3 消火器の取り付けは，所轄消防署の定める基準がある場合は，それに適合する方法による。</p> <p>4 屋外消火栓（地上式）</p> <p>消火栓の重量を支持するに十分なコンクリート基礎を設け，連結する配管に無理な荷重の掛からないように接続する。</p> <p>5 取り付け高さ</p> <p>機器類の取り付け高さは，6.3.1表による。</p> <p><b>6.3.1表 消火器類の取り付け高さ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機器名称</th> <th>取り付け高さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">屋内消火栓</td> <td>1.5m 以下</td> <td>床面からの開閉弁の高さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連結送水管</td> <td>送水口</td> <td>0.5m 以上</td> <td>地盤面からの高さ</td> </tr> <tr> <td>放水口</td> <td>1.0m 以下</td> <td>床面からの高さ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消火器</td> <td>1.5m 以下</td> <td>床面からの高さ</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称		取り付け高さ	備考	屋内消火栓		1.5m 以下	床面からの開閉弁の高さ	連結送水管	送水口	0.5m 以上	地盤面からの高さ	放水口	1.0m 以下	床面からの高さ	消火器		1.5m 以下	床面からの高さ	
	機器名称		取付け高さ	備考																																					
屋内消火栓		1.5m 以下	床面からの開閉弁の高さ																																						
連結送水管	送水口	0.5m 以上	地盤面からの高さ																																						
	放水口	1.0m 以下	床面からの高さ																																						
消火器		1.5m 以下	床面からの高さ																																						
機器名称		取り付け高さ	備考																																						
屋内消火栓		1.5m 以下	床面からの開閉弁の高さ																																						
連結送水管	送水口	0.5m 以上	地盤面からの高さ																																						
	放水口	1.0m 以下	床面からの高さ																																						
消火器		1.5m 以下	床面からの高さ																																						
6.3.5 試験，検査	<p>1 試験，検査は，次によるほか，3.3.7の当該事項による。</p> <p>2 試験は，次によるほか，「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年消防予第282号）に基づく外観試験及び性能試験を行う。</p> <p>(1) 水配管は，次の圧力値による水圧試験を行う。</p> <p>なお，保持時間は最小60分とする。</p> <p>(イ) 消火ポンプに連結される配管は，ポンプの締切り圧力の1.5倍の圧力とする。</p> <p>(ロ) 連結送水管送水口等，各種送水口に連結される配管は，配管の設計送水圧力（ノズル先端における放水圧力が0.6MPa（消防長又は消防署長が指定する場合にあつては，当該指定放水圧力）以上になるように送水した場合の送水口における圧力をいう。）の1.5倍の圧力，又は1.75MPaのいずれか大なる圧力とする。</p> <p>ただし，上記(イ)と兼用される配管は，(イ)(ロ)いずれか大なる圧力とする。</p> <p>(ハ) 合成樹脂管の試験は6.3.2表による。</p>	<p>6.3.5 試験，検査</p> <p>1 試験，検査は，次によるほか，3.3.7の当該事項による。</p> <p>2 試験は，次によるほか，「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年消防予第282号）に基づく外観試験及び性能試験を行う。</p> <p>(1) 水配管は，次の圧力値による水圧試験を行う。</p> <p>なお，保持時間は最小60分とする。</p> <p>(イ) 消火ポンプに連結される配管は，ポンプの締切り圧力の1.5倍の圧力とする。</p> <p>(ロ) 連結送水管送水口等，各種送水口に連結される配管は，配管の設計送水圧力（ノズル先端における放水圧力が0.6MPa（消防長又は消防署長が指定する場合にあつては，当該指定放水圧力）以上になるように送水した場合の送水口における圧力をいう。）の1.5倍の圧力，又は1.75MPaのいずれか大なる圧力とする。</p> <p>ただし，上記(イ)と兼用される配管は，(イ)(ロ)いずれか大なる圧力とする。</p> <p>(ハ) 合成樹脂管の試験は6.3.2表による。</p>																																							

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由																																																
<p><b>6.3.2 表 水圧試験</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>1.75</td> <td>1.4</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>1.75</td> <td>1.4</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>(PE：架橋ポリエチレン管，PB：ポリブテン管)</p> <p>接続部の漏水の有無を目視確認する。60分後上記圧力以下の場合は、当初圧力を下げないで再加圧し、6.3.3表に基づき再試験を行う。</p> <p><b>6.3.3 表 再試験</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>不合格の場合は漏水個所の調査取替えを行い、再び水圧試験を行う</p> <p>(2) ポンプ本体の水圧試験は、最高吐出圧力（運転範囲における最高全揚程＋最高押し込み圧力）の1.5倍以上の圧力（ただし、最低0.4MPa）で、保持時間は3分間とする。</p>				管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	1.75	1.4	合格	PB	1.75	1.4	合格	管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	1.75	1.55	合格	PB	1.75	1.55	合格	<p><b>6.3.2 表 水圧試験</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>1.75</td> <td>1.4</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>1.75</td> <td>1.4</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>(PE：架橋ポリエチレン管，PB：ポリブテン管)</p> <p>接続部の漏水の有無を目視確認する。60分後上記圧力以下の場合は、当初圧力を下げないで再加圧し、6.3.3表に基づき再試験を行う。</p> <p><b>6.3.3 表 再試験</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>初圧 MPa</th> <th>60分後 MPa</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PE</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>合格</td> </tr> </tbody> </table> <p>不合格の場合は漏水個所の調査取替えを行い、再び水圧試験を行う</p> <p>(2) ポンプ本体の水圧試験は、最高吐出圧力（運転範囲における最高全揚程＋最高押し込み圧力）の1.5倍以上の圧力（ただし、最低0.4MPa）で、保持時間は3分間とする。</p>				管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	1.75	1.4	合格	PB	1.75	1.4	合格	管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定	PE	1.75	1.55	合格	PB	1.75	1.55	合格	
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																																					
PE	1.75	1.4	合格																																																					
PB	1.75	1.4	合格																																																					
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																																					
PE	1.75	1.55	合格																																																					
PB	1.75	1.55	合格																																																					
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																																					
PE	1.75	1.4	合格																																																					
PB	1.75	1.4	合格																																																					
管種	初圧 MPa	60分後 MPa	判定																																																					
PE	1.75	1.55	合格																																																					
PB	1.75	1.55	合格																																																					

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
7.1.1 適用範囲	<p><b>7章 ガス設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 都市ガス設備は、ガス事業法、同法施行令、同法施行規則、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」（平成12年通商産省令第111号）、「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」（平成12年通商産省告示第355号）及びガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。</p> <p>2 液化石油ガス設備は、高圧ガス保安法、同法施行令、同法液化石油ガス保安規則及び同規則関係基準、同法容器保安規則及び同規則関係基準並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び同規則関係基準、及び「LPGガス設備設置基準及び取扱要領」（高圧ガス保安協会）の定めによる。</p> <p>3 ガス器具及び液化石油ガス器具等は、上記の法令及びこれらの法令に基づく技術上の基準に適合するものとする。</p> <p>4 特定ガス消費機器の設置は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の定めによる。</p> <p>5 ガス機器の設置は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」による。</p> <p>6 ガス設備の施工に際しては、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく法令のほか、建築基準法、消防法及び電気事業法等の関係法令で定められた事項についても遵守すること。</p>	7.1.1 適用範囲	<p><b>7章 ガス設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 都市ガス設備は、ガス事業法、同法施行令（<u>昭和29年政令第68号</u>）、同法施行規則（<u>昭和45年通商産省令第97号</u>）、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」（平成12年通商産省令第111号）、「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」（平成12年通商産省告示第355号）及びガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。</p> <p>2 液化石油ガス設備は、高圧ガス保安法、同法施行令（<u>平成9年政令第20号</u>）、同法液化石油ガス保安規則（<u>昭和41年通商産省令第52号</u>）及び同規則関係基準、同法容器保安規則（<u>昭和41年通商産省令第50号</u>）及び同規則関係基準並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令（<u>昭和43年政令第14号</u>）、同法施行規則（<u>平成9年通商産省令第11号</u>）及び同規則関係基準、及び「LPGガス設備設置基準及び取扱要領」（高圧ガス保安協会）の定めによる。</p> <p>3 ガス器具及び液化石油ガス器具等は、上記の法令及びこれらの法令に基づく技術上の基準に適合するものとする。</p> <p>4 特定ガス消費機器の設置は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（<u>昭和54年法律第33号</u>）、同法施行令（<u>昭和54年政令第231号</u>）及び同法施行規則（<u>昭和54年通商産省令第77号</u>）の定めによる。</p> <p>5 ガス機器の設置は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<u>（一財）日本ガス機器検査協会</u>）による。</p> <p>6 ガス設備の施工に際しては、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく法令のほか、建築基準法、消防法及び電気事業法等の関係法令で定められた事項についても遵守すること。</p>	政令、省令等を追加
	<p><b>2節 都市ガス設備</b></p> <p>都市ガス設備に使用する管類は、<u>ガス事業者の規定に合格又は使用を承認されたもので、原則として7.2.1表によるものとし、</u>管材は特記による。</p>		<p><b>2節 都市ガス設備</b></p> <p>都市ガス設備に使用する管及び継手の規格は、<u>7.2.1表によるほか、ガス事業者の規定に合格又は使用を承認したものとし、</u>管材は特記による。</p>	
7.2.1 管及び継手		7.2.1 管及び継手		

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
<b>7.2.1 表 管及び継手</b>				<b>7.2.1 表 管及び継手</b>				
呼称	規格		備考	呼称	規格		備考	
	番号	名称			番号	名称		
鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼管	白管 黒管	鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼管	白管 黒管	
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼管			JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼管		
合成樹脂被覆鋼管	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	原管は JIS G 3452	合成樹脂被覆鋼管	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	原管は JIS G 3452 JIS G 3454 JIS G 3457	
	二	塩化ビニル被覆鋼管						
鋳鉄管	JIS G 5502	球状黒鉛鋳鉄品		鋳鉄管	JIS G 5502	球状黒鉛鋳鉄品		
	JIS G 5705	可鍛鋳鉄品			JIS G 5705	可鍛鋳鉄品		
	JIS G 5526	ダクタイル鋳鉄管			JIS G 5526	ダクタイル鋳鉄管		
	JIS G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管			JIS G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管		
ポリエチレン管	JIS K 6774	ガス用ポリエチレン管		ポリエチレン管	JIS K 6774	ガス用ポリエチレン管		
フレキ管	—	ガス用ステンレス製フレキシブル管	原管は JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯）によりガス用に製造されたもの	フレキ管	—	ガス用ステンレス製フレキシブル管	原管は JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯）によりガス用に製造されたもの	
鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手		鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手		
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手			JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手		
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手			JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手			JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手		
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手			JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手		
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手			JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手		
	JIS B 2220	鋼製管フランジ			JIS B 2220	鋼製管フランジ		
	JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ			JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ		
JPF MP 009	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ	JPF MP 009	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ					
メカニカル継手	—	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）又は JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）に規定する黒心可鍛鋳鉄品によりガス用に製造された機械的接合のもの		メカニカル継手	—	JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）又は JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）に規定する黒心可鍛鋳鉄品によりガス用に製造された機械的接合のもの		
ポリエチレン管継手	JIS K 6775-1	ガス用ポリエチレン管継手	第1部：ヒートフュージョン継手	ポリエチレン管継手	JIS K 6775-1	ガス用ポリエチレン管継手	第1部：ヒートフュージョン継手	
	JIS K 6775-2	ガス用ポリエチレン管継手	第2部：スピゴット継手		JIS K 6775-2	ガス用ポリエチレン管継手	第2部：スピゴット継手	
	JIS K 6775-3	ガス用ポリエチレン管継手	第3部：エレクトロフュージョン継手		JIS K 6775-3	ガス用ポリエチレン管継手	第3部：エレクトロフュージョン継手	
鋼管用電氣的絶縁継手	—	JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）によりガス用に製造され、電氣的絶縁機能を有するもの		鋼管用電氣的絶縁継手	—	JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）によりガス用に製造され、電氣的絶縁機能を有するもの		
フレキ管継手	—	JIS H 3250（鋼及び銅合金棒）に規定する黄銅、銅 JIS H 5120（鋼及び銅合金鋳物） JIS H 5121（銅合金連続鋳造鋳物） JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）によりガス用に製造されたもの		フレキ管継手	—	JIS H 3250（鋼及び銅合金棒）に規定する黄銅、銅 JIS H 5120（鋼及び銅合金鋳物） JIS H 5121（銅合金連続鋳造鋳物） JIS G 5705（可鍛鋳鉄品）によりガス用に製造されたもの		
	JIS G 5121	ステンレス鋼鋳鋼品			JIS G 5121	ステンレス鋼鋳鋼品		
(注) ねじ込み式管継手に当たっては、合成樹脂被覆鋼管に使用する継手は、外面に樹脂を被覆したものとし、それ以外の継手は亜鉛めっき又はクロームめっき等を施したものとする。				(注) ねじ込み式管継手に当たっては、合成樹脂被覆鋼管に使用する継手は、外面に樹脂を被覆したものとし、それ以外の継手は亜鉛めっき又はクロームめっき等を施したものとする。				

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由											
7.2.2 ガス栓及びバルブ	<p>ガス栓は JIS S 2120（ガス栓）によるほかガス事業者の規定に合格又は使用を承認されたものとする。</p> <p>なお、バルブについてもガス事業者の規定に合格又は使用を承認されたものとする。</p>	7.2.2 ガス栓及びバルブ	<p>ガス栓は JIS S 2120（ガス栓）によるほかガス事業者の規定に合格又は使用を承認されたものとする。</p> <p>なお、バルブについてもガス事業者の規定に合格又は使用を承認されたものとする。</p>												
7.2.3 ガスメーターその他	<p>1 ガスメーターは、ガス事業者の承認したものとする。</p> <p>なお、計量法に基づく検定対象のものは検定合格品とする。</p> <p>2 ガスメーターは、マイコンメーターを標準とする。</p> <p>3 水取り器は、鋳鉄製、鋼製又は合成樹脂製とする。</p> <p>4 ガスメーターユニットとする場合は、特記による。</p>	7.2.3 ガスメーターその他	<p>1 ガスメーターは、ガス事業者の承認したものとする。</p> <p>なお、計量法に基づく検定対象のものは検定合格品とする。</p> <p>2 ガスメーターは、マイコンメーターを標準とする。</p> <p>3 水取り器は、鋳鉄製、鋼製又は合成樹脂製とする。</p> <p>4 ガスメーターユニットとする場合は、特記による。</p>												
7.2.4 配管用雑材料	<p>配管用雑材料は、原則として 7.2.2 表による。</p>	7.2.4 配管用雑材料	<p>配管用雑材料は、原則として 7.2.2 表による。</p>												
7.2.2 表 配管用雑材料		7.2.2 表 配管用雑材料													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">接合材</td> <td>バックシン・ガスケット ジョイントシート、ニトリルプタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>シール材 合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>溶接棒 母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>防食材料</td> <td> <p>ガス事業者の承認したものとし、次による。</p> <p>1 現場覆装材</p> <p>(1)ビニル粘着テープ（JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のものとする）</p> <p>(2)プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</p> <p>(3)ベトロラタム系テープ</p> <p>(4)熱収縮チューブ</p> <p>(5)ポリエチレンチューブ</p> <p>(6)ブチルゴム</p> </td> </tr> <tr> <td>管座金</td> <td>黄銅製ニッケル・クロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。</td> </tr> <tr> <td>スリーブ</td> <td>3.2.13 の 3 による</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様		接合材	バックシン・ガスケット ジョイントシート、ニトリルプタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。	シール材 合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認する製品とする。	溶接棒 母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認する製品とする。	防食材料	<p>ガス事業者の承認したものとし、次による。</p> <p>1 現場覆装材</p> <p>(1)ビニル粘着テープ（JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のものとする）</p> <p>(2)プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</p> <p>(3)ベトロラタム系テープ</p> <p>(4)熱収縮チューブ</p> <p>(5)ポリエチレンチューブ</p> <p>(6)ブチルゴム</p>	管座金	黄銅製ニッケル・クロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。	スリーブ	3.2.13 の 3 による	
名称	仕様														
接合材	バックシン・ガスケット ジョイントシート、ニトリルプタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。														
	シール材 合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認する製品とする。														
	溶接棒 母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認する製品とする。														
防食材料	<p>ガス事業者の承認したものとし、次による。</p> <p>1 現場覆装材</p> <p>(1)ビニル粘着テープ（JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のものとする）</p> <p>(2)プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</p> <p>(3)ベトロラタム系テープ</p> <p>(4)熱収縮チューブ</p> <p>(5)ポリエチレンチューブ</p> <p>(6)ブチルゴム</p>														
管座金	黄銅製ニッケル・クロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。														
スリーブ	3.2.13 の 3 による														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">接合材</td> <td>バックシン・ガスケット ジョイントシート、ニトリルプタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>シール材 合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>溶接棒 母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認する製品とする。</td> </tr> <tr> <td>防食材料</td> <td> <p>ガス事業者の承認したものとし、次による。</p> <p>1 現場覆装材</p> <p>(1)ビニル粘着テープ（JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のものとする）</p> <p>(2)プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</p> <p>(3)ベトロラタム系テープ</p> <p>(4)熱収縮チューブ</p> <p>(5)ポリエチレンチューブ</p> <p>(6)ブチルゴム</p> </td> </tr> <tr> <td>管座金</td> <td>黄銅製ニッケル・クロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。</td> </tr> <tr> <td>スリーブ</td> <td>3.2.13 の 3 による</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様	接合材	バックシン・ガスケット ジョイントシート、ニトリルプタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。	シール材 合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認する製品とする。	溶接棒 母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認する製品とする。	防食材料	<p>ガス事業者の承認したものとし、次による。</p> <p>1 現場覆装材</p> <p>(1)ビニル粘着テープ（JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のものとする）</p> <p>(2)プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</p> <p>(3)ベトロラタム系テープ</p> <p>(4)熱収縮チューブ</p> <p>(5)ポリエチレンチューブ</p> <p>(6)ブチルゴム</p>	管座金	黄銅製ニッケル・クロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。	スリーブ	3.2.13 の 3 による		
名称	仕様														
接合材	バックシン・ガスケット ジョイントシート、ニトリルプタジエンゴム等の接合部に適した材料で、ガス事業者の承認する製品とする。														
	シール材 合成樹脂系又は油性系のシール材で、ガス事業者の承認する製品とする。														
	溶接棒 母材の種類及び溶接方法に適したガス事業者の承認する製品とする。														
防食材料	<p>ガス事業者の承認したものとし、次による。</p> <p>1 現場覆装材</p> <p>(1)ビニル粘着テープ（JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のものとする）</p> <p>(2)プラスチックテープ（自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるものとする。）</p> <p>(3)ベトロラタム系テープ</p> <p>(4)熱収縮チューブ</p> <p>(5)ポリエチレンチューブ</p> <p>(6)ブチルゴム</p>														
管座金	黄銅製ニッケル・クロムめっき、ステンレス鋼製又は合成樹脂製とする。														
スリーブ	3.2.13 の 3 による														

修文（営）



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>12.1.2 表による</p> <p><b>管支持金物</b></p> <p>内部の流体を含む管の荷重に対して十分な<b>つり</b>又は支持強度を有する構造のものとし、使用材料は、棒鋼及び形鋼等によるもの、又はステンレス鋼製のものとする。 なお、インサート金物は、管の支持に十分な強度をもち、かつ、<b>つり</b>金物等の連結に便利な構造のものとし、鋼製の型押品とする。鋼製金物は、亜鉛めっきを施したの又は12.1.2 表による塗装を行い、屋外部分は溶融亜鉛めっき仕上げ（2種 35）又はステンレス鋼製とする。配管支持金物類で、亜鉛めっきされた鋼材を現場等で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。</p> <p>地中埋設標</p> <p>鋳鉄製、鉄製、コンクリート製又は合成樹脂製とする</p> <p>バルブプロテクタ</p> <p>JIS G 5501（ねずみ鉄品）、JIS G 5502（球状黒鉛鉄品）等による材料で、ガス事業者が承認したものとする</p>		<p><b>管吊り金物</b> ・ <b>支持金物</b></p> <p>内部の流体を含む管の荷重に対して十分な<b>吊り</b>又は支持強度を有する構造のものとし、使用材料は、棒鋼及び形鋼等によるもの、又はステンレス鋼製のものとする。 なお、インサート金物は、管の支持に十分な強度をもち、かつ、<b>吊り</b>金物等の連結に便利な構造のものとし、<b>防錆処理を施した</b>鋼製の型押品とする。鋼製金物は、亜鉛めっきを施したの又は12.1.2 表による塗装を行い、屋外部分は溶融亜鉛めっき仕上げ（2種 35）又はステンレス鋼製とする。配管支持金物類で、亜鉛めっきされた鋼材を現場等で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行う。</p> <p>地中埋設標</p> <p>鋳鉄製、鉄製、コンクリート製又は合成樹脂製とする</p> <p>バルブプロテクタ</p> <p>JIS G 5501（ねずみ鉄品）、JIS G 5502（球状黒鉛鉄品）等による材料で、ガス事業者が承認したものとする</p>	
7. 2. 5 調理用ガス機器	<p>1 調理用ガス機器は、以下によるほか、7.1.1による。</p> <p>2 調理用ガス機器は、<a href="#">(財)</a>日本ガス機器検査協会が行う検査及び関連法規に適合するものとする。</p> <p>3 住宅で使用する調理用ガス機器は、JIS S 2103（家庭用ガス調理機器）による。また、ガス高速レンジ及び電子レンジ付ガス高速レンジを組み込んだものについても同様とする。</p> <p>4 区分（組込型、据置型）は、特記による。</p> <p>5 電子レンジを組み込んだものについては、電気用品安全法等の関連法規に適合すること。</p> <p>6 調理用ガス機器については、こまろ部及びグリル部は立ち消え安全装置付きとし、こまろ部は調理油加熱防止装置付きとすること。</p>	7. 2. 5 調理用ガス機器	<p>1 調理用ガス機器は、以下によるほか、7.1.1による。</p> <p>2 調理用ガス機器は、<a href="#">(一財)</a>日本ガス機器検査協会が行う検査及び関連法規に適合するものとする。</p> <p>3 住宅で使用する調理用ガス機器は、JIS S 2103（家庭用ガス調理機器）による。また、ガス高速レンジ及び電子レンジ付ガス高速レンジを組み込んだものについても同様とする。</p> <p>4 区分（組込型、据置型）は、特記による。</p> <p>5 電子レンジを組み込んだものについては、電気用品安全法等の関連法規に適合すること。</p> <p>6 調理用ガス機器については、こまろ部及びグリル部は立ち消え安全装置付きとし、こまろ部は調理油加熱防止装置付きとすること。</p>	
7. 2. 6 ガス漏れ警報器	<p>1 ガス漏れ警報器は、次による。</p> <p>(1) 都市ガスのガス漏れ警報器は、<a href="#">(財)</a>日本ガス機器検査協会の合格証票が貼付されたものとする。また、中継器、受信器においては日本消防検定協会の合格証票が貼付されたものとする。</p> <p>(2) ガスの比重、種類、区分については特記による。</p> <p>2 ガス漏れ警報器に係わる配管、配線及びコンセント等については、電気編7章13節による。</p>	7. 2. 6 ガス漏れ警報器	<p>1 ガス漏れ警報器は、次による。</p> <p>(1) 都市ガスのガス漏れ警報器は、<a href="#">(一財)</a>日本ガス機器検査協会の合格証票が貼付されたものとする。また、中継器、受信機においては日本消防検定協会の合格証票が貼付されたものとする。</p> <p>(2) ガスの比重、種類、区分については特記による。</p> <p>2 ガス漏れ警報器に係わる配管、配線及びコンセント等については、電気編7章13節による。</p>	修文
7. 2. 7 配管工法	<p>1 配管の施工に先立ち、他の設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、その位置を正確に決定する。 建築物内に施工する場合は、工事の進捗に伴い管支持金物の取付け及び<b>管スリーブ</b>の埋込みを遅滞なく行う。</p> <p>2 水分を含むガスを供給する配管において、本管よりガスメーターまでの管（供給管及び灯外内管）に水の溜るおそれのあるときは、最低部に水取り器を取付ける。</p> <p>3 管を土中埋設する場合は、3.3.1の当該事項による。</p>	7. 2. 7 配管工法	<p>1 配管の施工に先立ち、他の設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、その位置を正確に決定する。 建築物内に施工する場合は、工事の進捗に伴い管支持金物の取付け及び<b>スリーブ</b>の埋込みを遅滞なく行う。</p> <p>2 水分を含むガスを供給する配管において、本管よりガスメーターまでの管（供給管及び灯外内管）に水の溜るおそれのあるときは、最低部に水取り器を取り付ける。</p> <p>3 管を土中埋設する場合は、3.3.1の当該事項による。</p>	用語の整合（営）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>4 地中埋設標の取付箇所は、特記による。</p> <p>5 天井、床、壁等を貫通する見え掛かり部には、管座金を取付ける。</p> <p>6 気密試験を行うためのガス栓が居室内にない場合には、ガスメーター近傍等に試験孔を設ける。</p> <p>7 棟内住戸のガスメーターの近くには、住戸番号等を表示する。 なお、住戸番号は、監督員の指示による。</p> <p>8 配管は、煙突等火気及び避雷導線等に対して十分な間隔を保持する。また、電線及び電気工作物に近接又は交差する場合は、関係法令に従い必要な隔離距離をとるか、又は防護処置を行う。</p> <p>9 フレキ管の配管において、スラブ内及びコンクリート増打ち内に配管する場合は、さや管を使用する。 なお、さや管はガス用 CD 管とする。</p> <p>10 防火区画及び防火壁等を貫通する管は、その隙間をモルタルその他の不燃材料で充てんする。</p> <p>11 梁等の貫通部には、接合部を設けない。</p> <p>12 建築物の導入部等の配管は、十分な可とう性を有する施工を行い、ガス事業者の承認するものとする。 なお、建築物導入部の架空配管には絶縁対策を施す。</p> <p>13 断熱材を施工する箇所にインサート金物を取付ける場合は、断熱インサート金物を使用する。 断熱インサート金物は、インサート金物に断熱材の厚さに等しい長さのポリエチレン樹脂製台座付アダプターを接着したものとする。</p> <p>14 ポリエチレン管を埋め戻す場合は、地盤面（GL）から約 150mm（埋設深さが 300mm 以下の場合は管と地盤面（GL）の中間）程度の深さに埋設表示用 <u>アルミ又はビニル等のテープ</u> を埋設する。</p> <p>15 埋設深さが 150mm 以下の場合は、必要に応じて、地表面に表示ピン又は管表面に保護シートの設置を行う。</p> <p>16 エレベータ昇降路内、受電室・変電室等高压電気設備を有する室内、煙突内等で高温排気ガスがある場所へは配管してはならない。</p> <p>17 コンクリート内埋込み配管は、原則として行わないものとする。</p>	<p>4 地中埋設標の取付箇所は、特記による。</p> <p>5 天井、床、壁等を貫通する見え掛かり部には、管座金を取り付ける。</p> <p>6 気密試験を行うためのガス栓が居室内にない場合には、ガスメーター近傍等に試験孔を設ける。</p> <p>7 棟内住戸のガスメーターの近くには、住戸番号等を表示する。 なお、住戸番号は、監督員の指示による。</p> <p>8 配管は、煙突等火気及び避雷導線等に対して十分な間隔を保持する。また、電線及び電気工作物に近接又は交差する場合は、関係法令に従い必要な隔離距離をとるか、又は防護処置を行う。</p> <p>9 フレキ管の配管において、スラブ内及びコンクリート増打ち内に配管する場合は、<u>（防火区画及び防火壁を貫通する場合を除く）</u>は、さや管を使用する。 なお、さや管はガス用 CD 管とする。</p> <p>10 防火区画及び防火壁等を貫通する管は、その隙間をモルタルその他の不燃材料で充てんする。</p> <p>11 梁等の貫通部には、接合部を設けない。</p> <p>12 建築物の導入部等の配管は、十分な可とう性を有する施工を行い、ガス事業者の承認するものとする。 なお、建築物導入部の架空配管には絶縁対策を施す。</p> <p>13 断熱材を施工する箇所にインサート金物を取り付ける場合は、断熱インサート金物を使用する。 断熱インサート金物は、インサート金物に断熱材の厚さに等しい長さのポリエチレン樹脂製台座付アダプターを接着したものとする。</p> <p>14 ポリエチレン管を埋め戻す場合は、地盤面（GL）から約 150mm（埋設深さが 300mm 以下の場合は管と地盤面（GL）の中間）程度の深さに埋設表示用 <u>アルミテープ又はポリエチレンテープ等</u> を埋設する。</p> <p>15 埋設深さが 150mm 以下の場合は、必要に応じて、地表面に表示ピン又は管表面に保護シートの設置を行う。</p> <p>16 エレベータ昇降路内、受電室・変電室等高压電気設備を有する室内、煙突内等で高温排気ガスがある場所へは配管してはならない。</p> <p>17 コンクリート内埋込み配管は、原則として行わないものとする。</p>	<p>防火区画等を貫通する場合も CD 管が必要と読めてしまうため見直し</p>
<p>7. 2. 8 埋設深さ 管の地中埋設深さは、管の上端より、重車両の通るおそれがある場合は 600mm 以上、敷地内車両通路（車の通行する部分）300mm 以上、一般敷地では 150mm 以上とする。ただし、適切な措置を施した場合は、この限りではない。</p>	<p>7. 2. 8 埋設深さ 管の地中埋設深さは、管の上端より、重車両の通るおそれがある場合は 600mm 以上、敷地内車両通路（車の通行する部分）300mm 以上、一般敷地では 150mm 以上とする。ただし、適切な措置を施した場合は、この限りではない。</p>	
<p>7. 2. 9 管の接合</p> <p>1 管は、その断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げる。</p> <p>2 管は、接合する前に、切りくず、ごみ等を十分除去し、管の内部に異物のない</p>	<p>7. 2. 9 管の接合</p> <p>1 管は、その断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げる。</p> <p>2 管は、接合する前に、切りくず、ごみ等を十分除去し、管の内部に異物のない</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>ことを確かめてから接合する。</p> <p>3 配管の施工を一時休止する場合等は、その管内に異物が入らないように養生する。</p> <p>4 接合用ねじは、JIS B 0203（管用テーパねじ）による管用テーパねじとし、接合には、おねじ部にガス事業者の定めるシール剤を適量塗布し、接合する。 ねじ切りした部分の鉄面は、シリコン系シール剤の塗布、防錆ペイントの塗布等ガス事業者の規定する防錆措置を施す。 なお、外面被覆鋼管の場合は、3.3.3の1(6)による。</p> <p>5 溶接接合は、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」に定める溶接法による。</p> <p>6 機械的接合は、パッキン等を所定の位置に片寄らないよう取付け、所定のパイプレンチ等を用いて接合する。 なお、パッキン等は、油等の付着のないように取付ける。</p> <p>7 フランジ接合は、清掃されたフランジ面が管軸と直角になるよう、更に片締めのないように取付ける。</p> <p>8 融着接合は、接合する部分の付着物を除去し、融着機を用いて適切に融着を行う。</p> <p>7. 2. 10 <u>つり</u>及び支持</p> <p>1 <u>つり</u>及び支持は、ガス事業者の規定による。 なお、規定がない場合は、3.3.4による。</p> <p>2 フレキ管の支持固定は、横走り管は2m以内ごとに行う。</p> <p>7. 2. 11 調理用ガス機器の設置</p> <p>1 調理用ガス機器の設置は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<a href="#">経済産業省・全国消防長会</a>、<a href="#">財</a>日本ガス機器検査協会発行）によるほか、各地方自治体の定める基準による。</p> <p>2 調理用ガス機器の接続については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第1項第8号の規定及び同条に基づく告示（昭和56年建設省告示第1099号）の定めによる。</p> <p>7. 2. 12 ガス漏れ警報器の取付け</p> <p>1 設置場所は、次により点検に便利な壁・天井面等に設置する。 (1) ガスの比重が空気より軽い場合 (イ) 消費機器からの水平距離が8m以内の場所に設置する。 (ロ) 天井高さがおおむね3m以下の部屋に設置する。 (ハ) 天井面等が0.6m以上突出した梁等によって区画される場合は、当該梁等より消費機器側に設置する。 (ニ) 警報器の下端は、天井等の下方0.3m以内の位置に設置する。 (2) ガスの比重が空気より重い場合 (イ) 消費機器から水平距離で4m以内の場所に設置する。</p>	<p>ことを確かめてから接合する。</p> <p>3 配管の施工を一時休止する場合等は、その管内に異物が入らないように養生する。</p> <p>4 接合用ねじは、JIS B 0203（管用テーパねじ）による管用テーパねじとし、接合には、おねじ部にガス事業者の定めるシール剤を適量塗布し、接合する。 ねじ切りした部分の鉄面は、シリコン系シール剤の塗布、防錆ペイントの塗布等ガス事業者の規定する防錆措置を施す。 なお、外面被覆鋼管の場合は、3.3.3の1(6)による。</p> <p>5 溶接接合は、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」に定める溶接法による。</p> <p>6 機械的接合は、パッキン等を所定の位置に片寄らないよう取り付け、所定のパイプレンチ等を用いて接合する。 なお、パッキン等は、油等の付着のないように取り付ける。</p> <p>7 フランジ接合は、清掃されたフランジ面が管軸と直角になるよう、更に片締めのないように取り付ける。</p> <p>8 融着接合は、接合する部分の付着物を除去し、融着機を用いて適切に融着を行う。</p> <p>7. 2. 10 <u>吊り</u>及び支持</p> <p>1 <u>吊り</u>及び支持は、ガス事業者の規定による。 なお、規定がない場合は、3.3.4による。</p> <p>2 フレキ管の支持固定は、横走り管は2m以内ごとに行う。</p> <p>7. 2. 11 調理用ガス機器の設置</p> <p>1 調理用ガス機器の設置は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」（<a href="#">(一財)</a>日本ガス機器検査協会）によるほか、各地方自治体の定める基準による。</p> <p>2 調理用ガス機器の接続については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第1項第8号の規定及び同条に基づく告示（昭和56年建設省告示第1099号）の定めによる。</p> <p>7. 2. 12 ガス漏れ警報器の取付け</p> <p>1 設置場所は、次により点検に便利な壁・天井面等に設置する。 (1) ガスの比重が空気より軽い場合 (イ) 消費機器からの水平距離が8m以内の場所に設置する。 (ロ) 天井高さがおおむね3m以下の部屋に設置する。 (ハ) 天井面等が0.6m以上突出した梁等によって区画される場合は、当該梁等より消費機器側に設置する。 (フ) 警報器の下端は、天井等の下方0.3m以内の位置に設置する。 (2) ガスの比重が空気より重い場合 (イ) 消費機器から水平距離で4m以内の場所に設置する。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>(ロ) 警報器の上端が床面の上方0.3m以内の位置に設置する。</p> <p>2 集中監視形受信機の取付けは、特記による。</p> <p>3 集中監視形受信機の付近に、ガス漏れ警報器設備取扱説明書及び警戒区域一覧図を取付ける。</p>		<p>(ロ) 警報器の上端が床面の上方0.3m以内の位置に設置する。</p> <p>2 集中監視形受信機の取り付けは、特記による。</p> <p>3 集中監視形受信機の付近に、ガス漏れ警報器設備取扱説明書及び警戒区域一覧図を取り付ける。</p>	
7. 2. 13 ガス栓、ガスメーターの取付け	<p>1 ガス栓 ガス栓は、ガス栓の形状、周囲の状況及び使い勝手等を十分に考慮した位置に設け、取付面に隙間又は傾きが生じないように取付ける。 なお、電気工作物に近接する場合は、必要な隔離距離をとる。</p> <p>2 ガスメーター ガス事業者の規定に従い、容易に検針及びマイコンメーターの復帰操作が行える位置に設置する。 なお、電気工作物に近接する場合は、必要な隔離距離をとる。</p>	7. 2. 13 ガス栓、ガスメーターの取り付け	<p>1 ガス栓 ガス栓は、ガス栓の形状、周囲の状況及び使い勝手等を十分に考慮した位置に設け、取付面に隙間又は傾きが生じないように取り付ける。 なお、電気工作物に近接する場合は、必要な隔離距離をとる。</p> <p>2 ガスメーター ガス事業者の規定に従い、容易に検針及びマイコンメーターの復帰操作が行える位置に設置する。 なお、電気工作物に近接する場合は、必要な隔離距離をとる。</p>	
7. 2. 14 塗 装	<p>塗装は、気密試験終了後、見え掛かり部に12.1.5により行う。</p>	7. 2. 14 塗 装	<p>塗装は、気密試験終了後、見え掛かり部に12.1.5により行う。</p>	
7. 2. 15 防食処理	<p>1 鋼管で土中埋設部等腐食のおそれのある部分に配管する場合は、防食処理を施すものとする。</p> <p>2 コンクリート内埋込み等、腐食のおそれのある場所にやむを得ず配管する場合は、管及び継手は、防食処理を施すものとする。</p>	7. 2. 15 防食処理	<p>1 鋼管で土中埋設部等腐食のおそれのある部分に配管する場合は、防食処理を施すものとする。</p> <p>2 コンクリート内埋込み等、腐食のおそれのある場所にやむを得ず配管する場合は、管及び継手は、防食処理を施すものとする。</p>	
7. 2. 16 試験、検査	<p>1 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款等その他関係法令に基づき、試験及び検査を行う。</p> <p>2 試験は、ガス事業法に基づく気密・耐圧試験を行い、接続部からの漏れがないことを調べるとともに点火試験についてもを行い、試験成績書を監督員に提出する。</p> <p>3 試験は原則として、隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装施工前に行う。</p>	7. 2. 16 試験、検査	<p>1 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款等その他関係法令に基づき、試験及び検査を行う。</p> <p>2 試験は、ガス事業法に基づく気密・耐圧試験を行い、接続部からの漏れがないことを調べるとともに点火試験についてもを行い、試験成績書を監督員に提出する。</p> <p>3 試験は原則として、隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装施工前に行う。</p>	
	<p><b>3節 液化石油ガス設備</b></p>		<p><b>3節 液化石油ガス設備</b></p>	
7. 3. 1 管及び継手	<p><u>その他のガス設備に使用する管類</u>の規格は、7.3.1表によるものとし、管材は特記による。</p>	7. 3. 1 管及び継手	<p><u>管及び継手</u>の規格は、7.3.1表によるものとし、管材は特記による。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
<b>7.2.1 表 管及び継手</b>				<b>7.3.1 表 管及び継手</b>				7.3.1 表を営繕仕様書と整合
呼称	規格		備考	呼称	規格		備考	
	番号	名称			番号	名称		
鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管	鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管、 <u>低圧側</u>	
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	黒管		JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	<u>高圧側</u>	
合成樹脂被覆鋼管	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	原管は JIS G 3452	合成樹脂被覆鋼管	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	黒管、 <u>低圧側</u>	
	—	<u>塩化ビニル被覆鋼管</u>						
<u>铸铁管</u>	<u>JIS G 5502</u>	<u>球状黒鉛铸铁品</u>		<u>銅管</u>	<u>JIS H 3330</u>	<u>銅管及び銅合金の継目無管</u>	<u>高圧側及び低圧側</u>	
	<u>JIS G 5705</u>	<u>可鍛铸铁品</u>					<u>C1201 又は C1220 の</u>	
	<u>JIS G 5526</u>	<u>ダクタイル铸铁管</u>					<u>Mタイプ（硬質）</u>	
	<u>JIS G 5527</u>	<u>ダクタイル铸铁異形管</u>						
ポリエチレン管	JIS K 6774	ガス用ポリエチレン管		ポリエチレン管	JIS K 6774	ガス用ポリエチレン管	<u>低圧側</u>	
フレキ管	—	ガス用ステンレス製フレキシブル管	原管は JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯）によりガス用に製造されたもの	フレキ管	—	ガス用ステンレス製フレキシブル管	原管は JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯）によりガス用に製造されたもの	
鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛铸铁製管継手		鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛铸铁製管継手	<u>低圧側</u>	
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手			<u>同上</u>			
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手			<u>同上</u>			
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手			<u>高圧側及び低圧側</u>			
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手			<u>同上</u>			
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手			<u>同上</u>			
	JIS B 2220	鋼製管フランジ			<u>呼び圧力が 10K 以下は低圧側</u>			
	JIS B 2239	铸铁製管フランジ			<u>呼び圧力が 16K 以上は高圧側及び低圧側</u>			
	JPF MP 009	ねじ込み式可鍛铸铁製管フランジ			<u>呼び圧力が 10K 以下は低圧側</u>			
	JPF MP 009	ねじ込み式可鍛铸铁製管フランジ			<u>呼び圧力が 16K 以上は高圧側及び低圧側</u>			
メカニカル継手	—	JIS G 5502（球状黒鉛铸铁品）又は JIS G 5705（可鍛铸铁品）に規定する黒心可鍛铸铁品によりガス用に製造された機械的接合のもの		—	メカニカル継手 JIS G 5502（球状黒鉛铸铁品）又は JIS G 5705（可鍛铸铁品）に規定する黒心可鍛铸铁品によりガス用に製造された機械的接合のもの			
ポリエチレン管継手	JIS K 6775-1	ガス用ポリエチレン管継手	第1部：ヒートフュージョン継手	ポリエチレン管継手	JIS K 6775-1	ガス用ポリエチレン管継手—第1部：ヒートフュージョン継手	<u>低圧側</u>	
	JIS K 6775-2	ガス用ポリエチレン管継手	第2部：スピゴット継手		JIS K 6775-2	ガス用ポリエチレン管継手—第2部：スピゴット継手		
	JIS K 6775-3	ガス用ポリエチレン管継手	第3部：エレクトロフュージョン継手		JIS K 6775-3	ガス用ポリエチレン管継手—第3部：エレクトロフュージョン継手		
フレキ管継手	—	フレキ管継手 JIS H 3250（銅及び銅合金の棒）に規定する黄銅、銅 JIS H 5120（銅及び銅合金铸件） JIS H 5121（銅合金連続铸造铸件） JIS G 5705（可鍛铸铁品）に規定する黒心可鍛铸铁によりガス用に製造されたもの		フレキ管継手	—	フレキ管継手 JIS H 3250（銅及び銅合金の棒）に規定する黄銅、銅 JIS H 5120（銅及び銅合金铸件） JIS H 5121（銅合金連続铸造铸件） JIS G 5705（可鍛铸铁品）に規定する黒心可鍛铸铁によりガス用に製造されたもの		

铸铁管を削除  
銅管を追加

備考を追加

表内で移動

表内で移動

修文

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
鋼管用電気的絶縁継手	—	JIS G 5705（可鍛鉄品）によりガス用に製造され、電気的絶縁機能を有するもの		鋼管用電気的絶縁継手	—	JIS G 5705（可鍛鉄品）によりガス用に製造され、電気的絶縁機能を有するもの	低圧側	JIS G 5121 を削除 銅管継手 JIS H 3401 を追加
フレキ管継手	—	JIS H 3250（銅及び銅合金棒）に規定する黄銅、銅 JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物） JIS H 5121（銅合金連続鋳造物） JIS G 5705（可鍛鉄品）によりガス用に製造されたもの ステンレス鋼鋳鋼品						
<p>（注）ねじ込み式管継手に当たっては、合成樹脂被覆鋼管に使用する継手は、外面に樹脂を被覆したものとし、それ以外の継手は亜鉛めっき又はクロームめっき等を施したものとす。</p>				<p>（注）<u>1 低圧側に使用する銅管継手は、亜鉛めっき仕上げを施したものとす。</u> <u>2 合成樹脂被覆鋼管に使用するねじ込み式継手は、外面に樹脂を被覆したものとし、それ以外の継手は、亜鉛めっき仕上げを施したものとす。</u></p>				注記を修文
7.3.2 弁、コック及び栓	弁類は、液化石油ガスに適合するもので、7.3.2 表によるものとし、高圧側に用いるものは、耐圧性能 2.6MPa 以上、気密性能 0.8MPa 以上のものとし、低圧側に用いるものは、耐圧性能 0.8MPa 以上、気密性能 0.15MPa 以上のものとする。			7.3.2 ガス栓及びバルブ	1 ガス栓は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく適合性検査合格品を用い、同検査対象品以外のものにあたっては、これと同等のものとし、次による。また、バルブは、「液化石油ガス法施行規則の例示基準」に適合するものとする。 (1) 末端ガス栓は、黄銅製又は亜鉛合金製のニッケルクロムめっき仕上げの、ヒューズガス栓又は可とう管ガス栓とする。 (2) ねじガス栓は、鋳鉄製、黄銅製又は亜鉛合金製のニッケルクロムめっき仕上げとする。 (3) ボールバルブ、プラグバルブ及びグローブバルブは、本体鋳鉄製又は黄銅製とする。ただし、ポリエチレン管に使用する場合はポリエチレン製でもよい。			修文（管継仕様書と整合）
7.3.2 表 弁・コック								7.3.2 表を削除
呼称	番号	規格 名称	種別	備考				
弁	JIS B 2051	可鍛鉄 10K ねじ込み形弁（玉形弁）		低圧側				
		可鍛鉄 10K ねじ込み形弁（仕切弁）		同上				
		可鍛鉄 10K ねじ込み形弁（リフト逆止め弁）		同上				
	JIS B 2071	鋳鋼フランジ形弁（10K 玉形弁）		同上				
		鋳鋼フランジ形弁（10K アングル弁）		同上				
		鋳鋼フランジ形弁（10K 外ねじ仕切弁）		同上				
		鋳鋼フランジ形弁（10K スイグ逆止め弁）		同上				
		鋳鋼フランジ形弁（20K 玉形弁）		高圧側及び低圧側				
		鋳鋼フランジ形弁（20K アングル弁）		同上				
		鋳鋼フランジ形弁（20K 外ねじ仕切弁）		同上				
	—	JIS H 3250（銅及び銅合金棒）に定める製造用黄銅（C3771）により製造された弁		高圧側及び低圧側				
		JIS B 8265（圧力容器の構造） JIS B 8266（圧力容器の構造）		同上				

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p><u>JIS S 2120</u> <u>ガス栓</u>                      コック（ホースコック・フレキコック及び2                      B以下のねじコックをいう。ただし、燃料用                      の機械又は器具の部品として用いられる構造                      のものを除く）は、液化石油ガス法による「第                      1種液化石油ガス器具等」の検定に合格した                      旨の証票が付されているもの</p>		<p>低圧側</p>			
	<p>(注) 1 弁に用いるパッキン、ガスケット等は、耐LPガス性のものとする。                      2 「第1種液化石油ガス器具等」及び「第2種液化石油ガス器具等」の材                      質、構造等の技術基準については、「液化石油ガス法液化石油ガス器具等                      の検定等に関する省令」による。                      3 ガスの元栓用のホースコックは、原則として過流出防止装置又は迅速継                      手等の安全装置付きのものとする。</p>					
7. 3. 3 充てん容 器	<p>充てん容器は、「保安規則」（昭和41年通商産業省令第50号）に定める容器検査                      に合格し、かつ、充てん期限内のものであるとし、同規則の定める付属品検査にそ                      れぞれ合格したものとする。</p> <p>なお、容器を2本以上並列して使用する場合は、壁にフックを設け、チェーンで                      転倒しないように固定する。また、壁がない場合は、鋼管パイプで柵を設け固定す                      るとともに、使用中のガスを中断させることなく、切換えのできる切換え装置を備                      える。</p> <p>なお、鋼製集合装置及び同支持方法等は、特記による。</p>			7. 3. 3 充てん容 器	<p>1 充てん容器は、「<u>容器</u>保安規則」（昭和41年通商産業省令第50号）に定める容                      器検査に合格し、かつ、充てん期限内のものであるとし、同規則の定める付属                      品検査にそれぞれ合格したものとする。</p> <p>2 容器を2本以上並列して使用する場合は、壁にフックを設け、チェーンで転倒                      しないように固定する。また、壁がない場合は、鋼管パイプで柵を設け固定す                      るとともに、使用中のガスを中断させることなく、<u>切換えが</u>できる切換装置を                      備える。</p> <p>3 <u>バルク貯槽を使用する場合は、「特定設備検査規則」（昭和51年通商産業省令                      第4号）に定める検査に合格し、「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の                      基準等の細目を定める件」（平成9年通商産業省告示第127号）に定める付属                      機器等を取り付けたものとする。</u></p>	<p>修正</p> <p>バルク貯槽を追加</p>
7. 3. 4 調整器	<p>調整器は、容量30kg/h以下のものについては、<u>財</u>日本エルピーガス機器検査協                      会の検査合格証票を貼付されたものとし、容量30kg/hを超えるものについては、                      「液化石油ガス用大型圧力調整器製造基準」（<u>社</u>）日本エルピーガス供給機器工                      業会）の規格に適合するものとする。</p>			7. 3. 4 調整器	<p>調整器は、容量30kg/h以下のものについては、<u>（一財）</u>日本エルピーガス機器検査                      協会の検査合格証票を貼付されたものとし、容量30kg/hを超えるものについては、                      「液化石油ガス用大型圧力調整器製造基準」（<u>（一社）</u>）日本エルピーガス供給機器工                      業会）の規格に適合するものとする。</p>	
7. 3. 5 ガスメー タ	<p>ガスメーターは、液化石油ガス用の乾式ガスメーターと<u>し</u>、計量法による検定合                      格証票印を有し、かつ、検定有効期間内のものとする。</p> <p>なお、<u>メーターの出口以降の配管口径が呼び径40以下の設備に用いるガスメー                      ターは、保安機能（過大流、微小流警報及びガス漏れ警報端子、対震遮断機能）付                      きのものとする。</u></p>			7. 3. 5 ガスメー タ	<p>ガスメーターは、液化石油ガス用の乾式ガスメーターと<u>する。また</u>、計量法によ                      る検定合格証票印を有し、かつ、検定有効期間内のものとする。</p> <p>なお、<u>ガスメーターの最大流量が16 m<sup>3</sup>/h以下の場合、（一財）日本エルピーガ                      ス機器検査協会の検査合格証票の貼付された保安機能（過大流、微小流警報、ガス                      漏れ警報端子及び耐震遮断機能等）付きのマイコンメーターとする。</u></p>	<p>営繕仕様書と整合</p>
7. 3. 6 配管用雑 材	<p>配管用雑材料は、次によるほか、7.2.4の当該事項による。</p> <p>1 軟ろう合金は、原則として、Sn-Ag合金で、接着温度220℃のものとする。</p> <p>2 ねじ部に使用するシール材は、耐LPガス性のものであって、<u>原則として</u>不乾                      性のものとする。</p> <p>3 ガスケット、ゴムリング等は、耐LPガス性のものとする。</p>			7. 3. 6 配管用雑 材	<p>配管用雑材料は、次によるほか、7.2.4の当該事項による。</p> <p>1 軟ろう合金は、原則として、Sn-Ag合金で、接着温度220℃のものとする。</p> <p>2 ねじ部に使用するシール材は、耐LPガス性のものであって、不乾性のもの                      とする。</p> <p>3 ガスケット、ゴムリング等は、耐LPガス性のものとする。</p>	<p>「原則として」を削除                      （営繕仕様書と整合）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																						
7.3.7 ガス機器	5.2.8, 5.2.12, 5.2.13, 7.2.5 及び 7.2.6 の当該事項による。 なお、 <u>液化石油ガス</u> のガス漏れ警報器は、高圧ガス保安協会の合格証票が貼付されたものとする。また、中継器、受信機においては、日本消防検定協会の合格証票が貼付されたものとする。	7.3.7 ガス機器	5.2.8, 5.2.12, 5.2.13, 7.2.5 及び 7.2.6 の当該事項による。 なお、ガス漏れ警報器は、高圧ガス保安協会の合格証票が貼付されたものとする。また、中継器、受信機においては、日本消防検定協会の合格証票が貼付されたものとする。	修文																						
7.3.8 配管工法 その他	7.2.7～7.2.13 による。	7.3.8 配管工法 その他	7.2.7～7.2.13 によるほか、「 <u>LP ガス設備設置基準及び取扱要領</u> 」（高圧ガス保安協会）及び「 <u>ガス機器の設置基準及び実務指針</u> 」（(一財)日本ガス機器検査協会）による。	追記（當舖仕様書と整合）																						
7.3.9 管の接合	管の接合は、 <u>次によるほか</u> 、7.2.9 の当該事項による。 銅管の接合は、差込接合とし、取外しの必要がある箇所はフレア継手を使用する。 差込接合は、管の外面及び継手の内面を十分清掃した後、管を継手に正しく差込み、適温に加熱して、軟ろう合金を流し込む。	7.3.9 管の接合	<u>銅管</u> の接合は、7.2.9 の当該事項による。 銅管の接合は、差込接合とし、取外しの必要がある箇所はフレア継手を使用する。 差込接合は、管の外面及び継手の内面を十分清掃した後、管を継手に正しく差込み、適温に加熱して、軟ろう合金を流し込む。	修文																						
7.3.10 工事責任 技術者	工事の施工に当たっては、液化石油ガス設備士（液化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律に規定する液化石油ガス設備士をいう。）が工事の施工、検査及び試験を行う。	7.3.10 工事責任 技術者	工事の施工に当たっては、液化石油ガス設備士（液化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律に規定する液化石油ガス設備士をいう。）が工事の施工、検査及び試験を行う。																							
7.3.11 試験、検査	試験は、気密試験及び点火試験を行う。 1 気密試験 (1) 試験は、隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装施工前に行うものとする。 (2) 試験は、不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧部は 1.56MPa、低圧部は 8.4kPa 以上 10.0kPa 以下とし、圧力保持時間は、 <u>7.3.3 表</u> による。また、接続部分は、石けん水等を塗布し、漏れの有無を確認する。  <u>7.3.3 表 気密試験の圧力保持時間</u> <table border="1" data-bbox="224 1117 705 1260"> <thead> <tr> <th>供給管等の内容積</th> <th>圧力保持時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10L 以下のもの</td> <td>5 分以上</td> </tr> <tr> <td>10L を超え 50L 以下のもの</td> <td>10 分以上</td> </tr> <tr> <td>50L を超えるもの</td> <td>24 分以上</td> </tr> </tbody> </table>	供給管等の内容積	圧力保持時間	10L 以下のもの	5 分以上	10L を超え 50L 以下のもの	10 分以上	50L を超えるもの	24 分以上	7.3.11 試験、検査	試験は、気密試験及び点火試験を行う。 1 気密試験 (1) 試験は、隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装施工前に行うものとする。 (2) 試験は、不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧部は 1.56MPa、 <u>中圧部は 0.15MPa</u> 、低圧部は 8.4kPa 以上 10.0kPa 以下とし、圧力保持時間は、 <u>7.3.2 表</u> による。また、接続部分は、石けん水等を塗布し、漏れの有無を確認する。  <u>7.3.2 表 気密試験の圧力保持時間</u> <table border="1" data-bbox="1052 1117 1724 1332"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給管等の内容積</th> <th colspan="2">圧力保持時間</th> </tr> <tr> <th><u>機械式 自記圧力計</u></th> <th><u>電気式 ダイヤフラム式 自記圧力計</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10L 以下のもの</u></td> <td><u>5 分以上</u></td> <td><u>2 分以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>10L を超え 50L 以下のもの</u></td> <td><u>10 分以上</u></td> <td><u>5 分以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>50L を超えるもの</u></td> <td><u>24 分以上</u></td> <td><u>10 分以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	供給管等の内容積	圧力保持時間		<u>機械式 自記圧力計</u>	<u>電気式 ダイヤフラム式 自記圧力計</u>	<u>10L 以下のもの</u>	<u>5 分以上</u>	<u>2 分以上</u>	<u>10L を超え 50L 以下のもの</u>	<u>10 分以上</u>	<u>5 分以上</u>	<u>50L を超えるもの</u>	<u>24 分以上</u>	<u>10 分以上</u>	中圧部（二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管）の試験圧力を追加。
供給管等の内容積	圧力保持時間																									
10L 以下のもの	5 分以上																									
10L を超え 50L 以下のもの	10 分以上																									
50L を超えるもの	24 分以上																									
供給管等の内容積	圧力保持時間																									
	<u>機械式 自記圧力計</u>	<u>電気式 ダイヤフラム式 自記圧力計</u>																								
<u>10L 以下のもの</u>	<u>5 分以上</u>	<u>2 分以上</u>																								
<u>10L を超え 50L 以下のもの</u>	<u>10 分以上</u>	<u>5 分以上</u>																								
<u>50L を超えるもの</u>	<u>24 分以上</u>	<u>10 分以上</u>																								
	2 点火試験は、気密試験終了後、管内の空気を完全にガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付けた後行う。	3 点火試験は、気密試験終了後、管内の空気を完全にガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取り付けた後行う。		「電気式ダイヤフラム式自記圧力計」の追加（液石法施行規則の機能性基準 29. 供給管又は配管等の気密試験方法及び漏洩試験の方法による）																						



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p><b>8章 さく井設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>8.1.1 一般事項</p> <p>1 本章は、飲用・雑用水及び融雪用の揚水井に適用する。</p> <p>2 掘削中の泥水、仕上げ及び揚水試験時の排水は、監督員の指示により、関係法令に従い適切な処理を行う。</p> <p>3 次の場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。</p> <p>(1) 掘削が規定の深度に達しないで、所要の水量が得られる見込みがある場合</p> <p>(2) 掘削が規定の深度に達しても、所要の水量が得られる見込みがない場合</p> <p>4 次の場合は、監督員の立会いを受ける。</p> <p>(1) 掘削終了時の深度確認</p> <p>(2) ケーシング及びスクリーンの据付けを行う場合</p> <p>(3) 砂利充てんを行う場合</p> <p>8.1.2 事前調査</p> <p>次の事前調査を行うこととし、適用は特記による。</p> <p>1 既設井分布調査</p> <p>2 法的規制調査</p> <p>3 地表探査</p> <p>(1) 探査方法は、電気探査の比抵抗法による。</p> <p>(2) 測定方法は、直流型方式とする。</p> <p>(3) 解析は、標準曲線法によるものとする。</p> <p>4 周辺環境調査(騒音・振動測定)</p> <p><b>2節 機材及び施工</b></p> <p>8.2.1 掘削</p> <p>1 掘削工法は、パーカッション式、ロータリー式及びダウンザホールハンマ式とし、適用は特記による。</p> <p>2 掘削中は、掘削孔に絶えず泥水を循環又は充滿させる。ただし、ダウンザホールハンマ式工法の場合は除く。</p>		<p><b>8章 さく井設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>8.1.1 一般事項</p> <p>1 本章は、飲用・雑用水及び融雪用の揚水井に適用する。</p> <p>2 掘さく中の泥水、仕上げ及び揚水試験時の排水は、監督員の指示により、関係法令に従い適切な処理を行う。</p> <p>3 次の場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。</p> <p>(1) 掘さくが規定の深度に達しないで、所要の水量が得られる見込みがある場合</p> <p>(2) 掘さくが規定の深度に達しても、所要の水量が得られる見込みがない場合</p> <p>4 次の場合は、監督員の立会いを受ける。<u>ただし、同一工法の場合で監督員の承諾を受けた場合は省略することが出来る。</u></p> <p>(1) 掘さく終了時の深度確認</p> <p>(2) ケーシング及びスクリーンの据付けを行う場合</p> <p>(3) 砂利充てんを行う場合</p> <p>8.1.2 事前調査</p> <p>次の事前調査を行うこととし、適用は特記による。</p> <p>1 既設井分布調査</p> <p>2 法的規制調査</p> <p>3 地表探査</p> <p>(1) 探査方法は、電気探査の比抵抗法による。</p> <p>(2) 測定方法は、直流型方式とする。</p> <p>(3) 解析は、標準曲線法によるものとする。</p> <p>4 周辺環境調査(騒音・振動測定)</p> <p><b>2節 揚水井設備の機材及び施工</b></p> <p>8.2.1 掘さく</p> <p>1 掘さく工法は、パーカッション式、ロータリー式及びダウンザホールハンマ式とし、適用は特記による。</p> <p>2 掘さく中は、掘さく孔に絶えず泥水を循環又は充滿させる。ただし、ダウンザホールハンマ式工法の場合は除く。</p>	<p>営繕仕様書では、暖冷房及び融雪用の地中熱交換井が新規に追加されたが、本仕様書には追加しない。（公共建築工事標準仕様書の規定は庁舎等を対象にしており、空調時の使用条件（使用時間等）が特定される。しかし、住宅の場合は使用者により、暖冷房の使用の有無、使用時間等が異なるものであり標準的なものではないため。）</p> <p>複数本同一の場合は、立ち会いの緩和する規定を追加して見直し（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>3 地表部の陥没等防止及び掘削の安全確保のために孔口保護管（コンダクターパイプ）を設置し、<u>その深度は管尻の崩壊が起きないよう地質状況により決定する。</u></p> <p>4 崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できない場合、<u>ケーシングより大きな鋼管を仮設ケーシングとして挿入する。</u></p> <p>5 ケーシング挿入の安全を確認する必要があるときは、挿入実施前に傾斜測定又はガイド管（10m以上）の降下試験を行う。</p> <p>6 砂利充てんを実施する場合の掘削孔径はケーシング径プラス約150mmとし、実施しない場合はケーシング挿入に支障のない孔径とする。</p>		<p>3 地表部の陥没等防止及び掘さくの安全確保のために孔口保護管（コンダクターパイプ）を設置し、<u>孔口保護管の深度は特記とする。</u></p> <p>4 崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できない<u>おそれがある</u>場合、<u>速やかに監督員に報告することとし、仮設ケーシングの適用は特記とする。</u></p> <p>5 ケーシング挿入の安全を確認する必要があるときは、挿入実施前に傾斜測定又はガイド管（10m以上）の降下試験を行う<u>こととし、適用は特記による。</u></p> <p>6 砂利充てんを実施する場合の掘さく孔径はケーシング径プラス約150mmとし、実施しない場合はケーシング挿入に支障のない孔径とする。</p>	<p>孔口保護管の深度は特記として見直し（営）</p> <p>適用は特記として見直し（営）</p> <p>適用は特記として見直し（営）</p>
8.2.2 電気検査	<p>1 電気検査は、比抵抗測定法とし掘削完了後及びケーシング降下前に行う。</p> <p>2 測定方法は、連続測定を標準とし、スポット測定（深度1mごと）の場合は特記とする。</p> <p>3 電極間隔は、短電極を掘削孔径の長さとし、長電極を掘削孔径の2～4倍の長さとする。</p>	8.2.2 電気検査	<p>1 電気検査は、比抵抗測定法としさく完了後及びケーシング降下前に行う。</p> <p>2 測定方法は、連続測定を標準とし、スポット測定（深度1mごと）の場合は特記とする。</p> <p>3 電極間隔は、短電極を掘さく孔径の長さとし、長電極を掘さく孔径の2～4倍の長さとする。</p>	
8.2.3 ケーシング	<p>1 ケーシングに使用する管材は、JIS G 3452(配管用炭素鋼管)の黒管又は JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)とし、特記がなければ配管用炭素鋼管の黒管とする。</p> <p>2 接合方法は、溶接接合又はねじ接合とする。溶接接合の場合は、上管下部に開先を取った片開先として、かつ管相互の芯ずれを生じないように接合する。</p> <p>3 ケーシングにはセントライザを組み込むほか、砂利充てん完了までつり下げ状態を維持し、片寄りの防止を図る。</p> <p>4 ケーシングの底部は、鋼板を溶接し閉そくする。また、ケーシング頂部は、地盤面又は仕上がり床面から600mmの所で切断し、鋼板にて覆いをする。ただし、揚水設備設置等が連続する場合はその限りでない。</p>	8.2.3 ケーシング	<p>1 ケーシングに使用する管材は、JIS G 3452(配管用炭素鋼管)の黒管又は JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)とし、特記がなければ配管用炭素鋼管の黒管とする。</p> <p>2 接合方法は、溶接接合又はねじ接合とする。溶接接合の場合は、上管下部に開先を取った片開先として、かつ管相互の芯ずれを生じないように接合する。</p> <p>3 ケーシングにはセントライザを組み込むほか、砂利充てん完了まで吊り下げ状態を維持し、片寄りの防止を図る。</p> <p>4 ケーシングの底部は、鋼板を溶接し閉そくする。また、ケーシング頂部は、地盤面又は仕上がり床面から600mmの所で切断し、鋼板にて覆いをする。ただし、揚水設備設置等が連続する場合はその限りでない。</p>	
8.2.4 スクリーン	<p>1 スクリーンは、巻線型または丸孔巻線型を標準とし、集水面積比は呼び径150以上のものにあつては、巻線部表面積に対して11%以上とする。</p> <p>2 スクリーンの据付け位置は、監督員の承諾を得る。</p> <p>3 スクリーンは、採水層の状態により分割して設置してもよい。</p>	8.2.4 スクリーン	<p>1 スクリーンは、巻線型または丸孔巻線型を標準とし、集水面積比は呼び径150以上のものにあつては、巻線部表面積に対して11%以上とする。</p> <p>2 スクリーンの据付け位置は、監督員の承諾を得る。</p> <p>3 スクリーンは、採水層の状態により分割して設置してもよい。</p>	
8.2.5 砂利充てん	<p>1 孔壁の崩壊及び砂が井内へ流入するおそれがある場合は、砂利充てんを行う。</p> <p>2 孔口のケーシング外側隙間から慎重に投入することによりスクリーン周囲への確実な充てんを図る。</p> <p>3 充てん砂利は、丸味があり粒径のそろった精選砂利を用い、粒径サイズは、帯水層の粒度分布がある場合は平均粒径の5倍程度とし、粒度分布がない場合は地域の実績等を参考に決定する。</p>	8.2.5 砂利充てん	<p>1 孔壁の崩壊及び砂が井内へ流入するおそれがある場合は、砂利充てんを行う。</p> <p>2 孔口のケーシング外側隙間から慎重に投入することによりスクリーン周囲への確実な充てんを図る。</p> <p>3 充てん砂利は、丸味があり粒径のそろった精選砂利を用い、粒径サイズは、帯水層の粒度分布がある場合は平均粒径の5倍程度とし、粒度分布がない場合は地域の実績等を参考に決定する。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
8. 2. 6 遮水	汚水の浸入を防止するため、充てん砂利の上部は粘土遮水等、適正な遮水を施すものとする。	8. 2. 6 遮水	汚水の浸入を防止するため、充てん砂利の上部は粘土遮水等、適正な遮水を施すものとする。	
8. 2. 7 仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> <li>仕上げは、ベアリング法により井内洗浄を十分に行った後、スワビング法により泥壁の除去を行い、地下水の井内誘導を図る。</li> <li>ベアリングは、ベアラー内に取り込んだ掘削泥水を井外に排出させる。</li> <li>スワビングは、スワブ装置を引き上げることで井内に負圧作用を発生させ、スクリーン周辺の泥壁除去及び掘り屑と細砂を排出し、充てん砂利を安定させる。</li> <li>井底に沈殿した細砂類は、さらい揚げる。</li> </ol>	8. 2. 7 仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> <li>仕上げは、ベアリング法により井内洗浄を十分に行った後、スワビング法により泥壁の除去を行い、地下水の井内誘導を図る。</li> <li>ベアリングは、ベアラー内に取り込んだ掘さく泥水を井外に排出させる。</li> <li>スワビングは、スワブ装置を引き上げることで井内に負圧作用を発生させ、スクリーン周辺の泥壁除去及び掘り屑と細砂を排出し、充てん砂利を安定させる。</li> <li>井底に沈殿した細砂類は、さらい揚げる。</li> </ol>	
8. 2. 8 揚水試験	<p>揚水試験として、予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験及び水位回復試験を行う。</p> <p>なお、揚水量の測定方法は、JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）に定める方法によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>予備揚水試験は、泥水を十分に排出した上でを行い、最大揚水量を求めるものとする。</li> <li>段階揚水試験は、段階的に揚水を増量してを行い、限界及び適正揚水量を求めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>初段階の揚水量は、最大揚水量の1/7～1/8の量で行い、次段階以降の揚水は均等量を逐次加算して行う。</li> <li>水位の測定は10分間隔で行い、各段階の揚水継続時間は、測定水位の変化量が10mm以下となるまで行うものとし、最大1時間とする。</li> <li>各段階における揚砂量の定量測定を行う。</li> </ol> </li> <li>連続揚水試験は、適正揚水量で揚水し、測定時間24時間以上を行い、帯水層の透水性を求めるものとする。</li> <li>水位回復試験は、連続揚水試験終了後に行い、測定時間は1時間以上とする。</li> </ol>	8. 2. 8 揚水試験	<p>揚水試験として、予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験及び水位回復試験を行う。</p> <p>なお、揚水量の測定方法は、JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）に定める方法によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>予備揚水試験は、泥水を十分に排出した上でを行い、最大揚水量を求めるものとする。</li> <li>段階揚水試験は、段階的に揚水を増量してを行い、限界及び適正揚水量を求めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>初段階の揚水量は、最大揚水量の1/7～1/8の量で行い、次段階以降の揚水は均等量を逐次加算して行う。</li> <li>水位の測定は10分間隔で行い、各段階の揚水継続時間は、測定水位の変化量が10mm以下となるまで行うものとし、最大1時間とする。</li> <li>各段階における揚砂量の定量測定を行う。</li> </ol> </li> <li>連続揚水試験は、適正揚水量で揚水し、測定時間24時間以上を行い、帯水層の透水性を求めるものとする。</li> <li>水位回復試験は、連続揚水試験終了後に行い、測定時間は1時間以上とする。</li> </ol>	
8. 2. 9 水質試験	水質試験は、公立の保健所、試験所又は認定の試験所にて実施するものとし、使用目的に適合した水質項目に関して、化学的、物理的及び生物化学的試験を行う。飲料水に供する場合は、水道法に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）の定めによる。	8. 2. 9 水質試験	水質試験は、公立の保健所、試験所又は認定の試験所にて実施するものとし、使用目的に適合した水質項目に関して、化学的、物理的及び生物化学的試験を行う。飲料水に供する場合は、水道法に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）の定めによる。	
8. 2. 10 報告書	<p>報告書は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>総合柱状図 <ol style="list-style-type: none"> <li>地質柱状図</li> <li>井戸構造図（ケーシング下端深度、ケーシング接合深度、スクリーン深度、充てん砂利深度、遮水深度、スクリーン構造図等）</li> <li>電気検層図（検層測定記録を含む）</li> </ol> </li> </ol>	8. 2. 10 報告書	<p>報告書は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>総合柱状図 <ol style="list-style-type: none"> <li>地質柱状図</li> <li>井戸構造図（ケーシング下端深度、ケーシング接合深度、スクリーン深度、充てん砂利深度、遮水深度、スクリーン構造図等）</li> <li>電気検層図（検層測定記録を含む）</li> </ol> </li> </ol>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
2	施工地点位置図（掘削地点の緯度，経度及び標高(m)を併せて記載する）	2	施工地点位置図（掘さく地点の緯度，経度及び標高(m)を併せて記載する）	報告書から工事写真を削除（営） 地質柱状図があるため地質標本を削除（営）
3	揚水試験成績表	3	揚水試験成績表	
4	水質試験成績表	4	水質試験成績表	
5	工事写真			
6	地質標本（別箱にて1組）			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																																																																				
9.1.1 適用範囲	<p><b>9章 浄化槽設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 本設備は、建築基準法、浄化槽法及び水質汚濁防止法に基づく法令のほか、特定行政庁の定める取扱要綱等による。</p> <p>2 本章は、合併処理浄化槽の現場施工型（躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう。）及びユニット型（工場生産品とし、浄化槽法に基づく型式認定品とする。）に適用するもので、その規模、処理性能による方式、型式の区分は、9.1.1表によるほか、特記による。</p> <p><b>9.1.1表 処理方式及び型式</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規模</th> <th colspan="5">処理性能</th> <th rowspan="2">方式</th> <th rowspan="2">型式</th> </tr> <tr> <th>BOD除去率(%)</th> <th>BOD濃度(mg/L)</th> <th>COD濃度(mg/L)</th> <th>T-N濃度(mg/L)</th> <th>T-P濃度(mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模</td> <td>90以上</td> <td>20以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式</td> <td rowspan="2">現場施工型・ユニット型</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>90以上</td> <td>20以上</td> <td>—</td> <td>20以上</td> <td>—</td> <td>脱窒ろ床接触ばっ気方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大規模</td> <td>90以上</td> <td>20以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式</td> <td rowspan="5">ユニット型・現場施工型</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>接触ばっ気・砂ろ過方式 凝集分離方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>20以下</td> <td>1以下</td> <td>硝化液循環活性汚泥方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>15以下</td> <td>1以下</td> <td>三次処理脱窒・脱磷方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>10以下</td> <td>1以下</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「水質汚濁防止法」の規定により、BOD以外の水質項目について、排水基準が定められている場合は、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」（昭和55年建設省告示第1292号）の構造とする。また、同告示に定められた浄化槽の構造と同等以上の効力があるものとみなすものは、建築基準法第68条の26第1項に基づき、同法施行令第35条第1項によるものとする。</p> <p>2. 「瀬戸内海環境保全特別措置法」の規定により水質規制が行われる地域に設ける浄化槽は、同法の規定による排水基準に適合するものとする。</p>	規模	処理性能					方式	型式	BOD除去率(%)	BOD濃度(mg/L)	COD濃度(mg/L)	T-N濃度(mg/L)	T-P濃度(mg/L)	小規模	90以上	20以下	—	—	—	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式	現場施工型・ユニット型	中規模	90以上	20以上	—	20以上	—	脱窒ろ床接触ばっ気方式	大規模	90以上	20以下	—	—	—	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式	ユニット型・現場施工型	95以上	10以下	—	—	—	接触ばっ気・砂ろ過方式 凝集分離方式	95以上	10以下	10以下	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	95以上	10以下	—	20以下	1以下	硝化液循環活性汚泥方式	95以上	10以下	—	15以下	1以下	三次処理脱窒・脱磷方式	95以上	10以下	—	10以下	1以下	—	—	<p><b>9章 浄化槽設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 本設備は、建築基準法、浄化槽法及び水質汚濁防止法に基づく法令のほか、特定行政庁の定める取扱要綱等による。</p> <p>2 本章は、合併処理浄化槽の現場施工型（躯体を現場でコンクリート打ちし、構築するものをいう。）及びユニット型（工場生産品とし、浄化槽法に基づく型式認定品とする。）に適用するもので、その規模、処理性能による方式、型式の区分は、9.1.1表によるほか、特記による。</p> <p><b>9.1.1表 処理種別、処理性能による方式、型式</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理種別</th> <th colspan="5">処理性能</th> <th rowspan="2">方式</th> <th rowspan="2">型式</th> </tr> <tr> <th>BOD除去率(%)</th> <th>BOD濃度(mg/L)</th> <th>COD濃度(mg/L)</th> <th>T-N濃度(mg/L)</th> <th>T-P濃度(mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小規模合併処理</td> <td>90以上</td> <td>20以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式</td> <td rowspan="2">ユニット型</td> </tr> <tr> <td>90以上</td> <td>20以下</td> <td>—</td> <td>20以下</td> <td>—</td> <td>脱窒ろ床接触ばっ気方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">合併処理</td> <td>90以上</td> <td>20以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式</td> <td rowspan="5">ユニット型・現場施工型</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>接触ばっ気・砂ろ過方式 凝集分離方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>20以下</td> <td>1以下</td> <td>硝化液循環活性汚泥方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>15以下</td> <td>1以下</td> <td>三次処理脱窒・脱磷方式</td> </tr> <tr> <td>95以上</td> <td>10以下</td> <td>—</td> <td>10以下</td> <td>1以下</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「水質汚濁防止法」の規定により、BOD以外の水質項目について、排水基準が定められている場合は、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」（昭和55年建設省告示第1292号）の構造とする。また、同告示に定められた浄化槽の構造と同等以上の効力があるものとみなすものは、建築基準法第68条の26第1項に基づき、同法施行令第35条第1項によるものとする。</p> <p>2. 「瀬戸内海環境保全特別措置法」の規定により水質規制が行われる地域に設ける浄化槽は、同法の規定による排水基準に適合するものとする。</p>	処理種別	処理性能					方式	型式	BOD除去率(%)	BOD濃度(mg/L)	COD濃度(mg/L)	T-N濃度(mg/L)	T-P濃度(mg/L)	小規模合併処理	90以上	20以下	—	—	—	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式	ユニット型	90以上	20以下	—	20以下	—	脱窒ろ床接触ばっ気方式	合併処理	90以上	20以下	—	—	—	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式	ユニット型・現場施工型	95以上	10以下	—	—	—	接触ばっ気・砂ろ過方式 凝集分離方式	95以上	10以下	10以下	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	95以上	10以下	—	20以下	1以下	硝化液循環活性汚泥方式	95以上	10以下	—	15以下	1以下	三次処理脱窒・脱磷方式	95以上	10以下	—	10以下	1以下	—	—	<p>改定理由</p> <p>小規模合併処理はユニット型限定として見直し（営）</p> <p>誤植</p>
	規模		処理性能							方式	型式																																																																																																																													
BOD除去率(%)		BOD濃度(mg/L)	COD濃度(mg/L)	T-N濃度(mg/L)	T-P濃度(mg/L)																																																																																																																																			
小規模	90以上	20以下	—	—	—	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式	現場施工型・ユニット型																																																																																																																																	
中規模	90以上	20以上	—	20以上	—	脱窒ろ床接触ばっ気方式																																																																																																																																		
大規模	90以上	20以下	—	—	—	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式	ユニット型・現場施工型																																																																																																																																	
	95以上	10以下	—	—	—	接触ばっ気・砂ろ過方式 凝集分離方式																																																																																																																																		
	95以上	10以下	10以下	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式																																																																																																																																		
	95以上	10以下	—	20以下	1以下	硝化液循環活性汚泥方式																																																																																																																																		
	95以上	10以下	—	15以下	1以下	三次処理脱窒・脱磷方式																																																																																																																																		
95以上	10以下	—	10以下	1以下	—	—																																																																																																																																		
処理種別	処理性能					方式	型式																																																																																																																																	
	BOD除去率(%)	BOD濃度(mg/L)	COD濃度(mg/L)	T-N濃度(mg/L)	T-P濃度(mg/L)																																																																																																																																			
小規模合併処理	90以上	20以下	—	—	—	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式	ユニット型																																																																																																																																	
	90以上	20以下	—	20以下	—	脱窒ろ床接触ばっ気方式																																																																																																																																		
合併処理	90以上	20以下	—	—	—	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式	ユニット型・現場施工型																																																																																																																																	
	95以上	10以下	—	—	—	接触ばっ気・砂ろ過方式 凝集分離方式																																																																																																																																		
	95以上	10以下	10以下	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式																																																																																																																																		
	95以上	10以下	—	20以下	1以下	硝化液循環活性汚泥方式																																																																																																																																		
	95以上	10以下	—	15以下	1以下	三次処理脱窒・脱磷方式																																																																																																																																		
95以上	10以下	—	10以下	1以下	—	—																																																																																																																																		

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9.1.2 施工範囲	1 現場施工型の施工範囲は9.1.2表による。	9.1.2 施工範囲	1 現場施工型の施工範囲は9.1.2表による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	9.1.2表 現場施工型の施工範囲（その1）		9.1.2表 現場施工型の施工範囲（その1）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="3">小規模</th> <th colspan="4">中・大規模</th> </tr> <tr> <th>分離ばっ気方式</th> <th>接触ばっ気方式</th> <th>攪拌ばっ気方式</th> <th colspan="2">回転板接触方式</th> <th colspan="2">接触ばっ気方式</th> <th rowspan="2">長時間ばっ気方式</th> </tr> <tr> <th>5～50人</th> <th>5～50人</th> <th>5～50人</th> <th>51～500人</th> <th>101～500人</th> <th>51～500人</th> <th>101～500人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荒目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>ばっ気型スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>細目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td></tr> <tr><td>20ミリ目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td></tr> <tr><td>微細目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>5ミリ目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>破砕装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>汚水・汚物ポンプ</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>エアリフトポンプ</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>送風機</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>電動機</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>制御盤</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>液面制御装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>散気装置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>水中ばっ気装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>消泡装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>機械かくはん装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>計量調整移送装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>スカム除去装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>消毒装置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>砂ろ過装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>凝集かくはん装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>活性炭吸着装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>循環装置</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>薬品注入装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>PH計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>DO計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	項目	小規模			中・大規模				分離ばっ気方式	接触ばっ気方式	攪拌ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式	5～50人	5～50人	5～50人	51～500人	101～500人	51～500人	101～500人	荒目スクリーン	—	—	—	△	△	△	△	△	ばっ気型スクリーン	—	—	—	—	△	—	△	△	細目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△	20ミリ目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△	微細目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△	5ミリ目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△	破砕装置	—	—	—	—	△	—	△	△	汚水・汚物ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	エアリフトポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	送風機	○	○	○	△	△	○	○	○	電動機	○	○	○	○	○	○	○	○	制御盤	△	△	△	○	○	○	○	○	液面制御装置	△	△	△	△	△	△	△	△	散気装置	○	○	○	△	△	○	○	○	水中ばっ気装置	△	△	△	△	△	△	△	△	消泡装置	△	△	△	—	—	○	○	○	機械かくはん装置	△	△	△	—	—	△	△	△	計量調整移送装置	△	△	△	△	○	△	○	○	スカム除去装置	△	△	△	○	○	○	○	○	消毒装置	○	○	○	○	○	○	○	○	砂ろ過装置	—	—	—	—	—	—	—	—	凝集かくはん装置	—	—	—	—	—	—	—	—	活性炭吸着装置	—	—	—	—	—	—	—	—	循環装置	—	—	○	—	—	—	—	—	薬品注入装置	—	—	—	—	—	—	—	—	PH計	—	—	—	—	—	—	—	—	DO計	—	—	—	—	—	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="3">小規模合併処理</th> <th colspan="4">合併処理</th> </tr> <tr> <th>分離ばっ気方式</th> <th>接触ばっ気方式</th> <th>攪拌ばっ気方式</th> <th colspan="2">回転板接触方式</th> <th colspan="2">接触ばっ気方式</th> <th rowspan="2">長時間ばっ気方式</th> </tr> <tr> <th>5～50人</th> <th>5～50人</th> <th>5～50人</th> <th>51～500人</th> <th>101～500人</th> <th>51～500人</th> <th>101～500人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>荒目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>ばっ気型スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>細目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td></tr> <tr><td>20ミリ目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td></tr> <tr><td>微細目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>5ミリ目スクリーン</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>△</td></tr> <tr><td>破砕装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>汚水・汚物ポンプ</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>エアリフトポンプ</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>送風機</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>制御盤</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>液面制御装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>かくはん装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>ばっ気装置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>消泡装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>機械かくはん装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>—</td><td>—</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr> <tr><td>計量調整移送装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>スカム除去装置</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>消毒装置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>ろ過装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>凝集かくはん装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>活性炭吸着装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>循環装置</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>薬品注入装置</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>PH計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>DO計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	項目	小規模合併処理			合併処理				分離ばっ気方式	接触ばっ気方式	攪拌ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式	5～50人	5～50人	5～50人	51～500人	101～500人	51～500人	101～500人	荒目スクリーン	—	—	—	△	△	△	△	△	ばっ気型スクリーン	—	—	—	—	△	—	△	△	細目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△	20ミリ目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△	微細目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△	5ミリ目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△	破砕装置	—	—	—	—	△	—	△	△	汚水・汚物ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	エアリフトポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	送風機	○	○	○	△	△	○	○	○	制御盤	△	△	△	○	○	○	○	○	液面制御装置	△	△	△	△	△	△	△	△	かくはん装置	—	—	—	—	○	—	○	○	ばっ気装置	○	○	○	△	△	○	○	○	消泡装置	△	△	△	—	—	○	○	○	機械かくはん装置	△	△	△	—	—	△	△	△	計量調整移送装置	△	△	△	△	○	△	○	○	スカム除去装置	△	△	△	○	○	○	○	○	消毒装置	○	○	○	○	○	○	○	○	ろ過装置	—	—	—	—	—	—	—	—	凝集かくはん装置	—	—	—	—	—	—	—	—	活性炭吸着装置	—	—	—	—	—	—	—	—	循環装置	—	—	○	—	—	—	—	—	薬品注入装置	—	—	—	—	—	—	—	—	PH計	—	—	—	—	—	—	—	—	DO計	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>電動機は、各機材に取り込んで見直し（営）</p> <p>名称を整合して見直し（営）</p>
項目	小規模			中・大規模																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	分離ばっ気方式		接触ばっ気方式	攪拌ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	5～50人	5～50人	5～50人	51～500人	101～500人	51～500人	101～500人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
荒目スクリーン	—	—	—	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ばっ気型スクリーン	—	—	—	—	△	—	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
細目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20ミリ目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
微細目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5ミリ目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
破砕装置	—	—	—	—	△	—	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
汚水・汚物ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
エアリフトポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
送風機	○	○	○	△	△	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電動機	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
制御盤	△	△	△	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
液面制御装置	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
散気装置	○	○	○	△	△	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
水中ばっ気装置	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消泡装置	△	△	△	—	—	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
機械かくはん装置	△	△	△	—	—	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計量調整移送装置	△	△	△	△	○	△	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
スカム除去装置	△	△	△	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消毒装置	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
砂ろ過装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
凝集かくはん装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
活性炭吸着装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
循環装置	—	—	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
薬品注入装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
PH計	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
DO計	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
項目	小規模合併処理			合併処理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	分離ばっ気方式	接触ばっ気方式	攪拌ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	5～50人	5～50人	5～50人	51～500人	101～500人	51～500人	101～500人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
荒目スクリーン	—	—	—	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ばっ気型スクリーン	—	—	—	—	△	—	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
細目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20ミリ目スクリーン	—	—	—	—	—	—	—	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
微細目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5ミリ目スクリーン	—	—	—	—	○	—	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
破砕装置	—	—	—	—	△	—	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
汚水・汚物ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
エアリフトポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
送風機	○	○	○	△	△	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
制御盤	△	△	△	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
液面制御装置	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
かくはん装置	—	—	—	—	○	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ばっ気装置	○	○	○	△	△	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消泡装置	△	△	△	—	—	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
機械かくはん装置	△	△	△	—	—	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計量調整移送装置	△	△	△	△	○	△	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
スカム除去装置	△	△	△	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
消毒装置	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ろ過装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
凝集かくはん装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
活性炭吸着装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
循環装置	—	—	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
薬品注入装置	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
PH計	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
DO計	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版										公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）										改定理由
中・大規模										合併処理										
接触 ばっ気 ・砂ろ 過方式	凝集分離方式				接触 ばっ気・ 活性炭 吸着方式	凝集分離・ 活性炭吸着方式		硝化液 循環活 性汚泥 方式	三次処理脱窒 ・脱磷方式		接触 ばっ気 ・砂ろ 過方式	凝集分離方式				硝化液 循環活 性汚泥 方式	三次処理脱窒 ・脱磷方式			
	51～ 500人	101～ 500人	101～ 500人	101～ 500人		51～ 500人	101～ 500人		51～ 500人	51～ 500人		101～ 500人	51～ 500人	101～ 500人	51～ 500人		101～ 500人	51～ 500人		51～ 500人
流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	沈殿分離 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	沈殿分離 タイプ	流量調整 タイプ	
△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	△	—	△	△	—	△	△	
△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	△	—	△	△	—	△	△	
△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	△	—	△	△	—	△	△	
—	—	△	△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	△	—	△	△	—	△	△	
○	—	△	○	—	△	△	—	△	△	—	△	△	△	—	△	△	—	△	△	
○	—	△	○	—	△	—	—	△	—	—	△	—	—	△	—	—	—	△	△	
△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	—	△	△	△	—	△	△	—	△	△	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
○	△	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
○	△	△	○	○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	○	△	○	△	△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

電動機は、各機材に取り込んで見直し  
(営)

名称を整合して見直し (営)

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）

改定理由

9.1.2表 現場施工型の施工範囲（その2）

項目	小規模			中・大規模				
	分離ばっ気方式	凝集分離ばっ気方式	接触ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式
				51～500人	101～500人	51～500人	101～500人	
ろ材	—	○	○	—	—	—	—	—
接触材	○	○	○	—	—	○	○	—
回転板接触装置	—	—	—	○	○	—	—	—
整流板・阻流板	△	△	△	△	△	△	△	△
越流せき	○	○	○	○	○	○	○	○
せき板	—	—	—	—	○	—	○	○
マンホール	○	○	○	○	○	○	○	○
通気口	○	○	○	○	＝	○	＝	＝
排気管及び排気かさ	△	△	△	△	＝	△	＝	＝
汚水流入管	○	○	○	○	△	○	△	△
汚水・汚泥配管工事	△	△	△	○	○	○	○	○
空気配管工事	○	○	○	△	△	○	○	○
消泡配管工事	△	△	△	—	—	○	○	○
薬品注入配管工事	—	—	—	—	—	—	—	—
防錆及び塗装工事	○	○	○	○	○	○	○	○
電気配管配線工事	○	○	○	○	○	○	○	○

中・大規模

接触ばっ気・砂ろ過方式	凝集分離方式			接触ばっ気・活性炭吸着方式	凝集分離・活性炭吸着方式			硝化液循環活性汚泥方式	三次処理脱窒・脱磷方式
	101～500人	51～101人	101～500人		51～101人	101～500人	51～101人		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	○	○	○	—	—	○	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
＝	○	＝	＝	○	＝	＝	○	＝	＝
＝	△	＝	＝	△	＝	＝	△	＝	＝
△	○	△	△	○	△	△	○	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	△	△	○	△	△	○	○	○	○
○	△	△	△	△	△	○	○	○	○
—	○	○	—	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 ○印を施工の範囲とし、△印は構造上必要な場合に施工する。  
2 送風機室、防護さく及びコンクリート躯体工事（土工事を含

9.1.2表 現場施工型の施工範囲（その2）

項目	小規模合併処理			合併処理				
	分離ばっ気方式	凝集分離ばっ気方式	接触ばっ気方式	回転板接触方式		接触ばっ気方式		長時間ばっ気方式
				51～500人	101～500人	51～500人	101～500人	
ろ材	—	○	○	—	—	—	—	—
接触材	○	○	○	—	—	○	○	—
回転板接触装置	—	—	—	○	○	—	—	—
整流板・阻流板	△	△	△	△	△	△	△	△
越流せき	○	○	○	○	○	○	○	○
せき板	—	—	—	—	○	—	○	○
マンホール	○	○	○	○	○	○	○	○
通気口	○	○	○	○	○	○	○	○
排気管及び排気かさ	△	△	△	△	△	△	△	△
汚水流入管	○	○	○	○	△	○	△	△
汚水・汚泥配管工事	△	△	△	○	○	○	○	○
空気配管工事	○	○	○	△	△	○	○	○
消泡配管工事	△	△	△	—	—	○	○	○
薬品注入配管工事	—	—	—	—	—	—	—	—
防錆及び塗装工事	○	○	○	○	○	○	○	○
電気配管配線工事	○	○	○	○	○	○	○	○

合併処理

接触ばっ気・砂ろ過方式	凝集分離方式			接触ばっ気・活性炭吸着方式	凝集分離・活性炭吸着方式			硝化液循環活性汚泥方式	三次処理脱窒・脱磷方式
	101～500人	51～101人	101～500人		51～101人	101～500人	51～101人		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	○	○	○	—	—	○	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	○	△	△	○	△	△	○	△	△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	△	△	○	△	△	○	○	○	○
○	△	△	○	△	△	○	○	○	○
—	○	○	—	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 ○印を施工の範囲とし、△印は構造上必要な場合に施工する。  
2 送風機室、防護さく及びコンクリート躯体工事（土工事を含

適用を見直し（営）

適用を見直し（営）



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	む)は、特記による。		む)は、特記による。	
	2 ユニット型の施工範囲は、次による。 (1) 土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事 (2) 本体付属機器及びその据付け工事 (3) 9.1.2表の該当する項目		2 ユニット型の施工範囲は、次による。 (1) 土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事 (2) 本体付属機器及びその据付け工事 (3) 9.1.2表の該当する項目	
	<b>2節 現場施工型浄化槽の機材及び施工</b>		<b>2節 現場施工型浄化槽の機材及び施工</b>	
9.2.1 クリーン		9.2.1 クリーン		
9.2.1.1 荒目スクリーン	1 荒目スクリーンは、固定スクリーン、取付フレーム、かき揚げ装置、電動機等を備えたものとし、かき揚げ装置により自動的にスクリーンかすを除去するもので、 <u>構造上必要な場合は、減速機を設ける。</u> <u>なお、取付け角度は、水平面に対して45°～60°とする。</u>	9.2.1.1 荒目スクリーン	1 荒目スクリーンは、固定スクリーン、取付フレーム、かき揚げ装置、電動機、 <u>減速機</u> 等を備えたものとし、かき揚げ装置によりスクリーンかすを除去するもので、 <u>固定スクリーンの</u> 取付け角度は、水平面に対して45°～ <u>75°</u> とする。	減速機を標準にしたほか、固定スクリーンの取付け角度を見直し。(営)
	2 目幅の有効間隔は、50mm程度とし、固定スクリーン及び取付けフレームは、ステンレス鋼板(SUS304)製で、かき揚げ装置のレーキ部等は <u>プラスチック製又はステンレス鋼板(SUS304)製とする。</u>		2 目幅の有効間隔は、50mm程度とし、固定スクリーン、 <u>取付けフレーム及び</u> 接水部は、ステンレス鋼板(SUS304)とし、かき揚げ装置のレーキ部等は、 <u>合成樹脂製又はステンレス鋼板(SUS304)とする。また、その他の部分は、ステンレス鋼板(SUS304)又は鋼板とする。</u> <u>なお、鋼板の場合はJIS K 5551(構造物用さび止めペイント)又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものである。</u>	SUS製の適用部位を明確にして見直し(営) 各部位毎に材質を整理(営)
	<u>3 本機には、次の付属品を備える。</u> (1) バケツ(プラスチック製)大・小……各1個 (2) スコップ……1個 (3) 水切バケツ……1個		<u>3 電動機は、3.2.15 給水システム1(2)「電動機」による。</u> <u>4 付属品は、次による。</u> (1) バケツ(合成樹脂製)大・小……各1個 (2) スコップ……1個 (3) 水切バケツ……1個	電動機の規定を追加(営) 用語の整理(営)
9.2.1.2 ばっ気型スクリーン	1 ばっ気型スクリーンは、固定スクリーン、散気装置、手元調整弁等を備えたものとし、槽底部に汚物、砂等を貯留できる構造とする。 2 目幅の有効間隔は、30mmから50mm程度とし、固定スクリーンはステンレス鋼板(SUS304)製とする。	9.2.1.2 ばっ気型スクリーン	1 ばっ気型スクリーンは、固定スクリーン、 <u>取付けフレーム</u> 、散気装置、手元調整弁等を備えたものとし、槽底部に汚物、砂等を貯留できる構造とする。 2 目幅の有効間隔は、30mmから50mm程度とし、固定スクリーン <u>及び取付けフレーム</u> はステンレス鋼板(SUS304) <u>又は合成樹脂製</u> とする。	取付けフレームを追加して見直し(営)
9.2.1.3 細目スクリーン	1 細目スクリーンの構成及び構造は、荒目スクリーンによるものとする。ただし、目幅の有効間隔は、20mm程度とする。 2 <u>本機には、次の付属品を備える。</u> 水切りバケツ(貯留槽にスクリーンかすを落とさない場合)……1個	9.2.1.3 細目スクリーン	1 細目スクリーンの構成及び構造は、荒目スクリーンによるものとする。ただし、目幅の有効間隔は、20mm程度とする。 2 <u>付属品は、次による。</u> 水切りバケツ(貯留槽にスクリーンかすを落とさない場合)……1個	
9.2.1.4 20ミリ目スクリーン	1 20ミリ目スクリーンは、固定スクリーンとし、取付角度は、水平面に対して45°～ <u>60°</u> とする。	9.2.1.4 20ミリ目	1 20ミリ目スクリーンは、固定スクリーンとし、取付け角度は、水平面に対して45°～ <u>75°</u> とする。	荒目スクリーンと整合させて見直し(営)

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
ン	<p>2 目幅の有効間隔は、20mm 程度とし、固定スクリーンはステンレス鋼板（SUS304）製とする。</p> <p>3 <u>本機には、次の付属品を備える。</u></p> <p>(1) 20 ミリ目スクリーンかすかき揚げ用具……………一式</p> <p>(2) 水切りバケット（貯留槽にスクリーンかすを落とさない場合）……………1 個</p>	スクリー	<p>2 目幅の有効間隔は、20mm 程度とし、固定スクリーン及び取り付けフレームはステンレス鋼板（SUS304）又は合成樹脂製とする。</p> <p>3 <u>付属品は、次による。</u></p> <p>(1) 20 ミリ目スクリーンかすかき揚げ用具……………一式</p> <p>(2) 水切りバケット（貯留槽にスクリーンかすを落とさない場合）……………1 個</p>	
9. 2. 1. 5 微細目スクリーン	<p>1 微細目スクリーンは、スリット状、ふるい目状（円形）等の微細目を有するドラム形、バースクリーン形等のスクリーンに、<u>スクリーンかすを除去する装置を備えたもので、構造上必要な場合は、洗浄機構、駆動装置を設ける。</u></p> <p>2 目幅の有効間隔は、1mm から 2.5mm 程度とし、<u>スクリーン及び接水部は、ステンレス鋼（SUS 304）製又は鋼板製とする。</u></p> <p><u>なお、鋼板製の場合は、タールエポキシ樹脂塗料 3 回塗り程度の耐食性を有する防錆処理を施す。</u></p>	9. 2. 1. 5 微細目スクリーン	<p>1 微細目スクリーンは、スリット状、ふるい目状（円形）等の微細目を有するドラム形、バースクリーン形等のスクリーンに、<u>取り付けフレーム、電動機、減速機等からなり、スクリーンかすを除去する装置を備えたものとする。</u></p> <p>2 目幅の有効間隔は、1mm から 2.5mm 程度とし、<u>固定スクリーン、取り付けフレーム及び接水部は、ステンレス鋼板（SUS 304）とし、かき揚げ装置のレーキ部は、合成樹脂製又はステンレス鋼板（SUS 304）とする。また、その他の部分は、ステンレス鋼板（SUS 304）又は鋼板とする。</u></p> <p><u>なお、鋼板の場合は JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとする。</u></p> <p>3 <u>5 ミリ目スクリーンを備えた副水路を設ける。</u></p> <p>4 <u>電動機は、3.2.15 給水システム 1(2)「電動機」による。</u></p>	<p>構成機器の見直し（営）</p> <p>各部の材質を荒目スクリーンと整合させて見直し（営）</p> <p>副水路の規定を追加（営）</p> <p>電動機の規定を追加（営）</p>
9. 2. 1. 6 5 ミリ目スクリーン	<p>1 <u>5 ミリ目スクリーンは、固定スクリーン、くし歯、電動機及び取付フレーム等を備えたものとし、くし歯によりスクリーンかすを除去できるもので、構造上必要な場合は、減速機を設ける。</u></p> <p><u>なお、取付角度は、水平面に対して 45°～60° とする。</u></p> <p>2 <u>目幅の有効間隔は、5mm 程度とし、固定スクリーン、くし歯及び取付フレームは、ステンレス鋼板（SUS 304）製とする。</u></p>	9. 2. 1. 6 5 ミリ目スクリーン	<p><u>構成及び構造は 9.2.1.1「荒目スクリーン」による。ただし、目幅の有効間隔は 5mm 以下とする。</u></p>	<p>荒目スクリーンによる見直し（営）</p>
9. 2. 2 破碎装置	<p>1 破碎装置は、減速機付きの立形電動機と直結したドラム形とし、回転ドラム、支柱に固定されたコーム、ドラム表面に突き出して取付けたコームの間隙を通過する切削歯及びドラム溝の末端に取り付けたカッターバー等からなるもので、石及び金属以外のすべての固形物を細かく砕くことのできるものとする。</p> <p>2 ドラムは鋳鉄製、切削歯はタングステンカーバイト等の焼結超硬合金製、コーム及びカッターバーは特殊鋼程度の耐磨耗製を有するものとし、再研磨及び取替の容易な構造とする。</p> <p><u>なお、軸受部への給油が必要な場合は、自給油式とする。</u></p> <p>3 電動機及び減速機の据付けにおいては、浸水による故障防止対策を行う。</p> <p>4 本機には、次の付属品を備える。</p> <p>(1) 予備歯（コーム・切削歯）……………各 1 組</p> <p>(2) <u>グリースガン……………1 台</u></p>	9. 2. 2 破碎装置	<p>1 破碎装置は、減速機付きの立形電動機と直結したドラム形とし、回転ドラム、支柱に固定されたコーム、ドラム表面に突き出して取り付けたコームの間隙を通過する切削歯及びドラム溝の末端に取り付けたカッターバー等からなるもので、石及び金属以外のすべての固形物を細かく砕くことのできるものとする。</p> <p>2 ドラムは鋳鉄製、切削歯はタングステンカーバイト等の焼結超硬合金製、コーム及びカッターバーは特殊鋼（SKD）又は同等以上の耐磨耗製を有するものとし、再研磨及び取替の容易な構造とする。</p> <p><u>なお、軸受部への給油が必要な場合は、自給油式とする。</u></p> <p>3 電動機及び減速機の据付けにおいては、浸水による故障防止対策を行う。</p> <p>4 <u>目幅の有効間隔が 20 ミリ程度のスクリーンを備えた副水路を設ける。</u></p> <p>5 <u>付属品は、次による。</u></p> <p>(1) 予備歯（コーム・切削歯）……………各 1 組</p>	<p>曖昧な表現を見直し（営）</p> <p>副水路の規定を追加（営）</p>
				メンテナンスフリーが標準のため削除

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	(3) 工具類……………一式		(2) 工具類……………一式	(営)
9. 2. 3 汚水、汚物ポンプ	汚水、汚物ポンプは、2台1組（消泡用は1台）として設けるものとし、形式は、流入側及び汚物移送用に設ける場合は汚物用、流出側及び消泡用に設ける場合は汚水用の水中モーターポンプとし、構造、材質その他は4.2.6の当該事項による。ただし、汚物用ポンプにあつては、直径35mm以上の球形固形物を容易に排出できる構造のものとする。	9. 2. 3 汚水、汚物ポンプ	汚水、汚物ポンプは、2台1組（消泡用は1台）として設けるものとし、形式は、流入側及び汚物移送用に設ける場合は汚物用、流出側及び消泡用に設ける場合は汚水用の水中モーターポンプとし、構造、材質その他は4.2.6の当該事項による。ただし、汚物用ポンプにあつては、直径35mm以上の球形固形物を容易に排出できる構造のものとする。	
9. 2. 4 エアリフト	1 エアリフトポンプは、送気管、揚泥管及び気液分離装置を備えたものとし、 <u>構造上必要な場合は</u> 、汚泥計量せき及び汚泥戻し管を設ける。  本体の材質は、ステンレス鋼製、硬質塩化ビニル製又は鋼製とする。 なお、鋼製の場合は、 <u>各部ともターレポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</u> 2 揚泥管は、曲がりの少ない形状とし、曲り部には掃除口を設ける。	9. 2. 4 エアリフト	1 エアリフトポンプは、送気管、揚泥管及び気液分離装置を備えたものとし、 <u>計量又は調整を行う場合は</u> 、汚泥計量せき及び汚泥戻し管を設けるものとし、 <u>適用は特記による。</u> 本体の材質は、ステンレス鋼製、硬質塩化ビニル製又は鋼製とする。 なお、鋼製の場合は <u>JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したのものとする。</u> 2 揚泥管は、曲がりの少ない形状とし、曲り部には掃除口を設ける。	明確にして見直し（営）  防錆処理の規定を見直し（営）
9. 2. 5 送風機	1 ばっ気槽用送風機は、2台以上（1台は予備）設けるものとし、次による。  (1) 形式は、ベルト駆動、直結駆動又は電磁式による <u>容積式</u> とし、ケーシングは鋳鉄製、サイドカバーは鋳鉄製又は樹脂製、駆動軸は球状黒鉛鋳鉄又は機械構造用炭素鋼鋼材、ローターは鋳鉄製、ギヤはクロムモリブデン鋼 <u>程度</u> の耐摩耗性を有するものとする。 (2) 風量は、ばっ気槽用の必要空気量に、エアリフトポンプ等のばっ気槽以外に使用する必要空気量を加えたものとし、バルブ調整、Vプーリ交換、可変速モーター等により調節可能なものとする。 <u>(3) 羽根は、鋼板製、鋳鉄製又はその他の強度の大なる材料で一樣な曲面に精度よく整形製作され、運転に際し変形を起こさないよう十分な強度を有し、高速運転に耐えうるものとする。側板は、必要に応じステーボルトにより補強する。</u> <u>(4) 軸は、JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）によるS30C以上、JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）によるFCD500-7以上又は特殊鋼製とし、十分な強度を有するものとする。軸受は、ラジアル及びスラスト荷重に十分に耐えうるもので、長時間の連続運転に支障のないものとし、Vベルト車とベルトには、危険防止用のVベルトガードを設ける。</u> <u>(5) 本機には、次の付属品を備える。</u>  (イ) 吸込側吸音器……………1組 (ロ) 吐出側吸音器……………1組 (ハ) 安全弁……………1組 (ニ) 防振継手……………1組 (ホ) 圧力計（コック付）……………1組	9. 2. 5 送風機	1 ばっ気槽用送風機は、2台以上（1台は予備）設けるものとし、次による。 <u>なお、間欠ばっ気運転等を行う場合は、特記による。</u> (1) 形式は、ベルト駆動、直結駆動又は電磁式による <u>容積形の回転式</u> とし、ケーシングは鋳鉄製、サイドカバーは鋳鉄製又は樹脂製、駆動軸は球状黒鉛鋳鉄又は機械構造用炭素鋼鋼材、ローターは鋳鉄製、ギヤはクロムモリブデン鋼 <u>又は同等</u> の耐摩耗性を有するものとする。 (2) 風量は、ばっ気用の必要空気量に、エアリフトポンプ等のばっ気以外に使用する必要空気量を加えたものとし、バルブ調整、Vプーリ交換、可変速モーター等により調節可能なものとする。  <u>(3) 付属品は、次による。</u>  (イ) 吸込側吸音器……………1組 (ロ) 吐出側吸音器……………1組 (ハ) 安全弁……………1組 (ニ) 防振継手……………1組 (ホ) 圧力計（コック付）……………1組	省エネ対策項目を追加（営） 他の規定と整合（営）  曖昧な表現を見直し（営）  誤植（営）  削除（営繕と整合）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(㍁) フィルター（吸込側吸音器に組み込まれた場合は除く）……1組</p> <p>(㍂) 風量調節用弁……1組</p> <p>(㍃) 空気逆止弁……1組</p> <p>(㍄) Vベルト保護カバー（ベルト駆動の場合）……一式</p> <p>(㍅) <u>防振基礎</u>……一式</p> <p>(㍆) <u>基礎ボルト</u>……一式</p> <p>(㍇) <u>相フランジ</u>……一式</p> <p>2 流量調整槽のかくはん用及び腐敗防止用送風機は、ばっ気槽用の送風機に準じた構造のものとする。</p> <p>3 機械室及び槽室の換気用送風機は、次による。</p> <p>(1) バランシングマシンにより調整されたもので、動的及び静的バランスが良く、運転時の騒音及び振動が少なく、所定の性能を有するものとする。</p> <p>なお、多翼形は次によるほか、JIS B 8331（多翼送風機）による。</p> <p>(2) ケーシングは、鋼板製とし、変形、振動及び接合部からの空気漏れが生じないよう、溶接、リベット締め又は折込み加工により、強固に整形補強したもので、据付け及び運転に支障のない構造とする。ケーシング下部には、必要のある場合は、水抜きを設ける。</p> <p>4 送風機の取付けは、次による。</p> <p>(1) 遠心送風機の基礎は、特記による。</p> <p>なお、送風機を天井<u>つり</u>又は壁支持とする場合は、地震その他の衝撃により脱落等起こさないよう、建築構造体に強固に固定した形鋼製架台に堅固に設置する。ただし、羽根基準外径 315mm（呼び番号 2）未満の送風機は、<u>つり</u>ボルトで設置してもよいが、ブレース等により振れ止めを施す。</p> <p>(2) 防振基礎における防振材の特性及び個数は、機器の回転数及び運転時重量並びに振動絶縁効率を考慮して決定する。</p> <p>なお、防振材及び振動絶縁率は、特記による。</p> <p>(3) 吸込み口及び吐出口を風道に接続する場合には、たわみ継手を用い、吸込み口を風道に接続しない場合には、吸込み口に保護金網を設ける。</p> <p><u>9. 2. 6 電動機</u> 電動機は、製造者の標準仕様とする。</p> <p><u>9. 2. 7 制御盤</u> 制御盤は、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気用品安全法に定めるところによるものとし、特記により漏電、過負荷及び満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。</p> <p>なお、汚水、汚物ポンプは、手動及び液面継電器による並列交互運転とする。</p> <p><u>9. 2. 8 液面制御装置</u> 液面制御装置は、レベルスイッチとし、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びリレーからなり、作動確実なものとする。また、必要に応じて、係留用の重錘付きロープ又はステンレス管を設け</p>	<p>(㍁) フィルター（吸込側吸音器に組み込まれた場合は除く）……1組</p> <p>(㍂) 風量調節用弁……1組</p> <p>(㍃) 空気逆止弁……1組</p> <p>(㍄) Vベルト保護カバー（ベルト駆動の場合）……一式</p> <p>(㍅) <u>相フランジ</u>……一式</p> <p>(㍆) <u>防振基礎</u>……一式</p> <p>(㍇) <u>基礎ボルト</u>……一式</p> <p>2 流量調整槽のかくはん用及び腐敗防止用送風機は、ばっ気用の送風機に準じた構造のものとする。</p> <p>3 機械室及び槽室の換気用送風機は、次による。</p> <p>(1) バランシングマシンにより調整されたもので、動的及び静的バランスが良く、運転時の騒音及び振動が少なく、所定の性能を有するものとする。</p> <p>なお、多翼形は次によるほか、JIS B 8331（多翼送風機）による。</p> <p>(2) ケーシングは、鋼板製とし、変形、振動及び接合部からの空気漏れが生じないよう、溶接、リベット締め又は折込み加工により、強固に整形補強したもので、据付け及び運転に支障のない構造とする。ケーシング下部には、必要のある場合は、水抜きを設ける。</p> <p>4 送風機の取り付けは、次による。</p> <p>(1) 遠心送風機の基礎は、特記による。</p> <p>なお、送風機を天井<u>吊り</u>又は壁支持とする場合は、地震その他の衝撃により脱落等起こさないよう、建築構造体に強固に固定した形鋼製架台に堅固に設置する。ただし、羽根基準外径 315mm（呼び番号 2）未満の送風機は、<u>吊り</u>ボルトで設置してもよいが、ブレース等により振れ止めを施す。</p> <p>(2) 防振基礎における防振材の特性及び個数は、機器の回転数及び運転時重量並びに振動絶縁効率を考慮して決定する。</p> <p>なお、防振材及び振動絶縁率は、特記による。</p> <p>(3) 吸込み口及び吐出口を風道に接続する場合には、たわみ継手を用い、吸込み口を風道に接続しない場合には、吸込み口に保護金網を設ける。</p> <p><u>9. 2. 6 制御盤</u> 制御盤は、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気用品安全法の定めによるものとし、特記により漏電、過負荷及び満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。</p> <p>なお、汚水、汚物ポンプは、手動及び液面制御装置による交互運転とする。</p> <p><u>9. 2. 7 液面制御装置</u> 液面制御装置は、レベルスイッチとし、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びリレーからなり、作動確実なものとする。また、必要に応じて、係留用の重錘付きロープ又はステンレス管を設け</p>	<p>改定理由</p> <p>当繕仕様書と整合</p> <p>誤植（営）</p> <p>削除（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>る。 なお、接続部は合成樹脂製又はステンレス鋼製とする。</p> <p>9. 2. 9 かくはん装置 かくはん装置は、散気式、水中ミキサ式、ジェットポンプ式等とし、流量調整槽内の汚水を効率良くかくはんでき、目詰りせず、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。</p> <p>9. 2. 10 ばっ気装置 1 ばっ気装置には散気装置式、機械かくはん装置式、かくはんとばっ気の併用装置式等とし、ばっ気槽内に十分酸素が供給でき、槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。 2 ばっ気装置は、目詰りせず、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。</p> <p>9. 2. 11 機械かくはん装置 1 機械かくはん装置は、駆動装置、かくはん羽根等からなり、ばっ気槽内に十分な酸素が供給でき、槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。 2 かくはん羽根は、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。 3 かくはん装置は、立軸回転式とし、汚水の循環並びに水面におけるばっ気を良好に保たせるものとする。 ケーシング及びドラフトチューブを有するものは、ケーシングをドラフトチューブで支持するものとし、ドラフトチューブの底部は汚水を吸引しやすく、かつ、きょう雑物のからみにくい構造とする。</p> <p>9. 2. 12 消泡装置 消泡装置は、次によるノズル式又は消泡剤式とし、適用は特記による。 1 ノズル式 (1) ノズル先端の水圧は、0.1～0.15MPaとし、ノズル1個当たりの噴出量は4～10L/minとする。 (2) 材質は銅合金又はプラスチック製とし、均一に散水でき、容易に清掃できる構造とする。 (3) ノズルの取付間隔は1.0～1.5mとし、効率よく消泡できる配置とする。 (4) 消泡用水に処理水を用いる場合は、ノズルの目詰りを防止するために、ストレーナーを設ける。ただし、目詰りを容易に除去できる構造のノズルの場合は、ストレーナーは設けなくてもよい。 2 消泡剤式は、槽の内部に消泡剤を貯蔵する容器を設置し、適正量の消泡剤を添加できる構造とする。</p> <p>9. 2. 13 計量調整移送装置 計量調整移送装置は、ポンプ吐出側の送水量計量せき、戻し水量調整せき、戻し配管、流量調整弁等で構成され、槽はガラス繊維強化ポリエステル樹脂による厚さ4mm以上又は鋼板による厚さ3.2mm以上、JIS K 6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）による厚さ6mm以上程度のものとする。</p>	<p>る。 なお、接続部は合成樹脂製又はステンレス鋼製とする。</p> <p>9. 2. 8 かくはん装置 1 かくはん装置の型式は、散気式、水中ミキサ式、ジェットポンプ式等とし、流量調整槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。 2 かくはん装置は、目詰りせず、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。</p> <p>9. 2. 9 ばっ気装置 1 ばっ気装置の型式は散気装置式、機械かくはん装置式、かくはんとばっ気の併用装置式等とし、ばっ気槽内に十分酸素が供給でき、槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。 2 ばっ気装置は、目詰りせず、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。</p> <p>9. 2. 10 機械かくはん装置 1 機械かくはん装置は、駆動装置、かくはん羽根等からなり、ばっ気槽内に十分な酸素が供給でき、槽内の汚水を効率良くかくはんできる構造とする。 2 かくはん羽根は、汚水中のきょう雑物のからみにくい構造とする。 3 かくはん装置は、立軸回転式とし、汚水の循環並びに水面におけるばっ気を良好に保たせるものとする。 ケーシング及びドラフトチューブ（立て円筒）を有するものは、ケーシングをドラフトチューブで支持するものとし、ドラフトチューブの底部は汚水を吸引しやすく、かつ、きょう雑物のからみにくい構造とする。</p> <p>9. 2. 11 消泡装置 消泡装置の型式は、次によるノズル式又は消泡剤式とし、適用は特記による。 1 ノズル式 (1) ノズル先端の水圧は、0.1～0.15MPaとし、ノズル1個当たりの噴出量は4～10L/minとする。 (2) 材質は銅合金又は合成樹脂製とし、均一に散水でき、容易に清掃できる構造とする。 (3) ノズルの取付間隔は1.0～1.5mとし、効率よく消泡できる配置とする。 (4) 消泡用水に処理水を用いる場合は、ノズルの目詰りを防止するために、ストレーナーを設ける。ただし、目詰りを容易に除去できる構造のノズルの場合は、ストレーナーは設けなくてもよい。 2 消泡剤式は、槽の内部に消泡剤を貯蔵する容器を設置し、定量ポンプ又は弁等により適正量の消泡剤を添加できる構造とする。</p> <p>9. 2. 12 計量調整移送装置 計量調整移送装置は、ポンプ吐出側の送水量計量せき、戻し水量調整せき、戻し配管、流量調整弁等で構成され、槽はガラス繊維強化ポリエステル樹脂による厚さ4mm以上又は鋼板による厚さ3.2mm以上、JIS K 6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）による厚さ6mm以上程度のものとする。</p>	<p>見直し（営）</p> <p>補足説明を追記（営）</p> <p>用語の整理（営）</p> <p>適正量の調整方法を追記（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>なお、<u>鋼板製の場合は、タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</u></p> <p>9. 2. 14 スカム除去装置 スカム除去装置は、浮上したスカムを人力又は機械的に捕集し、沈殿槽の水表面から排除できるもので、<u>鋼製又はプラスチック製とする。</u> なお、鋼板製の場合は、タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</p> <p>9. 2. 15 消毒装置 消毒装置は、特記がなければ塩素剤を使用するものとし、装置は次による。 1 固形塩素剤消毒装置 薬剤充てん部及び薬剤接液部からなり、薬剤の溶解により処理水を自動的に消毒するもので、接液部の通過流量により薬剤溶解量を調整できる構造とし、本体材質は、プラスチック製とする。 2 次亜塩素酸ソーダ消毒装置 (1) 薬剤注入装置部と薬剤貯留タンク部からなり、薬剤の注入により処理水を消毒するものとし、薬剤注入装置は、ポンプにより薬剤を自動的に注入する構造とする。 (2) 注入ポンプの接液部の材料は、ポリ塩化ビニル製等とし、貯留タンクの材料は、プラスチック製とする。 (3) 薬剤を注入する配管には、背圧弁又は逆止弁を設ける。</p> <p>9. 2. 16 ろ過装置 ろ過装置は、固定床の場合は、重力式、圧力式又は上向流式、移動床<u>連続ろ過</u>の場合は、上向流式又は水平流とする。また、ろ過装置は2台以上設けるものとし、次による。  なお、各部位は点検、清掃及びろ材の交換が容易にできる構造とする。 ろ材の洗浄は自動とし、水洗浄及び空気洗浄ができる構造で、<u>洗浄回数を記録できるものとする。</u>ただし、水洗浄のみで十分洗浄効果が得られる場合、空気洗浄は除いてもよい。 1 <u>ろ過装置は、固定床の場合、</u>ろ層は単層又は2層とし、単層ろ過は砂層600mm以上、2層ろ過は砂層400mm以上及びアンスラサイト300mm以上とし、支持層はいずれも300mm以上とする。 (1) ろ過砂の有効径は、0.5～1.2mm、アンスラサイトの有効径は、0.9～2.5mmとし、いずれも均等係数は1.5以下とする。 (2) ろ過速度は、移流計画汚水量に対し、単層ろ過は4m/h以下、2層ろ過は6m/h以下とする。</p>	<p>なお、鋼板製の場合は、<u>JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したもとする。</u></p> <p>9. 2. 13 スカム除去装置 スカム除去装置は、浮上したスカムを機械的に捕集し、沈殿槽の水表面から排除できるものとし、<u>材質は鋼製又は合成樹脂製とする。</u> なお、鋼板製の場合は、タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</p> <p>9. 2. 14 消毒装置 消毒装置は、特記がなければ塩素剤を使用するものとし、装置は次による。 1 固形塩素剤消毒装置 薬剤充てん部及び薬剤接液部からなり、薬剤の溶解により処理水を自動的に消毒するもので、接液部の通過流量により薬剤溶解量を調整できる構造とし、本体材質は、プラスチック製とする。 2 次亜塩素酸ソーダ消毒装置 (1) 薬剤注入装置部と薬剤貯留タンク部からなり、薬剤の注入により処理水を消毒するものとし、薬剤注入装置は、ポンプにより薬剤を自動的に注入する構造とする。 (2) 注入ポンプの接液部の材料は、ポリ塩化ビニル製等とし、貯留タンクの材料は、プラスチック製とする。 (3) 薬剤を注入する配管には、背圧弁又は逆止弁を設ける。</p> <p>9. 2. 15 ろ過装置 ろ過装置の型式は、固定床の場合は、重力式、圧力式又は上向流式、移動床の場合は、上向流式又は水平流とする。また、ろ過装置は2台以上設けるものとし、次による。 <u>缶体の材質は、ステンレス鋼、ガラス繊維強化ポリエステル（FRP）及び鋼板とし、鋼製の場合はJIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したもとする。</u> なお、各部位は点検、清掃及びろ材の交換が容易にできる構造とする。 ろ材の洗浄は自動とし、水洗浄、空気洗浄ができる構造とする。ただし、水洗浄のみで十分洗浄効果が得られる場合、空気洗浄は除いてもよい。 1 <u>固定床で砂ろ過する場合は、</u>ろ層は単層又は2層とし、単層ろ過は砂層600mm以上、2層ろ過は砂層400mm以上及びアンスラサイト300mm以上とし、支持層はいずれも300mm以上とする。 (1) ろ過砂の有効径は、0.5～1.2mm、アンスラサイトの有効径は、0.9～2.5mmとし、いずれも均等係数は1.5以下とする。 (2) ろ過速度は、移流計画汚水量に対し、単層ろ過は4m/h以下、2層ろ過は6m/h以下とする。</p>	<p>防錆処理の規定を見直し（営）</p> <p>人力を削除（営）</p> <p>修文（営）</p> <p>缶体材質の規定を追加（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>2 移動床連続砂ろ過の場合、ろ層厚及びろ過砂の粒径は、装置に適したものを選定する。</p> <p>3 人工ろ材ろ過の場合、ポリエステル、<u>プラスチック等により形状は、</u>長繊維、偏平楕円形繊維、球状等とし、ろ過速度は人工ろ材に適した速度とする。</p>		<p>2 移動床で連続砂ろ過する場合は、ろ層厚及びろ過砂の粒径は、装置に適したものを選定する。</p> <p>3 人工ろ材でろ過する場合は、ポリエステル、<u>合成樹脂、形状を</u>長繊維、偏平楕円形繊維、球状とし、ろ過速度は人工ろ材に適した速度とする。</p>	
9. 2. 17 凝集かくはん装置	<p>1 凝集かくはん装置は、横形又は立形とし、かくはん軸及びかくはん翼はステンレス鋼板（SUS 304）<u>製</u>とする。</p> <p>2 かくはん速度は可変とし、急速かくはん時 120～150rpm、緩速かくはん時 40～60rpm とする。</p>	9. 2. 16 凝集かくはん装置	<p>1 凝集かくはん装置は、横形又は立形とし、かくはん軸及びかくはん翼の<u>材質</u>はステンレス鋼板（SUS 304）とする。</p> <p>2 かくはん速度は可変とし、急速かくはん時<u>は</u>120～150rpm、緩速かくはん時 40～60rpm とする。</p>	
9. 2. 18 活性炭吸着装置	<p>活性炭吸着装置は、下向流の場合は、固定床式又は移動床式、上向流の場合は、移動床式、膨張床式又は流動床式とする。また、活性炭吸着装置は2台以上設けるものとし、次による。</p> <p>なお、各部位は、点検、清掃及び活性炭の交換が容易にできる構造とする。</p> <p>1 活性炭吸着装置に使用する活性炭は、原料をヤシガラ又は石炭等から製造した4～100メッシュの粒状活性炭とする。</p> <p>2 活性炭の充てん量は、空間速度を2～4m/hとして決定する。</p> <p>3 活性炭充てん層は、水洗浄、表面洗浄、空気洗浄ができる構造とする。ただし、水洗浄のみで十分洗浄効果が得られる場合は、空気洗浄は除いてもよい。</p>	9. 2. 17 活性炭吸着装置	<p>活性炭吸着装置は、下向流の場合は、固定床式又は移動床式、上向流の場合は、移動床式、膨張床式又は流動床式とする。また、活性炭吸着装置は2台以上設けるものとし、次による。</p> <p>なお、各部位は、点検、清掃及び活性炭の交換が容易にできる構造とする。</p> <p>1 活性炭吸着装置に使用する活性炭は、原料をヤシガラ又は石炭等から製造した4～100メッシュの粒状活性炭とする。</p> <p>2 活性炭の充てん量は、空間速度を2～4m/hとして決定する。</p> <p>3 活性炭充てん層は、水洗浄、表面洗浄、空気洗浄ができる構造とする。ただし、水洗浄のみで十分洗浄効果が得られる場合は、空気洗浄は除いてもよい。</p>	
9. 2. 19 循環装置	<p>1 循環装置は、ポンプ、計量装置等を備えたものとし、硝化の進んだ槽内水を定量的、安定的に循環させることができる構造とする。</p> <p>2 ポンプは、生物反応槽の構造に適したものを、エアリフトポンプ、間欠定量ポンプ、水中モーターポンプ等より選定する。</p> <p>3 循環装置の能力は、日平均の水量の300%以上とし、また、計量装置は、100%、200%、300%程度に設定が可変なものとする。</p>	9. 2. 18 循環装置	<p>1 循環装置は、ポンプ、計量装置等を備えたものとし、硝化の進んだ槽内水を定量的、安定的に循環させることができる構造とする。</p> <p>2 ポンプは、生物反応槽の構造に適したものを、エアリフトポンプ、間欠定量ポンプ、水中モーターポンプ等より選定する。</p> <p>3 循環装置の能力は、日平均の水量の300%以上とし、また、計量装置は、100%、200%、300%程度に設定が可変なものとする。</p>	
9. 2. 20 薬品注入装置	<p>1 薬品注入装置は、薬品貯槽、注入ポンプ等を備えたものとし、貯槽の板材は、貯蔵する薬品に適する鋼材又はプラスチック製とする。</p> <p>2 注入ポンプは、注入量が適正に調節できる構造とし、2台以上設ける。</p>	9. 2. 19 薬品注入装置	<p>1 薬品注入装置は、薬品貯槽、注入ポンプ等を備えたものとし、貯槽の板材は、貯蔵する薬品に適する鋼材又はプラスチック製とする。</p> <p>2 注入ポンプは、注入量が適正に調節できる構造とし、2台以上設ける。</p>	
9. 2. 21 <u>P</u> H計	<p><u>P</u>H計は、<u>P</u>Hセンサー、ホルダー、<u>P</u>H伝送器等を備えたものとし、水中の水素イオン濃度を測定する。ホルダーは、潜漬形とし、洗浄機構付きとする。</p>	9. 2. 20 <u>p</u> H計	<p><u>p</u>H計は、<u>p</u>Hセンサー、ホルダー、<u>p</u>H伝送器等を備えた<u>指示調整形</u>とし、水中の水素イオン濃度を測定する。ホルダーは、潜漬形とし、洗浄機構付きとする。</p>	外部発信機能の規定を追加（営）
9. 2. 22 D O計	<p>D O計は、D Oセンサー、ホルダー、D O変換器等を備えた<u>もの</u>とし、水中に溶解している酸素濃度を測定する。ホルダーは、潜漬形とし、洗浄機構付きとする。</p>	9. 2. 21 D O計	<p>D O計は、D Oセンサー、ホルダー、D O変換器等を備えた<u>指示調整形</u>とし、水中に溶解している酸素濃度を測定する。ホルダーは、潜漬形とし、洗浄機構付きとする。</p>	外部発信機能の規定を追加（営）
9. 2. 23 接触材及びろ材	<p>1 接触材及びろ材は、<u>硬質ポリ塩化ビニル、プラスチック程度の耐食性を有するもので製作し、</u>生物膜が付着しやすく、<u>かつ、</u>汚水と生物膜が十分に接触でき、</p>	9. 2. 22 接触材及びろ材	<p>1 接触材及びろ材は、<u>合成樹脂製又は同等以上の耐食性を有するものとし、</u>生物膜が付着しやすく、汚水と生物膜が十分に接触でき、生物膜等による閉塞が生じ</p>	用語の整理（営）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>また、生物膜等による閉塞が生じにくい構造とする。</p> <p>2 接触材及びろ材は、水圧及び生物膜の荷重により変形せず、<u>また</u>、接触材が移動、変形等を生じないよう支持材を設ける。</p> <p>3 支持材は、ステンレス鋼板（SUS 304）<u>製</u>又は<u>プラスチック</u>製とする。</p>	<p>にくい構造とする。</p> <p>2 接触材及びろ材は、水圧及び生物膜の荷重により変形せず、接触材が移動、変形等を生じないよう支持材を設ける。</p> <p>3 支持材は、ステンレス鋼板（SUS 304）又は<u>合成樹脂</u>製とする。</p>	<p>用語の整理（営）</p>
<p>9. 2. 24 回 転 板 接 触 装 置</p> <p>1 回転板は、<u>硬質ポリ塩化ビニル、プラスチック程度の耐食性を有するもので製作し</u>、生物膜が付着しやすく、生物膜等による閉塞が生じにくい構造とし、回転時に水圧及び生物膜の荷重により変形しないものとする。</p> <p>2 軸は、JIS G 3445（機械構造用炭素鋼鋼管）によるSKTM 13程度の強度を有するものとし、自動調心軸受で躯体に水平に取付け、回転板及び生物膜の荷重により変形等が生じないものとする。鋼材を用いる場合には、<u>タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</u></p>	<p>9. 2. 23 回 転 板 接 触 装 置</p> <p>1 回転板は、<u>合成樹脂製又は同等以上の耐食性を有するものとし</u>、生物膜が付着しやすく、生物膜等による閉塞が生じにくい構造とし、回転時に水圧及び生物膜の荷重により変形しないものとする。</p> <p>2 軸は、JIS G 3445（機械構造用炭素鋼鋼管）によるSKTM 13程度の強度を有するものとし、自動調心軸受で躯体に水平に取り付け、回転板及び生物膜の荷重により変形等が生じないものとする。鋼材を用いる場合には、<u>JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとす</u><u>る。</u></p>	<p>用語の整理（営）</p> <p>防錆処理の規定を見直し（営）</p>
<p>9. 2. 25 整 流 板、 阻 流 板</p> <p>整流板、阻流板は、ステンレス鋼板（SUS 304）<u>製</u>、<u>鋼板製</u>又は<u>プラスチック</u>製とし、水流を均等に分布、拡散又は阻止できる構造とする。</p> <p>なお、鋼板製の場合は、<u>タールエポキシ塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</u></p>	<p>9. 2. 24 整 流 板、 阻 流 板</p> <p>整流板、阻流板は、ステンレス鋼板（SUS 304）、鋼板又は<u>合成樹脂</u>製とし、水流を均等に分布、拡散又は阻止できる構造とする。</p> <p>なお、鋼板製の場合は、<u>JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとす</u><u>る。</u></p>	<p>用語の整理（営）</p> <p>防錆処理の規定を見直し（営）</p>
<p>9. 2. 26 越 流 せ き</p> <p>1 越流せきは、ステンレス鋼板（SUS 304）<u>製</u>、<u>鋼板製</u>又は<u>プラスチック</u>製とし、V形ノッチ、オリフィス等を連続的に設け、沈殿槽の上澄水を越流せき全長からほぼ均等にせき内に取り入れることのできる構造とする。</p> <p>なお、鋼板製の場合は、<u>タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</u></p> <p>2 越流せきの据付け高さは、容易に調節できるものとする。</p>	<p>9. 2. 25 越 流 せ き</p> <p>1 越流せきは、ステンレス鋼板（SUS 304）、鋼板又は<u>合成樹脂</u>製とし、V形ノッチ、オリフィス等を連続的に設け、沈殿槽の上澄水を越流せき全長からほぼ均等にせき内に取り入れることのできる構造とする。</p> <p>なお、鋼板製の場合は、<u>JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとす</u><u>る。</u></p> <p>2 越流せきの据付け高さは、容易に調節できるものとする。</p>	<p>用語の整理（営）</p> <p>防錆処理の規定を見直し（営）</p>
<p>9. 2. 27 せ き 板</p> <p>沈砂槽、排砂槽及び副水路に設けるせき板は、JIS K 6745（プラスチック－硬質ポリ塩化ビニル板）による厚さ10mm以上<u>程度の耐食性・強度を有する</u>ものとし、取付枠を設け、せき板が容易に着脱でき、汚水が流路より溢流しない構造とする。</p> <p>なお、取付枠が鋼製の場合は、<u>タールエポキシ樹脂塗料3回塗り又は同等の耐食性を有する防錆処理を施す。</u></p>	<p>9. 2. 26 せ き 板</p> <p>沈砂槽、排砂槽及び副水路に設けるせき板は、JIS K 6745（プラスチック－硬質ポリ塩化ビニル板）による厚さ10mm以上<u>の</u>ものとし、取付枠を設け、せき板が容易に着脱でき、汚水が流路より溢流しない構造とする。</p> <p>なお、取付枠が鋼製の場合は、<u>JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）又は同等の耐食性を有する防錆処理を施したものとす</u><u>る。</u></p>	<p>防錆処理の規定を見直し（営）</p>
<p>9. 2. 28 マン ホール ふ た</p> <p>マンホールふたは、<u>水封形とし、材質等は、4.2.5の3により、錠又は回転ロック付等確実に固定できるものとする。</u></p>	<p>9. 2. 27 マン ホール ふ た</p> <p>マンホールふたは、<u>4.2.5の3による水封形とし、マンホールに施錠する場合及び合成樹脂製等のマンホールを設ける場合は、特記による。</u></p>	<p>修文</p> <p>施錠する場合及び合成樹脂製等の場合は特記として見直し（営）</p>
<p>9. 2. 29 排 気 管 及 び 排 気 か さ</p> <p>排気管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）によるVP、<u>排気かさは塩化ビニル製とする。排気管は自立の場合、</u>地盤上3,500mm以上立ち上げ、鋼材又はコンクリートで補強する。建築物に沿って立ち上げる場合、パラペット等の先端から</p>	<p>9. 2. 28 排 気 管 及 び 排 気 か さ</p> <p>1 排気管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）によるVP <u>とし、塩化ビニル製の排気かさを有するものとする。</u></p> <p>2 <u>排気管を自立する場合は、</u>地盤上3,500mm以上立ち上げ、鋼材又はコンクリ</p>	<p>表現の見直し（営）</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由	
9. 2. 30 汚水流入管	150mm以上立ち上げ、3,000mm以内に2箇所振れ止めを設ける。			9. 2. 29 汚水流入管	一トで補強する。建築物に沿って立ち上げる場合は、バラベット等の先端から150mm以上立ち上げ、3,000mm以内に2箇所振れ止めを設ける。			修正（営）	
	汚水流入管は、特記がなければ、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）によるものとし、沈殿分離槽の汚水流入管は、立て管の上部はスカムの推積により閉塞しない位置で開放し、下部は沈殿汚泥をかく乱しない位置で開放する。				汚水流入管は、特記がなければ、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）によるものとし、沈殿分離槽の汚水流入管は、立て管の上部はスカムの推積により閉塞しない位置で開放し、下部は沈殿汚泥をかく乱しない位置で開放する。				
9. 2. 31 配管	管、継手等は、次によるほか、4章の当該事項による。			9. 2. 30 配管	管、継手等は、次によるほか、4章の当該事項による。				
	1 管は9.2.1表、継手及び弁類は9.2.2表によるものとし、管材、継手及び弁類は特記による。 2 槽内にある管支持金物、ボルト及びナット類は、すべてステンレス鋼（SUS 304）製とする。				1 管は9.2.1表、継手及び弁類は9.2.2表によるものとし、管材、継手及び弁類は特記による。 2 槽内にある管支持金物、ボルト及びナット類は、ステンレス鋼製（SUS 304）又は合成樹脂製とする。				
9.2.1表 管				9.2.1表 管					
呼称	規格		備考	用途	呼称	規格		備考	用途
	番号	名称					番号		
ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	SUS 304	汚水管、揚泥管消泡管、送気管散気管、葉液管	ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	SUS 304	汚水管、揚泥管消泡管、送気管散気管、葉液管
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管				JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管		
ビニル管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	汚水管、揚泥管消泡管、散気管	ビニル管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	汚水管、揚泥管消泡管、散気管
	JIS K 6776	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管				JIS K 6776	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管		
鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管	送気管（槽外）	鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	白管	送気管（槽外）
(注) 1 硬質ポリ塩化ビニル管の使用温度は、-10℃～+50℃とする。 2 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管の使用温度は、-5℃～+90℃とする。				(注) 1 硬質ポリ塩化ビニル管の使用温度は、-10℃～+50℃とする。 2 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管の使用温度は、-5℃～+90℃とする。					
9.2.2表 継手、弁類				9.2.2表 継手、弁類					
呼称	規格		備考	呼称	規格		備考		
	番号	名称				番号		名称	
ステンレス鋼管継手	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	SUS 304	ステンレス鋼管継手	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	SUS 304		
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手			JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手			
	JIS B 2220	鋼製管フランジ			JIS B 2220	鋼製管フランジ			
	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準			SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準			
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼管の突合せ溶接式管継手			JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼管の突合せ溶接式管継手			
ビニル管継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手		ビニル管継手	JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手			
	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手			JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手			
	JIS K 6777	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手			JIS K 6777	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手			
鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもの	鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもの		
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手			JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手			
仕切弁	JIS B 2011	青銅弁（5Kねじ込み仕切弁）		仕切弁	JIS B 2011	青銅弁（5Kねじ込み仕切弁）			
	JIS B 2031	ねずみ鉄弁（5Kフランジ形外ねじ仕切弁）			JIS B 2031	ねずみ鉄弁（5Kフランジ形外ねじ仕切弁）			
	JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由	
9. 2. 32 電気配管配線工事	玉形弁	—	合成樹脂製バルブ	玉形弁	—	合成樹脂製バルブ	ダイヤフラム弁は使用実績が少ないため 削除（営）  バタフライ弁及びボール弁の規定を見直し（営）		
		JIS B 2011	青銅弁（5K ねじ込み玉形弁）		JIS B 2011	青銅弁（5K ねじ込み玉形弁）			
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁			
	逆止弁	—	合成樹脂製バルブ	逆止弁	—	合成樹脂製バルブ			
		JIS B 2011	青銅弁（10K ねじ込みスイング逆止め弁）		呼び径 50 以下	JIS B 2011		青銅弁（10K ねじ込みスイング逆止め弁）	呼び径 50 以下
		JIS B 2031	ねずみ铸铁弁（10K フランジ形スイング逆止め弁）		呼び径 65 以上	JIS B 2031		ねずみ铸铁弁（10K フランジ形スイング逆止め弁）	呼び径 65 以上
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁	JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁				
		—	合成樹脂製バルブ		—	合成樹脂製バルブ			
		<u>ダイヤフラム弁</u>	<u>二</u>	<u>合成樹脂製バルブ、铸铁製バルブ</u>					
		<u>バタフライ弁</u>	<u>二</u>	<u>合成樹脂製バルブ、铸铁製バルブ</u>	バタフライ弁	<u>JIS B 2032</u>		<u>ウェハー形ゴムシートバタフライ弁</u>	
	<u>ボール弁</u>	<u>二</u>	<u>合成樹脂製バルブ、铸铁製バルブ</u>	<u>JV 8-1</u>		<u>一般配管用ステンレス鋼弁</u>			
					<u>二</u>	<u>合成樹脂製バルブ</u>			
				ボール弁	<u>JV 5</u>	<u>管端防食ねじ込み形弁</u>			
					<u>JV 8-1</u>	<u>一般配管用ステンレス鋼弁</u>			
					<u>二</u>	<u>合成樹脂製バルブ</u>			
	(注) 1	合成樹脂製バルブは、製造者の標準仕様とする。							
	2	合成樹脂製バルブの使用温度は、-10℃～+50℃とする。							
				(注) 1	合成樹脂製バルブは、製造者の標準仕様とする。				
				2	合成樹脂製バルブの使用温度は、-10℃～+50℃とする。				
9. 2. 33 備品	9. 2. 33	備品の設置については、特記による。		9. 2. <u>32</u> 備品	9. 2. <u>32</u> 備品の設置については、特記による。				
9. 2. 34 その他	9. 2. 34	1 色彩 地上に露出している配管の色彩は、特記がなければ次による。 (1) 流入水……灰色 (2) 返送汚泥……緑 (3) 余剰汚泥……濃茶 (4) 空気……青 (5) 塩素……黄 (6) 放流……濃紺 2 フローシートパネル（配管系統図板） (1) 強化プラスチック（厚さ 2mm 程度）の 2 枚合わせとする。 (2) 寸法は、900×400mm を原則とする。 (3) 管の色彩は、上記による。		9. 2. <u>33</u> その他	9. 2. <u>33</u> その他 1 色彩 地上に露出している配管の色彩は、特記がなければ次による。 (1) 流入水……灰色 (2) 返送汚泥……緑 (3) 余剰汚泥……濃茶 (4) 空気……青 (5) 塩素……黄 (6) 放流……濃紺 2 フローシートパネル（配管系統図板） (1) 強化プラスチック（厚さ 2mm 程度）の 2 枚合わせとする。 (2) 寸法は、900×400mm を原則とする。 (3) 管の色彩は、上記による。				
9. 2. 35 施工	9. 2. 35	機器の据付け、配管工事、電気工事、土工事等は次によるほか、本仕様書の当該事項による。 1 配管工事 (1) 機器及び装置と配管との接合部は、フランジ接合とする。また、容積式送風機と配管の接合には、防振継手を設ける。		9. 2. <u>34</u> 施工	9. 2. <u>34</u> 機器の据付け、配管工事、電気工事、土工事等は次によるほか、本仕様書の当該事項による。 1 配管工事 (1) 機器及び装置と配管との接合部は、フランジ接合とする。また、容積形送風機と配管の接合には、防振継手を設ける。				
						用語の整合（営）			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(2) 維持管理のしやすいように、必要箇所に取り外しの容易なように、フランジ、ユニオン等を設ける。</p> <p>(3) 配管系の最下部には、ドレン抜き用の弁を設け、空気だまりには、エア抜き弁を設ける。</p> <p>(4) 散気管は、水面からの所定の深さに水平に取り付ける。</p> <p>2 電気工事</p> <p>(1) 「電気事業法」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」の定めに従い施工する。</p> <p>(2) 槽内及び外部露出部に使用するボックス類は、防水形とする。</p> <p>(3) 槽内の支持金物は、ステンレス鋼板製とする。</p> <p>3 土工事</p> <p>必要により土留等を行うほか、特記による。</p> <p>9. 2. 36 試験</p> <p>1 槽の水張り試験</p> <p>槽は、設置完了後清掃を行い、満水状態にして24時間以上放置後、漏水の有無を検査する。</p> <p>なお、工事完了後は、ポンプ槽及び汚泥貯留槽を除くすべての槽を満水状態とする。</p> <p>2 配管の試験</p> <p>(1) 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前、又は配管完了後の塗装若しくは被覆施工前に行う。</p> <p>(2) 汚水管及び汚泥管は、満水試験を行い、その保持時間は最小30分とする。ただし、ポンプ吐出管は、最小圧力0.75MPaの水圧試験を行い、その保持時間は最小60分とする。</p> <p>(3) 消泡管は、通水試験を行うものとする。</p> <p>(4) 空気管は空気圧試験とし、最高使用圧力の1.1倍の圧力で、保持時間は、最小60分とする。</p> <p>3 各機器の単独動作試験</p> <p>(1) 各機器を単独手動運転し、また、制御装置も動作させ異常の有無を試験する。</p> <p>(2) 各機器を自動又は連動運転にし、異常の有無を試験する</p> <p>4 通水・総合運転試験</p> <p>各槽を満水にし、各機器の能力等を仕様に適合するよう調整したのち、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について、異常の有無を試験する。</p> <p>定常の使用状態に入ったのち、速やかに流入水・処理水の水質分析、騒音測定等必要な試験を実施し、成績表を提出する。</p>	<p>(2) 維持管理のしやすいように、必要箇所に取り外しの容易なように、フランジ、ユニオン等を設ける。</p> <p>(3) 配管系の最下部には、ドレン抜き用の弁を設け、空気だまりには、エア抜き弁を設ける。</p> <p>(4) 散気管は、水面からの所定の深さに水平に取り付ける。</p> <p>2 電気工事</p> <p>(1) 「電気事業法」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」の定めに従い施工する。</p> <p>(2) 槽内及び外部露出部に使用するボックス類は、<u>ステンレス鋼板製又は合成樹脂製とし、防水形を使用</u>する。</p> <p>(3) 槽内の支持金物は、ステンレス鋼板とする。</p> <p>3 土工事</p> <p>必要により土留等を行うほか、特記による。</p> <p>9. 2. 35 試験</p> <p>1 槽の水張り試験</p> <p>槽は、設置完了後清掃を行い、満水状態にして24時間以上放置後、<u>水面高の変化等で</u>漏水の有無を検査する。</p> <p>なお、工事完了後は、ポンプ槽及び汚泥貯留槽を除くすべての槽を満水状態とする。</p> <p>2 配管の試験</p> <p>(1) 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前、又は配管完了後の塗装若しくは被覆施工前に行う。</p> <p>(2) 汚水管及び汚泥管は、満水試験を行い、その保持時間は最小30分とする。ただし、ポンプ吐出管は、最小圧力0.75MPaの水圧試験を行い、その保持時間は最小60分とする。</p> <p>(3) 消泡管は、通水試験を行うものとする。</p> <p>(4) 空気管は空気圧試験とし、最高使用圧力の1.1倍の圧力で、保持時間は、最小60分とする。</p> <p>3 各機器の動作試験</p> <p>(1) 各機器を単独手動運転し、また、制御装置も動作させ異常の有無を試験する。</p> <p>(2) 各機器を自動又は連動運転にし、異常の有無を試験する</p> <p>4 通水・総合運転試験</p> <p>各槽を満水にし、各機器の能力等を仕様に適合するよう調整したのち、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について、異常の有無を試験する。</p> <p>定常の使用状態に入ったのち、速やかに流入水・処理水の水質分析、騒音測定等必要な試験を実施し、成績表を<u>監督員</u>に提出する。</p>	<p>改定理由</p> <p>材料規定の追加（営）</p> <p>漏水検査の確認方法を追記（営）</p> <p>連動試験もあることから見直し（営）</p> <p>提出先の明確化（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																										
9. 3. 1 本体構造等	<p><b>3節 ユニット型浄化槽の機材及び施工</b></p> <p>1 ユニット型浄化槽は、規定の性能を満足するための適正な形状、寸法及び容量を有し、主要構造部は、ガラス繊維強化プラスチック製又はジシクロペンタジエン樹脂製で、土圧、水圧荷重、地震等に対して十分な強度を有するとともに点検及び清掃が容易な構造とする。</p> <p>2 機材その他は、2節の当該事項に準ずるほか、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 施工は、次による。</p> <p>(1) 基礎は、所定の深さに根切りを行った後、建築編4章、5章及び6章に準じて行う。</p> <p>なお、基礎等の厚さは、特記がなければ、9.3.1表による。</p> <p><b>9.3.1表 基礎等の厚さ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="2">単位 (mm)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">規模及び処理対象人員</th> </tr> <tr> <th>小規模 50人以下</th> <th>中・大規模 51～500人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込み砂利又は切込み砕石</td> <td>100以上</td> <td>150以上</td> </tr> <tr> <td>捨てコンクリート</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>ク鉄リ筋1コン</td> <td>コンクリート厚さ</td> <td>150以上</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配筋</td> <td>D10-200@ (シングル)</td> <td>D13-200@ (ダブル)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ユニット本体は、基礎上に水平に設置し、流入管底と放流管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行う。</p> <p>埋戻しは、槽内に半分程度注水した後、良質土で行うものとし、深さの1/3程度ずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行う。</p> <p>(3) 埋戻しは、ユニット本体に鋭角な砕石等が当たらないよう、特に注意する。</p>	種別	単位 (mm)		規模及び処理対象人員		小規模 50人以下	中・大規模 51～500人以下	切込み砂利又は切込み砕石	100以上	150以上	捨てコンクリート	50以上	50以上	ク鉄リ筋1コン	コンクリート厚さ	150以上	200以上		配筋	D10-200@ (シングル)	D13-200@ (ダブル)	9. 3. 1 本体構造等	<p><b>3節 ユニット型浄化槽の機材及び施工</b></p> <p>1 ユニット型浄化槽は、規定の性能を満足するための適正な形状、寸法及び容量を有し、主要構造部は、ガラス繊維強化プラスチック製又はジシクロペンタジエン樹脂製で、土圧、水圧荷重、地震等に対して十分な強度を有するとともに点検及び清掃が容易な構造とする。</p> <p>2 機材その他は、2節の当該事項に<b>よる</b>ほか、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 施工は、次による。</p> <p>(1) 基礎は、所定の深さに根切りを行った後、建築編4章、5章及び6章に準じて行う。</p> <p>なお、基礎等の厚さは、特記がなければ、9.3.1表による。</p> <p><b>9.3.1表 基礎等の厚さ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="2">単位 (mm)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">規模及び処理対象人員</th> </tr> <tr> <th>小規模 50人以下</th> <th>中・大規模 51～500人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込み砂利又は切込み砕石</td> <td>100以上</td> <td>150以上</td> </tr> <tr> <td>捨てコンクリート</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>ク鉄リ筋1コン</td> <td>コンクリート厚さ</td> <td>150以上</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配筋</td> <td>D10-200@ (シングル)</td> <td>D13-200@ (ダブル)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ユニット本体は、基礎上に水平に設置し、流入管底と放流管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行う。</p> <p>埋戻しは、槽内に半分程度注水した後、良質土で行うものとし、深さの1/3程度ずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行う。<b>また、地下水位が高い場所は、製造者標準仕様の浮上防止金具等を用いて槽本体を基礎に固定した後、埋め戻しを行う。</b></p> <p>(3) 埋戻しは、ユニット本体に鋭角な砕石等が当たらないよう、特に注意する。</p>	種別	単位 (mm)		規模及び処理対象人員		小規模 50人以下	中・大規模 51～500人以下	切込み砂利又は切込み砕石	100以上	150以上	捨てコンクリート	50以上	50以上	ク鉄リ筋1コン	コンクリート厚さ	150以上	200以上		配筋	D10-200@ (シングル)	D13-200@ (ダブル)	<p>浮上防止の規定を追加（営）</p>
	種別		単位 (mm)																																											
規模及び処理対象人員																																														
小規模 50人以下		中・大規模 51～500人以下																																												
切込み砂利又は切込み砕石	100以上	150以上																																												
捨てコンクリート	50以上	50以上																																												
ク鉄リ筋1コン	コンクリート厚さ	150以上	200以上																																											
	配筋	D10-200@ (シングル)	D13-200@ (ダブル)																																											
種別	単位 (mm)																																													
	規模及び処理対象人員																																													
	小規模 50人以下	中・大規模 51～500人以下																																												
切込み砂利又は切込み砕石	100以上	150以上																																												
捨てコンクリート	50以上	50以上																																												
ク鉄リ筋1コン	コンクリート厚さ	150以上	200以上																																											
	配筋	D10-200@ (シングル)	D13-200@ (ダブル)																																											
9. 3. 2 備品・色彩等・施工・機能試験	9.2.33, 9.2.34, 9.2.35 及び 9.2.36 による。	9. 3. 2 備品・色彩等・施工・機能試験	9.2.32, 9.2.33, 9.2.34 及び 9.2.35 による。																																											

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
10.1.1 適用範囲	<p><b>10章 暖冷房設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章は、住宅に設置する暖冷房設備のうち、主に住戸セントラル暖房方式、住棟セントラル暖房方式及びビルームエアコンディショナについて適用する。</p> <p><u>2 住戸セントラル暖房方式及び住棟セントラル暖房方式の、給湯機能を有するものの給湯部分については、5章給湯設備工事の当該事項によるものとする。</u></p> <p>3 ガスを熱源とする機器は、<u>財</u>日本ガス機器検査協会等の検査及び関連法規に適合するものとする。</p> <p>4 この章で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者及びガス事業者の規定のある場合は、それによる。</p> <p><b>2節 機器及び材料</b></p> <p>住戸セントラル暖房方式は、次による<u>他</u>、品質及び性能は、特記がなければ、<u>別に定める「機材の品質・性能基準」</u>による。</p> <p>1 熱源機</p> <p>(1) 熱源機は、<u>追焚機能を有し</u>、熱交換器が暖房回路と給湯回路に分離した構造とする。</p> <p>(2) 給排気方式、設置方式の種類、及び加熱方式、構造、能力は、特記による。</p> <p>(3) ガス燃焼量の制御は、比例制御方式又は ON・OFF 制御方式とする。</p> <p>(4) 屋外に設置する熱源機は、凍結防止装置付とする。</p> <p>2 暖房用放熱器</p> <p>(1) 固定型放熱器</p> <p>(i) 風量調整機能を有すること。</p> <p>(ii) 暖房開始時における冷風防止機能を有すること。</p> <p>(iii) 一次電源回路と連動する暖房開閉弁付きとする。</p> <p>(2) 移動型放熱器</p> <p>固定型放熱器の機能を有するほか、次による。</p> <p>(i) 24時間入・切タイマー装置付とする。</p> <p>(ii) 合成ゴム製の温水ゴム管(1.5m)及び温水プラグ(L型)付とする。</p> <p>(3) 足元型放熱器</p> <p>固定型放熱器の(ii)、(iii)の機能を有する。</p> <p>3 温水式床暖房</p> <p>(1) 床暖房は入・切タイマーの使用及び熱源機の発停ができるシステムとし、設置居室にコントローラーを設置する。</p> <p>なお、材料は温水マット及びハードパネルとする。</p> <p>(2) リモコンの設置高さは、床面より 1,100mm を標準とする。</p>	10.1.1 適用範囲	<p><b>10章 暖冷房設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章は、住宅に設置する暖冷房設備のうち、主に住戸セントラル暖房方式、住棟セントラル暖房方式及びビルームエアコンディショナについて適用する。</p> <p><u>2</u> ガスを熱源とする機器は、<u>(一財)</u>日本ガス機器検査協会等の検査及び関連法規に適合するものとする。</p> <p><u>3</u> この章で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者及びガス事業者の規定のある場合は、それによる。</p> <p><b>2節 機器及び材料</b></p> <p>住戸セントラル暖房方式は、次による<u>ほか</u>、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準</u>による。</p> <p>1 熱源機</p> <p>(1) 熱源機は、<u>5.2.8 の 4 給湯器ユニットによるほか</u>、熱交換器が暖房回路と給湯回路に分離した構造とする。</p> <p>(2) 給排気方式、設置方式の種類、及び加熱方式、構造、能力は、特記による。</p> <p>(3) ガス燃焼量の制御は、比例制御方式又は ON・OFF 制御方式とする。</p> <p>(4) 屋外に設置する熱源機は、凍結防止装置付とする。</p> <p>2 暖房用放熱器</p> <p>(1) 固定型放熱器</p> <p>(i) 風量調整機能を有すること。</p> <p>(ii) 暖房開始時における冷風防止機能を有すること。</p> <p>(iii) 一次電源回路と連動する暖房開閉弁付きとする。</p> <p>(2) 移動型放熱器</p> <p>固定型放熱器の機能を有するほか、次による。</p> <p>(i) 24時間入・切タイマー装置付とする。</p> <p>(ii) 合成ゴム製の温水ゴム管(1.5m)及び温水プラグ(L型)付とする。</p> <p>(3) 足元型放熱器</p> <p>固定型放熱器の(ii)、(iii)の機能を有する。</p> <p>3 温水式床暖房</p> <p>(1) 床暖房は入・切タイマーの使用及び熱源機の発停ができるシステムとし、設置居室にコントローラーを設置する。</p> <p>なお、材料は温水マット及びハードパネルとする。</p> <p>(2) リモコンの設置高さは、床面より 1,100mm を標準とする。</p>	<p>削除</p> <p>総則編の改定による</p> <p>追焚機能の記載を 5.2.8 へ移動したため</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																														
<p>(3) 配管口径・最小曲げ半径・さや管は10.2.1表による。</p> <p><b>10.2.1表 配管口径・最小曲げ半径・さや管口径</b></p> <table border="1" data-bbox="230 276 786 416"> <thead> <tr> <th>配管延長</th> <th>配管内径</th> <th>配管最小曲げ半径</th> <th>さや管</th> <th>さや管最小曲げ半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15m以下</td> <td>7φ</td> <td>60mm</td> <td>22φ</td> <td>350mm</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>10φ</td> <td>80mm</td> <td>30φ</td> <td>450mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、配管口径は床暖房ヘッダーと床暖房温水パネルの仕様及び距離により決定する。</p> <p><b>4 風呂追焚装置</b> 追焚装置は、直接循環方式とし、自動注湯、自動沸上げ機能を有するものとし、その種類は特記による。</p> <p><b>5 浴室暖房乾燥機</b> 浴室暖房乾燥機は、温水式放熱器に換気機能を組込んだもので、次の性能を有する製品とする。 なお、常時換気機能付きの場合は特記による。 (1) 電源回路と連動する温水開閉弁付きとする。 (2) 風量は、強弱切替えができるものとする。 (3) 暖房・換気・乾燥運転のタイマー装置付きとする。</p> <p><b>6 温水コンセント</b> 移動型放熱器を使用する場合に設置する。</p> <p><u>住棟セントラル暖房方式は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、別に定める「機材の品質・性能基準」による。</u></p> <p><b>1 熱源機</b> (1) <u>台数制御等運転効率向上に配慮したシステムを標準とする。</u> (2) <u>熱負荷の変動に対応して、自動運転制御を行うものとする。</u> (3) <u>操作を必要としない方法で、凍結防止を行うものとする。</u> (4) <u>通常運転時の異常高温、異常低温の際に警報を発するものとする。</u></p> <p><b>2 熱媒用ポンプユニット</b> (1) <u>制御盤とポンプ2台を並設した、屋外仕様によるユニットを標準とする。</u> (2) <u>ポンプ又はポンプユニットには、防振基礎を設ける。</u></p> <p><b>3 配管</b> (1) <u>住棟内2管式の循環方式とし、各住戸ごとにカロリーメーターを設けるものとする。</u> (2) <u>システムには、密閉型膨張タンク（ダイヤフラム式圧力膨張タンク）又は開放型膨張タンク（鋼板製又はステンレス鋼板製溶接加工品とし、鋼板製の場合、</u></p>	配管延長	配管内径	配管最小曲げ半径	さや管	さや管最小曲げ半径	15m以下	7φ	60mm	22φ	350mm	20m以上	10φ	80mm	30φ	450mm	<p>(3) 配管口径・最小曲げ半径・さや管は10.2.1表による。</p> <p><b>10.2.1表 配管口径・最小曲げ半径・さや管口径</b></p> <table border="1" data-bbox="1068 276 1624 416"> <thead> <tr> <th>配管延長</th> <th>配管内径</th> <th>配管最小曲げ半径</th> <th>さや管</th> <th>さや管最小曲げ半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15m以下</td> <td>7φ</td> <td>60mm</td> <td>22φ</td> <td>350mm</td> </tr> <tr> <td>20m以上</td> <td>10φ</td> <td>80mm</td> <td>30φ</td> <td>450mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、配管口径は床暖房ヘッダーと床暖房温水パネルの仕様及び距離により決定する。</p> <p><b>4 浴室暖房乾燥機</b> 浴室暖房乾燥機は、温水式放熱器に換気機能を組込んだもので、次の性能を有する製品とする。 なお、常時換気機能付きの場合は特記による。 (1) 電源回路と連動する温水開閉弁付きとする。 (2) 風量は、強弱切替えができるものとする。 (3) 暖房・換気・乾燥運転のタイマー装置付きとする。</p> <p><b>5 温水コンセント</b> 移動型放熱器を使用する場合に設置する。</p> <p><u>住棟セントラル暖房方式は、特記による。</u></p>	配管延長	配管内径	配管最小曲げ半径	さや管	さや管最小曲げ半径	15m以下	7φ	60mm	22φ	350mm	20m以上	10φ	80mm	30φ	450mm	<p>改定理由</p> <p>5.2.8 給湯器ユニットへ移動</p> <p>個別システム（住戸セントラル）が一般的になっており、公共住宅で新規採用事例が少ないため、特記対応とした。</p>
配管延長	配管内径	配管最小曲げ半径	さや管	さや管最小曲げ半径																												
15m以下	7φ	60mm	22φ	350mm																												
20m以上	10φ	80mm	30φ	450mm																												
配管延長	配管内径	配管最小曲げ半径	さや管	さや管最小曲げ半径																												
15m以下	7φ	60mm	22φ	350mm																												
20m以上	10φ	80mm	30φ	450mm																												

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>内面は溶融亜鉛メッキによる防錆処理)を設ける。</p> <p><b>4 熱交換ユニット</b> 各住戸ごとに設置し、給湯、暖房、風呂追焚装置用の熱交換器を内蔵したユニットとする。</p> <p><b>5 端末機器</b> 暖房用放熱器、風呂追焚装置、浴室暖房乾燥機等は10.2.1の当該事項による。</p> <p><b>6 機器本体の強度</b> 機器本体の強度については、予想される各種の荷重、外力等に対し安全上支障のないものとする。</p> <p>10.2.3 ルームエアコンディショナ</p> <p>機器及び材料の仕様については次によるほか、定めのないものは製造者の標準仕様による。</p> <p><b>1 一般事項</b> 定格冷房能力が10kW以下、かつ、定格冷房消費電力が3kW以下のものについては、JIS C 9612（ルームエアコンディショナ）によるものとし、また、次の機能等を有するものとする。</p> <p>(1) 暖冷房機能は、コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。 (2) 電源は、単相100V又は200Vを標準とする。 (3) リモコンはワイヤレス式とする。 (4) 取扱説明書に、消費者相談窓口が明確に記載されていること。 (5) 室外機を耐塩害仕様又は耐重塩害仕様とする場合は、(社)日本冷凍空調工業会標準規格（JRA 9002）に基づいていること。 (6) 室内機、室外機及びリモコンには、所有者及び設置年月をラベル等で表示すること。</p> <p><b>2 配管ケース</b> 配管ケースの材質は耐候性を有する（-20℃～60℃以上に耐えるもの）樹脂製を標準とする。</p> <p><b>3 室内外ユニットの接続配線等</b> 室内外接続配線は、EM-EEF3 芯を標準とし、電気容量に対して十分適合するものを用いる。また、ユニット間の専用配線部品等は、製造者の標準仕様としてもよい。配線接続及び接地については、電気編2章1節による。</p> <p>10.2.4 類 暖冷房設備に使用する管類は、10.2.2表及び10.2.3表によるほか、特記による。</p>	<p>10.2.3 ルームエアコンディショナ</p> <p>機器及び材料の仕様については次によるほか、定めのないものは製造者の標準仕様による。</p> <p><b>1 一般事項</b> 定格冷房能力が10kW以下、かつ、定格冷房消費電力が3kW以下のものについては、JIS C 9612（ルームエアコンディショナ）によるものとし、また、次の機能等を有するものとする。</p> <p>(1) 暖冷房機能は、コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。 (2) 電源は、単相100V又は200Vを標準とする。 (3) リモコンはワイヤレス式とする。 (4) 取扱説明書に、消費者相談窓口が明確に記載されていること。 (5) 室外機を耐塩害仕様又は耐重塩害仕様とする場合は、(一社)日本冷凍空調工業会標準規格（JRA 9002）に基づいていること。 (6) 室内機、室外機及びリモコンには、所有者及び設置年月をラベル等で表示すること。</p> <p><b>2 配管ケース</b> 配管ケースの材質は耐候性を有する（-20℃～60℃以上に耐えるもの）樹脂製を標準とする。</p> <p><b>3 室内外ユニットの接続配線等</b> 室内外接続配線は、EM-EEF3 芯を標準とし、電気容量に対して十分適合するものを用いる。また、ユニット間の専用配線部品等は、製造者の標準仕様としてもよい。配線接続及び接地については、電気編2章1節による。</p> <p>10.2.4 類 暖冷房設備に使用する管類は、10.2.2表及び10.2.3表によるほか、特記による。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由		
10.2.2 表 住戸内管類の規格	呼称	規格		備考	呼称	規格		備考		
		番号	名称			番号	名称			
	管類	JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管		C1220の寸法L・Mタイプ	JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管		硬質、軟質又は半硬質	
		ニ	断熱材被覆銅管 (原管はJIS H 3300によるものとし、JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)のポリエチレン保温材を施したものとす			JCDA 0009	断熱材被覆銅管		ポリエチレン保温材(難燃性)	
		JIS K 6769	架橋ポリエチレン管			JIS K 6769	架橋ポリエチレン管			
		JIS K 6778	ポリブテン管			JIS K 6778	ポリブテン管			
		JIS H 3330	外面被覆銅管			JIS H 3330	外面被覆銅管			
		—	硬質塩化ビニル電線管			—	硬質塩化ビニル電線管		ドレン管	
		—	硬質ポリ塩化ビニル管			—	硬質ポリ塩化ビニル管		ドレン管	
	—	ドレンホース		—	ドレンホース		ドレン管(配管ケース内)			
(注) 1 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。 2 ドレン管はJIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管) JIS K 6741(硬質ポリ塩化ビニル管)に準じるものとし製造者の標準品とする。 3 ドレンホース及びドレン排水用シートは、耐久性、耐候性に優れた樹脂製とし、製造者の標準品とする。				(注) 1 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。 2 ドレン管はJIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管) JIS K 6741(硬質ポリ塩化ビニル管)に準じるものとし製造者の標準品とする。 3 ドレンホース及びドレン排水用シートは、耐久性、耐候性に優れた樹脂製とし、製造者の標準品とする。				営繕仕様書と整合  JCDA規格が制定されたため(営)		
10.2.3 表 住棟内管類の規格	呼称	規格		備考	呼称	規格		備考		
		番号	名称			番号	名称			
	管類	JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管		C1220の寸法L・Mタイプ	JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管		C1220の寸法L・Mタイプ	
		JWWA K 140	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管			JWWA K 140	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管			SGP-HVA
		WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管			WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管			SGP-H-FVA SGP-H-FCA
		JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管			JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管			鋼鋼管
		JIS G 3452	配管用炭素鋼管※1			JIS G 3452	配管用炭素鋼管※1			
		JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼管※2			JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼管※2			
		JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管			JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管			
	(注) ※1 呼び径100以下は、鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管とし、125以上は耐溝状腐食電縫鋼管とする。 ※2 耐溝状腐食電縫鋼管、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は縫目無鋼管とする。				(注) ※1 呼び径100以下は、鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管とし、125以上は耐溝状腐食電縫鋼管とする。 ※2 耐溝状腐食電縫鋼管、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は縫目無鋼管とする。				規格名称と整合	
10.2.5 継手類	暖冷房設備に使用する継手類は、10.2.4表及び10.2.5表によるほか、特記による。			10.2.5 継手類	暖冷房設備に使用する継手類は、10.2.4表及び10.2.5表によるほか、特記による。					



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版			公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）			改定理由		
10.2.4 表 住戸内継手類の規格			10.2.4 表 住戸内継手類の規格			誤植		
継手類	呼称	規格	呼称	規格	継手類			
		番号	名称	備考				
	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手				
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手				
	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手	JIS K 6770	架橋ポリエチレン管継手				
	JIS K 6779	ポリブテン管継手	JIS K 6779	ポリブテン管継手				
JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準					
—	硬質ポリ塩化ビニル管継手	ドレン管	—	硬質ポリ塩化ビニル管継手	ドレン管			
※1 ドレン管継手は JIS K 6743（硬質ポリ塩化ビニル管継手）に準じるものとし製造者の標準品とする。			※1 ドレン管継手は JIS K 6743（硬質ポリ塩化ビニル管継手）に準じるものとし製造者の標準品とする。					
10.2.5 表 住棟内継手類の規格			10.2.5 表 住棟内継手類の規格			誤植		
継手類	呼称	規格	呼称	規格	継手類			
		番号	名称	備考				
	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手				
	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手				
	JWWA K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手				
	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュレーター	WSP 054			フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュレーター
	JPF MP 011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ		JPF MP 011			耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	HVA	JPF NP 001			管端防食管継手用パイプニップル	HVA
	SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準		SAS 322			一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	
	JIS B 2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手		JIS B 2309			一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手		JIS B 2301			ねじ込み式可鍛鉄製管継手	
	JIS B 2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手		JIS B 2312			配管用鋼製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手		JIS B 2313			配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	
	JIS B 2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手		JIS B 2316			配管用鋼製差込み溶接式管継手	
	JIS B 2220	鋼製管フランジ		JIS B 2220			鋼製管フランジ	
	JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ		JIS B 2239			鋳鉄製管フランジ	
	JPF MP 009	ねじ込み式可鍛鉄製管フランジ		JPF MP 009			ねじ込み式可鍛鉄製管フランジ	
	JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手		JPF MP 004			圧力配管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手	
	JCDA 0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準		JCDA 0002			銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準	
	JPF MP 005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手		JPF MP 005			耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	
	SAS 361	ハウジング形管継手		SAS 361			ハウジング形管継手	
	SAS 363	管端つば出しステンレス鋼管継手		SAS 363			管端つば出しステンレス鋼管継手	
	WSP 071	管端つば出し鋼管継手 加工・溶接基準		WSP 071			管端つば出し鋼管継手 加工・溶接基準	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
10. 2. 6 弁 類	5.2.3による。 なお、住戸セントラル暖房方式の暖房配管に使用する仕切弁は、JIS5K用とする。	10. 2. 6 弁 類	5.2.3による。 なお、住戸セントラル暖房方式の暖房配管に使用する仕切弁は、JIS5K用とする。	
10. 2. 7 雑 材 料	3.2.13によるほか、次による。 1 被覆銅管の場合は防振ゴムを適用しない。 2 ルームエアコンディショナ (1) スリーブの穴埋め等に用いるパテは、不乾性樹脂（ポリブテン樹脂等を主成分とした無毒性のもの）とし、その他製造者の標準仕様とする。 (2) ドレン排水用シートのバルコニー等への接着に用いる接着剤（JIS A 5549, JIS A 5538）は、耐久性、耐候性に優れ、かつ弾力性を有するものとする。 (3) 室外機の固定に用いるつり金具等は、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する材料と構造とし、防錆処理を施したのものとする。 (4) ドレン管に用いる支持金物は、4.2.10による。 (5) 潤滑油およびフレア接続等で使用する油については、機器、配管及び冷媒に影響を与えない材料とし、製造者の標準仕様とする。 (6) 冷媒配管等を共巻きするテープは、ポリ塩化ビニル粘着（非粘着含む）テープ又は製造者の標準仕様とする。	10. 2. 7 雑 材 料	3.2.13によるほか、次による。 1 被覆銅管の場合は防振ゴムを適用しない。 2 ルームエアコンディショナ (1) スリーブの穴埋め等に用いるパテは、不乾性樹脂（ポリブテン樹脂等を主成分とした無毒性のもの）とし、その他製造者の標準仕様とする。 (2) ドレン排水用シートのバルコニー等への接着に用いる接着剤（JIS A 5549, JIS A 5538）は、耐久性、耐候性に優れ、かつ弾力性を有するものとする。 (3) 室外機の固定に用いる吊り金具等は、使用時の荷重等に対し、十分な強度を有する材料と構造とし、防錆処理を施したのものとする。 (4) ドレン管に用いる支持金物は、4.2.10による。 (5) 潤滑油及びフレア接続等で使用する油については、機器、配管及び冷媒に影響を与えない材料とし、製造者の標準仕様とする。 (6) 冷媒配管等を共巻きするテープは、ポリ塩化ビニル粘着（非粘着含む）テープ又は製造者の標準仕様とする。	
10. 2. 8 接 合 材 料	5.2.6による。	10. 2. 8 接 合 材 料	5.2.6による。	
	<b>3 節 施 工</b>		<b>3 節 施 工</b>	
10. 3. 1 配 管 の 施 工	5.3.1によるほか、次による。 1 住戸内の暖房配管における最小曲げ半径は銅管の場合、水平方向 300mm（呼び径10A以下は200mm）、垂直方向80mmとし、樹脂管の場合、水平方向350mm、垂直方向60mm（内管が10φの時は水平方向450mm、垂直方向80mm）とする。 なお、銅管を垂直方向に曲げる場合は、ポリエチレン製管座屈防止用芯を使用する。 2 スラブ内に埋込み暖房配管を行う場合は、直管4.5m以内に1箇所曲がり部を設ける。 3 ルームエアコンディショナについては、次によるほか、製造者の標準仕様による。 (1) 冷媒配管は、冷媒及び潤滑油の循環が、正常な運転に支障のないよう施工する。 (2) 冷媒配管の切断は、パイプカッター等の専用工具を用いて行い、切断面のバリ等の除去を確実にこなうこと。 (3) 冷媒配管の曲げは、パイプベンダー等の専用工具を用いて行い、最小曲げ半	10. 3. 1 配 管 の 施 工	5.3.1によるほか、次による。 1 住戸内の暖房配管における最小曲げ半径は銅管の場合、水平方向 300mm（呼び径10A以下は200mm）、垂直方向80mmとし、樹脂管の場合、水平方向350mm、垂直方向60mm（内管が10φの時は水平方向450mm、垂直方向80mm）とする。 なお、銅管を垂直方向に曲げる場合は、ポリエチレン製管座屈防止用芯を使用する。 2 スラブ内に埋込み暖房配管を行う場合は、直管4.5m以内に1箇所曲がり部を設ける。 3 ルームエアコンディショナについては、次によるほか、製造者の標準仕様による。 (1) 冷媒配管は、冷媒及び潤滑油の循環が、正常な運転に支障のないよう施工する。 (2) 冷媒配管の切断は、パイプカッター等の専用工具を用いて行い、切断面のバリ等の除去を確実にこなうこと。 (3) 冷媒配管の曲げは、パイプベンダー等の専用工具を用いて行い、最小曲げ半	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																
10.3.2 管の接合	<p>径は、10.3.1 表によるものとし、曲げ箇所は、なるべく少なく、ゆるやかにすること。</p> <p><b>10.3.1 表 最小曲げ半径</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配管径</th> <th>最小曲げ半径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ6.35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ9.52</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ12.7</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 冷媒配管は、室内外ユニット間において、原則として継目のない配管で行なうこと。</p> <p>(5) 冷媒配管は、液管とガス管を共巻きしてはならない。ただし、断熱材被覆銅管の場合を除く。</p> <p>(6) 配管完了後、逆流防止器付真空ポンプにより真空脱気し、配管等からの漏れがないことを確認の上、冷媒の充てん作業を行なう。</p> <p>(7) ドレン管については、配管内にドレン水が溜まることのないよう先下がり勾配を確保して施工すること。</p> <p>(8) 冷媒配管と接続配線等を共巻する場合は、冷媒配管の保温施工後に行うこと。また、配管ケース内及び隠ぺい部分の共巻きは、施工に支障の無い間隔で行い、見え掛り部分については、下から上に向かってテープ 1/2 重ね 1 回巻きを行なうこと。</p> <p>(9) 防火区画貫通処理は、消防法施行令第 8 条に規定する区画及び共用区画を貫通する配管の取扱いによる。</p> <p>5.3.2 によるほか、次による。</p> <p>1 銅管のフレア接合は、機器との接続部に限り使用するものとし、フレア部の加工は JIS B 8607 (冷媒用フレア及びろう付け管継手) に指定された工具による加工を原則とする。また、接続における締め付けについては、トルクレンチを用いて指定されたトルクにより締め付けること。</p> <p>2 銅管の差込接合は、接合部の管の外面、継手の内面を十分に清掃したあとに正しく差し込み、接合部周囲を適温に加熱しながら、はんだ又はろうを流し込む。</p> <p>3 樹脂管のヘッダー及び差込み継手への接合は、専用カッターを用い、管軸に対し直角に切断し、差込み、抜け出し防止金具を取付ける。</p>	配管径	最小曲げ半径 (mm)	φ6.35	30	φ9.52	30	φ12.7	40	10.3.2 管の接合	<p>径は、10.3.1 表によるものとし、曲げ箇所は、なるべく少なく、ゆるやかにすること。</p> <p><b>10.3.1 表 最小曲げ半径</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配管径</th> <th>最小曲げ半径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ6.35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ9.52</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ12.7</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 冷媒配管は、室内外ユニット間において、原則として継目のない配管で行なうこと。</p> <p>(5) 冷媒配管は、液管とガス管を共巻きしてはならない。ただし、断熱材被覆銅管の場合を除く。</p> <p>(6) 配管完了後、逆流防止器付真空ポンプにより真空脱気し、配管等からの漏れがないことを確認の上、冷媒の充てん作業を行なう。</p> <p>(7) ドレン管については、配管内にドレン水が溜まることのないよう先下がり勾配を確保して施工すること。</p> <p>(8) 冷媒配管と接続配線等を共巻する場合は、冷媒配管の保温施工後に行うこと。また、配管ケース内及び隠ぺい部分の共巻きは、施工に支障の無い間隔で行い、見え掛り部分については、下から上に向かってテープ 1/2 重ね 1 回巻きを行なうこと。</p> <p>(9) 防火区画貫通処理は、消防法施行令第 8 条に規定する区画及び共用区画を貫通する配管の取扱いによる。</p> <p>5.3.2 によるほか、次による。</p> <p>1 銅管のフレア接合は、機器との接続部に限り使用するものとし、フレア部の加工は JIS B 8607 (冷媒用フレア及びろう付け管継手) に指定された工具による加工を原則とする。また、接続における締め付けについては、トルクレンチを用いて指定されたトルクにより締め付けること。</p> <p>2 銅管の差込接合は、接合部の管の外面、継手の内面を十分に清掃したあとに正しく差し込み、接合部周囲を適温に加熱しながら、はんだ又はろうを流し込む。</p> <p>3 樹脂管のヘッダー及び差込み継手への接合は、専用カッターを用い、管軸に対し直角に切断し、差込み、抜け出し防止金具を取り付ける。</p>	配管径	最小曲げ半径 (mm)	φ6.35	30	φ9.52	30	φ12.7	40	
	配管径	最小曲げ半径 (mm)																		
φ6.35	30																			
φ9.52	30																			
φ12.7	40																			
配管径	最小曲げ半径 (mm)																			
φ6.35	30																			
φ9.52	30																			
φ12.7	40																			
10.3.3 支持間隔	<p>1 住戸内暖房配管の支持間隔は、2.0m（ただし、樹脂管は 1m）を標準とし、曲がり部は必要に応じて支持する。</p> <p>2 住棟内暖房配管の支持間隔は、3.3.4 による。また、配管の支持・固定状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>3 ルームエアコンディショナの配管ケースを躯体に固定する場合の支持間隔は、</p>	10.3.3 支持間隔	<p>1 住戸内暖房配管の支持間隔は、2.0m（ただし、樹脂管は 1m）を標準とし、曲がり部は必要に応じて支持する。</p> <p>2 住棟内暖房配管の支持間隔は、3.3.4 による。また、配管の支持・固定状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p> <p>3 ルームエアコンディショナの配管ケースを躯体に固定する場合の支持間隔は、</p>																	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
10. 3. 4 保 温	200mm以下を標準とし、部材ごとに1ヶ所以上固定すること。 4 ルームエアコンディショナのドレン管を躯体に固定する場合の支持間隔は、1m以下とし、曲がり部及び合流箇所は必要に応じて支持すること。  12章による。	10. 3. 4 保 温	200mm以下を標準とし、部材ごとに1ヶ所以上固定すること。 4 ルームエアコンディショナのドレン管を躯体に固定する場合の支持間隔は、1m以下とし、曲がり部及び合流箇所は必要に応じて支持すること。  12章による。	
10. 3. 5 熱 源 機 器 の 設 置	1 ガスを熱源とする機器の設置は、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」，「ガス機器の設置基準及び実務指針」（ <a href="#">経済産業省・全国消防長会監修、(財)日本ガス機器検査協会発行</a> ）によるほか、各地方自治体の定めがある場合は、それによる。 2 熱源機器は、設置面に対して水平に取付ける。	10. 3. 5 熱 源 機 器 の 設 置	1 ガスを熱源とする機器の設置は、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」，「ガス機器の設置基準及び実務指針」（ <a href="#">(一財)日本ガス機器検査協会</a> ）によるほか、各地方自治体の定めがある場合は、それによる。 2 熱源機器は、設置面に対して水平に取り付ける。	
10. 3. 6 放 熱 機 器 の 設 置	放熱機器は、設置面に対し水平に取付ける。	10. 3. 6 放 熱 機 器 の 設 置	放熱機器は、設置面に対し水平に取り付ける。	
10. 3. 7 浴 室 暖 房 乾 燥 機	浴室暖房乾燥機本体は、スラブ下面からの <u>つり</u> 金具を堅固に取付け、防振材を用い、防振対策を施す。	10. 3. 7 浴 室 暖 房 乾 燥 機	浴室暖房乾燥機本体は、スラブ下面からの <u>吊り</u> 金具を堅固に取り付け、防振材を用い、防振対策を施す。	
10. 3. 8 温 水 コ ン セ ン ト の 設 置	1 温水コンセントの取付け補強材は、建築工事とする。 2 温水コンセントの取付けは、床面より300mmを標準とし、電気コンセント等との調整を図る。	10. 3. 8 温 水 コ ン セ ン ト の 設 置	1 温水コンセントの取り付け補強材は、建築工事とする。 2 温水コンセントの取り付けは、床面より300mmを標準とし、電気コンセント等との調整を図る。	
10. 3. 9 ル ー ム エ ア コ ン デ ィ シ ョ ナ の 設 置	機器の据付は、地震等の外力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう、設置すること。また、室外機については、振動の伝播を防止するために防振ゴム等による対策を施すこと。 なお、防振ゴムによる場合には、JIS K 6386（防振ゴムーゴム材料）によるクロプロレングム（硬度50～60）とする。	10. 3. 9 ル ー ム エ ア コ ン デ ィ シ ョ ナ の 設 置	機器の据付は、地震等の外力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう、設置すること。また、室外機については、振動の伝播を防止するために防振ゴム等による対策を施すこと。 なお、防振ゴムによる場合には、JIS K 6386（防振ゴムーゴム材料）によるクロプロレングム（硬度50～60）とする。	
10. 3. 10 試 験 ， 検 査	1 暖房配管は配管完了後、次により水圧試験を実施し、その試験成績表を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持間隔は30分以上とする。  (1) 住戸セントラル方式…… <a href="#">0.15MPa</a> <a href="#">(温水コンセント接続後は0.1MPa)</a> (2) 住棟セントラル方式 (イ) 住戸内(ただし、熱交換器以降とする)…住戸セントラル方式に準ずる。 (ロ) 上記以外……静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa) 2 冷媒配管の気密試験は、真空脱気後製造者の指定する時間(最低5分)以上放	10. 3. 10 試 験 ， 検 査	1 暖房配管は配管完了後、次により水圧試験又は <a href="#">空気圧試験</a> を実施し、その試験成績表を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持時間 <del>は</del> 30分以上、 <a href="#">空気圧試験の保持時間は15分以上とする</a> 。 (1) 住戸セントラル方式…… <a href="#">0.2MPa</a> (2) 住棟セントラル方式 (イ) 住戸内(ただし、熱交換器以降とする)…住戸セントラル方式に準ずる。 (ロ) 上記以外……静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa) 2 冷媒配管の気密試験は、真空脱気後製造者の指定する時間(最低5分)以上放	空気圧試験を追加し、試験圧力値を0.2MPaに見直し(管轄と整合) 温水コンセントを0.2MPaに統一

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
10.3.11 総合調整	<p>置して、真空度が低下しないことを確認し、その結果を記録し監督員に提出する。</p> <p>総合調整は、原則として監督員の立会いのもとに、システムを運転し、機器が正常に作動すること並びに機器及び配管接続部周辺に漏えい等のないことを確認し、その結果を記録し、監督員に提出する。</p>	10.3.11 総合調整	<p>置して、真空度が低下しないことを確認し、その結果を記録し監督員に提出する。</p> <p>総合調整は、原則として監督員の立会いのもとに、システムを運転し、機器が正常に作動すること並びに機器及び配管接続部周辺に漏えい等のないことを確認し、その結果を記録し、監督員に提出する。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
11. 1. 1 適用範囲	<p><b>11章 換気設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章で規定する管（ダクト）類のうち、建築基準法施行令及び同令に基づく告示の定める基準のあるものは、その基準による。</p> <p>2 この章は、換気設備について適用する。</p> <p>なお、施設及び宿舍の換気設備については、特記による。</p> <p>3 この章で規定する管（ダクト）類のうち、自治体等の規定がある場合は、それによる。</p>	11. 1. 1 適用範囲	<p><b>11章 換気設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>1 この章で規定する管（ダクト）類のうち、建築基準法施行令及び同令に基づく告示の定める基準のあるものは、その基準による。</p> <p>2 この章は、換気設備について適用する。</p> <p>なお、施設及び宿舍の換気設備については、特記による。</p> <p>3 この章で規定する管（ダクト）類のうち、自治体等の規定がある場合は、それによる。</p>	
	<p><b>2節 機 材</b></p> <p>換気扇類及び換気口等は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>別に定める「機材の品質・性能基準」</u>による。</p> <p>1 換気扇の種類は、次による。</p> <p>(1) 台所用換気扇</p> <p>(イ) レンジ用フードファン（排気型）</p> <p>(ロ) レンジ用フードファン（同時給排気型）</p> <p>(ハ) 台所用プロペラファン</p> <p>(2) 浴室用換気扇</p> <p>(イ) 天井埋込型換気扇</p> <p>(ロ) 中間ダクト型換気扇</p> <p>(3) 洗面所及び便所用換気扇</p> <p>(イ) 天井埋込型換気扇</p> <p>(ロ) 天井埋込型換気扇(親子扇)</p> <p>(ハ) パイプファン</p> <p>(ニ) 中間ダクト型換気扇</p> <p>(ホ) 中間ダクト型換気扇(親子扇)</p> <p>(4) 常時小風量換気扇</p> <p>(イ) 中間ダクト型</p> <p>(ロ) 浴室暖房型</p> <p>2 区分（用途）、形状等は、特記による。</p> <p>3 換気扇類及び付属部品は、次の仕様に適合するものとする。</p> <p>(1) 台所用換気扇は、捕集効率が良く清掃しやすいグリスフィルター付きとする。</p> <p>(2) 台所用プロペラファンのシャッターは、外風ではたつかない機構とする。</p> <p>(3) レンジ用フードファンは、風量が3段階以上切替えられる製品を標準とする。</p> <p>(4) 照明装置付きの場合は、照明部の清掃が容易にできる構造とする。</p> <p>(5) 多湿箇所（台所用、浴室用、洗面所用及び洗面所・便所用（親子扇））に使</p>		<p><b>2節 機 材</b></p> <p>換気扇類及び換気口等は、次によるほか、品質及び性能は、特記がなければ、<u>総則編1.5.2の2(3)に示す基準</u>による。</p> <p>1 換気扇の種類は、次による。</p> <p>(1) 台所用換気扇</p> <p>(ニ) レンジ用フードファン（排気型）</p> <p>(ホ) レンジ用フードファン（同時給排気型）</p> <p>(ハ) 台所用プロペラファン</p> <p>(2) 浴室用換気扇</p> <p>(ハ) 天井埋込型換気扇</p> <p>(ニ) 中間ダクト型換気扇</p> <p>(3) 洗面所及び便所用換気扇</p> <p>(ハ) 天井埋込型換気扇</p> <p>(ロ) 天井埋込型換気扇(親子扇)</p> <p>(フ) パイプファン</p> <p>(リ) 中間ダクト型換気扇</p> <p>(ヌ) 中間ダクト型換気扇(親子扇)</p> <p>(4) 常時小風量換気扇</p> <p>(ハ) 中間ダクト型</p> <p>(ニ) 浴室暖房型</p> <p>2 区分（用途）、形状等は、特記による。</p> <p>3 換気扇類及び付属部品は、次の仕様に適合するものとする。</p> <p>(1) 台所用換気扇は、捕集効率が良く清掃しやすいグリスフィルター付きとする。</p> <p>(2) 台所用プロペラファンのシャッターは、外風ではたつかない機構とする。</p> <p>(3) レンジ用フードファンは、風量が3段階以上切替えられる製品を標準とする。</p> <p>(4) 照明装置付きの場合は、照明部の清掃が容易にできる構造とする。</p> <p>(5) 多湿箇所（台所用、浴室用、洗面所用及び洗面所・便所用（親子扇））に使</p>	
11. 2. 1 換気扇類 及び付属 部品		11. 2. 1 換気扇類 及び付属 部品		

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																												
<p>用する換気扇類は、アース付きのものとする。</p> <p>(6) 浴室用換気扇は、風量が強弱切替えできる構造とする。</p> <p>(7) 天井埋込型換気扇は、モーター、羽根を容易に脱着できる構造とする。</p> <p>(8) 天井埋込型換気扇は、羽根及びグリルは合成樹脂製又はアルミ製とし、本体及びケーシングは、ステンレス製、合成樹脂製又はステンレス製と同等の耐食性能を第三者認定機関により認められたものとする。</p> <p>(9) 中間ダクト扇は、水抜き装置付きとする。</p> <p>(10) 親子扇は、本体で所定の風量バランス調整を施してあるものとする。</p> <p>(11) 換気扇類は、パイプファンを除き逆流防止シャッター付きとする。</p> <p><u>12 使用する換気扇類及び付属品は、誤使用防止の為の指示、警告等、事故防止の為の適切な措置を講じるものとする。</u></p> <p>4 換気口部品（ベントキャップ、パイプフード）</p> <p>(1) 換気口部品は、ステンレス製を標準とする。</p> <p>(2) ダクト等の材質にかかわらず、取付けが容易であること。</p> <p>(3) 鳥等が侵入しない構造であること。</p> <p>(4) 雨掛かりの場所には、雨水の侵入がしにくい構造のものとする。</p> <p>(5) 給気に用いる部品は防虫網（10メッシュ）付とし、防虫網はビス止め等で容易に脱着可能な構造とする。</p> <p>(6) 常時小風量換気用の給気口は樹脂製とし、手で閉鎖できる機構を有するもので、フィルターの取付けが可能なものとする。</p> <p>なお、過給気防止機能付きとする場合は、特記による。</p> <p>5 常閉型電動給気シャッター</p> <p>(1) 換気扇連動シャッターは、本体に換気扇と連動する機構を組み込み、本体（化粧グリル部を除く）及びシャッター部を鋼板又はステンレス鋼板製としたもので、閉鎖時は気密性に優れ、動作時には異常音がなく、圧力損失の小さな製品とする。</p> <p>(2) 常閉型電動給気シャッターを設ける場合は、レンジ用フードファンに確認ランプの表示は行わない。ただし、天井内等隠蔽となる部分に設置する場合は、確認ランプの表示を行う。</p> <p>6 防火ダンパー</p> <p>防火ダンパーは、関係法令に基づき、建設省告示1360号・1366号による防火設備該当品又は建設省告示1369号・2563号・2565号による特定防火設備該当品とする。</p> <p>7 換気扇のコード及びプラグの規格及び仕様は、11.2.1表による。</p>		<p>用する換気扇類は、アース付きのものとする。</p> <p>(6) 浴室用換気扇は、風量が強弱切替えできる構造とする。</p> <p>(7) 天井埋込型換気扇は、モーター、羽根を容易に脱着できる構造とする。</p> <p>(8) 天井埋込型換気扇は、羽根及びグリルは合成樹脂製又はアルミ製とし、本体及びケーシングは、ステンレス製、合成樹脂製又はステンレス製と同等の耐食性能を第三者認定機関により認められたものとする。</p> <p>(9) 中間ダクト扇は、水抜き装置付きとする。</p> <p>(10) 親子扇は、本体で所定の風量バランス調整を施してあるものとする。</p> <p>(11) 換気扇類は、パイプファンを除き逆流防止シャッター付きとする。</p> <p>4 換気口部品（ベントキャップ、パイプフード）</p> <p>(1) 換気口部品は、ステンレス製を標準とする。</p> <p>(2) ダクト等の材質にかかわらず、取り付けが容易であること。</p> <p>(3) 鳥等が侵入しない構造であること。</p> <p>(4) 雨掛かりの場所には、雨水の侵入がしにくい構造のものとする。</p> <p>(5) 給気に用いる部品は防虫網（10メッシュ）付とし、防虫網はビス止め等で容易に脱着可能な構造とする。</p> <p>(6) 常時小風量換気用の給気口は樹脂製とし、手で閉鎖できる機構を有するもので、フィルターの取り付けが可能なものとする。</p> <p>なお、過給気防止機能付きとする場合は、特記による。</p> <p>5 常閉型電動給気シャッター</p> <p>(1) 換気扇連動シャッターは、本体に換気扇と連動する機構を組み込み、本体（化粧グリル部を除く）及びシャッター部を鋼板又はステンレス鋼板製としたもので、閉鎖時は気密性に優れ、動作時には異常音がなく、圧力損失の小さな製品とする。</p> <p>(2) 常閉型電動給気シャッターを設ける場合は、レンジ用フードファンに確認ランプの表示は行わない。ただし、天井内等隠蔽となる部分に設置する場合は、確認ランプの表示を行う。</p> <p>6 防火ダンパー</p> <p>防火ダンパーは、関係法令に基づき、建設省告示1360号・1366号による防火設備該当品又は建設省告示1369号・2563号・2565号による特定防火設備該当品とする。</p> <p>7 換気扇のコード及びプラグの規格及び仕様は、11.2.1表による。</p>		<p>製造物責任法に規定されている内容のため削除</p>																												
<p>11.2.1 表 換気扇のコード及びプラグの規格・仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">コード</th> <th colspan="2">プラグ</th> </tr> <tr> <th>規格及び仕様</th> <th>規格番号</th> <th>規格及び仕様</th> <th>規格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所台</td> <td>自然給気による場合 キャブタイプコード (0.75□-3C)で有効長は1.5mとする</td> <td>JIS C 3306</td> <td>2極接地型</td> <td>JIS C 8303</td> </tr> </tbody> </table>		用途	コード		プラグ		規格及び仕様	規格番号	規格及び仕様	規格番号	所台	自然給気による場合 キャブタイプコード (0.75□-3C)で有効長は1.5mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303	<p>11.2.1 表 換気扇のコード及びプラグの規格・仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">コード</th> <th colspan="2">プラグ</th> </tr> <tr> <th>規格及び仕様</th> <th>規格番号</th> <th>規格及び仕様</th> <th>規格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所台</td> <td>自然給気による場合 キャブタイプコード (0.75□-3C)で有効長は1.5mとする</td> <td>JIS C 3306</td> <td>2極接地型</td> <td>JIS C 8303</td> </tr> </tbody> </table>		用途	コード		プラグ		規格及び仕様	規格番号	規格及び仕様	規格番号	所台	自然給気による場合 キャブタイプコード (0.75□-3C)で有効長は1.5mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303	
用途	コード		プラグ																													
	規格及び仕様	規格番号	規格及び仕様	規格番号																												
所台	自然給気による場合 キャブタイプコード (0.75□-3C)で有効長は1.5mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303																												
用途	コード		プラグ																													
	規格及び仕様	規格番号	規格及び仕様	規格番号																												
所台	自然給気による場合 キャブタイプコード (0.75□-3C)で有効長は1.5mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303																												

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版					公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）					改定理由		
11.2.2 管(ダクト) 類	常閉型電動給気シャッターレンドファンを連動する場合	キャブタイヤコード(0.75□-4C)で有効長は1.5mとする		3極接地型	JIS C 8303	常閉型電動給気シャッターレンドファンを連動する場合	キャブタイヤコード(0.75□-4C)で有効長は1.5mとする		3極接地型	JIS C 8303	実態に合わせて見直し	
	煙逆流防止ダンパー用レンドファンを連動する場合	キャブタイヤコード(0.75□-4C)+(0.75□-2C)で有効長は1.5mとする		3極接地型 + 2極型	JIS C 8303	煙逆流防止ダンパー用レンドファンを連動する場合	キャブタイヤコード(0.75□-4C)+(0.75□-2C)で有効長は1.5mとする		3極接地型 + 2極型	JIS C 8303		
	浴室	キャブタイヤコード(0.75□-4C)とし、有効長は、天井埋込型を2mとし、その他は1mとする	JIS C 3306	3極接地型	JIS C 8303	浴室	キャブタイヤコード(0.75□-3C)とし、有効長は、天井埋込型を2mとし、その他は1mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303		
	便所	ビニルコード(0.75□-2C)の平形で有効長は1mとする	JIS C 3306	2極でコードと一体成形のもの	JIS C 8303	便所	ビニルコード(0.75□-2C)の平形で有効長は1mとする	JIS C 3306	2極でコードと一体成形のもの	JIS C 8303		
	洗面所及び洗面所+便所(親子式)	キャブタイヤコード(0.75□-3C)で有効長は1mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303	洗面所及び洗面所+便所(親子式)	キャブタイヤコード(0.75□-3C)で有効長は1mとする	JIS C 3306	2極接地型	JIS C 8303		
<p>8 換気扇連動煙逆流防止ダンパー</p> <p>(1) 換気扇連動煙逆流防止ダンパーは、本体に換気扇と連動する機構を組み込み、本体及びダンパー部を鋼製又はステンレス鋼板製としたもので、閉鎖時は気密性に優れ、動作部には異常音がなく、圧力損失の小さな製品とする。</p> <p>(2) 換気扇連動煙逆流防止ダンパーを設ける場合は、レンジ用フードファンに確認ランプの表示を行う。</p>						<p>8 換気扇連動煙逆流防止ダンパー</p> <p>(1) 換気扇連動煙逆流防止ダンパーは、本体に換気扇と連動する機構を組み込み、本体及びダンパー部を鋼製又はステンレス鋼板製としたもので、閉鎖時は気密性に優れ、動作部には異常音がなく、圧力損失の小さな製品とする。</p> <p>(2) 換気扇連動煙逆流防止ダンパーを設ける場合は、レンジ用フードファンに確認ランプの表示を行う。</p>						
<p>換気設備に使用する管（ダクト）類の規格は、11.2.2表によるものとし、管材は特記による。</p>						<p>換気設備に使用する管（ダクト）類の規格は、11.2.2表によるものとし、管材は特記による。</p>						
<p>11.2.2表 管（ダクト）類の規格</p>						<p>11.2.2表 管（ダクト）類の規格</p>						
材 料		規 格			備 考	材 料		規 格			備 考	
		番 号	名 称					番 号	名 称			
管 (ダクト) 類		JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管 VP			管 (ダクト) 類		JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管 VP			
		JIS K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)					JIS K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)			
		—	硬質塩化ビニル管 VM 規格 (2管路型)※1					—	硬質塩化ビニル管 VM 規格 (2管路型)※1			
		—	鉄板スパイラルダクト※2					—	鉄板スパイラルダクト※2			
		—	ステンレスダクト※3					—	ステンレスダクト※3			
		—	換気用耐火二層管※4					—	換気用耐火二層管※4			
	—	換気用耐火二層管 VM 規格 (2管路型)※5			—	換気用耐火二層管 VM 規格 (2管路型)※5						
(注)						(注) <u>ダクトは、空気の通風抵抗、漏れ量、騒音及び振動が少なく、かつ、ダクトの内外差圧により変形を起こさない構造とする。</u>						
<p>※1 硬質塩化ビニル管 VM 規格 (2管路型) は、硬質塩化ビニル管の VM 規格により製作されたものとする。</p> <p>※2 (1)鉄板スパイラルダクトは、JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 規格品を用いてスパイラル状に甲はげかけ機械巻きしたものとする。なお、内径許容寸法差は、0～+2mm の範囲とする。</p> <p>(2) (1)に使用する亜鉛鉄板の板厚は、11.2.4 表による。</p> <p>(3) 直管 (ダクト) のはげのピッチは、11.2.5 表による。</p> <p>(4) <u>鉄板スパイラルダクトは、製造工場の漏洩試験成績書を監督員に提出する。</u></p> <p>※3 (1) ステンレスダクトは、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及</p>						<p>※1 硬質塩化ビニル管 VM 規格 (2管路型) は、硬質塩化ビニル管の VM 規格により製作されたものとする。</p> <p>※2 (1)鉄板スパイラルダクトは、JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 規格品を用いてスパイラル状に甲はげかけ機械巻きしたものとする。なお、内径許容寸法差は、0～+2mm の範囲とする。</p> <p>(2) (1)に使用する亜鉛鉄板の板厚は、11.2.4 表による。</p> <p>(3) 直管 (ダクト) のはげのピッチは、11.2.5 表による。</p> <p>※3 (1) ステンレスダクトは、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及</p>						
<p>注記の追加により削除（実態に合わせて見直し）</p>						<p>注記の追加により削除（実態に合わせて見直し）</p>						



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																																	
11.2.3 継手類	<p>び鋼帯)規格品のSUS304の2Bを用いてロール加工した後に軸方向にアルゴン溶接したものとす。</p> <p>(2) 内径等は、鉄板スパイラルダクトによるものとす。</p> <p>※4 換気用耐火二層管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管（VP））の規格品に繊維モルタルで被覆したもので、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p>※5 換気用耐火二層管VM規格（2管路型）は、換気用耐火二層管の内部を硬質塩化ビニル樹脂板で2管路に分けたもので、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p>換気設備に使用する継手類の規格は、11.2.3表によるものとし、種類は特記による。</p> <p><b>11.2.3表 継手類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">継手類</td> <td>JIS K 6739</td> <td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>鉄板スパイラルダクト用継手※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ステンレスダクト用継手※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>換気用耐火二層管用継手※4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手※5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）継手は、硬質塩化ビニル管継手のVM規格により製作されたものとす。</p> <p>※2 (1) 鉄板スパイラルダクト継手は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及びび鋼帯）により製作されたものとす。                      なお、継手差込み部の外径寸法許容差は、呼び径の・1.5～・2.5mmの範囲とする。</p> <p>(2) (1)の板厚は、11.2.6表による。</p> <p>(3) 継手の差込み部の長さは、11.2.7表による。</p> <p>(4) 鉄板スパイラルダクト用継手は、製造工場の漏洩試験成績書を監督員に提出する。</p> <p>※3 (1) ステンレスダクト用継手は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及びび鋼帯）によるSUS304の2Bを用いて打抜き加工後に軸方向にアルゴン溶接したものとす。</p> <p>(2) 内径等は、鉄板スパイラルダクト用継手によるものとす。</p> <p>※4 換気用耐火二層管継手は、JIS K 6739（硬質ポリ塩化ビニル管継手）により製作されたものに繊維モルタルで被覆したものとす、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p>※5 換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手は、換気用耐火二層管継手により製作されたものとす、内部を硬質塩化ビニル樹脂板で2管路に分けたもので、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p><b>11.2.4表 直管の板厚</b> (単位 mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">適用表示厚さ</th> <th colspan="4">呼 称 寸 法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">低圧ダクト</th> <th>高圧1ダクト</th> <th>高圧2ダクト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5</td> <td colspan="2">450以下</td> <td>200以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>450を超え</td> <td>710以下</td> <td>200を超え</td> <td>560以下</td> </tr> <tr> <td>0.8</td> <td>710を超え</td> <td>1,000以下</td> <td>560を超え</td> <td>800以下</td> </tr> </tbody> </table>	材料	規 格		備 考	番 号	名 称	継手類	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手		—	硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）※1		—	鉄板スパイラルダクト用継手※2		—	ステンレスダクト用継手※3		—	換気用耐火二層管用継手※4		—	換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手※5		適用表示厚さ	呼 称 寸 法				低圧ダクト		高圧1ダクト	高圧2ダクト	0.5	450以下		200以下		0.6	450を超え	710以下	200を超え	560以下	0.8	710を超え	1,000以下	560を超え	800以下	<p>び鋼帯)規格品のSUS304の2Bを用いてロール加工した後に軸方向にアルゴン溶接したものとす。</p> <p>(2) 内径等は、鉄板スパイラルダクトによるものとす。</p> <p>※4 換気用耐火二層管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管（VP））の規格品に繊維モルタルで被覆したもので、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p>※5 換気用耐火二層管VM規格（2管路型）は、換気用耐火二層管の内部を硬質塩化ビニル樹脂板で2管路に分けたもので、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p>換気設備に使用する継手類の規格は、11.2.3表によるものとし、種類は特記による。</p> <p><b>11.2.3表 継手類の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">継手類</td> <td>JIS K 6739</td> <td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>鉄板スパイラルダクト用継手※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ステンレスダクト用継手※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>換気用耐火二層管用継手※4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手※5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）継手は、硬質塩化ビニル管継手のVM規格により製作されたものとす。</p> <p>※2 (1) 鉄板スパイラルダクト継手は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及びび鋼帯）により製作されたものとす。                      なお、継手差込み部の外径寸法許容差は、呼び径の・1.5～・2.5mmの範囲とする。</p> <p>(2) (1)の板厚は、11.2.6表による。</p> <p>(3) 継手の差込み部の長さは、11.2.7表による。</p> <p>(4) 鉄板スパイラルダクト用継手は、製造工場の漏洩試験成績書を監督員に提出する。</p> <p>※3 (1) ステンレスダクト用継手は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及びび鋼帯）によるSUS304の2Bを用いて打抜き加工後に軸方向にアルゴン溶接したものとす。</p> <p>(2) 内径等は、鉄板スパイラルダクト用継手によるものとす。</p> <p>※4 換気用耐火二層管継手は、JIS K 6739（硬質ポリ塩化ビニル管継手）により製作されたものに繊維モルタルで被覆したものとす、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p>※5 換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手は、換気用耐火二層管継手により製作されたものとす、内部を硬質塩化ビニル樹脂板で2管路に分けたもので、平成12年5月31日建設省告示第1412号に適合したものとす。</p> <p><b>11.2.4表 直管の板厚</b> (単位 mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">適用表示厚さ</th> <th colspan="4">呼 称 寸 法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">低圧ダクト</th> <th>高圧1ダクト</th> <th>高圧2ダクト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5</td> <td colspan="2">450以下</td> <td>200以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>450を超え</td> <td>710以下</td> <td>200を超え</td> <td>560以下</td> </tr> <tr> <td>0.8</td> <td>710を超え</td> <td>1,000以下</td> <td>560を超え</td> <td>800以下</td> </tr> </tbody> </table>	材料	規 格		備 考	番 号	名 称	継手類	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手		—	硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）※1		—	鉄板スパイラルダクト用継手※2		—	ステンレスダクト用継手※3		—	換気用耐火二層管用継手※4		—	換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手※5		適用表示厚さ	呼 称 寸 法				低圧ダクト		高圧1ダクト	高圧2ダクト	0.5	450以下		200以下		0.6	450を超え	710以下	200を超え	560以下	0.8	710を超え	1,000以下	560を超え	800以下	
	材料		規 格			備 考																																																																																															
番 号		名 称																																																																																																			
継手類	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																			
	—	硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）※1																																																																																																			
	—	鉄板スパイラルダクト用継手※2																																																																																																			
	—	ステンレスダクト用継手※3																																																																																																			
	—	換気用耐火二層管用継手※4																																																																																																			
—	換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手※5																																																																																																				
適用表示厚さ	呼 称 寸 法																																																																																																				
	低圧ダクト		高圧1ダクト	高圧2ダクト																																																																																																	
0.5	450以下		200以下																																																																																																		
0.6	450を超え	710以下	200を超え	560以下																																																																																																	
0.8	710を超え	1,000以下	560を超え	800以下																																																																																																	
材料	規 格		備 考																																																																																																		
	番 号	名 称																																																																																																			
継手類	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																			
	—	硬質塩化ビニル管VM規格（2管路型）※1																																																																																																			
	—	鉄板スパイラルダクト用継手※2																																																																																																			
	—	ステンレスダクト用継手※3																																																																																																			
	—	換気用耐火二層管用継手※4																																																																																																			
—	換気用耐火二層管VM規格（2管路型）継手※5																																																																																																				
適用表示厚さ	呼 称 寸 法																																																																																																				
	低圧ダクト		高圧1ダクト	高圧2ダクト																																																																																																	
0.5	450以下		200以下																																																																																																		
0.6	450を超え	710以下	200を超え	560以下																																																																																																	
0.8	710を超え	1,000以下	560を超え	800以下																																																																																																	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
1.0	1,000を超え	1,250以下	800を超え 1000以下	1.0	1,000を超え	1,250以下	800を超え 1000以下	
1.2			1000を超えるもの	1.2			1000を超えるもの	
(注) ※1 低圧ダクトは、正圧+500以下、負圧500以内				(注) ※1 低圧ダクトは、正圧+500以下、負圧500以内				
(注) ※2 高圧ダクト1は、正圧+500を超え+1,000以下負圧-500を超え-1,000以下				(注) ※2 高圧ダクト1は、正圧+500を超え+1,000以下負圧-500を超え-1,000以下				
(注) ※3 高圧ダクト2は、正圧+1,000を超え+2,500以下、負圧-1000を超え-2,500以下				(注) ※3 高圧ダクト2は、正圧+1,000を超え+2,500以下、負圧-1000を超え-2,500以下				
(注) ※1～※3：常時圧力、単位Pa				(注) ※1～※3：常時圧力、単位Pa				
<b>11.2.5 表 はぜのピッチ (単位 mm)</b>				<b>11.2.5 表 はぜのピッチ (単位 mm)</b>				
呼 称 寸 法		は ぜ の ピ ッ チ		呼 称 寸 法		は ぜ の ピ ッ チ		
100以下		125以下		100以下		125以下		
100を超えて 1,250以下		150以下		100を超えて 1,250以下		150以下		
(注) はぜ折の幅、4.8mm以上とする。				(注) はぜ折の幅、4.8mm以上とする。				
<b>11.2.6 表 継手の板厚 (単位 mm)</b>				<b>11.2.6 表 継手の板厚 (単位 mm)</b>				
適用表示厚さ		呼 称 寸 法		適用表示厚さ		呼 称 寸 法		
0.6		315以下		0.6		315以下		
0.8		315を超え 710以下		0.8		315を超え 710以下		
1.0		710を超え 1000以下		1.0		710を超え 1000以下		
1.2		1000を超え 1,250以下		1.2		1000を超え 1,250以下		
<b>11.2.7 表 継手の差込長さ (単位 mm)</b>				<b>11.2.7 表 継手の差込長さ (単位 mm)</b>				
呼 称 寸 法		差 込 長 さ		呼 称 寸 法		差 込 長 さ		
125以下		60以上		125以下		60以上		
125を超え 300以下		60以上		125を超え 300以下		60以上		
300を超え 1,250以下		60以上		300を超え 1,250以下		60以上		
11. 2. 4 硬質塩化 ビニル管 ダクト	硬質塩化ビニル管ダクトは、平成12年建設省告示第1412号で定める範囲内において使用するものとする。			11. 2. 4 硬質塩化 ビニル管 ダクト	硬質塩化ビニル管ダクトは、平成12年建設省告示第1412号で定める範囲内において使用するものとする。			
11. 2. 5 換気用耐 火二層管	換気用耐火二層管は、硬質塩化ビニルで造られた内管と、繊維モルタルで造られた外管の二層構造としたもので、平成12年建設省告示第1412号による。			11. 2. 5 換気用耐 火二層管	換気用耐火二層管は、硬質塩化ビニルで造られた内管と、繊維モルタルで造られた外管の二層構造としたもので、平成12年建設省告示第1412号による。			
11. 2. 6 フレキシ ブルダク ト	建築基準法施行令第108条の2の規定により不燃材料の認定を受けたもので、十分な可とう性、耐圧強度及び耐食性を有するものとする。			11. 2. 6 フレキシ ブルダク ト	建築基準法施行令第108条の2の規定により不燃材料の認定を受けたもので、十分な可とう性、耐圧強度及び耐食性を有するものとする。			
11. 2. 7 雑材料	3.2.13による。ただし、配管支持材の防振ゴムは適用しない。			11. 2. 7 雑材料	3.2.13による。ただし、配管支持材の防振ゴムは適用しない。			
11. 2. 8 接合材料	次によるほかは、4.2.11による。			11. 2. 8 接合材料	次によるほかは、4.2.11による。			
	1 硬質塩化ビニル管（2 管路型を含む）と硬質塩化ビニル管継手（2 管路型継手を含む）を除くダクトとダクト用継手の接合材料は、気密性を有し結露水等の漏れがない材料を用いる。				1 硬質塩化ビニル管（2 管路型を含む）と硬質塩化ビニル管継手（2 管路型継手を含む）を除くダクトとダクト用継手の接合材料は、気密性を有し結露水等の漏れがない材料を用いる。			
	2 換気用耐火二層管（2 管路型を含む）と換気用耐火二層管用継手（2 管路型用				2 換気用耐火二層管（2 管路型を含む）と換気用耐火二層管用継手（2 管路型用			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
11. 3. 1 管（ダクト）の接合、製作及び取付け	<p>継手を含む）の接合材料は、4.2.11のビニル管用接着剤による。</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>1 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクトは、次による。</p> <p>(1) <u>差込み接合は</u>、継手の外面にシール材を塗布して直管に差込み、<u>片側2本以上（呼称寸法150mmを超える場合は、片側3本以上）の鋼製ビスで周囲を接合したうえ、継目をアルミテープで二重に巻いて行う。</u></p> <p>なお、台所排気系のダクトは、シール材を難燃性ブチルゴムテープとし、継目に難燃性ブチルゴムテープを巻いた上、アルミテープ2重巻き仕上げとする。</p> <p>(2) ダクトの切断端面には、<u>錆止め</u>ペイントを塗布し防錆処理を施す。</p> <p>(3) ダクトの支持金物接触部及びコンクリート貫通部は、防食テープ巻きを施し、絶縁処理を行う。</p> <p>2 硬質ポリ塩化ビニル管をダクトとして用いる場合は、次による。</p> <p>(1) 管の接合は、3.3.3及び4.3.3の当該事項による。</p> <p>(2) 管の支持間隔は、3.3.4の当該事項による。</p> <p>3 換気用耐火二層管（2管路型管を含む）</p> <p>(1) 配管後の直管と管継手の接合部は、目地付継手を使用した場合を除き、専用の目地処理材にて処理を行う。</p> <p>(2) 換気用耐火二層管のソケット接合においては、差し口標線を記入し、挿入量を確認すること。</p> <p>4 管及びダクトを切断する場合は、その径を縮小することのない工具で、管軸に対し直角に切断する。</p> <p>5 管及びダクトは、住戸内から住戸外へ先下がり勾配となるよう取付ける。</p> <p>6 換気扇類と管及びダクトとの接続部分は、原則として支持する。</p> <p>7 換気用耐火二層管の外壁貫通部に使用するアダプター周囲の穴埋めは、モルタルを均一に充てんし、確実に行う。</p> <p>8 防火区画、防火壁、防煙壁等を貫通するダクトは、その隙間をモルタル、ロックウール保温材又は第三者機関による防災性能に関する評価を受けた耐火熱膨張材で埋める。</p>	11. 3. 1 管（ダクト）の接合、製作及び取付け	<p>継手を含む）の接合材料は、4.2.11のビニル管用接着剤による。</p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 施 工</b></p> <p>1 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクトは、次による。</p> <p>(1) <u>ダクトの接合は差込接合とし</u>、継手の外面にシール材を塗布して直管に差込み、<u>鋼製ビスで周囲を固定し、継目をアルミテープで二重巻きにしたものとする。差込接合部の鋼製ビス本数は、片側3本以上（ダクト内径155mmを超え355mm以下の場合は、片側4本以上）とする。</u></p> <p>なお、台所排気系のダクトは、シール材を難燃性ブチルゴムテープとし、継目に難燃性ブチルゴムテープを巻いた上、アルミテープ2重巻き仕上げとする。</p> <p>(2) ダクトの切断端面には、<u>さび止め</u>ペイントを塗布し防錆処理を施す。</p> <p>(3) ダクトの支持金物接触部及びコンクリート貫通部は、防食テープ巻きを施し、絶縁処理を行う。</p> <p>2 硬質ポリ塩化ビニル管をダクトとして用いる場合は、次による。</p> <p>(1) 管の接合は、3.3.3及び4.3.3の当該事項による。</p> <p>(2) 管の支持間隔は、3.3.4の当該事項による。</p> <p>3 換気用耐火二層管（2管路型管を含む）</p> <p>(1) 配管後の直管と管継手の接合部は、目地付継手を使用した場合を除き、専用の目地処理材にて処理を行う。</p> <p>(2) 換気用耐火二層管のソケット接合においては、差し口標線を記入し、挿入量を確認すること。</p> <p>4 管及びダクトを切断する場合は、その径を縮小することのない工具で、管軸に対し直角に切断する。</p> <p>5 管及びダクトは、住戸内から住戸外へ先下がり勾配となるよう取り付ける。</p> <p>6 換気扇類と管及びダクトとの接続部分は、原則として支持する。</p> <p>7 換気用耐火二層管の外壁貫通部に使用するアダプター周囲の穴埋めは、モルタルを均一に充てんし、確実に行う。</p> <p>8 防火区画、防火壁、防煙壁等を貫通するダクトは、その隙間をモルタル、ロックウール保温材又は第三者機関による防災性能に関する評価を受けた耐火熱膨張材で埋める。</p>	<p>修正</p> <p>JIS A 4009 と整合（営）</p>
11. 3. 2 支持間隔	<p>1 硬質ポリ塩化ビニル管及び換気用耐火二層管（2管路型管を含む）</p> <p>ダクトの<u>つり</u>間隔は、2m以内を標準とするが、先下り勾配が確保できるように継手の要所部分を支持する。</p> <p>2 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクト</p> <p>横走りダクトの<u>つり</u>間隔は2m以内とする。</p> <p>3 <u>つり</u>及び支持</p> <p><u>つり</u>金物は、平鋼は25×3mm、棒鋼は径M10又は9mmとする。</p> <p>4 ダクトの勾配・支持・固定状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p>	11. 3. 2 支持間隔	<p>1 硬質ポリ塩化ビニル管及び換気用耐火二層管（2管路型管を含む）</p> <p>ダクトの<u>吊り</u>間隔は、2m以内を標準とするが、先下り勾配が確保できるように継手の要所部分を支持する。</p> <p>2 鉄板スパイラルダクト及びステンレスダクト</p> <p>横走りダクトの<u>吊り</u>間隔は2m以内とする。</p> <p>3 <u>吊り</u>及び支持</p> <p><u>吊り</u>金物は、平鋼は25×3mm、棒鋼は径M10又は9mmとする。</p> <p>4 ダクトの勾配・支持・固定状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p>	
11. 3. 3 機器の据	<p>換気扇類及び付属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、3.3.5の当該事項</p>	11. 3. 3 機器の据	<p>換気扇類及び付属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、3.3.5の当該事</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
付け及び取付け	<p>による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>換気扇類は、スラブ下面からの<u>つり</u>金具に防振を考慮して取付ける。</li> <li>換気口等付属部品は、確実に取付けるものとし、外壁面に取付ける場合は、壁との隙間をコーキングする。 なお、防火ダンパーが組み込まれているものは、温度ヒューズの交換又は復帰が容易に行えるよう考慮する。</li> <li>浴室天井埋込型換気扇の<u>つり</u>金具は、ステンレス製又は防錆処理を施したものを使用する。</li> <li>廊下又はバルコニー部等（点検保守が容易な箇所）以外の外壁に設置する場合は、外壁に固定する。</li> <li>天井埋込型換気扇と天井仕上のすき間は、アルミテープを天井埋込型換気扇本体の内面に沿って貼ること。</li> </ol>	付け及び取り付け	<p>項による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>換気扇類は、スラブ下面からの<u>吊り</u>金具に防振を考慮して取り付ける。</li> <li>換気口等付属部品は、確実に取り付けるものとし、外壁面に取り付ける場合は、壁との隙間をコーキングする。 なお、防火ダンパーが組み込まれているものは、温度ヒューズの交換又は復帰が容易に行えるよう考慮する。</li> <li>浴室天井埋込型換気扇の<u>吊り</u>金具は、ステンレス製又は防錆処理を施したものを使用する。</li> <li>廊下又はバルコニー部等（点検保守が容易な箇所）以外の外壁に設置する場合は、外壁に固定する。</li> <li>天井埋込型換気扇と天井仕上のすき間は、アルミテープを天井埋込型換気扇本体の内面に沿って貼ること。</li> </ol>	
11. 3. 4 試験	<p>換気扇類は、工事完了後監督員の立会いにより運転試験を行い、ガタツキ及び異常音のないことを確認する。また、換気風量測定を行い、設計図による所定の換気量が排出されていることを確認のうえ、試験成績表を監督員に提出する。</p>	11. 3. 4 試験	<p>換気扇類は、工事完了後監督員の立会いにより運転試験を行い、ガタツキ及び異常音のないことを確認する。また、換気風量測定を行い、設計図による所定の換気量が排出されていることを確認のうえ、試験成績表を監督員に提出する。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																														
<p>12章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</p> <p>1節 塗装工事</p> <p>12.1.1 適用範囲 本節に記載のない事項については、建築編17章を準用する。 塗装の箇所は、各編で本項を指定したものは12.1.2表によるものとし、その他塗装を行う場合は、特記による。</p> <p>12.1.2 塗装の承認 検査を要する機材の塗装は、すべて検査の終了後に施工し、やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督員の承諾を受ける。</p> <p>12.1.3 素地ごしらえ 塗装工事の素地ごしらえは12.1.1表による。</p> <p>12.1.1表 塗装を施す素地ごしらえ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>工程順序</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面</td> <td>1 汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>①揮発油ぶき②弱アルカリ性液加熱処理湯洗い③水洗い</td> </tr> <tr> <td>3 錆落とし</td> <td>酸洗い（①酸づけ②中和③湯洗い）等</td> </tr> <tr> <td>4 化学処理</td> <td>①りん酸塩溶液浸漬処理②湯洗い</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調合ペイント塗り等を施す鉄面</td> <td>1 錆、汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>揮発油ぶき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面</td> <td>1 汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>揮発油ぶき</td> </tr> <tr> <td>3 化学処理</td> <td>JIS K 5633（エッチングプライマー）1種1回塗り</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">銅合金及び軽金属面</td> <td>1 汚れ及び付着物の除去</td> <td>ウエス等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>溶剤ぶき</td> </tr> <tr> <td>3 化学処理</td> <td>金属前処理塗料</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） エッチングプライマー塗布後、2時間以上8時間以内に<b>錆止め</b>ペイントを塗布する。 さび止め塗料に変性エポキシ樹脂プライマーを使用する場合は、化学処理を省略することができる。</p>		用途	工程順序	処理方法	ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等	2 油類の除去	①揮発油ぶき②弱アルカリ性液加熱処理湯洗い③水洗い	3 錆落とし	酸洗い（①酸づけ②中和③湯洗い）等	4 化学処理	①りん酸塩溶液浸漬処理②湯洗い	調合ペイント塗り等を施す鉄面	1 錆、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等	2 油類の除去	揮発油ぶき	調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等	2 油類の除去	揮発油ぶき	3 化学処理	JIS K 5633（エッチングプライマー）1種1回塗り	銅合金及び軽金属面	1 汚れ及び付着物の除去	ウエス等	2 油類の除去	溶剤ぶき	3 化学処理	金属前処理塗料	<p>12章 共通工事（塗装、<b>防錆</b>及び防露・保温工事）</p> <p>1節 塗装工事</p> <p>12.1.1 適用範囲 本節に記載のない事項については、建築編17章を準用する。 塗装の箇所は、各編で本項を指定したものは12.1.2表によるものとし、その他塗装を行う場合は、特記による。</p> <p>12.1.2 塗装の承認 検査を要する機材の塗装は、すべて検査の終了後に施工し、やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督員の承諾を受ける。</p> <p>12.1.3 素地ごしらえ 塗装工事の素地ごしらえは12.1.1表による。</p> <p>12.1.1表 塗装を施す素地ごしらえ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>工程順序</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面</td> <td>1 汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>①揮発油ぶき②弱アルカリ性液加熱処理湯洗い③水洗い</td> </tr> <tr> <td>3 錆落とし</td> <td>酸洗い（①酸づけ②中和③湯洗い）等</td> </tr> <tr> <td>4 化学処理</td> <td>①りん酸塩溶液浸漬処理②湯洗い</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調合ペイント塗り等を施す鉄面</td> <td>1 錆、汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>揮発油ぶき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面</td> <td>1 汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>揮発油ぶき</td> </tr> <tr> <td>3 化学処理</td> <td>JIS K 5633（エッチングプライマー）1種1回塗り</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">銅合金及び軽金属面</td> <td>1 汚れ及び付着物の除去</td> <td>ウエス等</td> </tr> <tr> <td>2 油類の除去</td> <td>溶剤ぶき</td> </tr> <tr> <td>3 化学処理</td> <td>金属前処理塗料</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） エッチングプライマー塗布後、2時間以上8時間以内に<b>さび止め</b>ペイントを塗布する。 さび止め塗料に変性エポキシ樹脂プライマーを使用する場合は、化学処理を省略することができる。</p>		用途	工程順序	処理方法	ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等	2 油類の除去	①揮発油ぶき②弱アルカリ性液加熱処理湯洗い③水洗い	3 錆落とし	酸洗い（①酸づけ②中和③湯洗い）等	4 化学処理	①りん酸塩溶液浸漬処理②湯洗い	調合ペイント塗り等を施す鉄面	1 錆、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等	2 油類の除去	揮発油ぶき	調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等	2 油類の除去	揮発油ぶき	3 化学処理	JIS K 5633（エッチングプライマー）1種1回塗り	銅合金及び軽金属面	1 汚れ及び付着物の除去	ウエス等	2 油類の除去	溶剤ぶき	3 化学処理	金属前処理塗料	
用途	工程順序	処理方法																																																																
ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等																																																																
	2 油類の除去	①揮発油ぶき②弱アルカリ性液加熱処理湯洗い③水洗い																																																																
	3 錆落とし	酸洗い（①酸づけ②中和③湯洗い）等																																																																
	4 化学処理	①りん酸塩溶液浸漬処理②湯洗い																																																																
調合ペイント塗り等を施す鉄面	1 錆、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等																																																																
	2 油類の除去	揮発油ぶき																																																																
調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等																																																																
	2 油類の除去	揮発油ぶき																																																																
	3 化学処理	JIS K 5633（エッチングプライマー）1種1回塗り																																																																
銅合金及び軽金属面	1 汚れ及び付着物の除去	ウエス等																																																																
	2 油類の除去	溶剤ぶき																																																																
	3 化学処理	金属前処理塗料																																																																
用途	工程順序	処理方法																																																																
ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等																																																																
	2 油類の除去	①揮発油ぶき②弱アルカリ性液加熱処理湯洗い③水洗い																																																																
	3 錆落とし	酸洗い（①酸づけ②中和③湯洗い）等																																																																
	4 化学処理	①りん酸塩溶液浸漬処理②湯洗い																																																																
調合ペイント塗り等を施す鉄面	1 錆、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等																																																																
	2 油類の除去	揮発油ぶき																																																																
調合ペイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等																																																																
	2 油類の除去	揮発油ぶき																																																																
	3 化学処理	JIS K 5633（エッチングプライマー）1種1回塗り																																																																
銅合金及び軽金属面	1 汚れ及び付着物の除去	ウエス等																																																																
	2 油類の除去	溶剤ぶき																																																																
	3 化学処理	金属前処理塗料																																																																
12.1.4 塗料	<p>1 調合ペイントは、原則として JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）による1種とする。</p> <p>2 <b>錆止め</b>ペイントは、原則として、JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）による2種又は JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）、JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）とする。</p> <p>3 調合ペイント及び<b>錆止め</b>ペイントの塗付け量等は、建築編 17.4.1 表～17.4.3 表による。</p>	12.1.4 塗料	<p>1 調合ペイントは、原則として JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）による1種とする。</p> <p>2 <b>さび止め</b>ペイントは、原則として、JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）による2種又は JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）、JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）とする。</p> <p>3 調合ペイント及び<b>さび止め</b>ペイントの塗付け量等は、建築編 17.4.1 表～17.4.3 表による。</p>																																																															

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																																																																																																																																																																		
12.1.5 塗装基準	<p>4 アルミニウムペイントは、JIS K 5492（アルミニウムペイント）による。</p> <p>5 メラミン焼付けは、JIS K 5651（アミノアルキド樹脂塗料）焼付けによる。</p> <p>6 ラッカーは、JIS K 5531（ニトロセルロースラッカー）によるラッカーエナメルとする。</p> <p>7 合成樹脂エマルジョンペイントは、JIS K 5663（合成樹脂エマルジョンペイント）による2種とする。</p> <p>8 塩化ビニル樹脂エナメルは、JIS K 5582（塩化ビニル樹脂エナメル）による。</p> <p>各塗装箇所ごとの塗装基準は、特記がなければ12.1.2表によるほか、使用する塗料は、JISによる。</p> <p>なお、ホルムアルデヒドの放散量は特記がなければJISによるF☆☆☆☆とする。また、完成機器の塗装については、特記がなければ製造者の標準仕様とする。</p>	<p>4 アルミニウムペイントは、JIS K 5492（アルミニウムペイント）による。</p> <p>5 メラミン焼付けは、JIS K 5651（アミノアルキド樹脂塗料）焼付けによる。</p> <p>6 ラッカーは、JIS K 5531（ニトロセルロースラッカー）によるラッカーエナメルとする。</p> <p>7 合成樹脂エマルジョンペイントは、JIS K 5663（合成樹脂エマルジョンペイント）による2種とする。</p> <p>8 塩化ビニル樹脂エナメルは、JIS K 5582（塩化ビニル樹脂エナメル）による。</p> <p>各塗装箇所ごとの塗装基準は、特記がなければ12.1.2表によるほか、使用する塗料は、JISによる。</p> <p>なお、ホルムアルデヒドの放散量は特記がなければJISによるF☆☆☆☆とする。また、完成機器の塗装については、特記がなければ製造者の標準仕様とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																				
	<p><b>12.1.2表 各塗装箇所の塗装種類及び塗り回数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備区分</th> <th colspan="2">塗装箇所</th> <th rowspan="2">塗料の種類</th> <th colspan="3">塗り回数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>機材</th> <th>状態</th> <th>下塗り</th> <th>中塗り</th> <th>上塗り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">共通</td> <td rowspan="2">支持金物及び架台類（亜鉛めっきを施した面を除く）</td> <td>露出</td> <td>調合又はアルミニウムペイント</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>隠ぺい</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保温外装（ガラスクロス）</td> <td>露出</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保温される金属下地</td> <td>—</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>亜鉛めっき部を除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンク類</td> <td>外面</td> <td>調合ペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管及び継手（黒管）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>隠ぺい</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管及び継手（白管）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>耐熱塗料</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>断熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">煙突及び煙道</td> <td>—</td> <td>耐熱さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>断熱あり</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>耐熱塗料</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>断熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">換気</td> <td rowspan="2">ダクト（亜鉛鉄板製）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>内面</td> <td>調合ペイント（黒、つやなし）</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>室内外より見える範囲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト（普通鋼板製）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>内面</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考	機材	状態	下塗り	中塗り	上塗り	共通	支持金物及び架台類（亜鉛めっきを施した面を除く）	露出	調合又はアルミニウムペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント	隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—		保温外装（ガラスクロス）	露出	合成樹脂エマルジョンペイント	1	1	1		保温される金属下地	—	さび止めペイント	2	—	—	亜鉛めっき部を除く	タンク類	外面	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント	鋼管及び継手（黒管）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント	隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—		鋼管及び継手（白管）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント	—	耐熱塗料	2	1	1	断熱なし	煙突及び煙道	—	耐熱さび止めペイント	2	—	—	断熱あり	—	耐熱塗料	2	1	1	断熱なし	換気	ダクト（亜鉛鉄板製）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント	内面	調合ペイント（黒、つやなし）	—	1	1	室内外より見える範囲	ダクト（普通鋼板製）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント	内面	さび止めペイント	2	—	—		<p><b>12.1.2表 各塗装箇所の塗装種類及び塗り回数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備区分</th> <th colspan="2">塗装箇所</th> <th rowspan="2">塗料の種類</th> <th colspan="3">塗り回数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>機材</th> <th>状態</th> <th>下塗り</th> <th>中塗り</th> <th>上塗り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">共通</td> <td rowspan="2">支持金物及び架台類（亜鉛めっきを施した面を除く）</td> <td>露出</td> <td>調合又はアルミニウムペイント</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>隠ぺい</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保温外装（ガラスクロス）</td> <td>露出</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保温される金属下地</td> <td>—</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>亜鉛めっき部を除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンク類</td> <td>外面</td> <td>調合ペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管及び継手（黒管）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>隠ぺい</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管及び継手（白管）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>耐熱塗料</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>断熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">煙突及び煙道</td> <td>—</td> <td>耐熱さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>断熱あり</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>耐熱塗料</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>断熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">換気</td> <td rowspan="2">ダクト（亜鉛鉄板製）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>内面</td> <td>調合ペイント（黒、つやなし）</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>室内外より見える範囲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト（普通鋼板製）</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>下塗りは、さび止めペイント</td> </tr> <tr> <td>内面</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考	機材	状態	下塗り	中塗り	上塗り	共通	支持金物及び架台類（亜鉛めっきを施した面を除く）	露出	調合又はアルミニウムペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント	隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—		保温外装（ガラスクロス）	露出	合成樹脂エマルジョンペイント	1	1	1		保温される金属下地	—	さび止めペイント	2	—	—	亜鉛めっき部を除く	タンク類	外面	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント	鋼管及び継手（黒管）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント	隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—		鋼管及び継手（白管）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント	—	耐熱塗料	2	1	1	断熱なし	煙突及び煙道	—	耐熱さび止めペイント	2	—	—	断熱あり	—	耐熱塗料	2	1	1	断熱なし	換気	ダクト（亜鉛鉄板製）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント	内面	調合ペイント（黒、つやなし）	—	1	1	室内外より見える範囲	ダクト（普通鋼板製）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント	内面	さび止めペイント	2	—	—	
設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考																																																																																																																																																																																																																															
	機材	状態		下塗り	中塗り	上塗り																																																																																																																																																																																																																																
共通	支持金物及び架台類（亜鉛めっきを施した面を除く）	露出	調合又はアルミニウムペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	保温外装（ガラスクロス）	露出	合成樹脂エマルジョンペイント	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																
	保温される金属下地	—	さび止めペイント	2	—	—	亜鉛めっき部を除く																																																																																																																																																																																																																															
	タンク類	外面	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		鋼管及び継手（黒管）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																														
	隠ぺい		さび止めペイント	2	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	鋼管及び継手（白管）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		—	耐熱塗料	2	1	1	断熱なし																																																																																																																																																																																																																															
	煙突及び煙道	—	耐熱さび止めペイント	2	—	—	断熱あり																																																																																																																																																																																																																															
—		耐熱塗料	2	1	1	断熱なし																																																																																																																																																																																																																																
換気	ダクト（亜鉛鉄板製）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		内面	調合ペイント（黒、つやなし）	—	1	1	室内外より見える範囲																																																																																																																																																																																																																															
	ダクト（普通鋼板製）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		内面	さび止めペイント	2	—	—																																																																																																																																																																																																																																
設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考																																																																																																																																																																																																																															
	機材	状態		下塗り	中塗り	上塗り																																																																																																																																																																																																																																
共通	支持金物及び架台類（亜鉛めっきを施した面を除く）	露出	調合又はアルミニウムペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		隠ぺい	さび止めペイント	2	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	保温外装（ガラスクロス）	露出	合成樹脂エマルジョンペイント	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																
	保温される金属下地	—	さび止めペイント	2	—	—	亜鉛めっき部を除く																																																																																																																																																																																																																															
	タンク類	外面	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		鋼管及び継手（黒管）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																														
	隠ぺい		さび止めペイント	2	—	—																																																																																																																																																																																																																																
	鋼管及び継手（白管）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		—	耐熱塗料	2	1	1	断熱なし																																																																																																																																																																																																																															
	煙突及び煙道	—	耐熱さび止めペイント	2	—	—	断熱あり																																																																																																																																																																																																																															
—		耐熱塗料	2	1	1	断熱なし																																																																																																																																																																																																																																
換気	ダクト（亜鉛鉄板製）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		内面	調合ペイント（黒、つやなし）	—	1	1	室内外より見える範囲																																																																																																																																																																																																																															
	ダクト（普通鋼板製）	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りは、さび止めペイント																																																																																																																																																																																																																															
		内面	さび止めペイント	2	—	—																																																																																																																																																																																																																																

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>(注) 1 耐熱塗料の耐熱温度は、ボイラー用で400℃以上のものとする。 2 さび止めペイントを施す面で、製作工場で浸漬等により塗装された機材は、搬入、溶接等により塗装のはく離した部分を補修すれば、さび止めを省略することができる。 <u>3 ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。</u></p>		<p>(注) 1 耐熱塗料の耐熱温度は、ボイラー用で400℃以上のものとする。 2 さび止めペイントを施す面で、製作工場で浸漬等により塗装された機材は、搬入、溶接等により塗装のはく離した部分を補修すれば、さび止めを省略することができる。</p>	3.3.3 管の接合 2(3)に記載のため削除（営）
12. 1. 6 施 工	<p>1 塗料は、原則として調査された塗料をそのまま使用する。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、塗装に適するように調節してもよい。 2 塗装面、その周辺、床等に汚染、損傷を与えないように注意し、必要に応じて、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行う。 3 仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出し、承諾を受ける。 4 工場塗装を行ったもので、工事現場搬入後に損傷した箇所は直ちに補修する。 5 各塗装工程の放置時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。 6 塗装場所の気温が5℃以下、湿度が85%以上又は換気が十分でなく結露する等、塗料の乾燥に不適当な場合は、原則として塗装を行ってはならない。 やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気等の養生を行う。 7 外部の塗装は、降雨のおそれのある場合及び強風時には、原則として行ってはならない。 8 塗装を行う場所は、換気をよくして、溶剤等による中毒を起こさないようにする。 9 火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは、作業終了後速やかに処置する。</p>	12. 1. 6 施 工	<p>1 塗料は、原則として調査された塗料をそのまま使用する。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、塗装に適するように調節してもよい。 2 塗装面、その周辺、床等に汚染、損傷を与えないように注意し、必要に応じて、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行う。 3 仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出し、承諾を受ける。 4 工場塗装を行ったもので、工事現場搬入後に損傷した箇所は直ちに補修する。 5 各塗装工程の放置時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。 6 塗装場所の気温が5℃以下、湿度が85%以上又は換気が十分でなく結露する等、塗料の乾燥に不適当な場合は、原則として塗装を行ってはならない。 やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気等の養生を行う。 7 外部の塗装は、降雨のおそれのある場合及び強風時には、原則として行ってはならない。 8 塗装を行う場所は、換気をよくして、溶剤等による中毒を起こさないようにする。 9 火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは、作業終了後速やかに処置する。</p>	
	<p><b>2 節 防 錆</b></p> <p>各章で本章を指定したものと及び特記により指定された防錆の方法は、本節による。</p>		<p><b>2 節 防 錆 工 事</b></p> <p>各章で本章を指定したものと及び特記により指定された防錆の方法は、本節による。</p>	
12. 2. 1 適 用 範 囲		12. 2. 1 適 用 範 囲		
12. 2. 2 防 錆 前 処 理	<p>1 防錆処理（埋設配管で、防食テープ等による防食処理を行う部分を除く。）を施す金属面は、JIS Z 0313（素地調整用プラスト処理面の試験及び評価方法）による「目視による洗浄度の評価」の除錆度 Sa 21/2（拡大鏡なしで、表面には目に見えるミルスケール、錆、塗膜、異物、油、グリース及び汚土がなく、残存するすべての汚れは、その痕跡が斑点又はすじ状の僅かな染みとなって認められる程度。）以上のプラスト仕上げの前処理を行う。ただし、有機質亜鉛末塗料による場合は除く。 <u>2 タンク類の防錆は12.2.1表によるほか、特記によるものとし、各種部材の防錆は、各編の当該項目による。</u> <u>なお、タンク類の外面の特殊防錆は特記による。</u></p>	12. 2. 2 防 錆 前 処 理	<p>防錆処理（埋設配管で、防食テープ等による防食処理を行う部分を除く。）を施す金属面は、JIS Z 0313（素地調整用プラスト処理面の試験及び評価方法）による「目視による洗浄度の評価」の除錆度 Sa 21/2（拡大鏡なしで、表面には目に見えるミルスケール、錆、塗膜、異物、油、グリース及び汚土がなく、残存するすべての汚れは、その痕跡が斑点又はすじ状の僅かな染みとなって認められる程度。）以上のプラスト仕上げの前処理を行う。ただし、有機質亜鉛末塗料による場合は除く。</p>	営繕仕様書と整合（各章の当該項目に記載されているため削除）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由															
	<p><b>12.2.1表 タンク類の防錆</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>タンク類</th> <th>施工箇所</th> <th>防錆処理の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生</td> <td>鋼板製のタンク及び圧力タンク</td> <td>内面</td> <td>エポキシ樹脂ライニング</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td></td> <td>泡消火薬剤貯蔵タンク</td> <td>内面</td> <td>同上</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	タンク類	施工箇所	防錆処理の種類	備考	衛生	鋼板製のタンク及び圧力タンク	内面	エポキシ樹脂ライニング	＝		泡消火薬剤貯蔵タンク	内面	同上	＝			
設備区分	タンク類	施工箇所	防錆処理の種類	備考															
衛生	鋼板製のタンク及び圧力タンク	内面	エポキシ樹脂ライニング	＝															
	泡消火薬剤貯蔵タンク	内面	同上	＝															
12. 2. 3 ポリエチレンスリーブ	<p>土中埋設の給水用鑄鉄管は、ポリエチレンスリーブ（JDKPA Z 2005（ダクタイトル鑄鉄管用ポリエチレンスリーブ）による厚さ 0.2mm のもの）による防食処理を行うこととし、その施工においては、侵入水の移動を極力少なくするようスリーブ端部を専用のゴムバンドで確実に固定するとともに、異形管等の必要な部分には防食テープによる固定を行う。</p>	12. 2. 3 ポリエチレンスリーブ	<p>土中埋設の給水用鑄鉄管は、ポリエチレンスリーブ（JDKPA Z 2005（ダクタイトル鑄鉄管用ポリエチレンスリーブ）による厚さ 0.2mm のもの）による防食処理を行うこととし、その施工においては、侵入水の移動を極力少なくするようスリーブ端部を専用のゴムバンドで確実に固定するとともに、異形管等の必要な部分には防食テープによる固定を行う。</p>																
12. 2. 4 エポキシ樹脂ライニング	<p>1 飲料用の機器等の場合は、硬化した被膜は昭和 57 年厚生省告示第 20 号に規定する試験に適合するものとする。</p> <p>2 <u>施工は前処理を行った後、12.2.2 表によるライニングを行い、工程ごとに加熱又は常温乾燥により、完全に硬化させる。</u></p> <p>3 <u>ライニングの膜厚は 0.3mm 以上とする。</u></p>	12. 2. 4 エポキシ樹脂ライニング	<p>1 <u>エポキシ樹脂塗料は、エポキシ基 2 個以上を有するエポキシ樹脂に所要の硬化剤及び充てん剤を添加したものとす。また、飲料用の機器等の場合は、硬化した被膜は、昭和 57 年厚生省告示第 20 号に規定する試験に適合するものとする。</u></p> <p>2 <u>ライニングは、防錆前処理を行った後に施し、乾燥方法は加熱硬化又は常温硬化により、完全に硬化させる。</u> <u>なお、特記がなければ乾燥方法は、加熱硬化とする。</u></p> <p>3 <u>加熱硬化による乾燥を行う場合の温度及び時間は、100℃以上で 4 時間以上とする。</u></p> <p>4 <u>ライニングの膜厚は 0.3mm 以上とする。</u></p> <p>5 <u>タンク内面に施す被膜厚さは、0.4mm 以上とする。</u></p>	<p>エポキシ樹脂塗料の規定を追加（営）</p> <p>加熱硬化を標準として見直し（営）</p> <p>12.2.2 表から移行（営）</p> <p>12.2.2 表から移行(営)</p> <p>表を削除</p>															
	<p><b>12.2.2 表 エポキシ樹脂ライニングの膜厚及び回数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>膜厚及び回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンク類</td> <td>0.4mm 以上 (2 回以上)。ただし、外面は 0.2mm 以上 (1 回以上) とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>加熱乾燥する場合の温度及び時間は、100℃以上で 4 時間以上とする。</u></p>	区分	膜厚及び回数	タンク類	0.4mm 以上 (2 回以上)。ただし、外面は 0.2mm 以上 (1 回以上) とする。														
区分	膜厚及び回数																		
タンク類	0.4mm 以上 (2 回以上)。ただし、外面は 0.2mm 以上 (1 回以上) とする。																		
12. 2. 5 溶融亜鉛めっき	<p>めっきは、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の 2 種 35 とする。ただし、缶類は 2 種 45 とする。</p>	12. 2. 5 溶融亜鉛めっき	<p>めっきは、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の 2 種 35 とする。ただし、缶類は 2 種 45 とする。</p>																
12. 2. 6 溶融アルミニウムめっき	<p>めっきは、 JIS H 8642（溶融アルミニウムめっき）の 2 種とする。</p>	12. 2. 6 溶融アルミニウムめっき	<p>めっきは、 JIS H 8642（溶融アルミニウムめっき）の 2 種とする。</p>																
12. 2. 7 有機質亜鉛末塗料	<p>有機質亜鉛末塗料は、JIS K 5553（厚膜形ジンクリッチペイント）の 1 種とする。</p>	12. 2. 7 有機質亜鉛末塗料	<p>有機質亜鉛末塗料は、JIS K 5553（厚膜形ジンクリッチペイント）の 1 種とする。</p>																



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																
12.2.8 施工	12.1.6による。	12.2.8 施工	12.1.6による。																	
	<b>3節 防露・保温工事</b>		<b>3節 防露・保温工事</b>																	
12.3.1 適用範囲	各章及び特記により指定された以外は、本節により保温を行う。	12.3.1 適用範囲	各章及び特記により指定された以外は、本節により保温を行う。																	
12.3.2 材料	防露・保温材、外装材及び補助材は、12.3.1表による。 なお、 <u>ホルムアルデヒドの放散量は、特記がなければJISによるF☆☆☆☆とする。</u>	12.3.2 材料	防露・保温材、外装材及び補助材は、12.3.1表による。 なお、 <u>本節で規定する保温材、外装材及び補助材を屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において放散量が規定されている場合、特記が無ければ、F☆☆☆☆とする。</u>	営繕仕様書で追加されたため、内容を整合（営）																
	<b>12.3.1表 保温材、外装材、防食材及び補助材</b>		<b>12.3.1表 保温材、外装材、防食材及び補助材</b>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料区分</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール保温材</td> <td>ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウールによるものとし、保温板は <u>1号、2号又は3号</u>、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m<sup>3</sup>以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554（きつ甲金網）による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はJIS A 5505（メタルラス）による防錆処理を施したプラス0号で外面を補強したものである。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。</td> </tr> <tr> <td>グラスウール保温材</td> <td>グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。</td> </tr> <tr> <td>ポリスチレンフォーム保温材</td> <td>ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温筒又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ポリスチレンフォームフレキシブルシートは、上記保温板を圧縮加工により柔軟にしたもので、厚さ5mm以下とする。 継手カバー類は、原則として金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	材料区分	仕様	ロックウール保温材	ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウールによるものとし、保温板は <u>1号、2号又は3号</u> 、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m <sup>3</sup> 以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554（きつ甲金網）による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はJIS A 5505（メタルラス）による防錆処理を施したプラス0号で外面を補強したものである。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。	グラスウール保温材	グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。	ポリスチレンフォーム保温材	ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温筒又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ポリスチレンフォームフレキシブルシートは、上記保温板を圧縮加工により柔軟にしたもので、厚さ5mm以下とする。 継手カバー類は、原則として金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料区分</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール保温材</td> <td>ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウールによるものとし、保温板は <u>1号又は2号</u>、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m<sup>3</sup>以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554（きつ甲金網）による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はJIS A 5505（メタルラス）による防錆処理を施したプラス0号で外面を補強したものである。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。</td> </tr> <tr> <td>グラスウール保温材</td> <td>グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。</td> </tr> <tr> <td>ポリスチレンフォーム保温材</td> <td>ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温筒又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ポリスチレンフォームフレキシブルシートは、上記保温板を圧縮加工により柔軟にしたもので、厚さ5mm以下とする。 継手カバー類は、原則として金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	材料区分	仕様	ロックウール保温材	ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウールによるものとし、保温板は <u>1号又は2号</u> 、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m <sup>3</sup> 以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554（きつ甲金網）による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はJIS A 5505（メタルラス）による防錆処理を施したプラス0号で外面を補強したものである。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。	グラスウール保温材	グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。	ポリスチレンフォーム保温材	ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温筒又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ポリスチレンフォームフレキシブルシートは、上記保温板を圧縮加工により柔軟にしたもので、厚さ5mm以下とする。 継手カバー類は、原則として金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。	F☆☆☆☆以外の材料規定を削除（営）
材料区分	仕様																			
ロックウール保温材	ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウールによるものとし、保温板は <u>1号、2号又は3号</u> 、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m <sup>3</sup> 以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554（きつ甲金網）による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はJIS A 5505（メタルラス）による防錆処理を施したプラス0号で外面を補強したものである。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。																			
グラスウール保温材	グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。																			
ポリスチレンフォーム保温材	ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温筒又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ポリスチレンフォームフレキシブルシートは、上記保温板を圧縮加工により柔軟にしたもので、厚さ5mm以下とする。 継手カバー類は、原則として金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。																			
材料区分	仕様																			
ロックウール保温材	ロックウール保温板、保温筒、保温帯、フェルト及びブランケットは、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のロックウールによるものとし、保温板は <u>1号又は2号</u> 、保温帯は1号、フェルトは密度40kg/m <sup>3</sup> 以上、ブランケットは1号とする。 ブランケットは、JIS G 3554（きつ甲金網）による亜鉛めっきを施した網目呼称16、線径0.55の金網又はJIS A 5505（メタルラス）による防錆処理を施したプラス0号で外面を補強したものである。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又はフェルトは、上記保温板、保温筒、保温帯又はフェルト（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。																			
グラスウール保温材	グラスウール保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）のグラスウールによるものとし、保温板、保温筒、保温帯及び波形保温板は40K以上のものとする。 アルミガラスクロス化粧保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板は、上記保温板、保温筒、保温帯又は波形保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ガラスクロス化粧保温板は、上記保温板（JISに規定されている表面布は不要）の表面をガラスクロスで被覆したものである。																			
ポリスチレンフォーム保温材	ポリスチレンフォーム保温板及び保温筒は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）のビーズ法ポリスチレンフォームによるものとし、保温板及び保温筒は3号とする。 アルミガラスクロス化粧保温筒又は保温筒は、上記保温板又は保温筒（JISに規定されている表面布は不要）の表面をアルミガラスクロスで被覆したものである。 ポリスチレンフォームフレキシブルシートは、上記保温板を圧縮加工により柔軟にしたもので、厚さ5mm以下とする。 継手カバー類は、原則として金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。																			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版			公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）			改定理由
	ポリエチレンフォーム保温材	ポリエチレンフォーム保温材は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）による架橋ポリエチレンフォーム等のもので、熱伝導率0.043W/m・k以下の性能を有する平板成形品をパイプ状にしたもの等とし、塩ビシート外被付の片割れ型等とする。また、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とし、継手カバーについては外被なしの2ツ割型とする。塩ビシート外被の場合の厚さは0.1mm以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。ただし、冷媒管用として用いる場合は、ポリエチレンを化学架橋発泡させた30倍発泡の素材を筒に加工したもので厚さは20mm以上とし、-40℃から120℃の温度範囲で使用できるものとする。		ポリエチレンフォーム保温材	ポリエチレンフォーム保温材は、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）による架橋ポリエチレンフォーム等のもので、熱伝導率0.043W/m・k以下の性能を有する平板成形品をパイプ状にしたもの等とし、塩ビシート外被付の片割れ型等とする。また、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とし、継手カバーについては外被なしの2ツ割型とする。塩ビシート外被の場合の厚さは0.1mm以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。ただし、冷媒管用として用いる場合は、ポリエチレンを化学架橋発泡させた30倍発泡の素材を筒に加工したもので、-40℃から120℃の温度範囲で使用できるものとする。	表12.3.6に冷媒管の保温厚さの記載があるため削除。
	12.3.1表 保温材、外装材、防食材及び補助材	つづき	12.3.1表 保温材、外装材、防食材及び補助材	つづき		
外装材	材料区分	仕様	材料区分	仕様	ピン留めのほかにジャケットタイプを追加して見直し（當）	
	カラー亜鉛鉄板	JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）の一般用又は建築外板用とし、亜鉛めっきの付着量は、180g/m <sup>2</sup> （Z18）以上とする。 原板の適用表示厚さは、保温外径250mm以下の管、弁等に使用する場合は0.27mm、その他は0.35mmとする。	カラー亜鉛鉄板	JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）の一般用又は建築外板用とし、亜鉛めっきの付着量は、180g/m <sup>2</sup> （Z18）以上とする。 原板の適用表示厚さは、保温外径250mm以下の管、弁等に使用する場合は0.27mm、その他は0.35mmとする。		
	ステンレス鋼板	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS304とし、厚さは、管、弁等に使用する場合は0.2mm以上、その他は0.3mm以上とする。	ステンレス鋼板	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS304とし、厚さは、管、弁等に使用する場合は0.2mm以上、その他は0.3mm以上とする。		
	合成樹脂製カバー	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防災2級に合格したものとす。板厚は、0.3mm以上とする。	合成樹脂製カバー1（シートタイプ）	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防災2級に合格したもので板厚は、0.3mm以上とする。合成樹脂製カバー用ピンは銅合金製とし、樹脂製カバーの重ね部分を保持できる強度及び形状を有するものとする。		
			合成樹脂製カバー2（ジャケットタイプ）	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322（建築法薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防災2級に合格したもので板厚は、0.5mm以上とする。接合は、合成樹脂カバー用差込みジョイナーと50mmピッチのボタンパンチ加工されたものとし、保温材又はカバーの反発力で外れないものとする。		
	ガラスクロス	JIS R3414（ガラスクロス）に規定するEP18Aによる無アルカリ平織ガラスクロスとし、ダクト類の内張りの押えとして使用する。	ガラスクロス	JIS R3414（ガラスクロス）に規定するEP18Aによる無アルカリ平織ガラスクロスとし、ダクト類の内張りの押えとして使用する。		
	アルミガラスクロス	厚さ0.02mmのアルミニウム箔に、JIS R 3414（ガラスクロス）に規定するEP11Eをアクリル系接着剤で接着させたものとし、管等に使用する場合は、適当な幅に裁断し、テープ状にしたものとする。	アルミガラスクロス	厚さ0.02mmのアルミニウム箔に、JIS R 3414（ガラスクロス）に規定するEP11Eをアクリル系接着剤で接着させたものとし、管等に使用する場合は、適当な幅に裁断し、テープ状にしたものとする。		
	アルミガラスクロス粘着テープ	アルミガラスクロスのガラスクロス面に粘着剤（接着力0.03N/mm <sup>2</sup> ）を粘着加工し、はく離紙をもってその粘着強度を完全に保持したものとす。	アルミガラスクロス粘着テープ	アルミガラスクロスのガラスクロス面に粘着剤（接着力0.03N/mm <sup>2</sup> ）を粘着加工し、はく離紙をもってその粘着強度を完全に保持したものとす。		
	保温化粧ケース	保温化粧ケースは、耐候性を有する樹脂製、アルミ合金製、溶融アルミニウム-亜鉛金鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛めっきを施したもの、溶融亜鉛めっき鋼板に粉体塗装仕上げをしたもの又はステンレス鋼板製等とし、樹脂製のものは-20℃から60℃以上に耐えるものとする。	保温化粧ケース	保温化粧ケースは、耐候性を有する樹脂製、アルミ合金製、溶融アルミニウム-亜鉛金鉄板、鋼板若しくは鋼材に溶融亜鉛めっきを施したもの、溶融亜鉛めっき鋼板に粉体塗装仕上げをしたもの又はステンレス鋼板製等とし、樹脂製のものは-20℃から60℃以上に耐えるものとする。		
	アルミパンチングメタル	JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）によるアルミニウム板を穿孔加工したもので、板厚は0.6mm以上とし、穿孔開口率は30%以上60%以下とする。	アルミパンチングメタル	JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）によるアルミニウム板を穿孔加工したもので、板厚は0.6mm以上とし、穿孔開口率は30%以上60%以下とする。		
アルミガラス化粧原紙	原紙に規定する整形用原紙の表面に、アルミガラスクロスに規定するアルミガラスクロス面をオレフィン系樹脂接着剤で貼り合わせたものとする。	アルミガラス化粧原紙	原紙に規定する整形用原紙の表面に、アルミガラスクロスに規定するアルミガラスクロス面をオレフィン系樹脂接着剤で貼り合わせたものとする。			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
防食材	着色アルミガラスクロス	アルミガラスクロスの表面にアクリル系塗料を焼付塗装（焼付温度 240℃以上、着色塗布量 4g/m <sup>2</sup> 以上）したもの。	着色アルミガラスクロス	アルミガラスクロスの表面にアクリル系塗料を焼付塗装（焼付温度 240℃以上、着色塗布量 4g/m <sup>2</sup> 以上）したもの。
	溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3321（溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）で、亜鉛めっき付着量 150g/m <sup>2</sup> 以上のものとし、板厚は、保温外径 250mm 以下の管、弁等に使用する場合は 0.27mm、その他は 0.35mm とする。	溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3321（溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）で、亜鉛めっき付着量 150g/m <sup>2</sup> 以上のものとし、板厚は、保温外径 250mm 以下の管、弁等に使用する場合は 0.27mm、その他は 0.35mm とする。
	アルミガラスクロス難燃原紙	難燃原紙に規定する難燃原紙の表面に、アルミガラスクロスに規定するアルミガラスクロス、ウレタン系樹脂の接着剤で貼り合わせたものとする。	アルミガラスクロス難燃原紙	難燃原紙に規定する難燃原紙の表面に、アルミガラスクロスに規定するアルミガラスクロス、ウレタン系樹脂の接着剤で貼り合わせたものとする。
	ペトロラタム系防食テープ	JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ 1.1mm のもの。	ペトロラタム系防食テープ	JIS Z 1902 (ペトロラタム系防食テープ) の 2 種 A タイプ (厚さ 1.1mm) のもの。
	絶縁テープ	ブチルゴム系のは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm 以上のもの。	絶縁テープ	ブチルゴム系のは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm 以上のもの。
	防食シート	ペトロラタムを主成分とする防食層と、未加流ゴムシート層からなるシートで、厚さ 4.0mm のもの。	防食シート	ペトロラタムを主成分とする防食層と、未加流ゴムシート層からなるシートで、厚さ 4.0mm のもの。
	絶縁シート	ブチルゴム主成分とする自己融着性非加流のゴムシートで、厚さ 2.0mm のもの。	絶縁シート	ブチルゴム主成分とする自己融着性非加流のゴムシートで、厚さ 2.0mm のもの。
	防食用プライマー	(1)ペトロラタム系は、ペトロラタムを主成分としたペースト状のもの。 (2)ブチルゴム系は、トルエンを主成分としたもの。	防食用プライマー	(1)ペトロラタム系は、ペトロラタムを主成分としたペースト状のもの。 (2)ブチルゴム系は、トルエンを主成分としたもの。
	防食テープ（プラスチックテープ）	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるもの又は JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のもの。	防食テープ（プラスチックテープ）	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ 0.4mm のもので、試験等は JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に準ずるもの又は JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）による厚さ 0.4mm のもの。
	つづき		つづき	
12.3.1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材		12.3.1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材		
材料区分	仕様	材料区分	仕様	
原紙	1m <sup>2</sup> 当たり 370g 以上の整形用原紙とする。	原紙	1m <sup>2</sup> 当たり 370g 以上の整形用原紙とする。	
整形エルボ	合成樹脂を使用した難燃性の整形用エルボで、JIS A 1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）による防災 2 級に合格したものとする。	整形エルボ	合成樹脂を使用した難燃性の整形用エルボで、JIS A 1322（建築用薄物材料の難燃性試験方法）による防災 2 級に合格したものとする。	
ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）による 1 種（厚さ 0.05mm）とする。	ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）による 1 種（厚さ 0.05mm）とする。	
粘着テープ	JIS Z 1525（包装用ポリ塩化ビニル接着テープ）に準ずる厚さ 0.2mm のものとする。	粘着テープ	JIS Z 1525（包装用ポリ塩化ビニル接着テープ）に準ずる厚さ 0.2mm のものとする。	
鉄線	JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）による亜鉛めっき鉄線とする。	鉄線	JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）による亜鉛めっき鉄線とする。	
鋳	亜鉛めっき鋼板製座金に保温材の厚みに応じた長さの釘を植えたもの、銅めっきしたスポット溶接用釘、銅製スポット鋳又は絶縁座金付スポット鋳（銅又は銅合金）とし、保温材等を支持するのに十分な強度を有するものとする。	鋳	亜鉛めっき鋼板製座金に保温材の厚みに応じた長さの釘を植えたもの、銅めっきしたスポット溶接用釘、銅製スポット鋳又は絶縁座金付スポット鋳（銅又は銅合金）とし、保温材等を支持するのに十分な強度を有するものとする。	
きつ甲金網	JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）による亜鉛めっき鉄線の線径 0.4mm 以上のものを、JIS G 3554（きつ甲金網）による網目呼称 16 により製作したものとする。	きつ甲金網	JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）による亜鉛めっき鉄線の線径 0.4mm 以上のものを、JIS G 3554（きつ甲金網）による網目呼称 16 により製作したものとする。	
銅きつ甲金網	JIS H 3260（鋼及び銅合金線）による C1201W、C1220W 又は C1221W の線径 0.5mm のものを JIS G 3554（きつ甲金網）による網目呼称 10 に準じて制作したものとする。	銅きつ甲金網	JIS H 3260（鋼及び銅合金線）による C1201W、C1220W 又は C1221W の線径 0.5mm のものを JIS G 3554（きつ甲金網）による網目呼称 10 に準じて制作したものとする。	
シーリング材	シリコン系シーリング材とする。	シーリング材	主成分をシリコン系の 1 成分形とし、JIS K 6249（未硬化及び硬化シリコンゴムの試験方法）による耐熱温度 120℃のものとする。	
鋼枠	亜鉛鉄板による原板の標準厚さ 0.4mm 以上のもので加工したものとする。	鋼枠	亜鉛鉄板による原板の標準厚さ 0.4mm 以上のもので加工したものとする。	
つづき		つづき		見直し（営）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版			公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）			改定理由	
	幅木、 菊座バンド	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）により製作したもので厚さ0.2mm以上とする。	幅木、 菊座バンド	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）により製作したもので厚さ0.2mm以上とする。			
	接着剤	紙を接着する場合は、合成ゴム系接着剤、エポキシ系接着剤又はアクリル系接着剤とする。	接着剤	紙を接着する場合は、合成ゴム系接着剤、エポキシ系接着剤又はアクリル系接着剤とする。			
	合成樹脂製 支持受(1)	JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）による硬質ウレタンフォームに準じるもので、密度300kg/m <sup>3</sup> 及び圧縮強度4.5MPa以上とし、断熱特性の優れたものとする、また、燃焼性能測定法Bに合格したものとする。	合成樹脂製 支持受(1)	JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）による硬質ウレタンフォームに準じるもので、密度300kg/m <sup>3</sup> 及び圧縮強度4.5MPa以上とし、断熱特性の優れたものとする、また、燃焼性能測定法Bに合格したものとする。			
	合成樹脂製 支持受(2)	JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）によるA種ビーズ法ポリスチレンフォームに準じるもので、密度100kg/m <sup>3</sup> 以上及び熱伝導率0.04W/m・K（平均温度23℃）以下のものとする。また、支持受部の保温材を金具等で補強し、燃焼性能測定法Aに合格したものとする。 なお、温水温度60℃以下（耐熱仕様物は80℃以下）に適用する。	合成樹脂製 支持受(2)	JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）によるA種ビーズ法ポリスチレンフォームに準じるもので、密度100kg/m <sup>3</sup> 以上及び熱伝導率0.04W/m・K（平均温度23℃）以下のものとする。また、支持受部の保温材を金具等で補強し、燃焼性能測定法Aに合格したものとする。 なお、温水温度60℃以下（耐熱仕様物は80℃以下）に適用する。			
	合成樹脂製カ バー用ピン	銅合金製とし、樹脂製カバーの重ね部分を保持できる強度を有するものとする。	合成樹脂製カ バー用ピン	銅合金製とし、樹脂製カバーの重ね部分を保持できる強度を有するものとする。			
12.3.3 防露、保温	1 管の保温の対象別施工基準は、12.3.2表によるものとし、種別は特記による。 <u>ただし、給湯・暖房システムの給湯・温水配管の保温は、特記による。</u> 2 鋼板製の水槽は、特記のある場合のみ保温を行う。ただし、ふたの部分は保温を行わない。	12.3.3 防露、保温	1 管の保温の対象別施工基準は、12.3.2表によるものとし、種別は特記による。 2 鋼板製の水槽は、特記のある場合のみ保温を行う。ただし、ふたの部分は保温を行わない。	削除			
12.3.2 表 管の防露・保温施工種別			12.3.2 表 管の防露・保温施工種別				
管 継手 及び 弁類 を含む。	区 分	施 工 箇 所	保 温 の 種 別	区 分	施 工 箇 所	保 温 の 種 別	
	給 水 管	屋内露出	a・(イ)(ロ)(ハ)	給 水 管	屋内露出	a・(イ)(ロ)(ハ)	
		ポンプ室・機械室	b・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)		ポンプ室・機械室	b・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)	
		メーター室内	c・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)		メーター室内	c・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)	
		階下のあるトレンチ内			階下のあるトレンチ内		
		天井・木造壁内			天井・木造壁内		
		台所流し台裏及び浴室ユニット裏	特記による		台所流し台裏及び浴室ユニット裏	特記による	
		住戸内のパイプスペース内			住戸内のパイプスペース内		
	住戸外のパイプスペース内	住戸外のパイプスペース内					
	階下のないトレンチ内、ピット内	e・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)	階下のないトレンチ内、ピット内	e・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)			
	屋外露出		屋外露出				
	排 水 及 び 通 気 管	階下のあるトレンチ内	b・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)	排 水 及 び 通 気 管	階下のあるトレンチ内	b・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)	
		天井・木造壁内	c・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)		天井・木造壁内	c・(イ)(ロ)(ハ)(ニ)	
	給 湯 管	住戸内のパイプスペース内	a・(イ)(ロ)	給 湯 管	住戸内のパイプスペース内	a・(イ)(ロ)	
		屋内露出			屋内露出		
ポンプ室・機械室		b・(イ)(ロ)			ポンプ室・機械室		b・(イ)(ロ)
メーター室内		c・(イ)(ロ)			メーター室内		c・(イ)(ロ)
階下のあるトレンチ内					階下のあるトレンチ内		
天井・木造壁内					天井・木造壁内		
スラブ、床板間転がし配管		d・(イ)(ロ)			スラブ、床板間転がし配管		d・(イ)(ロ)
台所流し台裏及び浴室ユニット裏	台所流し台裏及び浴室ユニット裏						
浴室ユニット下部の配管及びネダフォーム下部	浴室ユニット下部の配管及びネダフォーム下部						
住戸内のパイプスペース内	e・(イ)(ロ)	住戸内のパイプスペース内	e・(イ)(ロ)				
住戸外のパイプスペース内		住戸外のパイプスペース内					
階下のないトレンチ内、ピット内	e・(イ)(ロ)	階下のないトレンチ内、ピット内	e・(イ)(ロ)				
屋外露出		屋外露出					

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>注 1. 被覆銅管は特記のある場合のみ被覆の上に保温を行う。 2. 保温外装のステンレス鋼板巻き部分は、特記がなければ塗装は行わない。 3. 共同溝内は特記による。 4. 給水及び排水管で建築基準法施行令第112条に規定する耐火構造等の防火区画等を貫通する部分は、保温を行わず、モルタル又はロックウール保温材で埋める。</p> <p>3 次の管、弁、フランジ等は、保温を行わない。<u>ただし、寒冷地の場合は特記による。</u></p> <p>(1) 衛生器具の付属品とみなされる器具及び配管（流し下部の床上排水管を含む） (2) 給水及び排水の地中及びコンクリート内埋込み配管 (3) 給排水管の防火区画等の貫通部 (4) 給湯用配管で、屋内及び暗きょ内配管の防振継手等 (5) 排水管での暗きょ内配管（トレンチ、ピット内を含む）、最下階の床下配管及び屋外露出用配管及び耐火二層管 (6) 通気管（排水管の分岐点から100mm以内の部分及び外壁に出す伸頂通気の横引部分の外壁より2mまでの部分を除く。） (7) 消火管（ただし、屋外露出部で凍結の恐れのある場合は除く） (8) 各種槽類のオーバーフロー管及びドレン管(ただし、常に水の満たされている部分を除く) (9) ポンプ室内の弁類及びフランジ、防振継手等 (10) 空気抜き弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等 (11) 給水配管で、屋内（天井内及び浴室、厨房等の多湿箇所を除く）及び暗渠内配管の弁及びフランジ (12) 保温付被覆銅管 (13) さや管ヘッダー配管の樹脂管</p> <p>4 鋼管（外面被覆されたものを除く）がコンクリート又はシンダーコンクリートを貫通する部分は、防食テープ2回巻きとする。</p> <p>5 次の機器等は、保温を行わない。<u>ただし、寒冷地の場合は、特記による。</u></p> <p>(1) ポンプ (2) 消火用呼水槽 (3) 屋外露出の排気筒及び煙突 (4) 鋼板製タンクのふた</p> <p>6 給排水、給湯及び機器の防露、保温の材料並びに施工順序は、12.3.3表及び12.3.4表による。</p> <p>12.3.3表 管の保温材料及び施工種別</p>	<p>注 1. 被覆銅管は特記のある場合のみ被覆の上に保温を行う。 2. 保温外装のステンレス鋼板巻き部分は、特記がなければ塗装は行わない。 3. 共同溝内は特記による。 4. 給水及び排水管で建築基準法施行令第112条に規定する耐火構造等の防火区画等を貫通する部分は、保温を行わず、モルタル又はロックウール保温材で埋める。</p> <p>3 次の管、弁、フランジ等は、<u>原則として</u>、保温を行わない。<u>（保温を行う場合は、特記による。）</u></p> <p>(1) 衛生器具の付属品とみなされる器具及び配管（流し下部の床上排水管を含む） (2) 給水及び排水の地中及びコンクリート内埋込み配管 (3) 給排水管の防火区画等の貫通部 (4) 給湯用配管で、屋内及び暗きょ内配管の防振継手等 (5) 排水管での暗きょ内配管（トレンチ、ピット内を含む）、最下階の床下配管及び屋外露出用配管及び耐火二層管 (6) 通気管（排水管の分岐点から100mm以内の部分及び外壁に出す伸頂通気の横引部分の外壁より2mまでの部分を除く。） (7) 消火管（ただし、屋外露出部で凍結の恐れのある場合は除く） (8) 各種槽類のオーバーフロー管及びドレン管(ただし、常に水の満たされている部分を除く) (9) ポンプ室内の弁類及びフランジ、防振継手等 (10) 空気抜き弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等 (11) 給水配管で、屋内（天井内及び浴室、厨房等の多湿箇所を除く）及び暗渠内配管の弁及びフランジ (12) 保温付被覆銅管 (13) さや管ヘッダー配管の樹脂管 <u>（給水・給湯）</u> <u>（14）給水用高密度ポリエチレン管</u></p> <p>4 鋼管（外面被覆されたものを除く）がコンクリート又はシンダーコンクリートを貫通する部分は、防食テープ2回巻きとする。</p> <p>5 次の機器等は、<u>原則として</u>、保温を行わない。<u>（保温を行う場合は、特記による。）</u></p> <p>(1) ポンプ (2) 消火用呼水槽 (3) 屋外露出の排気筒及び煙突 (4) 鋼板製タンクのふた</p> <p>6 給排水、給湯及び機器の防露、保温の材料並びに施工順序は、12.3.3表及び12.3.4表による。</p> <p>12.3.3表 管の保温材料及び施工種別</p>	<p>改定理由</p> <p>特記を行う場合を寒冷地に限定しないことで見直し（当仕様書と整合）</p> <p>適用をわかりやすく表記 新規追加</p> <p>特記を行う場合を寒冷地に限定しないことで見直し</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版						公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）						改定理由
施工種別	材料及び施工順序				参考使用区分	施工種別	材料及び施工順序				参考使用区分	
	(イ)ロックウール保温材	(ロ)グラスウール保温材	(ハ)ポリスチレンフォーム保温材	(ニ)ポリエチレンフォーム保温材			(イ)ロックウール保温材	(ロ)グラスウール保温材	(ハ)ポリスチレンフォーム保温材	(ニ)ポリエチレンフォーム保温材		
a	1保温筒 2鉄線 3合成樹脂製カパー	1保温筒 2鉄線 3合成樹脂製カパー	1保温筒 2粘着テープ 3合成樹脂製カパー	—	屋内露出（一般居室、廊下）	a a a a	1保温筒 2鉄線 3合成樹脂製カパー カパー1 3合成樹脂製カパー カパー2	1保温筒 2鉄線 3合成樹脂製カパー カパー1 3合成樹脂製カパー カパー2	1保温筒 2粘着テープ 3合成樹脂製カパー カパー2	—	屋内露出（一般居室、廊下）	12.3.1表の見直しによる（営）  「床下」は、最下階の二重スラブ内の規定としていたが、暗渠内（ピット内を含む。）に含められるとして見直し（営）
b	1保温筒 2鉄線 3原紙 4アルミガラスクロス	1保温筒 2鉄線 3原紙 4アルミガラスクロス	1保温筒 2粘着テープ 3アルミガラスクロス	1保温筒 ワンタッチ接合	機械室、書庫、倉庫	B	1保温筒 2鉄線 3原紙 4アルミガラスクロス	1保温筒 2鉄線 3原紙 4アルミガラスクロス	1保温筒 2粘着テープ 3アルミガラスクロス	1保温筒 ワンタッチ接合	機械室、書庫、倉庫	
c	1アルミガラスクロス化粧保温筒 2アルミガラスクロス粘着テープ	1アルミガラスクロス化粧保温筒 2アルミガラスクロス粘着テープ	1アルミガラスクロス化粧保温筒 2アルミガラスクロス粘着テープ	1保温筒 ワンタッチ接合	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c	1アルミガラスクロス化粧保温筒 2アルミガラスクロス粘着テープ	1アルミガラスクロス化粧保温筒 2アルミガラスクロス粘着テープ	1アルミガラスクロス化粧保温筒 2アルミガラスクロス粘着テープ	1保温筒 ワンタッチ接合	天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	
d	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4着色アルミガラスクロス	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4着色アルミガラスクロス	1保温筒 2粘着テープ 3ポリエチレンフィルム 4着色アルミガラスクロス	—	床下、暗渠内（ピット内を含む。）	d	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4着色アルミガラスクロス	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4着色アルミガラスクロス	1保温筒 2粘着テープ 3ポリエチレンフィルム 4着色アルミガラスクロス	—	暗渠内（ピット内を含む。）	
e e1 e2 e3	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4カラー亜鉛鉄板 4ステンレス鋼板 4溶融アルミニウム亜鉛鉄板	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4カラー亜鉛鉄板 4ステンレス鋼板 4溶融アルミニウム亜鉛鉄板	1保温筒 2粘着テープ 3ポリエチレンフィルム 4カラー亜鉛鉄板 4ステンレス鋼板 4溶融アルミニウム亜鉛鉄板	1保温筒 ワンタッチ接合 2カラー亜鉛鉄板 2ステンレス鋼板 2溶融アルミニウム亜鉛鉄板	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e e1 e2 e3	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4カラー亜鉛鉄板 4ステンレス鋼板 4溶融アルミニウム亜鉛鉄板	1保温筒 2鉄線 3ポリエチレンフィルム 4カラー亜鉛鉄板 4ステンレス鋼板 4溶融アルミニウム亜鉛鉄板	1保温筒 2粘着テープ 3ポリエチレンフィルム 4カラー亜鉛鉄板 4ステンレス鋼板 2溶融アルミニウム亜鉛鉄板	1保温筒 ワンタッチ接合 2カラー亜鉛鉄板 2ステンレス鋼板 2溶融アルミニウム亜鉛鉄板	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	
<p>注 1. 給水及び給湯用の露出配管で、保温を行う呼び径 65 以上の弁、ストレーナー等は、ビス等により容易に着脱できる金属製カバー（材質は特記による）により外装を施す。</p> <p>2. 木造壁内等で、12.3.3表による施工が困難な箇所は、ポリエチレンフォームシート等を使用することができる。</p> <p>3. ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。</p> <p>4. ロックウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯、フェルト又はブランケットを使用してもよい。</p> <p>5. グラスウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。</p> <p>6. ラッキング仕上げに施す塗装は、1節の当該事項による。</p> <p>7. 施工種別 b の材料及び施工順序 3、4 に替え、アルミガラス化粧原紙を使用してもよい。</p>						<p>注 1. 給水及び給湯用の露出配管で、保温を行う呼び径 65 以上の弁、ストレーナー等は、ビス等により容易に着脱できる金属製カバー（材質は特記による）により外装を施す。</p> <p>2. 木造壁内等で、12.3.3表による施工が困難な箇所は、ポリエチレンフォームシート等を使用することができる。</p> <p>3. ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。</p> <p>4. ロックウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯、フェルト又はブランケットを使用してもよい。</p> <p>5. グラスウール保温筒又は保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。</p> <p>6. ラッキング仕上げに施す塗装は、1節の当該事項による。</p> <p>7. 施工種別 b の材料及び施工順序 3、4 に替え、アルミガラス化粧原紙を使用してもよい。</p>						

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由																																																																																																																														
<p><b>12.3.4 表 機器の保温材料及び施工種別</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工種別</th> <th colspan="3">材料及び施工順序</th> <th rowspan="2">使用区分</th> </tr> <tr> <th>(イ) ロックウール保温材</th> <th>(ロ) グラスウール保温材</th> <th>(ハ) ポリスチレンフォーム保温材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">f</td> <td rowspan="4">共通</td> <td>1 鋳</td> <td>1 鋳</td> <td>1 鋳又は接着剤</td> <td rowspan="10">鋼板製タンク 圧力タンク 減圧タンク</td> </tr> <tr> <td>2 保温板</td> <td>2 保温板</td> <td>2 保温板</td> </tr> <tr> <td>3 ポリエチレンフィルム</td> <td>3 ポリエチレンフィルム</td> <td>3 ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>4 鉄線</td> <td>4 鉄線</td> <td>4 鉄線</td> </tr> <tr> <td>f<sub>1</sub></td> <td>5 カラー亜鉛鉄板</td> <td>5 カラー亜鉛鉄板</td> <td>5 カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>f<sub>2</sub></td> <td>5 ステンレス鋼板</td> <td>5 ステンレス鋼板</td> <td>5 ステンレス鋼板</td> </tr> <tr> <td>f<sub>3</sub></td> <td>5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> <td>5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> <td>5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">g</td> <td rowspan="3">共通</td> <td>1 鋳</td> <td>1 鋳</td> <td rowspan="5">—</td> <td rowspan="5">貯湯タンク</td> </tr> <tr> <td>2 保温板</td> <td>2 保温板</td> </tr> <tr> <td>3 鉄線</td> <td>3 鉄線</td> </tr> <tr> <td>g<sub>1</sub></td> <td>4 カラー亜鉛鉄板</td> <td>4 カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>g<sub>2</sub></td> <td>4 ステンレス鋼板</td> <td>4 ステンレス鋼板</td> </tr> <tr> <td>g<sub>3</sub></td> <td>4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> <td>4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">h</td> <td>1 保温帯</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">排気筒</td> </tr> <tr> <td>2 鉄線</td> </tr> <tr> <td>3 アルミガラスクロス</td> </tr> <tr> <td>4 金網</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 ポリスチレンフォーム保温板の使用困難な箇所はロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。                  2 ロックウール保温板の使用困難な箇所は、保温帯、フェルト又はブランケットを使用してもよい。                  3 グラスウール保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。                  4 金属板仕上げの鋼板製タンクには、必要により鋼枠を使用する。                  5 ステンレス鋼板製貯湯タンク（SUS444を除く）は、エポキシ系塗装により保温材と絶縁する。</p> <p>7 給排水管、給湯管及び機器の防露・保温材の厚さは、12.3.5表による。</p> <p>12.3.5 表 給排水管、消火管及び給湯管の防露・保温の厚さ（単位：mm）</p>				施工種別	材料及び施工順序			使用区分	(イ) ロックウール保温材	(ロ) グラスウール保温材	(ハ) ポリスチレンフォーム保温材	f	共通	1 鋳	1 鋳	1 鋳又は接着剤	鋼板製タンク 圧力タンク 減圧タンク	2 保温板	2 保温板	2 保温板	3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム	4 鉄線	4 鉄線	4 鉄線	f <sub>1</sub>	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板	f <sub>2</sub>	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	f <sub>3</sub>	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	g	共通	1 鋳	1 鋳	—	貯湯タンク	2 保温板	2 保温板	3 鉄線	3 鉄線	g <sub>1</sub>	4 カラー亜鉛鉄板	4 カラー亜鉛鉄板	g <sub>2</sub>	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	g <sub>3</sub>	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	h	1 保温帯	—	—	—	排気筒	2 鉄線	3 アルミガラスクロス	4 金網	<p><b>12.3.4 表 機器の保温材料及び施工種別</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工種別</th> <th colspan="3">材料及び施工順序</th> <th rowspan="2">使用区分</th> </tr> <tr> <th>(イ) ロックウール保温材</th> <th>(ロ) グラスウール保温材</th> <th>(ハ) ポリスチレンフォーム保温材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">f</td> <td rowspan="4">共通</td> <td>1 鋳</td> <td>1 鋳</td> <td>1 鋳又は接着剤</td> <td rowspan="10">鋼板製タンク 圧力タンク 減圧タンク</td> </tr> <tr> <td>2 保温板</td> <td>2 保温板</td> <td>2 保温板</td> </tr> <tr> <td>3 ポリエチレンフィルム</td> <td>3 ポリエチレンフィルム</td> <td>3 ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>4 鉄線</td> <td>4 鉄線</td> <td>4 鉄線</td> </tr> <tr> <td>f<sub>1</sub></td> <td>5 カラー亜鉛鉄板</td> <td>5 カラー亜鉛鉄板</td> <td>5 カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>f<sub>2</sub></td> <td>5 ステンレス鋼板</td> <td>5 ステンレス鋼板</td> <td>5 ステンレス鋼板</td> </tr> <tr> <td>f<sub>3</sub></td> <td>5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> <td>5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> <td>5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">g</td> <td rowspan="3">共通</td> <td>1 鋳</td> <td>1 鋳</td> <td rowspan="5">—</td> <td rowspan="5">貯湯タンク</td> </tr> <tr> <td>2 保温板</td> <td>2 保温板</td> </tr> <tr> <td>3 鉄線</td> <td>3 鉄線</td> </tr> <tr> <td>g<sub>1</sub></td> <td>4 カラー亜鉛鉄板</td> <td>4 カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>g<sub>2</sub></td> <td>4 ステンレス鋼板</td> <td>4 ステンレス鋼板</td> </tr> <tr> <td>g<sub>3</sub></td> <td>4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> <td>4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">h</td> <td>1 保温帯</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">排気筒</td> </tr> <tr> <td>2 鉄線</td> </tr> <tr> <td>3 アルミガラスクロス</td> </tr> <tr> <td>4 金網</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 ポリスチレンフォーム保温板の使用困難な箇所はロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。                  2 ロックウール保温板の使用困難な箇所は、保温帯、フェルト又はブランケットを使用してもよい。                  3 グラスウール保温板の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用してもよい。                  4 金属板仕上げの鋼板製タンクには、必要により鋼枠を使用する。                  5 ステンレス鋼板製貯湯タンク（SUS444を除く）は、エポキシ系塗装により保温材と絶縁する。</p> <p>7 給排水管、給湯管及び機器の防露・保温材の厚さは、12.3.5表による。</p> <p>12.3.5 表 給排水管、消火管及び給湯管の防露・保温の厚さ（単位：mm）</p>				施工種別	材料及び施工順序			使用区分	(イ) ロックウール保温材	(ロ) グラスウール保温材	(ハ) ポリスチレンフォーム保温材	f	共通	1 鋳	1 鋳	1 鋳又は接着剤	鋼板製タンク 圧力タンク 減圧タンク	2 保温板	2 保温板	2 保温板	3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム	4 鉄線	4 鉄線	4 鉄線	f <sub>1</sub>	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板	f <sub>2</sub>	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	f <sub>3</sub>	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	g	共通	1 鋳	1 鋳	—	貯湯タンク	2 保温板	2 保温板	3 鉄線	3 鉄線	g <sub>1</sub>	4 カラー亜鉛鉄板	4 カラー亜鉛鉄板	g <sub>2</sub>	4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板	g <sub>3</sub>	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	h	1 保温帯	—	—	—	排気筒	2 鉄線	3 アルミガラスクロス	4 金網	
施工種別	材料及び施工順序				使用区分																																																																																																																																	
	(イ) ロックウール保温材	(ロ) グラスウール保温材	(ハ) ポリスチレンフォーム保温材																																																																																																																																			
f	共通	1 鋳	1 鋳	1 鋳又は接着剤	鋼板製タンク 圧力タンク 減圧タンク																																																																																																																																	
		2 保温板	2 保温板	2 保温板																																																																																																																																		
		3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム																																																																																																																																		
		4 鉄線	4 鉄線	4 鉄線																																																																																																																																		
	f <sub>1</sub>	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板																																																																																																																																		
	f <sub>2</sub>	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板																																																																																																																																		
	f <sub>3</sub>	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板																																																																																																																																		
	g	共通	1 鋳	1 鋳		—	貯湯タンク																																																																																																																															
			2 保温板	2 保温板																																																																																																																																		
			3 鉄線	3 鉄線																																																																																																																																		
g <sub>1</sub>		4 カラー亜鉛鉄板	4 カラー亜鉛鉄板																																																																																																																																			
g <sub>2</sub>		4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板																																																																																																																																			
g <sub>3</sub>	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板																																																																																																																																				
h	1 保温帯	—	—	—	排気筒																																																																																																																																	
	2 鉄線																																																																																																																																					
	3 アルミガラスクロス																																																																																																																																					
	4 金網																																																																																																																																					
施工種別	材料及び施工順序			使用区分																																																																																																																																		
	(イ) ロックウール保温材	(ロ) グラスウール保温材	(ハ) ポリスチレンフォーム保温材																																																																																																																																			
f	共通	1 鋳	1 鋳	1 鋳又は接着剤	鋼板製タンク 圧力タンク 減圧タンク																																																																																																																																	
		2 保温板	2 保温板	2 保温板																																																																																																																																		
		3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム	3 ポリエチレンフィルム																																																																																																																																		
		4 鉄線	4 鉄線	4 鉄線																																																																																																																																		
	f <sub>1</sub>	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板	5 カラー亜鉛鉄板																																																																																																																																		
	f <sub>2</sub>	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板	5 ステンレス鋼板																																																																																																																																		
	f <sub>3</sub>	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	5 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板																																																																																																																																		
	g	共通	1 鋳	1 鋳		—	貯湯タンク																																																																																																																															
			2 保温板	2 保温板																																																																																																																																		
			3 鉄線	3 鉄線																																																																																																																																		
g <sub>1</sub>		4 カラー亜鉛鉄板	4 カラー亜鉛鉄板																																																																																																																																			
g <sub>2</sub>		4 ステンレス鋼板	4 ステンレス鋼板																																																																																																																																			
g <sub>3</sub>	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	4 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板																																																																																																																																				
h	1 保温帯	—	—	—	排気筒																																																																																																																																	
	2 鉄線																																																																																																																																					
	3 アルミガラスクロス																																																																																																																																					
	4 金網																																																																																																																																					

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版							公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）							改定理由	
呼び径（A）			15～80	100～150	200	250以上	参考使用区分	呼び径（A）			15～80	100～150	200以上	参考使用区分	改定理由
給水管	保温材仕様	(イ) ロックウール	20	25	40	a,b,c,d	給水管	保温材仕様	(イ) ロックウール	20	25	40	a,b,c,d	250以上を200以上として見直し	
		(ロ) グラスウール	20	25	40				(ハ) ポリスチレンフォーム保温筒	20	25	40			
		(ハ) ポリスチレンフォーム保温筒	20		25					(ニ) ポリエチレンフォーム保温筒ワンタッチ接合	20	25			
		(ニ) ポリエチレンフォーム保温筒ワンタッチ接合	15		15以上				15						
排水管	保温材仕様	(イ) ロックウール	20	25	40	a,b,c,d	排水管	保温材仕様	(イ) ロックウール	20	25	40	a,b,c,d	ポリスチレンフォーム保温筒の保温厚さを修正（當舖仕様書と整合）	
		(ロ) グラスウール	20	25	40				(ハ) ポリスチレンフォーム保温筒	20	25	40			
		(ハ) ポリスチレンフォーム保温筒	20		25					(ニ) ポリエチレンフォーム保温筒ワンタッチ接合	20	25			
		(ニ) ポリエチレンフォーム保温筒ワンタッチ接合	10		10以上				10						
給湯管	保温材仕様	(イ) ロックウール	20	25	40	f	給湯管	保温材仕様	(イ) ロックウール	20	25	40	f	ポリエチレンフォーム保温等ワンタッチ接合の保温厚さを表記を10で統一	
		(ロ) グラスウール	20	25	40				(イ) ロックウール	20	25	40			
鋼板製タンク等	保温材仕様	(イ) ロックウール	25			g	鋼板製タンク等	保温材仕様		(イ) ロックウール	25			g	
		(ロ) グラスウール	50						(イ) ロックウール	20	25	40			
貯湯タンク	保温材仕様	(イ) ロックウール	50			h	貯湯タンク	保温材仕様		(イ) ロックウール	50			h	
		(ロ) グラスウール	75						(イ) ロックウール	20	25	40			
排気筒	保温材仕様	(イ) ロックウール	75			h	排気筒	保温材仕様		(イ) ロックウール	75			h	
		(イ) ロックウール	75						(イ) ロックウール	20	25	40			

(注) 井水使用又は凍結のおそれのある場合の給水管防露・保温材の厚さは特記による。

- 8 換気ダクトの保温は、次による。
- 金属製ダクトについては、外壁より2mをロックウール又はグラスウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。
  - 室内用給気ダクトの保温は、特記がなければ外壁より室内側をロックウール又はグラスウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。
  - 台所に用いる排気ダクトの断熱被覆は、断熱材（ロックウール（厚さ50mm）又は(注)日本消防設備安全センターの消防防災用設備等の性能評定認定品）を用いて断熱被覆を行う。  
なお、自治体等の条例がある場合は、それによる。
  - 硬質塩化ビニル製ダクトを使用する場合は、外壁より1mをロックウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。ただし、耐火二層管を使用する場合は、この限りではない。
  - 換気ダクトの保温施工種別の仕様は、アルミガラスクロス化粧保温帯又はアルミガラスクロス化粧波形保温板巻きのうえアルミガラスクロス粘着テープ

(注) 井水使用又は凍結のおそれのある場合の給水管防露・保温材の厚さは特記による。

- 8 換気ダクトの保温は、次による。
- 金属製ダクトについては、外壁より2mをロックウール又はグラスウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。
  - 室内用給気ダクトの保温は、特記がなければ外壁より室内側をロックウール又はグラスウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。
  - 台所に用いる排気ダクトの断熱被覆は、断熱材（ロックウール（厚さ50mm）又は(一財)日本消防設備安全センターの消防防災用設備等の性能評定認定品）を用いて断熱被覆を行う。  
なお、自治体等の条例がある場合は、それによる。
  - 硬質塩化ビニル製ダクトを使用する場合は、外壁より1mをロックウール保温材（厚さ25mm）を用いて行う。ただし、耐火二層管を使用する場合は、この限りではない。
  - 換気ダクトの保温施工種別の仕様は、アルミガラスクロス化粧保温帯又はアルミガラスクロス化粧波形保温板巻きのうえアルミガラスクロス粘着テープ



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																		
<p>巻きとする。</p> <p>(6) グラスウール保温板（32K）をスパイラルダクトへ取付ける場合は、保温厚さが復元した後に行い、鉄線巻きは 150mm ピッチ以下にらせん巻き締めし、500mm 以下に1個所以上、2巻き締めとする。</p> <p>なお、鉄線の締めすぎに注意する。</p> <p>(7) アルミガラスクロス化粧グラスウール保温板（32K）をスパイラルダクトへ取付ける場合は、保温厚さが復元した後に行い、合わせ目及び継ぎ目を全てアルミガラスクロス粘着テープで貼り合わせ、1枚が 600mm 以上 1,000mm 以下の場合は1個所以上アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>なお、アルミガラスクロス粘着テープの締めすぎに注意する。</p> <p>9 ルームエアコンディショナの冷媒管に用いる保温材については、JIS A 9511（発泡ポリエチレンフォーム）PE・C・P2 に準じた断熱性能を有し、ガス側に用いるものについては耐熱性のものとし、冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さについては、12.3.6 表を標準とする。</p> <p><b>12.3.6 表 冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さ</b></p> <table border="1" data-bbox="228 721 734 951"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>配管サイズ (mm)</th> <th>保温・防露の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銅管（液側）</td> <td>φ6.35</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銅管（ガス側）</td> <td>φ9.52</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>φ12.7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ドレン管</td> <td>φ13～20</td> <td>特記による。</td> </tr> <tr> <td>ドレンホース</td> <td colspan="2">製造者の仕様による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 冷媒配管の保温は、配管と器具の接続部分も含めて、配管等を露出させないこと。</p> <p>2 ドレン管及びドレンホースの防露は、室内側のみを行う。</p> <p>3 室外機を室内機より高い位置に設置する場合には、室外機側配管の断熱材端部から水の進入がないようにテーピングをすること。</p> <p>12.3.4 1 保温材の厚さは、保温材主体の厚さとし、外装材及び補助材の厚さは含まないものとする。</p> <p>2 保温材相互の間隙は、できる限り少なくし、重ね部の継目は同一線上を避けて取付ける。</p> <p>3 ポリスチレンフォーム保温筒は、合わせ目をすべて粘着テープで止め、継ぎ目は粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>なお、継ぎ目間隔が 600mm 以上、1,000mm 以下の場合は、中間に1箇所、2巻きとする。</p> <p>4 鉄線巻きは、原則として、帯状材の場合は 50mm ピッチ（スパイラルダクトの場合は 150mm ピッチ）以下にらせん巻き締め、筒状材の場合は1本につき2</p>	適用	配管サイズ (mm)	保温・防露の厚さ (mm)	銅管（液側）	φ6.35	8	銅管（ガス側）	φ9.52	8	φ12.7	10	ドレン管	φ13～20	特記による。	ドレンホース	製造者の仕様による。		<p>巻きとする。</p> <p>(6) グラスウール保温板（32K）をスパイラルダクトへ取り付ける場合は、保温厚さが復元した後に行い、鉄線巻きは 150mm ピッチ以下にらせん巻き締めし、500mm 以下に1個所以上、2巻き締めとする。</p> <p>なお、鉄線の締めすぎに注意する。</p> <p>(7) アルミガラスクロス化粧グラスウール保温板（32K）をスパイラルダクトへ取り付ける場合は、保温厚さが復元した後に行い、合わせ目及び継ぎ目を全てアルミガラスクロス粘着テープで貼り合わせ、1枚が 600mm 以上 1,000mm 以下の場合は1個所以上アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>なお、アルミガラスクロス粘着テープの締めすぎに注意する。</p> <p>9 ルームエアコンディショナの冷媒管に用いる保温材については、JIS A 9511（発泡ポリエチレンフォーム）PE・C・P2 に準じた断熱性能を有し、ガス側に用いるものについては耐熱性のものとし、冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さについては、12.3.6 表を標準とする。</p> <p><b>12.3.6 表 冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さ</b></p> <table border="1" data-bbox="1066 721 1572 951"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>配管サイズ (mm)</th> <th>保温・防露の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銅管（液側）</td> <td>φ6.35</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銅管（ガス側）</td> <td>φ9.52</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>φ12.7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ドレン管</td> <td>φ13～20</td> <td>特記による。</td> </tr> <tr> <td>ドレンホース</td> <td colspan="2">製造者の仕様による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 冷媒配管の保温は、配管と器具の接続部分も含めて、配管等を露出させないこと。</p> <p>2 ドレン管及びドレンホースの防露は、室内側のみを行う。</p> <p>3 室外機を室内機より高い位置に設置する場合には、室外機側配管の断熱材端部から水の進入がないようにテーピングをすること。</p> <p>12.3.4 1 保温材の厚さは、保温材主体の厚さとし、外装材及び補助材の厚さは含まないものとする。</p> <p>2 保温材相互の間隙は、できる限り少なくし、重ね部の継目は同一線上を避けて取り付ける。</p> <p>3 ポリスチレンフォーム保温筒は、合わせ目をすべて粘着テープで止め、継ぎ目は粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>なお、継ぎ目間隔が 600mm 以上、1,000mm 以下の場合は、中間に1箇所、2巻きとする。</p> <p>4 鉄線巻きは、原則として、帯状材の場合は 50mm ピッチ（スパイラルダクトの場合は 150mm ピッチ）以下にらせん巻き締め、筒状材の場合は1本につき2</p>	適用	配管サイズ (mm)	保温・防露の厚さ (mm)	銅管（液側）	φ6.35	8	銅管（ガス側）	φ9.52	8	φ12.7	10	ドレン管	φ13～20	特記による。	ドレンホース	製造者の仕様による。		
適用	配管サイズ (mm)	保温・防露の厚さ (mm)																																		
銅管（液側）	φ6.35	8																																		
銅管（ガス側）	φ9.52	8																																		
	φ12.7	10																																		
ドレン管	φ13～20	特記による。																																		
ドレンホース	製造者の仕様による。																																			
適用	配管サイズ (mm)	保温・防露の厚さ (mm)																																		
銅管（液側）	φ6.35	8																																		
銅管（ガス側）	φ9.52	8																																		
	φ12.7	10																																		
ドレン管	φ13～20	特記による。																																		
ドレンホース	製造者の仕様による。																																			

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>箇所以上、2巻き締めとし、ロックウールフェルト及び波形保温板の場合は、1枚につき500mm以下に1箇所以上、2巻き締めとする。</p> <p>粘着テープ貼りの場合は、筒の合せ目及び継目をすべて貼合せる。</p> <p>5 テープ巻きその他の重なり幅は、原則として、テープ状の場合は15mm以上（ポリエチレンフィルムの場合は1/2重ね以上）、その他の場合は30mm以上とする。</p> <p>6 テープ巻きは、配管の下方より上向きに巻き上げる。アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそれのある場合には、粘着テープ等を用いてずれ止めを行う。</p> <p>7 アルミガラスクロス化粧保温帯、アルミガラスクロス化粧ロックウールフェルト、アルミガラスクロス化粧保温筒及びアルミガラスクロス化粧波形保温板は、合わせ目及び継目をすべてアルミガラスクロス粘着テープで貼り合わせ、筒は継ぎ目間隔が600mm以上1,000mm以下の場合には中間に1箇所アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとし、スパイラルダクトへの保温帯、フェルト、波形保温板の取付けは、1枚が600mm以上1,000mm以下の場合には1箇所以上アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>8 アルミガラス化粧原紙の取付けは、30mm以上の重ね幅とし、合せ目は150mm以下のピッチでステープル止めを行う。合わせ目及び継ぎ目を全てアルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>9 合成樹脂製カバーの取付けは、<b>直管の合わせ幅は25mm以上とし、</b>合わせ目を両面テープで貼り合わせた後、150mm以下のピッチで、樹脂製カバー用ピンで押さえる。</p> <p>10 金属板巻きは、管の場合にははげ掛け又はボタンパンチはげ、曲がり部はえび状又は整形カバーとし、長方形ダクト及び角形タンク類ははげ掛け、継ぎ目は差込みはげとする。丸形タンクは差込みはげとし、鏡部は放射線形に差込みはげとする。</p> <p>なお、タンク類は、必要に応じ重ね合わせのうえビス止めすることができる。</p> <p>屋外及び屋内多湿箇所の継ぎ目は、シーリング材等によりシーリング材を施す。シーリング材を充てんする場合は、油分、塵あい、錆等を除去し、<b>必要に応じてプライマーを塗布して</b>から行う。また、温度、湿度等の気象条件が充てんに不適当なときは作業を中止する。</p> <p>11 鋳の取付け数は、原則として、<b>300mm角にすべての面に1個以上とする。</b></p> <p>なお、絶縁座金付銅製スポット鋳以外の場合は、鋳止め用平板（座金）を使用する。</p>	<p>箇所以上、2巻き締めとし、ロックウールフェルト及び波形保温板の場合は、1枚につき500mm以下に1箇所以上、2巻き締めとする。</p> <p>粘着テープ貼りの場合は、筒の合せ目及び継目をすべて貼合せる。</p> <p>5 テープ巻きその他の重なり幅は、原則として、テープ状の場合は15mm以上（ポリエチレンフィルムの場合は1/2重ね以上）、その他の場合は30mm以上とする。</p> <p>6 テープ巻きは、配管の下方より上向きに巻き上げる。アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそれのある場合には、粘着テープ等を用いてずれ止めを行う。</p> <p>7 アルミガラスクロス化粧保温帯、アルミガラスクロス化粧ロックウールフェルト、アルミガラスクロス化粧保温筒及びアルミガラスクロス化粧波形保温板は、合わせ目及び継目をすべてアルミガラスクロス粘着テープで貼り合わせ、筒は継ぎ目間隔が600mm以上1,000mm以下の場合には中間に1箇所アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとし、スパイラルダクトへの保温帯、フェルト、波形保温板の取付けは、1枚が600mm以上1,000mm以下の場合には1箇所以上アルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>8 アルミガラス化粧原紙の取付けは、30mm以上の重ね幅とし、合せ目は150mm以下のピッチでステープル止めを行う。合わせ目及び継ぎ目を全てアルミガラスクロス粘着テープ2回巻きとする。</p> <p>9 合成樹脂製カバー<b>1</b>の取付けは、<b>重ね幅は25mm以上とし、直管方向の</b>合わせ目を両面テープで貼り合わせた後、150mm以下のピッチで、樹脂製カバー用ピンで押さえる。<b>立て管部は、下からカバーを取り付け、ほこり溜まりの無いよう施工する。</b></p> <p><b>10 合成樹脂製カバー2の取付けは、合成樹脂シート端部の差込みジョイナーに、ボタンパンチを差し込んで接合し、エルボ部分と直管部分の継ぎ目は、シーリングを行う。立て管部は、下からカバーを取り付け、ほこり溜まりの無いよう施工する。</b></p> <p><b>11</b> 金属板巻きは、管の場合にははげ掛け又はボタンパンチはげ、曲がり部はえび状又は整形カバーとし、長方形ダクト及び角形タンク類ははげ掛け、継ぎ目は差込みはげとする。丸形タンクは差込みはげとし、鏡部は放射線形に差込みはげとする。</p> <p>なお、タンク類は、必要に応じ重ね合わせのうえビス止めすることができる。</p> <p>屋外及び屋内多湿箇所の継ぎ目は、シーリング材等によりシーリング材を充てんする場合は、油分、塵あい、錆等を除去してから行う。また、温度、湿度等の気象条件が充てんに不適当なときは作業を中止する。</p> <p><b>12</b> 鋳の取付け数は、原則として<b>300mm角当りに1個以上とし、すべての面に取付ける。</b></p> <p>なお、絶縁座金付銅製スポット鋳以外の場合は、鋳止め用平板（座金）を使用する。</p>	<p>12.3.1 表 保温材、外装材、防食材及び補助材の追加に伴い見直し（営）</p> <p>実態としてプライマー処理を行っていないため見直し（営）</p> <p>ダクト形状によっては、300mm角の確保が困難なことから表現の見直し（営）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>12 屋内露出の配管及びダクトの床貫通部は、その保温材保護のため、床面より少なくとも高さ150mmまでステンレス鋼板で被覆する。</p> <p>13 屋内露出配管の保温見切り箇所には、菊座を取付ける。</p> <p>14 保温の見切り部端面は、使用する保温材及び保温目的に応じて必要な保護を行う。</p> <p>15 配管の被覆で、保温筒使用の不可能な箇所は、同質材の保温帯等を使用することができる。</p> <p>16 保温を必要とする点検口等は、その開閉に支障がなく、保温効果を減じないように施工する。</p> <p>17 絶縁継手廻りは、金属板巻きを行ってはならない。</p> <p>18 アルミガラスクロス化粧保温筒のワンタッチ式（縦方向の合わせ目に貼り合わせ用両面粘着テープを取付けたもの）の合わせ目は、粘着面の汚れを十分に除去した後貼り合わせる。</p> <p>19 土中埋設の鋼管類（排水配管の鋼管類及び合成樹脂等で外面被覆された部分、塩化ビニル管及び铸铁管は除く）には、ペトロラタム系防食テープによる防錆処理を行う。その場合は、汚れ及び付着物等の除去を十分に行い、ペトロラタム系ペーストを塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。さらに防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。ただし、継手等の部分は、ペトロラタム系防食シート（ペトロラタム系防食テープにより製作されたもの）を用いて全体を包み、さらに防食テープを巻く。また、土中埋設の給水用铸铁管（铸铁異形管を含む）は、ポリエチレンスリーブ被覆による防食処理を行うこととし、施工は12.2.3による。</p> <p>20 コンクリート・シンダー埋込み及び土中埋設管の防食施工状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p>	<p>13 屋内露出の配管及びダクトの床貫通部は、その保温材保護のため、床面より少なくとも高さ150mmまでステンレス鋼板で被覆する。</p> <p>14 屋内露出配管の保温見切り箇所には、菊座を取り付ける。</p> <p>15 保温の見切り部端面は、使用する保温材及び保温目的に応じて必要な保護を行う。</p> <p>16 配管の被覆で、保温筒使用の不可能な箇所は、同質材の保温帯等を使用することができる。</p> <p>17 保温を必要とする点検口等は、その開閉に支障がなく、保温効果を減じないように施工する。</p> <p>18 絶縁継手廻りは、金属板巻きを行ってはならない。</p> <p>19 アルミガラスクロス化粧保温筒のワンタッチ式（縦方向の合わせ目に貼り合わせ用両面粘着テープを取り付けたもの）の合わせ目は、粘着面の汚れを十分に除去した後貼り合わせる。</p> <p>20 土中埋設の鋼管類（排水配管の鋼管類及び合成樹脂等で外面被覆された部分、塩化ビニル管及び铸铁管は除く）には、ペトロラタム系防食テープによる防錆処理を行う。その場合は、汚れ及び付着物等の除去を十分に行い、ペトロラタム系ペーストを塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。さらに防食テープ1/2重ね1回巻きを行う。ただし、継手等の部分は、ペトロラタム系防食シート（ペトロラタム系防食テープにより製作されたもの）を用いて全体を包み、さらに防食テープを巻く。また、土中埋設の給水用铸铁管（铸铁異形管を含む）は、ポリエチレンスリーブ被覆による防食処理を行うこととし、施工は12.2.3による。</p> <p>21 コンクリート・シンダー埋込み及び土中埋設管の防食施工状況を確認し、記録を監督員に提出する。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																																																																								
13. 1. 1 適用範囲	13章 エレベーター設備工事	13. 1. 1 適用範囲	13章 エレベーター設備工事																																																																																									
	1節 一般事項		1節 一般事項																																																																																									
13. 1. 2 適用法規等	この章は、住宅に設置するエレベーターに適用する。	13. 1. 2 適用法規等	この章は、住宅に設置するエレベーターに適用する。																																																																																									
	<p>1 エレベーター設備工事は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示、日本工業規格（JIS）、並びに各地方条例ほか関連諸法令等の定めによる。</p> <p>2 この章に明記していない事項については、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 エレベーターに関連する電気工事に関しては、「電気設備に関する技術基準」及び「内線規程」による。</p> <p>4 エレベーターの耐震設計施工に関しては、「昇降機耐震設計・施工指針」（監修：国土交通省住宅局建築指導課，編集：<a href="#">財</a>日本建築設備・昇降機センター，<a href="#">社</a>日本エレベーター協会，以下「耐震指針」という。）による。</p> <p><u>5</u> 非常用エレベーターは、建築基準法第34条第2項で規定する「非常用の昇降機」を適用する。標識、運転性能に関しては1によるほか、「日本エレベーター協会標準（JEAS D401）非常用エレベーターの標識、運転性能等に関する標準」、電気配線については「日本エレベーター協会標準（JEAS A504）非常用エレベーターの電気配線工事及び予備電源に関する標準」、エレベーターの使用機器については「日本エレベーター協会標準（JEAS A505）非常用エレベーターの使用機器仕様一覧表」による。</p>		<p>1 エレベーター設備工事は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示、日本工業規格（JIS）、並びに各地方条例ほか関連諸法令等の定めによる。</p> <p>2 この章に明記していない事項については、製造者の標準仕様とする。</p> <p>3 エレベーターに関連する電気工事に関しては、「電気設備に関する技術基準」及び「内線規程」による。</p> <p>4 エレベーターの耐震設計施工に関しては、「昇降機耐震設計・施工指針」（監修：国土交通省住宅局建築指導課，編集：<a href="#">一財</a>日本建築設備・昇降機センター，<a href="#">一社</a>日本エレベーター協会，以下「耐震指針」という。）による。</p> <p><u>5</u> <u>エレベーターには、<a href="#">一社</a>建築性能基準推進協会のエレベーター安全装置設置済マークを、かご内に表示する。</u></p> <p><u>6</u> 非常用エレベーターは、建築基準法第34条第2項で規定する「非常用の昇降機」を適用する。標識、運転性能に関しては1によるほか、「日本エレベーター協会標準（JEAS D401）非常用エレベーターの標識、運転性能等に関する標準」、電気配線については「日本エレベーター協会標準（JEAS A504）非常用エレベーターの電気配線工事及び予備電源に関する標準」、エレベーターの使用機器については「日本エレベーター協会標準（JEAS A505）非常用エレベーターの使用機器仕様一覧表」による。</p>		追加（営）																																																																																							
13. 2. 1 適用範囲	<p><b>2節 マシンルームレス型エレベーター</b></p> <p>本節は、マシンルームレス型エレベーター（RU型）を使用する場合に適用し、品質及び性能は、特記がなければ、<a href="#">別に定める「機材の品質・性能基準」</a>による。また、積載量、定員及び定格速度は13.2.1表による。</p>	13. 2. 1 適用範囲	<p><b>2節 マシンルームレス型エレベーター</b></p> <p>本節は、マシンルームレス型エレベーター（RU型）を使用する場合に適用し、品質及び性能は、特記がなければ、<a href="#">総則編 1.5.2 の 2(3)に示す基準</a>による。また、積載量、定員及び定格速度は13.2.1表による。</p>	総則編の改定による																																																																																								
	13.2.1表 マシンルームレス型エレベーターの規格		13.2.1表 マシンルームレス型エレベーターの規格																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>積載量</th> <th>定員</th> <th>定格速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>RU-6-2S-45(W, Q)</td><td>450kg</td><td>6名</td><td>45m/min</td></tr> <tr><td>RU-6-2S-60(W, Q)</td><td>450kg</td><td>6名</td><td>60m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-45(T, W, Q, F)</td><td>600kg</td><td>9名</td><td>45m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-60(T, W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>60m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-90(T, W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>90m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-105(T, W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>105m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-45(W, Q, F)</td><td>900kg</td><td>13名</td><td>45m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-60(W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>60m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-90(W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>90m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-105(W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>105m/min</td></tr> </tbody> </table>	型式	積載量	定員	定格速度	RU-6-2S-45(W, Q)	450kg	6名	45m/min	RU-6-2S-60(W, Q)	450kg	6名	60m/min	RU-9-2S-45(T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min	RU-9-2S-60(T, W, Q, F)	〃	〃	60m/min	RU-9-2S-90(T, W, Q, F)	〃	〃	90m/min	RU-9-2S-105(T, W, Q, F)	〃	〃	105m/min	RU-13-2S-45(W, Q, F)	900kg	13名	45m/min	RU-13-2S-60(W, Q, F)	〃	〃	60m/min	RU-13-2S-90(W, Q, F)	〃	〃	90m/min	RU-13-2S-105(W, Q, F)	〃	〃	105m/min		<table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>積載量</th> <th>定員</th> <th>定格速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>RU-6-2S-45(W, Q)</td><td>450kg</td><td>6名</td><td>45m/min</td></tr> <tr><td>RU-6-2S-60(W, Q)</td><td>450kg</td><td>6名</td><td>60m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-45(T, W, Q, F)</td><td>600kg</td><td>9名</td><td>45m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-60(T, W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>60m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-90(T, W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>90m/min</td></tr> <tr><td>RU-9-2S-105(T, W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>105m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-45(W, Q, F)</td><td>900kg</td><td>13名</td><td>45m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-60(W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>60m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-90(W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>90m/min</td></tr> <tr><td>RU-13-2S-105(W, Q, F)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>105m/min</td></tr> </tbody> </table>	型式	積載量	定員	定格速度	RU-6-2S-45(W, Q)	450kg	6名	45m/min	RU-6-2S-60(W, Q)	450kg	6名	60m/min	RU-9-2S-45(T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min	RU-9-2S-60(T, W, Q, F)	〃	〃	60m/min	RU-9-2S-90(T, W, Q, F)	〃	〃	90m/min	RU-9-2S-105(T, W, Q, F)	〃	〃	105m/min	RU-13-2S-45(W, Q, F)	900kg	13名	45m/min	RU-13-2S-60(W, Q, F)	〃	〃	60m/min	RU-13-2S-90(W, Q, F)	〃	〃	90m/min	RU-13-2S-105(W, Q, F)	〃	〃	105m/min	
型式	積載量	定員	定格速度																																																																																									
RU-6-2S-45(W, Q)	450kg	6名	45m/min																																																																																									
RU-6-2S-60(W, Q)	450kg	6名	60m/min																																																																																									
RU-9-2S-45(T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min																																																																																									
RU-9-2S-60(T, W, Q, F)	〃	〃	60m/min																																																																																									
RU-9-2S-90(T, W, Q, F)	〃	〃	90m/min																																																																																									
RU-9-2S-105(T, W, Q, F)	〃	〃	105m/min																																																																																									
RU-13-2S-45(W, Q, F)	900kg	13名	45m/min																																																																																									
RU-13-2S-60(W, Q, F)	〃	〃	60m/min																																																																																									
RU-13-2S-90(W, Q, F)	〃	〃	90m/min																																																																																									
RU-13-2S-105(W, Q, F)	〃	〃	105m/min																																																																																									
型式	積載量	定員	定格速度																																																																																									
RU-6-2S-45(W, Q)	450kg	6名	45m/min																																																																																									
RU-6-2S-60(W, Q)	450kg	6名	60m/min																																																																																									
RU-9-2S-45(T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min																																																																																									
RU-9-2S-60(T, W, Q, F)	〃	〃	60m/min																																																																																									
RU-9-2S-90(T, W, Q, F)	〃	〃	90m/min																																																																																									
RU-9-2S-105(T, W, Q, F)	〃	〃	105m/min																																																																																									
RU-13-2S-45(W, Q, F)	900kg	13名	45m/min																																																																																									
RU-13-2S-60(W, Q, F)	〃	〃	60m/min																																																																																									
RU-13-2S-90(W, Q, F)	〃	〃	90m/min																																																																																									
RU-13-2S-105(W, Q, F)	〃	〃	105m/min																																																																																									

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>13.2.2 基本仕様</p> <p>注1 : 型式の T はトランク付, W は防犯窓付, Q は地震時管制運転装置付, F は福祉型を示す。</p> <p>注2 : 供給電源の電圧変動は5%以内, 周波数変動は1%以内とし, かつかご内荷重は定格積載量において測定した着床誤差を±10mm 以内とする。</p> <p>注3 : 戸形式は2枚戸片開きとし, 原則として左開きとする。ただし, 2台並設の場合は, 中央部より左右方向に開閉するものとする。</p> <p>1 運転操作方式 方向性乗全自動乗捨て方式を標準とし, 群乗全自動方式(2台併設時)及び全自動群管理方式(3台以上併設時)の場合は特記による。また, 基準階帰着機能を付加する場合は特記による。</p> <p>2 制御方式 可変電圧可変周波数制御方式(以下「インバーター制御方式」と呼ぶ。)とする。</p> <p>3 電源 (1) エレベーター用電源は次の2種類とし, それぞれ電源盤まで別途電気工事により供給を受ける。 (イ) 動力用 AC 三相 200/220V 50/60Hz (ロ) 照明用 AC 単相 100V 50/60Hz (2) 非常用自家発電設備がある場合, (1)の動力及び照明用電源は, 停電時非常用自家発電電源(別途電気工事より供給)によるものとする。</p> <p>4 耐震施工 地震その他の振動の防護措置は, 「耐震指針」によるほか, 次による。 (1) 地震その他の振動により駆動装置及び制御盤が転倒・移動せず, ガイドレールよりかご及び釣合おもりが外れないものとする。 (2) 移動ケーブル等が昇降路内の突出物により損傷を受けないものとする。 (3) 主索が綱車より外れないものとする。 (4) 設計用震度 (イ) 建築物の高さが60m以下の場合の設計用水平震度は, 13.2.2表の震度に, 地域係数を乗じて求めたものとする。耐震安全性の分類(耐震クラス)は<math>A_{09}</math>を標準とし, 耐震クラスを<math>S_{09}</math>とする場合は特記による。 (ロ) 建築物の高さが60mを超える場合の設計用水平震度は, 当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を考慮した値に, 地域係数を乗じて求めたものとする。 当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を考慮した値は, <math>S_{09}</math>で0.6以上, <math>A_{09}</math>で0.4以上とする。ただし, 免震構造建築物の場合は<math>S_{09}</math>で0.3以上, <math>A_{09}</math>で0.2以上とする。</p>	<p>13.2.2 基本仕様</p> <p>注1 : 型式の T はトランク付, W は防犯窓付, Q は地震時管制運転装置付, F は福祉型を示す。</p> <p>注2 : 供給電源の電圧変動は5%以内, 周波数変動は1%以内とし, かつかご内荷重は定格積載量において測定した着床誤差を±10mm 以内とする。</p> <p>注3 : 戸形式は2枚戸片開きとし, 原則として乗場から見て左開きとする。ただし, 2台並設の場合は, 中央部より左右方向に開閉するものとする。</p> <p>1 運転操作方式 方向性乗全自動乗捨て方式を標準とし, 群乗全自動方式(2台併設時)及び全自動群管理方式(3台以上併設時)の場合は特記による。また, 基準階帰着機能を付加する場合は特記による。</p> <p>2 制御方式 可変電圧可変周波数制御方式(以下「インバーター制御方式」と呼ぶ。)とする。</p> <p>3 電源 (1) エレベーター用電源は次の2種類とし, それぞれ電源盤まで別途電気工事により供給を受ける。 (イ) 動力用 AC 三相 200/220V 50/60Hz (ロ) 照明用 AC 単相 100V 50/60Hz (2) 非常用自家発電設備がある場合, (1)の動力及び照明用電源は, 停電時非常用自家発電電源(別途電気工事より供給)によるものとする。</p> <p>4 耐震施工 地震その他の振動の防護措置は, 「耐震指針」によるほか, 次による。 (1) 地震その他の振動により駆動装置及び制御盤が転倒・移動せず, ガイドレールよりかご及び釣合おもりが外れないものとする。 (2) 移動ケーブル等が昇降路内の突出物により損傷を受けないものとする。 (3) 主索が綱車より外れないものとする。 (4) 設計用震度 (イ) 建築物の高さが60m以下の場合の設計用水平震度は, 13.2.2表の震度に, 地域係数を乗じて求めたものとする。耐震安全性の分類(耐震クラス)は<math>A_{09}</math>を標準とし, 耐震クラスを<math>S_{09}</math>とする場合は特記による。 (ロ) 建築物の高さが60mを超える場合の設計用水平震度は, 当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を考慮した値に, 地域係数を乗じて求めたものとする。 当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を考慮した値は, <math>S_{09}</math>で0.6以上, <math>A_{09}</math>で0.4以上とする。ただし, 免震構造建築物の場合は<math>S_{09}</math>で0.3以上, <math>A_{09}</math>で0.2以上とする。</p>	<p>戸開方向の視点を明記</p>

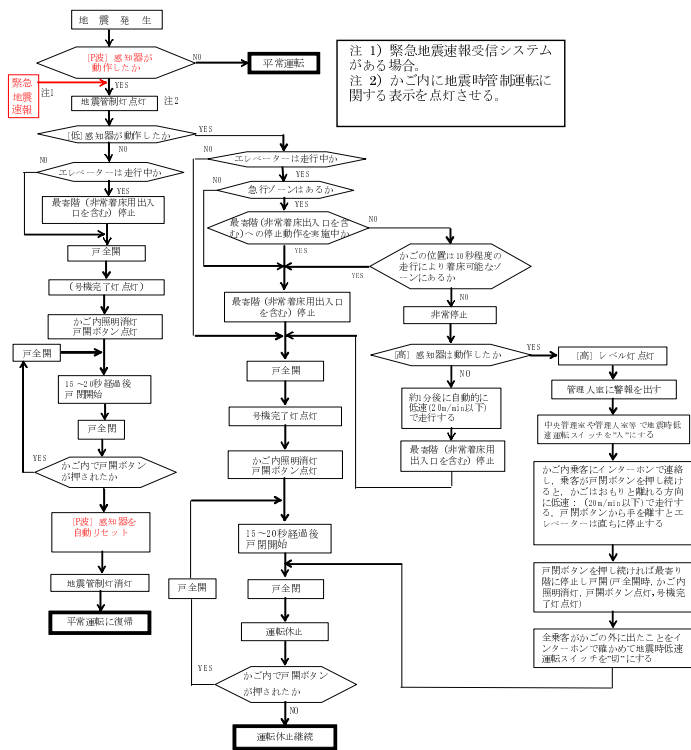
公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由																																																							
<p><b>13.2.2 表 設計用水平標準震度</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象機器</th> <th colspan="2">乗用エレベーター(住宅用)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耐震安全性分類</th> <th>S<sub>09</sub></th> <th>A<sub>09</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">懸垂機器</td> <td rowspan="2">2階以上の階</td> <td>防振支持</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地階</td> <td>防振支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昇降案内機器</td> <td>2階以上の階</td> <td>=</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>=</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、「昇降機耐震設計・施工指針」で定める「設計用水平標準震度」にエレベーターの用途別の係数を乗じたものを示す。</p> <p>2. 機器の区分は次による。</p> <p>懸垂機器：制御盤、巻上機、そらせ車</p> <p>昇降案内機器：レール、レール支持部材</p> <p>(*) 設計用上下震度は、13.2.3表の値に地域係数を乗じて求めたものとする。</p> <p>ただし、<u>昇降路内機器自体の上下については考慮しなくてもよい。</u></p>				対象機器		乗用エレベーター(住宅用)		耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>	懸垂機器	2階以上の階	防振支持	1.5	1.0	固定支持	1.0	0.6	1階及び地階	防振支持	1.0	0.6	固定支持	0.6	0.4	昇降案内機器	2階以上の階	=	1.0	0.6	1階及び地階	=	0.6	0.4	<p><b>13.2.2 表 設計用水平標準震度</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象機器</th> <th colspan="2">乗用エレベーター(住宅用)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耐震安全性分類</th> <th>S<sub>09</sub></th> <th>A<sub>09</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">懸垂機器</td> <td rowspan="2">2階以上の階</td> <td>防振支持</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地階</td> <td>防振支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、「昇降機耐震設計・施工指針」で定める「設計用水平標準震度」にエレベーターの用途別の係数を乗じたものを示す。</p> <p>2. 懸垂機器は次による。</p> <p>懸垂機器：制御盤、巻上機、そらせ車、<u>レール、レール支持部材</u></p> <p>(*) 設計用上下震度は、13.2.3表の値に地域係数を乗じて求めたものとする。</p> <p>ただし、<u>懸垂機器が常時昇降案内機器に鉛直荷重を与えない場合の昇降案内機器は対象としない。</u></p>				対象機器		乗用エレベーター(住宅用)		耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>	懸垂機器	2階以上の階	防振支持	1.5	1.0	固定支持	1.0	0.6	1階及び地階	防振支持	1.0	0.6	固定支持	0.6	0.4	<p>機器区分の見直し（マシンルームレスのため昇降案内機器は懸垂機器に含む）</p>
対象機器		乗用エレベーター(住宅用)																																																													
耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>																																																												
懸垂機器	2階以上の階	防振支持	1.5	1.0																																																											
		固定支持	1.0	0.6																																																											
	1階及び地階	防振支持	1.0	0.6																																																											
		固定支持	0.6	0.4																																																											
昇降案内機器	2階以上の階	=	1.0	0.6																																																											
	1階及び地階	=	0.6	0.4																																																											
対象機器		乗用エレベーター(住宅用)																																																													
耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>																																																												
懸垂機器	2階以上の階	防振支持	1.5	1.0																																																											
		固定支持	1.0	0.6																																																											
	1階及び地階	防振支持	1.0	0.6																																																											
		固定支持	0.6	0.4																																																											
<p><b>13.2.3 表 設計用上下標準震度</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象機器</th> <th colspan="2">乗用エレベーター(住宅用)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耐震安全性分類</th> <th>S<sub>09</sub></th> <th>A<sub>09</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">懸垂機器</td> <td rowspan="2">建築物の中間階超え</td> <td>防振支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物の中間階以下</td> <td>防振支持</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 機器の区分は次による。</p> <p>懸垂機器：制御盤、巻上機、そらせ車</p>				対象機器		乗用エレベーター(住宅用)		耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>	懸垂機器	建築物の中間階超え	防振支持	1.0	0.6	固定支持	0.5	0.3	建築物の中間階以下	防振支持	0.5	0.3	固定支持	0.3	0.2	<p><b>13.2.3 表 設計用上下標準震度</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象機器</th> <th colspan="2">乗用エレベーター(住宅用)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耐震安全性分類</th> <th>S<sub>09</sub></th> <th>A<sub>09</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">懸垂機器</td> <td rowspan="2">建築物の中間階超え</td> <td>防振支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物の中間階以下</td> <td>防振支持</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>固定支持</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、「昇降機耐震設計・施工指針」で定める「設計用上下標準震度」にエレベーターの用途別の係数を乗じたものを示す。</p> <p>2. 懸垂機器は次による。</p> <p>懸垂機器：制御盤、巻上機、そらせ車、<u>レール、レール支持部材</u></p>				対象機器		乗用エレベーター(住宅用)		耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>	懸垂機器	建築物の中間階超え	防振支持	1.0	0.6	固定支持	0.5	0.3	建築物の中間階以下	防振支持	0.5	0.3	固定支持	0.3	0.2	<p>地震動による上下震度の規定を見直し（当）</p>									
対象機器		乗用エレベーター(住宅用)																																																													
耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>																																																												
懸垂機器	建築物の中間階超え	防振支持	1.0	0.6																																																											
		固定支持	0.5	0.3																																																											
	建築物の中間階以下	防振支持	0.5	0.3																																																											
		固定支持	0.3	0.2																																																											
対象機器		乗用エレベーター(住宅用)																																																													
耐震安全性分類		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>																																																												
懸垂機器	建築物の中間階超え	防振支持	1.0	0.6																																																											
		固定支持	0.5	0.3																																																											
	建築物の中間階以下	防振支持	0.5	0.3																																																											
		固定支持	0.3	0.2																																																											
<p>5 地震時管制運転装置</p> <p>(1) 地震感知器は、13.2.4表の性能を有する電気式又は機械式のもので、人為的な振動を与えずに作動を試験することができる点検機能、作動表示を備えるものとし、経年変化が少なく、誤作動のないものとする。</p>				<p>5 地震時管制運転装置</p> <p>(1) 地震感知器は、13.2.4表の性能を有する電気式又は機械式のもので、人為的な振動を与えずに作動を試験することができる点検機能、作動表示を備えるものとし、経年変化が少なく、誤作動のないものとする。</p>																																																											
<p><b>13.2.4 表 地震感知器の性能</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">P波感知器</th> <th colspan="2">S波感知器</th> </tr> <tr> <th>普通級</th> <th>精密級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出方向</td> <td>垂直方向</td> <td>水平全方向</td> <td>水平全方向</td> </tr> <tr> <td>周波数特性</td> <td>1~5Hzまたは10Hz</td> <td>1~5Hzの範囲でフラット特性</td> <td>0.1~5Hzの範囲でフラット特性</td> </tr> <tr> <td>検出精度</td> <td>±(設定値×10%+1)Gal</td> <td>±(設定値×10%+7)Gal</td> <td>±(設定値×5%+5)Gal</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 周波数特性は、5Hzを超える範囲では感度は下降特性とする。</p>				種類	P波感知器	S波感知器		普通級	精密級	検出方向	垂直方向	水平全方向	水平全方向	周波数特性	1~5Hzまたは10Hz	1~5Hzの範囲でフラット特性	0.1~5Hzの範囲でフラット特性	検出精度	±(設定値×10%+1)Gal	±(設定値×10%+7)Gal	±(設定値×5%+5)Gal	<p><b>13.2.4 表 地震感知器の性能</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">P波感知器</th> <th colspan="2">S波感知器</th> </tr> <tr> <th>普通級</th> <th>精密級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検出方向</td> <td>垂直方向</td> <td>水平全方向</td> <td>水平全方向</td> </tr> <tr> <td>周波数特性</td> <td>1~5Hzまたは10Hz</td> <td>1~5Hzの範囲でフラット特性</td> <td>0.1~5Hzの範囲でフラット特性</td> </tr> <tr> <td>検出精度</td> <td>±(設定値×10%+1)Gal</td> <td>±(設定値×10%+7)Gal</td> <td>±(設定値×5%+5)Gal</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 周波数特性は、5Hzを超える範囲では感度は下降特性とする。</p>				種類	P波感知器	S波感知器		普通級	精密級	検出方向	垂直方向	水平全方向	水平全方向	周波数特性	1~5Hzまたは10Hz	1~5Hzの範囲でフラット特性	0.1~5Hzの範囲でフラット特性	検出精度	±(設定値×10%+1)Gal	±(設定値×10%+7)Gal	±(設定値×5%+5)Gal																				
種類	P波感知器	S波感知器																																																													
		普通級	精密級																																																												
検出方向	垂直方向	水平全方向	水平全方向																																																												
周波数特性	1~5Hzまたは10Hz	1~5Hzの範囲でフラット特性	0.1~5Hzの範囲でフラット特性																																																												
検出精度	±(設定値×10%+1)Gal	±(設定値×10%+7)Gal	±(設定値×5%+5)Gal																																																												
種類	P波感知器	S波感知器																																																													
		普通級	精密級																																																												
検出方向	垂直方向	水平全方向	水平全方向																																																												
周波数特性	1~5Hzまたは10Hz	1~5Hzの範囲でフラット特性	0.1~5Hzの範囲でフラット特性																																																												
検出精度	±(設定値×10%+1)Gal	±(設定値×10%+7)Gal	±(設定値×5%+5)Gal																																																												

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																										
<p>2. S波精密級感知器は、60mを超え120m以下の建築物で、長尺物振れ<u>管制運転</u>に使用する。その他の場合は普通級を使用する。</p> <p>(2) 地震感知器の設置位置は、次による。</p> <p>(イ) P波感知器は、昇降路底部に取付けるものとする。ただし、昇降路底部に振動が頻繁に生じるなどにより加速度を検知する上で支障がある場合にあつては、設置場所を限定しない。</p> <p>(ロ) S波感知器は13.2.5表に示す位置を標準設置位置とする。</p> <p>なお、感知器の設置単位は原則として昇降路毎とし精密級使用の場合に限り複数の昇降路と共用（非常用エレベーターは除く）できるものとする。</p> <p>(3) 地震感知器の加速度の設定方式及び設定値は、13.2.5表によるものとする。また、急行ゾーンがない場合のS波〔低〕感知器、急行ゾーンがある場合のS波〔高〕感知器のリセットは手動により行えるものとする。</p> <p>急行ゾーンとは、定格速度60 m/min以上のエレベーターにおいて、一般階に出入り口がなく、P波感知後、最寄階または非常着床用出入口に着床するまでの時間（戸開時間は含まない）が概ね10秒を越える部分をいう。</p>	<p>2. S波精密級感知器は、60mを超え120m以下の建築物で、長尺物振れによる<u>被害低減を目的に地震時管制運転を行う場合に</u>使用する。その他の場合は、普通級を使用する。</p> <p>(2) 地震感知器の設置位置は、次による。</p> <p>(イ) P波感知器は、昇降路底部に取り付けるものとする。ただし、昇降路底部に振動が頻繁に生じるなどにより加速度を検知する上で支障がある場合にあつては、設置場所を限定しない。</p> <p>(ロ) S波感知器は13.2.5表に示す位置を標準設置位置とする。</p> <p>なお、感知器の設置単位は原則として昇降路毎とし精密級使用の場合に限り複数の昇降路と共用（非常用エレベーターは除く）できるものとする。</p> <p>(3) 地震感知器の加速度の設定方式及び設定値は、13.2.5表によるものとする。また、急行ゾーンがない場合のS波〔低〕感知器、急行ゾーンがある場合のS波〔高〕感知器のリセットは手動により行えるものとする。</p> <p>急行ゾーンとは、定格速度60 m/min以上のエレベーターにおいて、一般階に出入り口がなく、P波感知後、最寄階または非常着床用出入口に着床するまでの時間（戸開時間は含まない）が概ね10秒を越える部分をいう。</p>	<p>修文（営）（昇降機耐震設計・施工指針2009と整合）</p>																																										
<p>13.2.5表 地震感知器の設定値 Gal</p> <table border="1" data-bbox="228 798 922 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物の高さ</th> <th rowspan="2">P波設定値</th> <th colspan="3">S波</th> </tr> <tr> <th>〔特低〕(注2)設定値</th> <th>〔低〕設定値</th> <th>〔高〕設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60m以下</td> <td rowspan="3">2.5～10</td> <td></td> <td>200(頂部設置)または80(底部設置)</td> <td>300(頂部設置)または120(底部設置)</td> </tr> <tr> <td>60mを超え120m以下</td> <td>40(60～90m)20(90～120m)(頂部設置)</td> <td>100または120(頂部設置)</td> <td>120または150(頂部設置)</td> </tr> <tr> <td>120m超え</td> <td>専用の長尺物振れ感知器を適用</td> <td>40,60,80または100(頂部設置)</td> <td>60,80,100または120(頂部設置)</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の高さ	P波設定値	S波			〔特低〕(注2)設定値	〔低〕設定値	〔高〕設定値	60m以下	2.5～10		200(頂部設置)または80(底部設置)	300(頂部設置)または120(底部設置)	60mを超え120m以下	40(60～90m)20(90～120m)(頂部設置)	100または120(頂部設置)	120または150(頂部設置)	120m超え	専用の長尺物振れ感知器を適用	40,60,80または100(頂部設置)	60,80,100または120(頂部設置)	<p>13.2.5表 地震感知器の設定値 Gal</p> <table border="1" data-bbox="1066 798 1751 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物の高さ</th> <th rowspan="2">P波設定値</th> <th colspan="3">S波</th> </tr> <tr> <th>〔特低〕(注2)設定値</th> <th>〔低〕設定値</th> <th>〔高〕設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60m以下</td> <td rowspan="3">2.5～10</td> <td></td> <td>200(頂部設置)または80(底部設置)</td> <td>300(頂部設置)または120(底部設置)</td> </tr> <tr> <td>60mを超え120m以下</td> <td>40(60～90m)20(90～120m)(頂部設置)</td> <td>100または120(頂部設置)</td> <td>120または150(頂部設置)</td> </tr> <tr> <td>120m超え</td> <td>専用の長尺物振れ感知器を適用</td> <td>40,60,80または100(頂部設置)</td> <td>60,80,100または120(頂部設置)</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の高さ	P波設定値	S波			〔特低〕(注2)設定値	〔低〕設定値	〔高〕設定値	60m以下	2.5～10		200(頂部設置)または80(底部設置)	300(頂部設置)または120(底部設置)	60mを超え120m以下	40(60～90m)20(90～120m)(頂部設置)	100または120(頂部設置)	120または150(頂部設置)	120m超え	専用の長尺物振れ感知器を適用	40,60,80または100(頂部設置)	60,80,100または120(頂部設置)	<p>修文（営）（昇降機耐震設計・施工指針2009と整合）</p>
建築物の高さ			P波設定値	S波																																								
	〔特低〕(注2)設定値	〔低〕設定値		〔高〕設定値																																								
60m以下	2.5～10		200(頂部設置)または80(底部設置)	300(頂部設置)または120(底部設置)																																								
60mを超え120m以下		40(60～90m)20(90～120m)(頂部設置)	100または120(頂部設置)	120または150(頂部設置)																																								
120m超え		専用の長尺物振れ感知器を適用	40,60,80または100(頂部設置)	60,80,100または120(頂部設置)																																								
建築物の高さ	P波設定値	S波																																										
		〔特低〕(注2)設定値	〔低〕設定値	〔高〕設定値																																								
60m以下	2.5～10		200(頂部設置)または80(底部設置)	300(頂部設置)または120(底部設置)																																								
60mを超え120m以下		40(60～90m)20(90～120m)(頂部設置)	100または120(頂部設置)	120または150(頂部設置)																																								
120m超え		専用の長尺物振れ感知器を適用	40,60,80または100(頂部設置)	60,80,100または120(頂部設置)																																								
<p>注1. 免震構造及び制振構造の建築物については特記による。</p> <p>2. 〔特低〕は長尺物振れ管制運転に使用する。</p> <p>(イ) 建築物の高さが60mを超える場合の設定値は、当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を用いて評価を行い、13.2.5表より近似値を選定する。</p> <p>(ロ) 急行ゾーンが無いエレベーターに設ける地震感知器は、P波及びS波〔低〕とする。</p> <p>(ハ) 急行ゾーンがあるエレベーターに設ける地震感知器は、P波、S波〔低〕及びS波〔高〕とする。</p> <p>(4) 急行ゾーンを有するエレベーターの場合には、低速運転装置を設け、中央管理室等に地震感知器の作動表示及び低速運転管制スイッチを設ける。</p>	<p>注1. 免震構造及び制振構造の建築物については、特記による。</p> <p>2. 〔特低〕は、長尺物振れ管制運転を設けた場合は省略することができる。</p> <p>(イ) 建築物の高さが60mを超える場合の設定値は、当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を用いて評価を行い、13.2.5表より近似値を選定する。</p> <p>(ロ) 急行ゾーンが無いエレベーターに設ける地震感知器は、P波及びS波〔低〕とする。</p> <p>(ハ) 急行ゾーンがあるエレベーターに設ける地震感知器は、P波、S波〔低〕及びS波〔高〕とする。</p> <p>(4) 急行ゾーンを有するエレベーターの場合には、低速運転装置を設け、中央管理室等に地震感知器の作動表示及び低速運転管制スイッチを設ける。</p> <p>(5) 長尺振れ感震器は、建築物の高さが120mを超え、昇降路頂部高さ及び昇降</p>	<p>修文（営）（昇降機耐震設計・施工指針2009と整合）</p> <p>追加（営）</p>																																										

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版

- (5) 管制運転動作時に、かご内にその旨を表示するものとする。
- (6) 地震時管制運転装置には予備電源を設けるものとする。なお、13.2.4の1(2)による停電時自動着床装置の電源を予備電源とすることができる。

(7) 地震時の管制運転動作は、13.2.1図による。



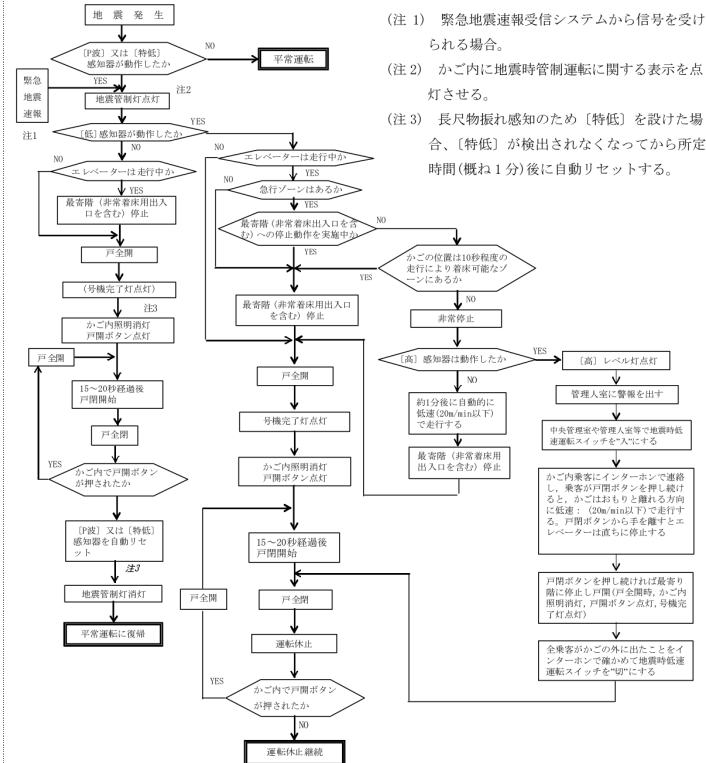
13.2.1 図 地震時管制運転装置動作フロー

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）

路全高が60mを超えるエレベーターに適用する。

(6) 地震時管制運転は次によるものとする。

- (イ) 管制運転動作時に、かご内にその旨を表示するものとする。
- (ロ) 運転装置には予備電源を設けるものとする。なお、13.2.3の1(2)による停電時自動着床装置の電源を予備電源とすることができる。
- (ハ) 閉じ込め時リスタート運転機能を備えたものとする。
- (ニ) 建築物の高さが120mを超え、昇降路頂部高さ及び昇降路全高が60mを超えるエレベーターを設置する場合は、長尺物振れ管制運転を備えるものとし、適用は特記による。
- (ホ) 管制運転動作フローは、13.2.1図による。
- (ヘ) 最寄階へ走行中に安全装置が作動してエレベーターが停止した場合は、閉じ込め時リスタート運転の動作フローへ移行し、13.2.2図による。



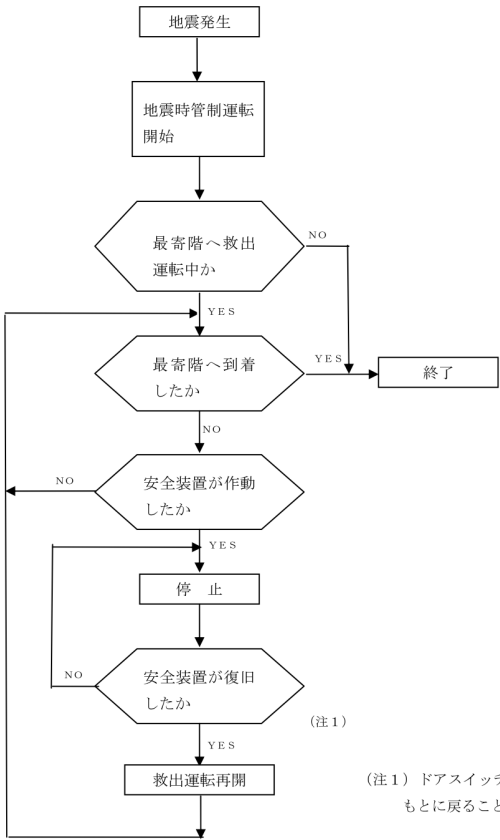
13.2.1 図 地震時管制運転装置動作フロー

改定理由

- 誤植
- 閉じ込め時リスタート運転機能を追加（営）
- 追加（営）
- 閉じ込め時リスタート運転を地震時管制運転に追加（営）

地震時管制運転フローの見直し(営)



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>6 巻上機</p> <p>(1) 巻上機は、電動機軸に駆動綱車とブレーキドラム又はディスクブレーキを圧入した直結構造とし、仕様は製造者の標準仕様とする。</p> <p>(2) そらせ車を設ける場合、その直径は主索のかかり代が円周の四分の一以下のとき、主索径の36倍以上とすることができる。</p> <p>7 電動機</p> <p>電動機は、エレベーター用として特に設計、製作されたもので、比較的小さい始動電流で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な始動にも十分耐えられる構造とする。</p>	 <p>13.2.2 図 閉じ込め時リスタート運転の概要動作フロー</p> <p>6 巻上機</p> <p>(1) 巻上機は、電動機軸に駆動綱車とブレーキドラム又はディスクブレーキを圧入した直結構造とし、仕様は製造者の標準仕様とする。</p> <p>(2) そらせ車を設ける場合、その直径は主索のかかり代が円周の四分の一以下のとき、主索径の36倍以上とすることができる。</p> <p>7 電動機</p> <p>電動機は、エレベーター用として特に設計、製作されたもので、比較的小さい始動電流で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な始動にも十分耐えられる構造とする。</p>	<p>閉じ込め時リスタート運転動作フローを追加(営)</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>8 ブレーキ 動力が断たれたとき又は電気的安全装置が作動したときに、確実に作動するものとする。 ブレーキ装置は常時作動型二重系ブレーキ又は別のブレーキ装置により構成する待機型二重系ブレーキとし、かごの下降時において減速又は停止させ、その状態を保持する能力を備えるものとする。 ブレーキの定格積載に対する保持能力は、次による。 (1) 常時作動型二重系ブレーキは、両側で 125%以上、片側で 100%以上とする。 (2) 待機型二重系ブレーキは、常時動作側で 125%待機側で 100%以上とする。 ブレーキシューは、強力な発条力により、左右均等の力で同時にブレーキドラム又はディスクを把握するものとし、その力は調整できる構造とする。</p> <p>9 電源盤・制御盤 (1) 電源盤及び制御盤は製造者の標準仕様とする。 (2) 電源盤、制御盤は昇降路内又は乗場に設け、特記による。 (3) 制御盤及び電源盤は、地震時に転倒又は移動することを防止するため、強固に固定すること。</p> <p>10 主索 JIS G 3525（ワイヤーロープ）若しくは JIS G 3546（異形線ロープ）に定めるもの、又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>11 レール (1) エレベーター用として特に製作された T 形レールで、鋼材による SS400 と同等以上の強度を有し、その長さは 5m を標準とする。 (2) 素材のひずみを取り除き、三面を精密に機械仕上げしたもので歯厚の寸法公差は 0.1mm 以内とする。 (3) レールの継目は、ほぞ継ぎとし、継目板で接続する。 (4) レール取付範囲は、緩衝器の行程をすべて押し下げた状態において、かご又は <u>つり合い</u> おもりがレールから外れない位置まで設けるものとする。</p> <p>12 レールブラケット (1) 鋼材による SS400 以上の強度を有し、昇降路壁又は梁に取付ける。 (2) 取付間隔は、レールサイズ、昇降時に加わる力、地震力に対応するものとする。</p> <p>13 ガイドシュー スライディングガイドシュー又はローラーガイドとし、いずれの場合もレール面への接触圧力を容易に調整が出来るものとする。ただし、釣合おもり用のガイドシュー及び荷物用エレベーターのガイドシューは固定式とすることができる。</p> <p>14 張力平衡用ばね 主索端部の引止め部には、必要に応じ JIS G 4801（ばね鋼材）又は JIS G</p>	<p>8 ブレーキ 動力が断たれたとき又は電気的安全装置が作動したときに、確実に作動するものとする。 ブレーキ装置は常時作動型二重系ブレーキ又は別のブレーキ装置により構成する待機型二重系ブレーキとし、かごの下降時において減速又は停止させ、その状態を保持する能力を備えるものとする。 ブレーキの定格積載に対する保持能力は、次による。 (1) 常時作動型二重系ブレーキは、両側で 125%以上、片側で 100%以上とする。 (2) 待機型二重系ブレーキは、常時動作側で 125%待機側で 100%以上とする。 ブレーキシューは、強力な発条力により、左右均等の力で同時にブレーキドラム又はディスクを把握するものとし、その力は調整できる構造とする。</p> <p>9 電源盤・制御盤 (1) 電源盤及び制御盤は製造者の標準仕様とする。 (2) 電源盤、制御盤は昇降路内又は乗場に設け、特記による。 (3) 制御盤及び電源盤は、地震時に転倒又は移動することを防止するため、強固に固定すること。</p> <p>10 主索 JIS G 3525（ワイヤーロープ）若しくは JIS G 3546（異形線ロープ）に定めるもの、又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>11 レール (1) エレベーター用として特に製作された T 形レールで、鋼材による SS400 と同等以上の強度を有し、その長さは 5m を標準とする。 (2) 素材のひずみを取り除き、三面を精密に機械仕上げしたもので歯厚の寸法公差は 0.1mm 以内とする。 (3) レールの継目は、ほぞ継ぎとし、継目板で接続する。 (4) レール取付範囲は、緩衝器の行程をすべて押し下げた状態において、かご又は <u>釣合</u> おもりがレールから外れない位置まで設けるものとする。</p> <p>12 レールブラケット (1) 鋼材による SS400 以上の強度を有し、昇降路壁又は梁に取付ける。 (2) 取付間隔は、レールサイズ、昇降時に加わる力、地震力に対応するものとする。</p> <p>13 ガイドシュー スライディングガイドシュー又はローラーガイドとし、いずれの場合もレール面への接触圧力を容易に調整が出来るものとする。ただし、釣合おもり用のガイドシュー及び荷物用エレベーターのガイドシューは固定式とすることができる。</p> <p>14 張力平衡用ばね 主索端部の引止め部には、必要に応じ JIS G 4801（ばね鋼材）又は JIS G</p>	<p>修正</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3560（ばね用オイルテンパー線）による張力平衡用ばねを設け、各主索の張力ができるだけ均一になるようにする。</p> <p>15 ロープ自重の補償装置 エレベーターの昇降行程が長く、綱車のけん引力等に悪影響を与える場合は、巻上げロープの自重を補償する釣合い鎖又は<u>つり合い</u>ロープを設ける。</p> <p>16 釣合いおもり 釣合いおもりは、鋳鉄製、鋼製又はコンクリート製で自重を容易に加減できる構造とし、緩まないよう締め金具によって強固に締めつける。</p> <p>17 かご かごの枠組みは、上枠、下枠、縦枠及び床枠より構成され、構造部材は JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）又は JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）とする。</p> <p>(1) かご室の天井 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカーもしくは合成樹脂系塗装並仕上げ、化粧鋼板又は鋼板に合成樹脂難燃化粧材張り仕上げとする。</p> <p>(2) かご室の側板 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、合成樹脂難燃化粧材張り仕上げ又は化粧鋼板とし、張り替え又は取り替え可能とする。</p> <p>(3) 出入口柱 ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの）とし、ヘアラインまたはパイブレーション仕上げとする。</p> <p>(4) かご室の幅木 ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの）とし、ヘアラインまたはパイブレーション仕上げとする。</p> <p>(5) かごの戸 (イ) 電動自動開閉装置（セーフティシュー付）により静粛かつ円滑に開閉できるものとし、形式は 2 枚戸片開きとする。 (ロ) 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカーもしくは合成樹脂系塗装並仕上げ、化粧鋼板又は鋼板に合成樹脂難燃化粧材張り仕上げとする。 (ハ) 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。 (i) ガラスは厚さ 6.8mm 以上、大きさ 700mm×200mm 以上の網入りガラスとする。 (ii) 取付高さは床面から窓ガラス上端まで 1,800mm とし、かごの戸の表面との段差は 2.5mm 以下とする。</p> <p>(6) かごの敷居 ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの）、又は硬質アルミ製とし溝一本につき 2 個以上のゴミ落とし穴を設ける等清掃性を考慮した構造とす</p>	<p>3560（ばね用オイルテンパー線）による張力平衡用ばねを設け、各主索の張力ができるだけ均一になるようにする。</p> <p>15 ロープ自重の補償装置 エレベーターの昇降行程が長く、綱車のけん引力等に悪影響を与える場合は、巻上げロープの自重を補償する釣合い鎖又は<u>釣合</u>ロープを設ける。</p> <p>16 釣合おもり 釣合おもりは、鋳鉄製、鋼製又はコンクリート製で自重を容易に加減できる構造とし、緩まないよう締め金具によって強固に締めつける。</p> <p>17 かご かごの枠組みは、上枠、下枠、縦枠及び床枠より構成され、構造部材は JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）又は JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）とする。</p> <p>(1) かご室の天井 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカーもしくは合成樹脂系塗装並仕上げ、化粧鋼板又は鋼板に合成樹脂難燃化粧材張り仕上げとする。</p> <p>(2) かご室の側板 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、合成樹脂難燃化粧材張り仕上げ又は化粧鋼板とし、張り替え又は取り替え可能とする。</p> <p>(3) 出入口柱 ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの）とし、ヘアラインまたはパイブレーション仕上げとする。</p> <p>(4) かご室の幅木 ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの）とし、ヘアラインまたはパイブレーション仕上げとする。 <u>なお、かご内正面の壁に設ける場合は特記による。</u></p> <p>(5) かごの戸 (イ) 電動自動開閉装置（セーフティシュー付）により静粛かつ円滑に開閉できるものとし、形式は 2 枚戸片開きとする。 (ロ) 厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカーもしくは合成樹脂系塗装並仕上げ、化粧鋼板又は鋼板に合成樹脂難燃化粧材張り仕上げとする。 (ハ) 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。 (i) ガラスは厚さ 6.8mm 以上、大きさ 700mm×200mm 以上の網入りガラスとする。 (ii) 取付高さは床面から窓ガラス上端まで 1,800mm とし、かごの戸の表面との段差は 2.5mm 以下と<u>す</u>。</p> <p>(6) かごの敷居 ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの）、又は硬質アルミ製とし溝一本につき 2 個以上のゴミ落とし穴を設ける等清掃性を考慮した構造とす</p>	<p>修文 修文 修文</p> <p>追記（営）</p> <p>誤植</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>る。</p> <p>(7) かが敷居下のエプロン            かが敷居下には、出入口全幅にわたり厚さ 1.2mm 以上の鋼板製保護板（エプロン）を設ける。万一かが上昇方向で戸開走行保護装置が動作した場合に、保護板の先端と出入口床面との垂直距離は 11cm 以下とする。</p> <p>(8) かごの床            ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの、厚さ 1.0mm 以上）下敷板材又は床板とし、2mm 厚以上の合成樹脂タイル張り又は合成樹脂シート張り仕上げとする。</p> <p>(9) トランク部            トランク付の場合、ふたは錠付とし、厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂塗装仕上、合成樹脂難燃化粧材張り仕上げ又は化粧鋼板（色は製造者標準色）とし、張り替え又は取り替え可能とする。            床はステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの、厚さ 1.0mm 以上）下敷板材又は床板とする。</p> <p>(10) 換気扇            天井埋込型とし、「ON」「OFF」の切り替えは、かが操作盤に内蔵したスイッチによるものとする。</p> <p>(11) 照明            (イ) 照明の所要照度は、かが中央床面から 1m 上がりの位置において、200Lx 以上とする。            (ロ) 停電灯（電源は自動充電式蓄電池とし、停電時自動切替え、復電時自動復旧装置付き、60 分以上連続定格）の所要照度は床面で 1Lx 以上とする。</p> <p>18 乗場</p> <p>(1) 乗場枠            フロントパネル幕板付き一体形構造とし、厚さ 1.6mm 以上の鋼板製とし、ラッカー塗装仕上げ、<u>合成樹脂系塗装並仕上げを標準とする。</u></p> <p>(2) 乗場の戸            (イ) かごの戸に連動して開閉する片面張りパネルドアとする。            (ロ) 厚さ 1.6mm 以上の鋼板製とし、ラッカー塗装仕上げ又は合成樹脂系塗装並仕上げ若しくは化粧鋼板を標準とする。            (ハ) 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。            (i) ガラスは厚さ 6.8mm 以上、大きさ 700mmH 以上×200mmW 以上の網入りガラスとする。            (ii) 取付高さは床面から窓ガラス上端まで 1,800mm とし、<u>かごの戸</u>の表面との段差は 2.5mm 以下とする。</p>	<p>る。</p> <p>(7) かが敷居下のエプロン            かが敷居下には、出入口全幅にわたり厚さ 1.2mm 以上の鋼板製保護板（エプロン）を設ける。万一かが上昇方向で戸開走行保護装置が動作した場合に、保護板の先端と出入口床面との垂直距離は 11cm 以下とする。</p> <p>(8) かごの床            ステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの、厚さ 1.0mm 以上）下敷板材又は床板とし、2mm 厚以上の合成樹脂タイル張り又は合成樹脂シート張り仕上げとする。</p> <p>(9) トランク部            トランク付の場合、ふたは錠付とし、厚さ 1.2mm 以上の鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂塗装仕上、合成樹脂難燃化粧材張り仕上げ又は化粧鋼板（色は製造者標準色）とし、張り替え又は取り替え可能とする。            床はステンレス製（SUS 430 以上の耐食性能を有するもの、厚さ 1.0mm 以上）下敷板材又は床板とする。</p> <p>(10) 換気扇            天井埋込型とし、「ON」「OFF」の切り替えは、かが操作盤に内蔵したスイッチによるものとする。</p> <p>(11) 照明            (イ) 照明の所要照度は、かが中央床面から 1m 上がりの位置において、200Lx 以上とする。            (ロ) 停電灯（電源は自動充電式蓄電池とし、停電時自動切替え、復電時自動復旧装置付き、60 分以上連続定格）の所要照度は<u>操作盤直下</u>の床面で 1Lx 以上とする。</p> <p>18 乗場</p> <p>(1) 乗場枠            フロントパネル幕板付き一体形構造とし、厚さ 1.5mm 以上の鋼板製とし、ラッカー塗装仕上げ又は合成樹脂系塗装並仕上げ<u>若しくは化粧鋼板を標準とし、適用は特記による。</u></p> <p>(2) 乗場の戸            (イ) かごの戸に連動して開閉する片面張りパネルドアとする。            (ロ) 厚さ 1.5mm 以上の鋼板製とし、ラッカー塗装仕上げ又は合成樹脂系塗装並仕上げ若しくは化粧鋼板を標準とし、<u>適用は特記による。</u>            (ハ) 窓付き戸の場合のガラスの大きさ等は次による。            (i) ガラスは厚さ 6.8mm 以上、大きさ 700mmH 以上×200mmW 以上の網入りガラスとする。            (ii) 取付高さは床面から窓ガラス上端まで 1,800mm とし、<u>乗場の戸</u>の表面との段差は 2.5mm 以下とする。</p>	<p></p> <p>修文</p> <p>化粧鋼板を追加（乗場の戸と整合）適用を追記</p> <p>適用を追記</p> <p>誤植</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(ニ) 昇降路が堅穴区画とみなされる場合の乗場戸は平成12年建告第1360号又は1369号に規定された防火設備、特定防火設備と同等の遮炎性能を有するものとする。</p> <p>(3) 乗場の敷居 敷居は硬質アルミ製とし、建築物出入口階の敷居溝及びかご敷居溝には、ごみ詰まりによる戸の動作不良を避けるため、溝一本につき2個以上のゴミ落とし穴を設ける等の対策を講じること。ただし、遮煙扉を設置する場合はゴミ落とし穴は設けない。</p> <p>19 照明・換気扇自動休止装置 かごが停止後一定時間経過しても呼びがないと、自動的に照明と換気扇の回路を切る装置を設ける。</p> <p>20 いたずら及び誤操作防止装置 かご操作盤行先ボタンのいたずら押しにより、無用な登録がなされたと判断したとき、登録を解除する装置を設ける。</p> <p>21 信号装置</p> <p>(1) 乗場位置表示器及び押しボタン 点灯又はデジタル表示によりかごの位置及び進行方向を示すもので、押しボタン組み込み型とし、各階乗場枠に取付ける。 2台群乗合及び3台全自動群管理の場合は、位置表示器及び押しボタンは分離型も可とする。（カバープレートの材質は製造者標準仕様とする。）</p> <p>(2) かご内位置表示器 点灯又はデジタル表示によりかごの位置を表示するもので、かご操作盤又はかご内の出入口もしくはかご操作盤上部に取り付ける。</p> <p>(3) かご内操作盤</p> <p>(イ) 行先階用押ボタン（応答ランプ付き）、戸の開閉用押ボタン、非常停止スイッチ及びインターホンを設け、行先用押ボタンを押すことにより目的階に停止するものとする。</p> <p>(ロ) 非常停止スイッチは操作盤の施錠可能なボックスに取り付ける。</p> <p>(ハ) カバープレートの材質は、製造者標準仕様とする。</p> <p>22 警報装置 かご上部にブザー等の警報装置を設置し、その操作及び作動は次の通りとする。</p> <p>(1) かご内のインターホンボタンを押すと、かご上部のブザー等警報装置が鳴動し、同時にエレベーターは各階停止運転に切り替わる。 なお、戸開時間は通常運転時に準ずるものとし、戸閉促進ボタンは無効とする。</p> <p>(2) 連絡箇所（工事毎に指定）に警報装置を設置し、インターホン呼びと連動させ、同時に作動させる。</p>	<p>(ニ) 昇降路が堅穴区画とみなされる場合の乗場戸は平成12年建告第1360号又は1369号に規定された防火設備、特定防火設備と同等の遮炎性能を有するものとする。</p> <p>(3) 乗場の敷居 敷居は硬質アルミ製とし、建築物出入口階の敷居溝及びかご敷居溝には、ごみ詰まりによる戸の動作不良を避けるため、溝一本につき2個以上のゴミ落とし穴を設ける等の対策を講じること。ただし、遮煙扉を設置する場合はゴミ落とし穴は設けない。</p> <p>19 照明・換気扇自動休止装置 かごが停止後一定時間経過しても呼びがないと、自動的に照明と換気扇の回路を切る装置を設ける。</p> <p>20 いたずら及び誤操作防止装置 かご操作盤行先ボタンのいたずら押しにより、無用な登録がなされたと判断したとき、登録を解除する装置を設ける。</p> <p>21 信号装置</p> <p>(1) 乗場位置表示器及び押しボタン 点灯又はデジタル表示によりかごの位置及び進行方向を示すもので、押しボタン組み込み型とし、各階乗場枠に取り付ける。 2台群乗合及び3台全自動群管理の場合は、位置表示器及び押しボタンは分離型も可とする。（カバープレートの材質は製造者標準仕様とする。）</p> <p>(2) かご内位置表示器 点灯、デジタル表示又は液晶表示によりかごの位置を表示するもので、かご操作盤又はかご内の出入口もしくはかご操作盤上部に取り付ける。</p> <p>(3) かご内操作盤</p> <p>(イ) 行先階用押ボタン（応答ランプ付き）、戸の開閉用押ボタン、非常停止スイッチ及びインターホンを設け、行先用押ボタンを押すことにより目的階に停止するものとする。</p> <p>(ロ) 非常停止スイッチは操作盤の施錠可能なボックスに取り付ける。</p> <p>(ハ) カバープレートの材質は、製造者標準仕様とする。</p> <p>22 警報装置 かご上部にブザー等の警報装置を設置し、その操作及び作動は次の通りとする。</p> <p>(1) かご内のインターホンボタンを押すと、かご上部のブザー等警報装置が鳴動し、同時にエレベーターは各階停止運転に切り替わる。 なお、戸開時間は通常運転時に準ずるものとし、戸閉促進ボタンは無効とする。</p> <p>(2) 連絡箇所（工事毎に指定）に警報装置を設置し、インターホン呼びと連動させ、同時に作動させる。</p>	<p>液晶表示を追加</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(3) 警報装置にはタイマー（可変式）を組み込み、約3分間経過するとすべての機器の作動が原状に復帰するようにする。</p> <p>(4) 連絡箇所（工事毎に指定）にリセットボタンを設置し、その操作により上記(1)及び(2)すべての機器の作動が原状に復帰するようにする。</p> <p>(5) 自動通報装置システム（付加仕様）が具備されている場合、異常通報によりかご内乗客とエレベーター保守管理会社の要員がインターホンを經由して交信と同時に、上記(3)及び(4)によらず、かご上部の警報装置の鳴動を停止させること。</p> <p>(6) 警報装置動作フローは、<a href="#">13.2.2</a>図による。</p> <div data-bbox="224 510 851 973"> <pre> graph TD     A[かご内に異常発生] --&gt; B[インターホン（非常呼）ボタン押す]     B --&gt; C[タイマーカウント開始 約3分間]     C --&gt; D{リセットボタン押したか ※1}     D -- YES --&gt; E[平常運転]     D -- NO --&gt; F{タイマー約3分間経過したか ※1}     F -- YES --&gt; E     F -- NO --&gt; G[インターホン通話]     G --&gt; H[各階停止運転、 かご上警報装置鳴動 非常ブザー又はベル鳴動 ※1]     </pre> <p>※1 かご外連絡箇所に設置</p> </div> <p><b>13.2.2 図 警報装置動作フロー</b></p> <p><b>23 連絡装置</b></p> <p>(1) インターホン配線は、JIS C 6020（インターホン通則）による。</p> <p>(2) エレベーターを複数台設ける場合は、呼び出し号機表示灯付同時通話形インターホンを装備するものとし、親機には送受話器、子機にはスピーカーとマイクロホンを用い、相互間で呼出し通話が可能なものとする。</p> <p>(3) 取付け位置は、かご内（子機）及び連絡箇所（親機）とし、かご内及び連絡箇所にはエレベーター管理銘板を取付ける。また、制御盤内及び制御盤付近にメンテナンス用連絡装置を設け、仕様は製造者の標準仕様による。</p> <p>(4) 電源は、自動充電式蓄電池とする。</p> <p><b>24 安全装置</b></p> <p>エレベーターは、下記の安全装置を備えたものであること。</p> <p>(1) 戸開走行保護装置</p> <p>駆動装置及び制御器に故障が生じ、意図せずかごの位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路の戸が全て閉じる前に、意図せずかごが昇降した場合</p>	<p>(3) 警報装置にはタイマー（可変式）を組み込み、約3分間経過するとすべての機器の作動が原状に復帰するようにする。</p> <p>(4) 連絡箇所（工事毎に指定）にリセットボタンを設置し、その操作により上記(1)及び(2)すべての機器の作動が原状に復帰するようにする。</p> <p>(5) 自動通報装置システム（付加仕様）が具備されている場合、異常通報によりかご内乗客とエレベーター保守管理会社の要員がインターホンを經由して交信と同時に、上記(3)及び(4)によらず、かご上部の警報装置の鳴動を停止させること。</p> <p>(6) 警報装置動作フローは、<a href="#">13.2.3</a>図による。</p> <div data-bbox="1052 510 1680 973"> <pre> graph TD     A[かご内に異常発生] --&gt; B[インターホン（非常呼）ボタン押す]     B --&gt; C[タイマーカウント開始 約3分間]     C --&gt; D{リセットボタン押したか ※1}     D -- YES --&gt; E[平常運転]     D -- NO --&gt; F{タイマー約3分間経過したか ※1}     F -- YES --&gt; E     F -- NO --&gt; G[インターホン通話]     G --&gt; H[各階停止運転、 かご上警報装置鳴動 非常ブザー又はベル鳴動 ※1]     </pre> <p>※1 かご外連絡箇所に設置</p> </div> <p><b>13.2.3 図 警報装置動作フロー</b></p> <p><b>23 連絡装置</b></p> <p>(1) インターホン配線は、JIS C 6020（インターホン通則）による。</p> <p>(2) エレベーターを複数台設ける場合は、呼び出し号機表示灯付同時通話形インターホンを装備するものとし、親機には送受話器、子機にはスピーカーとマイクロホンを用い、相互間で呼出し通話が可能なものとする。</p> <p>(3) 取り付け位置は、かご内（子機）及び連絡箇所（親機）とし、かご内及び連絡箇所にはエレベーター管理銘板を取り付ける。また、制御盤内及び制御盤付近にメンテナンス用連絡装置を設け、仕様は製造者の標準仕様による。</p> <p>(4) 電源は、自動充電式蓄電池とする。</p> <p><b>24 安全装置</b></p> <p>エレベーターは、下記の安全装置を備えたものであること。</p> <p>(1) 戸開走行保護装置</p> <p>駆動装置及び制御器に故障が生じ、意図せずかごの位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路の戸が全て閉じる前に、意図せずかごが昇降した場合</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>にかごを制止させる装置で国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>(2) かごの戸及び乗場ドアスイッチ かご及び昇降路のすべての出入口戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置を設けるものとする。</p> <p>(3) 乗場ドアロック 昇降路の各階出入口の戸は、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、専用のカギを用いなければ外から開けることのできない装置とする。 なお、全階に外部から解錠できる装置を設けること。</p> <p>(4) リミットスイッチ 昇降行程の上下最終端に取付け、かごが最上階又は最下階を行き過ぎないうちに自動的に作動し、その方向への運転を減速又は停止させるものとする。</p> <p>(5) ファイナルリミットスイッチ 昇降行程の上下最終端に取付け、かごが最上階又は最下階の停止位置を著しく行き過ぎた場合に自動的に安全に停止させるものとする。これが動作した場合、かご内操作ではエレベーターの運転を不可能とする。 なお、かご上で作業するエレベーターは、頂部安全距離確保スイッチを設ける。</p> <p>(6) 過速安全スイッチ 調速機に設けられた電気開閉器とし、速度が定格速度の130%（かごの定格速度が毎分45m以下のエレベーターの場合は毎分63m）を超えないうちに電動機への入力を断ち、ブレーキを作動させて、かごを停止させるものとする。</p> <p>(7) 非常止め装置 調速機に連動された機械的安全装置とし、なんらかの原因により過速安全スイッチの作動速度を超え定格速度の140%（かごの定格速度が毎分45m以下のエレベーターの場合は毎分68m）を超えないうちに自動的に作動してレールをつかんでかごを確実に停止させるものとする。 なお、当装置は定格速度が毎分45mを超えるエレベーターの場合、次第ぎき非常止め装置とする。</p> <p>(8) 戸繰り返し反転機構 戸開閉駆動機構に加わる力又は時限装置等により異常を検出し、戸の開閉を繰り返す装置を設ける。 なお、繰り返し動作は最低2回以上行うものとする。</p> <p>(9) 低速自動救出運転装置 階間で電気系統の接触不良等で停止したとき、安全上支障があるか否かを自動的に判断し、低速で最寄階へ運転着床し戸を開く装置を設けるものとする。</p> <p>(10) 過荷重検出装置 積載荷重を著しく超えた場合において、警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるものとする。</p>	<p>にかごを制止させる装置で国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>(2) かごの戸及び乗場ドアスイッチ かご及び昇降路のすべての出入口戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置を設けるものとする。</p> <p>(3) 乗場ドアロック 昇降路の各階出入口の戸は、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、専用のカギを用いなければ外から開けることのできない装置とする。 なお、全階に外部から解錠できる装置を設けること。</p> <p>(4) リミットスイッチ 昇降行程の上下最終端に取り付け、かごが最上階又は最下階を行き過ぎないうちに自動的に作動し、その方向への運転を減速又は停止させるものとする。</p> <p>(5) ファイナルリミットスイッチ 昇降行程の上下最終端に取り付け、かごが最上階又は最下階の停止位置を著しく行き過ぎた場合に自動的に安全に停止させるものとする。これが動作した場合、かご内操作ではエレベーターの運転を不可能とする。 なお、かご上で作業するエレベーターは、頂部安全距離確保スイッチを設ける。</p> <p>(6) 過速安全スイッチ 調速機に設けられた電気開閉器とし、速度が定格速度の130%（かごの定格速度が毎分45m以下のエレベーターの場合は毎分63m）を超えないうちに電動機への入力を断ち、ブレーキを作動させて、かごを停止させるものとする。</p> <p>(7) 非常止め装置 調速機に連動された機械的安全装置とし、なんらかの原因により過速安全スイッチの作動速度を超え定格速度の140%（かごの定格速度が毎分45m以下のエレベーターの場合は毎分68m）を超えないうちに自動的に作動してレールをつかんでかごを確実に停止させるものとする。 なお、当装置は定格速度が毎分45mを超えるエレベーターの場合、次第ぎき非常止め装置とする。</p> <p>(8) 戸繰り返し反転機構 戸開閉駆動機構に加わる力又は時限装置等により異常を検出し、戸の開閉を繰り返す装置を設ける。 なお、繰り返し動作は最低2回以上行うものとする。</p> <p>(9) 低速自動救出運転装置 階間で電気系統の接触不良等で停止したとき、安全上支障があるか否かを自動的に判断し、低速で最寄階へ運転着床し戸を開く装置を設けるものとする。</p> <p>(10) 過荷重検出装置 積載荷重を著しく超えた場合において、警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるものとする。</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(11) ビット冠水検知装置</p> <p>ビットに冠水センサーを設け、冠水を検出すると直ちに最下階以外の階で運転を休止する。運転動作は <a href="#">13.2.3</a> 図 動作フローによる。</p> <p><b>13.2.3 図 冠水検知装置の動作フロー</b></p> <p>(12) 非常停止スイッチ かごの内及びかごの上で動力を切ることができる装置とする。ただし、かご内の非常停止スイッチは操作盤の施錠可能なボックスに取付ける。</p> <p>(13) ビット内安全スイッチ この装置は、ビット内作業者の安全を確保するために設けられた安全装置で、かごを点検運転あるいは停止させるものとする。</p>	<p>(11) ビット冠水検知装置</p> <p>ビットに冠水センサーを設け、冠水を検出すると直ちに最下階以外の階で運転を休止する。運転動作は <a href="#">13.2.4</a> 図 動作フローによる。</p> <p><b>13.2.4 図 冠水検知装置の動作フロー</b></p> <p>(12) 非常停止スイッチ かごの内及びかごの上で動力を切ることができる装置とする。ただし、かご内の非常停止スイッチは操作盤の施錠可能なボックスに取付ける。</p> <p>(13) ビット内安全スイッチ この装置は、ビット内作業者の安全を確保するために設けられた安全装置で、かごを点検運転あるいは停止させるものとする。</p>	<p>改定理由</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>14 制御盤扉スイッチ</p> <p>制御盤扉スイッチはピット作業台スイッチ又は、制御盤の扉スイッチが作動した時にエレベーターの運転を停止する。また、制御盤をピット部に設置した場合には、点検台の開放を検出するスイッチによってエレベーターの運転を停止する。</p> <p>15 かご上安全手すり</p> <p>かご上作業者のかご上からの転落を防止するため、手すりを設けるものとする。</p> <p>25 電気配線・配管</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>電気配線工事は、電気事業法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「内線規程」によるほか、電気編の当該事項による。</p> <p>(イ) 昇降路内、かご及び各種盤に<b>ふ設</b>する配線は、次に該当する場合を除き、金属管配線、金属線び配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、合成樹脂管配線又はケーブル配線とする。</p> <p>(i) 配線終端箱から各機械器具に至る短い部分を、可とう電線管により行う場合。</p> <p>(ii) 配線終端箱から各機械器具に至る配線を、ケーブル又はキャプタイヤケーブルを用いて行う場合。</p> <p>(iii) 金属管配線、金属線び配線及び配線終端箱等から、直接に各機械器具に至る露出部分の長さが0.6m以下で、この間を600Vビニール絶縁電線等で配線する場合。</p> <p>(ロ) 昇降路内の接続箱又は制御盤の端子から、かごの接続箱に至る配線には、エレベーター用ケーブルを用いる。</p> <p>(ハ) 保守遠隔監視用（電話回線）配管・配線を設ける場合は、特記による。</p> <p>(2) 材料</p> <p>(イ) 電線は、JIS C 3307（600V ビニール絶縁電線（IV））、JIS C 3317（600V 二種ビニール絶縁電線（HIV））、JIS C 3612（600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE/F））又は同等品とする。</p> <p>(ロ) 配線用金属管は、JIS C 8305（鋼製電線管）による薄鋼電線管、JIS C 8309（金属製可とう電線管）又はねじなし電線管とする。</p> <p>(ハ) ケーブルは、JIS C 3312（600V ゴムキャプタイヤケーブル）、JIS C 3401（制御用ケーブル）又は同等品とし、エレベーター用ケーブルにあつては、JIS C 3408（エレベーター用ケーブル）又は同等品とする。</p> <p>(ニ) 昇降路及びかごに<b>ふ設</b>する電線及びエレベーター用ケーブルの太さは、13.2.6表による。ただし、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第237条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。</p>	<p>14 制御盤扉スイッチ</p> <p>制御盤扉スイッチはピット作業台スイッチ又は、制御盤の扉スイッチが作動した時にエレベーターの運転を停止する。また、制御盤をピット部に設置した場合には、点検台の開放を検出するスイッチによってエレベーターの運転を停止する。</p> <p>15 かご上安全手すり</p> <p>かご上作業者のかご上からの転落を防止するため、手すりを設けるものとする。</p> <p>25 電気配線・配管</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>電気配線工事は、電気事業法及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「内線規程」によるほか、電気編の当該事項による。</p> <p>(イ) 昇降路内、かご及び各種盤に<b>敷設</b>する配線は、次に該当する場合を除き、金属管配線、金属線び配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、合成樹脂管配線又はケーブル配線とする。</p> <p>(i) 配線終端箱から各機械器具に至る短い部分を、可とう電線管により行う場合。</p> <p>(ii) 配線終端箱から各機械器具に至る配線を、ケーブル又はキャプタイヤケーブルを用いて行う場合。</p> <p>(iii) 金属管配線、金属線び配線及び配線終端箱等から、直接に各機械器具に至る露出部分の長さが0.6m以下で、この間を600Vビニール絶縁電線等で配線する場合。</p> <p>(ロ) 昇降路内の接続箱又は制御盤の端子から、かごの接続箱に至る配線には、エレベーター用ケーブルを用いる。</p> <p>(ハ) 保守遠隔監視用（電話回線）配管・配線を設ける場合は、特記による。</p> <p>(2) 材料</p> <p>(イ) 電線は、JIS C 3307（600V ビニール絶縁電線（IV））、JIS C 3317（600V 二種ビニール絶縁電線（HIV））、JIS C 3612（600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE/F））又は同等品とする。</p> <p>(ロ) 配線用金属管は、JIS C 8305（鋼製電線管）による薄鋼電線管、JIS C 8309（金属製可とう電線管）又はねじなし電線管とする。</p> <p>(ハ) ケーブルは、JIS C 3312（600V ゴムキャプタイヤケーブル）、JIS C 3401（制御用ケーブル）又は同等品とし、エレベーター用ケーブルにあつては、JIS C 3408（エレベーター用ケーブル）又は同等品とする。</p> <p>(ニ) 昇降路及びかごに<b>敷設</b>する電線及びエレベーター用ケーブルの太さは、13.2.6表による。ただし、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第237条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。</p>	<p>常用漢字で見直し</p> <p>常用漢字で見直し</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																																								
<p><b>13.2.6 表 電線及びケーブルの太さ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電線の種類又は導体の構造</th> <th>導体の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">絶縁電線</td> <td>単線</td> <td>1.2mm 以上</td> </tr> <tr> <td>より線</td> <td>1.4mm<sup>2</sup>以上<sup>注1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケーブル</td> <td>単線</td> <td>0.8mm 以上<sup>注2</sup></td> </tr> <tr> <td>より線</td> <td>0.75mm<sup>2</sup>以上<sup>注2</sup></td> </tr> <tr> <td>エレベーター用ケーブル</td> <td>0.75mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 配線終端箱から機械器具に至る短い部分は、0.75mm<sup>2</sup>以上とすることができる。                  2 過電流が生じた場合に、制御用又は信号回路で自動的にこれを電路から遮断する装置を設けた場合には使用することができる。</p> <p>(3) 施工</p> <p>(イ) 昇降路内の電線管は、機械的損傷を受けないよう構造体に堅固に取付け、めっきの損傷部は補修を行う。</p> <p>(ロ) 配線相互の接続は、端子盤又は適当な接続器を用いて行い、エレベーター用ケーブルの移動部分には、中途に接続点を設けてはならない。</p> <p>(ハ) エレベーター用ケーブルは、自重により局部的に損傷しないよう適当な絶縁性のある支持物で堅固に固定する。</p> <p>(ニ) 制御用、電灯用、信号用、及びインターホン回路に使用する電線を、同一の管、ダクトで敷設する場合は、使用目的及び電気方式が異なる弱電流電線であっても、他の電線と同等以上の絶縁効力のある電線を使用し、かつ、識別できるようにする。</p> <p>26 絶縁抵抗</p> <p>導電部と大地間の絶縁抵抗値は、13.2.7 表による。</p> <p><b>13.2.7 表 絶縁抵抗値</b> (単位MΩ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧(一次側)</th> <th>絶縁抵抗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機主回路</td> <td>300V 以下のもの</td> <td>0.2以上</td> </tr> <tr> <td>300V を超えるもの</td> <td>0.4以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路</td> <td>150V 以下のもの</td> <td>0.1以上</td> </tr> <tr> <td>信号回路 照明回路</td> <td>150V を超え 300V 以下のもの</td> <td>0.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>27 表示</p> <p>(1) 故障連絡先表示板</p> <p>故障時の連絡先を明記したプレートをエレベーター1台につき2枚、建築物出入口階エレベーターホール及び最上階エレベーターホールに取付ける。</p> <p>(2) 号機銘板</p> <p>エレベーターの設置数が複数の場合は、エレベーター番号を追い番号で明記したプレートを建築物出入口階エレベーターホール及びエレベーターかご内に取付ける。</p>	電線の種類又は導体の構造	導体の太さ	絶縁電線	単線	1.2mm 以上	より線	1.4mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注1</sup>	ケーブル	単線	0.8mm 以上 <sup>注2</sup>	より線	0.75mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注2</sup>	エレベーター用ケーブル	0.75mm <sup>2</sup> 以上	回路の用途	回路の使用電圧(一次側)	絶縁抵抗	電動機主回路	300V 以下のもの	0.2以上	300V を超えるもの	0.4以上	制御回路	150V 以下のもの	0.1以上	信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2以上	<p><b>13.2.6 表 電線及びケーブルの太さ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電線の種類又は導体の構造</th> <th>導体の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">絶縁電線</td> <td>単線</td> <td>1.2mm 以上</td> </tr> <tr> <td>より線</td> <td>1.4mm<sup>2</sup>以上<sup>注1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケーブル</td> <td>単線</td> <td>0.8mm 以上<sup>注2</sup></td> </tr> <tr> <td>より線</td> <td>0.75mm<sup>2</sup>以上<sup>注2</sup></td> </tr> <tr> <td>エレベーター用ケーブル</td> <td>0.75mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 配線終端箱から機械器具に至る短い部分は、0.75mm<sup>2</sup>以上とすることができる。                  2 過電流が生じた場合に、制御用又は信号回路で自動的にこれを電路から遮断する装置を設けた場合には使用することができる。</p> <p>(3) 施工</p> <p>(イ) 昇降路内の電線管は、機械的損傷を受けないよう構造体に堅固に取り付け、めっきの損傷部は補修を行う。</p> <p>(ロ) 配線相互の接続は、端子盤又は適当な接続器を用いて行い、エレベーター用ケーブルの移動部分には、中途に接続点を設けてはならない。</p> <p>(ハ) エレベーター用ケーブルは、自重により局部的に損傷しないよう適当な絶縁性のある支持物で堅固に固定する。</p> <p>(ニ) 制御用、電灯用、信号用、及びインターホン回路に使用する電線を、同一の管、ダクトで敷設する場合は、使用目的及び電気方式が異なる弱電流電線であっても、他の電線と同等以上の絶縁効力のある電線を使用し、かつ、識別できるようにする。</p> <p>26 絶縁抵抗</p> <p>導電部と大地間の絶縁抵抗値は、13.2.7 表による。</p> <p><b>13.2.7 表 絶縁抵抗値</b> (単位MΩ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧(一次側)</th> <th>絶縁抵抗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機主回路</td> <td>300V 以下のもの</td> <td>0.2以上</td> </tr> <tr> <td>300V を超えるもの</td> <td>0.4以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路</td> <td>150V 以下のもの</td> <td>0.1以上</td> </tr> <tr> <td>信号回路 照明回路</td> <td>150V を超え 300V 以下のもの</td> <td>0.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>27 表示</p> <p>(1) 故障連絡先表示板</p> <p>故障時の連絡先を明記したプレートをエレベーター1台につき2枚、建築物出入口階エレベーターホール及び最上階エレベーターホールに取り付ける。</p> <p>(2) 号機銘板</p> <p>エレベーターの設置数が複数の場合は、エレベーター番号を追い番号で明記したプレートを建築物出入口階エレベーターホール及びエレベーターかご内に取付ける。</p>	電線の種類又は導体の構造	導体の太さ	絶縁電線	単線	1.2mm 以上	より線	1.4mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注1</sup>	ケーブル	単線	0.8mm 以上 <sup>注2</sup>	より線	0.75mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注2</sup>	エレベーター用ケーブル	0.75mm <sup>2</sup> 以上	回路の用途	回路の使用電圧(一次側)	絶縁抵抗	電動機主回路	300V 以下のもの	0.2以上	300V を超えるもの	0.4以上	制御回路	150V 以下のもの	0.1以上	信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2以上	<p>常用漢字で見直し</p>
電線の種類又は導体の構造	導体の太さ																																																									
絶縁電線	単線	1.2mm 以上																																																								
	より線	1.4mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注1</sup>																																																								
ケーブル	単線	0.8mm 以上 <sup>注2</sup>																																																								
	より線	0.75mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注2</sup>																																																								
エレベーター用ケーブル	0.75mm <sup>2</sup> 以上																																																									
回路の用途	回路の使用電圧(一次側)	絶縁抵抗																																																								
電動機主回路	300V 以下のもの	0.2以上																																																								
	300V を超えるもの	0.4以上																																																								
制御回路	150V 以下のもの	0.1以上																																																								
信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2以上																																																								
電線の種類又は導体の構造	導体の太さ																																																									
絶縁電線	単線	1.2mm 以上																																																								
	より線	1.4mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注1</sup>																																																								
ケーブル	単線	0.8mm 以上 <sup>注2</sup>																																																								
	より線	0.75mm <sup>2</sup> 以上 <sup>注2</sup>																																																								
エレベーター用ケーブル	0.75mm <sup>2</sup> 以上																																																									
回路の用途	回路の使用電圧(一次側)	絶縁抵抗																																																								
電動機主回路	300V 以下のもの	0.2以上																																																								
	300V を超えるもの	0.4以上																																																								
制御回路	150V 以下のもの	0.1以上																																																								
信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2以上																																																								

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																
<p>28 塗装 エレベーター設備における塗装は、製造者の標準仕様による。</p> <p>29 気配りアナウンス (1) エレベーターには、かご内が満員になった場合や管制運転となった場合、かご内の乗客に音声アナウンスを行う装置を設ける。 (2) 気配りアナウンスの項目は、13.2.8表による。</p> <p><b>13.2.8表 気配りアナウンスの項目</b></p> <table border="1" data-bbox="228 475 922 705"> <thead> <tr> <th>アナウンス項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗り過ぎアナウンス</td> <td>満員時の最後の乗客に対し、かごから降りよう促すアナウンス</td> </tr> <tr> <td>管制運転案内 ・地震 ・停電(自動着床装置のある場合) ・火災(火災管制運転装置のある場合)</td> <td>管制運転時に、かごが開いたら降りよう促すアナウンス</td> </tr> <tr> <td>不停止階案内</td> <td>不停止階のボタンが押された場合に、停止しないことを告げるアナウンス</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本仕様にオプションを設ける場合は特記により指定するものとし、仕様は本項による。</p> <p>1 停電時救出運転装置 停電時の救出運転方式は、次の自家発時管制運転装置又は停電時自動着床装置によるものとする。</p> <p>(1) 自家発時管制運転装置 停電時にエレベーターが、階間に停止した場合に非常用発電設備（別途工事）により、エレベーターをグループ単位に決められた順序で1台づつ避難階又は最寄階に戻した後、すべての救出が完了後、一部のエレベーターを継続運転させる運転機能。</p> <p>(イ) 自家発電源によるエレベーター運転台数は、各バンク又は1棟に1台とする。</p> <p>(ロ) 階間に停止したエレベーターは、順次自動的に起動し最寄階に着床させる。 なお、着床後はドアを開き、カゴ内照明及びインジケーターを消灯し、ドアを閉じ待機させるものとする。</p> <p>(ハ) 各バンク又は1棟において最後に起動したエレベーターは、停電時間帯において非常用電源により継続運転を行う。</p> <p>(ニ) 帰着階は原則として最寄階とする。ただし帰着階を特に避難階とする場合は特記による。</p> <p>(ホ) 商用電源の復電に伴い自動的に平常運転へ復帰すること。</p> <p>(ヘ) 装置は手動併用自動帰着方式とし、各号機毎の手動帰着スイッチを設け任意に手動操作を行うことができるものとする。</p>	アナウンス項目	内容	乗り過ぎアナウンス	満員時の最後の乗客に対し、かごから降りよう促すアナウンス	管制運転案内 ・地震 ・停電(自動着床装置のある場合) ・火災(火災管制運転装置のある場合)	管制運転時に、かごが開いたら降りよう促すアナウンス	不停止階案内	不停止階のボタンが押された場合に、停止しないことを告げるアナウンス	<p>28 塗装 エレベーター設備における塗装は、製造者の標準仕様による。</p> <p>29 気配りアナウンス (1) エレベーターには、かご内が満員になった場合や管制運転となった場合、かご内の乗客に音声アナウンスを行う装置を設ける。 (2) 気配りアナウンスの項目は、13.2.8表による。</p> <p><b>13.2.8表 気配りアナウンスの項目</b></p> <table border="1" data-bbox="1066 475 1760 705"> <thead> <tr> <th>アナウンス項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗り過ぎアナウンス</td> <td>満員時の最後の乗客に対し、かごから降りよう促すアナウンス</td> </tr> <tr> <td>管制運転案内 ・地震 ・停電(自動着床装置のある場合) ・火災(火災管制運転装置のある場合)</td> <td>管制運転時に、かごが開いたら降りよう促すアナウンス</td> </tr> <tr> <td>不停止階案内</td> <td>不停止階のボタンが押された場合に、停止しないことを告げるアナウンス</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本仕様にオプションを設ける場合は特記により指定するものとし、仕様は本項による。</p> <p>1 停電時救出運転装置 停電時の救出運転方式は、次の自家発時管制運転装置又は停電時自動着床装置によるものとする。</p> <p>(1) 自家発時管制運転装置 停電時にエレベーターが、階間に停止した場合に非常用発電設備（別途工事）により、エレベーターをグループ単位に決められた順序で1台づつ避難階又は最寄階に戻した後、すべての救出が完了後、一部のエレベーターを継続運転させる運転機能。</p> <p>(イ) 自家発電源によるエレベーター運転台数は、各バンク又は1棟に1台とする。</p> <p>(ロ) 階間に停止したエレベーターは、順次自動的に起動し最寄階に着床させる。 なお、着床後はドアを開き、カゴ内照明及びインジケーターを消灯し、ドアを閉じ待機させるものとする。</p> <p>(ハ) 各バンク又は1棟において最後に起動したエレベーターは、停電時間帯において非常用電源により継続運転を行う。</p> <p>(ニ) 帰着階は原則として最寄階とする。ただし帰着階を特に避難階とする場合は特記による。</p> <p>(ホ) 商用電源の復電に伴い自動的に平常運転へ復帰すること。</p> <p>(ヘ) 装置は手動併用自動帰着方式とし、各号機毎の手動帰着スイッチを設け任意に手動操作を行うことができるものとする。</p>	アナウンス項目	内容	乗り過ぎアナウンス	満員時の最後の乗客に対し、かごから降りよう促すアナウンス	管制運転案内 ・地震 ・停電(自動着床装置のある場合) ・火災(火災管制運転装置のある場合)	管制運転時に、かごが開いたら降りよう促すアナウンス	不停止階案内	不停止階のボタンが押された場合に、停止しないことを告げるアナウンス	
アナウンス項目	内容																	
乗り過ぎアナウンス	満員時の最後の乗客に対し、かごから降りよう促すアナウンス																	
管制運転案内 ・地震 ・停電(自動着床装置のある場合) ・火災(火災管制運転装置のある場合)	管制運転時に、かごが開いたら降りよう促すアナウンス																	
不停止階案内	不停止階のボタンが押された場合に、停止しないことを告げるアナウンス																	
アナウンス項目	内容																	
乗り過ぎアナウンス	満員時の最後の乗客に対し、かごから降りよう促すアナウンス																	
管制運転案内 ・地震 ・停電(自動着床装置のある場合) ・火災(火災管制運転装置のある場合)	管制運転時に、かごが開いたら降りよう促すアナウンス																	
不停止階案内	不停止階のボタンが押された場合に、停止しないことを告げるアナウンス																	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(h) 自家発電源供給時の識別に必要な信号は、別途供給する。</p> <p>(f) 動作のフローは <a href="#">13.2.4</a> 図による。</p> <p>(2) 停電時自動着床装置</p> <p>非常用発電設備を持たないエレベーターに適用し、停電時及び制御回路故障時にエレベーター毎に設けたバッテリー電源により電動機を駆動させ、かごを最寄り階まで低速で自動着床させる救出運転装置とし、次による。</p> <p>(i) 自動着床装置の電源装置は自動充電式蓄電池とする。</p> <p>(g) 自動着床装置の動作時にかご内へ救出運転表示を行う。</p> <p>(k) 停電により当該装置が作動した場合、商用電源復電に伴い自動的に平常運転へ復帰するものとする。</p> <p>(c) 動作フロー図は <a href="#">13.2.4</a> 図による。</p>	<p>(h) 自家発電源供給時の識別に必要な信号は、別途供給する。</p> <p>(f) 動作のフローは <a href="#">13.2.5</a> 図による。</p> <p>(2) 停電時自動着床装置</p> <p>停電時及び制御回路故障時にエレベーター毎に設けたバッテリー電源により電動機を駆動させ、かごを最寄り階まで低速で自動着床させる救出運転装置とし、次による。</p> <p>(i) 自動着床装置の電源装置は自動充電式蓄電池とする。</p> <p>(g) 自動着床装置の動作時にかご内へ救出運転表示を行う。</p> <p>(k) 停電により当該装置が作動した場合、商用電源復電に伴い自動的に平常運転へ復帰するものとする。</p> <p>(c) 動作フロー図は <a href="#">13.2.5</a> 図による。</p>	<p>削除（非常用発電設備を持たないエレベーターに限定しない）</p>
<p>(自家発管制運転装置動作フロー) (停電時自動着床装置動作フロー)</p>	<p>(自家発管制運転装置動作フロー) (停電時自動着床装置動作フロー)</p>	<p>「停電管制」→「自家発管制」（営）</p> <p>戸開可能ゾーンか「NO↓」を追記（誤植）</p>
<p><a href="#">13.2.4</a> 図 停電時救出運転装置の動作フロー</p>	<p><a href="#">13.2.5</a> 図 停電時救出運転装置の動作フロー</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>2 火災時管制運転装置</p> <p>指定場所に火災管制スイッチを設け、火災時に当該スイッチを操作することにより、エレベーターを避難階へ呼び戻し運転休止させる装置とし、次による。</p> <p>(1) 管制スイッチの設置場所は中央管理室、管理事務所又はエレベーターホールのいずれかとし、工事毎に指定する。ただし、中央管理室等に監視盤を設ける場合は、監視盤に組込むものとする。</p> <p>(2) 管制運転動作時、かご内へその旨を表示する。</p> <p>(3) 帰着指令信号は管制スイッチの操作により投入され、帰着完了後は帰着指令信号の解除により、平常運転に復帰するものとする。</p> <p>(4) 管制運転を火災報知設備と連動させる場合は、特記による。</p> <p>(5) 帰着階は、原則として避難階とする。</p> <p>(6) 火災時管制運転と地震時管制運転の両機能を有するエレベーターにおいて、管制運転動作が重複した場合は、地震時管制運転を優先させる。</p> <p>(7) 動作フロー図は <a href="#">13.2.5</a> 図による。</p> <p style="text-align: center;"><a href="#">13.2.5</a>図 火災時管制運転装置動作フロー</p>	<p>2 火災時管制運転装置</p> <p>指定場所に火災管制スイッチを設け、火災時に当該スイッチを操作することにより、エレベーターを避難階へ呼び戻し運転休止させる装置とし、次による。</p> <p>(1) 管制スイッチの設置場所は中央管理室、管理事務所又はエレベーターホールのいずれかとし、工事毎に指定する。ただし、中央管理室等に監視盤を設ける場合は、監視盤に組込むものとする。</p> <p>(2) 管制運転動作時、かご内へその旨を表示する。</p> <p>(3) 帰着指令信号は管制スイッチの操作により投入され、帰着完了後は帰着指令信号の解除により、平常運転に復帰するものとする。</p> <p>(4) 管制運転を火災報知設備と連動させる場合は、特記による。</p> <p>(5) 帰着階は、原則として避難階とする。</p> <p>(6) 火災時管制運転と地震時管制運転の両機能を有するエレベーターにおいて、管制運転動作が重複した場合は、地震時管制運転を優先させる。</p> <p>(7) 動作フロー図は <a href="#">13.2.6</a> 図による。</p> <p style="text-align: center;"><a href="#">13.2.6</a>図 火災時管制運転装置動作フロー</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>3 動力用電源 3相 400/440V</p> <p>4 防犯カメラ (1) 防犯カメラは電気編 6.2.12 による。 (2) かごは防犯カメラの取付け可能な構造とする。</p> <p>5 乗場 (1) 乗場ボタン 点灯式とし、カバープレートの材質は製造者標準仕様とする。 (2) かご到着灯 3台以上全自動群管理運転の場合、かごの到着を点灯により知らせるホールランタンを乗場 <u>枠</u> に取り付ける。 (3) 乗場戸 乗場戸表面とガラス表面の段差をなしとする。 (4) 敷居受台 出入口枠を昇降路に追込んだ場合に適用する。</p> <p>6 視覚障害者向仕様（点字表示等） エレベーターには、次により点字表示を施すものとする。</p> <p>(1) 乗場ボタン (i) 一般乗場ボタンに近接して点字表示を行う。 (ii) 点字表示を行ったエレベーターは、乗場ボタンが押されたときの戸開時間は10秒程度とする。ただし、かご操作盤の戸閉ボタンを押すことにより戸開時間の短縮は可能とする。 (2) 乗場階数名表示 一般乗場ボタンに近接して階床数名の点字表示を行う。 (3) かご内操作盤 (i) 一般用主操作盤の行先、戸開、戸閉及びインターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれ点字表示を行う。 (ii) 点字表示を行ったエレベーターは、乗場ボタンが押されたときの戸開時間は10秒程度とする。ただし、操作盤の戸閉ボタンを押すことにより戸開時間の短縮は可能とする。 (4) 表示方法 点字の表示方法及び取付け方法は <u>以下による。</u></p> <p><u>(i) 点字の大きさと並べ方は、13.2.6 図による。</u></p>	<p>3 動力用電源 3相 400/440V</p> <p>4 防犯カメラ (1) 防犯カメラは電気編 6.2.12 による。 (2) かごは防犯カメラの取り付け可能な構造とする。</p> <p>5 乗場 (1) 乗場ボタン 点灯式とし、カバープレートの材質は製造者標準仕様とする。 (2) かご到着灯 3台以上全自動群管理運転の場合、かごの到着を点灯により知らせるホールランタンを乗場に取り付ける。 (3) 乗場戸 乗場戸表面とガラス表面の段差をなしとする。 (4) 敷居受台 出入口枠を昇降路に追込んだ場合に適用する。</p> <p>6 視覚障害者向仕様（点字表示等） エレベーターには、次により点字表示を施すものとする。</p> <p>(1) 乗場ボタン (i) 一般乗場ボタンに近接して点字表示を行う。 (ii) 点字表示を行ったエレベーターは、乗場ボタンが押されたときの戸開時間は10秒程度とする。ただし、かご操作盤の戸閉ボタンを押すことにより戸開時間の短縮は可能とする。 (2) 乗場階数名表示 一般乗場ボタンに近接して階床数名の点字表示を行う。 (3) かご内操作盤 (i) 一般用主操作盤の行先、戸開、戸閉及びインターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれ点字表示を行う。 (ii) 点字表示を行ったエレベーターは、乗場ボタンが押されたときの戸開時間は10秒程度とする。ただし、操作盤の戸閉ボタンを押すことにより戸開時間の短縮は可能とする。 (4) 表示方法 点字の表示方法及び取付け方法は <u>JIS T 0921（高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備）によるほか、次による。</u></p>	<p>「枠」を削除（乗場枠以外に取り付ける場合があるため）</p> <p>JIS T0921 によることに見直し</p> <p>削除（JIS T0921 による）</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版

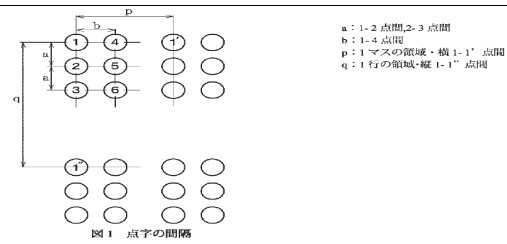


図1 点字の間隔

a: 1-2 点間または 3 点間  
 b: 1-4 点間  
 p: 1 マスの領域・横 1-1" 点間  
 q: 1 行の領域・縦 1-1" 点間

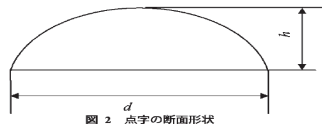


図2 点字の断面形状

d: 底面の直径  
 h: 点の中心の高さ

単位 mm	
寸法	
d	1.3~1.7
h	0.3~0.5

表3. 点字の直径及び高さ

単位 mm

中心間距離	
a	2.2~2.5
b	2.0~2.5
p	5.1~6.3
q	11.0 <sup>注)</sup> ~15.0

表1. 点字の間隔

注) a が 2.2mm から 2.3mm の場合に限り、q は 10.1mm を下限値とすることができる。

単位 mm

b	p の範囲
2.0	5.1~6.0
2.1	5.2~6.1
2.2	5.4~6.2
2.3	5.6~6.3
2.4	5.8~6.3
2.5	6.0~6.3

表2. b と p の関係

13.2.6図 点字の大きさと並べ方

(a) 表現方法は、13.2.9 表による。

13.2.9 表 点字の表現方法

名称	点字	名称	点字
階床数	数字	戸閉	シメ
地下階	チカ	昇り	ウエ
地下1階	チカ1	降り	シタ
屋上階	オク	非常呼	ヒジョー
戸開	アケ		

(b) 取付けは、接着、ビス止め又はカシメのいずれかの方法で取付けるものとする。

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）



(a) 表現方法は、13.2.9 表による。

13.2.9 表 点字の表現方法

名称	点字	名称	点字
階床数	数字	戸閉	シメ
地下階	チカ	昇り	ウエ
地下1階	チカ1	降り	シタ
屋上階	オク	非常呼	ヒジョー
戸開	アケ		

(b) 取付けは、接着、ビス止め又はカシメのいずれかの方法で取付けるものとする。

改定理由

削除（JIS T0921 による）

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由								
<p>7 警報装置 かご内にインターホンボタンと別に専用のボタンを設置する。</p> <p>8 中間ビーム 中間ビームは鋼製とし、特記による。</p> <p>9 昇降路救出口 救出口は枠、戸、錠及びスイッチにより構成するものとし、次による。 (1) 戸が自動的に閉じる装置を設けること。 (2) 戸が閉じたとき自動的に施錠する構造とする。 (3) 昇降路の内側及び外側のいずれからも鍵を用いなければ戸を開くことができない構造とする。 (4) かごの出入口に対向して救出に便利な位置に設けること。 (5) ドアスイッチは戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない安全構造とする。</p> <p>10 フェッシャープレート かごの床先と昇降路の壁との隙間が 125mm を超える場合は、出入口の有効幅に約 100mm（片側約 50mm）を加えた幅でフェッシャープレート等の保護面を設け、この保護面とかごの床先との隙間を 125mm 以下とする。</p> <p>11 乗場枠 (1) 中間パネル 複数台のエレベーターを併設する場合の乗場枠間に設けるパネルに適用し、材料及び仕上げは乗場枠に準ずるものとする。 (2) 乗場枠取付材 乗場枠取付材の材料及び仕上げは、乗場枠に準ずるものとする。</p> <p>12 集中監視盤 エレベーター集中監視盤には、警報受信装置及びインターホン親器を設けるほか、指定により非常用エレベーター運転表示機器、地震時・火災時等管制運転表示機器、エレベーター運行監視機器及び非常用エレベーターの非常呼び戻しスイッチ等を設ける。</p> <p>13 自動通報システム (1) 自動通報システムは、エレベーターの閉じ込め・起動不良・安全装置動作の故障信号を電話回線により、各エレベーター保守管理会社の監視センターへ通報する機能及び閉じ込め検出時に、かご内インターホンと監視センターとの通話機能を持つものとし、各エレベーター製造者の標準仕様に適合するものとする。 (2) 監視項目は 13.2.10 表による。</p> <p>13.2.10 表 自動通報システムの監視項目</p> <table border="1" data-bbox="228 1439 891 1471"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要			<p>7 警報装置 かご内にインターホンボタンと別に専用のボタンを設置する。</p> <p>8 中間ビーム 中間ビームは鋼製とし、特記による。</p> <p>9 昇降路救出口 救出口は枠、戸、錠及びスイッチにより構成するものとし、次による。 (1) 戸が自動的に閉じる装置を設けること。 (2) 戸が閉じたとき自動的に施錠する構造とする。 (3) 昇降路の内側及び外側のいずれからも鍵を用いなければ戸を開くことができない構造とする。 (4) かごの出入口に対向して救出に便利な位置に設けること。 (5) ドアスイッチは戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない安全構造とする。</p> <p>10 フェッシャープレート かごの床先と昇降路の壁との隙間が 125mm を超える場合は、出入口の有効幅に約 100mm（片側約 50mm）を加えた幅でフェッシャープレート等の保護面を設け、この保護面とかごの床先との隙間を 125mm 以下とする。</p> <p>11 乗場枠 (1) 中間パネル 複数台のエレベーターを併設する場合の乗場枠間に設けるパネルに適用し、材料及び仕上げは乗場枠に準ずるものとする。 (2) 乗場枠取付材 乗場枠取付材の材料及び仕上げは、乗場枠に準ずるものとする。</p> <p>12 集中監視盤 エレベーター集中監視盤には、警報受信装置及びインターホン親器を設けるほか、指定により非常用エレベーター運転表示機器、地震時・火災時等管制運転表示機器、エレベーター運行監視機器及び非常用エレベーターの非常呼び戻しスイッチ等を設ける。</p> <p>13 自動通報システム (1) 自動通報システムは、エレベーターの閉じ込め・起動不良・安全装置動作の故障信号を電話回線により、各エレベーター保守管理会社の監視センターへ通報する機能及び閉じ込め検出時に、かご内インターホンと監視センターとの通話機能を持つものとし、各エレベーター製造者の標準仕様に適合するものとする。 (2) 監視項目は 13.2.10 表による。</p> <p>13.2.10 表 自動通報システムの監視項目</p> <table border="1" data-bbox="1066 1439 1729 1471"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要			
項目	概要									
項目	概要									



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																
<table border="1"> <tr> <td>直接通話</td> <td>かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる機能。</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め</td> <td>エレベーターが各階停止もしくは着床状態でも戸開できず、乗客がかご内に閉じ込められた状態又は停電時かご内のインターホンボタンもしくは非常ボタンを押した状態。</td> </tr> <tr> <td>起動不能</td> <td>エレベーターは運転可能な状態にあるが、正常な運転を10分間行わない状態。</td> </tr> <tr> <td>安全装置作動</td> <td>安全装置などの作動により、一定時間エレベーターが起動できない状態。</td> </tr> </table>	直接通話	かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる機能。	閉じ込め	エレベーターが各階停止もしくは着床状態でも戸開できず、乗客がかご内に閉じ込められた状態又は停電時かご内のインターホンボタンもしくは非常ボタンを押した状態。	起動不能	エレベーターは運転可能な状態にあるが、正常な運転を10分間行わない状態。	安全装置作動	安全装置などの作動により、一定時間エレベーターが起動できない状態。	<table border="1"> <tr> <td>直接通話</td> <td>かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる機能。</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め</td> <td>エレベーターが各階停止もしくは着床状態でも戸開できず、乗客がかご内に閉じ込められた状態又は停電時かご内のインターホンボタンもしくは非常ボタンを押した状態。</td> </tr> <tr> <td>起動不能</td> <td>エレベーターは運転可能な状態にあるが、正常な運転を10分間行わない状態。</td> </tr> <tr> <td>安全装置作動</td> <td>安全装置などの作動により、一定時間エレベーターが起動できない状態。</td> </tr> </table>	直接通話	かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる機能。	閉じ込め	エレベーターが各階停止もしくは着床状態でも戸開できず、乗客がかご内に閉じ込められた状態又は停電時かご内のインターホンボタンもしくは非常ボタンを押した状態。	起動不能	エレベーターは運転可能な状態にあるが、正常な運転を10分間行わない状態。	安全装置作動	安全装置などの作動により、一定時間エレベーターが起動できない状態。	
直接通話	かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる機能。																	
閉じ込め	エレベーターが各階停止もしくは着床状態でも戸開できず、乗客がかご内に閉じ込められた状態又は停電時かご内のインターホンボタンもしくは非常ボタンを押した状態。																	
起動不能	エレベーターは運転可能な状態にあるが、正常な運転を10分間行わない状態。																	
安全装置作動	安全装置などの作動により、一定時間エレベーターが起動できない状態。																	
直接通話	かご内のインターホンボタン又は非常ボタンを押すことにより、監視センターとの通話が可能となる機能。																	
閉じ込め	エレベーターが各階停止もしくは着床状態でも戸開できず、乗客がかご内に閉じ込められた状態又は停電時かご内のインターホンボタンもしくは非常ボタンを押した状態。																	
起動不能	エレベーターは運転可能な状態にあるが、正常な運転を10分間行わない状態。																	
安全装置作動	安全装置などの作動により、一定時間エレベーターが起動できない状態。																	
<p>(3) 自動通報システムの動作フローは13.2.7図を標準とする。</p>	<p>(3) 自動通報システムの動作フローは13.2.7図を標準とする。</p>																	
<p>13.2.7 図 自動通話システムの動作フロー</p>	<p>13.2.7 図 自動通話システムの動作フロー</p>																	
<p>(4) 発信機は、異常・故障信号を加入電話回線を通じて監視センターへ伝達する装置とし、以下による。</p>	<p>(4) 発信機は、異常・故障信号を加入電話回線を通じて監視センターへ伝達する装置とし、以下による。</p>																	
<p>(i) 発信機を機能させるための電源の停電保障は、1時間とする。</p>	<p>(i) 発信機を機能させるための電源の停電保障は、1時間とする。</p>																	
<p>(ii) 取付け位置は、原則としてMDF室、EPS室等で施錠できる場所とする。</p>	<p>(ii) 取り付け位置は、原則としてMDF室、EPS室等で施錠できる場所とする。</p>																	
<p>14 各階強制停止装置</p>	<p>14 各階強制停止装置</p>																	
<p>(1) かごを目的階に至るまで各階に停止させ、自動で扉の開閉を行う装置とし、タイマー機能を設けることにより、任意に作動時間の設定ができるものとする。ただし、1昇降路エレベーター3台まで使用可能とする。</p> <p>なお、各階強制停止運転における戸開時間は通常運転時に準ずるものとし、戸閉促進ボタンは有効とする。</p>	<p>(1) かごを目的階に至るまで各階に停止させ、自動で扉の開閉を行う装置とし、タイマー機能を設けることにより、任意に作動時間の設定ができるものとする。ただし、1昇降路エレベーター3台まで使用可能とする。</p> <p>なお、各階強制停止運転における戸開時間は通常運転時に準ずるものとし、戸閉促進ボタンは有効とする。</p>																	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版			公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）			改定理由	
(2) 本装置により夜間各階停止運転を行うものは、運転時間の記入可能な表示板を建築物出入口階エレベーターホール及びかご内に取付ける。 15 遠隔点検 遠隔点検は、エレベーターの保守管理会社から「遠隔監視システム」を利用して点検するものとし、点検の内容及び要領は 13.2.11 表を標準とする。			(2) 本装置により夜間各階停止運転を行うものは、運転時間の記入可能な表示板を建築物出入口階エレベーターホール及びかご内に取り付ける。 15 遠隔点検 遠隔点検は、エレベーターの保守管理会社から「遠隔監視システム」を利用して点検するものとし、点検の内容及び要領は 13.2.11 表を標準とする。				
13.2.11 表 遠隔点検の点検内容及び要領			13.2.11 表 遠隔点検の点検内容及び要領				
点検項目	点検内容	遠隔点検要領	備考	点検項目	点検内容	遠隔点検要領	備考
制御盤	制御盤の温度の異常の有無	制御盤内に設置された温度センサーの温度レベルに異常がないか確認する。	温度センサーの設置温度及び設置位置は製造者の標準仕様とする。	制御盤	制御盤の温度の異常の有無	制御盤内に設置された温度センサーの温度レベルに異常がないか確認する。	温度センサーの設置温度及び設置位置は製造者の標準仕様とする。
	制御状態の異常の有無	マイコンの動作状態及び主回路等の接触器が ON 又は OFF 指令後、正常に動作しているか確認する。	マイコン回路等のセルフチェック機能を利用する。		制御状態の異常の有無	マイコンの動作状態及び主回路等の接触器が ON 又は OFF 指令後、正常に動作しているか確認する。	マイコン回路等のセルフチェック機能を利用する。
巻上機電動機	電磁ブレーキの動作状態の異常の有無	走行指令後、正常にブレーキが解放するか又はかごが走行するか確認する。 停止指令後、一定時間内にブレーキが締結するか又はかごが停止するか確認する。	モーターの回転パルス、ブレーキ制御リレーの信号等を遠隔確認する。	巻上機電動機	電磁ブレーキの動作状態の異常の有無	走行指令後、正常にブレーキが解放するか又はかごが走行するか確認する。 停止指令後、一定時間内にブレーキが締結するか又はかごが停止するか確認する。	モーターの回転パルス、ブレーキ制御リレーの信号等を遠隔確認する。
かご室	行先ボタンの動作状態	行先ボタンが連続して押されていないか(復帰しない状態でないか)確認する。		かご室	行先ボタンの動作状態	行先ボタンが連続して押されていないか(復帰しない状態でないか)確認する。	
戸開閉機構	ゲートスイッチの作動状態	ゲートスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にゲートスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	戸開閉機構	ゲートスイッチの作動状態	ゲートスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にゲートスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。
	かご戸の開閉状態	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	かご戸の開閉状態	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	
	各階乗場戸の開閉状態	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	各階乗場戸の開閉状態	戸開閉指令からドアが開ききるまで、又は閉まりきるまでの時間が設定時間を超えていないか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	
	各階ドアスイッチの動作状態	ドアスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にドアスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	各階ドアスイッチの動作状態	ドアスイッチと戸閉終端スイッチの信号が一致しているか、又は戸閉指令から設定時間内にドアスイッチが ON しているか確認する。	設定時間は、メーカー仕様による。	
昇降路内	安全スイッチの動作状態	運転中に終点スイッチ又は行過ぎスイッチが異常動作していないか確認する。		昇降路内	安全スイッチの動作状態	運転中に終点スイッチ又は行過ぎスイッチが異常動作していないか確認する。	
乗場	呼びボタンの動作状態	呼びボタンが連続して押されていないか(復帰しない状態でないか)確認する。		乗場	呼びボタンの動作状態	呼びボタンが連続して押されていないか(復帰しない状態でないか)確認する。	
運転状態	走行速度等の異常の有無	走行指令に対し、かご速度に異常が無いか確認する。		運転状態	走行速度等の異常の有無	走行指令に対し、かご速度に異常が無いか確認する。	
	かごの着床状態	かごの着床状態が設定範囲を超えていないか確認する。			かごの着床状態	かごの着床状態が設定範囲を超えていないか確認する。	
遠隔	遠隔監視	遠隔監視システムの発信装置に異		遠隔	遠隔監視	遠隔監視システムの発信装置に異	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版				公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）				改定理由
装置	システムの発信装置の作動状態	常が無いか確認する。		装置	システムの発信装置の作動状態	常が無いか確認する。		
13.2.4 福祉型仕様	<p>16 かご養生 かご室内を保護するための養生（壁についてはかご保護マット1800H）を施す場合は特記による。</p>			<p>16 かご養生 かご室内を保護するための養生（壁についてはかご保護マット1800H）を施す場合は特記による。</p>				<p>13.2.4 福祉型仕様より移動 光電式を削除（管轄仕様書と整合）</p> <p>エレベーターを仮復旧し、運行障害を軽減する機能の解説と適用を追加（営）</p>
	<p>17 その他 上記項目以外の乗場枠取付け材、<u>つり合い</u>おもりの非常止め装置等のオプションを設ける場合は特記による。</p>			<p>17 <u>かご出入口検出器</u> <u>多光軸式により、かごの出入口の乗降者を検出して戸閉を制御するものとする。</u></p> <p>18 <u>自動診断仮復旧運転</u> <u>地震により、かごが運転休止となった場合に人身被害や損害等の危険性を自動又は遠隔で診断し、二次災害のおそれがないと判断された場合にエレベーターを仮復旧させる機能を組込む場合の適用は、特記による。</u></p>				
<p>福祉型における標準付加仕様は次のとおりとし、特記による。</p>				<p>福祉型における標準付加仕様は次のとおりとし、特記による。</p>				
1	<p>専用乗場ボタン 国際身障者シンボルマークを付した専用乗場ボタンを各階に設け、その高さは床上1,000mm程度とし、専用ボタンが押されたとき、戸開時間は10秒程度とする。</p>			1	<p>専用乗場ボタン 国際身障者シンボルマークを付した専用乗場ボタンを各階に設け、その高さは床上1,000mm程度とし、専用ボタンが押されたとき、戸開時間は10秒程度とする。</p>			
2	<p>かご内専用操作盤 (1) 国際身障者シンボルマークを付した専用操作盤を2面設け、各操作盤のうち少なくとも1面には、呼びボタン付きインターホンを取付ける。 (2) 操作盤の中央線の高さは床上1,000mm程度とする。 (3) 専用先行ボタンでかごを停止させる場合は、戸開時間を10秒程度とする。 (4) 専用インジケーターは操作盤上部又は背面パネル上部に設ける。</p>			2	<p>かご内専用操作盤 (1) 国際身障者シンボルマークを付した専用操作盤を2面設け、各操作盤のうち少なくとも1面には、呼びボタン付きインターホンを取り付ける。 (2) 操作盤の中央線の高さは床上1,000mm程度とする。 (3) 専用先行ボタンでかごを停止させる場合は、戸開時間を10秒程度とする。 (4) 専用インジケーターは操作盤上部又は背面パネル上部に設ける。</p>			
3	<p>かご内手すり かご内手すりは、JIS G 3446(機械構造用ステンレス鋼鋼管)又はJIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)とし、30φから40φの手すりを左右両面に床上800mm程度の位置に取付ける。</p>			3	<p>かご内手すり かご内手すりは、JIS G 3446(機械構造用ステンレス鋼鋼管)又はJIS G 3459(配管用ステンレス鋼鋼管)とし、30φから40φの手すりを左右両面に床上800mm程度の位置に取り付ける。</p>			規格名称と整合
4	<p>かご内鏡 かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとし、鏡の幅は500～700mm以上の平面鏡で下端は床面から500mm程度、上端は床面から1,900mm程度の位置に取付ける。</p>			4	<p>かご内鏡 かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとし、鏡の幅は500～700mm以上の平面鏡で下端は床面から500mm程度、上端は床面から1,900mm程度の位置に取り付ける。</p>			
5	<p>かご出入口検出器 <u>光電式又は多光軸式とし、かごの出入口の乗降者を検出し、戸閉を制御する</u></p>			5	<p>かご出入口検出器 <u>13.2.3の17による。</u></p>			光電式を削除（管轄仕様書と整合）し、

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p><u>ものとし、検出ビームは設置高さ床上約200mm及び600mm程度の2条以上を設ける。</u></p> <p>6 キックプレート 厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板をヘアライン仕上げたものとし、かご内の側面及び背面に床上300mmの高さまでに取付ける。 なお、キックプレートは、かご内幅木と兼用できる。</p> <p>7 視覚障害者用装置 乗場及びかご内に、一般乗客及び車いす兼用装置に加えて、次の装置を設ける。</p> <p>(1) 点字銘板 (イ) 点字表示方法等は、13.2.4の6による。 (ロ) 乗場ボタン及び他専用乗場ボタンに近接し、容易に認識できる位置に、上下方向及び階床数を示す点字銘板を設ける。 (ハ) かご内操作盤及び他かご内専用操作盤の各ボタンに近接した位置に、それぞれ点字銘板を設ける。</p> <p>(2) 自動放送装置 かご内において階床案内、方向案内、戸閉案内、乗り過ぎ注意及び異常時の案内を、音声合成で行う装置を設ける。 なお、階床案内及び方向案内は、かご及び乗場の扉が開いた時に報知するものとする。</p> <p>13.2.5 試験・検査</p> <p>1 JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて行い、(社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績表に記載して監督員に提出する。 2 制御盤の試験成績書は、エレベーター完成検査報告書で代用することができる。 3 電動機は、JIS C 4034-1（回転電気機械 第一部：定格及び特性）による次の試験を行い、その試験成績表を監督員に提出する。 (1) 特性試験（負荷をかけた状態で、電圧、電流、回転数を計測する。） (2) 温度上昇試験 (3) 耐電圧試験 (4) 絶縁抵抗試験</p> <p>13.2.6 別途工事</p> <p>1 建築関係工事 (1) 昇降路内頂部への機器搬入用フック（20,000N）又はトロリービーム（20,000N）設置工事。鉄骨構造の昇降路の場合は、機器搬入用の下地材（ファスナー又は支持柱）設置工事。 (2) 昇降路の築造、エレベーター用仕切壁、ピット内の防水その他昇降路の躯体に関する一切の工事。</p>	<p>6 キックプレート 厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板をヘアライン仕上げたものとし、かご内の側面及び背面に床上300mmの高さまでに取り付ける。 なお、キックプレートは、かご内幅木と兼用できる。</p> <p>7 視覚障害者用装置 乗場及びかご内に、一般乗客及び車いす兼用装置に加えて、次の装置を設ける。</p> <p>(1) 点字銘板 (イ) 点字表示方法等は、13.2.3の6による。 (ロ) 乗場ボタン及び他専用乗場ボタンに近接し、容易に認識できる位置に、上下方向及び階床数を示す点字銘板を設ける。 (ハ) かご内操作盤及び他かご内専用操作盤の各ボタンに近接した位置に、それぞれ点字銘板を設ける。</p> <p>(2) 自動放送装置 かご内において階床案内、方向案内、戸閉案内、乗り過ぎ注意及び異常時の案内を、音声合成で行う装置を設ける。 なお、階床案内及び方向案内は、かご及び乗場の扉が開いた時に報知するものとする。</p> <p>13.2.5 試験・検査</p> <p>1 JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績表に記載して監督員に提出する。 2 制御盤の試験成績書は、エレベーター完成検査報告書で代用することができる。 3 電動機は、JIS C 4034-1（回転電気機械 第一部：定格及び特性）による次の試験を行い、その試験成績表を監督員に提出する。 (1) 特性試験（負荷をかけた状態で、電圧、電流、回転数を計測する。） (2) 温度上昇試験 (3) 耐電圧試験 (4) 絶縁抵抗試験</p> <p>13.2.6 別途工事</p> <p>1 建築関係工事 (1) 昇降路内頂部への機器搬入用フック（20,000N）又はトロリービーム（20,000N）設置工事。鉄骨構造の昇降路の場合は、機器搬入用の下地材（ファスナー又は支持柱）設置工事。 (2) 昇降路の築造、エレベーター用仕切壁、ピット内の防水その他昇降路の躯体に関する一切の工事。</p>	<p>13.2.3 付加仕様へ移動</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(3) 昇降路の出入口廻り枠周囲のモルタル詰め、敷居周囲の躯体欠き込み並びにモルタル詰め及びエレベーターホール出入口廻りの仕上げ工事。</p> <p>(4) PC 工法又は鉄骨構造の昇降路における昇降路内ファスナー、三方枠等固定金物、又は支持枕設置工事。</p> <p>(5) PC 工法又は鉄骨構造の昇降路における最上階レール支持柱の設置工事又はインサートの埋め込み工事。</p> <p>(6) 通過階のある時の非常用出入口（枠、戸、錠及びスイッチを除く。）設置工事。</p> <p>(7) 乗場への雨水吹込防止用のスクリーン及び昇降路内への雨水侵入防止用側溝等の設置工事。</p> <p>(8) ビット下を使用する場合の建築躯体処理工事。</p> <p>(9) 鉄骨構造の昇降路又はコンクリート造の昇降路における鉄骨梁の耐火処理 <a href="#">および</a>乗場出入り口廻りの耐火処理工事。</p> <p>2 電気関係工事</p> <p>(1) 動力用電源及び照明用電源の引込工事（受電端までの配管、配線工事及びエレベーター受電盤1次端子への接続工事）。</p> <p>(2) エレベーター受電端以前の接地工事。</p> <p>(3) 昇降路外の連絡装置及び警報装置用の配管並びに配線工事。</p> <p>(4) 連絡箇所に設置する警報装置 <a href="#">および</a>リセットボタンの設備工事。</p> <p>(5) ビット点検用コンセント設備工事。</p> <p>(6) 昇降路内煙感知器設備工事。</p> <p>(7) 昇降路内温度が 40℃以上となる場合の強制換気設備工事（昇降路内温度を 40℃以下にするため、サーモスイッチを取付け、35℃で ON、30℃で OFF に作動させる。）。</p> <p>(8) 信号用接点（商用電源が供給されているとき閉じる接点一つと自家発電電源が供給されているとき閉じる接点一つの両方を設ける。）のエレベーター制御盤への供給及びその配管並びに配線工事。</p> <p>(9) 自動通報システム（付加仕様）が具備される場合、電話中継盤から、エレベーター制御盤までの電話線用配管並びに配線工事及び住棟間の配管並びに配線工事。</p> <p>(10) 始発階ホール用インターホン（エレベーター工事）ボックスが警報盤と兼ねる場合は電気工事とする。</p> <p>(11) 停電時の非常電源切り替え装置並びに同識別リレー接点の供給（配管・配線）工事。</p> <p><b>3節 一般エレベーター</b></p> <p>本節は、JIS A 4301（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）によるロープ式住</p>	<p>(3) 昇降路の出入口廻り枠周囲のモルタル詰め、敷居周囲の躯体欠き込み並びにモルタル詰め及びエレベーターホール出入口廻りの仕上げ工事。</p> <p>(4) PC 工法又は鉄骨構造の昇降路における昇降路内ファスナー、三方枠等固定金物、又は支持枕設置工事。</p> <p>(5) PC 工法又は鉄骨構造の昇降路における最上階レール支持柱の設置工事又はインサートの埋め込み工事。</p> <p>(6) 通過階のある時の非常用出入口（枠、戸、錠及びスイッチを除く。）設置工事。</p> <p>(7) 乗場への雨水吹込防止用のスクリーン及び昇降路内への雨水侵入防止用側溝等の設置工事。</p> <p>(8) ビット下を使用する場合の建築躯体処理工事。</p> <p>(9) 鉄骨構造の昇降路又はコンクリート造の昇降路における鉄骨梁の耐火処理 <a href="#">及び</a>乗場出入り口廻りの耐火処理工事。</p> <p>2 電気関係工事</p> <p>(1) 動力用電源及び照明用電源の引込工事（受電端までの配管、配線工事及びエレベーター受電盤1次端子への接続工事）。</p> <p>(2) エレベーター受電端以前の接地工事。</p> <p>(3) 昇降路外の連絡装置及び警報装置用の配管並びに配線工事。</p> <p>(4) 連絡箇所に設置する警報装置 <a href="#">及び</a>リセットボタンの設備工事。</p> <p>(5) ビット点検用コンセント設備工事。</p> <p>(6) 昇降路内煙感知器設備工事。</p> <p>(7) 昇降路内温度が 40℃以上となる場合の強制換気設備工事（昇降路内温度を 40℃以下にするため、サーモスイッチを取り付け、35℃で ON、30℃で OFF に作動させる。）。</p> <p>(8) 信号用接点（商用電源が供給されているとき閉じる接点一つと自家発電電源が供給されているとき閉じる接点一つの両方を設ける。）のエレベーター制御盤への供給及びその配管並びに配線工事。</p> <p>(9) 自動通報システム（付加仕様）が具備される場合、電話中継盤から、エレベーター制御盤までの電話線用配管並びに配線工事及び住棟間の配管並びに配線工事。</p> <p>(10) 始発階ホール用インターホン（エレベーター工事）ボックスが警報盤と兼ねる場合は電気工事とする。</p> <p>(11) 停電時の非常電源切り替え装置並びに同識別リレー接点の供給（配管・配線）工事。</p> <p><b>3節 一般エレベーター</b></p> <p>本節は、JIS A 4301（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）によるロープ式住</p>	

13. 3. 1  
適用範囲

13. 3. 1  
適用範囲

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																					
13.3.2 別途工事	<p>宅（R型）を使用する場合に適用する。</p> <p>運転操作方法は、方向性乗合全自動方式とし、制御方式は、可変電圧・可変周波数制御方式とする。</p> <p>13.2.6によるほか、以下による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械室の築造</li> <li>2 機械室の床面に施す、塵あいによる故障を防ぐため防塵処理工事。</li> <li>3 機械室床の孔あけ工事，機器搬入口の仮設ならびに復旧工事，その他躯体構造に関する一切の工事。</li> <li>4 機械室内の空調又は換気設備及び照明設備</li> </ol>	13.3.2 別途工事	<p>宅（R型）を使用する場合に適用する。</p> <p>運転操作方法は、方向性乗合全自動方式とし、制御方式は、可変電圧・可変周波数制御方式とする。</p> <p>13.2.6によるほか、以下による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械室の築造</li> <li>2 機械室の床面に施す、塵あいによる故障を防ぐため防塵処理工事。</li> <li>3 機械室床の孔あけ工事，機器搬入口の仮設ならびに復旧工事，その他躯体構造に関する一切の工事。</li> <li>4 機械室内の空調又は換気設備及び照明設備</li> </ol>	<p>マシンルームレスの機器区分の見直しにより、設計用震度を13.2.2の4から移動し、営繕改定と整合。</p>																					
13.3.3 耐震措置	<p>13.2.2の4による。</p>	13.3.3 耐震措置	<p>13.2.2の4による。<u>ただし、設計用震度は、次による。</u></p> <p><b>1 設計用震度</b></p> <p><u>(1) 建築物の高さが60m以下の場合の設計用水平震度は、13.3.1表の震度に、地域係数を乗じて求めたものとする。耐震安全性の分類(耐震クラス)は<math>A_{09}</math>を標準とし、耐震クラスを<math>S_{09}</math>とする場合は特記による。</u></p> <p><u>(2) 建築物の高さが60mを超える場合の設計用水平震度は、当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を考慮した値に、地域係数を乗じて求めたものとする。</u></p> <p><u>当該建築物の動的解析による加速度応答倍率を考慮した値は、<math>S_{09}</math>で0.6以上、<math>A_{09}</math>で0.4以上とする。ただし、免震構造建築物の場合は<math>S_{09}</math>で0.3以上、<math>A_{09}</math>で0.2以上とする。</u></p> <p><b>13.3.1表 設計用水平標準震度</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象機器</th> <th colspan="2">乗用エレベーター(住宅用)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">耐震安全性分類</th> <th><math>S_{09}</math></th> <th><math>A_{09}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">懸垂機器</td> <td>2階以上の階</td> <td>防振支持 1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>固定支持 1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昇降案内機器</td> <td>2階以上の階</td> <td>防振支持 0.6</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>固定支持 0.6</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1. 本表は、「昇降機耐震設計・施工指針」で定める「設計用水平標準震度」にエレベーターの用途別の係数を乗じたものを示す。</u></p> <p><b>2. 機器の区分は次による。</b></p> <p><u>懸垂機器：制御盤，巻上機，そらせ車</u></p> <p><u>昇降案内機器：レール，レール支持部材</u></p> <p><u>(3) 設計用上下震度は、13.3.2表の値に地域係数を乗じて求めたものとする。ただし、懸垂機器が常時昇降案内機器に鉛直荷重を与えない場合の昇降案内機器は対象としない。</u></p>		対象機器		乗用エレベーター(住宅用)		耐震安全性分類		$S_{09}$	$A_{09}$	懸垂機器	2階以上の階	防振支持 1.5	1.0	1階及び地階	固定支持 1.0	0.6	昇降案内機器	2階以上の階	防振支持 0.6	0.6	1階及び地階	固定支持 0.6
対象機器		乗用エレベーター(住宅用)																							
耐震安全性分類		$S_{09}$	$A_{09}$																						
懸垂機器	2階以上の階	防振支持 1.5	1.0																						
	1階及び地階	固定支持 1.0	0.6																						
昇降案内機器	2階以上の階	防振支持 0.6	0.6																						
	1階及び地階	固定支持 0.6	0.4																						

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由																																									
<p>13.3.4 駆動装置等</p> <p>1 巻上機</p> <p>(1) 巻上機は、歯車付き巻上機又は歯車なし巻上機とし、以下による。</p> <p>(イ) 歯車なし巻上機は、電動機軸に駆動綱車とブレーキドラム又はディスクブレーキを圧入した直結構造とする。</p> <p>(ロ) 歯車付き巻上機は、電動機の回転をウォームギヤ又はヘリカルギヤにより減速して、駆動綱車に伝えるものとする。</p> <p>(ハ) 歯車付き巻上機の場合は、停電時に手動により容易にかごを上又は下に移動しうる構造とする。</p> <p>(2) 駆動綱車は鉄製とし、その主索溝は、特殊溝形に機械加工し、地震時の振動により主索溝から主索（ロープ）がとび出さない構造とする。また、容易に摩耗することなく、かつ、常に均等なけん引力を保持するものとし、その径は、主索の40倍以上とする。</p> <p>2 共通台盤</p> <p>必要に応じて設ける。</p> <p>3 マシンビーム</p> <p>マシンビームは、鋼材又は形鋼とする。</p> <p>4 ブレーキ</p> <p>直流電磁式とする他、13.2.2の8による。</p> <p>5 電動機</p> <p>電動機は、エレベーター用として特に設計、製作された三相交流誘導電動機又は永久磁石形同期電動機で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な起動に</p>	<p>13.3.2 表 設計用上下標準震度</p> <table border="1" data-bbox="1061 325 1693 580"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象機器</th> <th colspan="2">乗用エレベーター(住宅用)</th> </tr> <tr> <th>S<sub>09</sub></th> <th>A<sub>09</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">懸垂機器</td> <td>建築物の 中間階超え</td> <td>防振支持</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>建築物の 中間階以下</td> <td>固定支持</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>建築物の 中間階超え</td> <td>防振支持</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>建築物の 中間階以下</td> <td>固定支持</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">昇降案内 機器</td> <td>建築物の 中間階超え</td> <td>弾性支持</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>建築物の 中間階超え</td> <td>固定支持</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>建築物の 中間階以下</td> <td>弾性支持</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築物の 中間階以下</td> <td>固定支持</td> <td>0.15</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 本表は、「昇降機耐震設計・施工指針」で定める「設計用上下標準震度」にエレベーターの用途別の係数を乗じたものを示す。</p> <p>2. 機器の区分は次による。</p> <p>懸垂機器：制御盤、巻上機、そらせ車</p> <p>昇降案内機器：レール、レール支持部材</p> <p>13.3.4 駆動装置等</p> <p>1 巻上機</p> <p>(1) 巻上機は、歯車付き巻上機又は歯車なし巻上機とし、以下による。</p> <p>(イ) 歯車なし巻上機は、電動機軸に駆動綱車とブレーキドラム又はディスクブレーキを圧入した直結構造とする。</p> <p>(ロ) 歯車付き巻上機は、電動機の回転をウォームギヤ又はヘリカルギヤにより減速して、駆動綱車に伝えるものとする。</p> <p>(ハ) 歯車付き巻上機の場合は、停電時に手動により容易にかごを上又は下に移動しうる構造とする。</p> <p>(2) 駆動綱車は鉄製とし、その主索溝は、特殊溝形に機械加工し、地震時の振動により主索溝から主索（ロープ）がとび出さない構造とする。また、容易に摩耗することなく、かつ、常に均等なけん引力を保持するものとし、その径は、主索の40倍以上とする。</p> <p>2 共通台盤</p> <p>必要に応じて設ける。</p> <p>3 マシンビーム</p> <p>マシンビームは、鋼材又は形鋼とする。</p> <p>4 ブレーキ</p> <p>直流電磁式とする他、13.2.2の8による。</p> <p>5 電動機</p> <p>電動機は、エレベーター用として特に設計、製作された三相交流誘導電動機又は永久磁石形同期電動機で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な起動に</p>	対象機器		乗用エレベーター(住宅用)		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>	懸垂機器	建築物の 中間階超え	防振支持	1.0	0.6	建築物の 中間階以下	固定支持	0.5	0.3	建築物の 中間階超え	防振支持	0.5	0.3	建築物の 中間階以下	固定支持	0.3	0.2	昇降案内 機器	建築物の 中間階超え	弾性支持	0.6	0.4	建築物の 中間階超え	固定支持	0.3	0.2	建築物の 中間階以下	弾性支持	0.3	0.2		建築物の 中間階以下	固定支持	0.15	0.1	
対象機器				乗用エレベーター(住宅用)																																							
		S <sub>09</sub>	A <sub>09</sub>																																								
懸垂機器	建築物の 中間階超え	防振支持	1.0	0.6																																							
	建築物の 中間階以下	固定支持	0.5	0.3																																							
	建築物の 中間階超え	防振支持	0.5	0.3																																							
	建築物の 中間階以下	固定支持	0.3	0.2																																							
昇降案内 機器	建築物の 中間階超え	弾性支持	0.6	0.4																																							
	建築物の 中間階超え	固定支持	0.3	0.2																																							
	建築物の 中間階以下	弾性支持	0.3	0.2																																							
	建築物の 中間階以下	固定支持	0.15	0.1																																							

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	も十分耐える構造とする。		も十分耐える構造とする。	
	<p>6 電源盤及び制御盤</p> <p>機械室なしの場合の電源盤及び制御盤は、昇降路内又は乗場に設けるものとし、特記による。</p> <p>(1) 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(2) 可変電圧可変周波数制御方式の場合は、適切なりアクター、フィルター又は同等の性能を有する方式を用い、高調波により他の機器への障害を与えないよう考慮する。</p>		<p>6 電源盤及び制御盤</p> <p>機械室なしの場合の電源盤及び制御盤は、昇降路内又は乗場に設けるものとし、特記による。</p> <p>(1) 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(2) 可変電圧可変周波数制御方式の場合は、適切なりアクター、フィルター又は同等の性能を有する方式を用い、高調波により他の機器への障害を与えないよう考慮する。</p>	
	<p>7 自動着床装置</p> <p>かごは、電圧変動率 5%以内、周波数変動率 1%以内、相間電圧不平衡率 5%以内、機械室内温度 10～40℃において、積載荷重の範囲内で正確に着床できるものとし、その精度は±10mm 以内とする。</p>		<p>7 自動着床装置</p> <p>かごは、電圧変動率 5%以内、周波数変動率 1%以内、相間電圧不平衡率 5%以内、機械室内温度 10～40℃において、積載荷重の範囲内で正確に着床できるものとし、その精度は±10mm 以内とする。</p>	
13. 3. 5 昇降路	<p>1 そらせ車</p> <p>13.2.2 の 6 による。</p> <p>2 レール</p> <p>13.2.2 の 11 による。</p> <p>3 レールブラケット</p> <p>13.2.2 の 12 による。</p> <p>4 ガイドシュー</p> <p>13.2.2 の 13 による。</p> <p>5 主索</p> <p>13.2.2 の 10 による。</p> <p>6 張力平衡用ばね</p> <p>13.2.2 の 14 による。</p> <p>7 ロープ自量の補償装置</p> <p>13.2.2 の 15 による。</p> <p>8 釣合いおもり</p> <p>13.2.2 の 16 による。</p>	13. 3. 5 昇降路	<p>1 そらせ車</p> <p>13.2.2 の 6 による。</p> <p>2 レール</p> <p>13.2.2 の 11 による。</p> <p>3 レールブラケット</p> <p>13.2.2 の 12 による。</p> <p>4 ガイドシュー</p> <p>13.2.2 の 13 による。</p> <p>5 主索</p> <p>13.2.2 の 10 による。</p> <p>6 張力平衡用ばね</p> <p>13.2.2 の 14 による。</p> <p>7 ロープ自量の補償装置</p> <p>13.2.2 の 15 による。</p> <p>8 釣合いおもり</p> <p>13.2.2 の 16 による。</p>	
13. 3. 6 かご	13.2.2 の 17 による。	13. 3. 6 かご	13.2.2 の 17 による。	
13. 3. 7 乗場	13.2.2 の 18 による。	13. 3. 7 乗場	13.2.2 の 18 による。	
13. 3. 8 安全装置	13.2.2 の 24 による。ただし、(11)の冠水検知装置は適用しない。	13. 3. 8 安全装置	13.2.2 の 24 による。ただし、(11)の冠水検知装置は適用しない。	
13. 3. 9 警報装置 及び連絡 装置	<p>1 警報装置</p> <p>13.2.2 の 22 による</p>	13. 3. 9 警報装置 及び連絡 装置	<p>1 警報装置</p> <p>13.2.2 の 22 による</p>	



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
13. 3. 10 福祉型仕様 13. 3. 11 電気配線	2 連絡装置 13.2.2の23による。 ただし、機械室内に親機を設ける。	13. 3. 10 福祉型仕様 13. 3. 11 電気配線	2 連絡装置 13.2.2の23による。 ただし、機械室内に親機を設ける。	
	13.2.4による。		13.2.4による。	
	1 一般事項 13.2.2の25(1)による。		1 一般事項 13.2.2の25(1)による。	
	2 材料 13.2.2の25(2)による。		2 材料 13.2.2の25(2)による。	
	3 施工 13.2.2の25(3)による。		3 施工 13.2.2の25(3)による。	
4 電源関係 (1) エレベーター用電源は、次の2種類とし、おのおのエレベーター機械室のエレベーター受電盤まで供給する。 (イ) 動力用 AC三相 200V/220V, 50/60Hz 三相400V/440V, 50/60Hzは特記による。 (ロ) 照明用 AC単相 100V, 50/60Hz (2) 非常用自家発電設備は、特記がある場合は、上記(1)の動力用及び照明用電源は、停電時非常用自家発電電源に切り替えて供給するものとする。 なお、電源の切り替えは、エレベーター機械室に供給される信号用接点の動作による。 (3) 自家発電電源によるエレベーター運転台数は、各バンク又は1棟に1台を標準とする。 (4) 中間階に停止したエレベーターは、順次自動的に起動し、最寄り階に着床させ、ドアを開き、かご内照明、インジケータを消灯させ、ドアを閉じ待機するものを標準とする。 (5) 各バンク又は1棟において最後に起動したエレベーターは、停電のときは自家発電電源により運転を行うものを標準とする。	4 電源関係 (1) エレベーター用電源は、次の2種類とし、おのおのエレベーター機械室のエレベーター受電盤まで供給する。 (イ) 動力用 AC三相 200V/220V, 50/60Hz 三相400V/440V, 50/60Hzは特記による。 (ロ) 照明用 AC単相 100V, 50/60Hz (2) 非常用自家発電設備は、特記がある場合は、上記(1)の動力用及び照明用電源は、停電時非常用自家発電電源に切り替えて供給するものとする。 なお、電源の切り替えは、エレベーター機械室に供給される信号用接点の動作による。 (3) 自家発電電源によるエレベーター運転台数は、各バンク又は1棟に1台を標準とする。 (4) 中間階に停止したエレベーターは、順次自動的に起動し、最寄り階に着床させ、ドアを開き、かご内照明、インジケータを消灯させ、ドアを閉じ待機するものを標準とする。 (5) 各バンク又は1棟において最後に起動したエレベーターは、停電のときは自家発電電源により運転を行うものを標準とする。			
5 絶縁抵抗 13.2.2の26による。	5 絶縁抵抗 13.2.2の26による。			
13. 3. 12 塗装その他	13.2.2の28による。	13. 3. 12 塗装その他	13.2.2の28による。	
13. 3. 13 試験・検査	13.2.5による。	13. 3. 13 試験・検査	13.2.5による。	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由																																							
14. 1. 1 適用範囲	<p><b>14章 機械式駐車装置設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>この装置は、住宅に付随して設置する機械式駐車装置で、使用者自身が操作し、運転するものとする。また、機械式駐車装置は駐車場法に基づく技術基準に従い審査された認定品とする。</p>	14. 1. 1 適用範囲	<p><b>14章 機械式駐車装置設備工事</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>この装置は、住宅に付随して設置する機械式駐車装置で、使用者自身が操作し、運転するものとする。また、機械式駐車装置は駐車場法に基づく技術基準に従い審査された認定品とする。</p>																																								
	<p>14. 1. 2 適用法規</p> <p>機械式駐車装置は、駐車場法、建築基準法及び消防法等の法令並びに「機械式駐車場技術基準(社)立体駐車場工業会)」の定めによる。</p>		<p>14. 1. 2 適用法規</p> <p>機械式駐車装置は、駐車場法、建築基準法及び消防法等の法令並びに「機械式駐車場技術基準(公社)立体駐車場工業会)」の定めによる。</p>																																								
	<p>14. 2. 1 区分及び型式</p> <p><b>2節 区分及び型式</b></p> <p>機械式駐車装置の区分・型式は14.2.1表によるものとし、適用は特記による。</p> <p><b>14.2.1表 住宅用駐車装置の区分及び型式</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">複段型</td> <td rowspan="3">昇降式*1</td> <td>地上2段式</td> </tr> <tr> <td>ピット2段式</td> </tr> <tr> <td>ピット3段式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">昇降・横行式*2</td> <td>地上2段式</td> </tr> <tr> <td>ピット3段式</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">タワー型</td> <td rowspan="3">エレベーター式*3</td> <td>縦式</td> </tr> <tr> <td>横式</td> </tr> <tr> <td>旋回式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">垂直循環式*4</td> <td>下部乗入式</td> </tr> <tr> <td>中間部乗入式</td> </tr> <tr> <td>上部乗入式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) *1 駐車室を2段(3段)にし、上下させる方式をいう。 *2 昇降式を連棟した形で、下段(中段)を横行させる方式をいう。 *3 自動車を駐車収容する駐車室と自動車用エレベーターとの組合せで、立体に構成させる方式のうち、エレベーターから駐車室に搬器と自動車を移すための搬送装置を設けたものをいう。縦式は自動車の前後方向に駐車室を設けるものをいい、横式は左右方向に設けるもの、旋回式は自動車用エレベーターの昇降路円周上に駐車室を設けるものをいう。 *4 垂直面内に配列された多数の搬器が循環移動する方式をいう。自動車の乗り入れ位置によりそれぞれ、下部乗入式、中間部乗入式、上部乗入式という。</p>		区分		型式	複段型	昇降式*1	地上2段式	ピット2段式	ピット3段式	昇降・横行式*2	地上2段式	ピット3段式		タワー型	エレベーター式*3	縦式	横式	旋回式	垂直循環式*4	下部乗入式	中間部乗入式	上部乗入式	<p>14. 2. 1 区分及び型式</p> <p><b>2節 区分及び型式</b></p> <p>機械式駐車装置の区分・型式は14.2.1表によるものとし、適用は特記による。</p> <p><b>14.2.1表 住宅用駐車装置の区分及び型式</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">複段型</td> <td rowspan="3">昇降式*1</td> <td>地上2段式</td> </tr> <tr> <td>ピット2段式</td> </tr> <tr> <td>ピット3段式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">昇降・横行式*2</td> <td>地上2段式</td> </tr> <tr> <td>ピット3段式</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">タワー型</td> <td rowspan="3">エレベーター式*3</td> <td>縦式</td> </tr> <tr> <td>横式</td> </tr> <tr> <td>旋回式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">垂直循環式*4</td> <td>下部乗入式</td> </tr> <tr> <td>中間部乗入式</td> </tr> <tr> <td>上部乗入式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) *1 駐車室を2段(3段)にし、上下させる方式をいう。 *2 昇降式を連棟した形で、下段(中段)を横行させる方式をいう。 *3 自動車を駐車収容する駐車室と自動車用エレベーターとの組合せで、立体に構成させる方式のうち、エレベーターから駐車室に搬器と自動車を移すための搬送装置を設けたものをいう。縦式は自動車の前後方向に駐車室を設けるものをいい、横式は左右方向に設けるもの、旋回式は自動車用エレベーターの昇降路円周上に駐車室を設けるものをいう。 *4 垂直面内に配列された多数の搬器が循環移動する方式をいう。自動車の乗り入れ位置によりそれぞれ、下部乗入式、中間部乗入式、上部乗入式という。</p>	区分		型式	複段型	昇降式*1	地上2段式	ピット2段式	ピット3段式	昇降・横行式*2	地上2段式	ピット3段式		タワー型	エレベーター式*3	縦式	横式	旋回式	垂直循環式*4	下部乗入式
区分		型式																																									
複段型	昇降式*1	地上2段式																																									
		ピット2段式																																									
		ピット3段式																																									
	昇降・横行式*2	地上2段式																																									
		ピット3段式																																									
タワー型	エレベーター式*3	縦式																																									
		横式																																									
		旋回式																																									
	垂直循環式*4	下部乗入式																																									
		中間部乗入式																																									
		上部乗入式																																									
区分		型式																																									
複段型	昇降式*1	地上2段式																																									
		ピット2段式																																									
		ピット3段式																																									
	昇降・横行式*2	地上2段式																																									
		ピット3段式																																									
タワー型	エレベーター式*3	縦式																																									
		横式																																									
		旋回式																																									
	垂直循環式*4	下部乗入式																																									
		中間部乗入式																																									
		上部乗入式																																									
<p>14. 3. 1 別途工事</p> <p>1 昇降式、昇降・横行式の別途工事は、下記による。</p> <p>(1) 地業(杭、基礎)工事、ピット及び躯体工事</p> <p>(2) 出入口扉</p> <p>(3) 周辺の柵を含む外構工事</p> <p>(4) 操作・制御盤等電気を必要とする箇所までの電気設備工事</p>	<p>14. 3. 1 別途工事</p> <p>1 昇降式、昇降・横行式の別途工事は、下記による。</p> <p>(1) 地業(杭、基礎)工事、ピット及び躯体工事</p> <p>(2) 出入口扉</p> <p>(3) 周辺の柵を含む外構工事</p> <p>(4) 操作・制御盤等電気を必要とする箇所までの電気設備工事</p>																																										

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>(5) 排水，換気，消火設備工事，照明設備工事</p> <p>2 エレベーター式，垂直循環式の別途工事は，下記による。</p> <p>(1) 地業（杭，基礎）工事，ピット及び躯体工事</p> <p>(2) 電源盤までの一次側電気設備工事</p> <p>(3) 外部照明設備工事</p> <p>(4) 排水設備工事</p>	<p>(5) 排水，換気，消火設備工事，照明設備工事</p> <p>2 エレベーター式，垂直循環式の別途工事は，下記による。</p> <p>(1) 地業（杭，基礎）工事，ピット及び躯体工事</p> <p>(2) 電源盤までの一次側電気設備工事</p> <p>(3) 外部照明設備工事</p> <p>(4) 排水設備工事</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p style="text-align: center;">機材の品質・性能基準 機械編</p> <p>1. 優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材</p> <p>(1) 便器</p> <p>(2) 洗面化粧ユニット</p> <p>(3) 加圧式給水システム</p> <p>(4) さや管ヘッダー配管システム</p> <p>(5) 洗濯機用防水パン</p> <p>(6) 浴槽</p> <p>(7) 給湯器ユニット</p> <p>(8) 電気温水器</p> <p>(9) 風呂がま</p> <p><u>(10) 換気扇類及び換気口等</u></p> <p><u>(11) マシンルームレス型エレベーター</u></p> <p>2. 事連協が独自に性能等を定める機材</p> <p>(1) 水槽</p> <p><u>(2) 換気用ファン（居室用ユニット）</u></p> <p><u>(3) 暖・冷房システム（ガス吸収式冷温水機）</u></p> <p><u>(4) 暖・冷房システム（衣類乾燥機（温水式）</u></p> <p><u>(5) 暖・冷房システム（熱交換器ユニット（住宅用））</u></p>	<p style="text-align: center;">機材の品質・性能基準 機械編</p> <p>1. 優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材</p> <p>(1) 便器</p> <p>(2) 洗面化粧ユニット</p> <p>(3) 加圧式給水システム</p> <p>(4) さや管ヘッダー配管システム</p> <p>(5) 洗濯機用防水パン</p> <p>(6) 浴槽</p> <p>(7) 給湯器ユニット</p> <p>(8) 電気温水器・<u>ヒートポンプ給湯機</u></p> <p>(9) 風呂がま</p> <p><u>(10) 太陽熱利用システム</u></p> <p><u>(11) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム</u></p> <p><u>(12) 住戸セントラル暖房方式</u></p> <p><u>(13) 換気扇類及び換気口等</u></p> <p><u>(14) マシンルームレス型エレベーター</u></p> <p>2. 事連協が独自に性能等を定める機材</p> <p>(1) 水槽</p>	<p>仕様書に追加のため</p> <p>仕様書に追加のため</p> <p>仕様書に追加のため</p> <p>仕様書からの参照先として追加</p> <p>(2)(4) 仕様書から参照されていないため削除</p> <p>(3)(5) 「住棟セントラル暖房方式」を特記対応としたため削除</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>1. 優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材</p> <p><b>（1）便器</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、洗浄操作が大小切替式の腰掛式便器に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 便器」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（2）洗面化粧ユニット</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、洗面化粧ユニットに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 洗面化粧ユニット」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（3）加圧式給水システム</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、受水槽を介して、ポンプにより住宅等に直接給水するシステムで、圧力タンク又はポンプ回転数等により圧力制御するものに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 給水ポンプシステム」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（4）さや管ヘッダー配管システム</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、給水及び給湯に使用されるさや管ヘッダー工法を用いる配管システムに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 配管システム」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性</p>	<p>1. 優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材</p> <p><b>（1）便器</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、洗浄操作が大小切替式の腰掛式便器に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 便器」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（2）洗面化粧ユニット</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、洗面化粧ユニットに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 洗面化粧ユニット」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（3）加圧式給水システム</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、受水槽を介して、ポンプにより住宅等に直接給水するシステムで、圧力タンク又はポンプ回転数等により圧力制御するものに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 給水ポンプシステム」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（4）さや管ヘッダー配管システム</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、給水及び給湯に使用されるさや管ヘッダー工法を用いる配管システムに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 配管システム」Ⅰ. 総則及びⅡ. 要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（５）洗濯機用防水パン</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、洗濯機用防水パンに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 洗濯機用防水パン」Ⅰ．総則及びⅡ．要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（６）浴槽</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、浴槽に適用する。ただし、洗い場と浴槽が一体となっているものは除く。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 浴槽」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（７）給湯器ユニット</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、浴室、洗面所、台所、洗濯機置き場等の複数カ所へ給湯を行うことができる都市ガス又は液化石油ガスを燃料としたガス給湯機に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 ガス給湯機」Ⅰ．総則、及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保及びⅢ.付加認定基準の評価基準（ガス給湯機（潜熱回収型））において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（８）電気温水器</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、浴室、洗面所、台所、洗濯機置き場等の複数カ所へ給湯を行うことができる電気を熱源とした電気給湯機（電気温水器）に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p>	<p>久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（５）洗濯機用防水パン</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、洗濯機用防水パンに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 洗濯機用防水パン」Ⅰ．総則及びⅡ．要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（６）浴槽</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、浴槽に適用する。ただし、洗い場と浴槽が一体となっているものは除く。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 浴槽」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（７）給湯器ユニット</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、浴室、洗面所、台所、洗濯機置き場等の複数カ所へ給湯を行うことができる都市ガス又は液化石油ガスを燃料としたガス給湯機に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般</u>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 ガス給湯機」Ⅰ．総則、及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保及びⅢ.付加認定基準の評価基準（ガス給湯機（潜熱回収型））において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（８）電気温水器・ヒートポンプ給湯機</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、浴室、洗面所、台所、洗濯機置き場等の複数カ所へ給湯を行うことができる電気を熱源とした電気給湯機（電気温水器）に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p>	<p>仕様書に追加</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>2) 要求性能 財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 電気給湯機」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（9）風呂がま</b></p> <p>1) 適用範囲 ①この規格は、都市ガスまたは液化石油ガスを燃料として、浴室内に設置し浴槽内の水を加熱することを主機能とする密閉式風呂がまに適用する。 ②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能 財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 密閉式ふろがま」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p>	<p>2) 要求性能 <del>一般</del>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 電気給湯機」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（9）風呂がま</b></p> <p>1) 適用範囲 ①この規格は、都市ガスまたは液化石油ガスを燃料として、浴室内に設置し浴槽内の水を加熱することを主機能とする密閉式風呂がまに適用する。 ②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能 <del>一般</del>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 密閉式ふろがま」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（10）太陽熱利用システム</b></p> <p>1) 適用範囲 ①この規格は、自然循環型、強制循環型、空気集熱型に適用する。 ②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能 <del>一般</del>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 太陽熱利用システム」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（11）家庭用燃料電池コージェネレーションシステム</b></p> <p>1) 適用範囲 ①この規格は、定置用固体高分子形燃料電池システム及び定置用固体酸化物形燃料電池システムで、原燃料が都市ガス、LP ガス又は灯油のもの、かつ、底角送電端出力が10kW未満のものに適用する。 ②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能 <del>一般</del>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>（12）住戸セントラル暖房方式</b></p> <p>1) 適用範囲 ①この規格は、住戸単位の暖房を行うシステムに適用する。</p>	<p>仕様書に追加</p> <p>仕様書に追加</p> <p>仕様書からの参照先として追加</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p><b>(10) 換気扇類及び換気口等</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、換気扇類及び換気口等に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>適用する換気扇類及び換気口等毎に、財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 換気ユニット/台所用ファン、サンタリー用ファン、換気口部品」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p> <p><b>(11) マシンルームレス型エレベーター</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、マシンルームレス型エレベーターに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）」Ⅰ．総則及びⅡ．要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</p>	<p><u>②この規格は、総則編と併せて適用する。</u></p> <p><b>2) 要求性能</b></p> <p><u>〔熱源部〕</u></p> <p><u>適用する熱源機ごとに、一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 暖・冷房システム/ガス熱源機（潜熱回収型）、石油熱源機、電気熱源機」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</u></p> <p><u>〔放熱部〕</u></p> <p><u>適用する放熱器ごとに、一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 暖・冷房システム/ファンコンベクタ、コンベクタ・ラジエータ、浴室暖房乾燥機、床暖房ユニット、蓄熱暖房器」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</u></p> <p><u>〔搬送部〕</u></p> <p><u>適用する搬送部材等ごとに、一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 暖・冷房システム/搬送部材（配管）」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</u></p> <p><b>(13) 換気扇類及び換気口等</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、換気扇類及び換気口等に適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p>適用する換気扇類及び換気口等毎に、<u>一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 換気ユニット/台所用ファン、サンタリー用ファン、居室用ファン、換気口部品」Ⅰ．総則及びⅡ．要求性能 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</u></p> <p><b>(14) マシンルームレス型エレベーター</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、マシンルームレス型エレベーターに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>2) 要求性能</p> <p><u>一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準 エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）」Ⅰ．総則及びⅡ．要求事項 1 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保～1.3 耐久性の確保において定める性能等を有すること。</u></p>	<p>改定理由</p> <p>BL 部品から削除されたため H22 年版では独自基準へ移行したが、H25.8 に BL 部品として復活したため追加。</p>



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p>2. 事連協が独自に性能等を定める機材</p> <p><b>（1）水槽</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、住宅に用いられる高置水槽、受水槽として使用するガラス繊維強化ポリエステル樹脂（以下、「FRP」という。）製、鋼板製及びステンレス鋼板（以下、「ステンレス」という。）製の給水タンクで、以下の各要件を満たしているものに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>③本基準で用いる用語の定義については、以下のとおりとする。</p> <p>a. 一体型：一体成型品又は接着接合、溶接等により組み立てられるものをいう。</p> <p>b. パネル型：ボルト締結により組み立てられるものをいう。</p> <p>c. 呼称容量：外形モジュール呼び寸法により求めた風袋容量をいう。</p> <p>d. 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。</p> <p>e. 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。</p> <p>f. メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。</p> <p>g. インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。</p> <p>④構成は表－1、本体の構造は表－2による。</p> <p style="text-align: center;">－中略（改定なし）－</p>	<p>2. 事連協が独自に性能等を定める機材</p> <p><b>（1）水槽</b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p>①この規格は、住宅に用いられる高置水槽、受水槽として使用するガラス繊維強化ポリエステル樹脂（以下、「FRP」という。）製、鋼板製及びステンレス鋼板（以下、「ステンレス」という。）製の給水タンクで、以下の各要件を満たしているものに適用する。</p> <p>②この規格は、総則編と併せて適用する。</p> <p>③本基準で用いる用語の定義については、以下のとおりとする。</p> <p>a. 一体型：一体成型品又は接着接合、溶接等により組み立てられるものをいう。</p> <p>b. パネル型：ボルト締結により組み立てられるものをいう。</p> <p>c. 呼称容量：外形モジュール呼び寸法により求めた風袋容量をいう。</p> <p>d. 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。</p> <p>e. 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。</p> <p>f. メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。</p> <p>g. インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。</p> <p>④構成は表－1、本体の構造は表－2による。</p> <p style="text-align: center;">－中略（改定なし）－</p>	

性能試験方法（給水タンク）

(1) 性能試験名称	膜厚試験（鋼板水槽）	試験番号	01
(2) 試験対象	水槽本体: 1基 <u>(パネル型については、パネル単体を試験体とすることも可)</u>		
(3) 試験の目的	<u>薄膜</u> の厚さを確認する。		
(4) 試験方法	試験体の平坦部を試験体材質に適した膜厚計（参考；磁性金属上の非磁性被膜の場合、「電磁式膜厚計」、非磁性金属上の絶縁被膜の場合、「高周波式膜厚計」）により以下の測定位置について計測する。 <u>①パネル型</u> <u>板厚・形状が異なる全てのパネル毎に最低9箇所（均等に位置する内面5箇所及び外面4箇所）ずつ測定する。</u> <u>②一体型</u> <u>本体の内外面について、1m四方に最低1箇所ずつ測定する。</u>		
(5) 結果の表示			
(6) 要求性能	・ <u>ナイロン樹脂系の場合、0.25mm以上、</u> <u>エポキシ樹脂系の場合、0.4mm以上</u>		

性能試験方法（給水タンク）

(1) 性能試験名称	膜厚試験（鋼板水槽）	試験番号	01
(2) 試験対象	水槽本体: 1基		
(3) 試験の目的	<u>ライニングの皮膜</u> 厚さを確認する。		
(4) 試験方法	試験体の平坦部を試験体材質に適した膜厚計（参考；磁性金属上の非磁性被膜の場合、「電磁式膜厚計」、非磁性金属上の絶縁被膜の場合、「高周波式膜厚計」）により、 <u>JIS K 6940（ガラスフレーク入りビニルエステル樹脂ライニング皮膜）の表3の2種で規定された以上の頻度で測定する。</u>		
(5) 結果の表示			
(6) 要求性能	<u>内面 0.4mm以上</u> <u>外面 0.2mm以上</u>		

現在、パネル型鋼製水槽は製造されていないため削除

修文

測定頻度を鋼板製一体形タンク工業会設計指針KIT-D001-08に整合。

パネル型を削除

外面について明記し、値は営繕仕様書と整合。

性能試験方法（給水タンク）

(1) 性能試験名称	ピンホール試験（鋼板水槽）	試験番号	02
(2) 試験対象	水槽本体: 1基 <u>(パネル型については、パネル単体を試験体とすることも可)</u>		
(3) 試験の目的	<u>塗装面や金属被服膜にする</u> 微細な孔の有無を確認する。		
(4) 試験方法	試験体の内面を放電式ピンホール検知器 <u>(プラスチック)</u> により、 <u>ナイロン樹脂製は1,500V、エポキシ樹脂系は4,000V</u> の荷電状態で測定し、ピンホールの有無を調べる。		
(5) 結果の表示			
(6) 要求性能	・ピンホールがないこと。		

性能試験方法（給水タンク）

(1) 性能試験名称	ピンホール試験（鋼板水槽）	試験番号	02
(2) 試験対象	水槽本体: 1基		
(3) 試験の目的	<u>ライニング皮膜</u> の微細な孔の有無を確認する。		
(4) 試験方法	試験体の内面を放電式ピンホール検知器により、4,000Vの荷電状態で測定し、ピンホールの有無を調べる。		
(5) 結果の表示			
(6) 要求性能	・ピンホールがないこと。		

パネル型を削除

修文

皮膜に応じて他のプローブ（導電性ゴム等）も仕様できるようにした。

「ナイロン樹脂」を削除

性能試験方法（給水タンク）

(1) 性能試験名称	密着力試験（鋼板水槽）	試験番号	03
(2) 試験対象	水槽本体：1基（パネル型については、パネル単体を試験体とする可）又は水槽から切り出した試験体3体		
(3) 試験の目的	塗膜の密着強さを確認する。		
(4) 試験方法	方法	<p>(1) 試験片は図-1を標準とし、製品と同質で同じ断面のものとする。試験片の作製は製品と同一条件で行うこと。なお、同一の条件とは、製品と同じ工程で標準品と同時に作製することをいう。</p> <p>(2) 上記試験片を水道水による沸騰水の中に全面を浸漬し、30日間煮沸する。</p> <p>(3) 30日間煮沸した試験片を取出し、常温まで徐冷した後、次の試験を実施する。</p> <p>a. 外観検査 試験片の表面をアセトンで湿らせた綿布で数回拭き、溶剤の臭気が表面から失われるまで乾燥した後、目視により検査し、しわ、割れ、ふくれ、はがれの有無を調べる。</p> <p>b. 密着強さ i) 試験片の接着面を研磨紙の400番で表面光沢がなくなるまであらし、面に残った粒子はきれいな乾燥布で拭き取る。さらにアセトンを用いて繰返し拭く。 ii) 溶剤が完全に乾燥した後、アルファシアノアクリレート系の接着剤またはこれと同等以上の接着力を有するものを用い、38×12.7×12.7mmの角棒（鋼製）で作製した引張り用治具の端面を試験片に圧着し、十分な接着力を有するまでこの状態を保つ。（アルファシアノアクリレート系接着剤の場合、押圧19.6N〔2kgf〕、保持時間1時間） なお、治具を合わせたときに、接着剤が接着面の全面に行渡るように十分な量を塗布する。また、引張り用治具は試験片の面に対して垂直になるよう注意して圧着する。 iii) 次に塗膜にカッターナイフ等で、治具周辺に沿って基材に達する切込みを図-3のようにいれる。 iv) 上記の試験片を引張り試験機に水平になるように取付け、治具を上下垂直に引張り、塗膜の密着強さを測定する。引張り速度は毎分10mmとし、塗膜がはがれた時の最大荷重を密着面積で除した値を密着強さとする。</p> <p>※測定結果 測定数値は塗膜と基材との界面が剥離した時の数値とするが、引張り治具と塗膜との接着面から剥離した場合であっても、この時の密着強さが3個とも規定値1.96MPa〔20kgf/cm<sup>2</sup>〕以上であれば合格とみなす。ただし、接着が不完全で規定値以下で接着面から剥離した場合は、前記（2）より再度繰返す。</p>	
	(5) 結果の表示		
(6) 要求性能	引張り治具と塗膜との接着面から剥離した場合であっても、この時の密着強さが3個とも規定値1.96MPa〔20kgf/cm <sup>2</sup> 〕以上。		

—以下略—

性能試験方法（給水タンク）

(1) 性能試験名称	耐久性試験（鋼板水槽）	試験番号	03
(2) 試験対象	水槽本体と同仕様の試験体		
(3) 試験の目的	ライニング皮膜の耐久性を確認する。		
(4) 試験方法	方法	<p>樹脂ライニング工業会規格 PLA-R-106 に準じて試験を行う。試験温度は70℃または60℃とし、ライニング皮膜に割れや剥離が生じ、母材から錆が発生するまでの期間を調べる。</p>	
	(5) 結果の表示		
(6) 要求性能	母材から錆が発生するまでの期間が、試験温度70℃の場合2ヶ月以上、試験温度60℃の場合6ヶ月以上であること。		

—以下略—

本体から切り出すことが出来ないため見直し。

修文

試験方法の見直し

およそ30面の耐久性が期待できる日数に見直し

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p><b><u>(2) 換気用ファン（居室用ユニット）</u></b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p><u>①住宅に用いられる換気ユニットで、居室に用いられるものに適用する。</u></p> <p><u>②この規格は、総則編と併せて適用する。</u></p> <p><u>③本基準で用いる用語の定義については、以下のとおりとする。</u></p> <p>a. <u>給排気型：自然給排気型及び強制給排気型の総称をいう。</u></p> <p>b. <u>強制給排気型：ファンにより強制的に給排気する形式の換気ユニットをいう。</u></p> <p>c. <u>熱交換機能：給気と排気との間で熱の授受を行い、換気時における室内温度の変化を緩和する機能をいう。</u></p> <p><u>④標準的な構成部品は表－1による。</u></p> <p>－以下略－</p> <p><b><u>(3) 暖・冷房システム（ガス吸収式冷温水機）</u></b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p><u>①この規格は、暖冷房をするシステムのうち、都市ガス又は液化石油ガスを燃料としたガス吸収式冷温水機で表示ガス消費量が25kW未満かつ冷凍能力が25kW未満のものを対象とする。</u></p> <p><u>②この規格は、総則編と併せて適用する。</u></p> <p><u>③本基準で用いる用語の定義については、財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準（暖・冷房システム）」による。</u></p> <p><u>④構成は、表－1による。</u></p> <p>－以下略－</p> <p><b><u>(4) 暖・冷房システム（衣類乾燥機（温水式））</u></b></p> <p>1) 適用範囲</p> <p><u>①この規格は、熱源機より循環供給された温水を、ケーシング内のコイル等で熱交換し、内蔵されたファンを用いて衣類乾燥を行う、衣類乾燥機を対象とする。</u></p> <p><u>②この規格は、総則編と併せて適用する。</u></p> <p><u>③本基準で用いる用語の定義については、財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準（暖・冷房システム）」によるほか、下記による。</u></p> <p><u>※ダクト接続外壁用端末給排気口：ダクトを用いた機械換気システムの端末に設置される換気口部品をいう。また、直接ダクトに接続をせず外壁貫通口を覆う形状の屋外フードも含む。</u></p> <p><u>④構成は、表－1による。</u></p> <p>－以下略－</p>		<p>BL 部品から削除されたため H22 年版では独自基準へ移行したが、H25.8 に BL 部品として復活したため削除。</p> <p>「住棟セントラル暖房方式」を特記対応としたため削除</p> <p>仕様書から参照されていないため削除</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版	公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）	改定理由
<p><b><u>(5) 暖・冷房システム（熱交換器ユニット（住宅用））</u></b></p> <p><b><u>1) 適用範囲</u></b></p> <p><u>①この規格は、住棟セントラル暖房システムの構成部品で、暖房用及び給湯用の温水を供給するために、各住戸毎に設置される熱交換器ユニットを対象とする。なお、伝熱形式は、間接接触式とする。</u></p> <p><u>②この規格は、総則編と併せて適用する。</u></p> <p><u>③本基準で用いる用語の定義については、財団法人ベターリビング「優良住宅部品評価基準（暖・冷房システム）」「優良住宅部品評価基準（ガス給湯機）」による他、次による。</u></p> <p><b><u>a. 種類</u></b></p> <p><u>i) 熱交換器ユニット：暖房用（風呂追いだし回路を含む）と給湯用の各々の熱交換部を装備したユニットをいう。</u></p> <p><u>ii) 熱交換効率：熱交換器ユニットの効率をいい、外部供給熱入力に対する暖房（給湯を含む）出力の割合で示す。</u></p> <p><u>iii) 間接接触式：温度レベルの異なる二つの流体を隔壁を通して間接的に接触させ、熱エネルギーを移動させる方式をいう。</u></p> <p><u>iv) 温水（一次側）：外部熱源より熱交換器ユニットに供給される温水をいう。</u></p> <p><u>v) 温水（二次側）：熱交換器ユニットより住戸内の暖房用（給湯用を含む）に供給される温水をいう。</u></p> <p><u>b. 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。</u></p> <p><u>c. 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。</u></p> <p><u>d. メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。</u></p> <p><u>e. インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。</u></p> <p><u>④構成部品は、表-1による。</u></p> <p style="text-align: center;">-以下略-</p>		<p>「住棟セントラル暖房方式」を特記対応としたため削除</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
<p>1. 1. 2 関連工事との取合い</p> <p>1. 1. 5 製作図面の提出</p> <p>1. 1. 6 完成図その他</p> <p>2. 2. 1 器具及び材料</p> <p>2. 3. 1 <u>器具の取付け及び接続</u></p> <p>3. 2. 1 管類</p>	<p><b>機 械 編</b></p> <p><b>1章 一般共通事項</b></p> <p><b>1節 一般事項</b></p> <p>別契約工事との工事区分：</p> <p>機材の仕上げ部分に係る色彩：</p> <p>保守指導書（共用部分）の提出が必要な場合：</p> <p><b>2章 衛生器具設備工事</b></p> <p><b>2節 器具及び機材</b></p> <p>1 衛生陶器，洗面化粧ユニット及び付属部品：（「機材の品質・性能基準」）</p> <p>2 衛生器具の区分及び種類：</p> <p>4 (1) 小便器用節水装置の組み合わせ：</p> <p>5 (8) (二)鏡，照明，コンセント等の有無：</p> <p>6 (1) 大便器洗浄弁の機構：手動式又は電気開閉式</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 身体障害者用の機構：（レバー式操作弁）</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 電気開閉式洗浄機構：センサー式又はタッチスイッチ式</p> <p>(2) 小便器洗浄弁の操作方式：押しボタン式又は電気開閉式</p> <p>7 露出する洗浄管及び給水管の材質：</p> <p><u>9 水衝撃緩衝機能の有無：</u></p> <p>10 自動水栓の電源供給及び手動スイッチの有無：</p> <p>11 暖房便座の付加機能</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 温水洗浄便座の温水加熱方式の選択：貯湯式又は瞬間式</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)～(4) 温風乾燥機能，脱臭装置，リモコン装置の有無：</p> <p><u>6 (2) 排水金具のゴム栓の取付け：</u></p> <p><b>3章 給水設備工事</b></p> <p><b>2節 機器，器具及び材料</b></p> <p>給水設備に使用する管材：</p>	<p>1. 1. 2 関連工事との取合い</p> <p>1. 1. 3 機 材</p> <p>1. 1. 5 製作図面の提出</p> <p>1. 1. 6 完成図その他</p> <p><u>「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」耐寒性能の適用：</u></p> <p>機材の仕上げ部分に係る色彩：</p> <p>保守指導書（共用部分）の提出が必要な場合：</p> <p><b>2章 衛生器具設備工事</b></p> <p><b>2節 器具及び機材</b></p> <p>1 衛生陶器，洗面化粧ユニット及び付属部品：（「機材の品質・性能基準」）</p> <p>2 衛生器具の区分及び種類：</p> <p>4 (1) 小便器用節水装置の組み合わせ：</p> <p>5 (8) (二)鏡，照明，コンセント等の有無：</p> <p>6 (1) 大便器洗浄弁の機構：手動式又は電気開閉式</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 身体障害者用の機構：（レバー式操作弁）</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 電気開閉式洗浄機構：センサー式又はタッチスイッチ式</p> <p>(2) 小便器洗浄弁の操作方式：押しボタン式又は電気開閉式</p> <p>7 露出する洗浄管及び給水管の材質：<u>（金属製（最小肉厚は0.6mm））</u></p> <p><u>9 洗濯機用水栓の水衝撃緩衝機能の有無：</u></p> <p>10 自動水栓の電源供給及び手動スイッチの有無：</p> <p>11 暖房便座の付加機能</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 温水洗浄便座の温水加熱方式の選択：貯湯式又は瞬間式</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)～(4) 温風乾燥機能，脱臭装置，リモコン装置の有無：</p> <p>3. 2. 1 管 類</p>	<p>改定</p> <p>改定</p>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由	
3. 2. 2 継手類	1 給水設備に使用する継手類の種類：	3. 2. 2 継手類	1 給水設備に使用する継手類の種類：	改定	
3. 2. 3 一般用弁 及び栓	1 (注)7 衝撃吸収式逆止 <del>め</del> 弁の構造： 2 ポンプに付属する仕切弁：(JIS 10K製品) 3 土中埋設の仕切弁の使用区分：	3. 2. 3 一般用弁 及び栓	1 (注)7 衝撃吸収式逆止弁の構造： 2 ポンプに付属する仕切弁：(JIS 10K製品) 3 土中埋設の仕切弁の使用区分：		
3. 2. 11 計器その他	3 電極の仕様：(標準仕様)	3. 2. 11 計器その他	3 電極の仕様：(標準仕様)		
3. 2. 12 鋳鉄製ふた ボックスその他	5 水栓柱の材質：	3. 2. 12 鋳鉄製ふた ボックスその他	5 水栓柱の材質：		
3. 2. 13 雑材料	3 スリーブ：((1), (2), (3))	3. 2. 13 雑材料	3 スリーブ：((1), (2), (3))		
3. 2. 15 給水 システム	1 (1) 揚水ポンプ (i) 付属品 <u>(ii) 逆止弁：(衝撃吸収式)</u> (2) 電動機 (v) 3.2.6表 全閉防爆形の適用： 2 加圧式給水システム：(「機材の品質・性能基準」)	3. 2. 15 給水 システム	1 (1) 揚水ポンプ (i) 付属品 <u>(i) フート弁の呼び径：</u> (2) 電動機 (v) 3.2.6表 全閉防爆形の適用： 2 加圧式給水システム：(「機材の品質・性能基準」)		改定
3. 2. 17 付属工具 その他	1 増圧直結給水方式の場合の付属工具の有無：	3. 2. 17 付属工具 その他	1 増圧直結給水方式の場合の付属工具の有無： <u>(不要)</u>		改定
3. 2. 18 制御盤及 び操作盤	1 (1)~ <u>(5)</u> の適用： (4) 表示 <del>灯</del> 等の設置： (5) 接点及び端子の設置： 2 可変速電動機用インバータによる運転制御を行う場合の <u>(1)</u> 、 <u>(2)</u> の適用：	3. 2. 18 制御盤及 び操作盤	1 (1)~ <u>(8)</u> の適用： (4) 表示等の設置： (5) 接点及び端子の設置： 2 可変速電動機用インバータによる運転制御を行う場合の <u>(1)~(3)</u> の適用：		改定 改定
3. 2. 19 水 槽	1 (1) 飲料水を貯蔵する受水槽及び高置(高架)水槽：(「機材の品質・性能基準」) (2) 材質, 型式, 形状, 本体の構造： (3) 設計用水平震度： 5 (4) 水槽外部の保温の実施： 7 緊急遮断弁装置の適用： (3) 遮断弁の駆動方式：電気式又は機械式	3. 2. 19 水 槽	1 (1) 飲料水を貯蔵する受水槽及び高置(高架)水槽：(「機材の品質・性能基準」) (2) 材質, 型式, 形状, 本体の構造： (3) 設計用水平震度： 5 (4) 水槽外部の保温の実施： 7 緊急遮断弁装置の適用： (3) 遮断弁の駆動方式：電気式又は機械式		改定
3. 3. 1 配管工法	<b>3節 施 工</b> 1 変位吸収(可とう)継手の設置箇所：	3. 3. 1 配管工法	<b>3節 施 工</b> 1 変位吸収(可とう)継手の設置箇所：		



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>2 給水用絶縁継手の設置箇所：  <u>12</u> 衝撃防護措置：  <u>16</u> 再生砂等で埋め戻す場合：  <u>18</u> さや管ヘッダー配管システム（「機材の品質・性能基準」）  (7) 樹脂管に巻く消音テープ：</p>		<p>2 給水用絶縁継手の設置箇所：  <u>13</u> 衝撃防護措置：  <u>17</u> 再生砂等で埋め戻す場合：  <u>19</u> さや管ヘッダー配管システム（「機材の品質・性能基準」）  (7) 樹脂管に巻く消音テープ：</p>	
3. 3. 3 管の接合	<p>1 一般事項  (7) 絶縁継手の使用箇所：  6 硬質塩化ビニル管  (1) 接合方法：(接着接合)  9 架橋ポリエチレン管  (2) 接合方法：  10 ポリブテン管  (2) 接合方法：</p>	3. 3. 3 管の接合	<p>1 一般事項  (7) 絶縁継手の使用箇所：  6 硬質塩化ビニル管  (1) 接合方法：(接着接合)  9 架橋ポリエチレン管  (2) 接合方法：  10 ポリブテン管  (2) 接合方法：</p>	
3. 3. 4 つり及び 支 持	3.3.4 表（注）4 形鋼振れ止めが必要な場合の支持間隔：	3. 3. 4 つり及び 支 持	3.3.4 表（注）4 形鋼振れ止めが必要な場合の支持間隔：	
3. 3. 5 機 器 の 据 付 け	<p>1 一般事項：  (2) 標準基礎又は防振基礎：  (i) (iii) 基礎の大きさ，高さ等  (4) 設計用水平震度：(3.3.6 表)  2 (1) ポンプの基礎：(標準基礎)</p>	3. 3. 5 機 器 の 据 付 け	<p>1 一般事項：  (2) 標準基礎又は防振基礎：  (i) (iii) 基礎の大きさ，高さ等  (4) 設計用水平震度：(3.3.6 表)  2 (1) ポンプの基礎：(標準基礎)  <u>(2) 防振材及び振動絶縁効率：(振動絶縁効率 95%以上)</u></p>	改定
3. 3. 7 試験，消毒	<p><u>1 (1) (ホ) 水道配水用ポリエチレン管の水圧試験方法：</u>  9 ポンプ機器類の騒音測定場所：(ポンプ室内，ポンプ室出入口付近及び直近住戸)</p>	3. 3. 7 試験，消毒	<p>9 ポンプ機器類の騒音測定場所：(ポンプ室内，ポンプ室出入口付近及び直近住戸)</p>	改定
3. 3. 8 水 質 試 験	<p>水質試験の項目：   4 章 排水・通気設備工事  2 節 機器，器具及び材料</p>	3. 3. 8 水 質 試 験	<p>水質試験の項目：   4 章 排水・通気設備工事  2 節 機器，器具及び材料</p>	
4. 2. 1 管 類	排水設備に使用する管材：	4. 2. 1 管 類	排水設備に使用する管材：	
4. 2. 2 継 手 類	排水設備に使用する継手類の種類：	4. 2. 2 継 手 類	排水設備に使用する継手類の種類：	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
4. 2. 4 排水器具	3 洗濯機用防水パン：（「機材の品質・性能基準」）	4. 2. 4 排水器具	3 洗濯機用防水パン：（「機材の品質・性能基準」） <u>9 通気金具の見え掛かり部がねずみ鋳鉄製の場合の防錆処理：（溶融亜鉛めっき）</u>	改定
4. 2. 5 柵及びふた	柵及びふた：	4. 2. 5 柵及びふた	柵及びふた：	
4. 2. 6 ポンプ	汚水，雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（水中）	4. 2. 6 ポンプ	汚水，雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（水中） <u>3 ケーシングの材質を合成樹脂製とする場合の適用：</u> <u>4 羽根車の材質を合成樹脂製とする場合の適用：</u> <u>6 水中形三相誘導電動機の油封式又は乾式の適用：</u>	改定 改定 改定
	8 汚物用の場合の電動機の極数：（4極又は6極）		8 汚物用の場合の電動機の極数：（4極又は6極） <u>10 着脱装置の適用：</u> <u>11 付属品</u> <u>(1) ストレーナー：（汚物用水中モーターポンプは不要）</u>	改定 修文 改定
	<u>10</u>  (2) 仕切弁：（JIS 5 K） (3) 水中ケーブルの長さ：		(2) 仕切弁：（JIS 5 K） (3) 水中ケーブルの長さ：	
4. 2. 12 ディスプレイ 排水処理 システム	3 投入方式及び粉碎方式： 5 排水処理槽の材質：	4. 2. 12 ディスプレイ 排水処理 システム	3 投入方式及び粉碎方式： 5 排水処理槽の材質：	
4. 3. 5 つり及び 支持	4.3.1表（注）3 形鋼振止め支持が必要な場合の間隔：	4. 3. 5 つり及び 支持	4.3.1表（注）3 形鋼振止め支持が必要な場合の間隔：	
	<b>5章 給湯設備工事</b> <b>2節 機器，器具及び材料</b>		<b>5章 給湯設備工事</b> <b>2節 機器，器具及び材料</b>	
5. 2. 1 管類	給湯設備に使用する管材：	5. 2. 1 管類	給湯設備に使用する管材：	
5. 2. 2 継手類	給湯設備に使用する継手類の種類：	5. 2. 2 継手類	給湯設備に使用する継手類の種類：	
5. 2. 3 弁類	給湯設備に使用する弁類の種類：	5. 2. 3 弁類	給湯設備に使用する弁類の種類：	
5. 2. 7 浴槽	1 浴槽：（JIS A 5532，「機材の品質・性能基準」）	5. 2. 7 浴槽	1 浴槽：（JIS A 5532，「機材の品質・性能基準」）	
5. 2. 8 給湯器ユニ ット及び ガス湯沸器	2 (1) 給湯器ユニット：（「機材の品質・性能基準」）	5. 2. 8 給湯器ユニ ット及び ガス湯沸器	2 (1) 給湯器ユニット：（「機材の品質・性能基準」） <u>(2) ドレン排水の処理方法：</u> <u>(3) 自動機能の種類：（自動湯張り，自動沸き上げ，自動保温，自動足し湯）</u>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
5. 2. 9 電気温水器	電気温水器：（「機材の品質・性能基準」） 1 電気温水器の種類及び容量：	5. 2. 9 電気温水器	電気温水器：（「機材の品質・性能基準」） 1 電気温水器の種類及び容量：	
5. 2. 10 ヒートポンプ給湯機	5 貯湯タンクの容量：	5. 2. 10 ヒートポンプ給湯機	<u>1 ヒートポンプ給湯機：（「機材の品質・性能基準」）</u> 5 貯湯タンクの容量：	改定
5. 2. 11 風呂がま	1 住宅で使用する風呂がま：（「機材の品質・性能基準」） 2 風呂がまの区分，給排気方式の種類：	5. 2. 11 風呂がま	1 住宅で使用する風呂がま：（「機材の品質・性能基準」） 2 風呂がまの区分，給排気方式の種類：	
5. 2. 12 住戸セントラル給湯方式	住戸セントラル給湯・暖冷房システム：（「機材の品質・性能基準」）	5. 2. 12 住戸セントラル給湯方式	住戸セントラル給湯・暖冷房システム：（「機材の品質・性能基準」）	
5. 2. 13 住棟セントラル給湯システム	住棟セントラル給湯・暖冷房システム： <u>（「機材の品質・性能基準」）</u>	5. 2. 13 住棟セントラル給湯システム	住棟セントラル給湯・暖冷房システム：	改定
5. 2. 14 太陽熱利用給湯システム	2 (1) 太陽熱集熱器の形式：（平板形又は真空ガラス管形）	5. 2. 14 太陽熱利用給湯システム	<u>太陽熱利用給湯システム：（「機材の品質・性能基準」）</u> 2 (1) 太陽熱集熱器の形式：（平板形又は真空ガラス管形）	改定
5. 2. 15 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム <u>の仕様：</u>	5. 2. 15 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム： <u>（「機材の品質・性能基準」）</u>	改定
<b>3節 施 工</b>		<b>3節 施 工</b>		
5. 3. 4 機器の据付け	7 給湯器ユニットを ALC 板に取付ける場合の方法	5. 3. 4 機器の据付け	7 給湯器ユニットを ALC 板に取付ける場合の方法	
<b>6章 消火設備工事</b>		<b>6章 消火設備工事</b>		
<b>2節 機器，器具及び材料</b>		<b>2節 機器，器具及び材料</b>		
6. 2. 1 管 類	消火設備に使用する管材： 6.2.1 表(注)2 建物内配管：（配管用炭素鋼管）	6. 2. 1 管 類	消火設備に使用する管材： 6.2.1 表(注)2 建物内配管：（配管用炭素鋼管）	
6. 2. 2 継 手 類	消火設備に使用する継手類の種類：	6. 2. 2 継 手 類	消火設備に使用する継手類の種類：	
6. 2. 6 消火機器	2 消火ポンプユニット <u>(4)</u> 漏電警報器を外部端子付きとする場合： 4 連結送水管	6. 2. 6 消火機器	2 消火ポンプユニット <u>(5)</u> 漏電警報器を外部端子付きとする場合： <u>(6)</u> 付属品 <u>(7)</u> フート弁の呼び径：	改定 改定

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	<p>(1) 送水口</p> <p>(i) 材質：青銅製又はステンレス製</p> <p>(ii) 形式：壁埋込型又はスタンド型</p> <p>(iii) ホース接続口：双口又は単口形</p> <p>(2) <u>送水口</u></p> <p>(i) 呼称及び材質：</p> <p>7 屋外消火栓</p> <p>(1) <u>消火栓弁</u></p> <p>(i) 本体の材質：鋳鉄製（要部青銅製）又はステンレス鋳物製</p> <p>(2) 屋外消火栓<u>ホース格納箱</u></p> <p>(i) 材質・形状：（鋼板製の自立形片流れ屋根付き）</p> <p><u>(3) 屋外消火栓箱材質：（鋼板製）</u></p> <p>9 共同住宅用スプリンクラー設備：（消防庁告示第17号「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に適合したもの）</p> <p>10 不活性ガス消火の噴射ヘッド，貯蔵容器，起動用ガス容器，選択弁，安全装置，手動起動装置，音響警報装置，放出表示灯，非常電源装置及び安全対策等：</p> <p><u>11</u> 消火の泡ヘッド，感知用ヘッド，貯蔵容器，水流検知装置，手動起動装置，一斉開放弁装置及び薬剤混合装置等：</p> <p><b>7章 ガス設備工事</b></p> <p><b>2節 都市ガス設備</b></p> <p>7.2.1 都市ガス設備に使用する管材：</p> <p>管及び継手</p> <p>7.2.3 4 ガスメーターユニットとする場合：</p> <p>ガスメーターその他</p> <p>7.2.5 4 組込型と据置型の区分：</p> <p>調理用ガス機器</p> <p>7.2.6 1 (2) ガスの比重及び種類，区分：</p>		<p>4 連結送水管</p> <p>(1) 送水口</p> <p>(i) 材質：青銅製又はステンレス製</p> <p>(ii) 形式：壁埋込型又はスタンド型</p> <p>(iii) ホース接続口：双口又は単口形</p> <p>(2) <u>放水口</u></p> <p>(i) 呼称及び材質：</p> <p>7 屋外消火栓</p> <p>(1) <u>屋外消火栓開閉弁</u></p> <p>(i) 本体の材質：鋳鉄製（要部青銅製）又はステンレス鋳物製</p> <p>(2) 屋外消火栓箱</p> <p>(i) 材質・形状：（鋼板製の自立形片流れ屋根付き）</p> <p>9 共同住宅用スプリンクラー設備：（消防庁告示第17号「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に適合したもの）</p> <p>10 不活性ガス消火の噴射ヘッド，貯蔵容器，起動用ガス容器，選択弁，安全装置，手動起動装置，音響警報装置，放出表示灯，非常電源装置及び安全対策等：</p> <p><u>11 ハロゲン化物消火の噴射ヘッド，貯蔵容器，起動用ガス容器，選択弁，安全装置，手動起動装置，音響警報装置，放出表示灯，非常電源装置及び安全対策等：</u></p> <p><u>12</u> 泡消火の泡ヘッド，感知用ヘッド，貯蔵容器，水流検知装置，手動起動装置，一斉開放弁装置及び薬剤混合装置等：</p> <p><u>13 (1) 消火用充水タンクの材質：（鋼板製，ステンレス鋼板製又はFRP製）</u></p> <p><b>7章 ガス設備工事</b></p> <p><b>2節 都市ガス設備</b></p> <p>7.2.1 都市ガス設備に使用する管材：</p> <p>管及び継手</p> <p>7.2.3 4 ガスメーターユニットとする場合：</p> <p>ガスメーターその他</p> <p>7.2.5 4 組込型と据置型の区分：</p> <p>調理用ガス機器</p> <p>7.2.6 1 (2) ガスの比重及び種類，区分：</p>	<p>誤植</p> <p>改定</p> <p>改定</p> <p>改定</p> <p>改定</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
ガス漏れ 警報器		ガス漏れ 警報器		
7.2.7 配管工法	4 地中埋設標の取付箇所：	7.2.7 配管工法	4 地中埋設標の取付箇所：	
7.2.12 ガス漏れ 警報器の 取付け	2 集中監視形受信機の取付け：	7.2.12 ガス漏れ 警報器の 取付け	2 集中監視形受信機の取付け：	
7.3.1 管及び継手	液化石油ガス設備に使用する管材：	7.3.1 管及び継手	液化石油ガス設備に使用する管材：	
7.3.3 充てん容器	鋼製集合装置及び同支持方法等：	7.3.3 充てん容器	鋼製集合装置及び同支持方法等：	
	<b>8章 さく井設備工事</b>		<b>8章 さく井設備工事</b>	
	<b>1節 一般事項</b>		<b>1節 一般事項</b>	
8.1.2 事前調査	<u>既設井分調査及び地表探査の実施：</u>	8.1.2 事前調査	<u>事前調査の適用：</u>	修文
8.2.1 掘削	1 掘削工法：（パーカッション式，ロータリー式及びダウンザホールハンマ式）	8.2.1 掘さく	1 掘さく工法：（パーカッション式，ロータリー式及びダウンザホールハンマ式）	改定
			<u>3 孔口保護管の震度：</u>	改定
			<u>4 仮設ケーシングの適用：</u>	改定
			<u>5 傾斜測定又はガイド管の降下試験の適用：</u>	改定
8.2.2 電気検層	2 測定方法：（連続測定）	8.2.2 電気検層	2 測定方法：（連続測定）	
8.2.3 ケーシング	1 ケーシングの管材：（配管用炭素鋼鋼管の黒管）	8.2.3 ケーシング	1 ケーシングの管材：（配管用炭素鋼鋼管の黒管）	修文
	<b>9章 浄化槽設備工事</b>		<b>9章 浄化槽設備工事</b>	
	<b>1節 一般事項</b>		<b>1節 一般事項</b>	
9.1.1 適用範囲	合併処理浄化槽の規模，処理性能による方式，形式の区分：	9.1.1 適用範囲	合併処理浄化槽の規模，処理性能による方式，形式の区分：	
9.1.2 施工範囲	1 9.1.2表（注）2 送風機室，防護さく及びコンクリート躯体工事：	9.1.2 施工範囲	1 9.1.2表（注）2 送風機室，防護さく及びコンクリート躯体工事：	
	<b>2節 現場施工形浄化槽の機材及び施工</b>		<b>2節 現場施工形浄化槽の機材及び施工</b>	
		<u>9.2.4 エアリフ</u>	<u>1 汚泥計量せき及び汚泥戻し管の有無：</u>	改定

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
9. 2. 5 送風機	4 (1) 遠心送風機の基礎： (2) 防振基礎の防振材及び振動絶縁効率：	<u>ト</u> 9. 2. 5 送風機	<u>1 間欠ばっ気運転等を行う場合の適用：</u> 4 (1) 遠心送風機の基礎： (2) 防振基礎の防振材及び振動絶縁効率：	改定
9. 2. <u>7</u> 制御盤	漏電、過負荷及び満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子の設置：	9. 2. <u>6</u> 制御盤	漏電、過負荷及び満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子の設置：	
9. 2. <u>12</u> 消泡装置	消泡装置のノズル式又は消泡剤式の適用：	9. 2. <u>11</u> 消泡装置	消泡装置のノズル式又は消泡剤式の適用：	
9. 2. <u>15</u> 消毒装置	消毒装置：（塩素剤を使用するものとし、装置は（1）、（2））	9. 2. <u>14</u> 消毒装置	消毒装置：（塩素剤を使用するものとし、装置は（1）、（2））	
9. 2. <u>30</u> 汚水流入管	汚水流入管：（JIS K 6741 によるもの）	9. 2. <u>27</u> <u>マンホールふた</u>	<u>マンホールに施錠する場合及び合成樹脂製等のマンホールを設ける場合：</u>	改定
9. 2. <u>33</u> 備品	備品の設置	9. 2. <u>29</u> 汚水流入管	汚水流入管：（JIS K 6741 によるもの）	
9. 2. <u>34</u> その他	1 地上に露出している配管の色彩：（(1)～(6)）	9. 2. <u>30</u> <u>配管</u>	<u>浄化槽設備に使用する管材、継手及び弁類：</u>	追加
9. 2. <u>35</u> 施工	3 土工事 土留め等：	9. 2. <u>32</u> 備品	備品の設置	
9. 3. 1 本体構造等	3 節 ユニット形浄化槽の機材及び施工 3 (1) 基礎等の厚さ：（9.3.1 表）	9. 2. <u>33</u> その他	1 地上に露出している配管の色彩：（(1)～(6)）	
10. 2. 1 住戸セントラル暖房方式	10 章 暖冷房設備工事 2 節 機器及び材料 住戸セントラル暖房方式：（「機材の品質・性能基準」） 1 (2) 給排気方式、設置方法の種類、及び加熱方式、構造、能力： <u>4 風呂追焚装置の種類：</u> <u>5 浴室暖房乾燥機を常時換気機能付きとする場合：</u>	9. 2. <u>34</u> 施工	3 土工事 土留め等：	
		3 節 ユニット形浄化槽の機材及び施工 3 (1) 基礎等の厚さ：（9.3.1 表）	10 章 暖冷房設備工事 2 節 機器及び材料 住戸セントラル暖房方式：（「機材の品質・性能基準」） 1 (2) 給排気方式、設置方法の種類、及び加熱方式、構造、能力： <u>4 浴室暖房乾燥機を常時換気機能付きとする場合：</u>	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由	
10. 2. 2 住棟セントラル暖房方式	住棟セントラル暖房方式： <u>（「機材の品質・性能基準」）</u>	10. 2. 2 住棟セントラル暖房方式	住棟セントラル暖房方式：	改定	
10. 2. 4 管 類	暖冷房設備に使用する管類：	10. 2. 4 管 類	暖冷房設備に使用する管類：		
10. 2. 5 継 手 類	暖冷房設備に使用する継手類：	10. 2. 5 継 手 類	暖冷房設備に使用する継手類：		
<b>11章 換気設備工事</b>		<b>11章 換気設備工事</b>			
<b>1節 一般事項</b>		<b>1節 一般事項</b>			
11. 1. 1 適用範囲	2 施設及び宿舍の換気設備：	11. 1. 1 適用範囲	2 施設及び宿舍の換気設備：		
<b>2節 機 材</b>		<b>2節 機 材</b>			
11. 2. 1 換気扇類及び付属部品	1 換気扇類及び換気口等：（「機材の品質・性能基準」） 2 区分（用途），形状等： 4 換気口部品（ベントキャップ，パイプフード） (6) 常時小風量換気用給気口を過給気防止機能付きとする場合： <u>（なし）</u>	11. 2. 1 換気扇類及び付属部品	1 換気扇類及び換気口等：（「機材の品質・性能基準」） 2 区分（用途），形状等： 4 換気口部品（ベントキャップ，パイプフード） (6) 常時小風量換気用給気口を過給気防止機能付きとする場合：		修文
11. 2. 2 管（ダクト）類	換気設備に使用する管材：	11. 2. 2 管（ダクト）類	換気設備に使用する管材：		
11. 2. 3 継 手 類	換気設備に使用する継手類の種類：	11. 2. 3 継 手 類	換気設備に使用する継手類の種類：		
<b>12章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</b>		<b>12章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</b>			
<b>1節 塗 装 工 事</b>		<b>1節 塗 装 工 事</b>			
12. 1. 1 適用範囲	塗装の箇所：（12.1.2表による）	12. 1. 1 適用範囲	塗装の箇所：（12.1.2表による）		
12. 1. 5 塗 装 基 準	塗装基準：（12.1.2表による） ホルムアルデヒドの放散量：（JIS F☆☆☆☆） 完成機器の塗装：（製造者の標準仕様）	12. 1. 5 塗 装 基 準	塗装基準：（12.1.2表による） ホルムアルデヒドの放散量：（JIS F☆☆☆☆） 完成機器の塗装：（製造者の標準仕様）		
<b>2節 防 錆</b>		<b>2節 防 錆</b>			
12. 2. 1 適用範囲	防錆の指定：	12. 2. 1 適用範囲	防錆の指定：		
<u>12. 2. 2</u> <u>防 錆 前 処</u>	<u>2 タンク類の防錆：</u>			改定	

公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
<p><u>理</u></p> <p>12. 3. 1 適用範囲</p> <p>12. 3. 2 材 料</p> <p>12. 3. 3 防露・保温 基 準</p> <p>13. 2. 1 適用範囲</p> <p>13. 2. 2 基本仕様</p>	<p><u>外面の特殊防錆：</u></p> <p>3節 防露・保温工事</p> <p>保温の指定：</p> <p>ホルムアルデヒドの放散量：(JIS F ☆☆☆☆)</p> <p>1 管の保温の種別： 給湯・暖房システムの給湯・温水配管の保温： 12.3.2表 階下のないトレンチ内、ピット内の給水配管の防露・保温施工種別： (注) 1 被服銅管の保温：(なし) (注) 2 保温外装のステンレス鋼板巻き部分の塗装：(なし) (注) 3 共同溝内の保温：</p> <p>2 鋼板製の水槽を保温する場合：</p> <p>3 管，弁，フランジ等の<u>寒冷地</u>の保温仕様：</p> <p>5 機器類の<u>寒冷地</u>の保温：</p> <p>6 12.3.3表 (注) 1 弁類の金属製カバーの材質：</p> <p>7 12.3.5表 (注) 井水使用又は凍結地区等の，給水管の保温材の厚さ：</p> <p>8 換気ダクトの保温 (2) 室内用給気ダクトの保温：(ロックウール又はグラスウール保温材 (厚さ 25 mm))</p> <p>9 12.3.6表 ドレン管の保温・防露の厚さ：</p> <p>13章 エレベーター設備工事</p> <p>2節 マシンルームレス形エレベーター マシンルームレス型エレベーター：(「機材の品質・性能基準」)</p> <p>1 運転操作方式が群乗合全自動方式及び全自動群管理方式の場合： 基準階到着機能を付加する場合：</p> <p>4 (4) 耐震施工 (イ) 耐震クラスを S<sub>09</sub>とする場合：(A<sub>09</sub>)</p> <p>5 (3) 13.2.5表</p>	<p><u>12. 2. 4 エポキシ 樹脂ライ ニング</u></p> <p>2 <u>ライニングの乾燥方法：(加熱硬化)</u></p> <p>3節 防露・保温工事</p> <p>保温の指定：</p> <p>ホルムアルデヒドの放散量：(JIS F ☆☆☆☆)</p> <p>1 管の保温の種別： 給湯・暖房システムの給湯・温水配管の保温： 12.3.2表 階下のないトレンチ内、ピット内の給水配管の防露・保温施工種別： (注) 1 被服銅管の保温：(なし) (注) 2 保温外装のステンレス鋼板巻き部分の塗装：(なし) (注) 3 共同溝内の保温：</p> <p>2 鋼板製の水槽を保温する場合：</p> <p>3 管，弁，フランジ等の保温仕様：<u>(なし)</u></p> <p>5 機器類の保温：<u>(なし)</u></p> <p>6 12.3.3表 (注) 1 弁類の金属製カバーの材質：</p> <p>7 12.3.5表 (注) 井水使用又は凍結地区等の，給水管の保温材の厚さ：</p> <p>8 換気ダクトの保温 (2) 室内用給気ダクトの保温：(ロックウール又はグラスウール保温材 (厚さ 25 mm))</p> <p>9 12.3.6表 ドレン管の保温・防露の厚さ：</p> <p>13章 エレベーター設備工事</p> <p>2節 マシンルームレス形エレベーター マシンルームレス型エレベーター：(「機材の品質・性能基準」)</p> <p>1 運転操作方式が群乗合全自動方式及び全自動群管理方式の場合： 基準階到着機能を付加する場合：</p> <p>4 (4) 耐震施工 (イ) 耐震クラスを S<sub>09</sub>とする場合：(A<sub>09</sub>)</p> <p>5 (3) 13.2.5表</p>	<p>改定</p> <p>改定 改定</p>	



公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成22年度版		公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）平成25年版（案）		改定理由
	注1. 免震構造及び制振構造の場合の地震感知器の設定値：		注1. 免震構造及び制振構造の場合の地震感知器の設定値：	
	9 (2) 設置場所：昇降路内又は乗り場		9 (2) 設置場所：昇降路内又は乗り場	改定
	25 (1) 一般事項 (ハ) 保守遠隔監視等用（電話回線）配管・配線を設ける場合：		25 (1) 一般事項 (ハ) 保守遠隔監視等用（電話回線）配管・配線を設ける場合：	
13. 2. 3 付加仕様	基本仕様にオプションを設ける場合	13. 2. 3 付加仕様	基本仕様にオプションを設ける場合	
	1 (1) 自家発管制運転装置 (ニ) 昇着階を特に避難階とする場合：		1 (1) 自家発管制運転装置 (ニ) 昇着階を特に避難階とする場合：	
	2 火災時管制運転装置 (4) 管制運転を火災報知設備と連動させる場合：		2 火災時管制運転装置 (4) 管制運転を火災報知設備と連動させる場合：	
	8 中間ビーム：		8 中間ビーム：	
	16 かご養生 かご室内を保護するための養生（壁についてはかご保護マット 1800H）を施す場合：		16 かご養生 かご室内を保護するための養生（壁についてはかご保護マット 1800H）を施す場合：	
	17 1～16以外の乗場枠取付け材，つり合いおもりの非常止め装置等のオプションを設ける場合：		17 1～16以外の乗場枠取付け材，つり合いおもりの非常止め装置等のオプションを設ける場合：	
13. 2. 4 福祉型仕様	福祉型における標準付加仕様の適用：	13. 2. 4 福祉型仕様	福祉型における標準付加仕様の適用：	
	3節 一般エレベーター		3節 一般エレベーター	
			13. 3. 3 耐震措置	
			1 (1) 耐震クラスをS09とする場合：(A09)	改定
13. 3. 4 駆動装置	6 機械室なしの場合の電源盤及び制御盤の設置場所：	13. 3. 4 駆動装置	6 機械室なしの場合の電源盤及び制御盤の設置場所：	
13. 3. 11 電気配線	4 (1) エレベーター用電源は，次の2種類とし，おのおのエレベーター機械室のエレベーター受電盤まで供給する (イ) 動力用 AC 三相 400V/440V，50/60Hz の適用： (2) 非常用自家発電設備の要否：	13. 3. 11 電気配線	4 (1) エレベーター用電源は，次の2種類とし，おのおのエレベーター機械室のエレベーター受電盤まで供給する (イ) 動力用 AC 三相 400V/440V，50/60Hz の適用： (2) 非常用自家発電設備の要否：	
	14章 機械式駐車装置工事		14章 機械式駐車装置工事	
	2節 区分及び型式		2節 区分及び型式	
14. 2. 1 区分及び型式	機械式駐車装置の区分・型式：	14. 2. 1 区分及び型式	機械式駐車装置の区分・型式：	

引用規格類

略称	規格等の名称
AS	塩ビ管・継手協会規格
<del>JAS</del>	<del>日本農林規格</del>
<del>JASS</del>	<del>(株)日本建築学会規格</del>
JCDA	(社)日本銅センター規格
<del>JCMA</del>	<del>(株)日本電線工業会 耐火・耐熱電線認定業務委員会認定</del>
<del>JCS</del>	<del>(株)日本電線工業会規格</del>
JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格
JDPA	日本ダクタイル鉄管協会規格
JEAS	(社)日本エレベータ協会標準
<del>JEC</del>	<del>(株)電気学会電気規格調査会標準規格</del>
<del>JEL</del>	<del>(株)日本電球工業会規格</del>
<del>JEM</del>	<del>(株)日本電機工業会規格</del>
<del>JGS</del>	<del>(株)地盤工学会基準</del>
<del>JIL</del>	<del>(株)日本照明器具工業会規格</del>
JIS	日本工業規格
JPF	日本金属継手協会規格
JSWAS	(社)日本下水道協会規格
JV	(社)日本バルブ工業会規格
<del>JWDS</del>	<del>(株)日本配線器具工業会規格</del>
JWWA	(社)日本水道協会規格
<del>LES</del>	<del>陸用内燃機関協会規格</del>
MDJ	排水鋼管継手工業会規格
NECA	日本電気制御機器工業会規格
PTC	配水用ポリエチレンパイプシステム協会
PWA	建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会
SAS	ステンレス協会規格
<del>SBA</del>	<del>(株)電池工業会規格</del>
SHASE-S	(社)空気調和・衛生工学会規格
<del>WES</del>	<del>(株)日本溶接協会規格</del>
WSP	日本水道鋼管協会規格

引用規格類

略称	規格等の名称
AS	塩化ビニル管・継手協会規格
<del>JAS</del>	<del>日本農林規格</del>
<del>JASS</del>	<del>(株)日本建築学会規格</del>
JCDA	(一社)日本銅センター規格
<del>JCMA</del>	<del>(株)日本電線工業会 耐火・耐熱電線認定業務委員会認定</del>
<del>JCS</del>	<del>(株)日本電線工業会規格</del>
JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格
JDPA	(一社)日本ダクタイル鉄管協会規格
JEAS	(一社)日本エレベータ協会標準
<del>JEC</del>	<del>(株)電気学会電気規格調査会標準規格</del>
<del>JEL</del>	<del>(株)日本電球工業会規格</del>
<del>JEM</del>	<del>(株)日本電機工業会規格</del>
<del>JGS</del>	<del>(株)地盤工学会基準</del>
<del>JIL</del>	<del>(株)日本照明器具工業会規格</del>
JIS	日本工業規格
JPF	日本金属継手協会規格
JSWAS	(公社)日本下水道協会規格
JV	(一社)日本バルブ工業会規格
<del>JWDS</del>	<del>(株)日本配線器具工業会規格</del>
JWWA	(公社)日本水道協会規格
<del>LES</del>	<del>陸用内燃機関協会規格</del>
NECA	(一社)日本電気制御機器工業会規格
PTC	配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
PWA	建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会規格
SAS	ステンレス協会規格
<del>SBA</del>	<del>(株)電池工業会規格</del>
SHASE-S	(公社)空気調和・衛生工学会規格
<del>WES</del>	<del>(株)日本溶接協会規格</del>
WSP	日本水道鋼管協会規格

略称を修正

—取り消し線—は、機械編で引用していない規格を示す。

誤植

削除（JPFを含む）